

金融庁の1年

(2018 事務年度版)

2019 年 12 月

金 融 庁

記載内容について

1. 2018年7月1日から2019年6月30日までの金融庁の活動について記載しています。
2. 証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会の活動については、別途その活動状況を取りまとめています(「証券取引等監視委員会の活動状況」及び「公認会計士・監査審査会の活動状況」参照)。

目次

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織	1
I 概要	
II 特命担当大臣	
III 所掌事務	
第2節 平成30年度の組織再編	1
第3節 令和元年度の体制整備	1

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表	7
第2節 財務局との連携	25
第3節 人事改革等	26
I 組織文化（カルチャー）の改革	
II 服務規律の確保	
III 法令等遵守調査室における情報受付	
第4節 研究	29
I 金融庁における研究	
II 金融行政の参考となる調査研究の実施	
III 産・官・学の連携強化	
第5節 研修	41
I 金融庁における研修	
II 2018事務年度の研修実施状況	
III 2019事務年度の研修方針及び研修計画の策定	
第6節 金融行政におけるITの活用	49
I 概要	
II 取組実績	
第7節 報道・広報	68
I 報道対応	
II 広報活動	
第8節 情報公開等	72
I 開示請求の動向	
II 文書管理等の状況	
第9節 金融機関等との意見交換	75
第10節 パブリック・コメント手続の実績	76
第11節 金融行政アドバイザー制度	79
I 制度の概要	
II 2018事務年度における取組み	
第12節 金融行政モニター制度	80

I	制度の概要	
II	提出された意見等に対する金融庁の対応	
第13節	金融サービス利用者相談室	85
I	概要	
II	相談等の受付状況	
第14節	政策評価への取組み	91
第15節	金融庁業務継続計画の策定	101
第16節	英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み	108

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章	金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み	
第1節	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）	111
第2節	企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み	119
I	開示諸制度の整備	
II	開示諸制度の運用	
III	EDINET（電子開示システム）の開発状況等	
IV	会計基準の品質向上に向けた取組み	
V	会計監査の信頼性確保に向けた取組み	
VI	公認会計士・監査法人等に対する監督	
VII	公認会計士の魅力向上に向けた取組み	
VIII	IFIAARを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献	
第3節	その他金融・資本市場等に関する各種施策等	141
I	金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討	
II	金融商品取引所をめぐる動き（総合取引所の実現等）	
III	証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き	
IV	東京国際金融センターの推進	
第4章	預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案	
第1節	ITの進展等への対応	167
I	金融デジタルイゼーション戦略	
II	FinTechサポートデスク	
III	FinTech実証実験ハブ	
IV	FinTech Innovation Hub	
V	プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応	
VI	「決済高度化官民推進会議」の開催	
VII	金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について	
VIII	フィンテックに係る国際的なネットワークの強化	
第2節	休眠預金等活用法に関する取組み	188
I	法律の概要	
II	2018事務年度の取組み	

第5章 審議会等の活動状況	
第1節 金融審議会	190
I 金融審議会の構成	
II 2018事務年度の開催実績	
第2節 自動車損害賠償責任保険審議会	224
第3節 企業会計審議会	227
I 企業会計審議会の構成	
II 2018事務年度の審議状況	
第4節 金融トラブル連絡調整協議会	229
I 経緯	
II 議論の状況	
第5節 仮想通貨交換業等に関する研究会	233
第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み	
第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み	236
I 「成長戦略（2019年）」（2019年6月21日閣議決定）	
II 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月21日閣議決定）	
III 「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）	
IV 「世界最先端デジタル 国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）	
第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み	242
第3節 金融に関する税制	245
第4節 規制・制度改革等に関する取組み	264
I 規制・制度改革に関する取組み	
II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応	
第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について	267
I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況	
II コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4））の公表について	
第6節 震災等自然災害への対応	278
I 東日本大震災への対応	
II 平成28年熊本地震への対応	
III 平成30年7月豪雨等への対応	
第7節 消費者行政に関する取組み	287
I 経緯等	
II 工程表の作成等	
III 消費者基本計画における金融庁関連の施策	
第8節 障害者施策への対応	301
I 概要	

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施	
第9節 金融経済教育の取組み	302
I 概要	
II 金融経済教育の推進を含む具体的な取組み状況	
第10節 家計の安定的な資産形成に関する取組み	326
I 顧客本位の業務運営に関する原則	
II つみたてNISAの普及・利用促進について	
第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み	337
第12節 明治150年関連施策	344
I 概要	
II 金融庁の施策	
第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り	349
第3部 金融検査・監督等	
第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き	
第1節 検査・監督のあり方の見直し	351
I 2018事務年度の取組み	
II 今後の取組み	
第2節 実践と方針に基づく金融モニタリング	353
I 経緯等	
II 実践と方針に基づく2018事務年度のモニタリング	
第3節 業態横断的な金融モニタリング	355
I マクロプルーデンス	
II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング	
第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について	358
I 早期是正措置の概要及び運用	
II 社外流出制限措置の概要及び運用	
第5節 金融上の行政処分について	364
I 行政処分の趣旨	
II 行政処分の業態別発動状況	
第6節 反社会的勢力への対応について	370
I 経緯	
II これまでの対応	
第7節 指定紛争解決機関	372
第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き	
第1節 監督指針等	373
I 主要行等向けの総合的な監督指針等	
II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針	
第2節 預金取扱等金融機関の概況	375
I 主要行等の2018年度決算概況	

II	地域銀行の2018年度決算概況	
III	再編等の状況	
IV	不良債権処理等の推移	
V	預金保険料率の変更	
第3節	預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング	410
I	大手銀行グループに対する金融モニタリング	
II	地域銀行に対する金融モニタリング	
III	外国銀行に対する金融モニタリング	
IV	協同組織金融機関に対する金融モニタリング	
第4節	自己資本比率規制等	415
I	自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要	
II	関連告示等の整備	
III	自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2018事務年度）	
第5節	資本増強制度の運用状況	423
I	旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法	
II	金融機能強化法	
第6節	金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み	458
I	金融仲介の改善に向けた検討会議	
II	企業アンケート調査	
III	金融仲介の取組みの「見える化」と「探求対型対話」	
IV	経営者保証に関するガイドラインの活用促進	
V	金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム	
VI	認定支援機関による経営支援	
VII	地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用	
VIII	金融の円滑化に向けた取組み	
第7節	偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応	472
I	被害及び補償の状況	
II	金融機関における対応状況	
第8節	振り込め詐欺等への対応	482
I	金融庁における取組状況	
II	金融機関における取組状況	
第9節	銀行カードローンへの対応	483
第10章	信託会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	信託会社等に関する総合的な監督指針	490
第2節	信託会社等の新規参入	490
第3節	信託会社等に対する金融モニタリング	490
第4節	類似商号への対応	490
第11章	保険会社等の検査・監督をめぐる動き	
第1節	保険会社向けの総合的な監督指針	492
第2節	保険会社の概況	493

I	2019年3月期決算状況	
II	再編等の状況	
第3節	保険会社に対する金融モニタリング	501
I	顧客本位の業務運営の定着	
II	持続可能なビジネスモデルの構築	
第4節	保険会社に係る財務基準等	504
I	経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議	
II	経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する影響度調査（フィールドテスト）	
第5節	保険商品審査態勢について	504
第6節	少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き	505
第7節	認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き	509
第12章	金融商品取引業者等の監督をめぐる動き	
第1節	金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針	525
第2節	金融商品取引業者等に対する金融モニタリング	526
第3節	第一種金融商品取引業	527
I	第一種金融商品取引業者の概況	
II	第一種金融商品取引業者に対する行政処分	
III	投資者保護基金について	
第4節	第二種金融商品取引業	535
I	第二種金融商品取引業者の概況	
II	第二種金融商品取引業者に対する行政処分	
第5節	投資助言・代理業	537
I	投資助言・代理業者の概況	
II	投資助言・代理業者に対する行政処分	
第6節	投資運用業	539
I	投資運用業者の推移	
II	投資法人の推移	
III	運用資産の推移	
IV	資産運用業の高度化	
第7節	登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、 高速取引行為者	544
I	登録金融機関の概況	
II	取引所取引許可業者の概況	
III	金融商品仲介業者の概況	
IV	高速取引行為者の概況	
第8節	信用格付業者	546
I	信用格付業者の概況	
II	信用格付業者の特定関係法人	
第9節	適格機関投資家等特例業務届出者	548
I	適格機関投資家等特例業務届出者の概況	

II	適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について	
第10節	集団投資スキームの持分の販売・運用状況について	550
第11節	認定投資者保護団体	553
第12節	詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について	554
I	相談件数の状況等	
II	対応	
第13章	その他の金融業の検査・監督をめぐる動き	
第1節	事務ガイドライン第三分冊	555
第2節	貸金業者等の検査・監督をめぐる動き	555
I	貸金業者の概況	
II	貸金業者に対する金融モニタリング	
III	貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況	
IV	貸金業務取扱主任者の登録状況	
V	登録講習機関の講習実施状況	
VI	指定信用情報機関の概況	
第3節	前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き	558
I	前払式支払手段発行者の概況	
II	前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング	
III	前払式支払手段の払戻手続	
IV	前払式支払手段の発行保証金の還付手続	
V	資金移動業者の概況	
VI	資金移動業者に対する金融モニタリング	
VII	暗号資産交換業者の概況	
VIII	暗号資産交換業者に対する金融モニタリング	
第4節	S P C等の監督をめぐる動き	562
I	S P C等の概況	
II	資産の流動化の状況	
第5節	不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き	563
第6節	確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き	564
第7節	電子債権記録機関の監督をめぐる動き	566
第8節	電子決済等代行業者の監督をめぐる動き	567
第9節	その他の金融機関等に対する金融モニタリング	570
I	信用保証協会に対する金融モニタリング	
II	政策金融機関等に対する金融モニタリング	
第14章	法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	571
I	本制度導入の経緯	
II	回答実績	
III	利用上の留意点	

第15章	一般的な法令解釈に係る書面照会手続	572
I	本照会手続導入の経緯	
II	回答実績	
III	利用上の留意点	
第16章	疑わしい取引の届出制度	573
I	疑わしい取引の届出制度	
II	疑わしい取引の届出に関する概況	
第17章	課徴金納付命令	596
I	課徴金制度について	
II	課徴金納付命令等の状況	
第18章	金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策	
第1節	意見申出制度	606
第2節	外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価	606
第3節	金融モニタリング情報の収集について	606
I	概要	
II	情報の収集状況	
第4部	国際関係の動き	
第19章	概括	
第1節	金融規制改革を含む国際的な議論への貢献	612
第2節	国際的な当局間のネットワーク・協力の強化	614
I	米欧	
II	中国	
III	アジア新興国等に対する技術協力	
第20章	金融に関する国際的な議論	617
第1節	G20	618
I	沿革	
II	主な議論	
第2節	金融安定理事会（FSB）	621
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第3節	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）	627
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第4節	証券監督者国際機構（IOSCO）	633
I	沿革	

II	組織	
III	主な議論	
第5節	決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場 改革〕	639
I	沿革	
II	主な議論	
第6節	保険監督者国際機構（IAIS）	643
I	沿革	
II	組織	
III	主な議論	
第7節	金融活動作業部会（FATF）	646
I	沿革	
II	主な議論	
第8節	その他の主体	648
I	経済協力開発機構（OECD）	
II	国際通貨基金（IMF）	
III	金融サービス利用者保護国際組織（FinCoNet）	
第21章	当局間の連携・協力等	
第1節	経済連携協定	653
I	環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）	
II	日EU・EPA	
III	その他経済連携協定（EPA）交渉等	
IV	世界貿易機関（WTO）による貿易政策検討制度（TPRB）審査	
第2節	アジア地域ファンドパスポート（ARFP）	656
第3節	当局間協議	657
I	欧州委員会（EC）	
II	英国	
III	スイス	
IV	日中韓	
V	中国	
VI	インド	
VII	台湾	
VIII	UAE	
第4節	金融技術協力	659
I	概要	
II	活動実績	
第5節	グローバル金融連携センター（GLOPAC）	660
I	概要	
II	活動実績	

第22章	その他の課題	
第1節	新たな課題に関する国際的な動き	663
Ⅰ	サイバーセキュリティ	
Ⅱ	持続可能な開発目標（SDGs）	
Ⅲ	金融包摂	
第2節	米国トランプ政権の金融規制改革	667
第3節	英国のEU離脱（Brexit）	667
巻末資料1	最近の主な金融関連立法	668
巻末資料2	この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等 （2018事務年度）	669
金融庁の所在地等		673

第1部 金融庁の組織及び行政運営

第1章 金融庁の組織

第1節 金融庁の組織

I 概要

金融庁は、平成12年7月に、金融再生委員会に置かれていた金融監督庁と大蔵省金融企画局を統合して設置され、更に、13年1月の中央省庁再編に当たり、金融再生委員会は廃止され、改めて内閣府の外局として設置された。

金融庁には、内閣府設置法第53条第2項の内部部局として、総合政策局、企画市場局及び監督局の3局のほか、同法第54条の審議会等として、証券取引等監視委員会、公認会計士・監査審査会、金融審議会、自動車損害賠償責任保険審議会、金融機能強化審査会及び企業会計審議会が置かれており、30年度末現在、全体で一般職1,582名及び特別職5名（証券取引等監視委員会の委員長及び委員2名、公認会計士・監査審査会の会長及び常勤委員1名）の体制となっている。（別紙1参照）

II 特命担当大臣

内閣府設置法第11条により、金融庁の所管する事項及び内閣補助事務たる金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項については、特命担当大臣を置き、これらの事務を掌理することとされている。（別紙2参照）

III 所掌事務

金融庁は、金融制度の企画立案から検査・監督・監視の実施機能までを一貫して担うとともに、銀行、保険及び証券等の分野を横断的に所管し、金融行政を一元的に遂行している。（別紙3参照）

なお、金融破綻処理制度及び金融危機管理に関する企画立案及びそれに関連する事務は、金融庁と財務省との共管とされたが、財務省が所掌するそれらの事務は、財政、国庫、通貨・外国為替等の観点からのものとされている。

第2節 平成30年度の組織再編（別紙4参照）

第3節 令和元年度の体制整備

現下の政策課題に的確に対応すべく、23人の増員（※）を行い、14人の定員合理化減等により、9人の純増となった。また、政策立案総括審議官、公文書監理官及び仮想通貨モニタリング室の設置等の体制整備を行うこととした。

※ 上記のほかに、障害者雇用に係るものとして16人の増員が認められた。

- 金融行政の戦略立案・総合調整機能の強化〔4人〕
 - －公文書管理体制の強化
 - －合理的な根拠に基づく政策立案推進体制の強化
 - －SDGs（※）の推進等、横断的な政策課題への対応強化
 - ※ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）

- 検査・監督の質の向上〔13人〕
 - －仮想通貨交換業者への対応強化
 - －地域における金融仲介機能の促進に向けた体制の強化

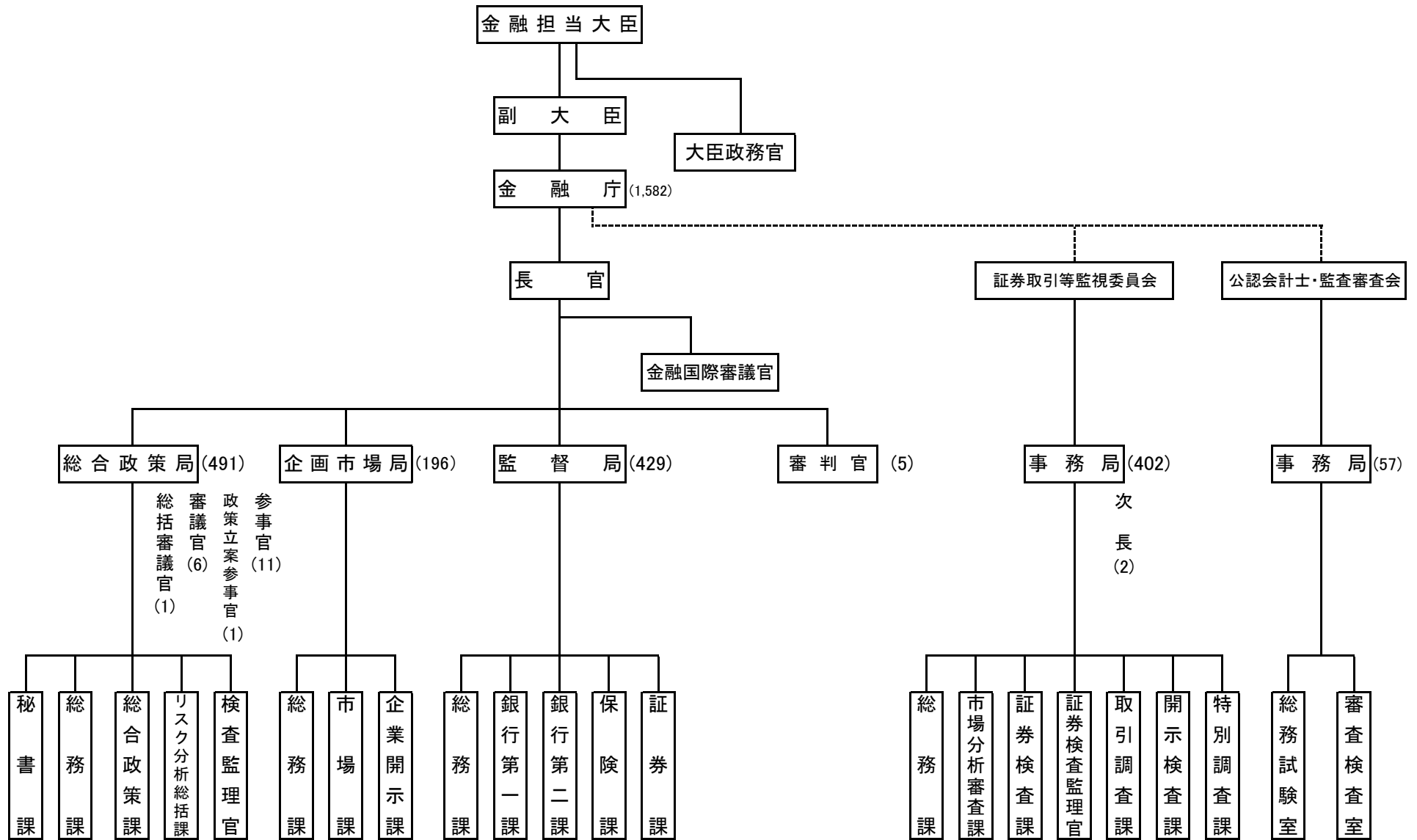
- 金融行政の企画能力の強化〔4人〕
 - －情報通信技術の進展を踏まえた制度のあり方などの検討体制の強化

- その他〔2人〕

【定員の推移】

定員の推移	27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度
増員(A)	22	19	18	20	39
定員合理化減等(B)	▲12	▲14	▲14	▲13	▲14
純増(A-B)	10	5	4	7	25
年度末定員	1,566	1,571	1,575	1,582	1,607

金融庁の組織（平成30年度）



※ 数字は、平成30年度末定員。
※ 審議官のうち1人、次長のうち1人、公認会計士・監査審査会事務局長は充て職。

(別紙2)

金融担当大臣

内閣府設置法（抜粋）

(特命担当大臣)

第九条 内閣総理大臣は、内閣の重要政策に関して行政各部の施策の統一を図るために特に必要がある場合においては、内閣府に、内閣総理大臣を助け、命を受けて第四条第一項及び第二項に規定する事務並びにこれに関連する同条第三項に規定する事務（これらの事務のうち大臣委員会等の所掌に属するものを除く。）を掌理する職（以下「特命担当大臣」という。）を置くことができる。

2 特命担当大臣は、国務大臣をもって充てる。

第十一条 第四条第一項第二十六号に掲げる事務、同条第二項に規定する事務（金融庁設置法第四条第二項の規定により金融庁の所掌に属するものに限る。）及び第四条第三項第六十号に掲げる事務については、第九条第一項の規定により特命担当大臣を置き、当該事務を掌理させるものとする。

(所掌事務)

第四条 内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、行政各部の施策の統一を図るために必要となる次に掲げる事項の企画及び立案並びに総合調整に関する事務（内閣官房が行う内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第二項第二号に掲げる事務を除く。）をつかさどる。

一～二十五 (略)

二十六 金融の円滑化を図るための環境の総合的な整備に関する事項

二十七～三十 (略)

2 前項に定めるもののほか、内閣府は、前条第一項の任務を達成するため、内閣総理大臣を長とし、前項に規定する事務を主たる事務とする内閣府が内閣官房を助けることがふさわしい内閣の重要政策について、当該重要政策に関して閣議において決定された基本的な方針に基づいて、行政各部の施策の統一を図るために必要となる企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどる。

3 前二項に定めるもののほか、内閣府は、前条第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十九の二 (略)

六十 金融庁設置法（平成十年法律第三百十号）第四条第一項に規定する事務

六十一・六十二 (略)

金融庁の各局等の所掌事務(平成30年7月)

部局 課室等	所 掌 事 務
総合政策局	総合調整、総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
秘書課	総務、人事、服務、研修、図書館の運営 等
管理室	機構・定員、予算、会計、福利厚生 等
情報化統括室	情報システムの整備及び管理 等
総務課	総合調整、情報公開・個人情報保護、国会、広報、財務局等との連絡調整、官報掲載、行政訴訟、課徴金に関する審判の事務 等
国際室	国際関係事務に関する基本的な政策の企画・立案 等
総合政策課	総合的かつ基本的な方針その他の政策の企画・立案・実施の総括、金融知識普及、税制に関する事務の総括、政策評価、金融に関する調査・研究 等
資産形成支援室	国民の安定的な資産形成を促進するための基本的・総合的な政策の企画・立案 等
金融サービス利用者相談室	苦情の処理・問合せに対する情報の提供 等
サイバーセキュリティ対策企画調整室	サイバーセキュリティの確保に関する基本的な政策の企画・立案・推進 等
リスク分析総括課	金融システムや複数の金融機関等に共通するリスクの状況・動向に関する調査・分析の総括や包括的又は特に専門的な調査・分析・検査 等
情報・分析室	金融システム・金融機関等のリスクを把握するための基礎となる情報の収集・分析
リスク管理検査室	金融機関等のリスク管理の状況を把握するための検査のうち、重要なものの実施
検査監理官	重要な検査の実施 等
企画市場局	国内金融に関する制度の企画・立案 等
総務課	企画市場局の総合調整、指針の策定に関する事務の総括、国内金融及び金融機関等の行う国際業務に関する制度に関する企画・立案の総括、基本的な事項・共通的な事項の企画・立案 等
フィンテック室	情報通信技術の進展等に対応するための制度の企画・立案 等
信用機構企画室	預金保険・農水産業協同組合貯金保険に関する制度の企画・立案 等
保険企画室	保険に関する制度の企画・立案 等
調査室	内外における金融制度・その運営に関する調査 等
市場課	金融商品市場その他の金融市場に関する制度の企画・立案 等
企業開示課	企業内容等の開示等に関する制度の企画・立案、公認会計士制度の企画・立案、有価証券届出書等の審査・処分 等
監 督 局	金融機関等の監督
総 務 課	監督局の総合調整、監督事務の指針の策定に関する事務の総括 等
監督調査室	監督事務に関する指針の策定又は施策に関する調査 等
国際監督室	国際的な監督事務に係る施策に関し総合的な処理を要する事項に関する基本的な施策の企画・立案・推進 等
金融会社室	貸金業を営む者、仮想通貨交換業を営む者の監督 等
信用機構対応室	預金保険機構・農水産業協同組合貯金保険機構の業務・組織の適正な運営の確保 等
銀行第一課	銀行業を営む者等の監督 等
銀行第二課	銀行業を営む者(一般社団法人全国地方銀行協会又は一般社団法人第二地方銀行協会の会員等)の監督 等
地域金融生産性向上支援室	地域金融機能の強化を通じた企業の生産性向上を支援するための政策の企画・立案・推進 等
協同組織金融室	信用金庫、信用金庫連合会、労働金庫、労働金庫連合会、信用協同組合等の監督 等
保 險 課	保険業を行う者等の監督 等
損害保険・少額短期保険監督室	保険業を行う者(損害保険会社、少額短期保険業者等)の監督 等
証 券 課	金融商品取引業者等の監督 等
資産運用室	投資助言・代理業者、投資運用業者、適格機関投資家等特例業者等の監督 等
審 判 官	課徴金に係る行政審判
証券取引等監視委員会 事務局	市場分析審査、証券検査、不正事案の調査、開示事案の検査、犯則事件の調査 等
総務課	事務局の総合調整 等
情報解析室	電子情報処理組織を利用して処理された物件に係る電磁的記録の証拠保全・調査・分析
市場分析審査課	有価証券の売買その他の取引等に関する包括的な情報収集、取引審査 等
証券検査課	金融商品取引法その他の法律の規定に基づく報告又は資料の徴取、検査、調査及び報告の求め 等
証券検査監理官	重要な証券検査の実施 等
取引調査課	金融商品取引法に基づく不正事案の調査 等
開示検査課	金融商品取引法に基づく開示事案の検査 等
特別調査課	金融商品取引法及び犯罪による収益の移転防止に関する法律に基づく犯則事件の調査 等
公認会計士・監査審査会 事務局	公認会計士試験の実施、監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等
総務試験室	事務局の総合調整、公認会計士試験の実施 等
審査検査室	監査法人等の監査業務に関する審査・検査 等

平成30年7月10日

金 融 庁

金融庁の組織再編について

金融行政が抱える課題の変化に的確に対応していく観点から、金融庁の組織を再編します。

この組織再編は、金融庁組織令の一部を改正する政令等に基づき行うものであり、7月13日に公布し、7月17日に施行する予定です。

<組織再編の内容>

- 「総合政策局」、「企画市場局」、「監督局」の3局体制とする。
(総務企画局、検査局の廃止)
- 金融行政の戦略立案や総合調整の機能を強化するとともに、金融システム全体のリスクや業態横断的な課題に対応するため、専門分野別機能を強化する。
(総合政策局の新設、同局総合政策課、リスク分析総括課の新設)
- 市場機能の強化や技術の進展等に応じた制度等の施策の企画能力を強化する。
(企画市場局の新設)
- 金融機関との継続的な対話を効果的・効率的に行うため、オンサイトとオフサイトのモニタリングを一体化する。(監督局)

なお、今回の組織再編にあたり、証券取引等監視委員会や公認会計士・監査審査会の組織及び所掌事務に変更は生じません。

(以上)

第2章 金融庁の行政運営

第1節 「金融行政のこれまでの実践と今後の方針」の策定・公表（別紙1参照）

金融庁においては、検査・監督の基本方針を「検査基本方針」（2013 事務年度においては「金融モニタリング基本方針」）や業態毎の「監督方針」として策定・公表してきた。また、2014 事務年度においては、これらを統合した共通の方針として「平成26 事務年度金融モニタリング基本方針」を取りまとめ、公表した。

さらに、2015 事務年度以降は、検査・監督のみならず、金融制度の企画立案や国際連携等を含め、金融行政が何を指すかを明確にするとともに、その実現に向け、いかなる方針で金融行政を行っていくかを、毎年「金融行政方針」として公表した。そして、「金融行政方針」に基づく行政を実施するとともに、PDCA サイクルを強く意識し、その進捗状況や実績等を継続的に評価して、現状分析や問題提起等とあわせ、「金融レポート」として公表した上で、これを翌事務年度の「金融行政方針」に反映させていた。

2018 事務年度においては、PDCA サイクルに基づく業務運営をさらに強化する観点から、従来の「金融レポート」と「金融行政方針」を統合し、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30 事務年度）」として公表した。

「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30 事務年度）」においては、以下の7項目に重点的に取り組むこととしている。

- ・ デジタライゼーションの加速的な進展への対応
- ・ 家計の安定的な資産形成の推進
- ・ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ・ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- ・ 顧客の信頼感・安心感の確保
- ・ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ・ 金融当局・金融行政運営の改革

また、2017 事務年度からは、政策評価有識者会議の運営方法を改め、政策評価に加え、金融行政に外部の意見や提言を継続的かつ的確に反映させるため、金融全体を俯瞰した観点から、金融行政として取り組むべき新たな重要課題についての議論を定期的実施することとした。



変革期における
金融サービスの
向上にむけて

金融行政のこれまでの実践と今後の方針(平成30事務年度)

平成30年9月 金融庁

変革期における金融サービスの向上にむけて

金融を取り巻く環境変化

- ・ デジタライゼーションの加速
- ・ 人口減少・高齢化の進展
- ・ 低金利環境の長期化

金融サービスの向上に向けた

「金融育成庁」としての

7つの取組み

金融行政の目的

- ・ 安定的な資産形成
- ・ 企業・経済の持続的成長
を通じた国民の厚生の増大

1. デジタライゼーションの加速的な進展への対応 ～金融デジタライゼーション戦略～
2. 家計の安定的な資産形成の推進
3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保 ～経営者の役割とガバナンス～
5. 顧客の信頼感・安心感の確保 ～金融機関の行為・規律に関する課題～
6. 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
7. 金融当局・金融行政運営の改革


本事務年度は、PDCAを明確化させる観点から、従来の金融レポートと金融行政方針を一体として策定

1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(1)

～金融デジタイゼーション戦略～

- **生活面**ではあらゆるモノ・コトがデジタル情報化し、**ビジネス面**では金融だけでなく生産・流通・販売に至るまで、さらに**行政**においても**隅々までデジタルが適用されるデジタイゼーション**が加速

- ITを活かし、決済等の金融サービスを切り出し(アンバンドリング)、eコマース等の業務と部分的に組み合わせる(リバンドリング)など、**新しいプレイヤーが金融分野に進出**
- 情報の蓄積・分析が量・質ともに飛躍的に増加・向上し、**情報の利活用が進展** → **ビジネスが革新的に変わる可能性**

 **新しいプレイヤーによるイノベーションの進展が進みやすい環境を整備していく必要**
同時に、**既存の金融機関も、新しいプレイヤーとの協働・連携や競争**を通じて、**ビジネスモデル変革による利用者利便の向上**が求められている

【金融デジタイゼーション戦略の11の施策】

情報をより使いやすく

1. 情報の蓄積と利活用

利用者や金融機関等の多様なプレイヤーが情報を利活用しやすくなるよう、①**情報連携のための環境整備**(決済高度化・オープンAPIの推進)、②**制度面での検討**(機能別・横断的法制において検討)を行うとともに、③**金融機関とITの戦略的活用・ITガバナンスについて対話**を実施

2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護

本人確認のデジタル化の推進のほか、情報の利活用の際の匿名性の確保、顧客情報の信頼性確保を含む個人情報の保護や、ブロックチェーン等、新しい技術を活用した顧客保護に向けた取組みを推進

3. デジタイゼーションに対応する情報・金融リテラシー

どのような金融サービスが利用できるか、また、自らの個人情報等が金融を含む商品・サービスの勧誘にどのように利活用されるかといった**情報・金融リテラシーの向上**を推進

1. デジタイゼーションの加速的な進展への対応(2)

～金融デジタイゼーション戦略～

官民のインフラの
デジタル化

4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化

利用者の利便性向上や企業の生産性向上、キャッシュレス化に向けたインフラ整備として①**企業の財務・決済プロセスの高度化**や、②**証券分野におけるブロックチェーン技術の活用**等の推進

5. 金融行政のデジタル化

①金融機関のシステム対応コストを低減しつつ、当局によるリアルタイムな実態把握を可能にする**官民双方にメリットのあるRegTechエコシステムを将来的に構築**するための検討、②EDINETのオープンAPI化による開示情報の提供等を実施

新しいビジネス
への挑戦を支援

6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進

①「**FinTech Innovation Hub**」を立ち上げ「**100社ヒアリング**」を実施することにより情報を収集するとともに、②**FinTech実証実験ハブ**や③**FinTechサポートデスク**等の様々なサンドボックスの活用を促進

7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進

オープンAPIの推進等により、金融機関とフィンテック企業の連携を推進

デジタイゼーションに向けた
基盤の整備

8. 国際的なネットワーク

①海外当局との**フィンテック推進協力枠組みの構築**、②**フィンテック・サミットの開催**に取り組むとともに、③**仮想通貨(暗号資産)の国際的なルール形成に貢献**

9. デジタイゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進

①ブロックチェーン技術の活用可能性や課題等にかかる**国際的な共同研究の実施**、②「**FinTech Innovation Hub**」における**要素技術等に係るヒアリングの実施**

10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応

新たな実効性あるサイバーリスクへの対応策を金融機関に促し、サイバーセキュリティの国際連携を推進するとともに、デジタイゼーションに伴って生じる金融システムの新たなリスクに対応

11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制

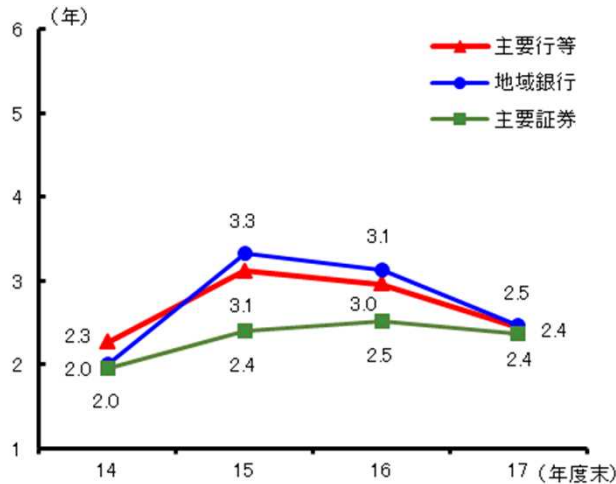
フィンテック等の技術革新の動向や金融サービスのトレンドの方向性も視野に入れつつ、**金融規制体系をより機能別・横断的なものにしていくことについて検討**

2. 家計の安定的な資産形成の推進(1)

(1) 顧客本位の業務運営の確立と定着

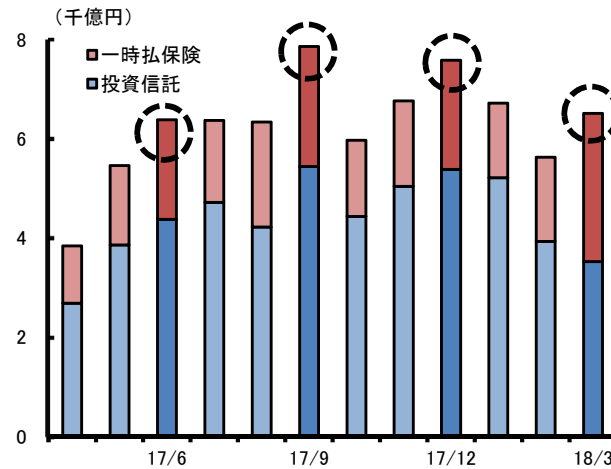
- 投資信託等の販売会社においては、**投資信託の平均保有期間が短期化**。営業現場では**期末の収益目標を意識したプッシュ型営業**の可能性
- 金融商品の販売、助言、商品開発、資産管理、運用を行う全ての金融機関における顧客本位の業務運営の浸透・定着に向け、**金融機関の取組みの「見える化」**の促進が課題

投資信託の平均保有期間の推移



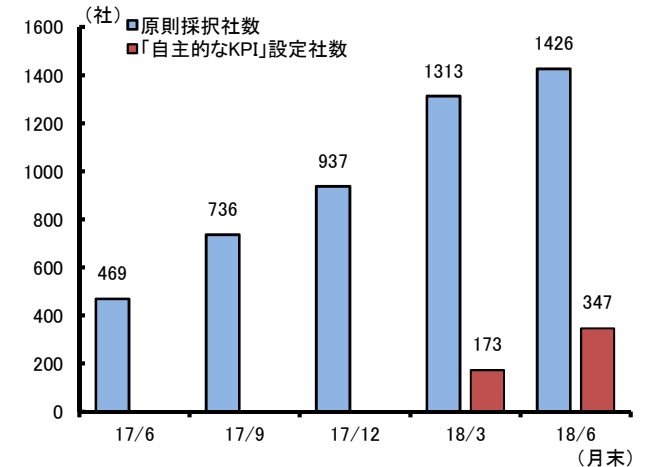
(注1) 主要行等9行、地域銀行20行、主要証券7社を集計
 (注2) 自行販売、仲介販売の合算ベース
 (注3) 平均保有期間は、(前年度末残高+年度末残高)÷2
 ÷(年間の解約額+償還額)で算出
 (資料)金融庁

リスク性商品の販売額の月次推移



(注1) 主要行等9行及び地域銀行20行を集計
 (注2) 17年4月から18年3月までの12か月間の、一時払保険及び投資信託の合計販売額の推移
 (資料)金融庁

「顧客本位の業務運営に関する原則」の採択社数・「自主的なKPI」設定社数



(注) 「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している金融事業者を集計
 (資料)金融庁

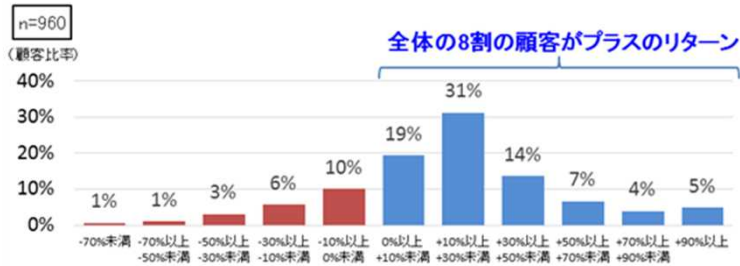
- 金融機関の**経営者**が、「顧客本位の業務運営に関する原則」を自らの理念としてどのように取り入れ、戦略を立て、その上で、**現場においてどのように実践しているか**、重点的に分析・検証
- **顧客アンケート調査**を通じ、金融機関の取組みが顧客に浸透し、金融機関の選択に活用されているかなどの実態を分析・確認
- 投資信託の販売会社において**比較可能な共通KPI**の普及・浸透を図るとともに、投資信託の類似商品である貯蓄性保険も含め、商品内容等のさらなる「見える化」を促進

2. 家計の安定的な資産形成の推進(2)

(2) 長期・積立・分散投資の推進

- 2018年1月開始のつみたてNISAは、**20代～40代が口座開設者の約7割**であり、新たな投資家層の拡大に寄与。ただし、**認知度は40%程度**であり、利用は一部の層にとどまる現状。**制度面・普及面の双方**において、更なる取組みが課題

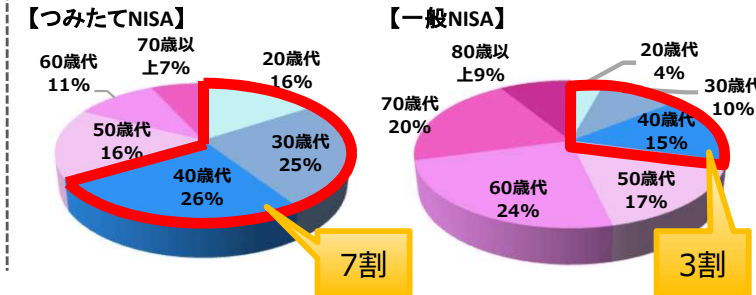
NISA口座(2014年買付分)における損益状況(2018/3末)



一般NISA・つみたてNISAの新規口座開設数の推移(2018/3末)



NISA(一般・つみたて)口座開設状況(年代別)



- 国民の生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度のあり方について、英国ISAも参考としつつ、他省庁と連携し、具体的な検討を実施
- 金融リテラシーの向上のため、金融庁・財務局による**出張授業等を抜本的に拡充**し、教材・内容を充実

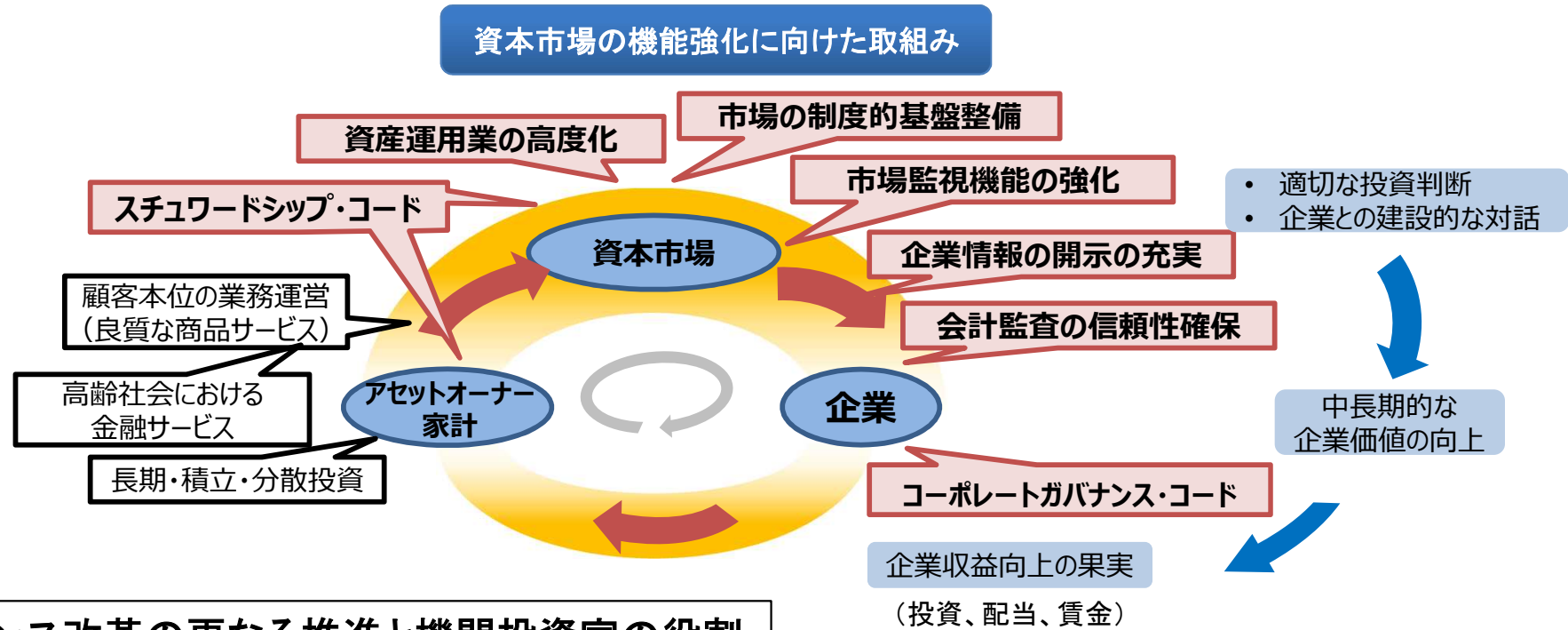
(3) 高齢社会における金融サービスのあり方の検討

- **長寿化の進展**、これに伴う**退職世代等の保有する金融資産割合の増加**、資産構成の**現預金への偏重等による金融資産の伸び悩み**、**ライフスタイルの多様化**、といった現状
- 長生きに備えながら、自身の状況に応じた資産の形成・取崩し・承継等を図っていく必要

- 金融審議会市場ワーキング・グループにおいて、以下の点を議論。顧客の状況やニーズを起点としたビジネスモデルへの転換や非金融分野との連携等、**金融業界が取り組むべき方向性と顧客が留意すべき事項についての原則のとりまとめを実施**

- ① 顧客のライフステージ・状況に応じたきめ細やかな商品・サービスの提供の推進とそれを支える環境の整備
- ② 多様な顧客が自身の状況に適した商品・サービスを選択できるよう、老後の収支や商品・サービスの「見える化」
- ③ 個人資産や事業の円滑な承継のための金融サービスのあり方
- ④ フィナンシャル・ジェロントロジー(金融老年学)を踏まえた投資家保護のあり方

3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(1)



(1) ガバナンス改革の更なる推進と機関投資家の役割

「スチュワードシップ・コード」
(2014年2月策定、2017年5月改訂)

「コーポレートガバナンス・コード」
(2015年6月策定、2018年6月改訂)

- フォローアップ会議を開催し、**政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表**などを検証
- **企業と投資家の実効的な対話**や企業の取組みの**ベストプラクティスの公表**を行うなどを通じ、コーポレートガバナンス改革を更に推進

(2) 資産運用業の高度化

■ 資産運用業の高度化は、資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で重要

- **業務運営インフラの高度化、新規参入の円滑化、投資運用人材の育成・確保**など、資産運用業の活性化・高度化に向けた課題について、総合的な検討・取組みを推進
- 利益相反管理態勢や運用力の高度化につながるガバナンス機能の発揮状況などについて検証・対話。投資運用業者のより高度な業務運営態勢の確立を志向

3. 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保(2)

(3) 企業情報の開示・会計監査

- 投資判断に必要な情報を十分かつ正確に、適時にわかりやすく提供する必要
- 監査法人のマネジメントの強化や会計監査に関する情報提供の更なる充実を行う必要



- 経営戦略やガバナンス情報(政策保有株式、役員報酬等)などの企業情報の開示の充実に向け、以下の取組みを実施
 - ✓ 内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定
 - ✓ ベストプラクティスの収集・公表
- 会計監査の信頼性確保のため、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方について検討

(4) 金融・資本市場の制度的基盤整備

- 金融・資本市場の機能・魅力向上に向けた必要な対応・検討を進める必要



- 社債市場をはじめとするクレジット市場について、リスクに見合った適正なリターンが確保されず、その機能が十分発揮されていないのではないかといった観点を踏まえ、多様なプレイヤーが参加する厚みのある市場の形成・発展に向けた課題と対応策を整理・検討
- 取引所の国際競争力の強化、デリバティブ取引市場の拡大、投資家の利便性の向上のため、関係者への働きかけを強化。総合取引所の早期実現へ前進

(5) 市場監視機能の向上

- 市場のグローバル化やデジタル化の進展などの環境変化に的確に対応する必要



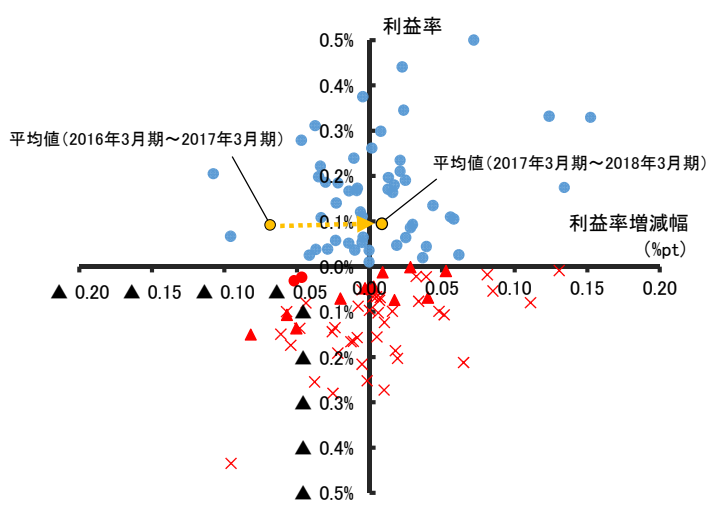
- 潜在的リスクに着目したマクロ的な視点に基づくタイムリーな市場監視を継続。現在の市場監視手法や着眼等の改善を実施
- 行政処分の勧告を行うだけでなく、関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信を実施
- AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入に向け検討

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(1) ～経営者の役割とガバナンス～

(1) 地域金融機関

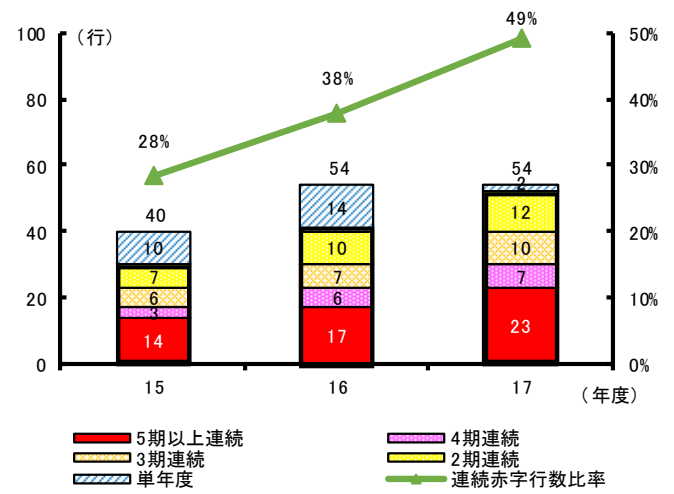
- 地域銀行は、足元では役務取引等利益の増加によって本業利益率は下げ止まっているものの、**過半数の54行で本業利益(貸出・手数料ビジネス)が赤字**(うち52行が2期以上連続赤字)。連続赤字の地域銀行が年々増加。本業赤字をカバーしていた**公社債等の含み益は減少**
- ビジネスモデルの持続可能性や、有価証券運用のリスクテイク等に課題を抱える地域銀行をみると、**経営戦略等を着実に実施できる態勢の構築、リスクテイク領域・上限の設定やガバナンスの発揮**などが不十分な先が存在
- 金融仲介機能の発揮状況については、企業アンケート調査の結果や金融仲介機能のベンチマークによれば、**地域金融機関の顧客企業と向き合う意識・取組姿勢に一定の改善の兆し**

本業利益の利益率とその増減幅
(2017年3月期～2018年3月期)



(注1) ●:黒字 ●:単年度赤字 ▲:2期連続赤字 ×:3期以上連続赤字
(注2) ●は地域銀行106行の平均値
(注3) 本業利益の利益率
= (貸出残高×預貸金利回り差+役務取引等利益-営業経費) ÷ 預金(平残)

地域銀行の本業赤字の状況

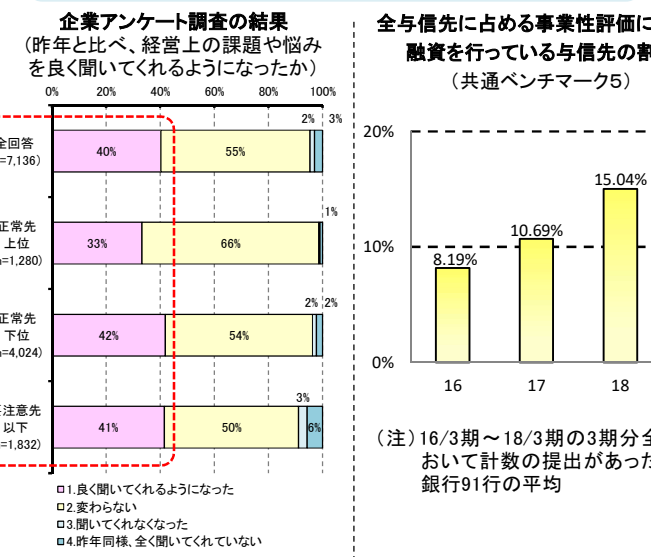


(注) 連続赤字行数比率は、地域銀行106行に占める本業利益が2期以上連続して赤字となっている銀行の比率

(資料) 金融庁

企業アンケート調査の結果・
金融仲介機能のベンチマークの状況

金融機関による経営課題の把握・企業との対話について一定の改善の兆しが窺われる

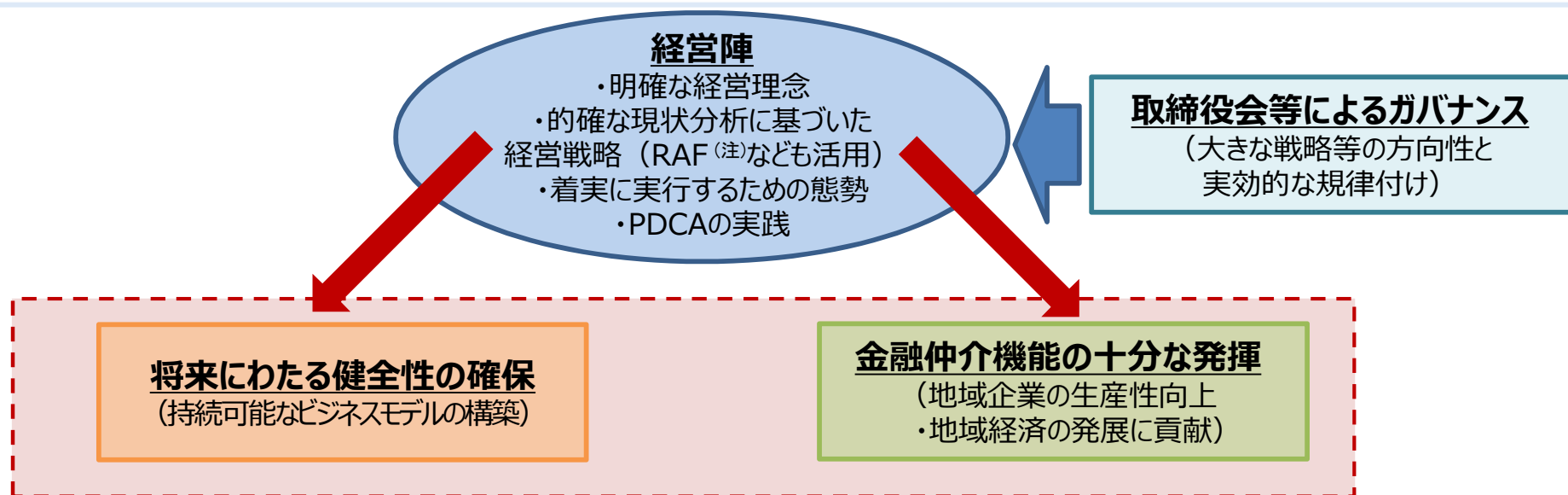


(資料) 金融庁 (注) メインバンクについて集計 (資料) 金融庁

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(2) ～経営者の役割とガバナンス～

(1) 地域金融機関

- 地域金融機関が、**安定した収益と将来にわたる健全性を確保**し、**金融仲介機能を十分に発揮**することを通じて、地域企業の生産性向上、ひいては地域経済の発展に貢献していくためには、**経営陣による適切な経営戦略の策定・実行と取締役会等によるガバナンスの発揮**が重要。また、このような持続可能なビジネスモデルの構築にあたっては、**時間軸を意識して取り組む**ことが必要



(注)RAF: Risk Appetite Framework

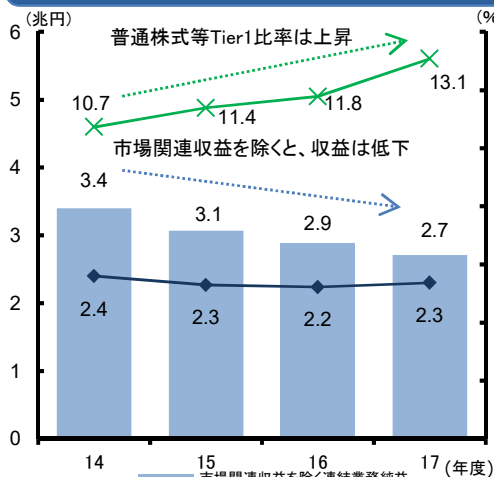
- 将来にわたる健全性が維持されるよう、**オン・オフ一体のモニタリング**を実施。特に深刻な課題を抱える先については、**課題解決に向けた早急な対応を促進**。このため、**早期警戒制度を見直し**
- 金融庁の「**地域生産性向上支援チーム**」と各財務局とが**連携**し、地域企業及び関係者との関係構築・対話を通じ、**地域企業・経済の実態をきめ細かく把握**。それらを基にした地域金融機関の**経営トップを含む経営陣**や、**社外役員を含む取締役・監査役等**(以下「**経営陣等**」)や**営業現場の責任者との深度ある対話**を通じ、金融仲介機能の発揮を促進

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(3) ～経営者の役割とガバナンス～

(2) 大手銀行グループ

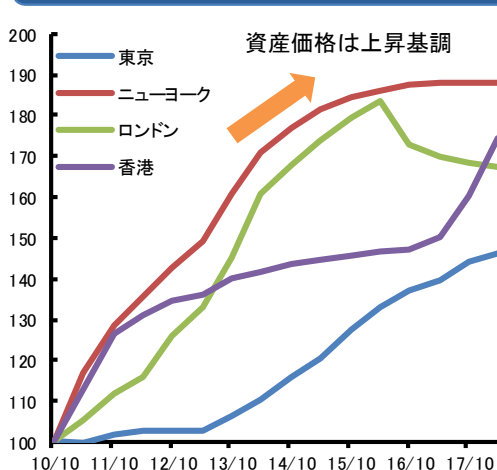
- 我が国の金融システムは総じて安定し頑健性を備えているものの、**収益力は低下傾向**
- 緩和的な金融環境の下、**リスク性資産価格の上昇**や**リスク選好の高まり**が見られ、グローバルに収益追求行動による**リスクが蓄積**
- 海外業務が拡大する中、新興国を含む**内外経済・市場環境の急激な変化への対応**や**安定的な外貨調達に向けた取組み**等が課題

普通株式等Tier1比率と収益の推移



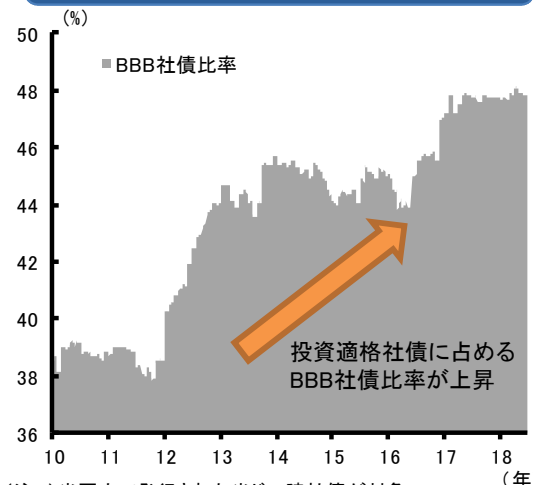
(注) 収益と普通株式等Tier1比率は、それぞれ3メガバンクグループの合算値と加重平均
(資料) 各社公表資料等より、金融庁作成

オフィス価格の動向



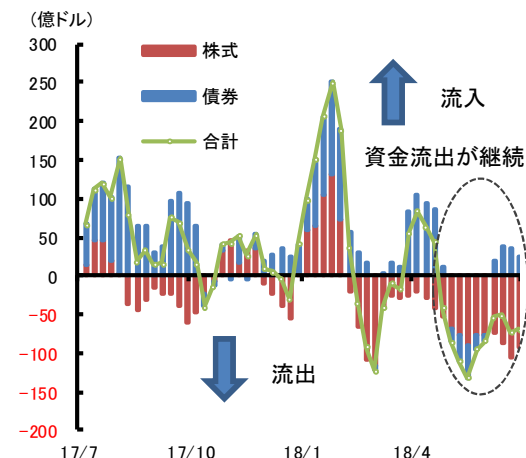
(注) 2010年10月1日=100として指数化
(資料) 一般財団法人 日本不動産研究所より、金融庁作成

米国クレジット市場の動向



(注1) 米国内で発行された米ドル建社債が対象
(注2) BBB社債残高÷投資適格債残高(時価)
(資料) Thomson Reutersより、金融庁作成

新興国市場への資金フロー



(注) 株式は10か国、債券は7か国の後方4週間の合計値
(資料) 各国証券取引所、Bloombergより、金融庁作成

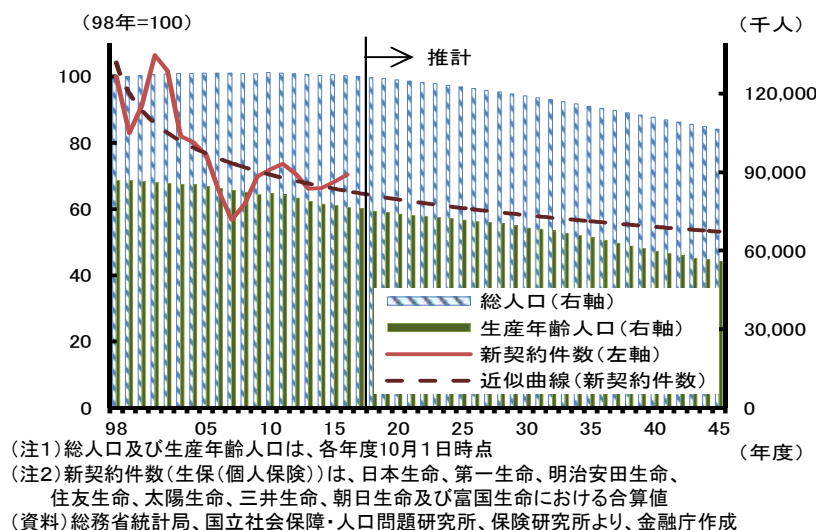
- **大手銀行7グループを対象とした水平的レビュー**を実施し、**リスク管理等に関するベストプラクティスの追求**に向けた取組みを促進
- マクロプルーデンス及びミクロプルーデンスの観点から、以下の課題への対処について対話を実施
 - ✓ デジタイゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化
 - ✓ グループ・グローバルベースの経営管理態勢の高度化や、RAFやストレステストを通じたリスク管理態勢の高度化
 - ✓ 融資規律の維持やクレジットサイクルの転換を見据えた適切な対応
 - ✓ 機動的なポートフォリオ運営の態勢整備、安定的な外貨調達と外貨流動性管理の高度化、政策保有株の着実な縮減

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(4) ～経営者の役割とガバナンス～

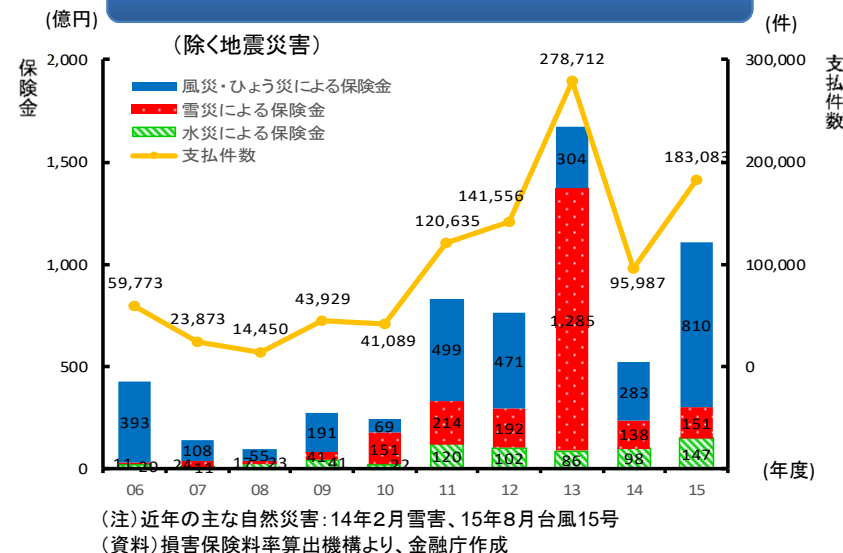
(3) 保険会社等

- 顧客が自らのニーズに適った選択を行うために、**保険商品の「見える化」**を含む環境整備が重要
- 低金利環境の継続等により収益環境が厳しさを増す中、内外経済・市場の変動や自然災害の激甚化、サイバー攻撃による被害等の新たな保険引受リスクの出現等、保険会社を取り巻くリスク変化が加速しており、これらに対応した**リスク管理態勢等の構築**が重要
- 国内保険市場の縮小の可能性や、長寿化による医療・介護負担の増加、デジタルイゼーションや自動運転技術の進展等に伴う新たな保険ニーズの出現等、**経営環境の変化に対応**していくことが重要

我が国の人口と新契約件数(生保(個人保険))の推移



自然災害による火災保険金の支払状況(国内)



- 貯蓄性保険(特に外貨建保険)の販売時における顧客への適切な情報提供に関するベストプラクティスの追求に向け、各社と対話
- リスク管理の高度化を促しつつ、経済価値ベースの資産負債評価の考え方を検査・監督に取り入れていくほか、自然災害等にかかる保険引受リスクや資産運用の管理態勢についてのモニタリングを高度化
- 経営環境の変化に対応した持続可能なビジネスモデルの構築、経営全般にわたるガバナンス機能について、各社の経営陣等と対話

4. 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保(5) ～経営者の役割とガバナンス～

(4) 証券会社

- 証券会社は収益や健全性が市場・景気動向の影響を受けやすい特性があるため、市況等に左右されにくい安定的な収益・財務基盤の構築が課題
 - グローバルな業務展開をしている証券会社については、将来を見据えた経営戦略の策定や機動的なリスク管理の実施が重要
 - こうした経営課題や経営戦略について、取締役会が経営に対する監督機能を有効に果たすなど、適切なガバナンス機能が発揮されることが重要
- **顧客本位の業務運営の確立・定着**に向けた営業現場における取組みや、その定着度合いを示すKPIの策定状況等についてモニタリング
 - **グローバルな業務展開を支える経営管理態勢の強化**や**海外業務の特性を踏まえたリスク管理態勢の強化**についてモニタリング
 - 証券会社を取巻く環境変化が激しい中であって、経営戦略の策定等にあたってガバナンス機能が適切に発揮されているか、経営陣等と深度ある対話を実施

(5) 外国金融機関

- 外国金融機関の日本拠点では、運用難の一部本邦金融機関への外貨運用商品の提供や、日系の金融機関に対するドル流動性の供給といった動きに加え、金融危機時に撤退したビジネスを再開させる動きがみられる。これに伴い、金融機関のリスク特性が将来に向かってどのように変化するかを予見し、より効果的なモニタリングに結び付けていくことが課題
 - G-SIBsの円滑な破綻処理のためのTLAC国際規制が2019年から実施されることから、新たな破たん処理枠組みを踏まえた監督対応が重要
- 事業戦略の変革に伴う日本拠点のリスク変化をとらえた上で、内部統制やガバナンスについてモニタリングを実施
 - 外国金融機関の本部・日本拠点との対話を通じてベストプラクティスを収集し、これらの知見を我が国の金融システムの発展にも活用
 - 海外当局との連携を深化することにより、日本で活動するG-SIBsについて危機時の当局及びG-SIBsの対応能力を強化

5. 顧客の信頼感・安心感の確保(1) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

(1) コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

- 金融機関の不適切な行為が**その健全性に影響を及ぼしうる事例**や、コンプライアンスの問題が経営の重要問題と捉えられずに**局所的対応に留まる事例**が存在
- 当局としても、金融機関のビジネスモデルを踏まえ**リスクとなりうる情報を前広に察知・分析**する必要

- 幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクの程度に応じたモニタリングを実施（個別金融機関で生じた問題が広がりをもって業態横断的に生じる可能性も考慮）

(2) 内部監査

- 一部の金融機関の内部監査は、**経営への牽制機能を発揮**する観点から、さらなる高度化が必要

- 内部規程等の遵守状況を検証する準拠性監査を、内部統制の有効性の評価に重点を置いた監査等、**経営に資する監査へ転換**していくための対話を実施

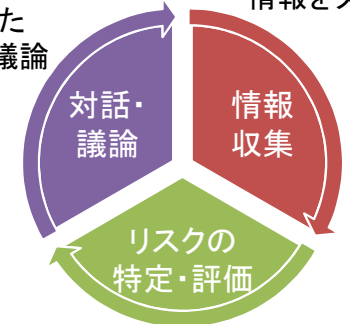
(3) 投資用不動産向け融資

- アパート・マンションやシェアハウス等を対象とした**投資用不動産向け融資**については、①金融機関・悪質な持込不動産業者双方が関与した、入居率・賃料、顧客財産・収入状況の改ざん、②抱き合わせ販売といった、**顧客保護の観点から問題ある事例**が発生
- 不動産価格が相対的に高額に設定され顧客が過大な債務を負うケースや、空室率の上昇・賃料の低下により顧客が返済不能となるケース、その結果金融機関において損失が発生するといった**信用リスク管理上の問題**が存在

- 投資用不動産向け融資に関して、**横断的アンケート調査**や**検査も活用**しつつ、以下を中心に**深度あるモニタリング**を実施
 - ✓ 顧客の返済可能性を考慮した融資実行時の審査、持込不動産業者が提示した価格の検証や、空室率・賃料水準の推移の把握を前提とした期中管理をはじめとする融資審査・管理態勢
 - ✓ 顧客の不動産購入目的を踏まえた借入の合理性の検証や、賃料収入に関するリスクの説明等、顧客保護等管理態勢
 - ✓ 不当な抱き合わせ販売を防止する等の法令等遵守態勢

金融機関・当局の問題意識を踏まえた対話・議論

多様な情報源から情報をタイムリーに収集



情報収集・分析、実態把握をもとに、重要なリスクを特定・評価

5. 顧客の信頼感・安心感の確保(2) ～金融機関の行為・規律に関する課題～

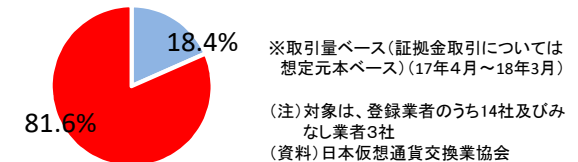
(4) 仮想通貨(暗号資産)

- 仮想通貨(暗号資産)を取り巻く内外の環境の急速な変化 (例: 価格の乱高下、新たな取引(証拠金取引や資金調達(ICO)等)の登場など)
 - 顧客からの預り資産の外部流出事案等の発生
- ⇒ イノベーションに留意しつつ、**利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業の適正化を図っていくことが重要**

- 検査等で把握した問題点(2018年8月中間とりまとめ)を踏まえて**厳正に登録審査・モニタリングを実施**
- 自主規制団体の認定申請に対する審査を実施するとともに、**自主規制機能の早期確立を促進**
- 日本が2019年G20議長国であることを踏まえ、**国際協調に向けた主導的な役割を果たす**
- 「仮想通貨交換業等に関する研究会」(2018年3月設置)において、**必要な制度的対応を検討**



仮想通貨交換業者における 仮想通貨取引形態別の割合



■ 現物取引 ■ 証拠金・信用・先物取引

(5) 金融サービスの利便性向上

- 訪日外国人の利便性向上
- 障がい者等の利便性向上

(7) 不正利用や金融トラブルへの対応

- インターネット等を利用した非対面取引の安全対策・不正送金への対応
- 振り込め詐欺等への対応
- 金融犯罪・無登録業者への対応
- 金融ADR制度の運用

(6) 個人向け与信に関する取組み

- 銀行カードローン
- 信用情報機関の信用情報のあり方
- 多重債務問題への取組み

(8) その他の重点施策

- 震災等自然災害への対応
- 業務の継続態勢の整備

6. 世界共通の課題の解決への貢献と当局間のネットワーク・協力の強化

(1) 世界共通の課題の解決への貢献

(金融規制改革を含む国際的な議論への貢献)

- デジタイゼーションや高齢化の進展等により経済・金融システムの持続可能性にかかる課題が国内外に存在
- **2019年G20議長国**として、**世界共通課題の解決**に向けて議論を主導
 - 特に規制の影響評価、金融市場の分断回避、仮想通貨(暗号資産)のルール形成等の金融システム上の課題に加え、高齢化社会における金融包摂等の幅広い課題解決に取り組む

(持続可能な開発目標(SDGs (Sustainable Development Goals) の推進)

- 関係省庁とも協力し、TCFD提言に沿った開示に取り組む金融機関・企業をサポートする等、引き続き積極的にSDGsを推進
(注)TCFD(Task Force on Climate-related Financial Disclosures):FSB(金融安定理事会)設立の気候関連財務情報開示タスクフォース

(マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対応)

- 我が国が規制で先行する仮想通貨(暗号資産)に関し、G20やFATFの議論を引き続き主導。本邦金融機関のリスクベース・アプローチでの管理態勢について、モニタリングを通じて高度化を促進 (注)FATF(Financial Action Task Force):金融活動作業部会

(2) 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

- **各国との協力枠組み**は**両国の経済・金融の発展と安定に資する**ことが重要
- **具体的な取組み**(日米経済対話、日EU金融規制・監督協力枠組み、日中金融協力、ミャンマー支援計画等)を今後更に推進
 - 特に、アジア新興国等への技術協力については、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて制度整備等に貢献。GLOPAC(グローバル金融連携センター)については研修や卒業生とのネットワークをさらに充実。これらの取組みを通じて相手国当局との規制・監督等の協力枠組みを強化

ミャンマー保険セクター支援計画のミャンマー当局への手交
(2018年6月)



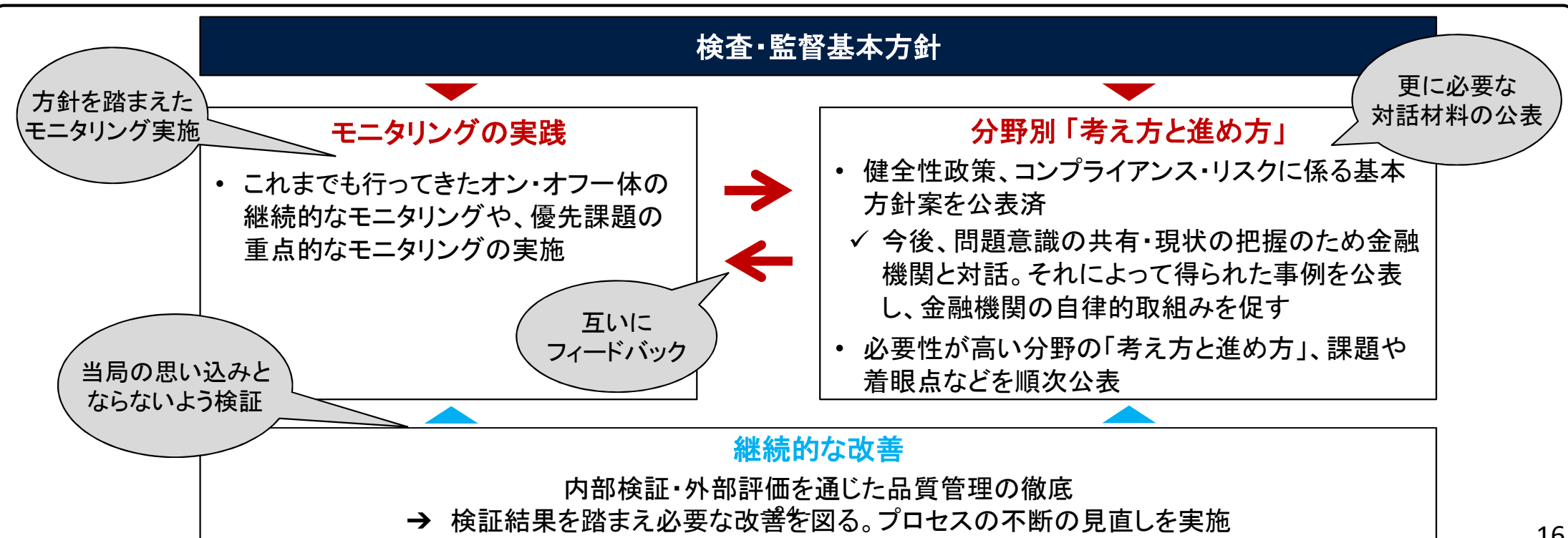
7. 金融当局・金融行政運営の改革

(1) 金融庁の改革

- 金融行政の質を不断に向上させていくため、金融庁が、職員にとってやりがいを感じ、自身の成長を実感できる職場となる必要
- 以下のような取組みを通じ、若手職員を中心とした人材の育成・活用、組織の活性化を実施
 - ✓ 上司が部下にきめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備(業務単位の少人数グループ化)
 - ✓ 外部有識者等を交えた、職員による自主的な政策提案の枠組みの設置(政策オープンラボ)
- 組織文化(カルチャー)及びガバナンスの改革の進捗状況について、職員の満足度を含め定期的に検証・公表し、更なる改善を実現

(2) 検査・監督のあり方の見直し

- 「検査・監督基本方針」(2018年6月公表)を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善する必要



第2節 財務局との連携

金融庁長官は、法令に基づき、地域の民間金融機関等の検査・監督に係る権限の一部を財務省財務（支）局長に委任しており、委任した権限に係る事務に関しては、金融庁長官が財務（支）局長を直接指揮監督することとなっている。

これを受け、金融庁と財務省財務（支）局との間で十分な連携を図る観点から、金融庁主催の以下の会議を開催しているほか、金融行政に対する理解を得るとともに地域経済の現状や課題等を把握することを主眼として、金融庁幹部が各地域に赴き、業務説明会を開催し、地域金融機関等との間で意見交換を行っている。

1. 財務局長会議

財務（支）局長及び沖縄総合事務局長をメンバーとする会議で、年4回（2018事務年度は8、10、1、4月）、定例的に開催している。会議には、金融安定監理官並びに東京財務事務所長もオブザーバーとして参加している。

2. 理財部長会議

財務（支）局理財部長及び沖縄総合事務局財務部長をメンバーとする会議で、年2回（2018事務年度は11、3月）、定例的に開催している。

（上記のほか、必要に応じ、各局等において、財務（支）局の幹部・課長クラス等を対象とした会議等を開催している。）

3. 地方における業務説明会

金融庁幹部が各地域に赴き、地域金融機関の役員を対象として、金融庁が取り組んでいる施策等の概要説明を行うほか、意見交換を実施している。

2018事務年度（2018年10～2019年1月に実施）は、地域金融機関と「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」等の説明及びフリーディスカッションを行った。

第3節 人事改革等

I 組織文化（カルチャー）の改革

2018 事務年度においては、次のとおり、人材の育成・活用、組織の活性化に取り組んだ。

- ・ 職員の成長支援のために双方向のコミュニケーションが図られる環境を整備（少人数グループ化、1 on 1 ミーティングの導入）。
- ・ 職員による自主的な政策提案の枠組み（政策オープンラボ）を設ける等、職員一人ひとりが政策形成に参加する機会を拡充。
- ・ 職員と幹部職員とのコミュニケーション機会の増加等を図る取組みを実施（長官からの定期的な意見発信（Tone at the top）や、各局幹部によるタウンミーティング）。
- ・ 職員が意見や要望を提出できる窓口（何でも目安箱）を設置し、業務効率化等を推進。

また、「金融庁の改革について」（2018 年 7 月 4 日公表）に基づき、専門分野ごとの人材育成プランの策定や、課長補佐クラスへの 360 度評価研修の拡充等に着実に取り組んだ。

そのうえで、これらを含めた組織文化（カルチャー）の改革の定着や進捗状況を検証するため、職員の満足度調査を行った。

（参考 1）職員育成の例

高い専門性と幅広い視野を持った人材を育成するため、国際機関、海外監督当局、在外公館や、民間企業、地方自治体、大学等への出向等の拡大を図った。また、職員に専門知識を習得させ、専門的見地からの分析能力等を有する者を養成することや、海外監督当局等とのコミュニケーション能力を向上させ、国際化する行政に対応し得る者等を養成するため、国内外の大学院に職員の派遣を行った。

（出向の状況）

（単位：人）

	2018 年 3 月 1 日現在	2019 年 3 月 1 日現在
国際機関、海外監督当局、在外公館等	28	31
民間企業等	17	15
地方自治体	5	5
大学教授	2	3
計	52	54

(大学院への留学等の状況)

(単位：人)

	2017年度	2018年度
国内大学院（会計、IT、金融等）	9	8
海外大学・大学院（法科、MBA等）	22	20
計	31	28

また、外部の最先端・最前線の知見を組織に取り入れるため、金融機関をはじめとする民間企業経験者や弁護士・公認会計士などの外部専門家を、官民人事交流法や任期付職員法を活用して、年間を通じて採用・登用した。

(外部専門家の採用・登用等)

(単位：人)

	2018年3月1日現在	2019年3月1日現在
弁護士	34	33
公認会計士	71	69
不動産鑑定士	4	5
アクチュアリー	8	9
研究者	1	1
情報処理技術者	33	40
金融実務経験者	207	213
計	358	370

(参考2) ワークライフバランスを実現する職場環境

内閣人事局が実施する平成30年度ワークライフバランス職場表彰に庁内のワークライフバランス向上において優れた取組みを推薦し、業務の効率化や職場環境の改善について、創意工夫をいかした特に優れた活動に取り組んだ職場として、国家公務員制度担当大臣表彰1件、内閣人事局長表彰1件が選定された。

また、当庁においては、先2件の他、金融庁長官表彰2件を選定した。

II 服務規律の確保

職員の綱紀の保持については、以下のような取組みを行い、その周知徹底を図っている。

- ① 非違行為等発生時の報告及び法令等の遵守について、全職員に周知した（2018年12月、2019年6月）。
- ② 課長補佐級以上の職員を対象に、倫理監督官（長官）が金融庁職員としての心構えやその考え方などについて講話を実施した（2018年10月）。
- ③ 全職員を対象に、倫理・服務・セクハラ研修を実施した（2018年8月、9月、10月、2019年5月）。

(2018 事務年度における懲戒処分等の件数)

懲戒処分	矯正措置
2 件	10 件

Ⅲ 法令等遵守調査室における情報受付

金融庁の法令等遵守に万全を期す観点から、法律の専門家による独立した調査を実施するため、法令等遵守調査室及び金融庁の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置している。

窓口に寄せられた情報については、同室において、調査の必要性を十分に検討し、調査の必要性があると判断したときは当該情報を受理することとしている。なお、2018 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 0 件である。

また、公益通報者保護法の施行等に伴い、同室の機能の拡充・強化を図り、外部の労働者からの公益通報に適切に対応するための一環として、同室に「外部労働者からの公益通報を受付ける窓口」も設置している。なお、2018 年度に寄せられた情報のうち、受理したものは 8 件である。

○法令等遵守調査室のメンバー（2019 年 6 月 1 日現在）

室長 田中 豊 (総合政策局参事)
岩井 宏樹 (監督局証券課)
大澤 貴史 (総合政策局リスク分析総括課)
小川 友規 (監督局保険課)
川内 裕登 (企画市場局企業開示課)
川嶋 彩子 (審判官)
桐野 修一 (総合政策局リスク分析総括課)
小宮 俊 (監督局総務課)
津田 慧 (総合政策局リスク分析総括課)
顧問 久保利 英明 (総合政策局参事)

第4節 研究

I 金融庁における研究部門

金融庁内において先端的な金融理論・金融技術等に関する知識を蓄積することを目的として、2001年7月、「研究開発室」及び「研究官」を設置。同時に金融庁における研究と研修を効果的に連携させるため、これらと「開発研修室」を束ねる「金融研究研修センター」を発足させた。2010年9月からは、研究機能強化の一環及び海外における地位向上を目的として、その名称を「金融研究センター（以下「センター」という。）」、英語名 Financial Research Center（通称：FSA Institute）へと変更している。

センターの研究部門では、金融行政の理論的基盤を成すような質の高い調査研究を行うとともに、金融行政現場へそうした研究が還元・共有されるように努めている。

また、民間有識者、アカデミズムの有識者等と金融庁職員が相互に交流できる場を様々な手段によりつくり、庁内の関係部局と学術研究との架け橋となる役割を担っている。

II 具体的な調査研究

センターでは、庁内各部局の要望に基づき、調査・研究・分析を行っている。2018事務年度には、計8本の調査研究を実施した。（別紙1参照）

同事務年度の主な調査・研究としては、「次世代テクノロジーを活用した地域金融機関の経営モデルの研究（以下「テーマ1」という。）」及び「顧客本位の業務運営（フィデューシャリー・デューティー）にふさわしい金融商品販売のあり方（以下「テーマ2」という。）」である。

「テーマ1」については、地域の金融経済環境の急激な変化（人口及び企業数の減少及び次世代テクノロジーの台頭）により、地域金融機関の使命と資産（人材・情報等）が次世代テクノロジーとどのように融合できるのかという観点で調査研究を実施した。

「テーマ2」については、金融機関経営者等の取組みにより顧客本位の業務運営がどのように金融機関の営業現場での顧客への対応に活かされ、顧客による金融機関の選択に活用されているか等について調査研究を行った。また、本テーマについては、昨（2017）事務年度も「金融機関による顧客本位の業務運営の実践度」等に関する顧客アンケートなど調査研究を実施していることから、継続して実施することにより顧客の意識の変化を時系列で分析した。

また、同事務年度において、昨事務年度の調査研究の成果を、計3本の研究成果報告書（ディスカッションペーパー、以下「DP」という。）にまとめ、ウェブサイ

ト上で公表した。なお、各DPの公表に先立ち、庁内向けに研究成果の発表と検討を行う研究成果報告会を開催し、金融庁職員へこうした研究結果を還元・共有した。別紙2参照。

Ⅲ グローバルかつ産・官・学の連携強化

1. シンポジウムの開催（別紙3参照）

2018 事務年度は、我が国におけるフィンテックの現状と潜在力を世界に発信するとともに、日本をハブにしたグローバルなスタートアップエコシステムの構築を目指すイベントとして、2018 年9月に、日本経済新聞社との共催により国際シンポジウム「フィンテック・サミット 2018 副題: FinTech2018 - Into the New Era」を開催した。本シンポジウムでは、海外から有識者や当局者等を招聘しブロックチェーン技術、決済システム、レグテック・スープレック、インシュアテック、そしてAI等について活発な議論を行った。

また、各国の実務家、政府関係者、研究者等とのネットワーク強化を行い、望ましい金融規制・監督のあり方等について議論を行った。

2. 研究会「金融経済学勉強会」の開催

アカデミズム等の有識者から金融に関する最先端の研究内容を発表してもらい、金融庁の行政官等との議論を通じて、金融行政・アカデミズムの両方に必要な新たな視点・論点を探求することを目的として「金融経済学勉強会」を計14回開催した。

3. 昼休みを利用したカジュアルな勉強会「金曜ランチオン」の開催（別紙4参照）

庁内職員の知見・先見性向上を目的として、様々な分野から専門的知見を持つ外部講師を招き、主に金融・経済、テクノロジー等の研究・実務の最前線に当たる内容をテーマとした勉強会を、昼休みのカジュアルな雰囲気の中、計44回開催した。

金融研究センター研究官・特別研究員一覧

(2019年6月末現在)

研究官/ 特別研究員	研究プロジェクト	氏名
研究官 (常勤)	高頻度取引(HFT)の戦略分析	大山 篤之
	「レバレッジ比率の枠組みの見直し」の概要	鈴木 利光
	金融分野におけるサイバーセキュリティ対策 向上に向けた諸問題の調査・研究	佐々木 稔
特別研究員 (委嘱)	アセット・オーナーの資産運用の高度化に向けた調査・研究	石田 英和
	次世代テクノロジーを活用した地域金融機関の 将来の経営モデルの研究	木村 昌史
	顧客本位の業務運営(フィデューシャリー・デュー ティー)にふさわしい金融商品販売のあり方	松本 大輔
		中西 孝雄
	地域別住宅価格等の動向とファンダメンタルズ 等に基づく推計値との比較	清水 千弘
	金融規制改革の影響評価	岩木 宏道
		大鐘 雄太

2018事務年度に公表したディスカッションペーパー

公表日	執筆者	ディスカッションペーパー タイトル
2018年9月	金澤 一広	金融機関による事業性評価の定着に向けた採算化にかかる分析・考察
2018年9月	鮫島 洋一	先進的IT技術の進展に伴う証券市場の構造的変化(デジタルイゼーション)と証券市場の公正性・透明性を確保するための考察
2018年7月	松本 大輔 前川 知英	顧客本位の業務運営(Fiduciary Duty)にふさわしい金融商品販売のあり方

(注) 公表した論文などの内容はすべて執筆者の個人的な見解であり、金融庁や金融研究センターの公式的な見解を示すものではない。



FinTech 2018 — Into the New Era



Organized by JFSA
September 27th, 2018
7F Marunouchi Building
2-4-1 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo

FinTech Summit is co-hosted by the Financial Services Agency (JFSA) and The Nikkei.
The summit will be held as an integral part of FIN/SUM 2018 × REG/SUM,
which will be held from September 25th to 28th, 2018.
Official Site: <http://finsum.jp/>

9:10AM **Opening Remarks**
Takao Ochi, State Minister

9:25-10:40AM **Session I – Blockchain X-border talk among regulators**
How the regulatory community is coping with new technologies

G20 statement highlights the importance of monitoring the assets backed by crypto-underpinning technologies. At the same time conditions for fostering innovation must be established. Taking the global nature of this nascent industry into consideration, how should the cross-border cooperation look like and what are the pieces we are currently missing?

Moderated by **Jun Mizuguchi**, Deputy Commissioner for International Affairs, JFSA

Panelists **Morten Linnemann Bech**, Head of Secretariat, Committee on Payments and Market Infrastructure, Bank for International Settlements
James Chapman, Senior Research Director, Funds Management and Banking Department, Bank of Canada
Roy Teo, Executive Director, Fintech and Innovation Group, MAS
Nigel Jenkinson, Assistant Director, Monetary and Capital Markets Department, IMF

Hiromi Yamaoka, Director-General, Payment and Settlement Systems Department, Bank of Japan

Léonard Bôle, Member of the Executive Board, Swiss Financial Market Supervisory Authority FINMA

Hirofumi Aihara, Managing Director, Digital Transformation Division, MUFG

10:45-12:00PM Session II – Blockchain X-border talk with the tech community

Blockchain technology, among many applicable industries, has the potential to be a game changer in finance. To fully harness the advantages of blockchain, underlying risks have to be controlled. Concerted, collaborative and collective efforts between IT companies, academia, financial institutions, government authorities, startups and beyond is essential. What would this cross-sectoral collaboration look like in reality in order to ensure both ground-breaking innovation without compromising on security?

Moderated by **Natsuhiko Sakimura**, Research Fellow, Nomura Research Institute

Panelists **Shin'ichiro Matsuo**, Research professor, Georgetown University
Shigeya Suzuki, Project Associate Professor, Keio University
Adam Back, CEO, Blockstream
Pindar Wong, Chairman, VeriFi, Ltd

12:05-1:20PM Session III – Special Fireside Chat “J-Fintech and Society 5.0” Facilitating better payments and beyond

The Japanese government and private companies have undertaken various initiatives to improve financial services with new technologies. In this fireside chat session, participants will discuss what has been done so far and what should be done in the coming future to further enhance the usability and effectiveness of the payments and other critical financial services.

Moderated by **Tetsuro Morishita**, Professor, Sophia University Law School

Panelists **Yuri Okina**, Chairperson, Japan Research Institute
Akira Yamagami, Managing Director, NTT Data Institute of Management Consulting
Toshiya Cho, Senior Evangelist, Managing Director, Hitachi
Chie Ito, General Manager, Information Services International-Dentsu
Eiichi Kashiwagi, President, Jibun Bank Corporation
Hiroki Maruyama, Co-Founder/Representative Director, infcurion group (representing Fintech Association of Japan)
Daisuke Yamada, Senior Managing Executive Officer/Chief Digital Innovation Officer (CDIO), Mizuho Financial Group, Inc.

**1:30-2:45PM Session IV – RegTech and SupTech
Creating a new regulatory ecosystem via new technologies**

FinTech has been truly explosive in shaking up financial industries and the question arises what is the role of regulators in this revolution? They are essential in fostering a FinTech ecosystem by addressing various issues and concerns through new policies. Policies like open APIs, the creation of innovation hubs and regulatory sandboxes, support and implementation of RegTech solutions, among others, will be discussed.

Moderated by **Kiyotaka Sasaki**, Director-General of the Strategy Development and Management Bureau, JFSA

Panelists **Eric Burger**, Research Professor of Computer Science, Georgetown University
Beju Shah, Head of Data Collection and Publication, Bank of England
Clark Frogley, Vice President, Global AML Solutions Leader, IBM
Daichi Iwata, Head of Fintech Business Development Office, NEC Corporation
John Price, Commissioner, Australian Securities and Investments Commission

**2:50-4:05PM Session V – What’s Next? – Part 1
Artificial intelligence for the financial industry**

Artificial intelligence (AI) and big data are changing everything and the financial industry is not an exception. But how tangible are such changes? Will they just be a way to reduce costs? Will they allow the financial industry to introduce new ways and lines of business? Let us engage into the true potential of AI and big data for the financial industry.

Moderated by **Martin Arnold**, Banking Editor, Financial Times

Panelists **David Beardmore**, Commercial Director, Open Data Institute
Yutaka Soejima, Head of Fintech Center, Bank of Japan
Ryohei Fujimaki, CEO/CTO, dotData
Katsunori Tanizaki, Director Senior Managing Executive Officer, Group CIO and Group CDIO, Sumitomo Mitsui Financial Group, Inc.
Antonio Valderrabanos, CEO and Founder, Bitext

**4:10-5:25PM Session VI – What’s Next? – Part 2
InsurTech - Is this the last fintech frontier in the industry?**

How true is the statement that insurtech is the last fintech frontier in the financial industry? In this session, industry experts will address the trends, opportunities and challenges where insurance meets tech. Who will become the pioneers that creates disruptive business in such a prospective space? How will new technologies help insurance companies serve customers better? What is the possibility that micro insurance and other new insurance products flourish with new technologies in this area.

Moderated by **Yoshihiro Kawai**, Adjunct Professor, Kyoto University and Former Secretary General of IAIS

Panelists

- Kazuya Hata**, CEO, justInCase
- Wayne Xu**, President, ZhongAn International
- Frank Eijsink**, CEO, NN Life Insurance Company Ltd.
- Tang Loaec**, President, P2P Protect
- Koichi Narasaki**, Group Chief Digital Officer, Managing Executive Officer, Sompo Holdings, Inc.
- Hiroshi Okada**, Director for Banking, Payment and Insurance Regulations, JFSA

5:25-5:35PM Closing Remarks
Hideki Murai, Parliamentary Vice-Minister

2018 事務年度 金曜ランチョン

日時	講師	テーマ
2018 年 7 月 2 日	Robert Cox (Vice President, Financial Markets, Federal Reserve Bank of Chicago) Robert Steigerwald (Senior Policy Advisor, Financial Markets, Federal Reserve Bank of Chicago)	“Mutualization of Risk in Central Clearing”
7 月 20 日	板越 ジョージ (株式会社クラウドファンディング総合研究所所長)	「日米比較に見るクラウドファンディングの最新事例と日本の未来 ～なぜ日本でクラウドファンディングが流行らないのか～」
7 月 27 日	古川 勝久 (前国際連合安全保障理事会・対北朝鮮制裁委員会 専門家パネルメンバー)	「北朝鮮による金融制裁回避の事例と日本の課題」
8 月 3 日	谷口 博文 (国立大学法人九州大学 ロバート・ファン／アントレプレナーシップセンター長 学術研究・産学官連携本部 教授)	「アントレプレナー育成とイノベーションエコシステムの形成～新たな政策デザインの試み～」
8 月 31 日	江口 清貴 (LINE 株式会社公共政策室長)	「LINE というサービスと各種リテラシーの重要性」
9 月 6 日	丸山 弘毅 (一般社団法人 FinTech 協会会長・㈱インキュリオングループ代表取締役)	「Fintech の現在と将来」
9 月 11 日	Marie Kristine V. Pajarillo (Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA)	“MACRO-TRENDS AND FINANCIAL EVOLUTIONS, Reinvigorating the Regulatory Landscape, Insights from a Visiting Fellow's Perspective”
9 月 12 日	Bulgamaa Bayaraa (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Comparative analysis of supervisory framework- Mongolia and Japan -”
	Timur Onzhanov (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“The future of Kazakhstan’s financial and banking market: what should we learn from Japan’s experience”
9 月 13 日	Samerjai Kittidusadeekul (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Effective Supervision”
	Thaw Ka Nyein (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“How to improve Supervision System in CBM from the lessons of JFSA”

9月14日	I Nyoman Hermanto Darmawan (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Effective Supervision and Role of Banking industry and Regulator in facing natural disaster”
	Davit Utiashvili(Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“ Key Takeaways from GLOPAC for Georgian Banking Sector with the focus on Open Banking, Stress Test and Over-Indebtedness”
9月18日	Akinde Texe Miguel Kanda (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Bank Supervision in Japan - experiences to learn”
	Guilherme M. Yanaka (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Japanese Banking System - A view from a foreign risk practitioner”
10月5日	稲垣 清 (中国人事・人脈研究所代表)	「中国共産党のしくみと習近平人事の特徴」
10月12日	近藤 繁 (株式会社ココペリ 代表取締役)	「AIを活用した金融機関向けソリューション」
10月19日	内田 浩史 (神戸大学大学院経営学研究科教授)	「政策デザインについて」
10月26日	佐藤 美穂 (チューリッヒ大学 薬理学・毒性学研究所 博士研究員)	「体内時刻の乱れを減らすための工夫」
11月2日	真野 雄司 (三井物産株式会社 IR 部長)	「急速に変貌する企業の IR」
11月9日	小川 幹雄 (DataRobot, Inc. データサイエンティスト)	「AIによる自動モデル構築プラットフォームについて」
11月16日	ロバート・マートン (マサチューセッツ工科大学スローン・スクール・オブ・マネジメント特別教授、ハーバード大学名誉教授 Dimensional Holdings Inc.レジデント・サイエンティスト) 本多 俊毅 (一橋大学大学院経営管理研究科 教授、日本ファイナンス学会 副会長)	「金融イノベーション最新事例; “SeLFIES” —退職後資金調達を改善し、政府資金調達コストを削減する、世界的に適応可能な債券イノベーション(韓国の事例研究)—」
11月27日	野口 功一 (PwC コンサルティング合同会社パートナー)	「What is Design Thinking? -顧客志向のためのアプローチ-」
11月28日	岡本 浩一郎 (アルトア株式会社 代表取締役、弥生株式会社 代表取締役兼務)	「会計データを活用したオンライン融資サービス」

11月30日	林 ゆかり (証券取引等監視委員会事務局 取引調査課 国際取引等調査室 証券調査官)	「シンガポール MAS 派遣を通じて」
12月18日	大森 隆一郎 (株式会社 J.Score 代表取締役社長 CEO)	「ビッグデータと先進的な AI 技術を活用した J.Score のサービスと将来の展望について」
12月19日	Lisham Mohamed Ali (Visiting Fellow, Global Financial Partnership Center (GLOPAC), FSA)	“Developing the Maldivian Insurance Market through GLOPAC learnings”
	Dashnyam Tseren (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“My learnings and recommendations”
12月20日	Tran Manh Hung (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Outcomes from FSA’s fellowship and proposal for Vietnam insurance market”
	Poe Poe Ei San (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“Moving forward to a sound, stable and robust Myanmar insurance industry with much contribution of knowledges from GLOPAC”
	Mohamed Borham Atallah (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“GLOPAC - Egypt, Problem Definition”
12月21日	Ramadhani Lisa Rusanti (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“FSA vs FSA:Regulatory Framework & Risk Management”
	Jose Manuel Urdiruz (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“After GLOPAC - How can we reach our goals”
12月25日	Christian Mora (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“From Japan with love”
	Fidelis Kagura (Visiting Fellow, GLOPAC, FSA)	“GLOPAC, a lot of learnings in A Bento”
2019年 1月8日	河合 美宏 (京都大学経営管理大学院教授)	「国際機関を作り動かす ―バーゼルでの20年―」
1月25日	上野 博(株)NTT データ経営研究所 金融政策コンサルティングユニット エグゼクティブスペシャリスト)	「「拡張の世紀」ーテクノロジーが変えるヒト／組織／社会ー」
1月30日	渡辺 太郎 (株式会社デジタルガレージ DG Lab Chief Technology Officer (Blockchain))	「Blockchain が目指すものとその最新技術」
2月1日	鈴木 一人 (北海道大学公共政策大学院 教授)	「アメリカによるイラン核合意離脱以降のイランを巡る問題」

2月8日	大澤 真 (株式会社フィーモ 代表取締役)	「ファミリービジネスの永続支援と金融機関経営」
3月1日	川田 修平 (株式会社フィノバレー 代表取締役社長)	「電子地域通貨を通じたキャッシュレス推進による地域活性化の取り組み ～飛騨高山「さるぼぼコイン」千葉県木更津市「アクアコイン」の事例～」
3月8日	若月 雄一郎 (メリルリンチ日本証券株式会社 投資銀行部門副会長 マネージングディレクター)	「株主価値最大化とこれからの M&A」
3月14日	落合 陽一 (メディアアーティスト)	「イノベーションと多様性とテクノロジー」
3月15日	John P. Anderson (Professor of Law, Mississippi College School of Law)	“Insider Trading in the United States: Current State of the Law and Challenges on the Horizon”
4月12日	成迫 剛志 (株)デンソー MaaS 開発部長(兼)デジタルイノベーション室長)	「社内にシリコンバレー流を創る～生産性とやり甲斐とイノベーション創出と～」
4月19日	山海 嘉之 (筑波大学 システム情報系教授、サイバニクス研究中心 研究統括、CYBERDYNE 株式会社 代表取締役社長/CEO、内閣府 ImPACT 革新的研究開発推進プログラム プログラムマネージャー)	「革新的サイバニクス技術による人とテクノロジーの共生～健全な社会変革・産業変革が日常化する未来～」
4月26日	藤野 宙志 (株式会社グッドウェイ 代表取締役社長)	「金融と IT の融合による新たな社会、これからの働き方と未来像～価値創造に向けて powered by Fintech ～」
5月10日	田中 徹 (株式会社MILIZE 代表取締役社長)	「AI 時代のライフプランとファイナンシャルプランナーの方向性(独立系 FP 育成と AI による顧客目線の金融醸成)」
5月17日	飯田 哲夫 (アマゾン ウェブ サービス ジャパン株式会社 金融事業開発本部長)	「アマゾン ウェブ サービスの金融領域における活用の現在 ～国内外金融機関の最新事例～」
5月24日	深堀 昂 (ANA ホールディングス株式会社 アバター準備室 ディレクター)	「人間の身体や距離(移動)の制限を超える「アバター」というモビリティを利用した新たなライフスタイルの提案」
6月14日	湊 雄一郎 (MDR 株式会社 代表取締役)	
6月21日	早崎 保浩 (農林中央金庫常任参与(金融庁参与))	「日銀、民間、金融庁内からみた金融行政～小さなオーラルヒストリー」
6月28日	瀬口 清之 (一般財団法人 キヤノングローバル戦略研究所)	

第5節 研修

I 金融庁における研修

金融行政は、金融技術の進展や市場の動向に的確に対応するため、極めて高い専門性が求められる分野である。金融行政の質を高めていくためには、職員の能力向上を図る必要がある。

金融庁では、多様なバックグラウンドを有する職員の専門性を高めるため、OJTと連動した、業務に関する体系的な知識や高度なスキルなどを習得するための研修を実施している。

なお、金融庁と財務省で共通する専門分野に関し、必要に応じて財務省と共同で研修を実施している。

II 2018 事務年度の研修実施状況（別紙1参照）

2018 事務年度については、研修効果を高めるため、主に以下の点について研修内容等の見直しを行った。

1. マネジメントとコーチング

各専門分野・部署で若手職員の人材育成に責任を持つグループリーダーの職員を対象にマネジメント、コーチングに関する知識・スキルの付与を行った。

2. 新規採用職員研修

金融庁職員に求められる以下の能力や知識を自ら学び、考え、発言、行動する人材を育成するため、金融庁単独でグループワークや自主学習を中心とした研修を実施した。

- (1) 責任感や主体性など、国家公務員としての常識・心構え
- (2) 会計知識や説明力などの基礎的な思考力・スキル
- (3) キャリアビジョン形成のための基本的な業務知識

3. 対話力の向上

内外に対し建設的な対話を行う力を養うため、座学形式の研修を極力減らし、グループワーク形式を中心としたプログラムを実施している。階層別研修においては新規採用職員研修の科目にダイアログを導入、民間企業との異業種交流セミナーにおいて金融庁外の人的・知的ネットワークの構築を計る等、対話力向上のための研修を実施した。

III 2019 事務年度の研修方針及び研修計画の策定（別紙2参照）

(2019年6月30日現在)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月
全 員 必 修	必修研修		①金融庁職員として認識・理解しておくべき制度や基本的事項の理解 (情報・公文書管理、公務員倫理、セクシュアル・ハラスメント、服務規律、障がい者理解、特定秘密保護、公益通報者保護制度、メンタルヘルス、IT・サイバーセキュリティ等) ②金融庁職員として認識・理解しておくべき足下の行政課題や環境変化の理解 (組織改革、IT戦略・デジタル化、SDGs、内外金融情勢等)	全職員【必修】	7月・8月・9月 10月・5月・(6月)
	転入職員研修		金融庁職員の在り方、金融庁における基本実務及び上記必修研修①の研修内容等、金融庁で勤務していく上で必要となる基本的事項の理解	転入職員、中途採用職員等【必修】 (※事務補佐員を含む)	7月・8月・10月 1月・4月
階 層	個室幹部向け必修研修(情報管理・倫理)		組織のトップマネジメント層として特に認識すべき事項(情報管理・倫理に関する内容)の理解	個室幹部職員	3月
	セクシュアル・ハラスメント/メンタルヘルス研修(個室幹部及び管理・監督者)		セクシュアルハラスメントなどハラスメントを防止するとともに、職員の心の健康づくりの保持増進に努め、職場環境の向上を図るための理解	個室幹部及び管理・監督者 (※企画官以上必修)	12月
	少人数グループリーダー研修		上司が部下にきめ細かく育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境整備を行うために導入された「業務単位の少人数グループ化」において、「少人数グループリーダー」の指定された職員に対する、部下への適切な育成・指導を行うために必要な能力(コーチング、リーダーシップとマネジメント、アンガーマネジメント)の養成	少人数グループリーダーに指定されている職員	12月・1月・2月 3月・5月
	役職別研修(新任課長補佐)		課長補佐として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り(グループワーク)を行うとともに、課長補佐に必要な業務遂行能力(業務と人のマネジメント、コーチング)の養成	平成29年10月から30年7月までに課長補佐に昇任した職員【必修】	12月・1月
	役職別研修(新任係長)		係長として実際に仕事をして感じた課題等の振り返り(グループワーク)を行うとともに、係長に必要な業務遂行能力(説明力)の養成	平成29年10月から30年7月までに係長に昇任した職員【必修】	11月・1月・2月
	役職別研修(中堅係員)		中堅係員として必要な業務遂行能力の養成及び知識の付与(定量的・定性的思考、金融行政史、コーポレートガバナンス・仮想通貨の基礎知識等)	平成27年度採用一般職職員【必修】 平成29年度採用総合職職員(希望者)	9月
	幹部候補育成課程職員向け研修		将来、幹部として職を担っていくために必要な能力等(局長クラス・課室長クラスのコンピテンシー)の向上	幹部候補育成課程対象者【必修】 (※育成期間中)	3月
	英語研修(リーディングコース 一般職3年目)		金融に関する用語、時事用語、英字新聞及び英語の文献等の読解等、英文を理解するための読解力の向上を図る	平成28年度採用一般職職員【必修】 (※当該研修の未修了者を含む)	9月期・1月期 (各期3か月)
	英語研修(新規採用職員コース)		新規採用職員の個人の英語レベルに合った英語継続学習の契機、金融国際化に対応するため、職員の英語力強化を図る(グループ形式によるレッスン)	平成30年度採用一般職職員【必修】 平成30年度採用総合職職員(希望者)	9月期(3か月間)
	ITパスポート研修(新規採用一般職必修)		基礎的な情報技術を活用するための情報処理知識の付与を目的とし、金融庁の情報システムに関する基本的知識及びITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	平成30年度採用一般職職員【必修】	10月
研 修	新規採用者研修(総合職・一般職)		国家公務員としての常識・心構え(ビジネスマナー、責任感の醸成、意見を積極的に具申する主体性等)、基礎的な思考力・スキル(簿記・会計知識、PCスキル、説明力、対話力、ライティング力等)、基本的な業務知識(金融・経済知識、法体系、専門分野毎の基本的な実務とキャリアプラン等)の習得	平成31年度新規採用職員【必修】 ※一般職の研修の一部について、総合職も必修参加。	4月・5月
	異業種交流セミナー		組織改革や活性化のため、外部との交流を通じて多様な組織・意見に触れることにより、業務では得ることのできなかった新しい価値観や発想、人的・知的ネットワークの構築	30歳代の係長から課長補佐相当職の金融庁プロパー職員(選抜指名制)	11月・12月
	教養講話		部下の自発性を高め、成長を促すコーチングの技術を学び、適切な育成・指導を行う能力の醸成、マネジメントとリーダーシップの能力向上	全職員(希望者) 少人数グループリーダーについては、別途参加を推奨。	12月・1月
	「マインドフルネス」を使ったEI(エモーショナル・インテリジェンス)入門研修		・自分の思考や感情についてメタ認知(客観視、俯瞰視)できるようになる ・否定的な感情(怒り、不安)にふりまわされないようになる ・自分のモチベーションの源泉となる価値観を自覚し、自分自身で動機付けできるようになる ・変化や複雑性の高い環境での対応力と、困難や失敗から立ち直る回復力(レジリエンス)を向上する	全職員(希望者)	5月・6月
	メンタルヘルス研修		・職場ストレスの基礎知識及びハラスメントへの対応方法の習得 ・セルフケアの重要性と心の健康問題に対する正しい理解	全職員(希望者)	6月
	英語研修(個別指導コース)		中級から上級者の方を対象としたマンツーマン形式によるレッスンを実施し、海外機関等との折衝等に必要となる語学力の維持・向上を図る		9月期・1月期 (各期3か月)

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業	英語研修 (グループコース・通学コース)		グループ形式によるレッスンにより、基礎的な英会話能力の向上から、応用的なビジネス英会話能力の向上まで研修生のレベルに応じた英会話の能力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、英語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
			金融に関する用語、時事用語、英字新聞及び英語の文献等の読解等、英文を理解するための読解力の向上を図る		9月期・1月期 (各期3か月)	
	英語研修 (リーディングコース)		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)	
			マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な仏語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、仏語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
学	中国語研修		マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な中国語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、中国語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期・4月期 (各期3か月)	
			マンツーマン形式によるレッスンにより、海外機関等との折衝等に必要な仏語に関する語学力の維持・向上を図る	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、仏語学習が真に必要と認められる職員)	9月期・1月期 (各期3か月)	
務	ITパスポート研修		基礎的な情報技術を活用するため、ITパスポート試験相当の知識(テクノロジ系(IT技術)、ストラテジ系(経営全般)、マネジメント系(IT管理))の習得	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、ITに関する知識習得が真に必要と認められる職員) (※金融庁プロパー職員のうち当研修を未受講の係員)	10月	
			情報セキュリティの考え方をはじめ、情報セキュリティ管理の実践規範、各種対策、情報セキュリティ関連法規、ネットワーク、システム監査、経営管理等、情報セキュリティマネジメント試験(国家試験)相当の知識の付与		1月～3月	
別	ファイナンス理論研修		金融行政における基本的かつ重要分野であるファイナンスに関する基本的知識(金利・債券数理の基本、確率・統計/リスク管理の基礎、コーポレート・ファイナンス等)の付与	一定要件に該当する係長係員相当職員 (※担当業務を遂行する上で、ファイナンスに関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月～12月	
			会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月	
業	企業会計実務研修		会計制度に関する専門的な知識(税効果会計、企業結合会計、連結決算、退職給付会計、減損会計、最近の会計基準の動向等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	2月	
			国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月	
会	国際財務報告基準研修 (IFRS研修)		国際財務報告基準(IFRS)に関する専門的な知識(IFRS適用状況、IFRS総論、連結・企業結合会計、リース会計、収益認識、金融商品会計等)の付与	一定要件に該当する職員 (※担当業務を遂行する上で、会計制度に関する知識習得が真に必要と認められる職員)	9月	
			総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月	
務	総務系統事務研修		総務・経理事務に関して、適切な事務処理を行う上で必要な庁内事務処理等(予算の流れ、経理関連事務、旅費支払事務、庁舎管理事務、適正な会計処理について、広報関連事務、調達関連事務、福利・厚生・共済事務、服務管理)の手続きに関する知識の付与	総務、経理事務の担当職員	8月	
			メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員(基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員(実習)	10月	
メ	メディア対応研修		メディア対応における基本動作、危機管理対応能力等の更なる向上、実習形式での記者会見・インタビュー対応技術の習得	業務においてメディア対応(記者レク等)の知識を必要とする職員(基本動作) 業務においてメディア対応(記者レク等)の実践的な知識を必要とする各課室総括補佐以上の職員(実習)	10月	
			メンタルヘルス研修(メンタルヘルス研修)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月
修	メンタルヘルス研修 (メンタルヘルス研修)		メンタルヘルス研修(メンタルヘルス研修)	対外的なストレスに晒される機会が多い金融サービス利用者相談室等に所属する専門相談員に対して、ストレスマネジメントに関する知識の付与	金融サービス利用者相談室に所属する専門相談員 証券取引等監視委員会事務局に所属する専門相談員	11月
			職場ストレスの基礎知識、セルフケアの重要性と心の健康問題に対する正しい理解、相談対応のポイント、声掛けの仕方、相談対応者に求められるセクハラ・パワハラの正確な理解と認識、相談者から信頼を得るための態度に関する知識の付与	ハラスメント相談員	10月	
E	MOS(Excelスペシャリスト)研修		Excelソフトに関する知識(複数のシートを含むブックの作成・編集、データの抽出や並べ替え、数式の作成、関数の使用、グラフを利用したデータの視覚的表現、印刷設定など、さまざまな目的や状況に応じて数値データを扱う等)の付与	一定要件に該当する総務・人事・経理担当係員	10月～12月	
			VBAに関する知識(変数と定数、セルの操作、ステートメント、関数、ブックとシートの操作等)の付与		1月～2月	
モニタリング	モニタリング研修	業態別コース(基礎)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(業態別)新任担当職員	7月～8月	
		専門分野別コース(基礎)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な基礎的な知識等の付与	モニタリング業務(専門分野別)新任担当職員	7月～8月	
		業態別コース(実務)	モニタリング業務(業態別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経験年数1年以上のモニタリング業務(業態別)担当職員	7月～8月・11月 1月・3月	

区分	研修名	コース	目的	対象者	実施月	
業務 別 研 修 部 門	課程	専門分野別コース (実務)	モニタリング業務(専門分野別)を遂行するうえで必要な専門的な知識及び実践的なスキル等の付与	経過年数1年以上のモニタリング業務(専門分野別)担当職員	7月～8月・11月 1月・3月	
	企 画 部 門	企画系統研修		企画部門の職員として必要な知識(企画部門の作法、局長講話、信用制度をめぐる諸問題、市場行政をめぐる諸問題、企業開示行政をめぐる諸課題)の付与	企画部門職員	9月
		開示審査基礎研修		企業内容の開示審査業務に関する基礎的な知識(企業会計の基礎、金融商品取引法における開示制度、有価証券届出書の審査実務、有価証券報告書の審査実務、大量保有報告書の審査実務等)の付与	新任の開示審査業務担当職員	7月～8月
		開示審査実務研修		企業内容開示審査業務に関する専門的な知識(企業開示制度の現状、ディスクロージャー制度の概要と事業対応、有価証券届出書の審査事例、大量保有報告書の審査事例、不正会計発見のために財務分析等)の付与	経過年数1年以上の開示審査業務担当職員	10月
	監 視 部 門	市場監視基礎 (共通)研修	市場監視基礎 (共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(金融商品の基礎知識、金融商品取引法総論・各論等)の付与	新任の市場監視事務担当者、証券調査官、審判官等	7月
			犯則調査基礎研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(犯則調査業務概要、犯則類型別の解説、証券会社・銀行調査等)の付与	新任の証券取引特別調査官等	8月
			取引審査基礎研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、審査手法、アルゴリズム取引・HFT等)の付与	新任の証券取引審査官等	8月
			取引調査基礎研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、基礎調査、デジタルフォレンジック等)の付与	新任の証券調査官等	8月
			開示検査基礎研修	開示検査業務に関して必要な基礎的な知識(開示検査業務概要、質問調査、検査報告書、検査事業分析等)の付与	新任の証券調査官等	8月
		国際取引等調査 基礎研修	国際取引等調査 基礎研修	国際取引等調査に関して必要な基礎的な知識(内部者取引、相場操縦、クロスボーダー事案に係るMOU等)の付与	新任の国際取引等調査室の証券調査官等	8月
			市場監視総合研修	市場監視業務に関する総合的な知識(行政方針等)の付与	市場監視業務担当者、証券調査官等	1月
			市場監視実務 (共通)研修	市場監視業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(プロジェクトマネジメント、調査・検査における対話力等)の付与	経過年数1年以上の市場監視事務担当者、証券調査官等	8月
			犯則調査実務研修	犯則調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(電子データ等の証拠化、刑事訴訟法等)の付与	経過年数1年以上の証券取引特別調査官等	8月・1月
			取引審査実務研修	取引審査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(人工知能の売買審査業務への適用、事例研究等)の付与	証券取引審査官等	1月
	修 門	取引調査実務研修	取引調査業務を遂行するうえで必要な専門的な知識(基礎調査、本格調査、デジタルフォレンジック等)の付与	経過年数1年以上の証券調査官等	8月・1月	
		開示検査実務研修	開示検査業務に関して必要な専門的な知識(開示検査の実務、コーポレートガバナンス・コード等)の付与	経過年数1年以上の証券調査官等	8月・12月	
		国際取引等調査 実務研修	国際取引等調査に関して必要な専門的な知識(インサイダー取引の構成要件、MMOU等)の付与	国際取引等調査室の証券調査官等	8月・1月	
		会計士 認	公認会計士等検査事務研修	公認会計士等検査に関する基礎的、専門的な知識(検査手続、品質管理レビュー、監査基準・企業会計に関する最近の動向等)の付与	公認会計士・監査審査会職員等	12月
	通 信 研 修	証券アナリスト	左記研修レベル相当の知識の付与		全職員 (実費負担) ※団体申込みによる割引適用	9月期、12月期、3月期
米国証券アナリスト(CFA)						
公認内部監査人(CIA)						
ファイナンシャルプランナー1級・2級・3級						
証券外務員1種・II種						
簿記検定3級・2級・1級・全経上級						
BATIC(国際会計検定)						
TOEIC L&R TEST対策(500、650、750、900点)						
基本情報技術者・応用情報技術者						

1. 見直しのポイント

業務の変化に対応したプログラム

新しい検査・監督における「検査マニュアルの廃止」、「動的な監督」、「見える化と探究型対話」など、業務の変化に対応した研修プログラムの企画・実施を行う。

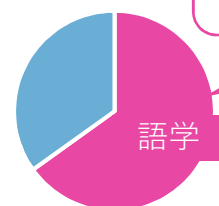
人事改革を踏まえたプログラム

人事基本方針を踏まえ、以下の人材を育成するための研修プログラムを企画・実施する。

- ① それぞれの専門分野において中長期的な行政課題に対応してくために必要となる人材の育成
- ② 将来のリーダー候補の計画的な育成

研修に対するコストバランスの見直し

これまでの研修の内容とコストバランスを見直し、限られた予算を最大限に活かした費用対効果の高い研修を実施する。



語学研修の予算は約1,750万円
現状、研修予算の65%を占めている

2. 役職別研修の見直し

金融庁職員（一般職）における昇任と研修時期のイメージ



見直し後

係長・課長補佐になる前に、係長・課長補佐に求められるスキル・能力に関する育成研修を実施
(求められるスキル・能力の特定はコンピテンシー、人事評価項目を参考に検討)

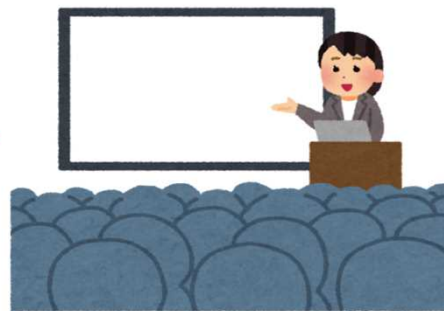
新任係長研修・新任課長補佐研修は、役職就任から半年後を目途に、その役職となつてからの課題や、
取組み等についてのグループワークへ内容を変更

3. 専門分野ごとの人材育成方針を踏まえた研修の企画

別紙2

研修担当者が専門分野ごとの
人材育成方針を踏まえ研修を企画

人材育成担当者が
スキルマップとの
整合性について確認



- ◆ 研修担当者は、専門分野ごとに作成された人材育成方針を踏まえ、各分野で期待される能力・スキルを得るための研修を企画する。

- ◆ 研修担当者が企画した研修について、人材育成担当者が検証を行い、専門分野のスキルマップとの整合がとれているかを確認する。

4. 語学研修の見直し

研修に対する意見	見直し後
職員の国際交渉力が不足している。（国際業務担当）	国際交渉力を向上させるため「国際交渉人材養成ワークショップ」を設ける。
メールなどの文章が書けない職員が多い。（国際業務担当）	英文ビジネスライティングの通信講座コースを開設。
個別指導を希望しているが、毎回選んでもらえない。（若手職員）	これまでの英語研修を「英語力育成研修」とし、受講対象を主に若手職員、受講要件を真に業務で語学力を必要とする者として選定基準を明確にする。
業務の関係で出席できないことがある。（受講者）	対面によるレッスンを廃止し、受講時間を自身で設定できるオンライン学習に変更。
研修後の効果測定が必要ではないか。受講した部下の語学力が上がっているのか確認したい。（国際業務担当）	効果測定を行い、結果を受講者だけでなく上司にも共有

第6節 金融行政におけるITの活用

I 概要

「官民データ活用推進基本法」に基づき、官民データ活用の推進に関する基本的な計画として、平成30年6月、「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（以下「IT宣言・官民データ計画」という）が閣議決定されている。金融庁においても、情報化統括責任者（CIO：Chief Information Officer）、情報化副統括責任者（副CIO）及び専門的な知識を有するCIO補佐官等を構成員とする金融庁PMO（Portfolio Management Office）の統括のもと、以下の取組みを行っている。

- ① 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の策定
- ② 情報システムの調達の適正化及びコスト削減の取組み
- ③ セキュリティ・IT人材の確保・育成
- ④ 情報セキュリティ対策の推進

II 取組実績

1. 金融庁におけるIT戦略（中長期計画）の推進

IT宣言・官民データ計画等に基づき、国民・事業者の利便性向上に重点を置き、行政の在り方そのものをデジタル前提で見直すため、平成30年1月に「デジタル・ガバメント実行計画」が、eガバメント閣僚会議において決定されたところ。

金融庁においても、ITガバナンスの強化、業務の明確化を図るとともに、それに応じたシステムの見直し・構築を推進し、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を実現していくため、IT戦略として「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」（以下「本計画」という。）を30年6月に策定したところ。本計画における重点項目として、以下を掲げている。

- ① ITガバナンスの強化
- ② 利用者中心の行政サービスの実現
- ③ 効率的・効果的な行政運営の実現（業務基盤の整備）
- ④ 変化に強いモニタリング等システムの構築（官民連携基盤の整備）
- ⑤ 新たな情報技術変化への対応

なお、本計画の実施に当たっては、CIO及び副CIOがリーダーシップを発揮し、当庁全体の合意形成を図りつつ、限られた財源・人員等のリソースを最大限有効に活用することで、全体最適化を図りながら、戦略的に取り組むこととしており、30事務年度においては、以下のような事項を実施した。

（1）ITガバナンスの強化

金融庁行政情報化推進委員会等の会議体やPMOの役割を明確化する訓令を制定するなどして、より一層、行政運営の効率化や利用者中心の行政サービス改革を推進するための体制を整備した。

(2) 効率的・効果的な行政運営の実現

タブレット端末の導入等により、ペーパーレス化の推進を図った。

また、本計画のうち、以下の事項については、金融モニタリングのデジタル化の取組みとして取りまとめたうえで、2019年6月に公表した。(別紙1参照)

ア. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

金融機関における監督コスト低減の観点から金融庁と日本銀行との間で類似しているデータを一元化する調整を行い、2種類について合意した。また、金融庁と日本銀行との間でデータシェアリングのあり方の検討に着手した。

イ. 粒度の細かい(明細)データの利活用

低金利環境の継続や少子高齢化を背景とした金融機関(特に地域銀行)が直面する経営課題等に関し、深度ある分析を行っていくため、まずは金融仲介を中心とした貸出および有価証券に関する粒度の細かいデータのあり方や管理方法について、コンサルティングを活用し検討を行った。

ウ. RPA (Robotic Process Automation)

金融モニタリングにおける分析作業について、RPAを導入し資料の正確性向上及び担当職員の生産性向上を図った。

エ. RegTech/SupTech エコシステム

金融機関と当局における情報の収集・蓄積・活用をめぐる夫々の課題を解決していくために、将来的な官民協働のシステム(RegTech/SupTech エコシステム)構築に向けた検討に着手した。

2. 情報システム調達 of 適正化及びコスト削減の取組み

(1) 情報システム調達の適正化

情報システムの調達に当たっては、その仕様及びコストの妥当性等を十分に検証することが重要である。

そのため、CIO、副CIO、各局総務課長及びCIO補佐官等をメンバーとする「情報システム調達会議」において、政府調達に該当する情報システム調達案件について、

- ① システムの仕様が用途・目的に照らして適切なものとなっているか、
- ② 調達予定価格が過去のSE単価や工数などの実績に照らして適切なものとなっているか

を審議するなど、適正な情報システムの調達に取り組んでいる。

(2) コスト削減への取組み

「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、情報システムの統廃合や政府共通プラットフォームへの移行等による情報システムの運用コストの削減に取り組んでいる。

30 事務年度においては、運用コストの高いシステムに対して、「システム監査」を実施し、投資管理を含めたシステムの有効性について、点検、評価した。

3. 情報セキュリティ対策の推進

情報セキュリティ水準を適切に維持し、リスクを総合的に低減させるためには、情報セキュリティに係るリスク評価の結果等を踏まえ、計画的に対策を実施することが重要である。

当庁では、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」（平成 30 年 7 月 25 日サイバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、金融庁情報セキュリティポリシー及び各種関連規定を改定した。また、同ポリシーに基づき、情報セキュリティ対策を総合的に推進するための「情報セキュリティ対策推進計画」を毎年度策定しており、30 事務年度では、以下のような情報セキュリティ対策を実施した。

(1) 教育・訓練

ア. 情報セキュリティに関する対処能力の向上等

NISC（内閣サイバーセキュリティセンター）が主催する実践的なサイバー攻撃対処訓練に参加する等、セキュリティインシデント発生時における事態の早期把握及び被害の発生・拡大防止に向けて迅速かつ的確に対処するための庁内横断的な組織である金融庁CSIRT（Computer Security Incidents Response Team）の対処能力の向上を図るとともに対応態勢の有効性の確認を行った。

イ. 庁内の職員を対象とした研修等

庁内の職員を対象として、以下の研修等を実施した。

- ① 全職員を対象とした、情報セキュリティに関する知識や最近のサイバー攻撃の手法及び対処方法を盛り込んだ情報セキュリティ研修や、金融庁情報セキュリティポリシーおよび規則、実施手順の運用の徹底を図るための自己点検
- ② 外部等からの転入職員を対象とした情報セキュリティ研修
- ③ 職員が標的型メール攻撃に対して適切な対応ができるか確認するための標的型攻撃メール訓練

(2) 技術的な対策

情報セキュリティ監査の結果や、昨今のサイバー攻撃の高度化、巧妙化を踏まえ、多様なサイバー攻撃に対する技術的な対策の運用を継続すると共に、新しい技術への対応の検討を実施した。

(3) 情報セキュリティ監査

各情報システムのインフラ・ネットワーク、アプリケーションの脆弱性について、外部の第三者による監査を実施したほか、NISCが実施するペネトレーションテスト（模擬攻撃訓練）を活用し、セキュリティ対策の実効性を確認した。

4. セキュリティ・IT人材の確保・育成

政府機関においてセキュリティ対策や情報化を進めるために必要な人材を確保していくための方策として、「政府機関におけるセキュリティ・IT人材育成総合強化方針」が28年3月に策定された。同方針に基づき、当庁においても同年8月に「金融庁セキュリティ・IT人材確保・育成計画」を策定し、30年8月に改訂を行っている。

30年度においては、改訂後の計画に基づき次の取組みを進めた。

- ① 体制の整備
- ② 有為な人材の確保
- ③ セキュリティ・IT人材育成支援プログラム
- ④ 職員の情報リテラシーの向上
- ⑤ 適切な処遇の確保

金融モニタリングにおけるデジタルイゼーションの取組状況

令和元年6月

金融庁



目次

I. 背景

II. 概要

III. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

V. RPA(Robotic Process Automation)

VI. RegTech/SupTechエコシステム

I. 背景

- 我が国では、人口減少・高齢化の進展や低金利環境の長期化等により、金融を巡る環境が大きく変化してきている。こうした中、RPA、AI、クラウド及びAPI等のIT技術は普及段階に達しており、これらを活用したデジタル化の進展状況は著しい。
- IT技術を活用したデジタル化(Digitalization(デジタルイゼーション))の進展状況については、一般的に①「Digitization(デジタイゼーション)」と表現される、従来から実施されてきたアナログ情報のデジタル変換など、業務効率化を目的とした取組みと、②「Digital transformation(デジタルトランスフォーメーション)」と表現される、顧客に新たな価値を提供するなど、既存のビジネスモデルを変革する取組み、に区分される。
- 我が国の既存の金融機関及び非金融の新しいプレイヤーは、上記①、②のアプローチからデジタル化に取り組んでいる。もっとも、既存の金融機関では、一部を除き、デジタイゼーションに注力している先が多い。
- 金融庁では、現在、検査・監督の見直しを進めており、これに伴う金融モニタリングの高度化・効率化が求められている。**金融モニタリングの高度化・効率化は、データの収集・蓄積・分析機能の高度化・効率化と不可分である。**
- こうしたことから、IT技術の進展を含めたデジタル化の動きを踏まえ、昨事務年度(平成29事務年度)から金融モニタリングの高度化・効率化を支えるSupTech[※]の導入について取組みを開始した。

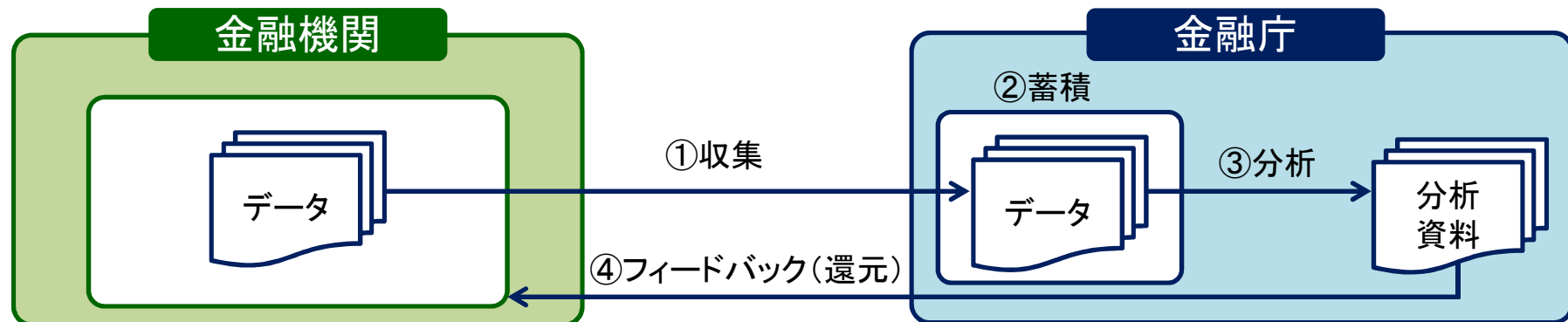
※Supervisory Technologyの略。規制当局・法執行機関が検査・監督等の高度化・効率化のために活用するIT技術の意味で用いている。また、RegTech(Regulatory Technology)は、民間金融機関がIT技術を活用して金融規制に対し効率的に対応する意味で用いている。

I. 背景

デジタル化の進展状況

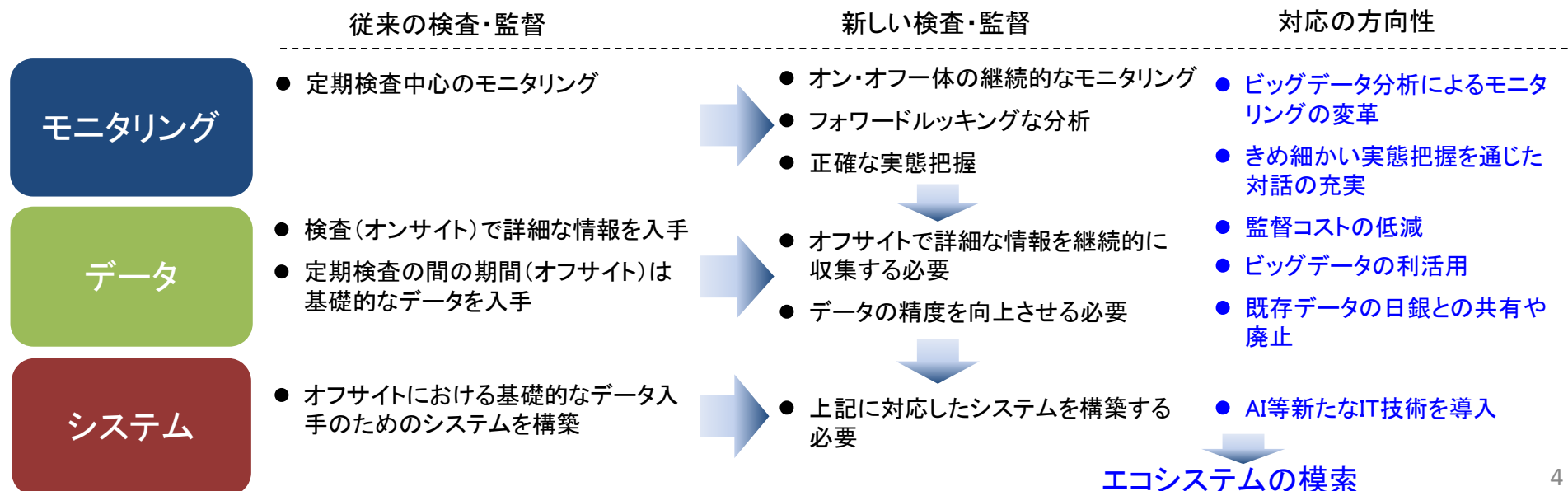
	デジタル化(デジタルイゼーション)	
	デジタイゼーション	デジタルトランスフォーメーション
主体	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に既存の金融機関が注力 	<ul style="list-style-type: none"> ● 主に大手金融機関、新興の金融機関及び金融参入を窺う非金融企業が注力
概念	<ul style="list-style-type: none"> ● アナログ情報のデジタル変換 ● 業務効率化 	<ul style="list-style-type: none"> ● デジタル化されたビッグデータをITを駆使して利活用し付加価値を創造 ● ビジネスモデルの変革
テクノロジー	<ul style="list-style-type: none"> ● RPA ● API 	<ul style="list-style-type: none"> ● クラウド ● AI 等
データの利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● 部門単位の活用にとどまり、サイロ化 	<ul style="list-style-type: none"> ● ビッグデータの新規収集や組織横断的な利活用を推進

金融機関・金融庁間におけるデータの流れ(イメージ図)



II. 概要

- SupTech導入の取組開始にあたっては、外部有識者等と意見交換を行い、民間企業におけるIT技術及びデータの利活用状況や金融機関等におけるRegTech・FinTechの取組状況を把握しつつ検討を行った。
- こうした検討を踏まえ、主に業務効率化の観点から、①既存の徴求データの日本銀行との一元化等、②分析業務等の自動化(RPA(Robotic Process Automation)※)を、分析高度化の観点から、③粒度の細かいデータの利活用の取組み・検討に着手した。
(※)パソコン上で行う作業をソフトウェアが自動で遂行する仕組みをいう。
- また、将来的にデジタルトランスフォーメーションが今後更に進展した社会における金融モニタリング業務の変革も念頭に、データ・ITを介し官民双方がメリットを享受できる仕組みの1案として、④RegTech/SupTech エコシステムの構想についても模索した。



Ⅲ. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

【課題】

- 金融庁が金融機関から徴求しているデータは、日本銀行が金融機関から徴求しているデータと重複・類似しているものが存在している。このような状況は、金融機関側にとって少なからず負担となっている。
- 金融機関における監督コストを低減する観点から、①金融機関から徴求しているデータのうち、類似しているものは極力一元化するとともに、②金融庁と日本銀行との間で安全にデータを共有するシステムを構築した上で報告先を一本化する、取組みが必要と考えられる。

【これまでの取組み】

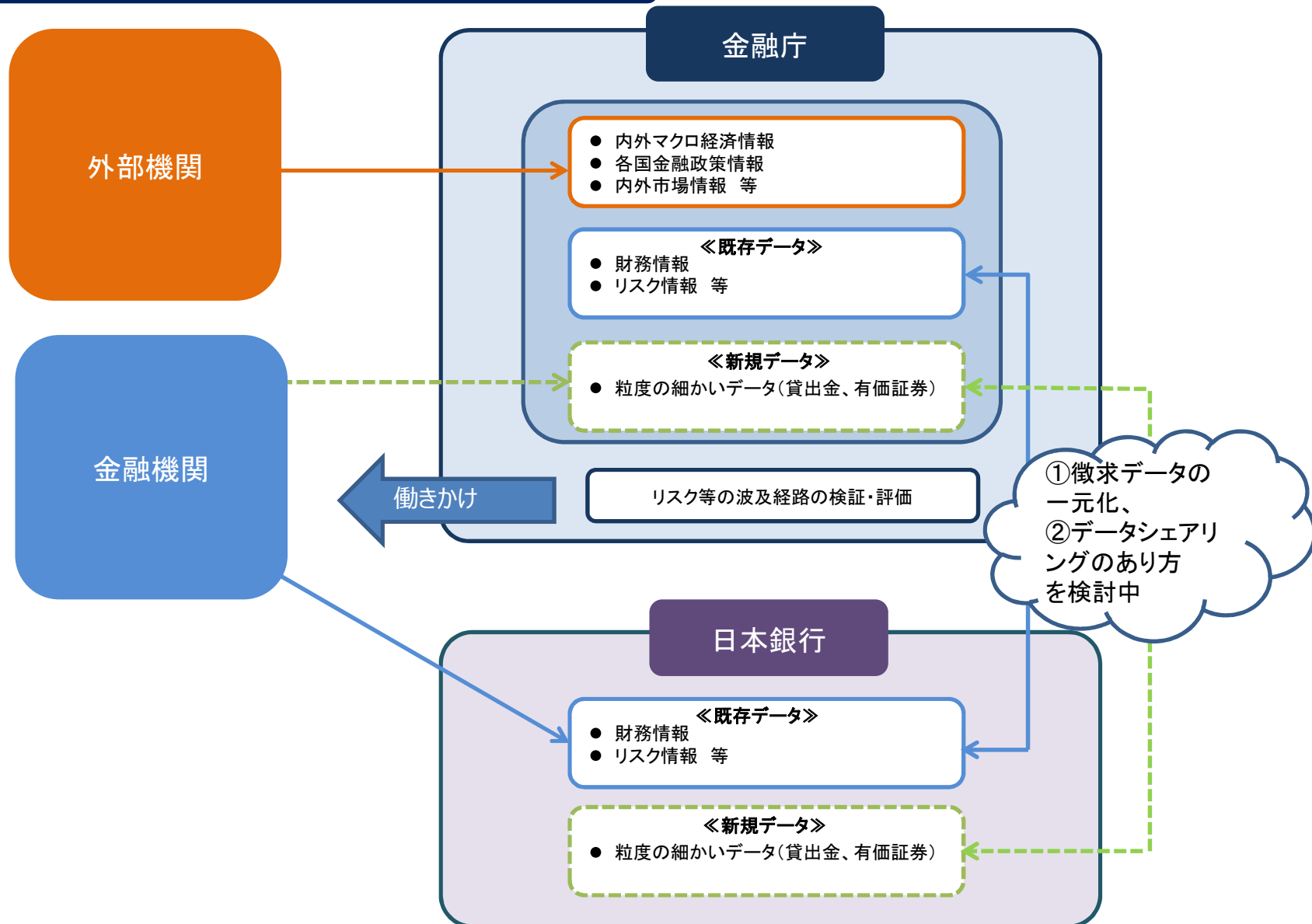
- 今事務年度は、金融庁と日本銀行の間で類似しているデータを一元化する調整を行った結果、まずは2種類のデータの一元化を本年9月から実施予定。また、金融庁と日本銀行の間でデータシェアリングのあり方の検討に着手した。

【今後の取組方針】

- 来事務年度において、更に類似しているデータの洗出しを行い、一元化を進めるとともに、データシェアリングに向けた具体的な内容やスケジュールの検討を進める。

Ⅲ. 日本銀行との徴求データの一元化・システム連携

徴求データの一元化・システム連携のイメージ



IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

【課題】

- 金融機関から徴求しているデータの利活用については、①金融庁と金融機関との対話における、個別金融機関のポートフォリオや地域特性などのきめ細かい理解、②金融庁から金融機関へのフィードバック情報、③同種のデータを必要とする関係機関などとの間での効率的なデータの利活用、④定例化されていない随時(アドホック)データの提出負担の軽減に関し、改善の余地がある(特に地域銀行)。

【これまでの取組み】

- 今事務年度は、金融仲介を中心とした貸出金および有価証券に関する粒度の細かいデータ(以下、明細データ)のあり方や金融庁における管理方法について、コンサルティングを活用しつつ検討。

【今後の取組方針】

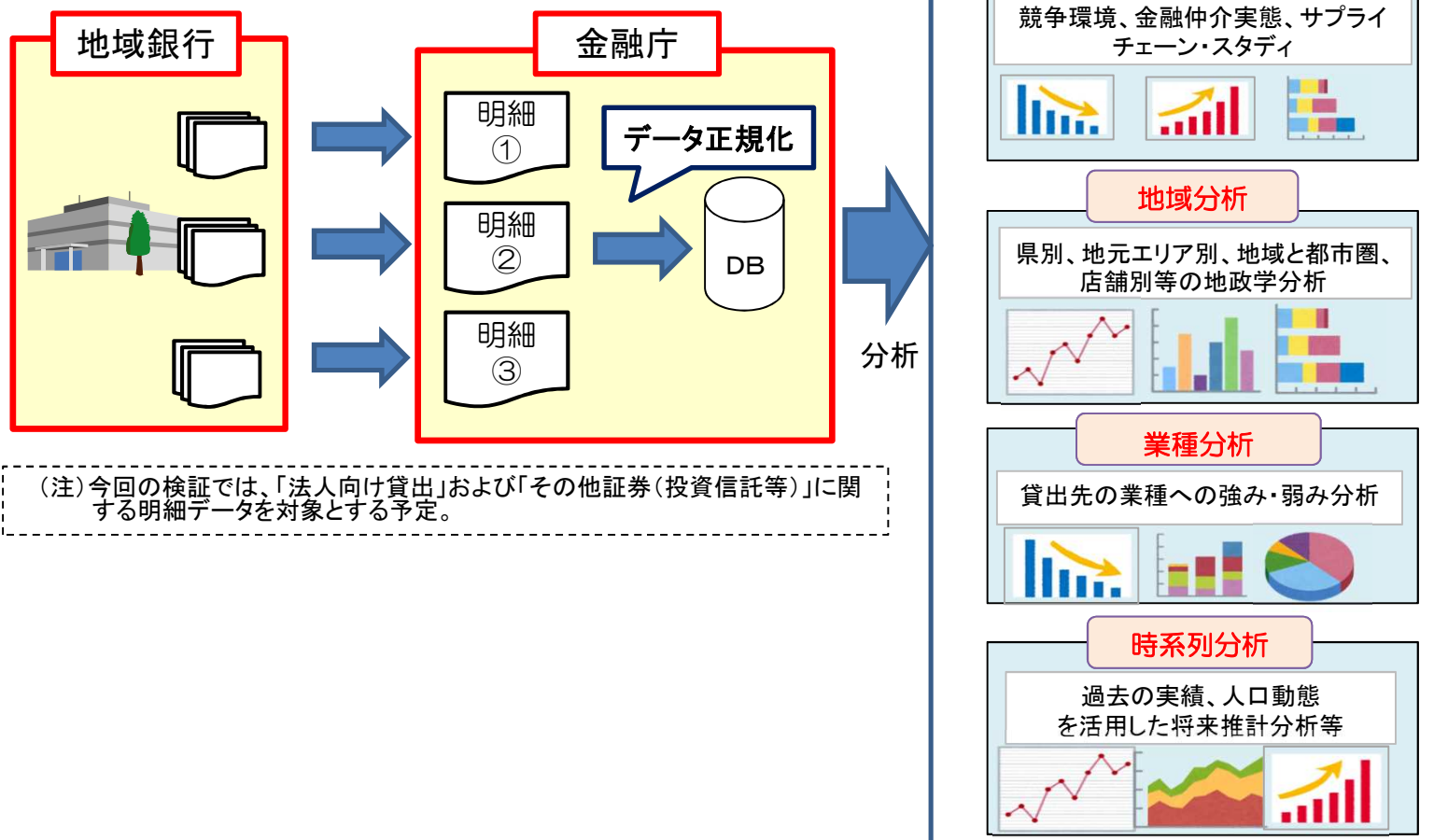
- 明細データ収集の実現可能性や管理負担等を検証する観点から、今夏以降、まずは地域銀行数行との間で協働検証作業を実施する予定。協働検証作業を踏まえ、今後の明細データの徴求のあり方を検討。

IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

明細データの協働検証作業の概要①(データ授受方式)

- 今回の協働検証作業では、**地域銀行側の負担低減**の観点から、従来の徴求計表のように**金融庁でフォーマットを指定せず**、比較的柔軟に銀行側が保有する明細データを受け入れ、**金融庁でデータの正規化**を行う方針。

【データ授受方式とデータ活用の概要】



IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

明細データの協働検証作業の概要②(主な内容)

- 地域銀行等との協働検証では、(1)データ収集・加工の実現可能性、(2)分析を踏まえた情報のフィードバック、(3)データの利活用について検証する予定。

【予定している検証作業の概要】

検証事項		関係者	検証内容
(1)データ収集・加工の実現可能性	①収集	地域銀行 →金融庁	地域銀行で、データ提出が可能か以下の観点から検証。 > 明細データの保有状況 <small>※ 情報の有無、保有システム名等</small> > 明細データ提出に係る時間及び負荷
	②加工	金融庁	クレンジング、マッピング、マスター管理のようなデータ加工に係る業務の詳細手順を整理。金融庁がどの程度の負担で実現可能かなどを検証。
(2)分析を踏まえた情報のフィードバック	①分析	金融庁、日銀	分析に必要な情報の十分性や分析のあり方を検証。
	②フィードバック	金融庁 →地域銀行	分析結果を踏まえ、地域銀行でのデータ利活用やリスク管理の高度化に資する情報のフィードバック手法を検討。 > <u>法人マイナンバーの利活用</u> > 地域を俯瞰した分析資料の還元
(3)データの利活用		金融庁・地域銀行 →業界団体など	業界団体等との連携など、データの効率的な活用の可能性を検討。(エコシステム<データ・リサイクリング>)

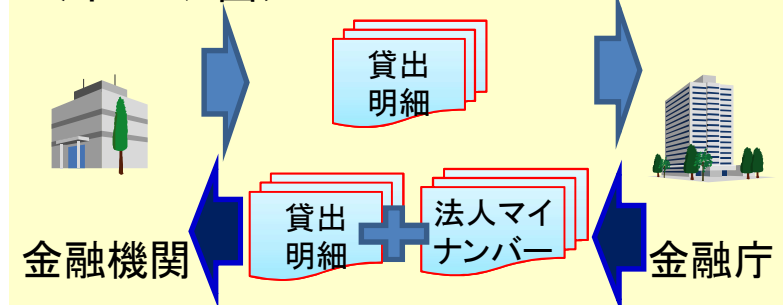
IV. 粒度の細かい(明細)データの利活用

明細データの協働検証作業の概要③(データの利活用)

【法人マイナンバーの利活用】

- 行政の効率化、国民の利便性等を目的に、法人に対して、13ケタの番号を付した法人番号制度(所謂「法人マイナンバー」)が、2016年から運用開始。利用制限はなく、国税庁のウェブサイトに掲載されている。
 - 預金取扱金融機関では、順次、整備を進めているところ。
- ⇒ 今回作業では、地域銀行から受領した貸出明細データに、金融庁が法人マイナンバーを付加し還元。地域銀行において、法人マイナンバーを与信先情報と紐づける実務が定着すれば、取引先企業の実態把握の向上を通じて、与信管理の高度化・効率化に寄与できるか検証。

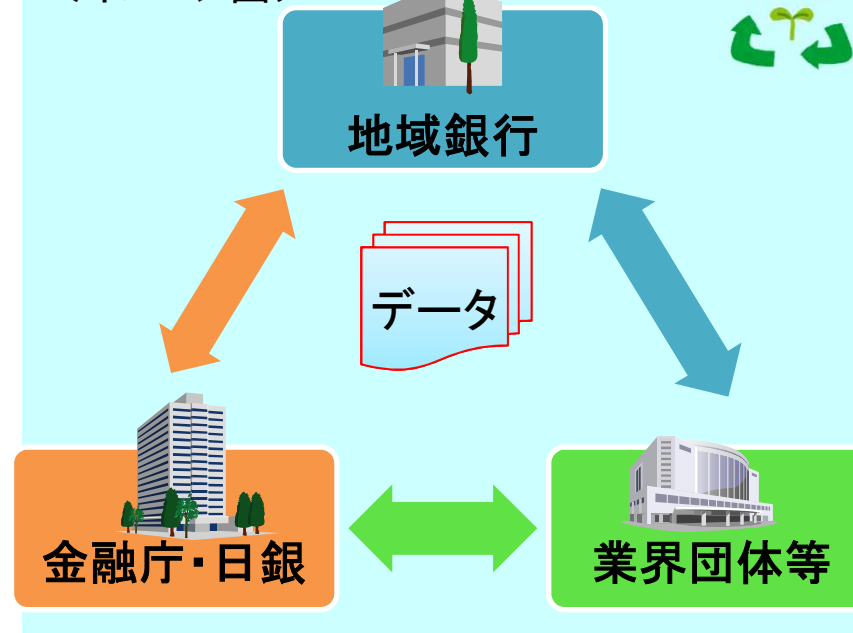
<イメージ図>



【エコシステム<データ・リサイクリング>】

- 貸出情報は、監督当局への報告のみならず、異なる目的で異なる関係者(業界団体等)に対して提供されている。
- ⇒ 今回作業では、当局が受領した貸出情報の一部を業界団体等と共有することで、地域銀行の負担を低減できないか検証。

<イメージ図>



V. RPA(Robotic Process Automation)

【課題】

- 金融モニタリングでは、検査・監督の見直しの一環として、オン・オフ一体のモニタリングを推進しており、オフサイト・モニタリングにおけるデータ分析作業の重要性が従来以上に高まっている。また、データ分析の作業量も増加している。

【これまでの取組み】

- データ分析作業では、パソコンで行う定型的な作業も多く含まれていることから、民間部門で導入が進んでいるRPAを金融モニタリングにおけるデータ分析作業でも導入すべく、平成29年度から実証実験を行うなど具体的な検討を行った。
- 実証実験を踏まえ、平成30年度から管理態勢を整備の上、他省庁に先駆けて本格的な導入を開始し、12業務の自動化を実現した。これにより、分析資料の正確性向上及びモニタリング担当職員の生産性向上(成果物に基づくデータ分析業務への時間配分を増加)を図っている。

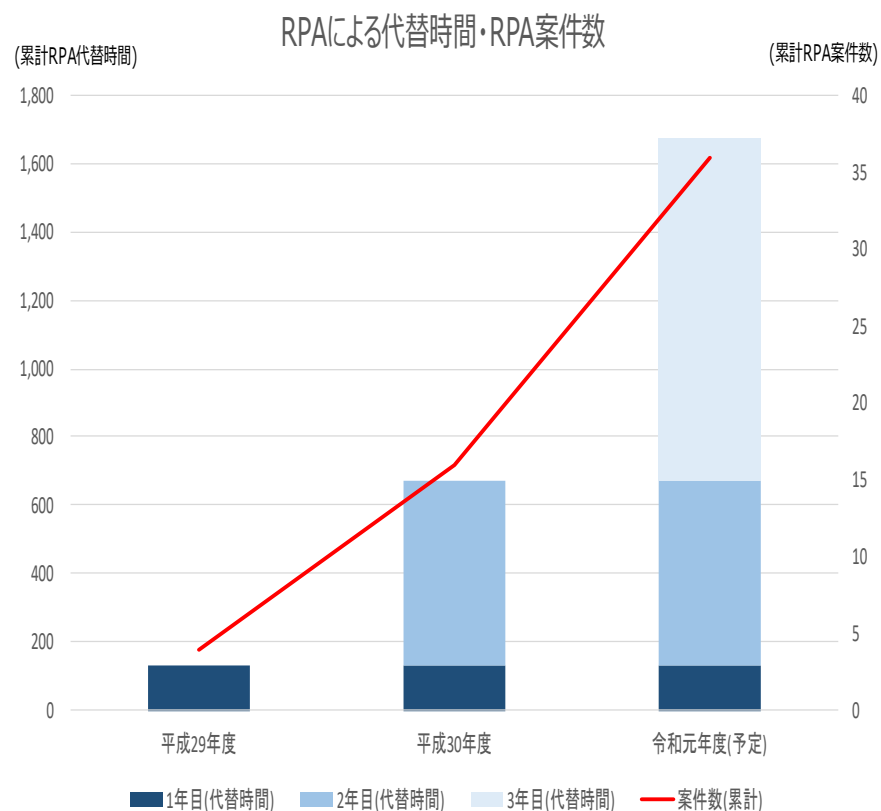
※ なお、金融庁のこうした取組みは内閣人事局が実施する平成30年度ワークライフバランス職場表彰において内閣人事局長表彰を受けた。

【今後の取組方針】

- 令和元年度も20業務程度の自動化を予定しており、引き続きデータ分析業務の高度化・効率化に取り組んでいく方針。

V. RPA(Robotic Process Automation)

RPAによる代替時間・案件数



RPA化した業務事例

分類	RPA化した業務の例	業務のうち自動化した割合
データのダウンロード	庁内システムからのデータのダウンロード	83%
	外部サイト(日銀、EDINET等)からのデータのダウンロード	81%
集約・転記	財務(支)局や金融機関から提出された資料の集約	96%
	各金融機関への資料やメールの作成	90%
その他	メール添付ファイルのパスワード解除や共有フォルダへの保存	80%
	超過勤務時間記入様式の初期化	100%

VI. RegTech/SupTech エコシステム

- デジタル化が進展することにより、今後、金融機関はデジタル化された情報を収集・蓄積し、それを利活用することによりデータドリブンな経営を行うことが活発になると考えられる。もっとも、現状は情報の収集・蓄積において、金融機関内の部門単位での活用に留まる等、未だ不十分であるという声もある。
- 他方、金融庁は、金融機関内の情報を収集・蓄積・分析(利活用)することで金融モニタリングを実施しており、金融機関の情報の利活用状況に遅滞なく対応していく必要があるが、従来型の長期間にわたるシステム開発等による対応では限界がある。
- こうした状況を踏まえ、金融機関と金融庁における情報の収集・蓄積・利活用をめぐる夫々の課題を解決していくために、将来的に官民協働でシステム(RegTech/SupTechエコシステム)を構築する必要がある。
- RegTech/SupTechエコシステムは、金融機関にとってのメリットが必須であるとともに、様々なニーズ等に機動的に対応する必要があることから、現時点で考えられるコンセプトは以下のとおり。

実効性	金融機関の内部管理、当局の金融モニタリングの向上
効率性	金融機関の経営・当局報告コスト、金融機関・当局のシステムコストの低減
柔軟性(連結性)	新たな技術、非金融分野のplayerへの対応も可能
速報性(リアルタイム)	参加者が情報をリアルタイムに把握
双方向性(データシェアリング)	報告するためだけの一方通行のシステムではなく、参加者が共有
簡易性	従来型の重厚長大なシステムではなく、簡易なシステムでアジャイルに開発
機密性	共有される情報については機密性を確保

VI. RegTech/SupTech エコシステム

- 今後、こうしたコンセプトを具現化するため、金融機関と金融庁間における情報の収集・蓄積・分析(利活用)の高度化・効率化について、金融機関からのニーズ等を募集し、取組可能な分野から官民協働で実証実験を行う。
- こうした取組みを通じ、官民協働でシステム構築を進めることが適当と認められる事例については、対象分野・業態等を拡大しつつ、実現化に向けた検討に着手する予定。なお、具体的な検討分野としては、例えば、以下のような事例が考えられる。

	案件	内容	メリット(金融機関・当庁)
データの 収集・ 蓄積	<ul style="list-style-type: none"> ● API連携によるデータ共有 ● Webベースでの調査 	<ul style="list-style-type: none"> ● 官民のシステムをAPI連携し、各種報告について金融機関から報告してもらうのではなく、当庁が適時システムを通じて確認する仕組み ● 当庁が実施する各種アンケート調査をWebベースで実施 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関の報告負担の軽減 ● 当庁のモニタリングの実効性向上 ● 金融機関の報告負担の軽減 ● 当庁の集計・維持管理が容易
データの 分析・ 利活用	<ul style="list-style-type: none"> ● KYCデータの利活用 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関内におけるKYCデータの利活用を促し、与信判断の向上等に寄与する仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金融機関のリスク管理等に付加価値を付与

第7節 報道・広報

I 報道対応

1. 報道発表及び記者会見等の実施

毎週2回の閣議後に実施している大臣記者会見（86回）に加えて、重要な報道発表時に実施している記者向け説明（47回）を開催し、当庁の施策・考え方を積極的に発信・説明する機会の充実に取り組んだ（報道発表件数：509件）。

II 広報活動

1. 金融庁ウェブサイト等による広報の充実

国民にとって特に重要と考えられる施策、あるいは関心が高い施策については、金融庁ウェブサイトへの特設サイトの設置やトピックス（HPのトップページ上段）（別紙1参照）への掲載などによる施策の周知・注意喚起などの取組みを行っている。

2018事務年度は、平成30年7月豪雨関連情報及び平成30年北海道胆振東部地震関連情報について、特設サイトを設け、被災者に有益と思われる情報の掲載を行った。

また、2018年1月より施行された休眠預金等活用法に関して、広く国民への周知を図るため、トピックスへの掲載及び政府広報の活用を積極的に行った。

2. 海外に対する情報発信

英語版ウェブサイトについて、英語で発信すべき情報等を検討し、コンテンツの充実を図ったほか、タイムリーな情報発信を目的として、一週間の日本語での新着情報（報道発表）の概要を英訳した「FSA Weekly Review」を週1回発行するとともに、海外からも関心が高い公表物については、ウェブサイトのトップページに常時掲載するなどの取組みを行った。

3. 政府広報の活用

金融行政に係る広報を限られた予算の中で他省庁とも連携しつつ効率的・効果的に行うため、別紙2のとおり、金融庁所管の各種施策を政府の重要施策として、政府広報各種媒体で取り上げ、広く国民への理解浸透に努めている。

(別紙1)

【平成30事務年度に開設した金融庁ウェブサイトの特設サイトについて】

1. 平成30年7月豪雨関連情報
2. 平成30年北海道胆振東部地震関連情報

【金融庁ウェブサイトのトピックスについて（トップページ上段）】（令和元年6月28日時点）

1. 改元を理由とする詐欺にご注意ください。
2. 外国人の受入れ・共生に関する金融関連施策について
3. 貸付自粛制度について
4. ソーシャルレンディングへの投資にあたって
5. 企業情報の開示に関する情報（記述情報の充実）について
6. つみたてNISAが100万口座を突破しました！
7. 改元に伴う元号による年表示の取扱いについて
8. アパート等のサブリースに関連する注意喚起について
9. 2018年12月25日から、全銀EDIシステム稼動により、経理事務の負担が軽減されます！
10. 長い間、お取引のない預金等はありませんか？
11. FinTechサポートデスクについて
12. 暗号資産（仮想通貨）に関する情報を掲載しました。
13. 顧客本位の業務運営に関する情報を掲載しました。
14. 講演等
15. 金融サービス利用者相談室～皆様の「声」をお寄せください！
16. 国会提出法案等
17. “責任ある機関投資家”の諸原則～「日本版ステュワードシップ・コード」の改訂
18. 悪質な投資・預金の勧誘等にご注意ください！
19. 電子決済等代行業を営むみなさまへ
20. 国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」について公表しました。
21. アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）に係る申請手続きについて公表しました。
22. 日本における初の金融関係国際機関～IFIAR事務局開設

平成30事務年度政府広報実績 (H30. 7. 1～R1. 6. 30)

	媒体 (広報実施時期)		テーマ
テレビ	定時番組	BS-TBS 震が関からお知らせします (平成30年9月1日放送)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定時番組	BS-TBS 震が関からお知らせします (平成30年12月23日放送)	休眠預金等活用法
ラジオ	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年10月27日放送)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年11月3日放送)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	政府広報ラジオ番組	「秋元才加とJOYのWeekly Japan!!」 (平成30年12月8日放送)	NISA非課税期間終了時における手続き
出版物	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 64(平成30年11月発行)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	定期刊行物	音声広報CD『明日への声』vol. 65(平成31年1月発行)	休眠預金等活用法
インターネット	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成30年7月9日から7月15日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成30年7月23日から7月29日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	モバイル携帯端末サイト広告	News CAFE 携帯端末用無料ニュースサイト (平成31年3月11日から3月17日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成30年8月20日から8月26日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (平成30年12月24日から12月30日)	休眠預金等活用法
	インターネットテキスト広告	YOMIURI ONLINE (令和元年5月6日から5月12日)	貸付自粛制度について
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (平成30年10月1日から10月7日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	インターネットテキスト広告	産経デジタル (平成30年12月31日から平成31年1月6日)	仮想通貨について
	インターネットテキスト広告	グノシー (平成31年1月21日～1月27日)	つみたてNISAについて
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成30年10月22日から10月28日)	NISA非課税期間終了時における手続き
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成30年12月24日から12月30日)	自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成31年1月21日から1月27日)	休眠預金等活用法
	スマートフォン版Yahoo!バナー広告	Yahoo!JAPAN (平成31年1月28日から2月3日)	振り込め詐欺救済法に基づく返金手続き
	インターネットテキスト広告	毎日新聞 (平成31年2月11日から2月17日)	金融商品の詐欺的な勧誘に関する注意喚起

	媒体（広報実施時期）		テーマ
その他	政府広報オンライン お役立ち情報	平成22年7月から掲載（平成25年5月24日更新）	ローンやキャッシングをご利用の方へ。ご存じですか？ 借入れのルール
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年7月から掲載（平成25年8月13日更新）	金融トラブル、費用をかけずに早期解決！金融ADR制度をご利用ください
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成23年8月から掲載（平成29年3月14日更新）	「振り込み詐欺救済法」に基づき、振り込んでしまったお金が返ってくる可能性があります。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年6月から掲載（平成28年1月12日更新）	新しい投資優遇制度「NISA（ニーサ）」がスタート！将来に向けた資産形成を考えるきっかけに
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成25年9月から掲載（平成29年3月22日更新）	住宅ローンなど借入れの返済が困難な震災被災者の方へ 個人版私的整理ガイドラインをご存じですか。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成26年4月から掲載	知らないと損をする？ 最低限身に付けておきたい「金融リテラシー（知識・判断力）」
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年3月から掲載	中小企業や小規模事業者の方へ ご存じですか？「経営者保証」なしで融資を受けられる可能性があります
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成27年10月から掲載（平成28年3月2日更新）	投資詐欺にご注意を 気をつけるべき6つのポイント。相談窓口もご紹介。
	政府広報オンライン お役立ち情報	平成28年7月から掲載	大規模な自然災害でローンの返済が困難になった方へ ご利用ください。「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」
	政府広報オンライン 暮らしに役立つ情報	平成29年5月から掲載	仮想通貨交換業に関する法制度の施行

第8節 情報公開等

I 開示請求の動向

1. 行政文書の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号、13年4月1日施行）に基づく、2018年度の開示請求の受付件数は115件となっている。

(2) 主な開示請求

開示請求の主な内容は、以下のとおりである。

- ① 行政処分等に関する文書
- ② 金融機関等所管する法人に関する文書
- ③ 調査・検査先に関する文書

開示請求の受付及び処理状況（2018年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等				請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定			不開示 決定		
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	57	107	13	59	72	41	1	2
証券取引等 監視委員会	0	6	0	2	2	2	0	2
公認会計士・ 監査審査会	0	2	0	0	0	1	1	0
合 計	57	115	13	61	74	44	2	4

（注1）本表は、2018年4月から2019年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関情報公開法の施行状況調査と同じ定義で計上。

（注2）2019年度における6月末までの開示請求の受付件数は186件である。

(3) 不服申立等

2018年度における不服申立受理件数は5件、前年度繰越分と併せて23件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

また、2018年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は12件であり、うち11件は同年度中に裁決・決定を行っている。

2. 行政機関の保有する個人情報の開示

(1) 開示請求の受付状況

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号、17年4月1日施行）に基づく、2018年度の開示請求の受付件数は1,013件となっている。

(2) 主な本人情報の開示請求

主な開示請求の内容は、以下のとおりである。

- ① 公認会計士試験における請求者本人の点数、請求者の会計士試験の答案
- ② 請求者本人の個別金融機関に対する申立ての応接記録等

開示請求の受付及び処理状況（2018年度）

部 局	前年度 繰越	開示請求 の受付	開 示 決 定 等			不開 示決 定	請求の 取下げ	翌年度 繰越
			開 示 決 定					
			全面 開示	一部 開示	小計			
金融庁	111	22	4	17	21	10	0	2
証券取引等 監視委員会	0	1	0	0	0	1	0	0
公認会計士・ 監査審査会	11	990	967	0	967	0	4	30
合 計	122	1,013	971	17	988	11	4	32

(注1) 本表は、2018年4月から2019年3月末までの計数を取りまとめたものである。総務省による行政機関個人情報保護法の施行状況調査と同じ定義で計上。

(注2) 2019年度における6月末の開示請求の受付件数は33件である。

(3) 不服申立等

2018年度における開示決定等に対する不服申立受理件数は15件、前年度繰越分と併せて28件について、同年度中に情報公開・個人情報保護審査会に対して諮問を行っている。

2018年度における当庁事案に係る情報公開・個人情報保護審査会の答申は11件であり、うち8件は同年度中に裁決・決定を行っている。

II 文書管理等の状況

1. 内部管理体制

(1) 研修

非常勤職員を含めた全職員を対象として、研修を実施（合計10回）。

(2) 自主点検・内部監査

行政文書の管理状況等について、2018年10月～11月に自主点検を実施。
また、自主点検後、2018年12月～2019年1月にかけて監査を実施。

2. 文書管理の状況

(1) 概要

金融庁においては、1. 内部管理体制に示したとおり、研修や自主点検・監査を通じて、保有する情報の管理徹底に努めている。

しかしながら、2018事務年度（2018年7月～2019年6月）において、保有する情報について、取扱いが不適切であると認められる事例が15件発生した。主な事例は下記の通り。

- ・ 行政文書の紛失（保存期間の延長が重ねて行われ平成4年度より長期間保存していた移管予定文書の紛失が発覚、外部から提出を受けた文書の所在が不明 等）
- ・ メール誤送信（外部に送付したメールに、異なる案件のファイルを添付し送付、本来Bccで送付すべきメールを宛先(To)で送付 等）。

ただし、行政文書の紛失については、外部に漏えいした可能性は極めて低く、また、誤送信についても速やかに相手方にメール削除を依頼した。いずれも2次被害は確認されていない。

(2) 発生原因及び再発防止策

上記の行政文書の紛失等に係る主な発生原因としては、誤廃棄されたと考えられる文書について、行政文書ファイル管理簿に登録していた名称と、実際の行政文書ファイルに係る背表紙の名称とが異なった状態で管理されていたことから、紛失が発覚するまでに時間を要したことや保存期間を延長するにあたって誤って現物確認が行われた可能性があること等が考えられる。

また、こうした発生原因等を踏まえた上で、主に以下の再発防止策等を講じている。

- ① 執務室等の変更に伴って行政文書の保存場所を移動させる場合には十分な事前準備のうえで確実にを行うこと、保存期間を延長する場合や点検・監査を実施する場合には現物確認を確実にを行うこと等の見直しを実施し、適切な文書管理を徹底
- ② 移管予定文書は、真に必要な場合に限定して保存期間の延長を行うことし、延長を行う際には、上記のとおり現物確認を確実にを行うこと
- ③ メール送付の外部送信の手順マニュアルを始めとした情報管理に係るルールの職員への周知徹底

第9節 金融機関等との意見交換

金融機関等との率直な意見交換は、金融機関等から見た行政対応の予測可能性の向上に資するだけでなく、当局にとっても、市場や金融セクターの動向を迅速に把握する上で重要と考えている。このため、金融機関等の業態毎に幹部レベルでの意見交換会を随時実施して、金融機関等との意思疎通に努めている。

また、行政の透明性の向上を図るとともに、金融庁の問題意識を適時に発信する観点を踏まえ、金融機関等との意見交換会において、金融庁が提起した主な論点を公表することとしている（2017年1月以降）。

（参考）金融機関等との意見交換会の開催実績（2018年7月～2019年6月）

主要行	地方銀行	第二地方銀行	信用金庫
11回	11回	11回	4回
労働金庫	信用組合	生命保険会社	損害保険会社
4回	3回	5回	5回
外国損害保険会社	証券会社	投資信託会社	投資顧問業者
2回	7回	2回	2回
金融先物取引業者	信託	貸金業者	仮想通貨交換業
1回	4回	2回	3回

第10節 パブリック・コメント手続の実績（別紙1参照）

意見提出手続き(パブリック・コメント手続き)実施一覧

2018事務年度(2018年7月~2019年6月)

(金融庁ウェブサイトより抜粋)

公表日	案件名	締切日
R1.6.28	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.7.29
R1.6.28	「保険会社向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.7.29
R1.6.21	「事務ガイドライン(第三分冊:金融会社関係)」の一部改正(案)の公表について	R1.7.22
R1.6.13	「労働金庫法施行規則等の一部を改正する命令(案)」等の公表について	R1.7.12
R1.6.7	「金融商品取引法の審判手続等における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令及び公認会計士法の審判手続における参考人及び鑑定人の旅費及び手当に関する政令の一部を改正する政令(案)」の公表について	R1.7.8
R1.5.31	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.7.1
R1.5.31	「監査基準の改訂について(公開草案)」、「中間監査基準の改訂について(公開草案)」及び「四半期レビュー基準の改訂について(公開草案)」の公表について	R1.7.1
R1.5.29	「金融商品取引所等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	R1.6.27
R1.5.20	「利息制限法施行令等の一部を改正する政令(案)及び貸金業施行規則の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	R1.6.20
R1.5.15	「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	R1.6.17
R1.5.14	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	R1.6.13
R1.5.10	「金融商品取引法施行令第一条の十七の二の規定に基づき金融庁長官が指定する商品を定める件(案)」の公表について	R1.6.10
R1.5.10	「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百三十三条第一項第二十一号の四の規定に基づき、金融商品取引業協会の規則を指定する件(案)」の公表について	R1.6.10
H31.4.19	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」等の公表について	R1.5.20
H31.4.3	「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	R1.5.10
H31.3.27	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H31.4.26
H31.3.20	「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について	H31.4.19
H31.3.18	「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	H31.4.16
H31.3.14	「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」(案)の公表及び意見募集について	H31.4.15
H31.3.14	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H31.4.15
H31.2.26	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」について	H31.3.13
H31.2.18	「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則及び連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H31.3.19
H31.2.13	「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」の一部改正(案)の公表について	H31.3.15
H31.1.18	「郵政民営化法施行令の一部を改正する政令(案)」の公表について	H31.2.18

公表日	案件名	締切日
H31.1.15	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正(案)の公表について	H31.2.15
H31.1.9	TLAC規制等に係る告示の一部改正(案)の公表について (注)労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合等、漁業協同組合等並びに商工中央金庫に対する告示改正(案)	H31.2.8
H31.1.9	レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等の公表について (注)農林中央金庫及び商工中央金庫に対する府省令・告示改正(案)	H31.2.8
H31.1.9	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について (注)労働金庫及び労働金庫連合会、農林中央金庫、農業協同組合等、漁業協同組合等及び商工中央金庫に対する告示改正(案)	H31.2.8
H30.12.28	TLAC規制等に係る告示の一部改正(案)の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等、信用協同組合等及び最終指定親会社に対する告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	レバレッジ比率規制に係る府省令・告示案等の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等及び最終指定親会社に対する府省令・告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」等の公表について (注)銀行、銀行持株会社、信用金庫等、信用協同組合等及び最終指定親会社に対する告示改正(案)	H31.1.28
H30.12.28	流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正(案)の公表について	H31.1.28
H30.12.25	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)」等について	H31.1.23
H30.12.21	「記述情報の開示に関する原則(案)」の公表について	H31.2.1
H30.11.22	「金融商品債務引受業の対象取引から除かれる取引及び貸借を指定する件の一部を改正する件(案)」の公表について	H30.12.7
H30.11.9	「認定経営革新支援機関の監督の基本的な指針(案)」の公表について	H30.12.8
H30.11.2	「企業内容等の開示に関する内閣府令」の改正案の公表について	H30.12.3
H30.10.12	「自己資本比率規制(第1の柱・第3の柱)に関する告示の一部改正(案)」の公表について	H30.11.12
H30.9.27	「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件」の一部改正(案)の公表について	H30.10.26
H30.9.26	「財務諸表等の監査証明に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について	H30.10.25
H30.7.13	「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」(案)の公表及び意見募集について	H30.8.13

第11節 金融行政アドバイザー制度

I 制度の概要

金融行政アドバイザー制度は、財務（支）局が金融行政を遂行するに当たり、アドバイザーから金融行政等に関する意見の聴取、金融知識や金融行政の施策の普及・広報活動、財務（支）局職員の知識向上等の財務（支）局が必要とするサポートを受けることにより、財務（支）局が行う金融行政サービスの更なる向上を図ることを目的としている。

具体的業務は、各財務（支）局に配置された金融行政アドバイザーが、財務（支）局の求めに応じ、金融行政や地元金融情勢・金融機関の動向、地域の活性化等に関する意見等の聴取、金融知識や金融行政に関する施策の普及・広報活動、財務（支）局職員への研修講師等、金融行政に関するサポートを行うことである。

(参考) 金融行政アドバイザーの委嘱状況（2019年6月末現在）

委嘱者数は各財務（支）局5名以内、合計49名。内訳は次のとおり。

- | | |
|--------------------------------------|-------|
| ① 金融機関の利用者（中小企業経営者等） | : 12名 |
| ② 商工会議所の経営相談員、中小企業診断士、税理士、公認会計士等 | : 15名 |
| ③ 消費者団体職員、地方公共団体（消費者相談窓口担当）の職員等 | : 5名 |
| ④ 大学教授等の教育関係者、コンサルタント、ファイナンシャルプランナー等 | : 17名 |

II 2018事務年度における取組み

2018年7月～2019年6月、財務（支）局において、アドバイザーから金融行政に関するご意見を頂いた。

また、一部の財務（支）局については金融仲介の質の向上に向けたシンポジウムに参加頂いているほか、各種会合において金融行政に関する説明等を行って頂いている。

第12節 金融行政モニター制度（別紙1～3参照）

I 制度の概要（別紙1参照）

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から金融行政に関するご意見等を伺ってきたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、率直な意見等を出すことは難しいとの指摘も受けた。

このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接、金融行政に対する意見・提言・批判等を伺う「金融行政モニター受付窓口」を設置し、2016年1月29日より運用を開始した。

また、引き続き金融庁が直接意見等を受け付けるための「金融行政ご意見受付窓口」も設置した。

こうした窓口を通じて、外部からの意見・提言・批判などを積極的に受け入れ、行政に継続的に反映させることにより、より良い金融行政の遂行を目指している。

II 提出された意見等に対する金融庁の対応（別紙2、3参照）

1. 金融行政モニターにおけるご意見等の受付状況

「金融行政モニター受付窓口」においては、2018事務年度には28件のご意見等が寄せられた。

また、「金融行政ご意見受付窓口」においては、2018事務年度には978件のご意見等が寄せられた。

2. 金融行政モニターに寄せられたご意見等に対する金融庁の対応

金融行政モニター制度の実効性・透明性を図る観点から、主なご意見等の概要及び金融庁の対応を金融庁ウェブサイトにおいて公表した。

金融行政に関するご意見・ご提言・ご批判などをお聞かせください

金融庁では、金融機関及びその職員、学識経験者やシンクタンク、事業会社をはじめとする**金融行政にご意見等をお持ちの方**から、**金融制度や金融庁に対する率直なご意見・ご批判**などをお聞きするため、「**金融行政モニター制度**」を設置しております。

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしていましたが、金融機関などからは、**聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等と言うことは難しい**とのご指摘もあるところです。

このような点に鑑み、**金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家(以下、6名)**が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「**金融行政モニター受付窓口**」を設置することとし、寄せられたご意見を金融行政に反映できる仕組みを構築しました。

金融庁においては、外部からのご意見・ご提言・ご批判などを受けることによって、よりよい金融行政の遂行を目指しておりますので、これらの窓口を積極的にご活用いただきますようお願いいたします。

モニター委員

井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所パートナー)	(敬称略)
翁 百合	(株)日本総合研究所 理事長	
神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
永沢 裕美子	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人	
米山 高生	東京経済大学経営学部教授	
和仁 亮裕	弁護士(伊藤見富法律事務所シニア・カウンセラー)	

～制度のポイント～

お寄せいただいたご意見等は金融行政モニター委員(中立的な第三者である外部専門家)に直接届きます

- 金融行政モニター委員には厳正な守秘義務が課されています

ご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部に届けられます

- 今後のより良い金融行政のために活用

意見提出者の匿名性は厳格に担保されています

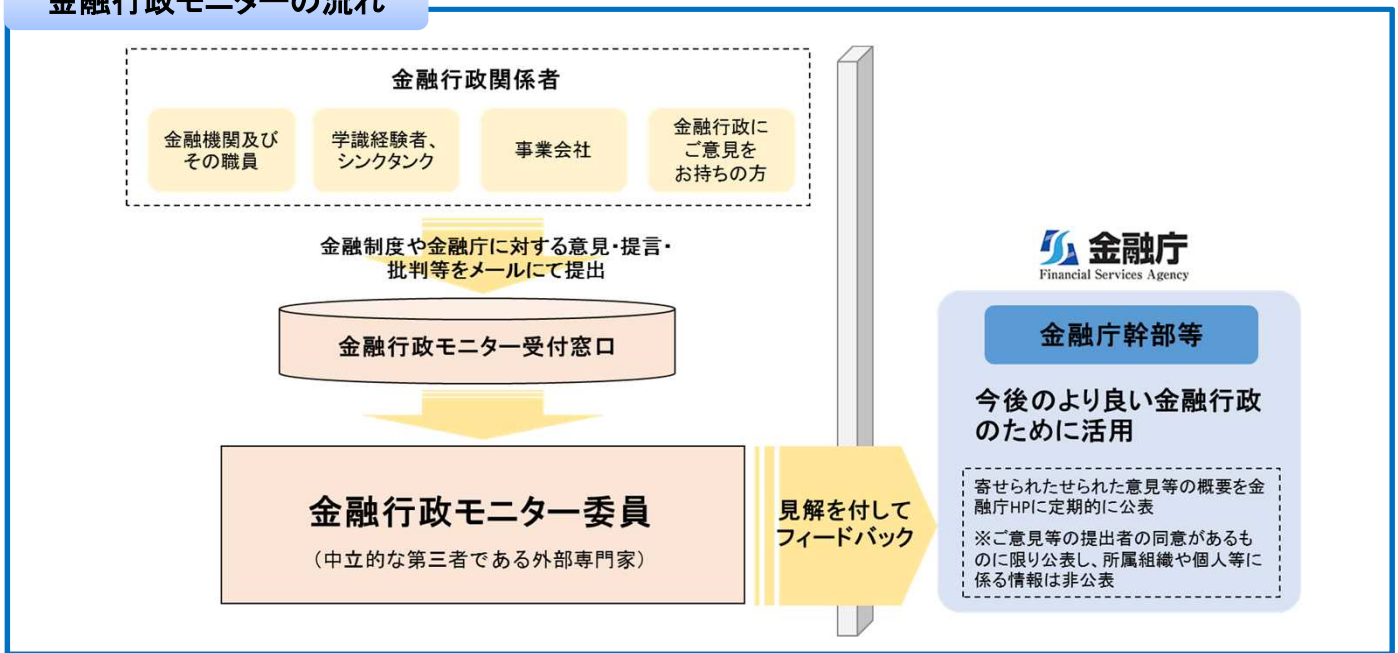
- 本人の同意がない限り、ご意見等を金融庁幹部に届ける際も、個人や所属組織を特定できる情報はすべてマスキング処理のうえ行われます

会社や団体を代表した意見等ではなくても提出が可能です

- 匿名での提出も可能です

お寄せいただいた意見等に関する金融機関内での議論等が金融検査等の検証の対象となることはありません

金融行政モニターの流れ



寄せられたご意見はこのように活用されています

寄せられたご意見等は、金融行政モニター委員の見解が付された上で、金融庁幹部職員等へフィードバックされます。

◆外国銀行支店に係る事業年度の弾力化 <銀行法改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

銀行法上、銀行の事業年度は、4月1日から翌年3月31日までとされており、外国銀行支店もこの規制の対象になるが、当該事業年度は、海外本店の事業年度と異なる場合が多く、外国銀行支店では2度の決算作業が生じるため、外国銀行支店の事業年度を本店の事業年度に合わせられるよう手当てして頂きたい。

【金融庁の対応】

母国本店の事業年度や外国銀行支店への事務負担、監督実務への影響等を踏まえ検討を行った結果、平成29年3月3日、第193回国会に「銀行法等の一部を改正する法律」(案)を提出し、外国銀行支店の本国の事業年度と同一の期間も選択できるよう、銀行法を改正した(平成29年5月26日成立)。

◆現金等紛失に係る不祥事件届出の金額基準の撤廃 <銀行法施行規則改正につながったケース>

【寄せられた意見等】

不祥事件届出の金額基準について、法令上、金銭の「100万円以上の紛失」等について届出が必要とされているが、100万円という金額水準は、現在の経済情勢に鑑みて低すぎるように思われる。

【金融庁の対応】

銀行等においては、預金者等の保護の観点から適切な業務運営を行う必要があるが、100万円という画一的な基準を設けることの妥当性について、金融機関における事務の効率性、業務管理への影響などの視点を踏まえて検討した結果、各金融機関が業務の特性・規模等を勘案して、形式的な金額基準を廃止し、業務管理上重大な紛失として認めるものを届出の対象とするよう銀行法施行規則等を改正した(平成29年4月より施行)。

金融行政モニター受付窓口

<https://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseimonitor.html>

ご意見等提出方法: 電子メール

電子メールアドレス:

kinyugyoseimonitor@fsa.go.jp

※英語でのご意見等も受付けております。

※金融庁に対し、直接ご意見等の提出を望む場合は、「金融行政ご意見受付窓口」をご利用ください。

<http://www.fsa.go.jp/monitor/gyouseigoiken.html>

お問い合わせ先

金融庁総合政策局総合政策課

金融サービス利用者相談室

Tel 0570-052100(ナビダイヤル)(IP電話は、03-3501-2100)

Fax 03-3506-6699

平成30年7月13日
金融庁

「金融行政モニター」におけるご意見等の受付状況 及び金融庁の対応について

1. 金融行政モニターについて

金融庁では、これまでも様々な手法により金融機関や一般の方々から、金融行政に関するご意見等をお伺いしておりましたが、金融機関などからは、聴き手が金融庁職員であることにより、必ずしも率直な意見等を言うことは難しいとのご指摘もあるところです。このような点に鑑み、金融庁職員ではなく中立的な第三者である外部専門家が直接にご意見・ご提言・ご批判などをお聞きするため「金融行政モニター受付窓口」を設置し、寄せられたご意見等を金融行政に反映できる仕組みを構築しており、平成28年1月29日より運用を開始しています。

今般、本制度の実効性・透明性を図る観点から、平成30年1月から3月までの3か月間に寄せられたご意見等の受付状況及び金融庁の対応について、以下のとおり公表いたします。

(注) このほか、引き続き、金融庁に対して直接ご意見等を提出して頂くための「金融行政ご意見受付窓口」も設置しています。当該窓口寄せられた意見等は、平成30年1月1日から3月31日までの間に315件となっています。

2. 金融行政モニター受付窓口寄せられたご意見等について

○ 平成30年1月1日から同年3月31日までに寄せられたご意見等

【受付件数】

13件

【主なご意見等】

(別紙3)をご覧ください。

※ 公表にあたっては、金融行政モニター委員から金融庁幹部等にフィードバックのあったご意見等のうち、主なものについてご意見等の提出者の同意があるものに限り公表し、所属組織や個人等に係る情報は非公表としております。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

- ・金融行政モニター受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課
- ・金融行政ご意見受付窓口に関するお問い合わせ
総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室

主なご意見等

番号	主なご意見等の概要	金融庁の対応
1	<p>金融庁は店頭 FX 規制（レバレッジ規制）強化を検討しているとのことだが、既に日本では国際的にみても最高レベルの厳しい規制がなされている。</p> <p>これに対して、現在問題になっている仮想通貨は世界中で規制が進んでいるが、日本では厳格な規制は定められていない。FX の値動きはリーマンショックのような歴史的な金融事件があった場合においても一日に数%程度であったが、仮想通貨の値動きは一日に 50% を超えることもあり、日々の価額の変動は FX の数十倍となっている。</p> <p>このような危険な仮想通貨に、FX を辞めて手を出している投資家はすでに一定数おり、仮想通貨関連のトラブルに巻き込まれている投資家も存在する。</p> <p>そのような状態で更に店頭 FX 規制を強化した場合、店頭 FX から仮想通貨に流れる投資家が増えることが予想される。金融庁の勝手な判断で過剰な規制を進められることのないよう、適切にご判断をいただきたい。</p>	<p>我が国の店頭外国為替証拠金取引（店頭 FX 取引）市場については、近年その取引規模が 5,000 兆円程度まで拡大しており、店頭 FX 業者の決済リスク管理を不十分なままにしておけば、外国為替市場や金融システムにも影響を及ぼし、システムリスクに繋がる可能性を有しており、その決済リスク管理の重要性が高まっていると考えられます。このような問題意識の下、本年 2 月に「店頭 FX 業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」を設置しました。</p> <p>その後、「個人投資家の意見も聞いた上で検討すべき」といったご意見が寄せられたことから、同検討会では、個人投資家を含めた幅広い利用者からの意見募集を行い、その結果も踏まえて、先般報告書が取りまとめられました（6 月 13 日公表）。</p> <p>報告書では、店頭 FX 業者の決済リスク管理強化に向けた対応策として、自己資本・ストレステストの拡充や取引データの報告制度の充実を図ること等が盛り込まれており、今後、金融庁では、報告書で示された各施策について、適切な対応を行ってまいります。</p> <p>なお、暗号資産（いわゆる仮想通貨）については、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業に関する研究会」を設置し、本年 4 月より、ご議論いただいているところです。</p>

第13節 金融サービス利用者相談室

I 概要（別紙1参照）

金融庁では、金融サービス利用者の利便性の向上を図るとともに、寄せられた情報を金融行政に有効活用するため、金融サービス等に関する利用者からの電話・ウェブサイト・ファックス等を通じた質問・相談・意見等に一元的に対応する「金融サービス利用者相談室」を開設している。

当相談室は、金融サービス利用者の利便性向上の観点から、主として以下の役割を担うこととしている。

1. 金融サービスに関する利用者からの金融庁への質問・相談・意見等に、消費者相談のノウハウや金融の専門的知識を有する金融サービス相談員を配置し、一元的に対応する。
2. 「事前相談（予防的なガイド）」窓口において、金融サービス利用に伴うトラブルの発生の未然防止などに向けた事前相談の提供を行う。
3. 金融機関と利用者との個別取引に係るあっせん・仲介・調停は行わず、業界団体等の紹介や論点整理等のアドバイスを行う。
4. 相談内容・対応状況等は体系的に記録・保管するとともに、関係部局に回付し、企画立案・検査・監督等において活用する。
5. 相談件数や主な相談事例等のポイント等について、当庁ウェブサイトで四半期毎に公表する。

II 相談等の受付状況（別紙2参照）

2018年4月1日から2019年3月31日までの間に受け付けた相談等の状況は、以下のとおりとなっている。

1. 総受付件数は36,858件となっている。1日当たりの平均受付件数は151件となっており、2017年度（152件）とほぼ同水準で推移している。そのうち、事前相談の受付件数は616件となっている。
2. 分野別では、預金・融資等が11,266件（30%）、保険商品等が7,441件（20%）、投資商品等が8,510件（23%）、貸金等が2,597件（7%）、暗号資産（仮想通貨）等が4,195件（11%）、金融行政一般・その他が2,849件（8%）となっている。
分野別の事前相談の受付件数は、預金・融資等が58件（9%）、保険商品等が9件

(1%)、投資商品等が388件(63%)、貸金等が24件(4%)、暗号資産(仮想通貨)等が129件(21%)、金融行政一般・その他が8件(1%)となっている。

3. 各分野の特徴は、以下のとおりとなっている。

(1) 預金・融資等に関する相談等の受付件数は、2017年度(9,599件)に比べて、増加している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,643件(32%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが2,749件(24%)等となっている。

(2) 保険商品等に関する相談等の受付件数は、2017年度(7,591件)に比べて、やや減少している。要因別では、個別取引・契約の結果に関するものが3,161件(42%)、金融機関の態勢・各種事務手続に関するものが1,356件(18%)等となっている。

(3) 投資商品等に関する相談等の受付件数は、2017年度(9,033件)に比べて、やや減少している。要因別では、一般的な照会・質問に関するものが3,274件(38%)、個別取引・契約の結果に関するものが2,584件(30%)等となっている。

また、詐欺的な投資勧誘に関する情報は748件あり、そのうち498件が何らかの被害があったものである。

(4) 貸金等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,062件(40%)、個別取引・契約の結果に関するものが493件(19%)等となっている。

(5) 暗号資産(仮想通貨)等に関する相談等の受付件数は、要因別では、一般的な照会・質問に関するものが1,465件(34%)、個別取引・契約の結果に関するものが1,331件(31%)等となっている。

4. 寄せられた相談等のうち利用者に注意喚起する必要があるものについては、ウェブサイト上に掲載している「利用者からの相談事例等と相談室からのアドバイス等」として紹介している。

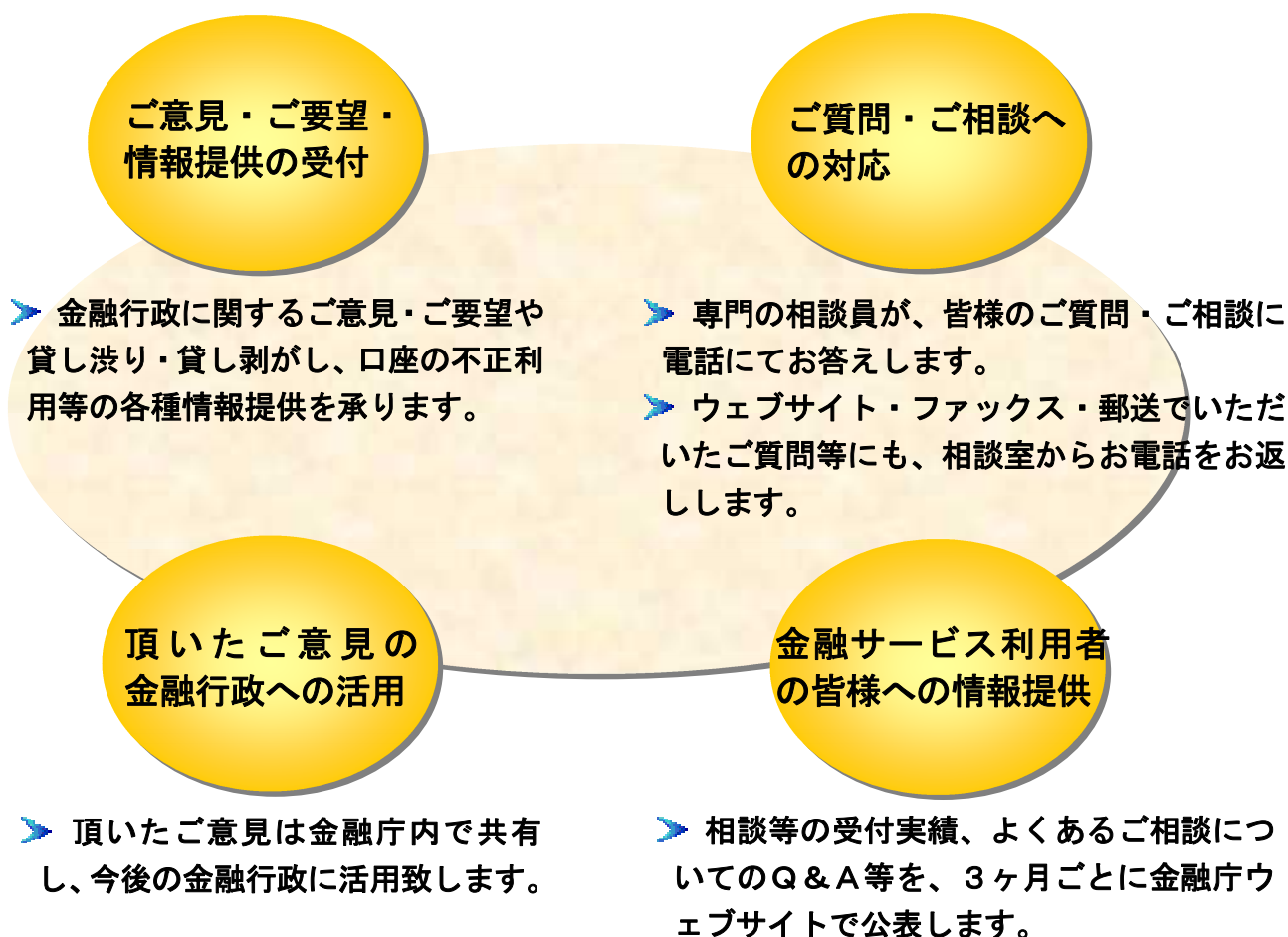
(参考)「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等
2018年4月1日～6月30日・・・2018年8月16日公表(第52回)
2018年7月1日～9月30日・・・2018年11月16日公表(第53回)
2018年10月1日～12月31日・・・2019年2月8日公表(第54回)
2019年1月1日～3月31日・・・2019年5月15日公表(第55回)

金融サービス利用者相談室

皆様の「声」をお寄せください!

金融庁では、利用者の皆様からの声にワン・ストップで対応する「金融サービス利用者相談室」を設置しています。

◆ 相談室が提供する4つのサービス



- ご留意事項 -

- 利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、予めご了承下さい。
- ご質問・ご相談等への回答は全て電話でいたします。メールや文書での回答は行いませんので、予めご了承下さい。

裏面もご覧下さい 

◆ 相談室へのアクセス方法

お電話での受付

- 受付時間：平日 10:00～17:00
- 電話番号：0570-016811（ナビダイヤル）
IP電話からは 03-5251-6811

（注）お電話は、対応内容の明確化等のため、通話内容を録音させていただいております。

● 受付の流れ：

▶ 上記番号にダイヤル（内容に応じて、番号をプッシュして下さい。）

- ① 預金・融資等に関するご相談
- ② 投資商品・証券市場制度・取引所等に関するご相談
- ③ 保険商品・保険制度等に関するご相談
- ④ 貸金等に関するご相談
- ⑤ 暗号資産（仮想通貨）等に関するご相談
- ⑥ 金融行政一般・その他に関するご相談

▶ 相談内容に応じて専門の相談員が対応致します。

そのほか、下記の方法にてご意見・相談・情報提供等を 24 時間受付けています。

- 下記の方法にてご質問・ご相談を頂いた場合には、相談室より平日の 10:00～17:00 の間に、お電話をお返し致します。
（注1）ご回答をお求めの場合には、氏名及び電話番号の記載をお忘れなく。
（注2）「相談室」の業務の状況によって、お返事が遅くなることもあります。
お急ぎの方はお電話にてご相談願います。

ウェブサイトでの受付

- 金融サービス利用者相談室ウェブサイト受付窓口へ
(<https://www.fsa.go.jp/opinion/>)

ファックス等での受付

- ファックス番号：03-3506-6699
- その他、相談室では郵便でもご意見・ご質問等を受付けています。
〒100-8967 東京都千代田区霞が関 3-2-1 中央合同庁舎第7号館
金融庁 金融サービス利用者相談室 宛



(別紙2)

金融サービス利用者相談室における相談等の受付状況表
(2018年4月1日～2019年3月31日)

【「金融サービス利用者相談室」における相談等の受付状況等】

2018年4月1日～6月30日・・・2018年8月16日公表(第52回)

2018年7月1日～9月30日・・・2018年11月16日公表(第53回)

2018年10月1日～12月31日・・・2019年2月8日公表(第54回)

2019年1月1日～3月31日・・・2019年5月15日公表(第55回)

1. 類型別受付件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
質 問 ・ 相 談	7,005	6,935	6,874	6,461	27,275
意 見 ・ 要 望	1,837	1,798	1,977	1,669	7,281
情 報 提 供	456	465	423	369	1,713
そ の 他	132	166	157	134	589
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

2. 受付方法別件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
電 話	7,265	7,329	7,327	6,837	28,758
ウ ェ ブ サ イ ト	1,303	1,228	1,402	1,074	5,007
フ ァ ッ ク ス	149	139	133	98	519
手 紙	245	260	294	283	1,082
そ の 他	468	408	275	341	1,492
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

3. 分野別受付件数

(単位:件)

区 分	2018/4～6	2018/7～9	2018/10～12	2019/1～3	2018年度合計
預 金 ・ 融 資 等	2,594	2,884	2,874	2,914	11,266
保 険 商 品 ・ 保 険 制 度 等	1,834	1,861	1,913	1,833	7,441
投 資 商 品 ・ 証 券 市 場 制 度 等	2,231	2,016	2,264	1,999	8,510
貸 金 等	632	581	683	701	2,597
暗号資産(仮想通貨)等	1,602	1,231	788	574	4,195
金融行政一般・その他	537	791	909	612	2,849
合 計	9,430	9,364	9,431	8,633	36,858

4. 分野別・要因別の相談等受付件数

○預金・融資等

(単位:件、%)

区 分	預金		融資		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	854	32.9	711	27.4	1,029	39.7	2,594	100.0
7月～9月	880	30.5	943	32.7	1,061	36.8	2,884	100.0
10月～12月	1,012	35.2	969	33.7	893	31.1	2,874	100.0
1月～3月	942	32.3	1,067	36.6	905	31.1	2,914	100.0
2018年度合計	3,688	32.7	3,690	32.8	3,888	34.5	11,266	100.0

○保険商品等

(単位:件、%)

区 分	生命保険		損害保険		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	457	24.9	845	46.1	532	29.0	1,834	100.0
7月～9月	517	27.8	849	45.6	495	26.6	1,861	100.0
10月～12月	518	27.1	797	41.7	598	31.3	1,913	100.0
1月～3月	489	26.7	801	43.7	543	29.6	1,833	100.0
2018年度合計	1,981	26.6	3,292	44.2	2,168	29.1	7,441	100.0

○投資商品等

(単位:件、%)

区 分	証券会社 (第一種業)		その他		合計	
	件数	比率	件数	比率	件数	比率
4月～6月	476	21.3	1,755	78.7	2,231	100.0
7月～9月	498	24.7	1,518	75.3	2,016	100.0
10月～12月	595	26.3	1,669	73.7	2,264	100.0
1月～3月	448	22.4	1,551	77.6	1,999	100.0
2018年度合計	2,017	23.7	6,493	76.3	8,510	100.0

○貸金等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	632
7月～9月	581
10月～12月	683
1月～3月	701
2018年度合計	2,597

○暗号資産(仮想通貨)等

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	1,602
7月～9月	1,231
10月～12月	788
1月～3月	574
2018年度合計	4,195

○金融行政一般・その他

(単位:件)

区 分	件数
4月～6月	537
7月～9月	791
10月～12月	909
1月～3月	612
2018年度合計	2,849

第14節 政策評価への取組み

金融庁においては、2012年4月施行の「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（平成13年法律第86号）に基づき、

- ① 金融庁としての政策評価の実施に関する方針などを規定した「金融庁における政策評価に関する基本計画」（計画期間：5ヵ年）
- ② 毎年度の評価対象とする政策などを定めた「金融庁政策評価実施計画」（計画期間：4月～翌年3月）

を策定し、毎年「金融庁政策評価実施計画」の計画期間終了後に評価を実施している。

「金融庁における政策評価に関する基本計画」については、2017年4月から2022年3月を計画期間とし、「基本政策」及び「施策」の体系、基本計画を実施するに当たって全ての政策及び政策に共通する考え方や姿勢、「基本計画」の位置づけを明記するなど、「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方」や「実績評価における基本政策・施策等一覧」を示している。（別紙1、2参照）

また、計画の策定や評価書の作成に当たっては、客観性の確保、多様な意見の反映等を図るため、政策評価や金融庁所管の政策について知見を有する学識経験者をメンバーとする「政策評価に関する有識者会議」を開催し、意見を頂いている。

このほか、上記法律に基づき、これまでに実施した実績評価等について、政策評価結果の政策への反映状況についても毎年度公表している。

※ 金融庁における政策評価の詳細に関しては、金融庁のウェブサイト「公表物」中の「政策評価」を参照。

なお、PDCAサイクルを有効に機能させるため、2013年度からは、5～6月に前年度の実績評価を実施すると共に、その評価を踏まえた上で、新年度の実施計画を策定している。（別紙3参照）

また、同年度には、総務省の主導により「目標管理型の政策評価の実施に関するガイドライン」（2013年12月20日政策評価各府省連絡会議了承）が改正され、各府省で区々だった評価区分の共通化が図られた。金融庁もこれに従い、2013年度実績評価から、従来3段階の区分で評価していたものを、各府省共通の5段階区分で評価を実施することとした。

（参考1） 金融庁における政策評価への取組み（別紙4参照）

（参考2） 評価の実施状況（別紙5参照）

「金融庁における政策評価に関する基本計画」の考え方

- 2017年度からの5年間にわたる「金融庁の政策評価に関する基本計画」においては、以下の3つを「基本政策」として定めることとした。

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮」
- ・「利用者の保護と利用者利便の向上」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の向上」

これらの「基本政策」は、それ自体が金融行政の最終目標というよりも、「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大」という金融行政の「究極的な目標」を達成するための「手段」と位置付けることが適切である。

(注) 金融庁は、発足の当初、自らの任務を「金融システムの安定」、「利用者の保護」、「市場の公正性・透明性の確保」の3つとしてきたが、これらは「究極的な目標」の達成のための必要条件であり、今後は、金融行政の目標については視野を広げ、

- ・「金融システムの安定と金融仲介機能の発揮の両立」
- ・「利用者保護と利用者利便の両立」
- ・「市場の公正性・透明性と活力の両立」

の実現を通じて、「究極的な目標」を目指すことが求められていると考えられる。

- また、上記の3つの「基本政策」のほかに、

- ・ 3つの「基本政策」に関係する横断的な課題への対応

(「IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応」「業務継続体制の確立と災害への対応」等)

を「横断的施策」とするほか、

- ・ 3つの「基本政策」と「横断的施策」を実施する上での基礎となる「金融庁の行政運営・組織の改革」を、これらの政策・施策とは別の取組みとして整理する。

(以 上)

実績評価における基本政策・施策等一覧（平成29～33年度）

（注）施策によっては、他の施策目標の達成に資することがあることに留意。

基本政策	施策
I 金融システムの安定と金融仲介機能の発揮	1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施 2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備 3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上	1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施 2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施
III 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上	1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化 2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施 3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備

（横断的施策）

施策
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応
2 業務継続体制の確立と災害への対応
3 その他の横断的施策

（金融庁の行政運営・組織の改革）

施策
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化
2 検査・監督の見直し
3 金融行政を担う人材育成等

金融庁における平成30年度実績評価(概要)

基本政策 ／ 施策	主な取組み(実施計画より)	主な実績	今後の課題
(横断的施策)			
1 IT技術の進展等の環境変化を踏まえた戦略的な対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融デジタル化戦略として、①情報の蓄積と利活用、②顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護、③デジタル化に対応する情報・金融リテラシー、④金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化、⑤金融行政のデジタル化、⑥様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進、⑦オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進、⑧国際的なネットワーク、⑨デジタル化の基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進、⑩サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応、⑪これらの課題を実現するための機能別・横断的法制からなる11の施策に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 機能別・横断的法制について、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」において検討。「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」を公表、関連法案を国会へ提出。また、「「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」を取りまとめた ✓ 全邦銀138行中130行がオープンAPI導入を表明、うち95行が導入済(31年3月末時点) ✓ オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加等を内容とする「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令」を公布・施行 ✓ 全銀EDIシステムの稼働に向けた周知等を行い、XML電文への移行を実施(30年12月稼働) ✓ FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブで受け付けた相談に対応 ✓ FinTech Innovation Hubを設置し、フィンテック企業等へのヒアリングを実施し、フィンテックについてのトレンド・状況を把握(31年3月末時点 102社) ✓ 金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習の実施など、金融機関における情報セキュリティ対策向上のための取組を実施 	<p>現在、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」で取りまとめに向けた議論を行っている「基本的な考え方」を踏まえ、決済法制や金融サービス仲介法制に関し検討する。また、銀行と電子決済等代行業者との連携・協働による利便性の高いサービスの提供等に向けたフォローの実施、FinTechサポートデスクやFinTech実証実験ハブ等を通じたイノベーション支援の一層強化、FinTech Innovation Hubによるフィンテックの最新動向の把握と施策への反映、「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」の開催に向けた金融分野のサイバーセキュリティ対策の更なる強化など、金融デジタル化戦略を推進していく。</p>
2 業務継続体制の確立と災害への対応	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁及び金融機関における業務継続体制の検証、震災等自然災害への対応に取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁の業務継続計画等の実効性を検証するため、関係機関との合同訓練等を実施 ✓ 平成30年7月豪雨等への対応として、自然災害ガイドラインの周知広報や専用相談ダイヤルを設置したほか、金融機関に対してきめ細かな対応を奨励 	<p>金融庁の業務継続計画等を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係機関と連携した訓練等の実施により、更なる実効性の向上に取り組む。また、金融機関等における業務継続体制の実効性の向上を促していく。</p>
3 その他の横断的施策	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 世界共通の課題の解決へ貢献(金融規制改革を含む国際的な議論、SDGs、マネロン・テロ資金供与対応)及び当局間ネットワーク・協力を強化 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ G20議長国として金融システム上の内外共通課題の解決に向けて議論を主導 ✓ SDGsに関し、TCFD関連のシンポジウムを開催したほかtwitterで関連情報を積極的に発信 ✓ AML/CFT対応として、モニタリングの結果等を金融機関に還元し、態勢整備の高度化を奨励 ✓ 当局間協力等の強化に関し、Brexitに係る英欧当局との連携や、その他取組(日中金融協力、ミャンマー支援計画、GLOPAC等)を更に推進 ✓ 30年6月に策定した「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に基づき、ITガバナンスの強化や、情報セキュリティ人材の確保・育成に向けた取組等を実施 	<p>日本経済、ひいては世界経済の持続的成長に資するため、G20議長国として金融システム上の国内外共通の新たな課題の解決に向けた経験や知見の共有に取り組むほか、国際的な当局間のネットワーク・協力の強化を更に充実させていく。</p> <p>業務支援統合システム等を活用したデータ分析に基づく行政を進めつつ、「金融庁デジタル・ガバメント中長期計画」に掲げたRegTech/SupTechエコシステム(官民連携基盤)の構想を模索していく。</p>

I 金融システムの安定と金融仲介機能		
1 マクロプルーデンスの取組と効果的な金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場の動向や金融システムにおけるリスク等をリアルタイムに情報収集し、金融システムの現状を定期的に分析・評価 ✓ 人口減少、低金利環境、デジタル化の進展を踏まえ、健全性を維持する観点から、金融機関の持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス発揮への対応、長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応、経済・市場環境の急激な変化への対応、について重点的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的なリスクや脆弱性の調査・分析を実施 ✓ 健全性維持の観点から、以下を実施 <ul style="list-style-type: none"> ー持続可能なビジネスモデル構築に向けたガバナンス態勢に関する対話 ー信用リスク管理等の長期にわたる金融緩和継続に伴うリスクへの対応の促進 ーリスクテイクに見合った運用態勢・リスク管理態勢の構築や機動的なポートフォリオ運営の促進
2 健全な金融システムの確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融システムの安定性確保のため、国際合意を踏まえた金融機関の健全性確保のためのルール整備等に向けて取り組む 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ バーゼルⅢ等の金融システム安定等を目的とした国際的な金融規制見直しの議論の進捗を踏まえ、TLAC規制及びレバレッジ比率規制等を国内に導入
3 金融仲介機能の十分な発揮に向けた制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促す。また、早め早めの経営改善を促す観点から、早期警戒制度の見直しを実施 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話を実践する。これらの対話等を通じてきめ細かく把握した地域経済・企業の実態を基に、地域金融機関の経営陣や、社外役員を含む取締役・監査役等や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を行う 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、オン・オフ一体のモニタリングを行い、特に深刻な課題を抱える地域金融機関については、課題解決に向けた早急な対応を促したほか、社外役員を含め、経営陣等と経営やガバナンス(有効な内部監査を含む)について深度ある対話を実施 ✓ 地域金融機関に早め早めの経営改善を促す観点から早期警戒制度の見直しを具体的に検討 ✓ 「地域生産性向上支援チーム」と各財務局が連携し、地域企業・関係者と関係を構築しつつ対話等を通じ、地域経済・企業の実態を把握し、それらを基に、地域金融機関の経営陣や営業現場の責任者等と金融仲介機能の発揮に向けた深度ある対話を実施
II 利用者の保護と利用者利便の向上		
1 利用者の利便の向上に適う金融商品・サービスの提供を実現するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融機関の経営者による「顧客本位の業務運営に関する原則」の経営理念や戦略への反映、現場における実践について重点的に分析・検証するとともに、顧客アンケート調査を通じ、顧客への浸透状況を分析・確認。また、貯蓄性保険も含め、商品内容等の更なる「見える化」を促進 ✓ 生涯を通じた安定的な資産形成を支援する制度 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 販売会社に対し、顧客本位の業務運営の浸透・定着状況についてモニタリングを実施し、認められた課題や取組事例を公表するとともに、「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択し、取組方針、自主的なKPI及び投資信託の販売会社における比較可能な共通KPIを公表した金融事業者のリストを、四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表。また、金融庁及び金融機関の取組みに対する顧客の評価を確認すべく、顧客意識アンケート調査を実施 ✓ NISA 制度の利便性向上のため、NISA 口座保有者が海外転勤等により一時

グローバルな経済・市場環境は刻一刻と変化し、そこから新たにリスクが生まれることを踏まえ、今後も、金融市場を含む日本の金融システムに影響を及ぼす可能性のある内外環境変化に関する情報収集・分析の高度化等を通じて、金融システムの安定性の維持に向けた取組を進めるとともに、金融機関の健全性を確保・維持するため、実践と方針に基づき、業態横断的な対応に加え、

- ー大手銀行グループの海外業務やグループ連携の強化・拡大に加え、経営インフラの刷新・非金融業との協業の動きなど、リスクの多様化・複雑化を踏まえた対応
- ー地域金融機関の金融仲介機能の十分な発揮と必要な健全性の確保への対応
- ー長寿化やデジタル化に伴う保険ニーズの変化や自然災害の激甚化等のリスクの変化を踏まえた対応
- ー証券会社を取り巻く顧客層の世代交代、IT化の進展に伴う取引チャネルの多様化等の経営環境の変化を踏まえた対応

など、業態ごとのビジネスモデルやそれに起因する課題に応じた金融モニタリングを実施していく。

IAISで検討されているICSの進展を視野に入れた保険会社に係る資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法についての検討など、金融システムの安定性確保のため、国際的な議論も踏まえた関連告示等の整備を図っていく。

地域金融機関をとりまく環境が引き続き厳しい状況にあることも踏まえつつ、将来にわたる健全性の確保や金融仲介機能を十分に発揮するため、金融機関との間でガバナンスの発揮を含め深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組を促していく。

金融機関における「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向け、共通KPIや顧客意識アンケート調査結果等も踏まえ、販売会社の販売態勢や投資運用業者のガバナンス状況等について深度ある検証に取り組んでいく。また、金融リテラシー向上に取り組むとともに、つみたてNISAの普及・恒久化を含めた長期・積立・分散投資の促進を図っていく。

	のあり方についての具体的な検討や、金融リテラシーの向上に向けた金融経済教育を更に充実	的に出国する場合に引き続き NISA 口座での保有を可能とする等の税制改正要望を提出し、実現 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 金融庁職員の母校や各県の教育委員会・教育庁への働きかけを行い、当庁及び財務局が行う金融経済教育の出張授業を抜本的に拡充 	
2 利用者の保護を確保するための制度・環境整備と金融モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ コンプライアンス・リスク管理上の課題に対し、幅広い情報収集を通じたリスクの特定・評価を行い、リスクに応じたモニタリングを実施するとともに、投資用不動産向け融資に関するアンケート調査や検査も活用しつつ、深度あるモニタリングを実施 ✓ 仮想通貨(暗号資産)交換業について、イノベーションに配意しつつ、利用者保護の確保に向けて、仮想通貨交換業者における実効性のある態勢整備・適切な業務運営の確保、国際的な連携、必要な制度的対応の検討等を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「コンプライアンス・リスク管理基本方針」を公表し、同リスクの管理に関する取組事例の実態把握や、幅広い情報収集を通じたリスクの特定を行い、モニタリングに活用 ✓ 投資用不動産向け融資に関する横断的なアンケート調査結果を公表し、一部の金融機関については、検査も活用しつつ深度あるモニタリングを実施 ✓ 暗号資産交換業者に対する適切な業務運営の確保等に向けたモニタリングや登録審査、自主規制機関の認定、利用者に対する注意喚起、無登録業者対応、国際的な連携強化等を実施 ✓ 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書を受け、「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を国会に提出 ✓ 銀行カードローンについて実態把握を行い、ベストプラクティスの共有や対話等を通じ、業界全体の業務運営水準の引き上げに向けた取組を慫慂 	<p>以下の取組をはじめ、各業態において利用者保護のために必要な制度整備を図るほか、適切な態勢整備を促す。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融機関との対話を通じ、左記「基本方針」を踏まえた金融機関における実効的なコンプライアンス・リスク管理の浸透を促すとともに、重大なリスクとなりうる事象の分析・特定を行い、それらに焦点を当てたリスクベースのモニタリングを進める。 ・適切な管理態勢に基づく投資用不動産向け融資の慣行が金融機関に浸透するよう、当庁の問題意識を幅広く発信していく。 ・暗号資産交換業者に対する透明性の高い登録審査及び環境の変化に応じた機動的なモニタリング、改正法の着実な執行等に取り組んでいく。
Ⅲ 市場の公正性・透明性と市場の活力の向上			
1 金融取引のグローバル化、複雑化、高度化に対応した市場監視機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市場監視手法や着眼点の改善を実施のほか、行政処分の勧告等を行うだけでなく関係者との対話を通じた問題意識の共有や対外的な情報発信、AI等の活用も含めた新市場監視システムの導入を検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 監視の空白を作らないための継続的な業務改善に係る仕組みの構築、勧告・告発にとどまらない対話を通じた課題の共有、建議等の対外発信、より効果的・効率的な市場監視のための AI を活用したシステムの実証実験等を実施 	<p>市場のグローバル化やデジタル化の進展等により市場の構造が大きく変化する中、市場の公正性・透明性の確保に向け、システム整備のほか、検査・調査手法の改善等に取り組むなど、網羅的・機動的で深度ある市場監視を実施していく。</p>
2 企業の情報開示の質の向上のための制度・環境整備とモニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略やガバナンス情報などの企業情報の開示の充実に向けた内閣府令の改正・プリンシプルベースのガイダンスの策定等のほか、監査人に対してより詳細な情報提供が求められるケースにおける対応の在り方等について検討 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 経営戦略等の記述情報の開示の充実を図るため、内閣府令を改正したほか、「記述情報の開示に関する原則」及び「記述情報の開示の好事例集」を公表 ✓ 「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、通常とは異なる監査意見等に係る対応の在り方等について検討し、報告書を取りまとめ、公表 	<p>記述情報の開示の充実に向けた企業の好事例等の取組について周知を行うほか、IFRS の任意適用企業の拡大促進、監査報告書の透明化を含む会計監査に関する情報提供の充実に取り組んでいく。</p>
3 市場の機能強化、インフラの構築、公正性・透明性の確保のための制度・環境整備	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 政策保有株式の縮減、取締役会の多様性、個別議決権行使結果の公表等の検証を行い、投資家及び企業の取組みのベストプラクティスの公表を実施 ✓ 資産運用業の高度化を目指し、総合的な環境整備に取り組むとともに、投資運用業者における業務運営態勢等の向上を図る ✓ 取引所の国際競争力の強化、投資家の利便性の向上等のため、総合取引所の早期実現に向けて関係者等への働きかけなどを実施 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 有識者会議において、両コードの改訂等を踏まえた投資家と企業の取組の検証を行い、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、意見書を公表 ✓ 金融業の拠点開設サポートデスクを通じて資産運用業者等の新規参入を後押しし、新たに 10 社の資産運用業者等が業登録を完了 ✓ 大手投資運用会社について、運用の高度化に向けた課題(グローバル運用体制の強化等)への取組状況について、グループ内の資産運用ビジネスの位置付け等の観点から対話を実施 ✓ 総合取引所の実現に向けて金融庁・経産省・日本取引所グループ・東京商品取引所等との間で協議・検討を行い、取引所の経営統合に関し基本合意書を締結 	<p>上場企業全体のコーポレートガバナンスの実効性向上に向けた取組、資産運用業の高度化に向けた環境整備を図る観点から取組を進めていく。</p>

(金融庁の行政運営・組織の改革)		
1 金融庁のガバナンスの改善と総合政策機能の強化	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 各種有識者会議の活用や、外部有識者等を交えた職員による自主的な政策提言の枠組み(政策オープンラボ)を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を設置する等、各種有識者会議を開催し、有識者からの提言等を金融行政へ継続的かつ的確に反映 ✓ 政策オープンラボを設置し、有志職員が外部有識者等を交えた調査・研究を実施
2 検査・監督の見直し	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 「検査・監督基本方針」を踏まえた検査・監督を実践するとともに、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 検査・監督基本方針を踏まえた金融機関との対話の材料とするために、各分野(健全性政策、コンプライアンス・リスク管理、IT ガバナンス(案))について「考え方と進め方」等を策定・公表 ✓ モニタリングの質の向上・改善のため、第三者による外部評価や金融機関からの意見聴取を実施
3 金融行政を担う人材育成等	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 上司が部下に目配りしながら育成・指導・評価を行い、活発なコミュニケーションが図られる環境を整備(業務単位の少人数グループ化) 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 活発なコミュニケーションが図られる環境整備のため、業務単位の少人数グループ化を行ったほか、1on1 ミーティングを導入 ✓ コミュニケーション活性化のため、長官が定期的に職員に向けて意見発信する「Tone at the top」や、職員と幹部が直接意見交換する「タウンミーティング」の機会を拡充

<p>金融行政の質を不断に向上させていく観点から、有識者等の意見・提言、批判等が継続的かつ的確に反映されるよう、政策評価有識者会議を含め、取組を進めていく。</p>
<p>融資に関する検査・監督実務に係る「考え方と進め方(DP)」の策定に向けた検討を進めるほか、各 DP を活用した対話の実践、必要に応じた検査・監督に関する方針の示し方の検討等、モニタリングの質・深度や当局の対応を不断に改善するための取組を進めていく。</p>
<p>組織文化の変革には相応の時間がかかることから、1on1 ミーティングの定着など、人材育成や職場環境の改善等に継続して取り組んでいく。</p>

金融庁における政策評価への取組み

	政府全体の動き	金融庁の動き
30年8月		<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価（平成29年度実績評価等）の実施、評価結果の公表（30年7月17日公表）
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する有識者会議」開催（30年9月13日）
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・「平成30年度金融庁政策評価実施計画」（計画期間：30年4月～31年3月末）策定（30年12月3日公表）
31年2月		<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価に関する有識者会議」開催（31年2月15日）
元年6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「政策評価等の実施状況及びこれらの結果の政策への反映状況に関する報告」（元年6月国会報告） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「平成29年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表（元年6月10日） ・「政策評価に関する有識者会議」開催（元年6月13日）

※規制の新設又は改廃に係る政策について評価した結果は随時公表している。

評価の実施状況

(別紙5)

年度	実績評価	事前 事業評価	事後 事業評価	総合 評価	規制の 政策評価 (R I A)	租税特別 措置等に 係る政策 評価
14年度	26件 (13年度計画に掲げた政策)	—	—	—		
15年度	27件 (14年度計画に掲げた政策)	6件	—	—		
16年度	36件 (15年度計画に掲げた政策)	5件	—	—		
17年度	43件 (16年度計画に掲げた政策)	7件	—	1件		
18年度	28件 (17年度計画に掲げた政策)	4件	5件	—		
19年度	26件 (18年度計画に掲げた政策)	3件	3件	—	11件	
20年度	25件 (19年度計画に掲げた政策)	1件	6件	1件	23件	
21年度	24件 (20年度計画に掲げた政策)	1件	4件	—	25件	
22年度	24件 (21年度計画に掲げた政策)	—	3件	—	19件	7件
23年度	24件 (22年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	15件	5件
24年度	24件 (23年度計画に掲げた政策)	1件	2件	—	6件	9件
25年度	20件 (24年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	26件	9件
26年度	20件 (25年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6件	8件
27年度	20件 (26年度計画に掲げた政策)	—	2件	—	10件	10件
28年度	20件 (27年度計画に掲げた政策)	—	1件	—	8件	5件
29年度	20件 (28年度計画に掲げた政策)	—	—	—	5件	2件

30 年度	14 件 (29 年度計画に掲げた政策)	—	—	—	6 件	11 件
-------	-------------------------	---	---	---	-----	------

(備考)

- 実績評価：行政の幅広い分野において、あらかじめ達成すべき目標を設定し、それに対する実績を測定しその達成度を評価するもの。(例：金融機関の健全性確保)
- 事業評価：事前の時点で評価を行い、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討。また、必要に応じ、途中や事後の時点で検証するもの。
(例：金融庁業務支援統合システムの開発)
- 総合評価：特定のテーマを設定し、様々な角度から掘り下げて総合的に評価するもの。
(例：「金融システム改革（日本版ビッグバン）」)
- 規制の政策評価（R I A : Regulatory Impact Analysis）：規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定される費用や効果といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制の客観性と透明性の向上を目指す手法。19 年 10 月より規制の事前評価の実施され、29 年 10 月より規制の事前評価に加えて規制の事後評価の実施が義務化された。
- 租税特別措置等に係る政策評価：租税特別措置等の新設、拡充又は延長の要望を行うに際し、その必要性、有効性及び相当性の基準により評価し、公表することにより、要望内容の適切性を担保するための手法（事前評価）。また、過去に要望した租税特別措置等についても同様に評価する（事後評価）。22 年 5 月より評価の実施が義務化された。

第15節 金融庁業務継続計画の策定

1. 金融庁業務継続計画の概要

金融庁では、「首都直下地震対策大綱」（平成17年9月策定、22年1月修正）に基づき、首都直下地震発生時に優先的に実施する業務の継続のための体制を整備する観点から、20年6月に「金融庁業務継続計画（首都直下地震対応編）」を策定し、その後も必要に応じて見直しを行っている。（別紙1参照）

本計画には、首都直下地震発生時における金融庁の非常時優先業務（金融市場や金融機関等における状況の確認、国民・金融機関・海外当局等への情報発信、金融機関に対する被災者支援の要請等）を規定しているほか、これらの非常時優先業務を実施・継続するための執行体制や執務環境を規定している。

なお、金融庁における業務継続計画としては、上記の他、新型インフルエンザ発生時における業務継続の方法や手順を規定した「金融庁業務継続計画（新型インフルエンザ対応編）」を22年8月に策定している。

2. 災害等発生時に備えた訓練

（1）災害対応

政府防災訓練への参加に加え、業務継続計画の実効性を検証・確認するため、職員の安否確認訓練、徒歩等参集訓練及び金融庁災害対策本部の設置・運営訓練などを行った。また、一般社団法人全国銀行協会と連携した訓練を行った。

（2）新型インフルエンザ等対応

新型インフルエンザ等の海外発生期における対応について、政府対策本部運営訓練と連携して、金融庁内の情報伝達訓練等を行った。

金融庁業務継続計画 (首都直下地震対応編)

< 概要 >

金 融 庁



「金融庁業務継続計画」の基本方針・想定災害

背景と位置付け

- 首都直下地震対策特別措置法(H25.12施行)
- 首都直下地震緊急対策推進基本計画(H26.3策定)
 - ・首都中枢機関として、国会や中央省庁と並んで、金融決済業務を行う中央銀行及び主要な金融機関等を規定。
 - ・重要な金融決済機能を当日中に復旧させる体制の整備。
 - ・日本の金融決済機能に対する信用不安を軽減するため、重要なアナウンスを国内外に発信。
- 政府業務継続計画(H26.3策定)

金融庁業務継続計画(首都直下地震対応編)

(H20.6策定)

- ・首都直下地震が発生した場合において、金融庁が優先して実施する業務やその業務を継続するための体制を規定。
- ・本計画の適用範囲は首都直下地震であるが、当面、首都直下地震以外の災害についても、必要に応じて本計画を準用。
- ・東日本大震災の経験や教訓を踏まえ、本計画を全面的に見直し(H23.12)。首都直下地震対策特別措置法等の策定に基づき改定(H26.7)。より実践的な記載とする観点から改定(H27.12)。

基本方針

- 国民の金融資産の保全を図り、国民生活や民間の金融・経済活動が中断する事態をできるだけ避け、その早期回復に努める。
- 金融庁の業務継続体制の確保に向けて、職員の安全を確保し、必要な執行体制を整備した上で、適切に行政資源を配分する。

想定災害・周辺環境想定

- 想定災害:
 - ・「都心南部直下地震」(M7.3、東京23区の最大震度6強)
- 周辺環境想定:
 - ・本庁舎：大きな物的損傷は発生せず、業務は遂行可。ただし、本庁舎で業務継続できない場合は代替庁舎への移転を検討
 - ・電力：3日間程度は非常用発電で対応
 - ・通信：固定電話については災害時優先電話や中央防災無線電話で対応
 - ・上下水：上水については、本庁舎の受水槽で対応。中・下水については、排水調整槽等で対応

金融庁の非常時優先業務等

非常時優先業務等	
非常時優先業務	管理事務
<ul style="list-style-type: none"> ▶ 災害対策本部の設置・運営 <ul style="list-style-type: none"> • 災害対策本部の設置・運営に関する庶務 • 庁内で収集した金融市場・金融機関等の被災状況に関する情報の集約・整理 • 外部関係者(政府災害対策本部、財務省、日本銀行等)との連絡・調整 • 職員の参集・配置に関する総合調整 • 災害対応に係る文書の記録・保存 • 国会及び取材への対応 ▶ 金融市場等における状況の確認 ▶ 金融機関における状況の確認 ▶ 国民、金融機関、海外当局等への情報発信 ▶ 金融機関に対する被災者支援の要請 ▶ 被災者等からの相談受付 ▶ EDINETの管理・運用 ▶ 公認会計士試験の実施に係る業務(期間を限定する非常時優先業務) 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 行政資源の被災状況の確認 <ul style="list-style-type: none"> • 職員の安否確認 • 本庁舎の設備等の被災状況の確認 ▶ 庁内情報システムの管理等 <ul style="list-style-type: none"> • 庁内情報システムの障害への対応 • 金融庁行政情報化LANシステムの運用 <div style="border: 1px dashed gray; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p style="text-align: center;"><金融庁と関係機関との概念図></p> <pre> graph TD A["政府災害対策本部 財務省、日本銀行 海外当局等"] -- "迅速な情報収集・提供" --> B["金融庁 災害対策本部"] B -- "被災状況等の情報収集 機能維持・復旧の支援" --> C["金融機関 取引所 決済機関等"] B -- "情報発信 国民生活や民間の金融・経済活動が 中断する事態の回避・早期回復" --> D["国民 (預金者、保険契約者、投資者等)"] </pre> </div>

想定災害発生時における職員の参集体制

非常時参集要員

災害発生時の対応

① 災害対策本部構成員

- 「防災業務計画」に基づき、特定の官職にある者を指定

- 参集可能な場合には、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨を予め指定するとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、非常時優先業務等チェックリストを活用し、各課室の非常時優先業務等の総合調整を実施

② 非常時参集者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 必要人員と同数以上の職員を指定

- 指示を待つことなく、直ちに本庁舎に参集
- 本庁舎に参集する際は、その旨をとりまとめ担当者に連絡
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

③ 第一参集予備者

- 各課室長が、非常時優先業務等を開始する時間までに本庁舎に参集できる各課室の職員を指定
- 非常時参集者との合計で必要人員の2倍以上の職員を指定

- とりまとめ担当者から参集要請があった場合又は災害対策本部が設置されることを認識した後1時間以内に担当者との連絡がとれない場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、各課室の非常時優先業務等に従事

④ 第二参集予備者

- 非常時優先業務等以外の業務を担当する各課室の職員で本庁舎から約6km以内に居住する職員とする

- 当面は自宅や避難所等の安全な場所で待機
- 災害対策本部から参集の要請があった場合は、本庁舎への参集を開始
- 参集後は、必要人員が不足している課室の業務を補助

業務継続のための執務環境の整備

庁舎

- 災害発生時における本庁舎の点検体制や復旧手順、関係者との役割分担等を定めたマニュアルを整備。
- 本庁舎で業務が継続できない場合に備え、代替庁舎への移転も想定。

備蓄

- 参集要員の一週間分及び参集要員以外の職員等の3日分の食料品や飲料水等の備蓄を確保。
- 毛布やヘルメット等の防災用品や、医薬品やバール、ジャッキ等の器具が内包されている防災キャビネット、停電時に備えて、ラジオやランタン、各種電池等を確保。

通信

- 金融機関等の関係者に連絡を取る必要性が高い部署を中心に、衛星電話や優先回線を措置した電話を配備。
- 一部の幹部等の自宅には衛星携帯電話を配備。

行政情報システム

- 行政情報化LANシステムについて、適切な管理・運用体制を整備。
- EDINETは、災害時でも最低限の業務を継続する観点から、バックアップセンターを設置。

広報

- 金融庁ウェブサイトのサーバは二重化し、バックアップセンターを設置しているほか、免震構造や自家発電装置等を完備したデータセンターに設置。
- ウェブサイトのほか、テレビ、新聞、ラジオ、twitterなど、情報発信媒体の多様化。

今後の取組み・本計画の見直し

今後の取組み

- 非常時優先業務等を円滑に実施できるよう、引き続き、衛星電話の増設など、連絡手段の強化を検討する。
- 内閣府の情報収集も踏まえ、仮設トイレ導入について検討する。

訓練・計画の見直し

- 職員を対象とした教育・訓練を実施するとともに、その内容については、実効性の高いものとなるよう絶えず見直す。
- 毎年の定期異動後、各課室の非常時優先業務等マニュアルの確認や訓練の実施を通じて、各課室における業務継続体制の実効性を検証する。
- 本計画は、毎年見直すことを基本として、必要に応じて適宜改定を行う。

第 16 節 英語による行政対応・発信力強化に向けた取組み

「日本再興戦略」(2013 年 6 月 14 日閣議決定)、「『日本再興戦略』改訂 2014」(2014 年 6 月 24 日閣議決定)、及び金融庁・財務省が共同で開催した「金融・資本市場活性化有識者会合」が取りまとめた「金融・資本市場活性化に向けての提言」(2013 年 12 月 13 日公表)、「金融・資本市場活性化に向けて重点的に取り組むべき事項(提言)」(2014 年 6 月 12 日公表)において、「金融関係法令・ガイドライン等の英語化の徹底」や「金融に係る行政手続について、英語によるワンストップでの対応」を実現すべきとの提言が行われた。

上記提言を受け、2014 年 4 月より、英語による行政対応や発信力の強化に向け、以下の取組みを実施している。

(1) F S A Weekly Review

2014 年 4 月より、庁内の各部署が日々金融庁ウェブサイトに掲載する対外公表物について、英語により概要を作成し、週次で F S A Weekly Review として公表。また、定期的に公表される事案等については、日英同時公表を行っている。

(2) 英語による法令等に関する照会へのワンストップでの対応(ワンストップ窓口)

2014 年 4 月より、英語による法令等に関する照会に対するワンストップ窓口を金融庁に設置し、英語での一元的な対応を実施している。

2018 事務年度においては、計 639 件の照会が寄せられ、そのうち当該窓口で回答すべき法令・行政手続等に関する照会が 275 件であった。また、詐欺的な証券投資等の勧誘行為に関する照会が 115 件、その他の照会が 249 件寄せられた。

こうした照会について、金融庁内の関係部署との共有等を図りつつ、適切に対応している。

(3) 法令等主要な公表物の英語版の作成・公表

2018 事務年度においては、(別紙 1)に掲げた法令等のほか、「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(平成 30 事務年度)」の概要、並びに金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告、「記述情報の開示に関する原則」の英語版を作成・公表した。

また、「スチュワードシップ・コード及びコーポレート・ガバナンス・コードのフォローアップ会議」の資料・提言・議事録の英語版を会議と並行して公表した。

英語版を作成した主な法令等

- ・金融商品の販売等に関する法律（平成二十四年法律第八十六号による改正まで反映）
- ・金融商品の販売等に関する法律施行令（平成二十九年政令第二百三十七号による改正まで反映）
- ・偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律（平成十九年法律第七十四号による改正まで反映）
- ・犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・金融分野における個人情報保護に関するガイドライン
- ・信託業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・信託業法施行規則（平成二十一年内閣府令第三十八号による改正まで反映）
- ・貸付信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・担保付社債信託法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・預金保険法（平成二十五年法律第四十五号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）
- ・預金保険法施行規則（平成二十六年内閣府・財務省令三号による改正まで反映）
- ・貸金業法（平成二十六年法律第六十九号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行令（平成二十七年政令二百七十四号による改正まで反映）
- ・貸金業法施行規則（平成二十七年内閣府令第三十七号による改正まで反映）
- ・電子記録債権法（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律（平成二十八年法律第六十二号による改正まで反映）
- ・資金決済に関する法律施行令（平成二十九年政令第四十七号による改正まで反映）
- ・前払式支払手段に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・資金移動業者に関する内閣府令（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・仮想通貨交換業者に関する内閣府令
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成二十八年法律第十五号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成二十四年政令第百九十七号による改正まで反映）
- ・銀行等の株式等の保有の制限等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第六十号による改正まで反映）
- ・保険業法（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・保険業法施行令（平成二十八年政令第三十八号による改正まで反映）
- ・保険業法施行規則（平成二十九年内閣府令第八号による改正まで反映）
- ・保険契約者等の保護のための特別の措置等に関する命令（平成二十七年内閣府・法務省令第四号による改正まで反映）
- ・認可特定保険業者等に関する命令（平成二十七年内閣府・総務省・法務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第二号による改正まで反映）
- ・金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第五十四号による改正まで反映）
- ・発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十七年内閣府令第三十八

号による改正まで反映)

- ・発行者による上場株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成二十六年内閣府令第四十九号による改正まで反映）
- ・外国債等の発行者の内容等の開示に関する内閣府令（平成二十八年内閣府令第三十五号による改正まで反映）
- ・財務諸表等の監査証明に関する内閣府令（平成二十一年内閣府令第七十三号による改正まで反映）
- ・四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
- ・四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成二十七年内閣府令第五十二号による改正まで反映）
- ・公認会計士法（平成二十九年法律第四十一号による改正まで反映）
- ・公認会計士法施行令（平成二十九年政令第二百九十六号による改正まで反映）
- ・公認会計士法施行規則（平成二十八年内閣府令第四号による改正まで反映）
- ・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成二十七年政令第二百三十三号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する法律（平成二十六年法律第九十一号による改正まで反映）
- ・社債、株式等の振替に関する法律施行令（平成二十七年政令第二十三号による改正まで反映）

第2部 金融に関する制度の企画及び立案

第3章 金融・資本市場等に関する制度の企画・立案等の取組み

第1節 情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）

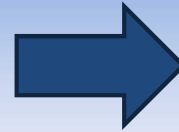
近年の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、①暗号資産交換業者に関する規制の整備、②暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、③顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、④店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第28号）」が、2019年5月31日に成立し、同年6月7日に公布された。（別紙1～2参照）

注）現行資金決済法上は、「仮想通貨」及び「仮想通貨交換業者」と規定されているが、国際的な動向等を踏まえ、本稿においては、これまでの実績を含む全ての箇所を、基本的に「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」と記載する。

情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための 資金決済に関する法律等の一部を改正する法律の概要

(別紙1)

情報通信技術の進展に伴う
金融取引の多様化



金融の機能に対する信頼向上や
利用者保護等の必要

国際的な動向等を踏まえ、法令上の「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

- ◆ 暗号資産交換業者に対し、顧客の暗号資産は、原則として信頼性の高い方法(コールドウォレット等)で管理することを義務付け
それ以外の方法で管理する場合には、別途、見合いの弁済原資(同種・同量の暗号資産)を保持することを義務付け
- ◆ 暗号資産交換業者に対し、広告・勧誘規制を整備
- ◆ 暗号資産の管理のみを行う業者(カストディ業者)に対し、暗号資産交換業規制のうち暗号資産の管理に関する規制を適用

暗号資産を用いた新たな取引や不公正な行為への対応

- ◆ 暗号資産を用いた証拠金取引について、外国為替証拠金取引(FX取引)と同様に、販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 収益分配を受ける権利が付与されたICO(Initial Coin Offering)トークンについて、
 - 金融商品取引規制の対象となることを明確化
 - 株式等と同様に、投資家への情報開示の制度や販売・勧誘規制等を整備
- ◆ 暗号資産の不当な価格操作等を禁止

その他情報通信技術の進展を踏まえた対応

- ◆ 情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえ、
 - 金融機関の業務に、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等を追加
 - 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加
- ◆ 金融機関が行う店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関し、国際的に慣行となっている担保権の設定による方式に対応するための規定を整備

- マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請等を受け、暗号資産（仮想通貨）の交換業者に登録制を導入（2017年4月施行）
 - ✓ 口座開設時における本人確認等を義務付け
 - ✓ 利用者保護の観点から、一定の制度的枠組みを整備
（最低資本金、顧客に対する情報提供、顧客財産と業者財産の分別管理、システムの安全管理 など）

顧客の暗号資産（仮想通貨）の流出事案が発生

暗号資産（仮想通貨）が投機対象化

事業規模の急拡大の一方で、
交換業者の態勢整備が不十分

暗号資産（仮想通貨）を用いた
新たな取引が登場

対応

- 利用者保護の確保やルールの明確化のための制度整備
- 国際的な動向等を踏まえ、法令上の呼称を「仮想通貨」から「暗号資産」に変更

暗号資産の交換・管理に関する業務への対応

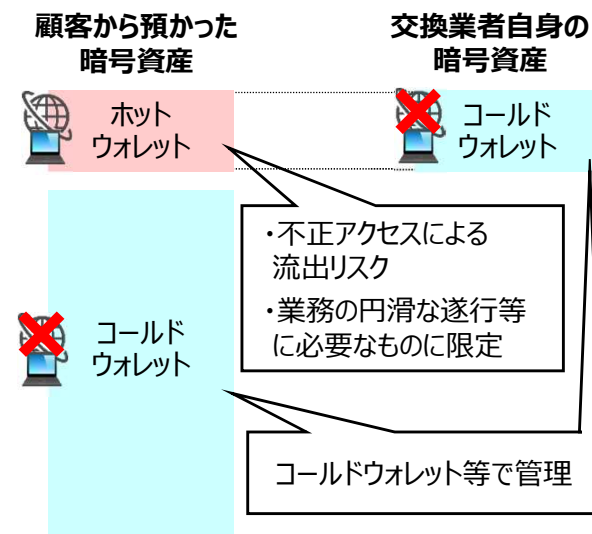
暗号資産の流出リスクへの対応

- 交換業者が顧客から預かっていた暗号資産のうち、ホットウォレット（オンライン）で管理していた暗号資産が流出する事案が複数発生



- 交換業者に対し、業務の円滑な遂行等のために必要なものを除き、顧客の暗号資産を信頼性の高い方法（コールドウォレット等）で管理することを義務付け

ホットウォレットで管理する顧客の暗号資産については、別途、見合いの
弁済原資（同種・同量の暗号資産）の保持を義務付け



過剰な広告・勧誘への対応

- 交換業者による過剰な表現を用いた広告・勧誘



- 広告・勧誘規制を整備
 - ・ 虚偽表示・誇大広告の禁止
 - ・ 投機を助長するような広告・勧誘の禁止 など

暗号資産の管理のみを行う業者への対応

- FATF（マネロン対策等を扱う国際会議）が、暗号資産の管理のみを行う業者（カストディ業者）について、各国協調して規制を課すことを求める勧告を採択
〔2018年10月〕



- カストディ業者に対し、暗号資産交換業規制のうち、暗号資産の管理に関する規制を適用（本人確認義務、分別管理義務 など）

暗号資産の取引の適正化等に向けた対応

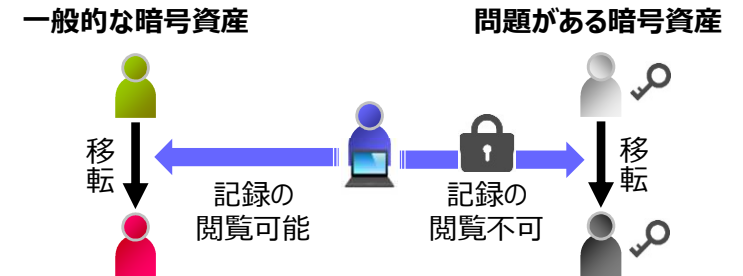
問題がある暗号資産への対応

- 移転記録が公開されずマネロンに利用されやすいなどの問題がある暗号資産が登場



- 交換業者が取り扱う暗号資産の変更を事前届出とし、問題がないかチェックする仕組みを整備

(注) 交換業者が取り扱う暗号資産を審査する自主規制機関とも連携



暗号資産を用いた不公正な行為への対応

- 暗号資産の取引において、不当な価格操作等が行われている、との指摘



- 風説の流布・価格操作等の不公正な行為を禁止



暗号資産に関するその他の対応

- 交換業者の倒産時に、預かっていた暗号資産を顧客に優先的に返還するための規定を整備

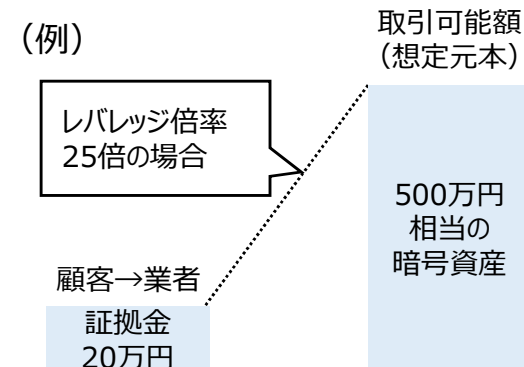
暗号資産を用いた新たな取引への対応

暗号資産を用いた証拠金取引への対応

- 国内の暗号資産の取引の約8割を占める証拠金取引について、現状では規制対象外



- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に、**金融商品取引法上の規制（販売・勧誘規制等）を整備**



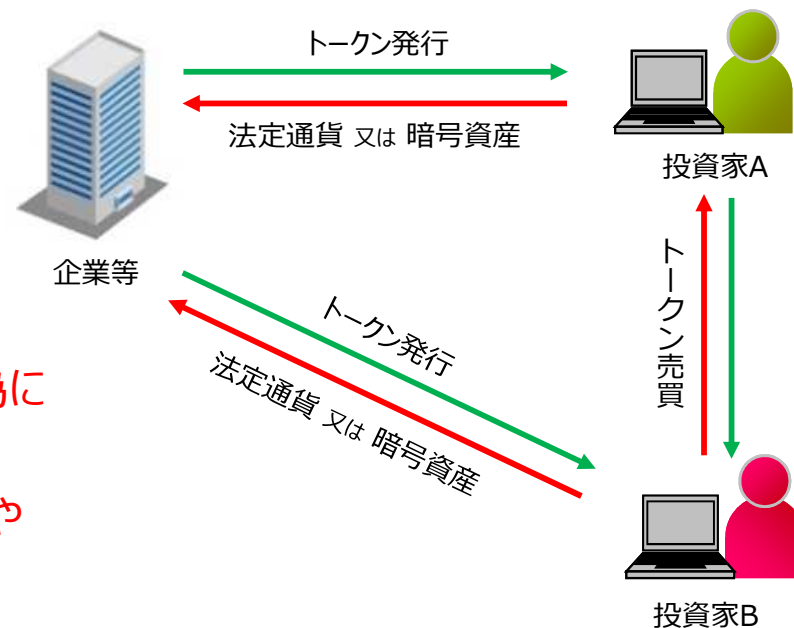
ICO (Initial Coin Offering) への対応

※ICOは、企業等がトークン（電子的な記録・記号）を発行して、投資家から資金調達を行う行為の総称

- 詐欺的な事案も多い等の指摘がある中、ICOに適用されるルールが不明確



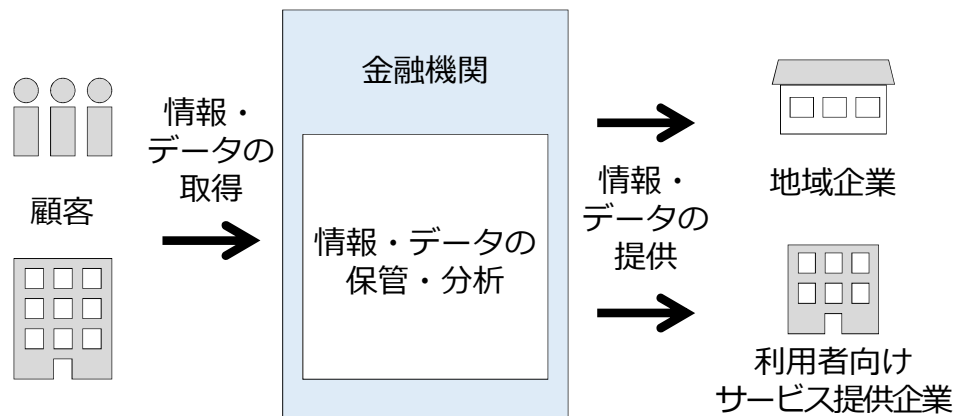
- 収益分配を受ける権利が付与されたトークンについて、投資家のリスクや流通性の高さ等を踏まえ、
 - ・ 投資家に対し、**暗号資産を対価としてトークンを発行する行為に金融商品取引法が適用されることを明確化**
 - ・ 株式等と同様に、**発行者による投資家への情報開示の制度やトークンの売買の仲介業者に対する販売・勧誘規制等を整備**



情報・データの利活用の社会的な進展を踏まえた対応

保有する情報を第三者に提供する業務を金融機関の業務に追加

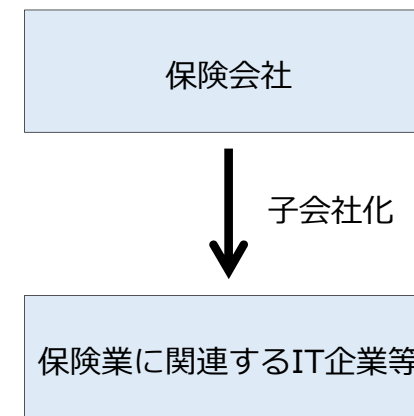
- 現状、金融機関が保有する情報・データは、基本的に金融機関自身の業務のみに活用
- ↓
- 金融機関が地域企業の経営改善に貢献したり、利用者のニーズに応えたりできるよう、その業務に、顧客に関する情報を同意を得て第三者に提供する業務等を追加



※ 金融機関は、引き続き個人情報保護法令を遵守する必要

保険業に関連するIT企業等を保険会社の子会社対象会社に追加

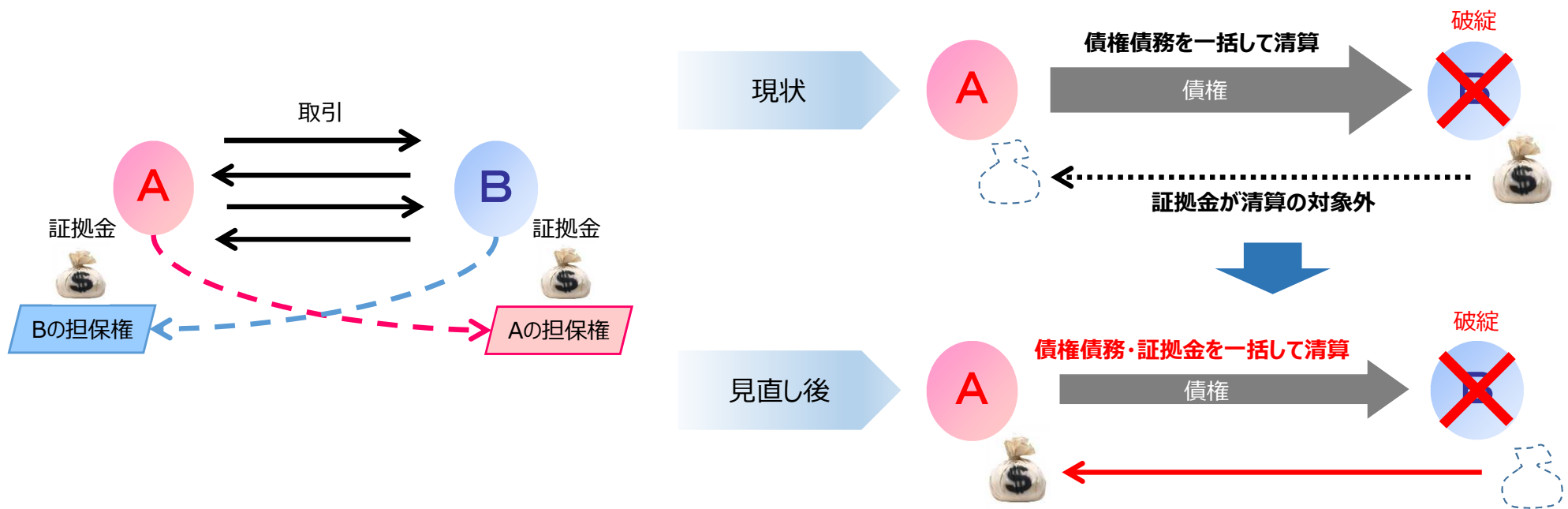
- 現状、保険会社の子会社は、フィンテック・インシュアテックに関する業務を幅広く営むことはできない
- ↓
- 保険会社の子会社対象会社に、保険業に関連するIT企業等を追加



情報通信技術の進展を踏まえたその他の対応

店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に関する規定の整備

- 情報通信技術の進展を背景とした金融機関間での国際的な店頭デリバティブ取引の増加を踏まえ、**国際慣行である担保権の設定による証拠金授受について、円滑な清算を可能とする規定を整備**



データの差押え等に関する規定の整備

- 刑事訴訟法等と同様に、金融商品取引法の違反事案の調査において、**電子的に保管されたデータの差押え等を可能とする規定を整備**

第2節 企業情報の開示、会計基準及び会計監査の質の向上に向けた取組み

I 開示諸制度の整備

有価証券取引の実務や投資家・発行者等のニーズを踏まえ、投資家にとって分かりやすく、真に必要な投資情報の開示を求める観点から、時宜に応じた企業情報の開示諸制度の整備を行っている。

具体的には、以下のような制度整備を行った。

1. 投資判断に必要な情報提供の確保や企業と投資家の建設的な対話の促進のための制度整備

2018年6月に公表された金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（別紙1参照）の提言を踏まえ、①内閣府令の改正、②「記述情報の開示に関する原則」の策定、③「記述情報の開示の好事例集」の公表などの取組みを行った。（別紙2～4参照）

2. 事業報告書と有価証券報告書の共通化・一体化に向けた取組み

有価証券報告書と事業報告等の記載内容の共通化や一体化を希望する企業への支援について関係省庁と検討し、一体的開示を行う場合の記載例、スケジュール例等を公表した（2018年12月）。

3. 株式報酬に係る開示規制の見直し及び「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し等（別紙5参照）

II 開示諸制度の運用

企業等が提出する開示書類について、投資者が投資判断を行うために必要な情報が、正確かつ分かりやすく、適正に開示されることを確保するため、金融庁では、各財務局等と連携して、開示書類の審査及び違反行為への対応を行っている。

具体的には、以下のような対応を行っている。

1. 有価証券報告書等の審査

(1) 有価証券報告書レビューの実施

有価証券報告書レビューとして、①法令改正関係審査（法令改正事項について全ての有価証券報告書等提出会社に対して行う審査）、②重点テーマ審査（会計基準の改正等があった特定の事項に着目し対象企業を抽出して行う審査）、③情報等活用審査（適時開示や金融庁に提供された情報等に関する審査）を行い、審査結果及び有価証券報告書の作成に当たり留意すべき事項について、金融庁ウェブサイト等に公表した（2019年3月）。

(2) その他開示書類の審査

有価証券報告書以外の開示書類についても、適正な開示が確保されるよう、各財務局等において受理時の審査を行っており、例えば、上場会社の提出する有価証券届出書を対象にした大規模な第三者割当に該当する場合の有価証券届出書や公開買付者が提出する公開買付届出書などの記載内容の適正性が確保されているか審査を行い、必要に応じて提出者に訂正を促した。

2. 課徴金納付命令に係る審判手続開始決定

違反行為の的確な抑止を図り、規制の実効性を確保するため、重要な事項について虚偽の記載のある開示書類を提出するなどした発行者に対して、課徴金納付命令に係る審判手続開始決定を行った。

2018 事務年度の課徴金納付命令に係る審判手続開始決定の内訳は以下のとおりである。

審判手続開始決定の理由	件数
有価証券報告書等の虚偽記載	10 件

3. 無届けで募集を行っている者に対する対応

近年、未公開株、私募債、ファンド等の取引に関して、高齢者を中心にトラブルが多発している。こうした事例の中には、実際には有価証券の募集に該当し有価証券届出書の提出が必要であるにもかかわらず、当該届出を行わないまま、有価証券の勧誘・販売を行っている事例が見られる。

このため、無届募集が疑われる事案について、各財務局等を通じて実態把握に努め、無届けで募集を行っている発行者に対しては、有価証券届出書の提出の懲慥を行うとともに、金融庁ウェブサイトにおいて公表し、投資者に対して注意を呼びかけている。

Ⅲ EDINET（電子開示システム）の開発状況等

EDINETについては、システムの安定運用に努めるとともに、開示情報利用者及び開示書類提出者の利便性向上や負担軽減を考慮した開発を行っている。2018 事務年度の状況は次のとおりである。

1. EDINETの稼働状況

EDINETは、目標である稼働率 99.9%以上（年度ベース）を維持し、投資家等に対し財務情報等を安定的に提供している。

2. EDINETの開示情報の提供におけるオープンAPIの導入

EDINETの一層の利便性向上のため、EDINETから利用者が開示情報を効率的に取得可能となるよう、オープンAPI（アプリケーション・プログラミング・インターフェース）を導入し、2019年3月から提供を開始した。

3. 新元号対応

EDINETにおける和暦での入出力を新元号で行うためのシステム改修を実施した。

IV 会計基準の品質向上に向けた取組み

会計基準は、資本市場において、投資家が投資判断を行うに当たって企業の経営成績や財政状態等を測定するための重要なインフラである。我が国上場企業等において使用される会計基準を、より高品質なものとするため、関係機関と連携して以下の取組みを行った。

1. 会計基準にかかる我が国の対応と国際的動向

(1) 国際会計基準（IFRS）の任意適用企業の拡大促進

関係者によるこれまでの取組みの結果、IFRS任意適用企業数（適用予定企業数を含む）は、2019年6月末時点で218社、全上場企業の時価総額の35.6%まで増加した。（別紙6参照）

こうした動きを更に後押しするべく、2018年に引き続き、IFRSへ移行した企業の経験を共有するためのセミナーを2019年3月に開催した（主催：会計教育研修機構）。また、IFRS任意適用企業における本邦通貨以外の通貨による表示について、制度上の取扱いを明確にするため、2019年1月に内閣府令を改正した。

(2) IFRSに関する国際的な意見発信の強化

企業会計基準委員会（ASBJ）において、のれんの会計処理やリサイクリング（その他の包括利益に計上した項目を、純利益に振り替える会計処理）について国際会議の場で意見発信等を行う等、関係者が連携して、あるべきIFRSの内容についての我が国の考え方の発信を行った。

(3) 日本基準の高品質化

ASBJにおいて、2019年7月に時価算定会計基準を策定・公表した。また、2019年3月にはリース会計基準の開発に着手したほか、金融商品会計基準については、2018年8月から11月まで見直しについての意見募集を実施し、見直しに向けた検討が進められている。

(4) 国際会計人材の育成

財務会計基準機構において、「国際会計人材ネットワーク」(注)の登録者等を対象に、国際的に活躍する人材の経験・知識を共有するためのシンポジウム(2019年3月)を開催したほか、登録者同士の横のネットワーク作りに役立つための定例会(2018年8月、12月)を開催した。

(注) IFRSに関して国際的な場で意見発信できる人材の育成、IFRS等に関する知識・経験が豊富で会計実務を支える人材の裾野拡大を目的として、2017年4月に構築。

2. 国際的な会計基準設定プロセスへの関与

IFRSは、単一で高品質な国際基準を実現するという目標を掲げるIFRS財団により策定されており、本財団はIASB、IFRS財団評議員会等で構成されている。IASBは、IFRSを開発する独立した基準設定主体であり、基準の開発および改訂の検討項目の設定、プロジェクト計画の策定等を行う権限を有しており、14名の構成メンバーのうち1名が日本人となっている。一方、IFRS財団評議員会は、IASBの活動状況の監督、財団の資金調達等を担っており、22名の構成メンバーのうち2名が日本人となっている。さらに、IASBと各国会計基準設定主体の連携の枠組みである会計基準アドバイザリー・フォーラム(ASAF)には、当初より日本からASBJがメンバーとして参加しており、ASBJは、ASAF会合においてディスカッション・ペーパーを提出する等、基準開発に積極的に参画している。

また、IFRS財団のガバナンスを監視する機関として、各国資本市場当局の代表者から構成されるIFRS財団モニタリング・ボード(MB)が設置されており、当初より金融庁は恒久メンバーとして参加している。

さらに、金融庁は、証券市場における会計上の問題を検討している証券監督者国際機構(IOSCO)等の国際会議にもメンバーとして参加し、海外当局との連携強化を図るとともに、国内関係者とも協調して積極的な意見発信を行っている。

V 会計監査の信頼性確保に向けた取組み

1. 会計監査の質の向上

近年の不正会計事案等を受け、「会計監査の在り方に関する懇談会」において、会計監査の信頼性確保に向けた幅広い取組みが提言され(別紙7参照)、「監査法人のガバナンス・コード」の策定(別紙8参照)「監査法人のローテーション制度に関する調査報告(第一次報告)」の公表(別紙9参照)等の取組みが行われてきた。

特に、会計監査に関する情報提供の充実の観点から、2018事務年度は、2018年7月に、企業会計審議会において、監査報告書に、「監査上の主要な検討事項」の記載を求めること等を内容とする監査基準の改訂を行い、11月には内閣府令の

改正を行った。

また、通常と異なる監査意見が表明された場合等、監査人に対してより詳細な資本市場への情報提供が求められるケースにおける対応のあり方について検討するため、「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を開催し、2019年1月に報告書を取りまとめ公表した。(別紙10参照)

報告書の指摘を受け、監査報告書の記載については、2019年5月に企業会計審議会における議論を踏まえ監査基準等の改訂のパブリックコメントを実施したほか、監査人の交代時の開示については、同年6月に内閣府令の改正を行った。

このほか、監査法人のガバナンス強化について、公認会計士・監査審査会とも連携し、各監査法人が適用した「監査法人のガバナンス・コード」の実効性について検証した。

2. 国際監査基準（ISA）への対応

金融庁は、適正な会計監査の確保に向けた監査基準等の整備のため、監査基準をめぐる国際的な議論の把握を行うとともに、IOSCO、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）を通じて、国際監査・保証基準審議会（IAASB）の基準設定プロセスに参画している。

VI 公認会計士・監査法人等に対する監督

公認会計士・監査法人による監査は、財務書類の信頼性確保のために極めて重要な役割を果たすものであり、適正な会計監査の確保を図ることが重要である。このため、金融庁は、公認会計士・監査法人等の非違事例等について、法令に基づく厳正な処分を行うなど、公認会計士・監査法人等に対する適切な監督に努めている。

2018事務年度においては、運営が著しく不当であるとして、公認会計士・監査審査会から処分勧告が行われた1監査法人に対し業務改善命令を発出するなど、以下の処分を行っている。

処分年月	処分対象	処分内容	処分理由
2018年9月	監査法人アヴァンティア	業務改善命令	著しく不当な業務運営
2018年10月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (結論の基礎となる証拠を得ずに結論表明)
	公認会計士1名	戒告	
2018年11月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

2019年5月	公認会計士1名	業務停止4月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)
2019年5月	公認会計士1名	業務停止3月	信用失墜行為 (税理士法に基づく業務停止処分)

(参考)

	2015年 6月末	2016年 6月末	2017年 6月末	2018年 6月末	2019年 6月末
公認会計士の 登録数(人)	27,351	28,343	29,458	30,365	31,153
監査法人の数 (法人)	218	217	223	230	237

Ⅶ 公認会計士の魅力向上に向けた取組み

公認会計士及び公認会計士試験合格者が経済社会の幅広い分野で活用されることを目指して、2009年以降、金融庁、公認会計士・監査審査会、日本公認会計士協会、日本経済団体連合会、金融4団体による意見交換会を開催してきたところ。金融庁においては、課題解決に向けて必要な当面の対応策について、アクションプランとして策定しており、組織内会計士のネットワークの強化、会計大学院協会との連携及び若年層を対象とした広報活動などの施策を盛り込んでいる。

2018事務年度は、引き続き、上記の施策や、組織内会計士の活躍状況の記載を更に充実させた試験合格者等向けパンフレットの作成、組織内会計士による大学での講演の実施など、関係団体と連携しつつ、公認会計士の魅力向上に向けた取組みを行った。

Ⅷ I F I A Rを通じたグローバルな監査の品質向上に向けた積極的な貢献

監査監督機関国際フォーラム（I F I A R）は55カ国・地域の監査監督当局が加盟する国際機関である。我が国からは金融庁及び公認会計士・監査審査会が加盟しており、代表理事会及び全てのワーキング・グループに積極的に参加し、監査品

質向上に向けた議論に貢献している。I F I A Rは2017年4月に金融関係国際機関としては初めて、我が国（東京）に本部となる事務局を設置したところであり、金融庁及び審査会は、我が国資本市場の国際的な地位向上等の観点から、事務局の円滑な運営に必要な支援を行っている。（別紙11参照）

2019年4月に開催されたI F I A R年次総会では、各国の当局検査結果の監査委員会への共有に関するパネルディスカッションにおいて我が国の取組について紹介する等、積極的な貢献を行った。

また、我が国における監査品質に関する意識の向上を図る観点から、国内における監査のステークホルダーを会員とする「日本I F I A Rネットワーク」第3回総会を同年6月に開催し、I F I A R事務局からI F I A R年次総会における議論の還元がなされた。（別紙12～13参照）

報告の内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

財務情報、及び、財務情報をより適切に理解するための記述情報を充実。

（例えば、経営戦略、経営者による経営成績等の分析（MD&A：Management Discussion and Analysis）、リスク情報など）

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

企業と投資家との対話の観点から求められるガバナンス情報の提供。

（例えば、役員報酬の算定方法、政策保有株式の保有状況など）

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

情報の信頼性を投資家が判断する際に有用な情報の充実と、情報の適時な提供。

（例えば、監査人の継続監査期間など）

IV その他の課題

EDINETの利便性の向上、有価証券報告書の英文による開示の推奨など。

今後の取組み

① プリンシプルベースのガイダンスの策定

企業が経営目線で経営戦略・MD&A・リスクを把握・開示していく上でのプリンシプルを企業や投資家を交えて議論し、ガイダンスを策定

② 開示のベストプラクティスの収集・公表

③ 開示ルールの策定（内閣府令改正）

- 役員報酬（報酬プログラム、報酬実績）
- 政策保有株式
- 監査人の継続監査期間 等

主な改正内容

I 「財務情報」及び「記述情報」の充実

- 経営方針・経営戦略等について、市場の状況、競争優位性、主要製品・サービス、顧客基盤等に関する経営者の認識の説明を求める
- 事業等のリスクについて、顕在化する可能性の程度や時期、リスクの事業へ与える影響の内容、リスクへの対応策の説明を求める
- 会計上の見積りや見積りに用いた仮定について、不確実性の内容やその変動により経営成績に生じる影響等に関する経営者の認識の記載を求める 等

II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供

- 役員の報酬について、報酬プログラムの説明(業績連動報酬に関する情報や役職ごとの方針等)、プログラムに基づく報酬実績等の記載を求める
- 政策保有株式について、保有の合理性の検証方法等について開示を求めるとともに、個別開示の対象となる銘柄数を現状の30銘柄から60銘柄に拡大する 等

III 情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み

- 監査役会等の活動状況(監査役会の開催頻度、主な検討事項、個々の監査役の出席状況等)、監査法人による継続監査期間等の開示を求める 等

適用時期

- ① 2019年3月期から適用(上記「II 建設的な対話の促進に向けたガバナンス情報の提供」欄に記載の項目等)
- ② 2020年3月期から適用(①以外)

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、記述情報についての
プリンシプルベースのガイダンスを策定。
(2019年3月19日公表)

目的

- 記述情報の中でも、経営方針・経営戦略等、経営成績等の分析、リスク情報を中心に、有価証券報告書における開示の考え方等を整理することにより、ルールへの形式的な対応にとどまらない開示の充実に向けた企業の取組みを促し、開示の充実を図る。

構成

- I. 総論：記述情報の開示全般に共通する考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示
- II. 各論：記述情報の中でも、投資家による適切な投資判断を可能とし、また、建設的な対話につながる項目である、経営方針・経営戦略等などについて、開示の考え方及び望ましい開示に向けた取組みを提示

I. 総論

II. 各論

1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等

- 1-1. 経営方針・経営戦略等
- 1-2. 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題
- 1-3. 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

2. 事業等のリスク

3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 (MD&A)

- 3-1. MD&Aに共通する事項
- 3-2. キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報
- 3-3. 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

位置付け

- 本原則は、新たな開示事項を加えるものではないが、企業において、本原則に沿った望ましい開示に向けた取組みが進められることを期待。
- 本原則に対応した開示例の公表により、好事例（ベストプラクティス）を全体に広げるとともに、必要に応じ、積み上げられた好事例を本原則へ反映することも検討。

「記述情報の開示に関する原則」 総論のポイント

経営目線の議論の適切な反映

- 取締役会や経営会議における経営方針・業績評価・経営リスクに関する議論のディスクロージャーへの適切な反映
- 経営トップによるディスクロージャーに関する基本方針の提示

重要性（マテリアリティ）

- 情報の重要性（マテリアリティ）の判断における業績に与える影響度及びその発生の蓋然性の考慮、並びに、重要性のディスクロージャーへの適切な反映

資本コスト等に関する議論の反映

- 取締役会や経営会議における、成長投資・手許資金・株主還元のあり方や資本コストに関する議論、並びに、それらを踏まえた今後の経営の方向性のディスクロージャーへの適切な反映

セグメント情報

- 経営上、事業ポートフォリオのあり方についての検討が求められている中、経営の目線を十分に踏まえた深度あるセグメント情報の開示

分かりやすさ

- より分かりやすい開示の実現に向けた、図表、グラフ、写真等の積極的な活用

（注）決算説明資料や年次報告書などを作成している場合には、それらにおける図表、グラフ、写真等を法定開示書類に取り入れることも考えられる。その際には、重要な情報が必要かつ十分に開示されるよう配慮が必要。

「記述情報の開示の好事例集」の概要

(別紙4)

2018年6月の金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告を受け、投資家・アナリスト及び企業からなる勉強会を開催し、記述情報の開示の好事例（ベストプラクティス）を収集・公表。

- 好事例集の章立ては、「記述情報の開示に関する原則」各論の項目と対応。
⇒ 好事例集と「記述情報の開示に関する原則」とを併せて利用することで、より両者についての理解が深まる。
- それぞれの開示例では、好事例として着目したポイントを青色のボックスにコメント。
当該コメントは、「記述情報の開示に関する原則」と対応。
- 好事例集では、有価証券報告書における開示例に加え、任意の開示書類（いわゆる統合報告書など）における開示例のうち有価証券報告書における開示の参考となりうるものも紹介。
⇒ 青色のボックスのコメントを参考に、当該開示例の要素が有価証券報告書に取り込まれることを期待。
- 好事例集は、随時更新を行う予定。

記述情報の開示の好事例集

CONTENTS

はじめに ～「記述情報の開示の好事例集」の構成・使い方～

1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
2. 「事業等のリスク」の開示例
3. 「MD&Aに共通する事項」の開示例
4. 「キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容等」の開示例
5. 「重要な会計上の見積り」の開示例

金融庁
2019年3月19日

1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
三井物産株式会社 (1/4) 有価証券報告書 (2018年3月期) P17-18

目次①

「経営環境及び対処すべき課題等」の開示例	ページ
オムロン(株) □	1-13
ユニコム(株) □	1-5
住友化学(株) □	1-7
住友化学(株) □	1-8
アサヒグループホールディングス(株) □	1-9
東京海上ホールディングス(株) □	1-11
三井物産(株) □	1-12

「事業等のリスク」の開示例	ページ
日本たばこ産業(株) ■	2-7
三井化学(株) ■	2-2
住友化学(株) ■	2-3
三井物産(株) ■	2-4
カゴメ(株) □	2-5
東京海上ホールディングス(株) □	2-6

「重要な事項」の開示例	ページ
(株)ファーストリテイリング ■	3-6
(株)リクルートホールディングス ■	3-8
三菱重工業(株) □	3-3
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ □	3-10

1. 「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」の開示例
三井物産株式会社 (1/4) 有価証券報告書 (2018年3月期) P17-18

目次②

コメント	開示内容
企業資源	●R&D費/売上高、R&D費/従業員数、R&D費/売上高の増減率
エネルギー	●CO2削減率、CO2削減率の増減率
機械・IT/IT	●IT費/売上高、IT費/従業員数、IT費/売上高の増減率
化学製品	●売上高の増減率、売上高の増減率の増減率
鉄鋼製品	●売上高の増減率、売上高の増減率の増減率
生活産業	●売上高の増減率、売上高の増減率の増減率
次世代・機能産業	●売上高の増減率、売上高の増減率の増減率

「中期的経営計画の進捗状況」において、財務KPIも含めて重点領域の進捗状況をセグメント単位で記載
記述情報に加えて図を用い分かりやすく記載

平成31年4月19日
 金融庁

「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等の公表について

金融庁では、「金融商品取引法施行令の一部を改正する政令（案）」等を以下のとおり取りまとめましたので、公表します。

1. 主な改正内容

①株式報酬に係る開示規制の見直し

近年、経営陣等にインセンティブを付与するための業績連動報酬としての株式報酬の導入が広がっており、労務の対価として一定期間の譲渡を制限した株式（譲渡制限付株式）を交付する企業が増加しています。

これを踏まえ、（１）交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、（２）発行する株式に譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、当該譲渡制限付株式の募集又は売出しについては、ストック・オプションと同様、有価証券届出書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とします。

具体的な改正内容は[別紙1](#)・[別紙2](#)・[別紙3](#)をご参照ください。

②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し

監査人の異動に関して、臨時報告書へ監査役等の意見の記載や当該異動する監査人の意見をより積極的に記載できるようにします。また、臨時報告書へ監査人の異動の実質的な理由の記載がなされるよう、企業内容等開示ガイドラインに具体的な交代理由を例示します。

具体的な改正内容は[別紙4](#)・[別紙5](#)をご参照ください。

③電子開示手続等を行う場合の電子証明書の使用に関する留意事項の見直し

開示用電子情報処理組織を使用して電子開示手続又は任意電子開示手続を行う場合に、電子証明書を使用することができるとした留意事項を廃止します。

具体的な改正内容については、[別紙6](#)を御参照ください。

2. 施行・適用について（予定）

本パブリックコメント終了後、所要の手続きを経て公布・施行予定です。

これらの案について御意見がありましたら、**2019年5月20日（月）12時00分（必着）**までに、住所（法人・団体等の場合は主たる事業所の所在地）、氏名（法人・団体等の場合は法人・団体名及び意見提出者の氏名）、連絡先電話番号及び電子メールアドレスを記載の上、郵便又はファックスにより下記送付先にお寄せください。電話による御意見は御遠慮願います。

インターネットによる御意見は、下記 e-Gov ウェブサイトにお寄せください。

御意見をお寄せいただいた方の氏名（法人・団体等の場合にあっては法人・団体名を含む）については、開示の請求等があった場合には、御意見の内容とともに開示させていただきますので、御承知おきください。開示の際に匿名を希望される場合は、御意見

の冒頭にその旨を明確に御記載ください。なお、開示に当たっては、御意見の内容に、
（１）個人に関する情報であって特定の個人が識別され得る記述がある場合、又は（２）
法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれのある記述がある場合、
には当該箇所を伏せさせていただくことがあります。

御意見に付記された電話番号等の個人情報、御意見の内容に不明な点があった際に
連絡・確認をさせていただく場合や御意見がどのような立場からのものかを確認させて
いただく場合に利用します。

なお、御意見に対しての個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

[インターネットによる御意見はここをクリックしてください。（e-Gov ヘルプ）](#) 

御意見の送付先

金融庁企画市場局企業開示課

郵便：〒100-8967

東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

ファックス：03-3506-6266

URL：<https://www.fsa.go.jp/>

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）

上記①に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3665、3846）

上記②に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3661、2768）

上記③に関する内容：企画市場局企業開示課（内線 3653、2761）

①株式報酬に係る開示規制の見直し案


（別紙１）  [金融商品取引法施行令新旧対照表（PDF：71KB）](#)

（別紙２）  [企業内容等の開示に関する内閣府令新旧対照表（PDF：122KB）](#)


（別紙３）  [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）新旧対照表（PDF：34KB）](#)

②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書を踏まえた見直し案

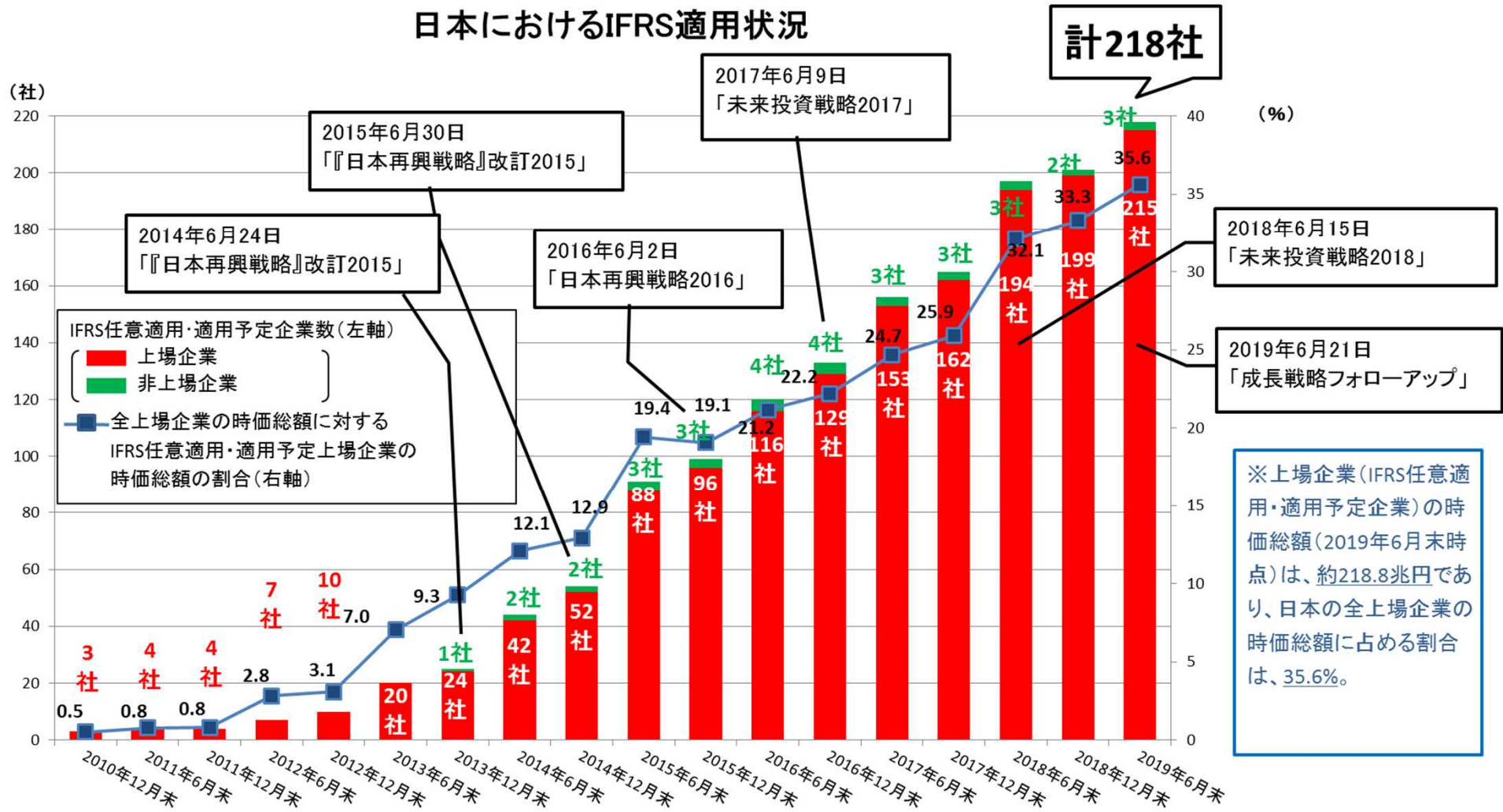
（別紙４）  [企業内容等の開示に関する内閣府令新旧対照表（PDF：106KB）](#)

（別紙５）  [企業内容等の開示に関する留意事項について（企業内容等開示ガイドライン）新旧対照表（PDF：46KB）](#)

③電子開示手続等を行う場合の電子証明書の使用に関する留意事項の見直し案

（別紙６）  [開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）新旧対照表（PDF：28KB）](#)

日本におけるIFRS適用状況



※ 日本では、2010年3月31日以後終了する連結会計年度より、国際会計基準(IFRS)の任意適用を開始。

会計監査の信頼性確保に向けて

「会計監査の在り方に関する懇談会」提言

(別紙7)

平成28年3月

1. 監査法人のマネジメントの強化

- 監査法人のガバナンス・コード
(監査法人の組織的な運営のためのプリンシプルの確立、コードの遵守状況についての開示)
- 大手上場会社等の監査を担える監査法人を増やす環境整備
(コードの適用による大手・準大手監査法人の監査品質の向上等)

2. 会計監査に関する情報の株主等への提供の充実

- 企業による会計監査に関する開示の充実
(有価証券報告書等における会計監査に関する開示内容の充実)
- 会計監査の内容等に関する情報提供の充実
(監査法人や当局による情報提供の充実、監査報告書の透明化、監査人の交代理由等に関する開示の充実等)

3. 企業不正を見抜く力の向上

- 会計士個人の力量の向上と組織としての職業的懐疑心の発揮
(監査の現場での指導や不正対応に係る教育研修の充実等)
- 不正リスクに着眼した監査の実施
(監査基準、不正リスク対応基準等の実施の徹底)

4. 「第三者の眼」による会計監査の品質のチェック

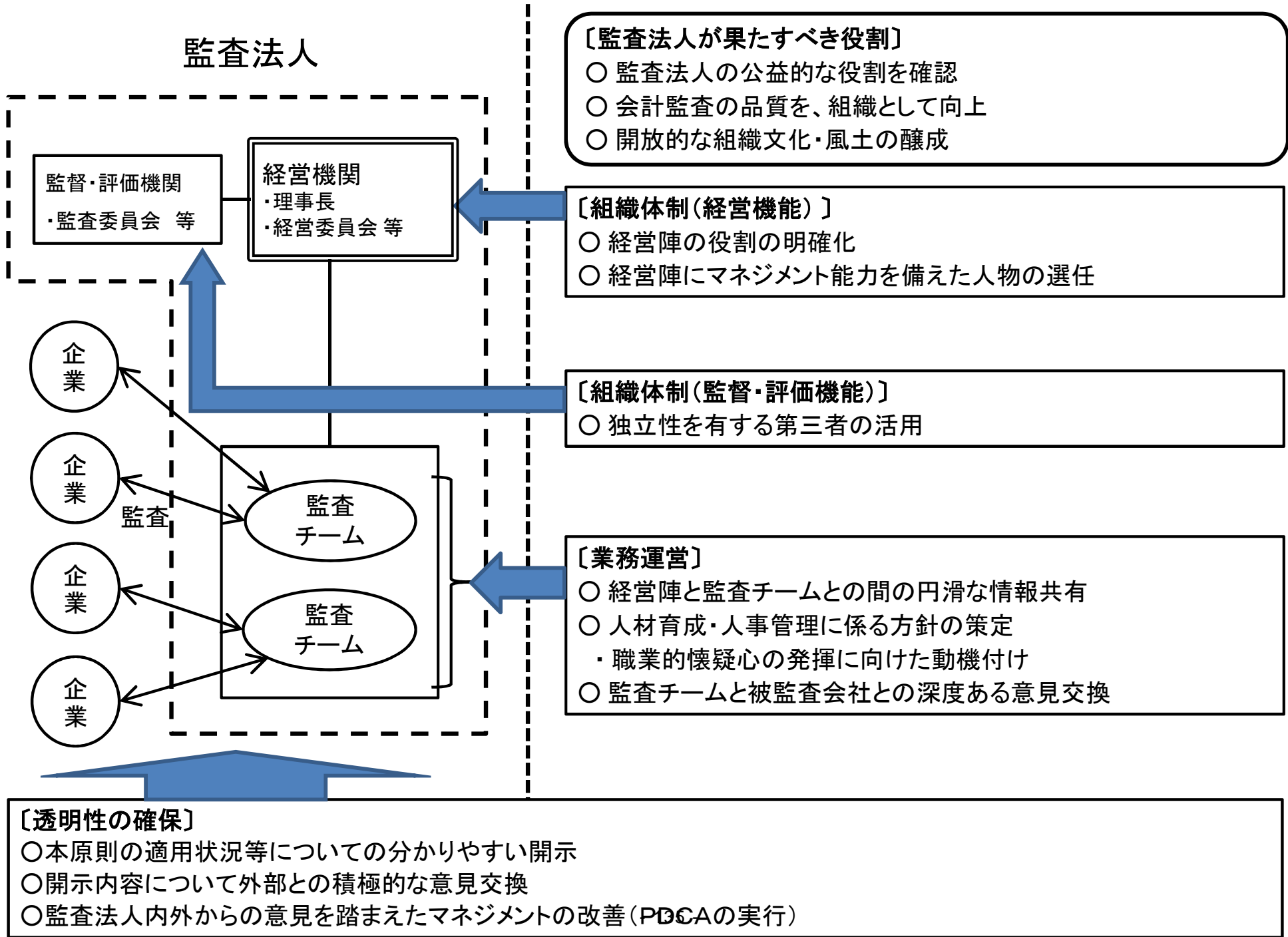
- 監査法人の独立性の確保
(監査法人のローテーション制度についての調査の実施)
- 当局の検査・監督態勢の強化
(公認会計士・監査審査会の検査の適時性・実効性の向上、監査法人に対する監督の枠組みの検証等)
- 日本公認会計士協会の自主規制機能の強化
(品質管理レビュー等の見直し等)

5. 高品質な会計監査を実施するための環境の整備

- 企業の会計監査に関するガバナンスの強化
(監査人の選定・評価のための基準の策定、監査役会等の独立性・実効性確保、適切な監査時間の確保等)
- 実効的な内部統制の確保
(内部統制報告制度の運用と実効性の検証)
- 監査におけるITの活用(協会において検討を継続)
- その他(試験制度・実務補習等の在り方の検討)



有効なマネジメントのもと、高品質で透明性の高い会計監査を提供する監査法人が評価・選択される環境の確立
⇒ 高品質で透明性の高い監査を提供するインセンティブの強化、市場全体における監査の品質の持続的な向上



「会計監査の在り方に関する懇談会」提言(2016年3月)

- 「監査法人のローテーション(注)を導入した場合のメリットとデメリット等について、金融庁において、欧州・米国の最近の動向も踏まえて、深度ある調査・分析を実施すべき」。

(注)企業が監査契約を締結する監査法人を一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

〔参考〕

監査法人のローテーション制度については、2006年の金融審議会公認会計士制度部会において検討が行われたが、①監査法人の交代により監査人の知識・経験の中断が生じることや、②大手監査法人の数が限られ、現実的に交代が困難になるおそれがあること等の観点から、その導入は見送られ、パートナーローテーション制度(注)の強化がなされた。

(注)監査法人は交代させないが、企業の監査を担当するパートナーを監査法人内で一定期間毎に交代させることを義務付ける制度。

調査報告のポイント

「パートナーローテーション」の有効性の検証

- ・過去の不正会計事案において、パートナーローテーションは抑止効果を発揮できず。

企業と同一監査法人との監査契約の固定化

- ・企業による自主的な監査法人の交代は進まず。
 - 東芝のケースでは同一監査法人が47年継続
 - TOPIX上位100社のうち、この10年間に監査法人が交代したのは5社

欧州における監査法人のローテーション制度導入

- ・EUでは、上場企業等に対し、その会計監査を担当する監査法人を一定期間毎にローテーションさせる義務を課す規則を2016年6月より実施。

(規則の概要)

同一の監査法人による監査期間は、原則として、最長10年(当該監査法人が再び監査を行うためには、交代後、4年間以上のインターバルが必要)。

⇒導入の効果については、なお見極めに時間を要するが、欧州当局からのヒアリングによると、監査法人のローテーション制度導入による混乱はこれまでのところ見られていない。

- 監査法人のローテーション制度については、国内の監査法人、企業、機関投資家等の関係者からのヒアリング等を実施し、更なる調査・検討を進めていくことが適当。

「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」報告書の概要

(別紙10)

— 通常とは異なる監査意見等に係る対応を中心として —

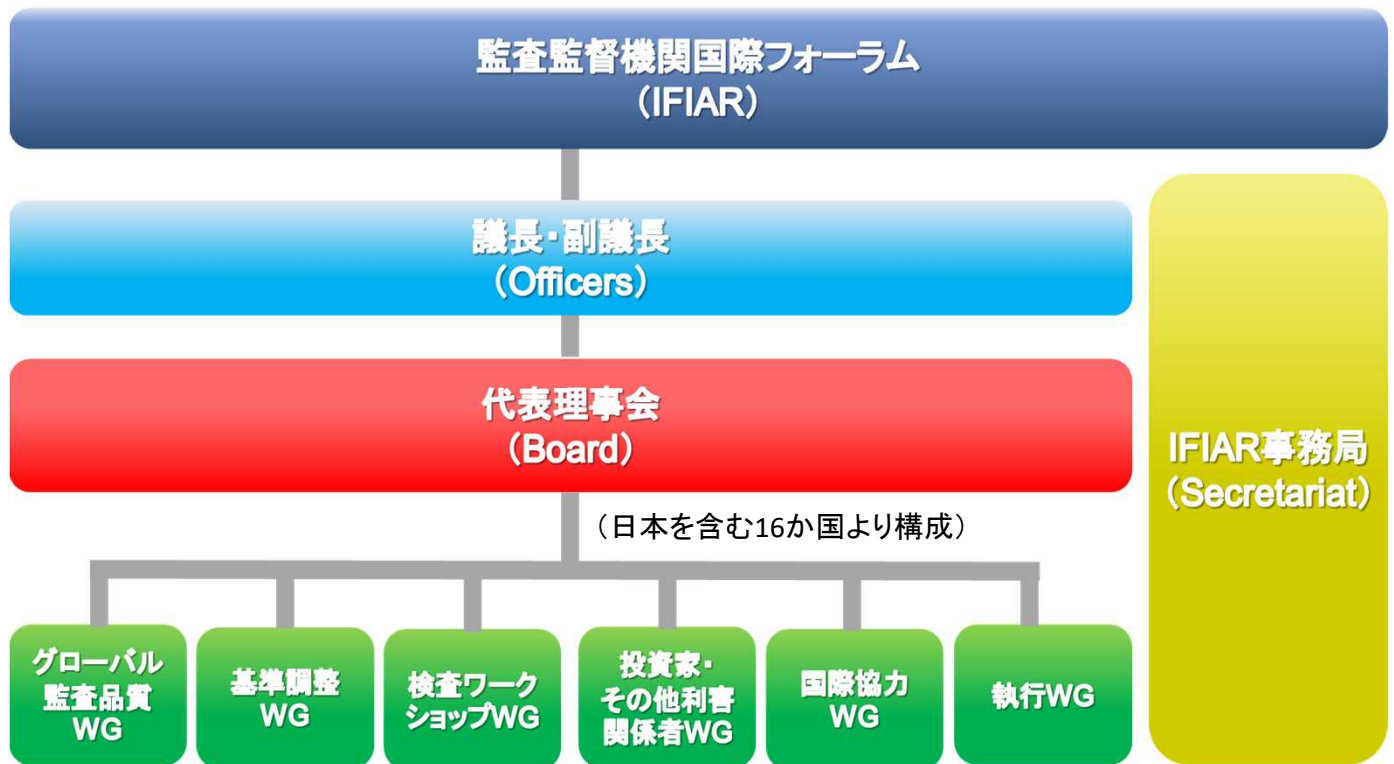
- 監査人が、会計監査の最終的な受益者である株主・投資家等の財務諸表利用者に対し、自ら行った監査に係る説明を行うことは、監査人の職責に含まれるものであり、会計監査の品質向上・信頼性確保に向けた自律的な対応の一環として、監査人は、自らの説明責任を十分に果たしていくことが求められる。

	現状	対応
通常とは異なる監査意見等(限定付適正意見、不適正意見、意見不表明)についての説明・情報提供		
監査報告書の記載	監査報告書において、監査意見に至った理由が不十分。 (例: 限定付適正意見の場合になぜ不適正ではないと判断したかの説明が不十分)	監査報告書において、意見の根拠を十分かつ適切に記載。 ・ 限定付適正意見: なぜ不適正意見ではないと判断したか ・ 意見不表明: なぜ意見表明できないという極めて例外的な状況に至ったのか
監査報告書以外での追加的な説明	監査報告書以外に、監査人からの追加的な説明を受ける機会がない。 (例: 株主総会での会計監査人の意見陳述という会社法上の枠組みが活用されていない)	監査人は、株主総会での意見陳述の機会を活用し、追加的な説明を行う。企業側も、株主総会の議事運営にあたり、監査人の意見陳述の機会を尊重。 四半期決算など株主総会の機会を活用できない場合であっても、適切な説明の手段を検討。 監査役等は、監査人による追加的な説明を促す。
<p>監査人が株主等に対して必要な説明・情報提供を行うことは、公認会計士法上の「正当な理由」に該当し、守秘義務違反とならないことを明確化。</p>		
監査人の交代に関する説明・情報提供		
監査人の交代理由の開示	監査人の交代に際し、実質的な交代理由が開示されていない。(単なる「任期満了」との記載が概ね半数以上)	企業及び監査人は、監査人の交代理由について、実質的な内容(例: 監査報酬や会計処理に関する見解の相違等がある場合はその内容)を記載。

IFIAR組織構成及び加盟国

(別紙11)

○ IFIAR組織図



○ IFIAR加盟国(55カ国・地域)

(2019年6月末現在)

欧州 (32)

アイルランド(IAASA)	<u>ノルウェー</u> (The FSA)
アルバニア(POB)	ハンガリー(APOC)
<u>イギリス</u> (FRC)	フィンランド(AB3C)
イタリア(CONSOB)	<u>フランス</u> (H3C)
オーストリア(ASA)	ブルガリア(CPOSA)
<u>オランダ</u> (AFM)	ベルギー(CRME/KVI)
キプロス(CyPAOB)	<u>ポーランド</u> (AOC)
ギリシャ(AAOB/ELTE)	ポルトガル(CNSA)
クロアチア(APOC)	<u>リトアニア</u> (AAA)
<u>ジブラルタル</u> (FSC)	<u>リヒテンシュタイン</u> (FMA)
<u>スイス</u> (FAOA)	ルーマニア(ASPAAS)
スウェーデン(SBPA/RN)	<u>ルクセンブルグ</u> (CSSF)
スロバキア(UDVA)	ジョージア(SARAS)
スロベニア(ANR/APOA)	ロシア(MOF/FSFBO)
スペイン(ICAC)	
<u>チェコ</u> (RVDA)	
デンマーク(DBA)	
ドイツ(AOC(APAK))	

アジア (11)

インドネシア(PPAJP)
<u>韓国</u> (FSC/FSS)
シンガポール(ACRA)
スリランカ(SLAASMB)
タイ(SEC)
<u>チャイニーズタイペイ</u> (FSC)
<u>日本</u> (CPAAOB/FSA)
フィリピン(SEC)
<u>マレーシア</u> (AOB)
オーストラリア(ASIC)
<u>ニュージーランド</u> (FMA)
中東 (4)
アブダビ(ADAA)
サウジアラビア(CMA)
<u>ドバイ</u> (DFSA)
トルコ(POA/CMA)

アフリカ (4)

エジプト(AOB/EFSA)
ボツワナ(BAOA)
南アフリカ(IRBA)
モーリシャス(FRC)

北米 (2)

<u>アメリカ</u> (PCAOB)
<u>カナダ</u> (CPAB)

中南米 (2)

<u>ブラジル</u> (CVM)
<u>ケイマン</u> (AOA)

※下線を引いてある24カ国・地域は監査監督情報交換に関する多国間覚書(IFIAR MMOU)の署名国。

日本IFIARネットワーク Japan Network for IFIAR

背景

- 監査監督機関国際フォーラム(IFIAR イフィアール)は、我が国に事務局をおく初の金融関係国際機関となる。
 - 我が国の国際的地位や東京の金融センターとしての地位の向上のため我が国産官学をあげた支援が必要。
 - 誘致過程で支援表明したステークホルダーより、IFIARとの関係強化に強い期待。
- ⇒ 世界の主要な金融資本市場である我が国で活動するステークホルダーによるネットワークを築き、IFIARとの関係を強化し、IFIAR事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図り、IFIARが目指すグローバルな監査品質の向上に貢献する。

ネットワークの会員・活動内容

- 会員 別紙の各団体
- 活動内容
 - ① IFIAR事務局の国内におけるネットワーキングへの寄与
 - ② 我が国における監査に関する議論をIFIAR事務局へインプット
 - ③ IFIAR要人や金融庁担当者によるセミナーや寄稿等を通じIFIARにおける取組みを紹介

日本 IFIAR ネットワーク 会員

【会計監査税務】

- 日本監査研究学会
- 日本監査役協会
- 日本公認会計士協会
日本税理士会連合会
- 日本内部監査協会

【経済界】

- 経済同友会
- 日本経済団体連合会

【金融資本市場】

- 金融先物取引業協会
- 国際銀行協会 (I B A)
- 信託協会
- 生命保険協会
- 全国銀行協会
- 第二種金融商品取引業協会
- 投資信託協会
- 日本証券アナリスト協会
- 日本証券業協会
- 日本損害保険協会
- 日本投資顧問業協会
- 日本取引所グループ
- 日本 I R 協議会

【その他】

- 日本弁護士連合会

【オブザーバー】

- 東京都

計 22 団体

(注 1) 各分類内で 50 音順

(注 2) ○印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計 9 会員。

第3節 その他金融・資本市場等に関する各種施策等

I 金融商品取引業等に関する諸制度の整備・検討

1. 店頭FX業者の決済リスクへの対応について

「店頭FX業者の決済リスクへの対応に関する有識者検討会」の報告を踏まえ、金融商品取引業等に関する内閣府令の改正等を行った。(別紙1参照)

2. 市場の活性化や規制の合理化に係る取組み

市場の活性化や規制の合理化に係る制度整備として、内閣府令等の改正を行った(2019年6月5日公布・施行)。(別紙2参照)

(1) P T S信用取引に係る所要の措置

(2) 海外系G－S I B子会社へのT L A C規制の導入に向けた所要の措置

(3) 広告等における法定記載事項の緩和

(4) 不動産ファンド・リート間における不動産信託受益権の相互間取引に関する規制緩和

3. 情報技術の進展に伴う現行規制の点検

金融審議会「市場ワーキング・グループ」(第17～19・24回)における議論(注)を踏まえながら、情報技術の進展に伴う現行規制の点検を行った。

(注) なお(1)～(3)に関しては、同ワーキング・グループにおいて、法制度の見直しの方向性について取りまとめがなされた(2018年12月27日公表)。

(別紙3参照)

(1) 契約締結前交付書面等の見直し

(2) 犯則調査における証拠収集・分析手続
第2部第3章第1節参照。

(3) 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制
第2部第3章第1節参照。

(4) ダークプール取引の透明化等に向けた対応(別紙4参照)

II 金融商品取引所をめぐる動き（総合取引所の実現等）

1. 総合取引所の実現について（別紙5参照）
2. 市場構造の在り方について（別紙6参照）
第2部第5章第1節参照。

III 証券・デリバティブ決済システムをめぐる動き

1. 店頭デリバティブ取引に係る規制の同等性評価（別紙7参照）
2. 証券決済・清算態勢の強化

安全かつ利便性の高い証券決済システムの構築の一環として、証券の決済期間短縮化に向けた取組みが進められた。上場株式・上場ETF・上場REIT等の取引のT+2化（約定日から2日後決済）については2019年7月16日から、国債リテール・一般債取引のT+2化については2020年7月13日から実施することが予定されている。

IV 東京国際金融センターの推進

1. 「金融業の拠点開設サポートデスク」による新規参入の促進

「日本再興戦略2016」（2016年6月2日閣議決定）において、東京国際金融センター推進の観点から「日本拠点の設置を検討している海外のアセット・マネージャー／オーナーに対する一元的な窓口を金融庁内に設置し、相談を受け付ける」との方針が示された。

上記方針を踏まえ、金融庁においては、金融業の登録申請等をスムーズに進める「ファストエントリー」を実現するため、2017年4月に、「金融業の拠点開設サポートデスク」を開設し、海外金融事業者等の日本拠点の開設を促進している。（別紙8参照）

金融業の拠点開設サポートデスクを通じて、2018事務年度は、12社の海外資産運用業者等の業登録を完了した。

2. プロモーションイベントへの参加

また、東京都が主催する金融プロモーションイベント等に参加し、国内外の金融事業者や海外当局に対して、新規参入・イノベーションの促進に向けた金融庁の取組みやメッセージを発信した。

店頭FX業者の決済リスク管理の強化に向けた対応

- 店頭FX取引について、その市場規模の拡大に伴い、金融市場に与える影響が増大していることを踏まえ、店頭FX業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、次の対応を求める。

ストレステストを通じた 自己資本の拡充

- 店頭FX取引に伴うリスクが実現し損失を抱えた場合であっても、これを吸収できるだけの十分な自己資本を確保させるため、厳格かつ適正なストレステストを実施。

○ 金融商品取引業協会の規則（※）に基づくストレステストの実施

過去最大の相場変動により店頭FX業者の3つのリスク（①顧客未収金リスク、②未カバーポジションリスク、③カバー先の破綻リスク）に想定上の最大損失が実現することを想定

○ ストレステストの結果、必要があると思われる場合には、経営の健全性を確保するための措置を講じること

リスク情報の開示

- 店頭FX業者の決済リスクが顕在化した場合には、投資者や取引先に影響を及ぼす可能性があることから、リスク情報を開示。

○ 未カバー率

店頭FX取引のカバーされていないポジションは、為替相場の変動を直接受けるため

○ カバー取引の状況

カバー取引先が破綻した場合には、再構築コスト等が発生するため

○ 平均証拠金率

店頭FX取引の証拠金率が低い場合には、顧客未収金リスクが大きくなるため

取引データの保存・報告制度 の充実

- 顧客に不利な価格で約定するといった不正な取引等を検証できるようにするため、取引データの保存・報告体制を整備。

○ 金融商品取引業協会の規則（※）に基づく取引データの保存・報告

（保存項目）

- ・ 顧客提示レート
- ・ カバー取引のレート 等

（報告項目）

- ・ 取引の種類、数量
- ・ 通貨ペア
- ・ 約定レート 等

令和元年6月5日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について

1. パブリックコメントの結果

金融庁では、「金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令(案)」について、平成31年3月20日(水)から平成31年4月19日(金)にかけて公表し、広く意見の募集を行いました。

その結果、7の個人及び団体より延べ25件のコメントをいただきました。本件について御検討いただいた皆様には、ご協力いただきありがとうございました。

本件に関してお寄せいただいたコメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方は、別紙1を御覧ください。このほか、本件とは直接関係しないコメントもお寄せいただきましたが、これらにつきましては、今後の金融行政の参考とさせていただきます。

【改正の概要】

市場の活性化や規制の合理化に係る施策として、下記のとおり府令の改正を行うものです。

(1) 私設取引システム(Proprietary Trading System:PTS)信用取引に係る所要の措置

PTSにおける信用取引について、空売り規制(ネイキッド・ショートセリングに係る裏付け確認及び価格規制)の適用除外とする等、金融商品取引所における信用取引に係る規制と同等の手当を行う。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令(第17条、第19条、第117条、第158条の3)
- ・有価証券の取引等の規制に関する内閣府令(第9条の3、第15条、第15条の3、第59条、第63条)
- ・金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令(第6条)
- ・金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

(2) 海外G-SIB子会社へのTLAC規制の導入に向けた所要の措置(TLAC規制の導入については[こちら](#)をご参照ください。)

海外G-SIBを親会社とする金融商品取引業者等の一部をTLAC規制(※)の対象とするため、親会社との間において、業務の継続的な実施を確保するための業務管理体制の整備を求める。

※当該規制の詳細については、取りまとめり次第、公表する予定です。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令(第70条の2、第199条)

(3) 広告等における法定記載事項の緩和

金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業者が加入している全ての金融商品取引業協会の名称を表示しなければならないとされているところ、法定記載事項の合理化を図る観点から、当該業務の内容に関連する協会の

名称の記載のみを義務付け対象とする。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（第76条、第269条）

（４）不動産ファンド・リート間における不動産信託受益権の相互間取引に関する規制緩和

不動産信託受益権を運用するファンド・リートについて、その投資主数の規模の拡大に鑑み、権利者がいずれも適格機関投資家のみによって構成される場合に限り、ファンド・リート相互間取引に係る権利者の同意要件（全権利者の同意）をベンチャーファンドと同水準（全権利の3分の2以上の同意）に緩和する。

- ・金融商品取引業等に関する内閣府令（第128条、第129条）
- ・金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（第16条）

具体的な改正の内容については、別紙2～6を御参照ください。

なお、本件のうち別紙6については、行政手続法第39条第4項第8号で定める「軽微な変更」等に該当するため、同法に定める意見公募手続は実施しておりません。

2. 公布・施行日

本件の内閣府令・監督指針は、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙1～5）企画市場局市場課（内線2644、2622）

（別紙6）監督局証券課（内線3723）

（別紙1）コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方（PDF：119KB）

（別紙2）金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号） 新旧対照表（PDF：144KB）

（別紙3）金融商品取引法第百六十一条の二に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令（昭和28年大蔵省令第75号） 新旧対照表（PDF：66KB）

（別紙4）金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第14号） 新旧対照表（PDF：124KB）

（別紙5）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令（平成19年内閣府令第59号） 新旧対照表（PDF：109KB）

（別紙6）金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針（本編） 新旧対照表（PDF：39KB）

金融審議会 市場ワーキング・グループ
「直接金融市場に関する現行規制の点検」について

平成 30 年 12 月 27 日

本報告は、直接金融市場における現行規制の点検事項について、本ワーキング・グループが審議した結果を取りまとめたものである。本報告に示された考え方を踏まえ、当局および関係者において、適切な制度整備が進められることを望みたい。

1. 契約締結前交付書面等の見直し

金融商品取引業者等は、契約の締結前に、業者の商号や契約の概要、手数料、リスク等を記載した書面をあらかじめ交付する必要がある。一方で、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する本書面を交付している場合等、投資者の保護に支障を生ずることがない一部の場合には、交付の義務が免除されている。

このような規制を前提として、証券会社においては、交付漏れを防止しつつ円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券等に関する本書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在しているが、顧客にとって必ずしも有益な情報提供の方法となっていない、との指摘がある。

このため、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から本書面交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにすることが適当である。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していくことが望まれる。

2. 犯則調査における証拠収集・分析手続

近年の情報技術の進展等により、犯則調査において電磁的記録（例えば、パソコン接続サーバに保管されているデータ）等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金融商品取引法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁

的記録に係る差押え等の規定が整備されておらず、現在は、証券取引等監視委員会
が押収物たるパソコン等の外部にある電磁的記録の取得等を行う場合、任意の協力を
を求めるしかない状態となっている。

従って、犯則調査における証拠収集・分析手続について、他法令の規定等を参考
としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備することが適当である。

3. 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

G20 カンヌ・サミット（平成 23 年 11 月）において、店頭デリバティブ取引のう
ち清算機関を通じて決済されない取引（非清算店頭デリバティブ取引）に関し、取
引当事者間で証拠金（担保）の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され
た。これを受けて、我が国においても平成 28 年 9 月に同証拠金規制が導入されたと
ころであり、平成 32 年 9 月以降は同規制の適用対象が地銀・保険会社等にも広がる
見込みとなっている。

同証拠金規制においては、受領した当初証拠金について、相手側破たん時に即時
利用が可能な状態で分別管理することが求められているが、一方で、我が国の現行
法制の下では、クロスボーダー取引で慣行となっている質権構成による当初証拠金
の授受を行う場合、担保提供者に会社更生法が適用されると、担保受領者による実
行が制限されるリスク（会社更生法リスク）があり、その即時利用が必ずしも確保
されていないとの指摘がある。

そのため、決済における安定性を確保する観点から、関係法令において、国際慣
行に即した証拠金授受を一括清算の対象とするため必要な規定を整備することが適
当である。

(別紙4)

※第24回市場ワーキング・グループ資料

事務局説明資料

(ダークプール取引の透明化等に向けた対応策)

第19回WG(平成31年2月19日)での議論

◆ ダークプール取引における課題

今後個人投資家向けダークプールの拡大が見込まれる中で検討すべき課題として

- ✓ ダークプールを経由した注文の把握
- ✓ ダークプール運営情報の開示等
- ✓ 価格改善の実効性の確保

についてご議論いただいた



◆ 委員からいただいた主なご意見

- ダークプール取引数量の把握に向けた手当てを進めるべき
- 個人投資家・機関投資家の別、ダークプール取引への理解度、価格改善に対する期待度等、顧客の属性・ニーズに応じて、適切な説明・対応を行うべき
- 特に個人投資家について、ダークプール取引について十分な理解なく利用しているおそれがある
- 現段階では、市場規制ではなく、業者規制の一環として手当てすべき

ダークプール取引の透明化等に向けた対応策

1. ダークプールを経由した注文の把握

東証において市場規模を把握できるよう、東証の立会外市場(ToSTNeT)に注文を出す際、ダークプールで対当した注文であることを明示させる。

2. ダークプールへの回送条件・運営情報の説明

顧客保護の観点から、顧客からの注文をダークプール※に回送する金融商品取引業者(ダークプール回送者)に、以下を求める。

※ 自社で運営するものを含む。

- 回送先であるダークプールの運営状況を把握すること
- ダークプールへの回送条件や運営情報(運営者の会社情報・参加者情報等)について、顧客の知識・経験等を踏まえた適切な説明を行うこと

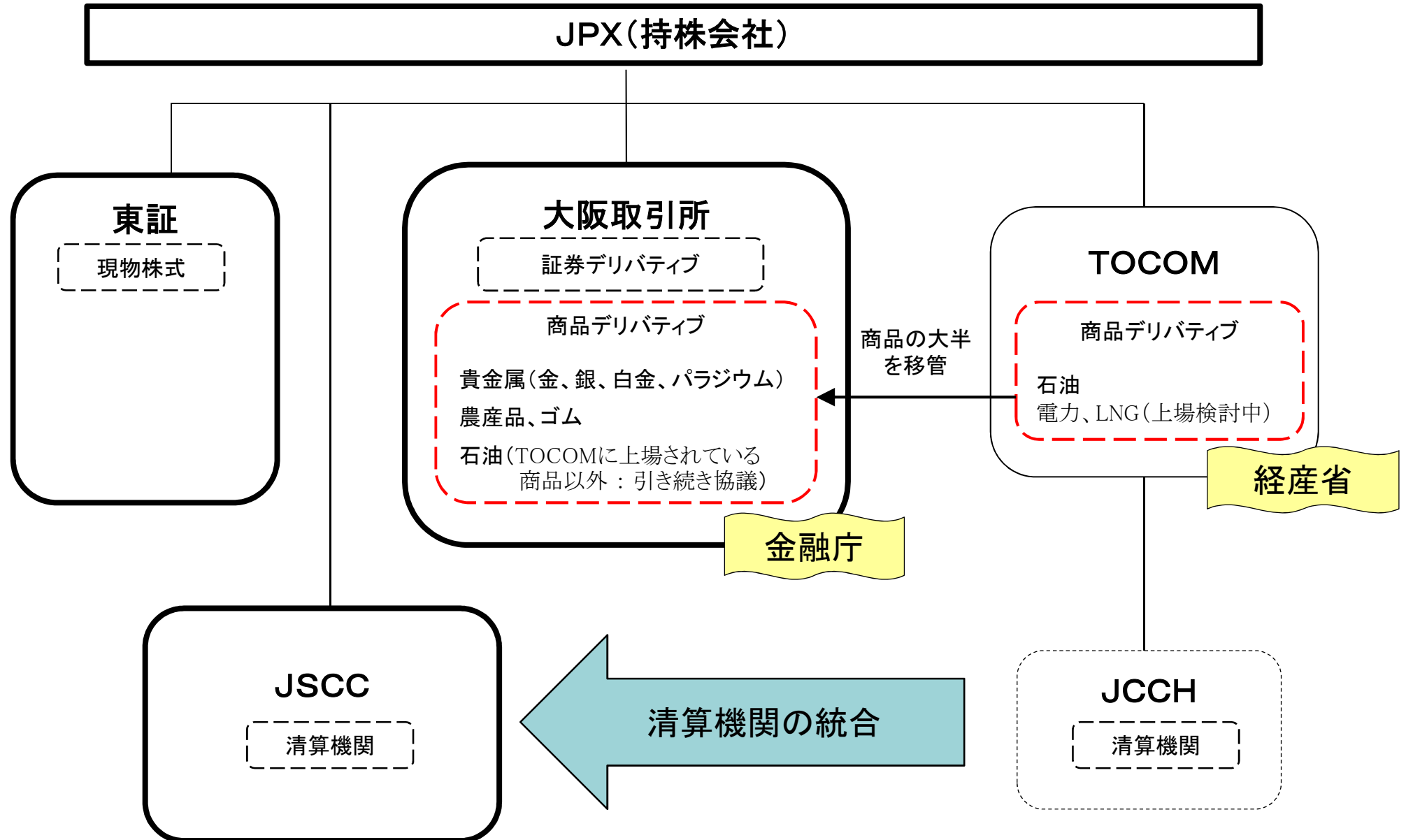
3. 価格改善の実効性の確保

顧客・当局から求めがあった場合に、事後に価格改善の状況の確認ができるよう、ダークプール回送者に、ダークプールにおける対当状況(時刻・価格)の記録・保管を求める(顧客が価格改善よりも優先する事項がある場合を除く。)



今後、事業者等へのヒアリングを踏まえ、内閣府令や監督指針の改正を検討。

総合取引所の実現スキーム





市場構造の在り方等に関する検討について

2019年5月17日

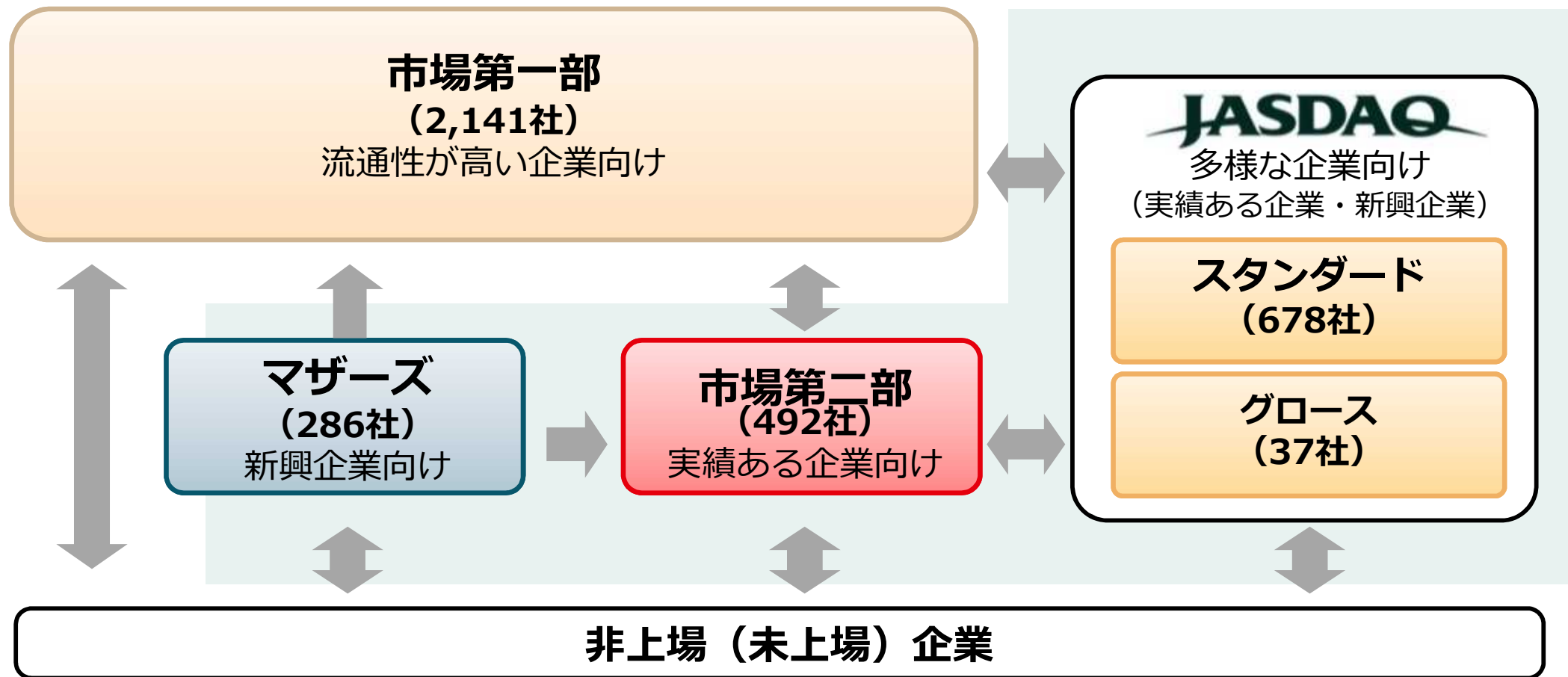
株式会社東京証券取引所

現在の市場構造

現在、東証の一般投資家向け市場は、2013年の現物市場の統合直前の東京・大阪の基本的な市場構造を維持

→統合から5年が経過する中、将来を見据えて改善すべき課題が顕在化

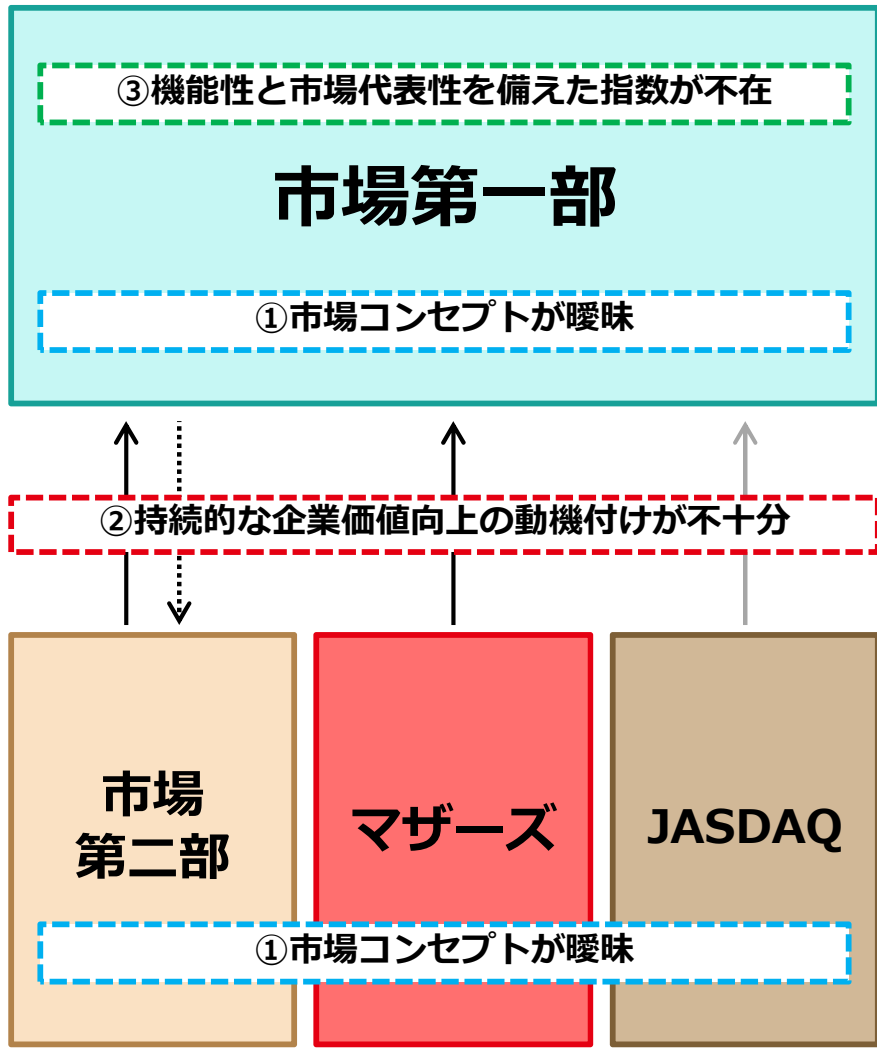
→昨秋から、現状の課題と論点の整理を実施



注：各市場の上場会社数は、2019年4月末時点

現在の市場構造を巡る課題

現在の市場構造を巡る課題 (3/27公表)



①各市場区分のコンセプトが曖昧であり、多くの投資者にとって利便性が低い

- ✓ 市場第二部・マザーズ・JASDAQの位置付けの重複・分かりづらさ
- ✓ 市場第一部は市場コンセプトが明確でなく、パッシブ投資隆盛により流動性の低い銘柄の価格形成にゆがみ

②上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていない

- ✓ 市場第一部へのステップアップ基準は、上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの観点から十分に機能せず
- ✓ そのほか、機関投資家の参入のための方策や新興企業に適した開示制度の検討が必要

③投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しない

- ✓ 多くの投資者がベンチマークとしているTOPIXは、市場第一部全銘柄で構成
- ✓ JPX日経400やTOPIX500などの指数をベンチマークとする投資者は少ない

● 我が国経済の持続的成長に向けては、上場会社各社の中長期的な企業価値向上とベンチャー企業の育成が必要かつ喫緊の課題

■ 各市場区分のコンセプトが曖昧であり、多くの投資者にとって利便性が低い

- 現在の四つの市場区分 (市場第一部、市場第二部、マザーズ及びJASDAQ) は過度に複雑で断片的、特に市場第二部、マザーズ及びJASDAQの差異は、投資家にとって分かりにくく、それゆえに、日本で上場する中小企業に対する潜在的な投資家の興味・関心を損なっている
- 異なる四つの市場区分が存在することは、企業の資金調達能力を高めることにはつなげておらず、投資者の利便性も向上させていない
- 複数の市場区分があるため、中小上場企業への投資リスクが分かりにくくなっている
- 現在、中小型企業・新興企業に係る市場が複数あり、その性格付けがあいまいだが、特に、IPO先としてマザーズ、JASDAQ、市場第二部があることが紛らわしい
- 新興企業の新規上場先としては、マザーズとJASDAQ グロースがあるが、JASDAQグロースでは新規上場はみられず、事実上その存在意義は失われている
- 市場第二部とJASDAQスタンダードが併存しているが、二つの市場を維持する必要性はない
- 市場第一部上場企業の「数」が多いこと自体は問題ではなく、収益、時価総額、流動性、経営体制・ガバナンス、情報開示などの低い企業が多数含まれていることが問題である
- 市場第一部は、現在、時価総額、流通性、外国人株式保有比率の高い企業や低い企業が混在している状況
- TOPIXに連動する運用資産が増える中で、時価総額や流動性の低い株式の価格形成が歪められている懸念があるため、見直しによる早急な対応が必要

■ 上場会社の持続的な企業価値向上の動機付けの点で期待される役割を十分に果たせていない

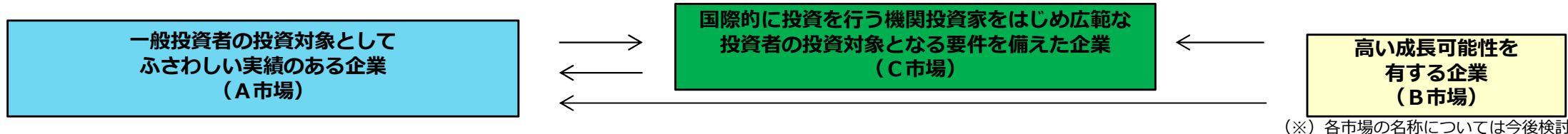
- スタートアップのベンチャー企業によるスモールIPOの実態については様々な評価があるが、起業家のインセンティブとしては評価できるものの、上場時の規模が小さく、そのまま成長しない企業が相応に見られることは問題
- 特にオールドエコノミーの企業の場合、上場後大きなコーポレートアクションも取らず、何のために上場したのか分からない銘柄も多く存在する
- 実績のある企業の中には、企業価値向上のモチベーションが見受けられない場合もある
- マザーズから市場第一部へのステップアップの基準が低すぎるため、ステップアップ後の成長がみられず、企業価値向上のインセンティブが働いていない
- 多くの経営者にとって、市場第一部上場には大きな達成感があるため、早い段階でステップアップすると、その後の成長が鈍化する懸念がある
- 新興企業は、ビジネスモデルの新規性などの面から事業評価が難しい場合が多く、成果が出るまでの待機期間が長いことから、事業を評価する上での専門性を有する長期目線の機関投資家の参入が重要
- 上場前はベンチャーキャピタルによる外部からのプレッシャーがあるが、上場後は個人投資家中心となるため規律付けがなくなる
- 内部管理体制が貧弱なベンチャー企業に対して過大な情報開示の負担が生じており、その対応で疲弊している懸念がある
- 現行の開示制度では、業績に対する開示を重視しているが、成長性という観点では事業内容、進捗についてより詳しく詳細に説明する枠組みが必要である

■ 投資対象としての機能性と市場代表性を備えた指数が存在しない

- TOPIXの対象構成銘柄は多く、大半は流動性が低いこともあり、パッシブ投資家とアクティブ投資家にとって、ベンチマークとしてこれらの銘柄数を追うことは難しい状況（海外のS&P 500、FTSE 100などは、構成銘柄数がより少ない）
- TOPIXが市場第一部の上場会社すべてを対象としているため、時価総額が低く、浮動株比率の低い企業について、インデックスファンドの影響により、株価がフェアバリューより高く評価される傾向にある
- TOPIXは構成銘柄数が多すぎるため、問題がある
- 国際比較では、TOPIXとS&P500やダウが比較されているが、同じ性質の指数が比較されている訳ではないという問題意識がある
- TOPIXとそのほかにTOPIXコア30とラージ70もプレミアム指数として組成されているが、市場第一部の上場会社数に照らすと、この二つの指数には日本市場のトレンドが反映されていない
- JPX日経インデックス400が、どうして利用されず十分な成果を出していないのか
- JPX日経インデックス400の成否について適切に分析・検証することが必要

市場構造の問題と改善に向けた論点整理

- 幅広い企業に上場機会を提供するとともに、上場後の持続的な企業価値向上を動機付ける観点から、既存の市場区分にとらわれず将来の市場構造の在るべき姿として、**上場銘柄の特性（上場会社の成長段階、投資家の層）に応じた複数の市場区分を設け、明確なコンセプトに基づいた制度に再設計を行うことが適当**



(コンセプトに基づく基準)

○上場基準

- ・ A・C市場：ガバナンス体制・流動性・利益水準・市場評価（時価総額）等による基準
- ・ B市場：先行投資型企業を含め、成長可能性の高い新興企業に幅広く上場機会を提供する観点から、A・C市場の基準より緩和された基準

○退出基準

- ・ 経営成績・財政状態だけでなく市場評価も加味した基準

(企業価値向上の動機付けを補完する仕組み等)

- ・ 他市場からの移行基準、新規上場基準、退出基準を共通化
- ・ 機関投資家参入促進のための方策の検討
- ・ 企業の成長段階、投資家層の厚みを踏まえた開示制度その他諸制度の最適化
- ・ 特にC市場においては、グローバルな機関投資家の視点等をより強調した基準により選定された銘柄で構成される指数や区分などにつき、投資者ニーズを踏まえて検討

※ 企業や投資者への影響を十分に考慮した移行プロセスを確保

- ・ 上場会社の申請による市場選択機会の確保、数年単位の移行期間や段階的な基準変更など

■ 各市場の役割の明確化・市場構造の単純化のうえ、各市場のコンセプトの見直しを行うことが適当との意見

- 多数の市場区分は必要なく、役割を明確にしてシンプルにすべきであり、そのほうが海外投資家を惹きつけるという目的にかなう
- エントリー市場については、新興企業及び実績のある企業ともに、ステップアップを目指す企業が、企業価値向上に取り組む場（上位市場から市場変更した企業も再昇格を目指し、体制を再構築する市場）と積極的に位置付けることが適当
- それぞれに独自の役割と機能を持ち、ステップアップを狙いたくなるような自立した株式市場の整備・拡充が望まれる
- 時価総額や流動性基準のほか、資金調達を要件とする等、実績のある企業向けの市場の市場コンセプトを積極的に定義付けることが重要
- 新興企業に対しては、現行のマザーズにおける上場基準は維持し、間口の広い資金調達環境を提供する市場にすべきであり、市場構造として、世界で最もベンチャー企業が資金調達しやすい市場を目指すべきである
- 利益に関わらず、研究開発型の企業について上場機会を提供していくことは重要
- 資本市場が魅力的ではないと、海外からの投資が集められず、日本国内の資金の還流となると市場は成り立たないため、日本経済の将来のことを考え、グローバル投資家がポートフォリオに入れたいと思う会社を増やしていくことが必要
- 世界規模での投資機会を追求する洗練された機関投資家にアピールできるよう、海外の競合市場と競争できる十分な売買高と流動性を確保し、上場企業数という点でグローバルに見て競争的な「規模」を維持することが重要

■ 基準等の共通化、機関投資家参入の促進、開示制度その他諸制度の見直しなどによる持続的な企業価値向上の動機付けを補完する仕組みが考えられるとの意見

- 市場第一部への市場変更に関する基準を引き上げることで、上場後の成長を動機付けることが考えられる
- 市場第二部を介して市場第一部指定を受ける場合や、直接市場第一部に上場する場合の上場するための要件は、同一であって然るべき
- 市場第二部からの市場第一部へのステップアップの基準を、JASDAQから市場第一部へのステップアップの基準と同一にすることが必要
- 公開市場である以上、流動性に関する上場基準を厳しくするべきであり、そうすれば機関投資家の参入が見込まれるのではないか
- 「新興市場」については、「新興成長企業を育てる」という理念を踏まえて、機関投資家が参加できる市場になることを目指すべき、そのためには、流動性の確保（流通株式数の基準の引き上げなど）などの工夫が必要であろう
- 上場後は、短期的・事務的な開示事項が多いが、より中長期的なビジョンの開示とその進捗状況の開示を通じて、マインドセットを変えていくことが考えられる
- 市場区分で特性を明確にするほか、ステップアップ先の市場は現状のままとし、新たな指数で区分するという選択肢が考え得る
- 現在の枠組みを残した上で、市場第一部内に新たなプレミアム枠を設置することが、投資者等のステークホルダーの期待に応えられる制度ではないか

■ 上場会社、市場関係者への影響やTOPIXの連続性に配慮をしたうえで適切な移行プロセスが必要との意見

- 日本の場合、代表的なベンチマークと市場区分が一致していることから、市場区分の見直しは非常にインパクトが大きい
- 指数（TOPIX）の連続性に配慮が必要であり、さらに投資信託における重大な約款変更や運用手法の大幅変更等による混乱を避ける必要もある
- 指数の連続性及び代表性への考慮が必要
- TOPIXはカバレッジが大きく、時価総額加重平均型のため、日本の株式市場を表す指標として妥当だが、市場第一部企業数が減少すると、TOPIXの組入銘柄が減少し、株式指数の一貫性が大きく損なわれることを懸念
- 市場関係者への影響を十分に考慮し、移行期間を含めて移行プロセスについて検討することが必要
- TOPIXへの反映タイミングを複数回に分けるなど、市場に悪影響を及ぼさないような変更プロセスが望まれる
- 既存の運用商品や上場企業への影響を踏まえ、例えば、段階的に行う等の十分な移行期間の検討が必要
- 今回の見直しに伴う影響を懸念する意見には理解を示すが、企業価値は市場の区分ではなく、ファンダメンタルに基づき決定されるべきものであるため、よりよい市場区分の導入はできる限り早期に実施すべき、ただし、周知期間や移行期間は相応に設けることが必要である

平成 31 年 4 月 25 日
金融庁

「金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を改正する件」について

中央清算されない店頭デリバティブ取引に係る証拠金規制は、金融システムの安定性の確保等を目的に、平成 28 年 9 月より取引規模に応じて段階的に実施することを国際的に合意したものであり、金融庁も、平成 28 年 [3 月 31 日](#) 及び [7 月 25 日](#) に関連する内閣府令及び監督指針等を公布し、平成 28 年 9 月 1 日より施行しました。

同内閣府令には、同等性評価を通じて国際的に規制の重複等の排除に努める必要性が合意されていることを踏まえ、外国規制が本邦規制と同等と認められる場合に、当該外国規制が定める方法によって証拠金の授受を行うことを許容する規定が盛り込まれています。

平成 28 年 10 月 21 日に告示（平成二十八年金融庁告示第四十八号）を公布し、本邦規制及び外国規制が重複して適用される場合には、取引当事者等を適切に監督する外国当局が執行する外国規制に準拠して証拠金の授受等を行うことを許容するという、我が国における同等性評価の適用に係る枠組み、及びその対象となる外国規制等について決めました。当該枠組みは、金融商品取引業者等（本邦系銀行等のほか、外国規制に服する外国銀行等の本邦現地法人・支店を含む。）が行う中央清算されない店頭デリバティブ取引に外国規制が適用される場合には、国内取引、クロスボーダー取引、国外取引のいずれにも適用されます。

今般、外国当局との間における協議の結果等を踏まえ、本邦規制と同等と認められる外国規制として、従来の米国商品先物取引委員会（CFTC）、カナダ金融機関監督庁（OSFI）、オーストラリア健全性規制庁（APRA）、香港金融管理局（HKMA）、シンガポール金融管理局（MAS）が所管する規制に加え、新たに欧州経済領域協定に規定された国に適用される規制を定めることとし、本告示の一部を改正することとしました。

本告示の具体的な内容については別紙を御参照ください。

本告示については、本日付で公布・施行されます。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）

（別紙）金融商品取引業等に関する内閣府令第二百二十三条第十一項第五号及び第十二項第五号の規定に基づき、同条第一項第二十一号の八又は第二十一号の九に規定する措置を講じなくても公益に反し又は投資者の保護に支障を生ずるおそれがないと認められる場合を指定する件（平成二十八年金融庁告示第四十八号）の一部を改正する件

海外金融事業者誘致に向けた東京都庁・金融庁の一体的取組み (別紙8)

海外の金融事業者を対象に、法人設立や金融業の登録など、拠点開設に係るさまざまな疑問にワンストップでお答えし、必要となる手続きを支援します。

拠点開設を検討している海外金融事業者

相談



支援・助言



－東京都庁－

金融ワンストップ支援サービス

E-mail: financial-desk@bdc-tokyo.org

Tel: 03-6269-9981

- ✓ 「金融窓口相談員」による相談受付
- ✓ 企業の拠点設立に関する照会
(法人登記等)
- ✓ 生活環境に関する情報提供
(英語対応可能な病院や子女向け学校等)
- ✓ 手続きに精通した弁護士の紹介・相談費用の補助

URL: <http://www.bdc-tokyo.org/>

－金融庁－

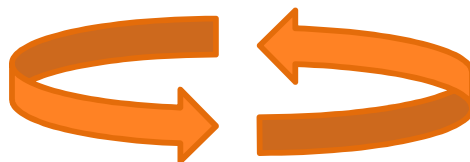
金融業の拠点開設サポートデスク

E-mail: marketentry@fsa.go.jp

Tel: 03-3506-7109

- ✓ 金融関連の法令解釈や手続きに関する照会
- ✓ 金融業としての登録手続きに向けた継続的なフォロー

URL: <http://www.fsa.go.jp/policy/marketentry/index.html>



どちらの窓口にも相談
いただいても、窓口
間で連携し、包括的
に対応

第4章 預金取扱金融機関・保険会社その他の金融に関する制度の企画・立案

第1節 ITの進展等への対応

I 金融デジタルイゼーション戦略

デジタルイゼーションの進展により、新しいプレイヤーが金融分野に進出するとともに、革新的なサービスが生まれ、利用者利便を飛躍的に向上させていくことが期待されている。デジタル化された情報が金融・非金融サービスを問わず活用され、利用者目線での金融サービスの高度化が可能となる中、既存の金融機関には、より利用者ニーズに即した金融サービスを提供できるよう、そのビジネスモデルを顧客起点で変革していくことが求められている。こうした環境変化を踏まえた金融サービスの向上に向けて、金融庁として、以下の11の施策からなる「金融デジタルイゼーション戦略（注）」をとりまとめた。

1. 情報の蓄積と利活用
2. 顧客のプライバシー、匿名性や顧客情報の信頼性その他の顧客保護
3. デジタルイゼーションに対応する情報・金融リテラシー
4. 金融・非金融の情報の伝達を可能とする金融インフラのデジタル化
5. 金融行政のデジタル化
6. 様々なサンドボックス等によるイノベーションに向けたチャレンジの促進
7. オープン・アーキテクチャによるイノベーションの推進
8. 国際的なネットワーク
9. デジタルイゼーションの基盤となるブロックチェーン、AI、ビッグデータ技術等の推進
10. サイバーセキュリティその他金融システム上の課題等への対応
11. これらの課題を実現するための機能別・横断的法制

（注）詳細については、「変革期における金融サービスの向上に向けて～金融行政の実践と方針～（平成30事務年度）」（第1部第2章第1節）を参照

II FinTech サポートデスク

「FinTech サポートデスク」においては、フィンテック企業等からの相談に一元的に対応し、事業実施の支援を行うとともに、フィンテックに関するビジネス動向や事業者のニーズを把握し、金融関係の制度面の検討にも活用している。（別紙1参照。また、これらの経緯や背景については別紙2参照）

III FinTech 実証実験ハブ

「FinTech 実証実験ハブ」においては、フィンテック企業等による前例のない実証実

験についてハンズオンで支援を行い、2018 事務年度においては、4 件の実証実験の結果を公表し、新たに 1 件の実証実験の支援決定を行った。(別紙 3 参照。また、これらの経緯や背景については別紙 4 参照)

- (1) 実証実験が終了し、結果を公表した実証実験 (別紙 5～8 参照)
- (2) 新たに支援決定を行った実証実験 (別紙 9 参照)

IV FinTech Innovation Hub

1. 経緯・背景等

フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、2018 年 7 月、「FinTech Innovation Hub」を設置した。

2. 取組み実績

フィンテック企業、金融機関、IT ベンダー、ベンチャーキャピタル等、100 先以上の企業等との個別の意見交換(「100 社ヒアリング」)を行った。さらに、金融庁職員とフィンテック企業等との双方向のコミュニケーションの場として「Meet up with F S A」を開催するなど、幅広い関係者と意見交換の機会を持った。(別紙 10 参照)

V プロジェクト型「規制のサンドボックス制度」への対応

生産性向上特別措置法(2018 年 6 月 6 日施行)に基づき、AI・IoT・ビッグデータ・ブロックチェーンをはじめとする革新的な技術やビジネスモデルを用いた事業活動を促進するため、新技術等実証制度(いわゆるプロジェクト型「規制のサンドボックス制度」)が創設され、内閣官房に一元的窓口が設置された。本制度は、期間や参加者を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく実証が行える環境を整備することで、迅速な実証を可能とするとともに、実証で得られた情報・資料を活用できるようにして、規制改革を推進するものである。

2018 事務年度においては、金融庁として、1 件の新技術等実証計画(仮想通貨交換業者間で即時に暗号資産の売買を実現できる取引環境の構築)を認定・公表した。

VI 「決済高度化官民推進会議」の開催(別紙 11 参照)

VII 金融を取り巻く環境変化に対応した規制の見直し等について

1. 背景

IT・オンライン化を通じた事業の合理化や新たなサービス提供が進む中、こうした金融を取り巻く環境の変化に対応できていない規制が存在するとの指摘等を踏まえ、金融庁では、2018 事務年度においては以下のような制度の見直しを行った。

2. 取組実績

警察庁とともに、オンラインで完結する新たな本人確認方法の追加を検討し、2018年11月、顧客から顔写真付きの本人確認書類と顧客の顔の画像の送信を受ける方法等の追加を内容とする改正犯罪収益移転防止法施行規則を公布・施行した。(別紙12～13参照)

VIII フィンテックに係る国際的なネットワークの強化

1. 背景

デジタルイゼーションはグローバルに進展しているため、海外の当局及びプレイヤーの動向をフォローするとともに、我が国の取組みを発信することが重要である。また、必要に応じこうした当局やプレイヤーと協働していくことが望ましいことから、海外とのネットワークを強化する必要がある。

2. 取組み実績

(1) フィンテック・サミットの開催

2018年9月、「フィンテック・サミット2018」を、海外の金融当局や研究者、技術者も交え、大半のセッションを英語で行うなど、過去2回の開催に比べて国際的なプレゼンス・発信力を高めた形で開催した。(別紙14参照)

(2) ブロックチェーン技術に関する国際共同研究

ブロックチェーン技術を活用した金融取引のプライバシー保護と追跡可能性について調査研究を行い、その調査研究の成果を活用し、合計16の金融当局・中央銀行・国際機関等に加え、国内外の学会研究者等が参加した「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」を2019年3月に東京で開催した。(別紙15～17参照)

(3) フィンテック推進協力枠組み

海外当局との間でフィンテック推進に向けた協力体制を更に強化するため、新たにドバイ・金融サービス機構(2018年9月)、フランス健全性監督破綻処理庁及び金融市場機構(2018年11月)との間で、フィンテック推進協力枠組みに係る書簡交換を行った。(別紙18参照)

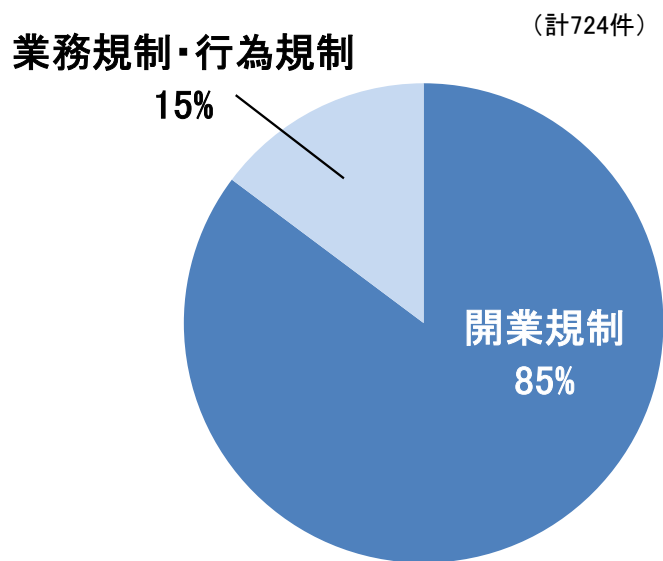
「FinTechサポートデスク」の概要

- フィンテック企業の相談にワンストップで対応する相談・情報交換窓口。
- 既存の法令に触れないこと等の法令解釈の明確化や、個別事案のガイダンスについて、平均 1 週間程度で対応。
- IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に分析するとともに、金融イノベーションを促進。

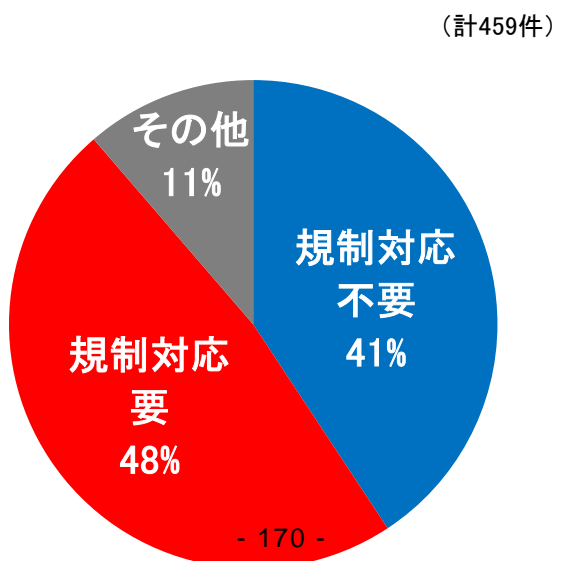
tel : 03-3506-7080

- 開設 (2015年12月14日) 以来、2019年 6月末までに、問合せ総数は869件
- 法令解釈に関する問合せ724件の内、開業規制 (事業開始にあたっての許可・登録の要否) に関するものが9割弱 (617件)。業務規制・行為規制に関するものは1割強 (107件)
- 相談終了済案件 (459件) の内、規制がかからないとの回答をしたものは約 4割、回答期間は概ね 1 週間程度

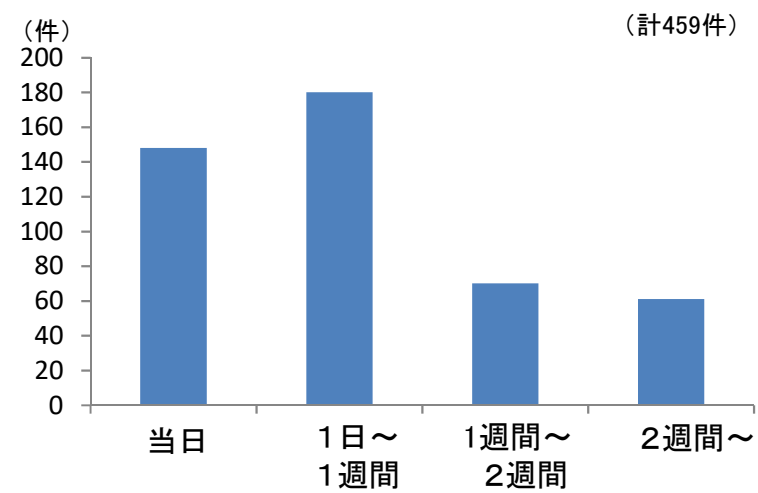
【法令解釈類型別】



【相談終了済案件の内訳】



【相談終了済案件の対応期間】



➡ 平均1週間程度

「FinTechサポートデスク」の設置について（平成27年12月14日公表）

- 「平成27事務年度 金融行政方針」を踏まえ、FinTech(金融・IT融合の動き)を活用した動きが広がりつつあることに着目した新たな取り組みとして、FinTechに関する一元的な相談・情報交換窓口「FinTechサポートデスク」を設置。
- FinTechをはじめとした様々なイノベーションを伴う新たな事業分野を対象に、
 - 具体的な事業・事業計画等に関連する事項をはじめとした様々な点について、幅広く金融面等に関する相談を受付。
 - 一般的な意見・要望・提案等も受け付け、積極的な情報交換・意見交換等を実施。



IT技術の進展が金融業に与える影響を前広に
分析するとともに、金融イノベーションを促進

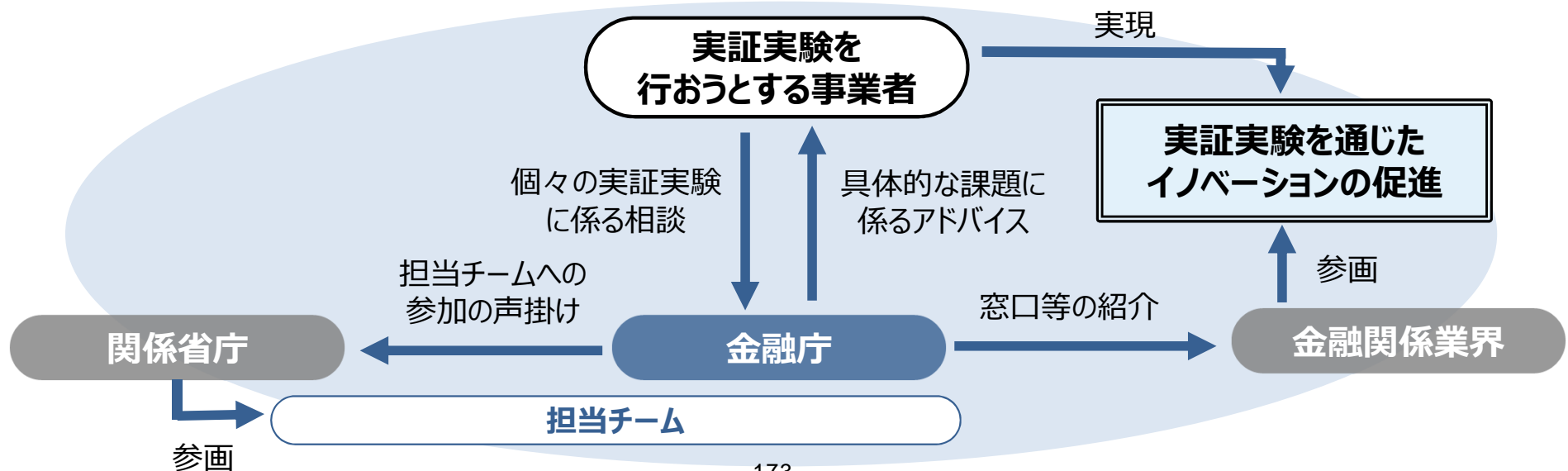
(参考) FinTech実証実験ハブにおける受付状況

(別紙3)

	申込者	実証実験概要	支援決定 公表日	実験期間	実験結果 公表日
1	みずほフィナンシャルグループ 三井住友フィナンシャルグループ 三菱UFJフィナンシャル・グループ デロイトトーマツグループ 等	ブロックチェーン技術を用いて、顧客が、ある金融機関において行った本人確認の結果を、他の金融機関との取引にも利用できる仕組みの構築に係る実証実験	2017年 11月2日	2017年11月 ～2018年3月	2018年 7月17日
2	大日本印刷 西日本シティ銀行	顔認証技術を用いて本人確認を実施する機器の実用化に係る実証実験	2018年 3月16日	2018年4月～9月	2018年 10月24日
3	FRONTEO、三菱UFJ銀行 りそな銀行、横浜銀行 SMBC日興証券	人工知能を用いた金融機関のコンプライアンス業務の効率化に向けた実証実験	2018年 5月7日	2018年5月～6月	2018年 8月1日
4	日本通信、群馬銀行 千葉銀行、徳島銀行 マネーフォワード、サイバートラスト	スマートフォンのSIMカードを用いた利用者認証の仕組みに係る実証実験	2018年 5月31日	2018年8月～10月	2019年 1月24日
5	TORANOTEC GMOペイメントゲートウェイ セブン銀行、ポケットチェンジ	買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入することによって、そのまま投資に回せる装置の導入に係る実証実験	2018年 11月8日	実験開始から 3ヶ月程度を予定	—

- ✓ 「未来投資戦略2017」(平成29年6月閣議決定)を踏まえ、金融庁は、フィンテック企業や金融機関が、前例のない実証実験を行おうとする際に抱きがちな躊躇・懸念を払拭するため、平成29年9月21日、「FinTech実証実験ハブ」を開設。

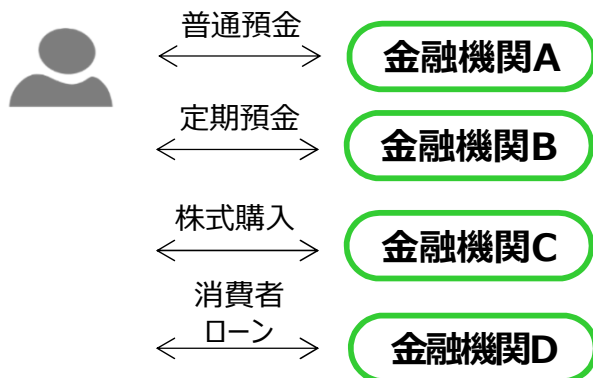
tel : 03-3581-9510
 email : pochub@fsa.go.jp
- ✓ ①明確性、②社会的意義、③革新性、④利用者保護、⑤実験の遂行可能性の観点から、支援の可否を判断。
- ✓ 個々の実験毎に、
 - 金融庁内に担当チームを組成し、必要に応じて関係省庁とも連携し、フィンテック企業や金融機関がイノベーションに向けた実証実験を行うことができるよう、支援。
 - 実験中及び終了後も、継続的にアドバイスを行うなど、一定期間にわたってサポート。



- 3メガ等は、非対面での本人確認の効率化・高度化を目指し、金融機関が共同で本人確認手続を行う仕組みを検討。
- 参加企業は、みずほFG、三井住友FG、三菱UFJFGを中心とする各金融機関、デロイトトーマツグループ。
- 2017年11月から2018年3月まで実証実験を実施。

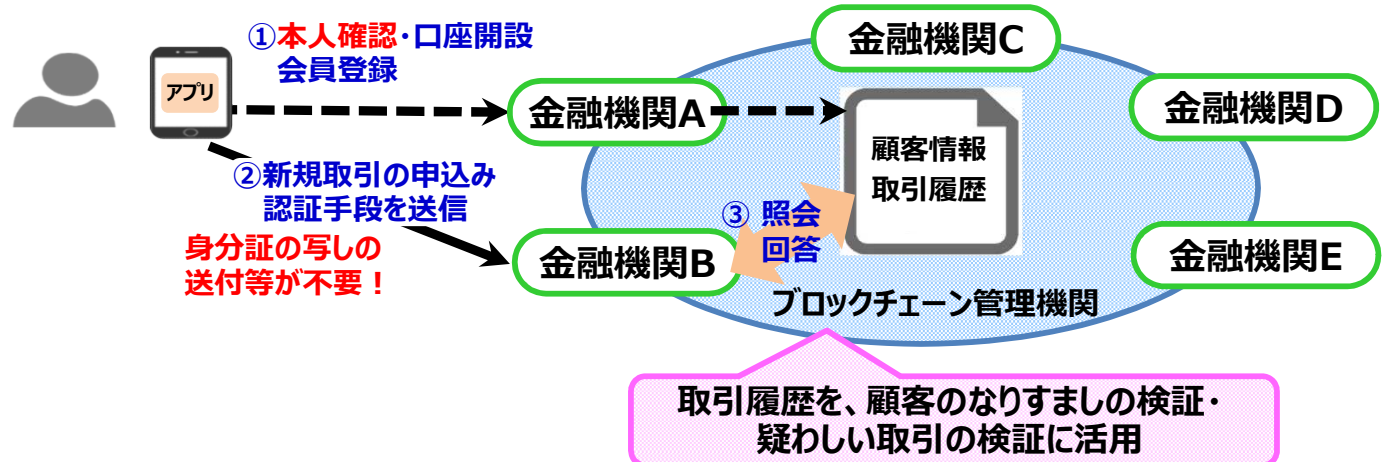
通常の本人確認方法

- ✓ 事業者の店頭での対面確認
- ✓ 身分証の写しの送付・送信
+ 自宅で転送不要郵便の受取



実験概要

いずれかの機関で本人確認済みの顧客は、再度の本人確認が不要となる仕組みを検討



実験結果等

- ブロックチェーン技術を活用した本人確認方法は、今回要件として定義したレベルの本人確認に対して技術的には十分に運用可能であることが確認された。一方で、管理機関の担い手やあり方など業務面における課題や、法的な論点等、様々な課題が存在することも確認された。
- 現在は、全銀協に設置された「AML/CFT態勢高度化研究会」（2018年6月設置）において、本人確認手続に限定せず、マネロン・テロ資金供与対策全般に関する金融機関間での共通化・共有化について検討。

- 顔認証技術を用いて（職員を介さずに）本人確認を行えるキャッシュカード発行機の実用化に向け、実証実験を実施。
- 実験では、複数の異なる環境に上記機器を設置し、顔認証技術を用いた本人確認の信頼性を確認しつつ、顧客の利便性、銀行事務の効率性の向上が図られるか検証。
- 参加企業は、大日本印刷、西日本シティ銀行。
- 2018年4月から9月まで実証実験を実施。

実験概要

① 本人確認（顔認証技術を活用）

- 運転免許証・マイナンバーカードのICチップから顔写真データを読み取り
- 来店者の顔をカメラで撮影
- 顔認証技術で照合（顔の各パーツの位置間隔で照合）

② 口座開設、キャッシュカードの即時発行

※ ICチップから顔写真データを読み取り、機器のみで本人確認を行う方法については、2018年11月に公布・施行された改正犯収法施行規則において認められたが、本実験は、当該施行前に実施されたものであるため、銀行職員による目視での本人確認も併せて行われた。



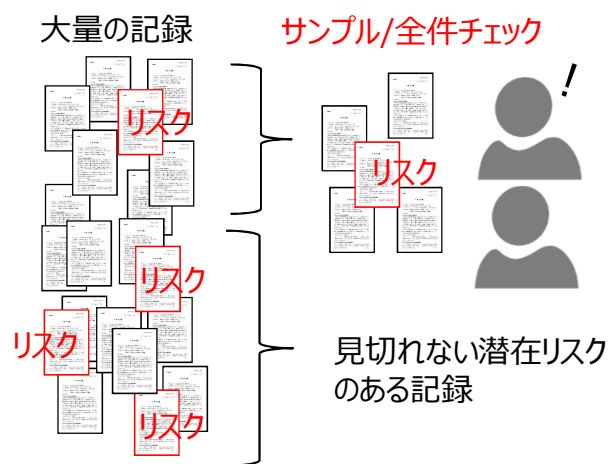
実験結果等

- 年齢性別を問わずほとんどの顧客等が平均2分で機器の操作を完了した。また、本人確認書類の真正性の確認及び顧客の同一性の確認は、機器により問題なく遂行されることを確認した。
- 金融庁では、本人確認方法のデジタル化を認める2018年7月に意見募集が行われた犯収法施行規則の改正案における要件や解釈を、警察庁に確認の上、提供するなどのサポートを実施。
- 今後、こうした新たな本人確認方法の実用化により、¹⁾利用者の利便性や銀行等の生産性の向上が期待される。

- 金融商品販売時において職員の説明内容にコンプライアンス違反がないかのチェック及び応接記録等に含まれる顧客からの苦情等の抽出業務を、AIを活用することで、効率化・高度化できるか検証。
- 参加企業は、FRONTEO、三菱UFJ銀行、りそな銀行、横浜銀行、S M B C日興証券。
- 2018年5月から6月まで実証実験を実施。

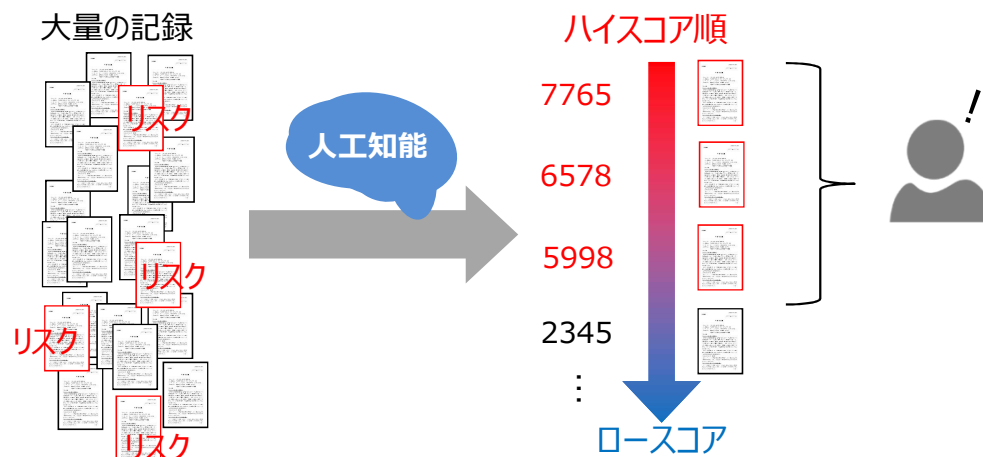
従来の業務フロー

大量の記録の中からサンプルチェック。もしくは時間と手間をかけて全件チェック。



実験概要

AIが全ての記録を解析し、スコアの高い順に記録を並び替える。確認担当者はスコアの高い記録から優先的に確認。優先順位付けの上での確認方法（新方法）と、優先順位付けを行わない確認方法（現行方法）で対照実験を行い、実際にリスクのある記録を検出できた割合や、確認に要する時間を比較。



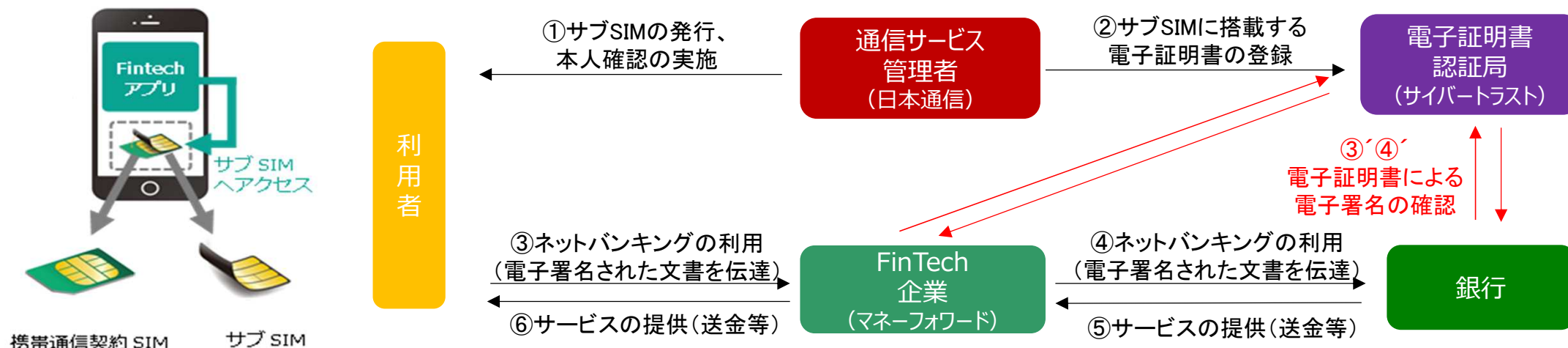
実験結果等

- AIを活用する新方法は、現行方法に比し、同等以上の精度を維持した上で、短時間でより多い確認業務を完了でき、AIの活用が確認業務の効率化・高度化に資する可能性があることが示された。
- 金融庁では、法令・監督指針上、金融機関によるコンプライアンス違反等の確認業務に当たり、AIにより、予めふるいにかけることは、特段問題ないと考えられる旨を整理。
- 今後、金融機関による確認業務にAIを適切に活用することにより、金融機関の業務の生産性向上等が期待される。

- 本実証実験では、利用者が所有するスマートフォンのSIMカードに新たなサブSIMを貼り付け、当該サブSIMに電子証明書を搭載することで、SIMカードをネットバンキングの利用者認証に利用するサービスについて、取引の安全性や利便性の向上等について検証。

* 「SIM」とは、Subscriber Identity Module(加入者識別モジュール)の略であり、SIMカードはICカードの一種。本実証実験では、電子証明書やアプリケーションソフトウェアを格納したチップ(サブSIM)を利用する。

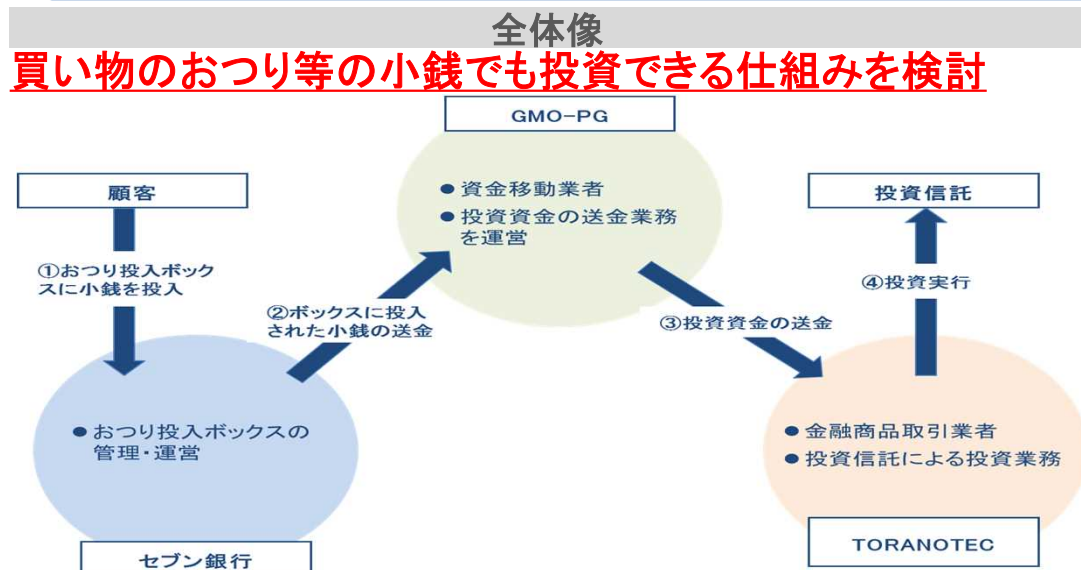
- 参加企業は、日本通信、群馬銀行、千葉銀行、徳島銀行、マネーフォワード、サイバートラスト。
- 2018年8月から10月まで実証実験を実施。



実験結果等

- サブSIMを用いた新たな本人認証方法は、ワンタイムパスワード等を使用する現行方法と同等以上のセキュリティ（取引内容の改ざん防止を含む）を確保しつつも、利便性を損なわずに本人認証等が実現可能であることを確認できた。
- 本人認証方法へのサブSIMの利用は、それが適切に運営されているのであれば、監督指針で示されている「中間者攻撃」や「マン・イン・ザ・ブラウザ攻撃」などの高度化・巧妙化する犯罪手口への対策にかかる着眼点も充足するものと考えられ、本実証実験の手法は、インターネット等の通信手段を利用した非対面取引を行う場合の本人認証の観点で特段の問題はないと考えられる旨を、金融庁から回答。
- 今後、こうした新たな本人認証方法の実現により、金融機関等による、よりセキュリティの高いサービスの実現や利用者の利便性の向上等が期待される。

- 従前「おつり投資」のサービスは、家計簿アプリ等を介してクレジットカードの利用履歴を入手し、各取引ごとにバーチャルなおつりを計算し、合算した金額を月次などの単位で顧客の銀行口座から振り替えて、投資信託等を購入するサービス。
- これに対して、顧客が、小売店等に設置された装置（おつり投入ボックス）に、買い物の際に生じたおつり等の小銭を投入し、そのまま投資に回せるサービス（リアルおつり投資）を適正に遂行できるか検証。
- 参加企業は、TORANOTEC、GMOペイメントゲートウェイ、セブン銀行、ポケットチェンジを予定。
- 実証期間は、実験開始から3ヶ月程度を予定。



金融庁の関わり

- 資金（おつり等）の移動は、資金移動業者のGMO-PGが担うが、顧客との接点は、投信販売のTORANOTECとセブン銀行の管理する装置となり、各種委託関係が生じるため、法令・監督上の問題がないかを検証。
- また、TORANOTECは、投信購入用に預かった資金の分別管理義務を負うが、このサービスでは、顧客の資金（おつり等）が複数の業者を介することから、どの時点で義務が発生すると考えるべきかを検証。



設立趣旨

- フィンテックにより金融サービスが動的に変化していく中、イノベーションの動きを促進していくことが重要。
- フィンテックについての最新トレンド・状況を把握し、今後の金融行政にも役立てていく観点から、**FinTech Innovation Hub**を設置（2018年7月）。

(参考) メンバーは、総合政策課フィンテック室を中心に、企画市場局、総合政策局等の関係幹部・職員の約30名により構成。



活動状況

情報収集機能・イノベーション促進

・「100社ヒアリング」の実施

- － フィンテック企業を中心に、金融機関、ITベンダーなど様々な関係者を訪問し、最新の取組み等について意見交換を実施。
- － AI、ブロックチェーン等の技術面や、資金供与・決済等の金融サービスの特性にも留意し、ヒアリング先を抽出。
- － ヒアリング先企業のニーズ、課題に応じて、当庁の「FinTechサポートデスク」や「実証実験ハブ」といった支援ツールを紹介し、活用を促進。
- － 庁内職員の啓蒙を兼ねたフィードバックの機会創出。（「FinTech Meetup ランチオン」を開催し、有識者との意見交換の場を創出）

フィンテック・ステークホルダーの連携の機会 新たなパブリックコンサルテーションの場の構築

・ フィンテック・サミット2018の開催

(2018年9月)

- － 日本経済新聞社と共催。金融庁主催コンファレンスでは、ブロックチェーンのセッションを充実させ、初めてAIに特化したセッションを設けるなど、未来志向の討論を実施。

・ Meetup with FSAの開催

- － Fintech協会等の協力を得て、フィンテック企業等との双方向のコミュニケーションの場として開催。

[開催実績]

FINOLAB@大手町（2018年8月）、Plug and Play@渋谷（同12月）、Fukuoka Growth Next@博多（2019年1月）、Neutrino@渋谷（同年5月）

決済高度化官民推進会議について

(別紙11)

- 決済業務等の高度化は、経済の発展に大きな影響を及ぼすものであり、フィンテックの動きが進展する中、利用者利便の向上や国際競争力強化の観点から、強力に決済インフラの改革や金融・ITイノベーションに向けた取組を実行していくことが重要。
- 平成27年12月に金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」でとりまとめた報告においても、こうした決済業務等の高度化に向けた取組を官民挙げて実行に移していくための体制の整備が課題とされた。
- 同ワーキング・グループ報告書で示された課題(アクションプラン)の実施状況等をフォローアップし、フィンテックの動きが進展する中で決済業務等の高度化に向けた取組を継続的に進めるため、官民連携してフォロー・意見交換することを目的として、「決済高度化官民推進会議」を設置。

メンバー

令和元年6月24日時点

座長

森下 哲朗 上智大学法科大学院教授

メンバー

市川 卓 (株)ジェーシービー総合企画部 部長
岩原 紳作 早稲田大学大学院法務研究科教授
内田 貴和 三井物産(株)代表取締役専務執行役員CFO
内田 満夫 全国信用協同組合連合会システム業務部長
翁 百合 (株)日本総合研究所理事長
加藤 正敏 日本商工会議所中小企業振興部長
小池 信夫 (公財)金融情報システムセンター企画部長
河野 康子 (一財)日本消費者協会理事
五來 雄二 (株)常陽銀行常務取締役
瀧 俊雄 (一社)電子決済等代行業者協会代表理事
長楽 高志 (一社)日本資金決済業協会専務理事
戸村 肇 早稲田大学政治経済学術院准教授

鳥海 巖 (一社)国際銀行協会事務局次長
中谷 昇 ヤフー(株)執行役員 兼 政策企画統括本部長
萩原 攻太郎 (一社)全国銀行協会企画委員長((株)三井住友銀行常務執行役員)
服部 悟 (株)名古屋銀行常務取締役
浜 俊明 富士通リース(株)社長補佐 兼 財務部長
林 和久 イオンアイビス(株)ビジネスサービス本部AS業務部長
前川 秀幸 多摩信用金庫常勤理事
牧野 秀生 花王(株)会計財務部門管理部長
宮澤 一洋 ウェルネット(株)代表取締役社長
山上 聰 (株)NTTデータ経営研究所研究理事グローバル金融ビジネスユニット長
與口 真三 (一社)日本クレジット協会理事事務局長

オブザーバー

臼井 智博 日本銀行決済機構局決済システム課長
中澤 亨 財務省大臣官房信用機構課長
福本 拓也 経済産業省経済産業政策局産業資金課長

開催状況

第1回会合(平成28年6月8日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)

第2回会合(平成29年1月11日)

全銀協における取組状況(全銀協)、XML・金融EDIに関する取組(経産省)、
情報セキュリティに関する取組(FISC)

第3回会合(平成29年6月21日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)、中小企業のフィンテック対応・活用
に関する提言(日本商工会議所)、情報セキュリティに関する取組(FISC)、FinTech
ビジョン(経産省)、外為報告及び非居住者円送金の見直し(財務省)

第4回会合(平成29年12月20日)

全銀協における取組状況(全銀協)、共通EDIに関する中小企業庁の取組(中企庁)、
外為報告の合理化の対応状況(財務省)、情報セキュリティに関する取組(FISC)

第5回会合(平成30年6月11日)

全銀協における取組状況(全銀協)、商流EDIと金融EDIの連携に関する中小企業庁の
取組状況(中企庁)、外為報告の合理化の取組状況(財務省)、情報セキュリティに関する
取組状況(FISC)、オンライン で完結する本人確認の実現に向けた検討状況(事務局)

第6回会合(平成31年1月29日)

事務局説明、全銀協における取組状況(全銀協)、XML電文への移行に関する取組
状況(全銀協、富士通、花王、イオンアイビス)

第7回会合(令和元年6月24日)

全銀協における取組状況(全銀協)、安全対策基準改訂(FISC)、オープンAPIの
利活用の推進(全銀協、電代業協会)、XML電文への移行(中企庁)、金融機関に
おけるキャッシュレス化の推進(みずほ銀行、三井住友銀行、三菱UFJ銀行、りそな銀行、
ゆうちょ銀行、常陽銀行)

オンラインで完結する本人確認方法の検討

背景

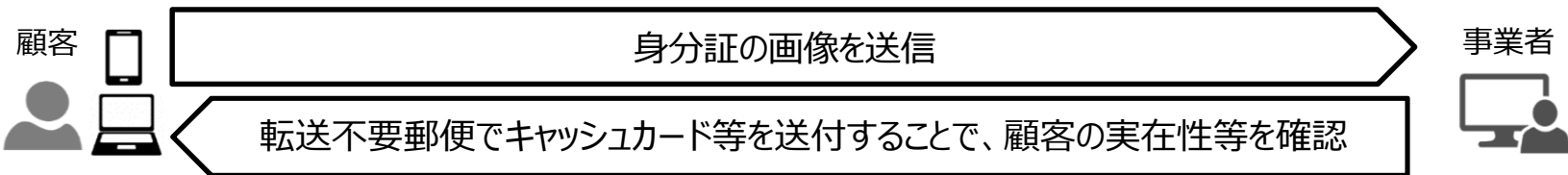
- FinTechに代表される金融・IT融合の動きが世界的規模で進展。
金融業・市場に変革をもたらしつつある。



金融機関等に本人確認義務を課す「犯罪収益移転防止法」では、諸外国のようなオンラインで完結する汎用的な本人確認方法が存在しないとの指摘あり。

現状、非対面での本人確認方法として、金融機関等は、顧客から身分証（写し）の送付を受け、顧客宅にキャッシュカード等の取引関係文書を転送不要郵便にて送付する必要がある。

従来の本人確認方法の例



「未来投資戦略2017」(抄)

- FinTechに対応した効率的な本人確認の方法について検討を進める。

オンラインで完結する新たな本人確認方法

- 規則改正（平成30年11月30日公布・施行（一部は令和2年4月施行））により、オンラインで完結する新たな本人確認方法等を追加。

オンラインで完結する自然人の本人特定事項の確認方法の追加

※下図は概要です。詳細な要件や留意事項は、条文、パブリックコメント結果を参照下さい。また、図中の条項は犯収法施行規則を指します。

1. 本人確認書類の画像+本人の容貌の画像送信 (6条1項1号ホ)



本人確認書類の画像送信 + 本人の容貌の画像送信

※インターネット上のビデオ通話機能を利用した方法も可。



2. ICチップ[°]情報+顧客の容貌の画像送信 (6条1項1号ハ)



本人確認書類のICチップ[°]情報送信 + 本人の容貌の画像送信



3. 銀行等への照会 (6条1項1号ト(1))



本人確認書類の画像又はICチップ[°]情報送信

銀行等



銀行等に顧客情報を照会



4. 顧客名義口座への少額振込 (6条1項1号ト(2))



本人確認書類の画像又はICチップ[°]情報送信

顧客名義口座に少額振込

インターネットバンキングの取引明細画面の画像送信



2016年、2017年に引き続き、日本経済新聞社との共催で開催。金融庁主催コンファレンスにおいては、ブロックチェーンのセッションを充実させ、初めて人工知能に特化したセッションを設けるなど、未来志向の討論を実施。

【Programme】 [金融庁シンポジウム (9月27日)] (*:moderator)

- **Opening Remarks [開会の辞]**
越智隆雄 (内閣府副大臣)

Session I: Blockchain X-border talk among regulators [当局者セッション] How the regulatory community is Coping with new technologies

水口純* (金融庁審議官), Morten Linnemann Bech (国際決済銀行CPMI事務局長), James Chapman (カナダ中銀上席研究員), Roy Teo (星MAS), Nigel Jenkinson (IMF), 山岡浩巳 (日本銀行決済機構局長), Léonard Bôle (スイスFINMA理事), 相原寛史 (MUFGデジタル企画部部長)



Session IV: RegTech and SupTech [レグテック] Creating a new regulatory ecosystem via new technologies

佐々木清隆* (金融庁総合政策局長), Eric Burger (米ジョージタウン大学教授), Beju Shah (英中銀政策ヘッド), Clark Frogley (米IBM), 岩田太地 (NECフィテック室長), John Price (豪ASIC理事)



Session II: Blockchain X-border talk with the tech community [技術セッション]

崎村夏彦* (野村総合研究所上席研究員), 松尾真一郎 (米ジョージタウン大学教授), 鈴木茂哉 (慶應義塾大学特任准教授), Adam Back (米Blockstream CEO), Pindar Wong (香港Verifi Chairman)

Session V: What's Next? Part 1 [人工知能] Artificial Intelligence for the financial industry

Martin Arnold* (Financial Times), David Beardmore (英Open Data Institute上席部長), 副島豊 (日本銀行FinTechセンター長), 藤巻遼平 (dotDATA CEO), 谷崎勝教 (SMFG執行役専務), Antonio Valderrabanos (西Bitext CEO)



Session III: Special Fireside Chat “J-Fintech and Society 5.0” [決済高度化] Facilitating better payments and beyond

森下哲朗* (上智大学教授), 翁百合 (日本総合研究所理事長), 山上聰 (NTT Data経営研究所マネージングディレクター), 長稔也 (日立製作所チーフエバンジェリスト), 伊藤千恵 (電通国際情報サービス部長), 柏木英一 (じぶん銀行代表取締役), 丸山弘毅 (FinTech協会代表理事), 山田大介 (みずほFG専務執行役員)



Session VI: What's Next? Part 2 [保険テック] InsurTech – Is this the last fintech frontier in the industry?

河合美宏* (京都大学教授), 畑加寿也 (justInCase CEO), Wayne Xu (中ZhongAn International President), Frank Eijsink (蘭NN Life Insurance Company日本代表), Tang Loac (仏P2P Protect President), 檜崎浩一 (Sompoホールディングス常務執行役員), 岡田大 (金融庁信用制度参事官)

- **Closing Remarks [閉会の辞]**
村井英樹 (内閣府大臣政務官)

- 「未来投資戦略2017」を踏まえ開始されたプロジェクト。ブロックチェーン技術の活用可能性と課題に着目した研究課題を設定。研究成果を金融庁主催の国際会議体である「ブロックチェーン・ラウンドテーブル」において、海外の当局、大学、企業等の暗号、セキュリティの専門家等との議論を深めてきた。
- 研究の第1段階（2018年度）として「セキュリティ」、「技術の脆弱性」に焦点。第2段階（2019年度）として「匿名性・追跡可能性」に焦点。今後は、分散型金融システムのガバナンスの研究等、G20の議論とも歩調を合わせた研究を実施。

パブリック・ブロックチェーン・エコシステム [例：ビットコイン]

「ビジネス（業）」としての領域（例：資金決済法等）



ビジネス領域

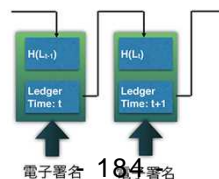
技術領域

技術基盤

内蔵技術

ブロックチェーン

暗号技術（電子署名など）



セキュリティ

- コードの脆弱性、アルゴリズムの堅牢性は誰が検証すべきか。
- 攻撃等が発生した場合に想定される利用者等への影響はどの程度か。また復旧策はあるか。

技術の脆弱性

- 暗号はいずれ陳腐化し破られる（危殆化）。脆弱性への対応策は実行可能であるのか。

匿名性・追跡可能性

- 匿名化技術は発展途上にある中、プライバシー保護と追跡可能性とのバランスを如何に図るべきか。

[今後] ガバナンス体制

- 日本の場合、ビジネス領域について、規制監督などの制度が、ある程度確立されている一方、技術面の脆弱性を含めたエコシステム全体での問題が発生した場合、復旧策の手順等のガバナンスの検討をしていく必要。
- 国際的にも、分散型金融システムのガバナンスの課題について検討していく必要。

ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト

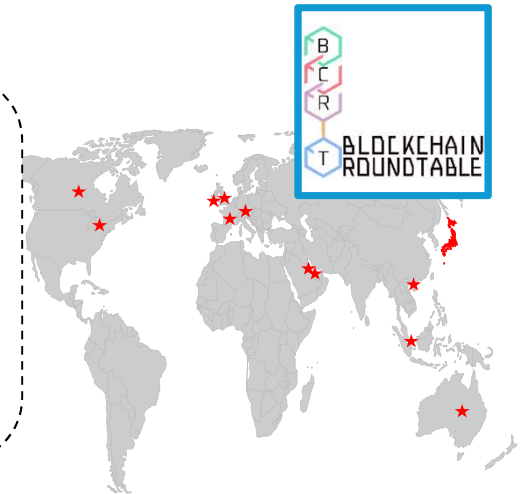
金融庁主催 マルチステークホルダー参加型会議「Blockchain Round Table」の開催

各国の金融当局・研究者等のマルチステークホルダーが参画するブロックチェーンに関する「国際共同研究」プロジェクトを実施。2017年に第1回の準備会合を金融庁で開催。昨年、第2回ラウンドテーブルを金融庁で開催。**第3回会合を2019年3月27日、28日に実施（於：金融庁）。**

第3回の参加者 [招待]

合計16の金融当局、中央銀行、国際機関が参加

- 国内から、**金融庁、財務省、日本銀行、東京大学、京都大学、慶應義塾大学、明治大学、立命館大学**が参加。
- 海外から、**ジョージタウン大学、米国MITメディアラボ、ケンブリッジ大学、FSB、IMF-OAP、OECD、**アブダビFSRA、豪ASIC、独BaFin、仏中銀、仏ACPR、愛財務庁、ドバイFSA、英FCA、香港HKMA、星MASが参加。
- 一部セッションに、**企業側の研究者、開発者**（招待ベース）も参加。



第3回の議論概要

① 暗号資産経済圏における規制とガバナンスの在り方

- ブロックチェーンに基づく分散型金融システムがもたらす機会を十分いかしつつ、想定しうるリスクについて議論。当局者、技術者コミュニティ、開発者、利用者、投資家、アカデミア等を含む全てのステークホルダーによる連携・協力が不可欠という認識を共有。

② 暗号資産を用いたマネーロンダリング問題

- 分散型金融システムのリスクとして、匿名化技術の進展や追跡可能性の欠如の問題について議論。技術者と当局者が協力することによって、技術的に解決できる領域があるという認識を共有。

③ トークンエコノミー

- ブロックチェーンの活用として、トークン化の動向、トークン化とデジタル化の違い、等について、今後の政策上のインプリケーションについて議論。

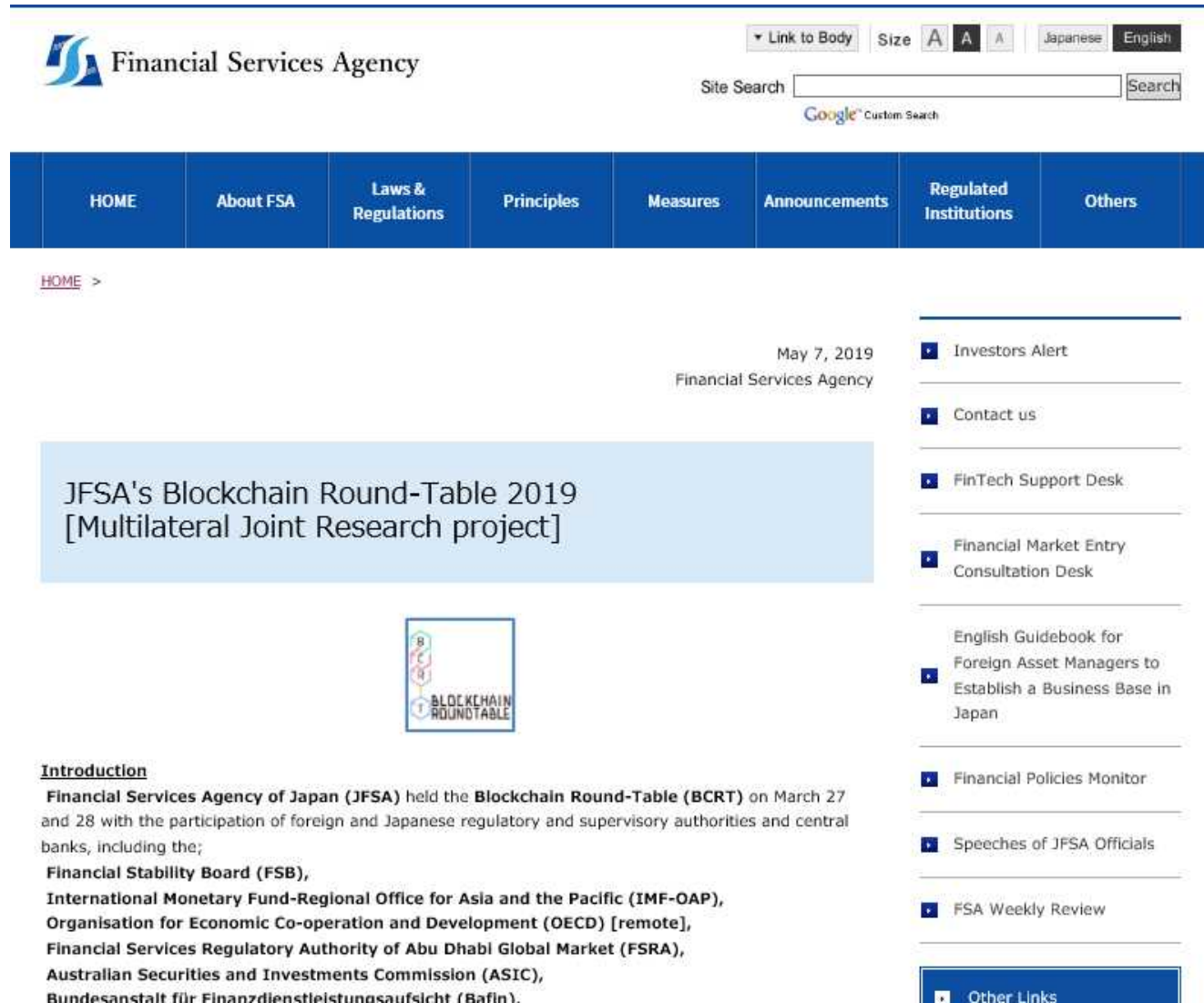
④ ユースケースや当局間の規制比較、各国の規制動向

- 貿易金融や中銀デジタル通貨等でのブロックチェーン技術の活用の動向や、各国の規制のアップデートを共有。

ブロックチェーン「国際共同研究」プロジェクト

金融庁主催マルチステークホルダー参加型会議「Blockchain Round Table」の開催

ハイレベルサマ리를リリース



The screenshot shows the JFSA website interface. At the top, there is a navigation bar with links for HOME, About FSA, Laws & Regulations, Principles, Measures, Announcements, Regulated Institutions, and Others. Below the navigation bar, the main content area features a large blue box with the title "JFSA's Blockchain Round-Table 2019 [Multilateral Joint Research project]". To the right of this box, there is a date "May 7, 2019" and the text "Financial Services Agency". Below the title box, there is a small logo for the Blockchain Round-Table. The right sidebar contains a list of links: Investors Alert, Contact us, FinTech Support Desk, Financial Market Entry Consultation Desk, English Guidebook for Foreign Asset Managers to Establish a Business Base in Japan, Financial Policies Monitor, Speeches of JFSA Officials, FSA Weekly Review, and Other Links.

Introduction

Financial Services Agency of Japan (JFSA) held the **Blockchain Round-Table (BCRT)** on March 27 and 28 with the participation of foreign and Japanese regulatory and supervisory authorities and central banks, including the;

Financial Stability Board (FSB),
International Monetary Fund-Regional Office for Asia and the Pacific (IMF-OAP),
Organisation for Economic Co-operation and Development (OECD) [remote],
Financial Services Regulatory Authority of Abu Dhabi Global Market (FSRA),
Australian Securities and Investments Commission (ASIC),
Bundesanstalt für Finanzdienstleistungsaufsicht (BaFin).

- ▲ JFSA's Blockchain Round-Table 2019 のプレスリリース (2019年5月7日、英語版のみ公表)
 URL : <https://www.fsa.go.jp/en/news/2019/20190327-28.html>

フィンテックに係る協力枠組みの構築

英FCA・星MAS・豪ASIC等、7カ国・8当局との間でフィンテックに係る協力枠組みを構築

協力枠組みの概要

1 フィンテック企業の相互紹介

- 自国のフィンテック企業を相手国当局に紹介



海外進出に際して、
相手国当局からサポートを受けることを可能に

2 フィンテック企業に対する支援の提供

- フィンテック企業の支援に特化した窓口の提供
- 許認可申請前のサポート
- 許認可申請中の手続きの支援や担当職員の紹介 等

3 当局間の情報共有



フィンテック企業の海外展開やイノベーションに向けたチャレンジをサポート

FCA: Financial Conduct Authority (英・金融行為規制機構) 2017年3月
 MAS: Monetary Authority of Singapore (星・金融管理局) 同年3月
 ASIC: Australian Securities & Investments Commission (豪・証券投資委員会) 同年6月
 FSRA: Financial Services Regulatory Authority (アブダビ・金融サービス規制庁) 同年9月

FINMA: Swiss Financial Market Supervisory Authority (瑞・金融市場監督機構) 2018年4月
 DFSA: Dubai Financial Services Authority (ドバイ・金融サービス機構) 同年9月
 ACPR: Autorité de contrôle prudentiel et de résolution (仏・プルーデンス監督・破綻処理庁) 同年11月
 AMF: Autorité des marchés financiers (仏・金融市場庁) 同年11月

第2節 休眠預金等活用法に関する取組み

I 法律の概要（別紙1参照）

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（以下「休眠預金等活用法」という。）が2016年12月に成立、2018年1月より全面施行されている。

金融機関は、最終異動日（最後に入出金等の異動があった日）から10年経過した預金等を「休眠預金」として、通知・公告を行い、預金保険機構に移管する。休眠預金の移管後も、金融機関は、預金者から請求があれば払戻しを行う。

移管された休眠預金のうち内閣府が認可した金額が、指定活用団体（内閣府が指定）に交付され、活用の原資となる。

休眠預金の移管・預金者への返還に係る部分は金融庁の所管であり、活用に係る部分は内閣府の所管である。

II 2018 事務年度取組み

休眠預金等活用法第48条において、「政府は、休眠預金等に係る預金者等の利益を保護しつつ、休眠預金等に係る資金を民間公益活動促進業務に活用するとこの法律の趣旨及び休眠預金等代替金の支払手続等に関する事項その他この法律の内容について、広報活動等を通じて国民に周知を図り、その理解を得るよう努めるものとする。」と規定されていることを踏まえ、引き続き、各種の広報活動に取り組んだ。

具体的には、休眠預金等活用法の趣旨や移管された休眠預金等についても預金者等が返還請求を行えること等について国民に周知を図るため、預貯金者の方などのためのQ&Aを拡充し、金融庁ウェブサイトに掲載したほか、政府広報としてテレビ番組の放映等を行った。

また、2019事務年度に制度が本格的にスタートすることを踏まえ、休眠預金等活用法に基づく関係法令の整備等を行った。

民間公益活動を促進するための 休眠預金等に係る資金の活用に関する法律 概要

1 法律の背景

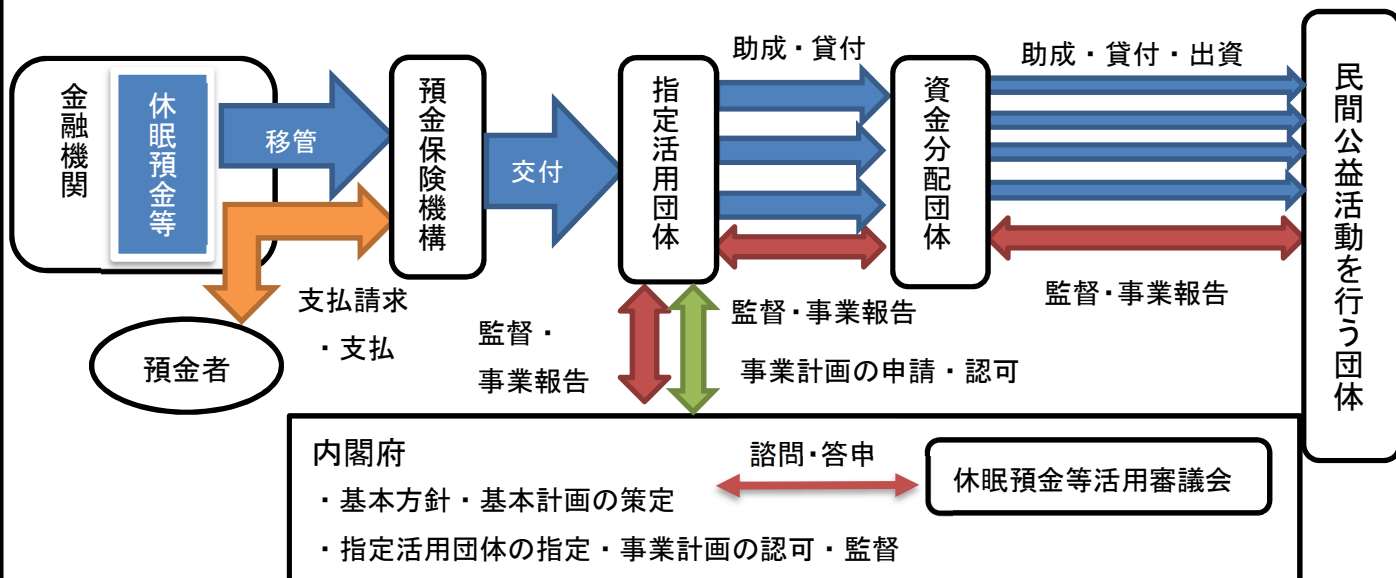
- 休眠預金等：預金者等が名乗りを上げないまま、10年間放置された預金等
⇒毎年1,200億円程度発生（その後500億円程度が払戻し）（平成26～28年度）
- 預金等の性質（①銀行等が公共的役割を果たすための原資、②預金保険制度等による公的資金の活用も想定、③広く国民一般が利用）に鑑みると、預金者等に払い戻す努力を尽くした上で、社会全体への波及効果の大きい民間公益活動の促進に活用することで休眠預金等を広く国民一般に還元すべき。

2 法律の概要

①休眠預金等の活用に関する基本理念等【第16条・第17条】

- 休眠預金等を、民間公益活動（人口の減少、高齢化の進展等の経済社会情勢の急速な変化が見込まれる中で国及び地方公共団体が対応することが困難な社会の諸課題の解決を図ることを目的として民間の団体が行う公益に資する活動（①子ども及び若者の支援、②日常生活等を営む上で困難を有する者の支援、③地域活性化等の支援の3分野に係る活動）であって、これが成果を収めることにより国民一般の利益の一層の増進に資することとなるもの）の促進に活用
- 民間公益活動の自立した担い手の育成及び民間公益活動に係る資金を調達することができる環境の整備を促進する。
- 預金者等の預金等を原資とするものであることに留意し、多様な意見が適切に反映されるように配慮するとともに、その活用の透明性の確保を図る。
- 大都市その他特定の地域に集中することのないよう配慮する。
- 複数年度にわたる民間公益活動に対する助成等、社会の諸課題を解決するための革新的な手法の開発を促進するための成果に係る目標に着目した助成等その他の効果的な活用の方法を選択することにより、民間の団体の創意と工夫が十分に発揮されるように配慮する。
- 宗教団体、政治団体、暴力団等は活用対象から除外

②休眠預金等の移管・管理・活用の仕組み【第2章第1節（第3条～第8条）並びに第3章第2節（第18条・第19条）、第3節（第20条～第34条）及び第4節（第35条～第41条）】



- 預金者等であった者は、預金保険機構（委託を受けた金融機関）に対し、申出に基づき休眠預金等代替金（元本+利子相当額）の支払を請求することができる。【第7条第2項】

第5章 審議会等の活動状況

第1節 金融審議会

I 金融審議会の構成（別紙1～2参照）

II 2018事務年度の開催実績

1. 総会・金融分科会合同会合

（1）第40回総会・第28回金融分科会合同会合（2018年10月17日開催）（別紙3参照）

（2）第41回総会・第29回金融分科会合同会合（2019年3月4日開催）（別紙4参照）

2. ワーキング・グループ等

（1）金融制度スタディ・グループ（平成30事務年度）

開催実績：2018年9月以降、12回にわたり、開催。

メンバー：（別紙5参照）

報告書：

- ・「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」（2019年1月16日公表）（別紙6参照）
- ・「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告〈基本的な考え方〉」（令和元年7月26日公表）（別紙7参照）

（2）市場ワーキング・グループ

開催実績：2018年9月以降、12回にわたり、開催。

メンバー：（別紙8参照）

報告書：

- ・「直接金融市場に関する現行規制の点検」（2018年12月27日公表）（別紙9参照）
- ・金融審議会 市場ワーキング・グループ報告書「高齢社会における資産形成・管理」（2019年6月3日公表）（別紙10～11参照）

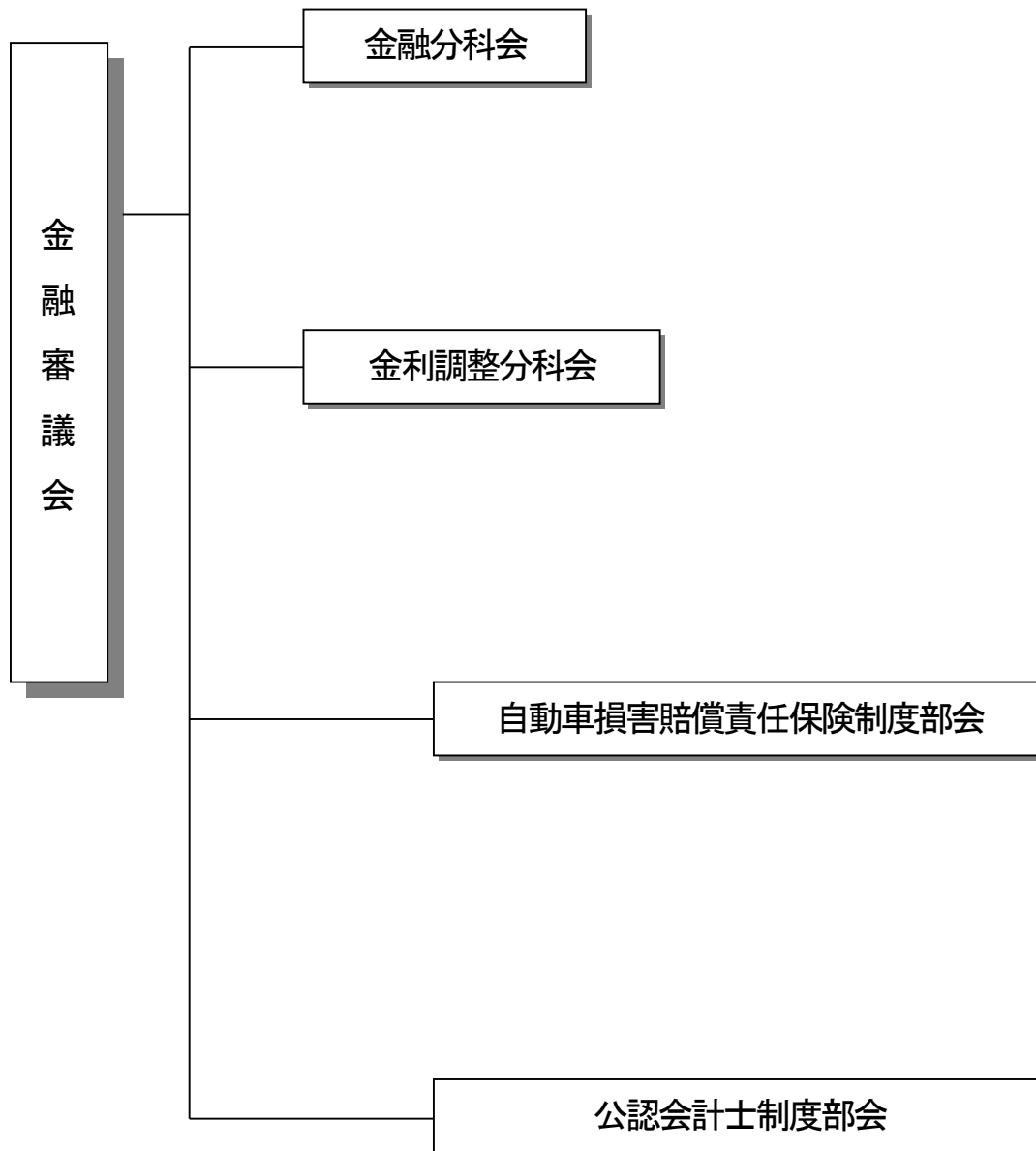
※本報告書は金融審議会総会の議題とはなっていない。

（3）市場構造専門グループ

開催実績：2019年5月以降、2回にわたり、開催。

メンバー：（別紙12参照）

金融審議会の構成



金融審議会委員名簿

平成31年3月4日現在

会 長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
委 員	秋池 玲子	ボストン コンサルティング グループ シニア・パートナー&マネージング・ディレクター
	伊藤 元重	学習院大学国際社会科学部教授
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	沖野 眞巳	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	川口 恭弘	同志社大学法学部教授
	川島 千裕	日本労働組合総連合会総合政策局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	河野 康子	一般財団法人日本消費者協会理事
	小林 いずみ	経済同友会副代表幹事
	佐々木 百合	明治学院大学経済学部教授
	志賀 俊之	株式会社INCJ代表取締役会長(CEO) 日産自動車株式会社取締役
	原田 喜美枝	中央大学商学部教授
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	山本 和彦	一橋大学大学院法学研究科教授
	山本 眞弓	弁護士(銀座新明和法律事務所)
	家森 信善	神戸大学経済経営研究所教授

[計18名]

(敬称略・五十音順)

第 40 回金融審議会総会・第 28 回金融分科会 議事次第

日時：平成 30 年 10 月 17 日（水） 9：30～11：00

場所：中央合同庁舎 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室

1. 開会

2. 政務挨拶

3. 諮問事項に対する報告

「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告

4. 事務局説明

(1) 金融審議会関係

「金融制度スタディ・グループ」中間整理・審議状況

「市場ワーキング・グループ」審議状況

(2) 金融行政のこれまでの実践と今後の方針

5. 討議

6. 閉会

第 41 回金融審議会総会・第 29 回金融分科会 議事次第

日時：平成 31 年 3 月 4 日（月）14：30～16：00

場所：中央合同庁舎 7 号館 13 階 共用第 1 特別会議室

1. 開会

2. 政務挨拶

3. 委員の紹介、会長の互選等

4. 事務局説明

(1) 諮問事項に対する報告等

「金融制度スタディ・グループ」報告・審議状況

「市場ワーキング・グループ」報告・審議状況

(2) 「仮想通貨交換業等に関する研究会」報告書

5. 討議

6. 閉会

金融審議会「金融制度スタディ・グループ」メンバー等名簿

2019年7月26日現在

座長	岩原 紳作	早稲田大学大学院法務研究科教授
メンバー	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授
	植田 健一	東京大学経済学部准教授 (公共政策学連携研究部兼経済学研究科)
	大野 英昭	アクセンチュア株式会社特別顧問
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長
	加毛 明	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授
	後藤 元	東京大学大学院法学政治学研究科教授
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)
	田中 正明	日本ペイントホールディングス株式会社代表取締役会長
	戸村 肇	早稲田大学政治経済学術院准教授
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授
	船津 浩司	同志社大学法学部教授
	松井 秀征	立教大学法学部法学科教授
森下 哲朗	上智大学法科大学院教授	
オブザーバー	国際銀行協会 新経済連盟 生命保険協会 全国銀行協会 日本クレジット協会 日本資金決済業協会 日本損害保険協会 Fintech協会 日本証券業協会 個人情報保護委員会 消費者庁 法務省 財務省 経済産業省 日本銀行	

(敬称略・五十音順)

金融制度スタディ・グループ「金融機関による情報の利活用に係る制度整備についての報告」の概要

背景

- 近年、情報通信技術の飛躍的な発展等を背景に情報の利活用が社会的に進展。一般事業会社、フィンテック事業者、伝統的な金融機関のいずれの主体であれ、情報の利活用に取り組んでいくことは自然な流れ。
- こうした動きが拡大していく中で留意すべき点として、(1) 情報に関連するルールのあり方、(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方、が考えられる。

(1) 情報に関連するルールのあり方

- 情報の適切な取扱いの確保は金融分野において重要。
- スタディ・グループにおいても、様々な意見。
 - 情報の利活用の社会的な進展を踏まえ、個人情報保護の観点からルールの再検討を行うことが必要ではないか
 - 情報に関連するルールを考える際には、情報の保護と利活用との両立を一層図っていく観点が重要ではないか
- 他方、この問題は必ずしも金融分野に限定されるものではなく、**分野横断的な検討が必要**。



- 情報の利活用の社会的な進展の今後の状況も踏まえつつ、**関係者において、適切な対応が進められていくことを期待**。

(2) 情報の利活用の社会的な進展を踏まえた伝統的な金融機関の業務範囲規制のあり方

- 利用者から情報の提供を受けて、それを保管・分析し、自らの業務に活用する、さらには（必要に応じ当該利用者の同意を得た上で）第三者に提供する、といったことが今日の経済社会において広く一般的に行われるようになってきている。**業務範囲に関して厳格な制限が存在する銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等^(注1)についても、社会全体の変化に適切に対応していく環境を整備するため、業務範囲規制について見直しの検討を行うことが適当。**

（注1）業務範囲に関して厳格な制限が存在する他の業者として、例えば、投資運用業者がある。

- ただし、例えば銀行の業務範囲規制の検討は、①利益相反取引の防止、②優越的地位の濫用の防止、③他業リスクの排除、といった規制の趣旨を踏まえつつ、監督の実効性等にも配慮しながら進めていく必要。



- **銀行、保険会社、第一種金融商品取引業者等（本体）**について、さしあたりは、**保有する情報を第三者に提供する業務であって本業に何らかの形で関連するものを営むことを認めることが適当**。
- また、銀行、第一種金融商品取引業者等と異なり、情報の利活用に関する業務を幅広く営むことが可能な子会社の保有が認められていない**保険会社**について、保険業の高度化や利用者利便の向上を図る観点からも、**銀行業高度化等会社^(注2)に相当する会社を子会社として保有することを認めることが適当**。

（注2）情報通信技術その他の技術を活用した、銀行業の高度化・利用者利便の向上に資する（と見込まれる）業務を営む会社。なお、第一種金融商品取引業者及び投資運用業者については、保有可能な子会社の範囲に関する制限がそもそも存在しないため、現行制度の下でも、銀行業高度化等会社に相当する会社を子会社として保有することが可能。

- （情報の利活用に係るもの以外の）業務範囲規制のあり方については、機能別・横断的な金融規制全体の検討の中で引き続き検討。

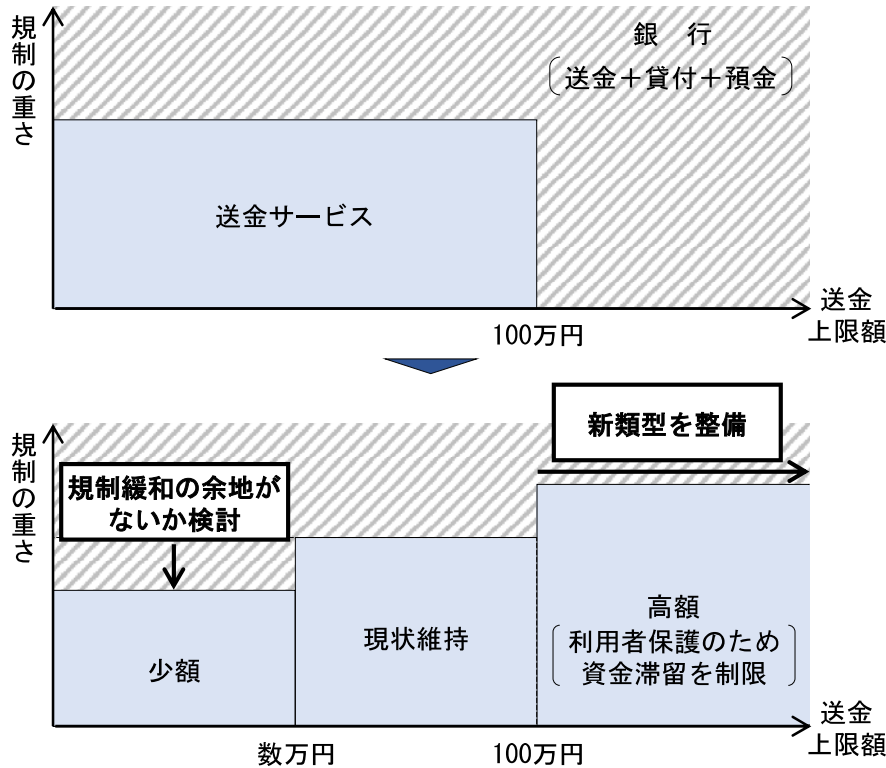
金融審議会 金融制度スタディ・グループ

「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告 《基本的な考え方》

(2019年7月26日公表) の主要内容

決済法制

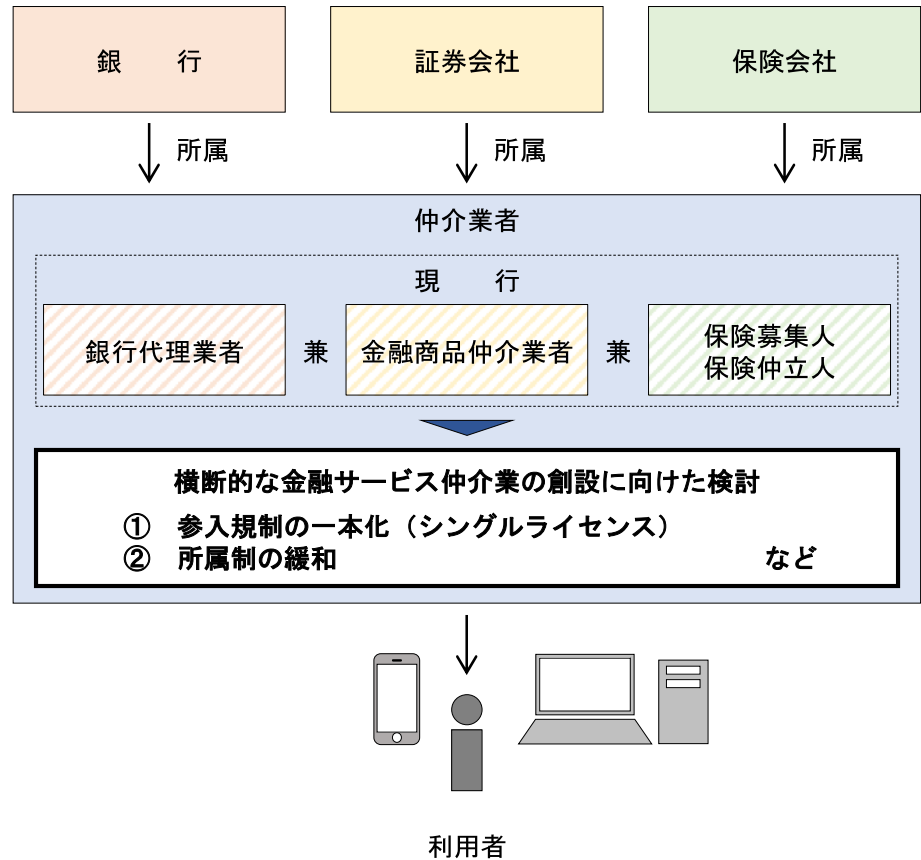
- 現行の送金サービスは、100万円以下のみ送金可能。
- ⇒ 必要な利用者保護を図ることを前提に、①100万円超を送金可能な新類型の整備、②少額送金のみ扱う事業者の規制緩和、を検討。



※ このほか、①前払式支払手段、②収納代行、③ポストペイサービスへの対応のあり方、等について検討。

金融サービス仲介法制

- 現行の金融サービス仲介は、①業態ごとの規制、②所属金融機関からの指導に対応する必要(所属制)。
- ⇒ 銀行/証券/保険それぞれの商品特性に応じた規制は維持しつつ、参入規制の一本化や所属制の緩和を図る。



「市場ワーキング・グループ」メンバー名簿

令和元年6月3日現在

座 長 委 員	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	
	池尾 和人	立正大学経済学部教授	
	上田 亮子	株式会社日本投資環境研究所主任研究員	
	上柳 敏郎	弁護士（東京駿河台法律事務所）	
	鹿毛 雄二	ブラックストーン・グループ・ジャパン株式会社特別顧問	
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授	
	神戸 孝	FP アソシエイツ&コンサルティング株式会社代表取締役	
	黒沼 悦郎	早稲田大学法学学術院教授	
	駒村 康平	慶應義塾大学経済学部教授	
	島田 知保	専門誌「投資信託事情」発行人兼編集長	
	高田 創	みずほ総合研究所副理事長エグゼクティブエコノミスト	
	竹川 美奈子	LIFE MAP, LLC 代表	
	佃 秀昭	株式会社企業統治推進機構代表取締役社長	
	永沢 裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人	
	中野 晴啓	セゾン投信株式会社代表取締役社長	
	野尻 哲史	合同会社フィンウエル研究所代表	
	野村 亜紀子	野村資本市場研究所研究部長	
	林田 晃雄	読売新聞東京本社論説副委員長	
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授	
宮本 勝弘	日本製鉄株式会社代表取締役副社長		
オブザーバー	消費者庁	財務省	厚生労働省
	国土交通省	日本銀行	日本取引所グループ
	日本証券業協会	投資信託協会	日本投資顧問業協会
	信託協会	全国銀行協会	国際銀行協会
	生命保険協会	(敬称略・五十音順)	

金融審議会 市場ワーキング・グループ
「直接金融市場に関する現行規制の点検」について

平成 30 年 12 月 27 日

本報告は、直接金融市場における現行規制の点検事項について、本ワーキング・グループが審議した結果を取りまとめたものである。本報告に示された考え方を踏まえ、当局および関係者において、適切な制度整備が進められることを望みたい。

1. 契約締結前交付書面等の見直し

金融商品取引業者等は、契約の締結前に、業者の商号や契約の概要、手数料、リスク等を記載した書面をあらかじめ交付する必要がある。一方で、契約の締結前1年以内に同種内容の契約に関する本書面を交付している場合等、投資者の保護に支障を生ずることがない一部の場合には、交付の義務が免除されている。

このような規制を前提として、証券会社においては、交付漏れを防止しつつ円滑な受注を確保する実務上のニーズから、上場有価証券等に関する本書面を冊子にまとめ、すべての顧客に対し毎年1回交付する実務運用が存在しているが、顧客にとって必ずしも有益な情報提供の方法となっていない、との指摘がある。

このため、顧客に対して重要情報を提供するという趣旨を損なうことなく、顧客利便や環境への配慮等の観点から本書面交付の合理化・効率化を図るとともに、複雑な商品等については顧客本位の説明等が確保されるようにすることが適当である。

併せて、本書面や広告等の記載事項や方法を工夫し、より認識・理解しやすいものにするなど、情報技術の進展等に対応した顧客への情報提供のあり方について、市場関係者と連携しながら検討していくことが望まれる。

2. 犯則調査における証拠収集・分析手続

近年の情報技術の進展等により、犯則調査において電磁的記録（例えば、パソコン接続サーバに保管されているデータ）等の証拠収集・分析を行う必要性が高まっている。

しかし、金融商品取引法には、刑事訴訟法や国税通則法等に導入されている電磁

的記録に係る差押え等の規定が整備されておらず、現在は、証券取引等監視委員会
が押収物たるパソコン等の外部にある電磁的記録の取得等を行う場合、任意の協力を
を求めるしかない状態となっている。

従って、犯則調査における証拠収集・分析手続について、他法令の規定等を参考
としつつ、金融商品取引法に必要な規定を整備することが適当である。

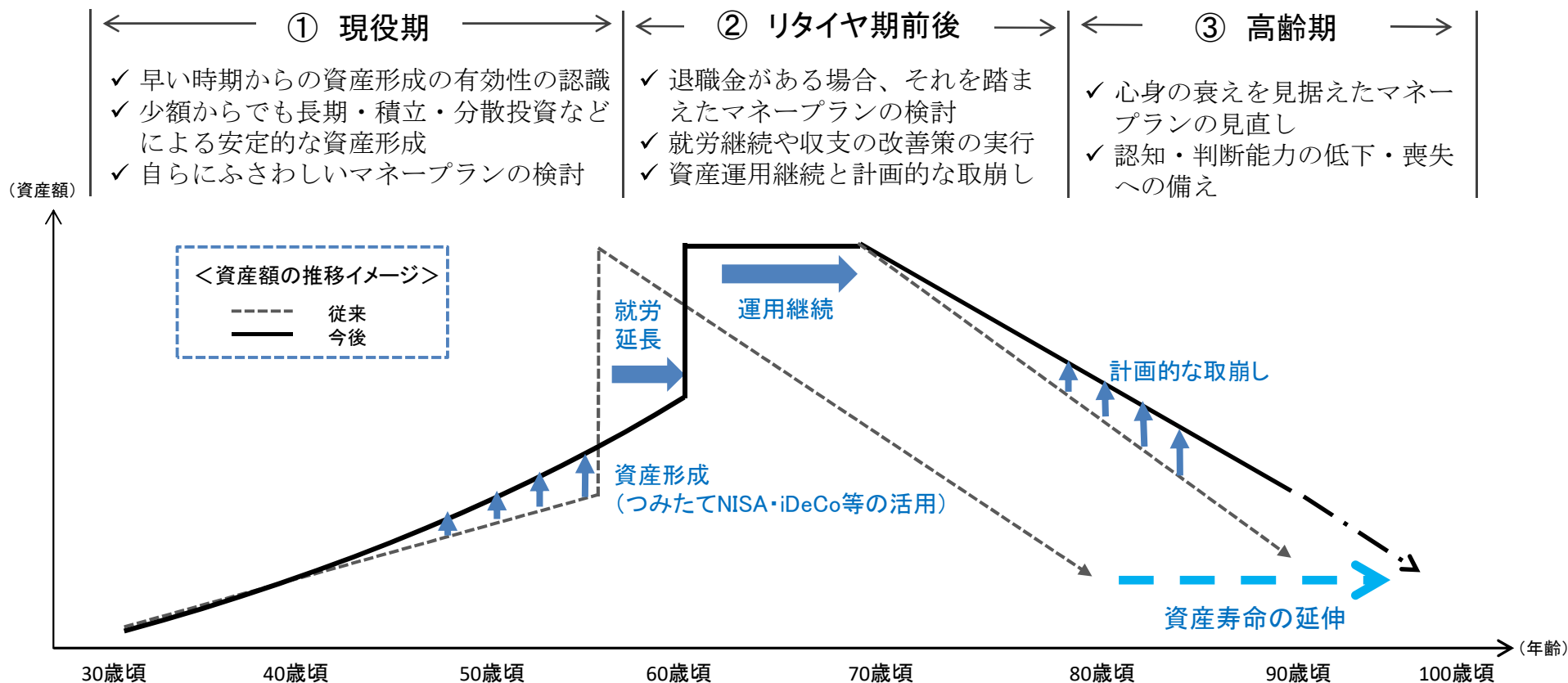
3. 非清算店頭デリバティブ取引の証拠金規制

G20 カンヌ・サミット（平成 23 年 11 月）において、店頭デリバティブ取引のう
ち清算機関を通じて決済されない取引（非清算店頭デリバティブ取引）に関し、取
引当事者間で証拠金（担保）の授受を行うことを義務付ける規制の導入が合意され
た。これを受けて、我が国においても平成 28 年 9 月に同証拠金規制が導入されたと
ころであり、平成 32 年 9 月以降は同規制の適用対象が地銀・保険会社等にも広がる
見込みとなっている。

同証拠金規制においては、受領した当初証拠金について、相手側破たん時に即時
利用が可能な状態で分別管理することが求められているが、一方で、我が国の現行
法制の下では、クロスボーダー取引で慣行となっている質権構成による当初証拠金
の授受を行う場合、担保提供者に会社更生法が適用されると、担保受領者による実
行が制限されるリスク（会社更生法リスク）があり、その即時利用が必ずしも確保
されていないとの指摘がある。

そのため、決済における安定性を確保する観点から、関係法令において、国際慣
行に即した証拠金授受を一括清算の対象とするため必要な規定を整備することが適
当である。

ライフステージ別の留意点



資産寿命を延ばす顧客の行動をサポートするため、金融サービス提供者に求められる対応

- ・ 顧客本位の業務運営(顧客にふさわしいサービスの提供、手数料の明確化、分かりやすい説明等)
- ・ 持続可能なサービス(サービスに見合った適切な対価の設定と説明)
- ・ 「自助」充実のニーズ増に応じた資産形成・管理やコンサルティング機能の強化

等

行政や業界団体などによる環境整備(資産形成制度の充実、高齢顧客保護など)

金融審議会市場ワーキング・グループ報告書
「高齢社会における資産形成・管理」
資料

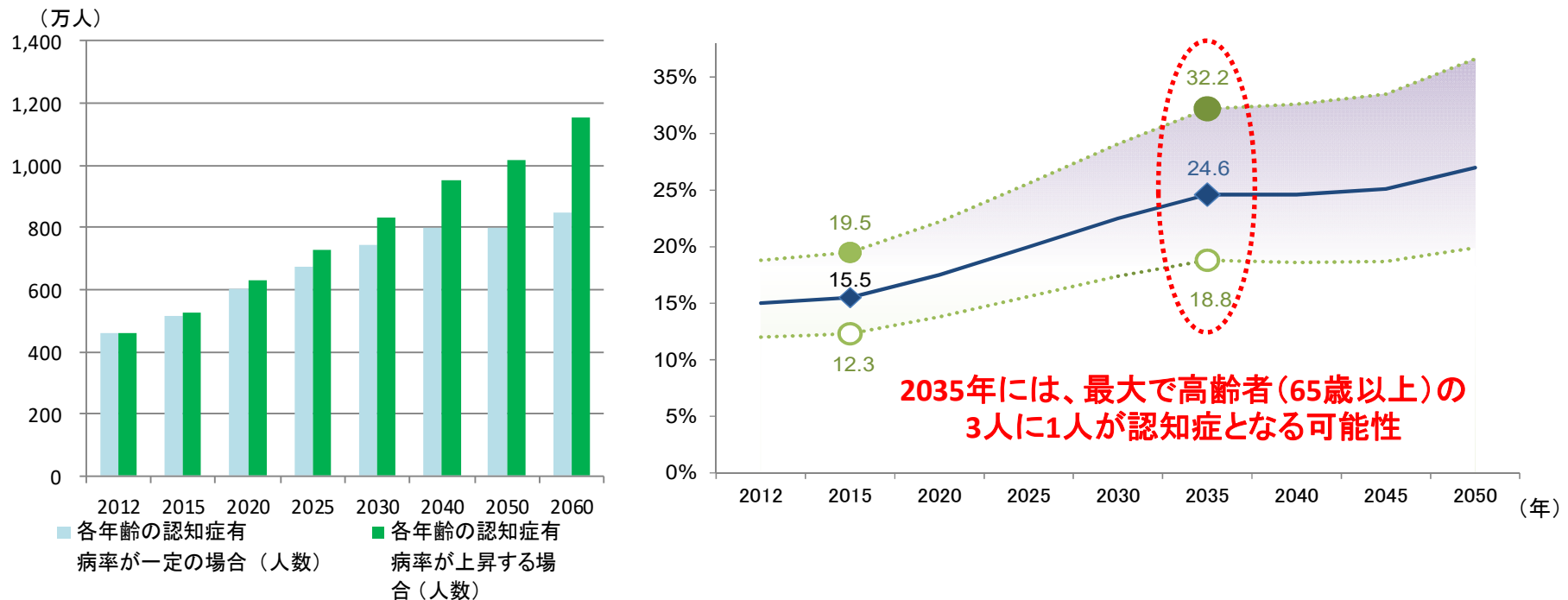
令和元年6月3日
金融庁



認知症の人の増加①

- 認知症の人は、2030年に830万人(人口の7%)、2060年に1,154万人(同12%)まで増加する可能性。
- 認知症の有病率が上昇する場合、最大で高齢者の3人に1人が認知症になる可能性。

65歳以上の認知症の人の推定者と推定有病率



(注)有病率は、各年齢の認知症有病率が上昇する場合の比率。破線間は95%信頼区間を示す。

(資料)「日本における認知症の高齢者人口の将来推計に関する研究」(平成26年度厚生労働科学研究費補助金特別研究事業 九州大学二宮教授)

(出典)みずほ総合研究所「高齢社会と金融～高齢社会と多様化するニーズに金融機関はどう対応するか～」より、抜粋

認知症の人の増加②

- 認知能力の低下により、金融機関が顧客の認知能力に問題があると判断した場合、顧客保護の観点から金融サービスに一定の制限がかけられることがある。
- 成年後見開始後は、家庭裁判所が被後見人の状況を勘案して判断することとなるが、有価証券については保有を継続するか、現金化が推奨される例が見られる。

認知能力が衰えたことによる 金融サービスの制限

顧客の認知能力に問題があると判断した場合の金融機関の対応例

- 新規契約の停止(有価証券の売買等)
- 既存契約の解除(信用取引、FX取引等)
- 本人のみによる預貯金口座の引き出しの停止

後見開始時に保有していた 有価証券の取扱い

Q7 預貯金の管理

預貯金の管理については、何を注意したらよいのでしょうか？

A ご本人の預貯金については、基本的に次のことに注意してください。

- ① ご本人の名義で管理すること。
- ② 預貯金の口座は、管理しやすいようにできる限り整理すること。
- ③ 安全確実な管理を心がけること。

3 ご本人の財産管理は、安全確実であることが基本であり、投機的な運用は絶対に避けてください。「利回りが良いから」といって、ご本人の預貯金を用いて株や元本割れの可能性のある金融商品等を購入することは許されません。

万が一、損害が発生した場合は、後見人が弁償することはもちろん、後見人を解任される可能性もあります。

出典：地方家庭裁判所成年後見人Q&Aより抜粋

成年後見制度利用促進基本計画の概要

基本計画について

- (1) 成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号)に基づき、成年後見制度の利用促進に関する施策の総合的・計画的な推進を図るために策定。
 - (2) 計画の対象期間は概ね5年を念頭(平成29年度～33年度)。
 - (3) 国・地方公共団体・関係団体等は、工程表を踏まえた各施策の段階的・計画的な推進に取り組む。
- ※市町村は国の計画を勘案して市町村計画を策定。

基本的な考え方及び目標等

(1) 今後の施策の基本的な考え方

- ① ノーマライゼーション(個人としての尊厳を重んじ、その尊厳にふさわしい生活を保障する)
- ② 自己決定権の尊重(意思決定支援の重視と自発的意思の尊重)
- ③ 財産管理のみならず、身上保護も重視。

(2) 今後の施策の目標

- ① 利用者がメリットを実感できる制度・運用へ改善を進める。
- ② 全国どの地域においても必要な人が成年後見制度を利用できるよう、各地域において、権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を図る。
- ③ 後見人等による横領等の不正防止を徹底するとともに、利用しやすさとの調和を図り、安心して成年後見制度を利用できる環境を整備する。
- ④ 成年被後見人等の権利制限に係る措置(欠格条項)を見直す。

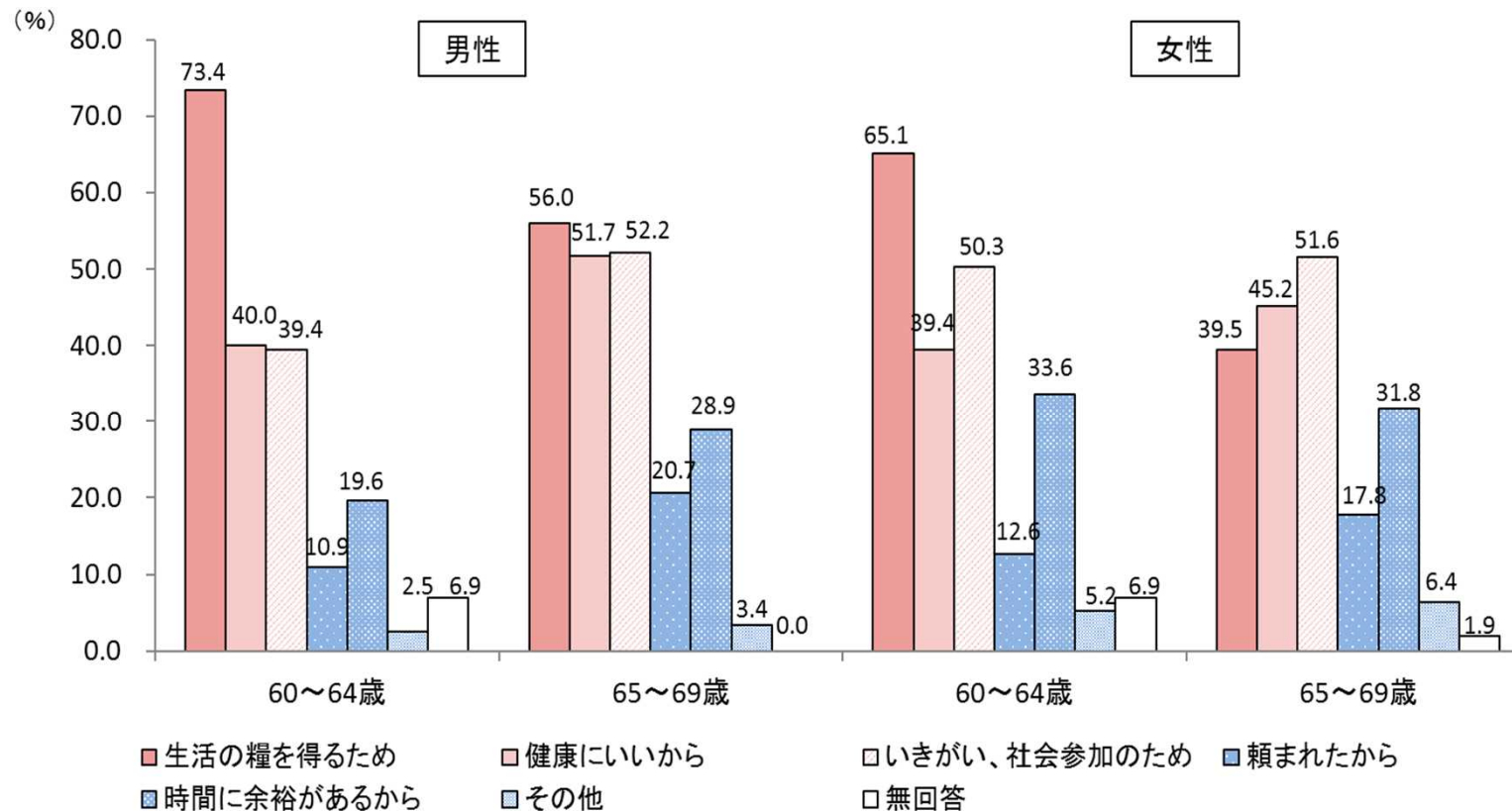
(3) 施策の進捗状況の把握・評価等

基本計画に盛り込まれた施策について、国においてその進捗状況を把握・評価し、目標達成のために必要な対応について検討する。

出典：厚生労働省「成年後見制度利用促進基本計画のポイント・概要」

高齢者の就業理由

○ 高齢者の就業理由は、60歳台前半では「生活の糧を得るため」が最も多いが、60歳台後半では「健康にいいから」「いきがい、社会参加のため」といった割合が増える。



(出所) 独立行政法人労働政策研究・研修機構「高齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(2011年)

※ 複数回答

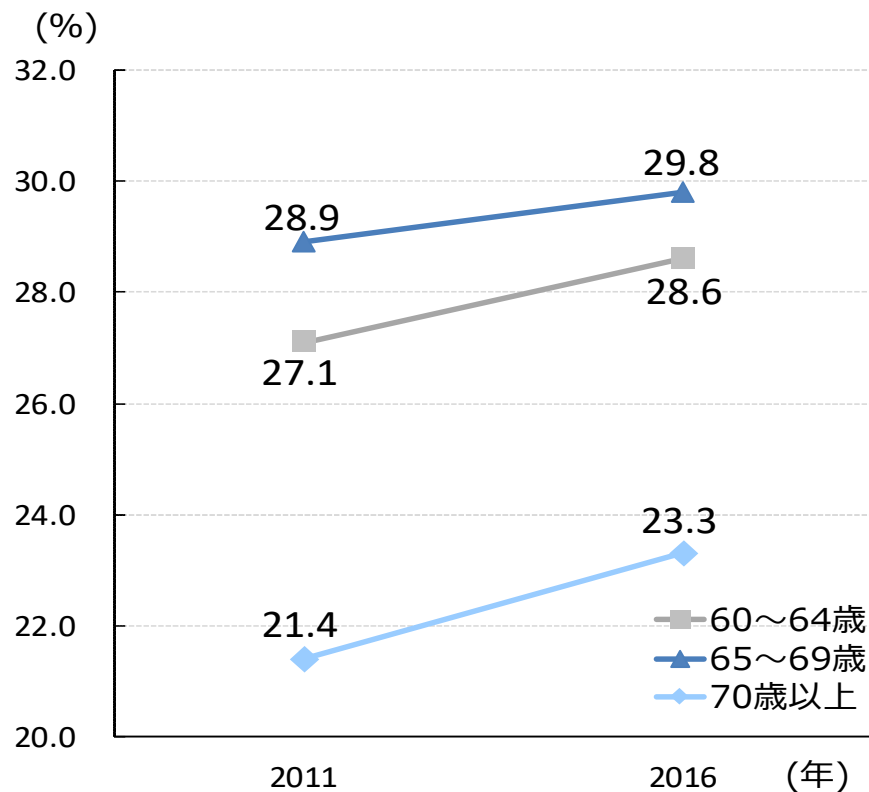
※ 60～64歳は雇用者のみの回答(男性 n=1,224、女性 n=865)、65～69歳は自営業者を含む(男性 n=232、女性 n=157)

※ 2011年7月現在の就業等の状況に対する意識を尋ねたもの

高齢者とボランティア

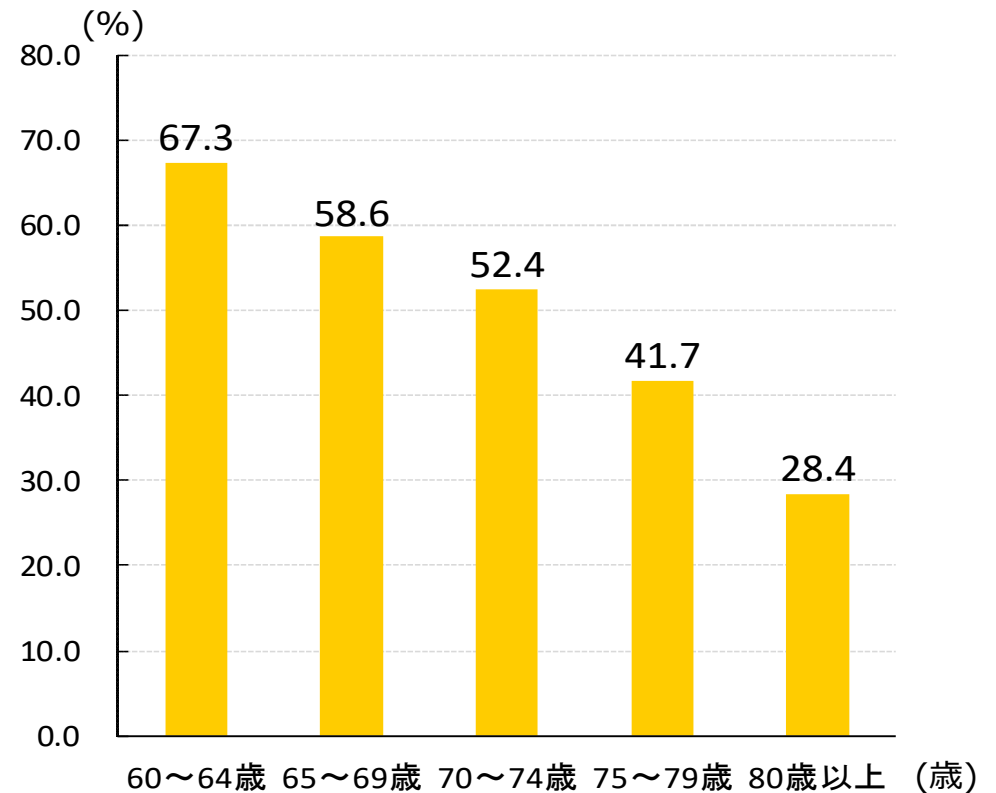
- 高齢者のボランティア活動への参加は増加しており、ボランティア活動への参加意向を持っている者も多く存在する。

ボランティア活動への参加率の推移



(出典) 総務省「社会生活基本調査」より、金融庁作成

ボランティア活動への参加意向がある人の割合（年齢別）



(出典) 内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査(H23年)」より、金融庁作成

退職金と投資

- 現役時代から投資を行ってきた者は、退職金でも投資を行う傾向が高い。

現役時代から投資を行っていたと回答した人	現役時代から投資を行っていなかったと回答した人
2,824人	5,806人
↓	↓
且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率	且つ、退職金で投資をしたと回答した人 括弧内は上記回答に対する比率
1,984人 (70.3%)	692人 (11.9%)

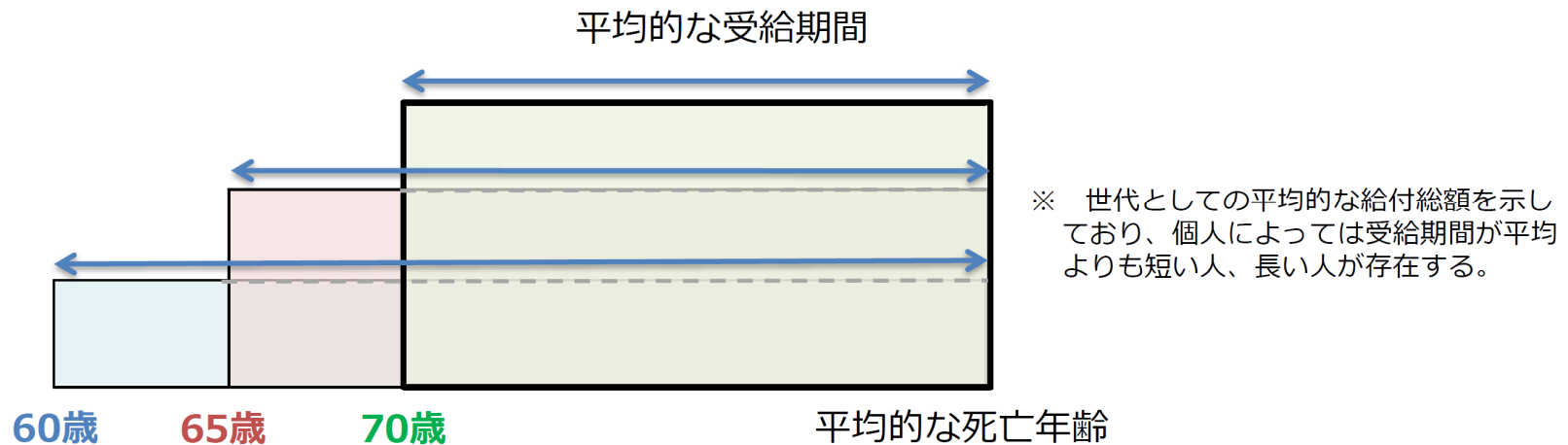
(出典) ファイデリティ退職・投資教育研究所、退職者8000人アンケート、2015年調査より、金融庁作成

資産形成(投資)にあたってのポイント

	ポイント	つみたてNISA
長期投資	投資を始めたら、長期間続けること！	長期保有を前提とした制度 非課税期間は20年間
積立投資	投資のタイミングをとらえるのは難しい！ 定期的に自動で買付！	買付けの方法は、 積立投資に限定
分散投資	分散投資でリスクを軽減！ 資産の分散と地域の分散！	対象は、国内外の株式・債券等に 分散して投資する投資信託
手数料	信託報酬は、長期の運用成果に大きな影響！	信託報酬が低く、販売手数料もノーロード（0円）の 低コスト商品に限定
分配金	毎月、分配金を受け取ることは、長期の運用には向かない！	毎月分配型でない商品が対象
税金	原則、運用益は課税（20.315%）	運用益は 非課税

受給開始時期(繰上げ・繰下げ受給制度)について

- 公的年金の受給開始時期は、原則として、個人が60歳から70歳の間で自由に選ぶことができる。
※繰下げについては、66歳到達以降でしか選択することができない。
- 65歳より早く受給を開始した場合(繰上げ受給)には、年金月額が減額(最大30%減額)となる一方、65歳より後に受給を開始した場合(繰下げ受給)には、年金月額は増額(最大42%増額)となる。
- 繰上げによる減額率・繰下げによる増額率については、選択された受給開始時期にかかわらず年金財政上中立となるよう設定されている。



(参考) 繰上げ・繰下げによる減額・増額率

減額率・増額率は請求時点(月単位)に応じて計算される。

- 繰上げ減額率 = $0.5\% \times$ 繰上げた月数 (60歳~64歳)
- 繰下げ増額率 = $0.7\% \times$ 繰下げた月数 (66歳~70歳)

請求時の年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳	66歳	67歳	68歳	69歳	70歳
減額・増額率	△30%	△24%	△18%	△12%	△6%	-	8.4%	16.8%	25.2%	33.6%	42%

継続雇用後の給与水準の変化

(%)

		増加	変化せず	10%未満 減少	10～20%未 満 減少	20～30%未 満 減少	30～40%未 満 減少	40～50%未 満 減少	50%以上 減少	無回答
企業調査	雇用者数規模	総計	15.3			17.0	22.9	21.7	16.1	7.0
		49人以下	22.7			21.6	18.1	16.2	8.6	12.7
		50～99人	17.1			18.5	24.4	19.8	12.1	8.2
		100～299人	14.7			17.8	24.1	23.2	14.6	5.6
		300～499人	13.9			13.9	20.1	23.2	23.2	5.5
		500～999人	12.1			10.0	24.6	26.9	20.3	6.2
		1000人～	8.0			10.9	15.8	22.7	37.1	5.5

労働者調査	60～64歳の 継続雇用者	男	0.2	5.8	3.1	11.9	14.4	31.7	26.8	6.3
		女	2.3	22.7	12.2	19.2	14.0	9.3	9.3	11.0

資料出所:独立行政法人労働政策研究・研修機構

(企業調査) 「高年齢社員や有期契約社員の法改正後の活用状況に関する調査」(平成26年)

常用労働者50人以上雇用する民間企業に対する調査(回収数n=7179)。

回答時点で雇用者規模が50人未満であった企業が含まれる(n=463)。

(労働者調査) 「高年齢者の継続雇用等、就業実態に関する調査」(平成24年)

(注)いずれも定年到達時と継続雇用中の給与を比較したもの。

一般NISAとつみたてNISA

一般NISA

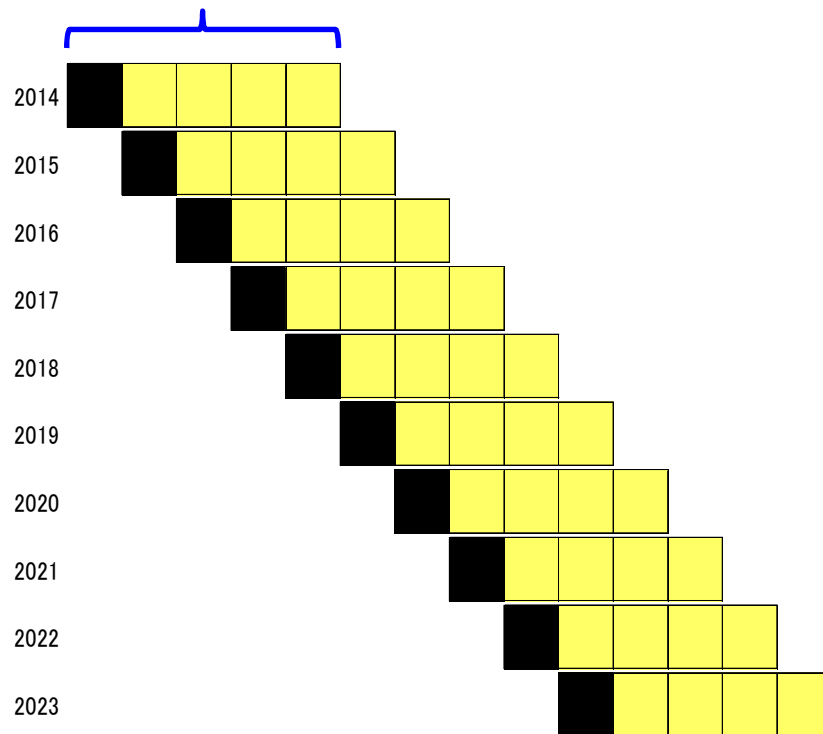
- ・非課税枠（最大）：**120万円**
- ・非課税の期間：**5年間**
- ・非課税の最大枠：**600万円**（120万円×5年）
- ・投資対象：上場株式、株式投資信託、REIT など

選 択

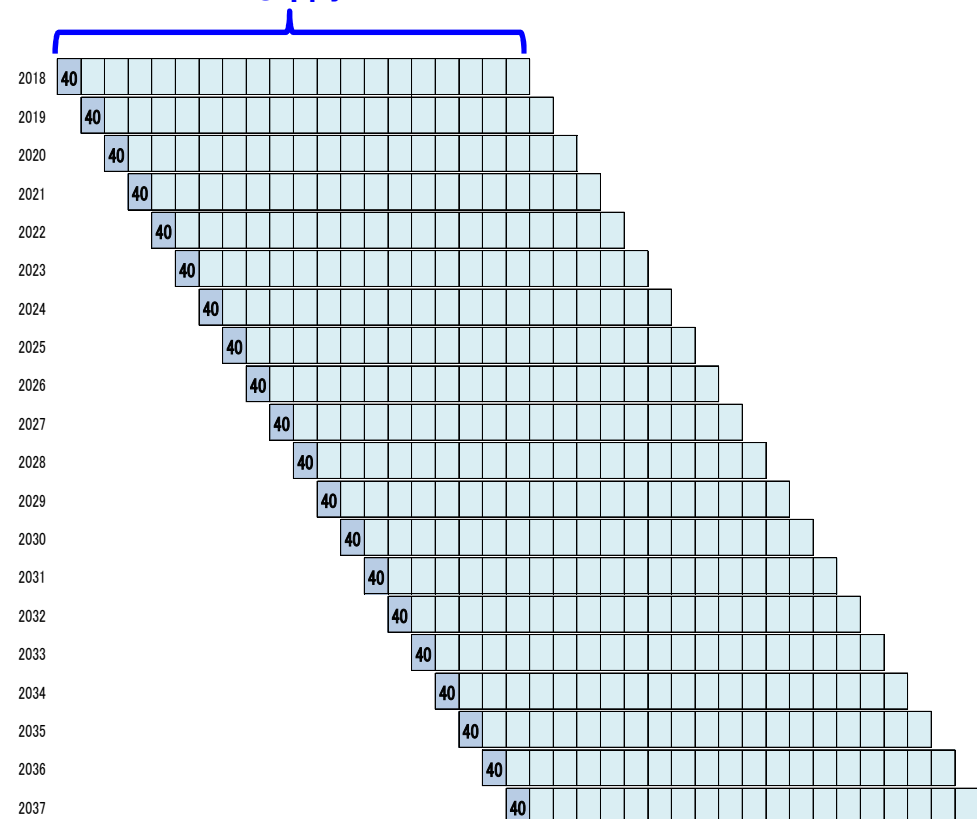
つみたてNISA

- ・非課税枠（最大）：**40万円**
- ・非課税の期間：**20年間**
- ・非課税の最大枠：**800万円**（40万円×20年）
- ・投資対象：**株式投資信託**
長期の資産形成に適した商品に限定

5年間



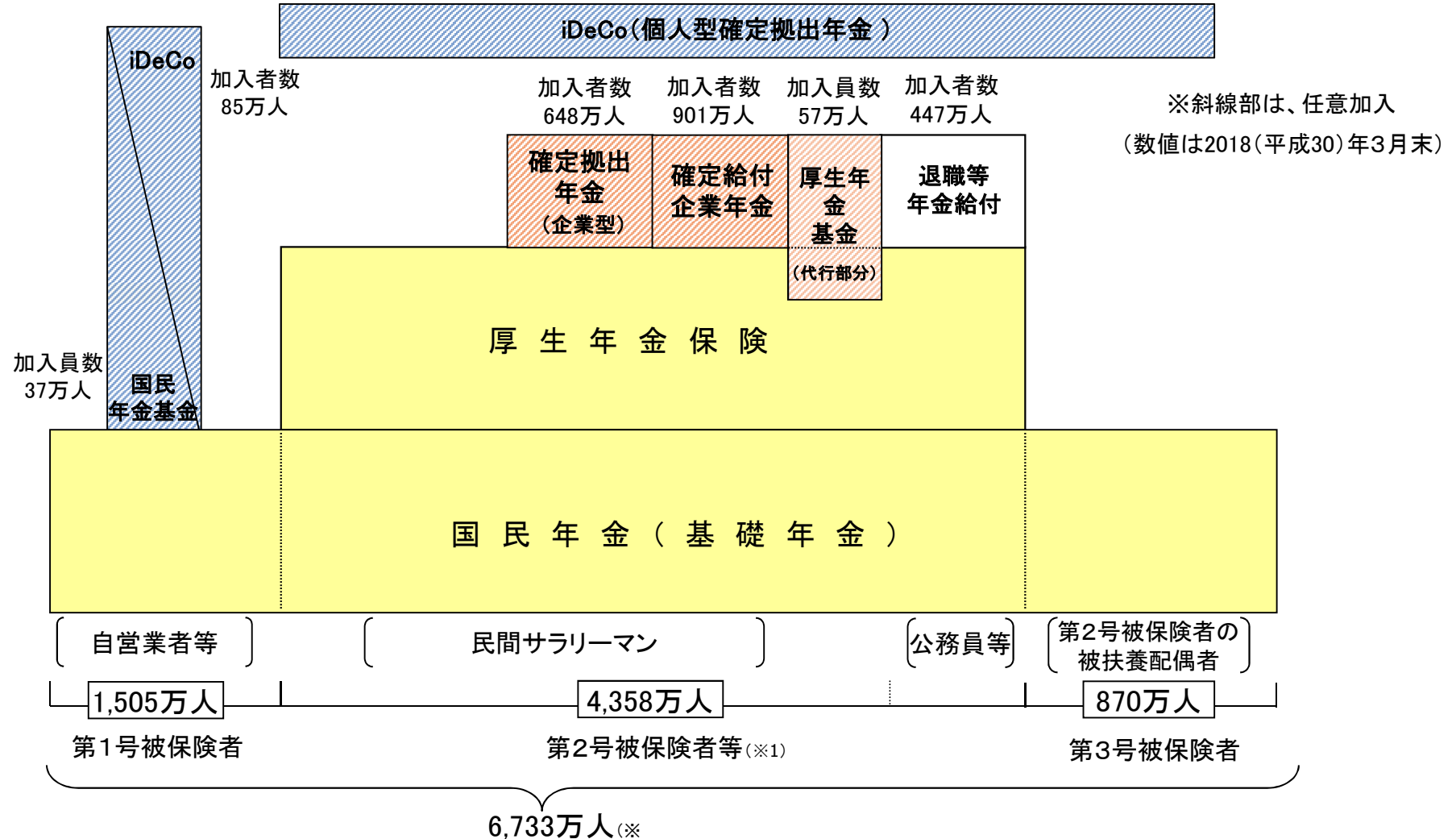
20年間



年金制度の体系

- 20歳以上65歳未満人口に対し、企業年金・個人年金の加入者の割合は、25.0%
- 厚生年金被保険者に占める企業年金・個人年金の加入者の割合は、38.9%

※ 複数の制度に重複加入している加入者数を推計し控除して算出。



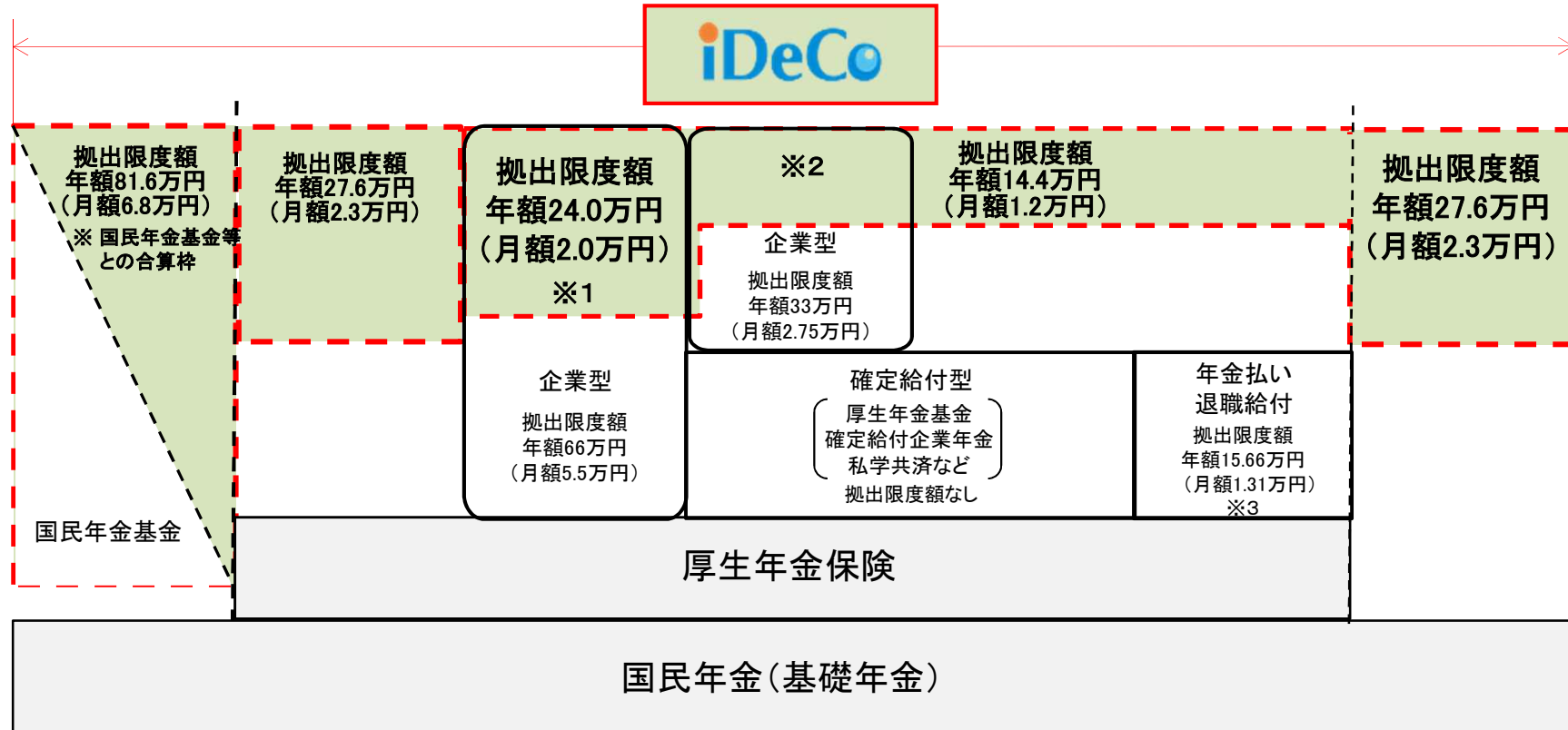
※1 第2号被保険者等とは、厚生年金被保険者のことをいう(第2号被保険者のほか、65歳以上で老齢、または、退職を支給事由とする年金給付の受給権を有する者を含む)。

※2 20~65歳未満人口は、6,965万人。人口推計(2018(平成30)年9月)調べ。

個人型確定拠出年金 (iDeCo) の加入可能範囲の拡大

○ 働き方・ライフコースの多様化が進む中、生涯にわたって継続的に老後に向けた自助努力を可能とするため、iDeCoについて、第3号被保険者や企業年金加入者※、公務員等共済加入者を加入可能とした。(2017年1月施行)

※企業型確定拠出年金加入者については規約に定めた場合に限る。



自営業者等
(第1号被保険者)

会社員
(第2号被保険者)

公務員等
(第2号被保険者)

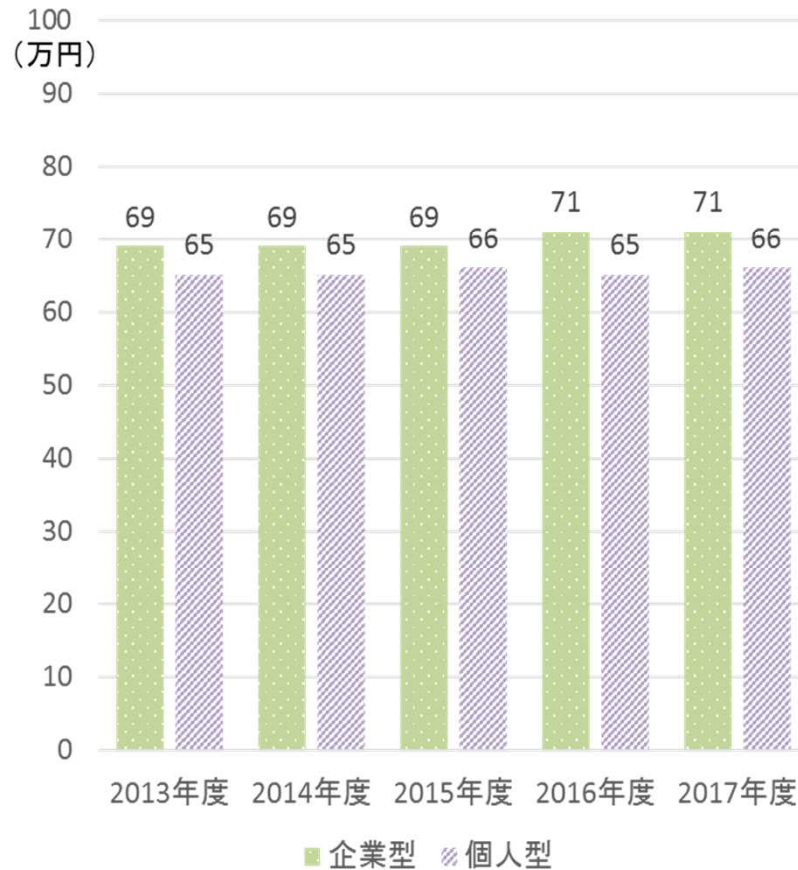
専業主婦(夫)等
(第3号被保険者)

- ※1 企業型のみを実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額42万円(月額3.5万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※2 企業型と確定給付型を実施する場合は、従業員によるマッチング拠出ができることを定めない場合であって、①iDeCoに加入ができること、②企業型への事業主掛金の上限を年額18.6万円(月額1.55万円)以下とすることを規約で定めた場合に限り、iDeCoへの加入が可能。
- ※3 保険料率の上限は、労使あわせて1.5%と法定されている。標準報酬の月額の上限は62万円、標準期末手当等の額の上限は150万円であり、これらに基づき表中の拠出限度額を算出している。

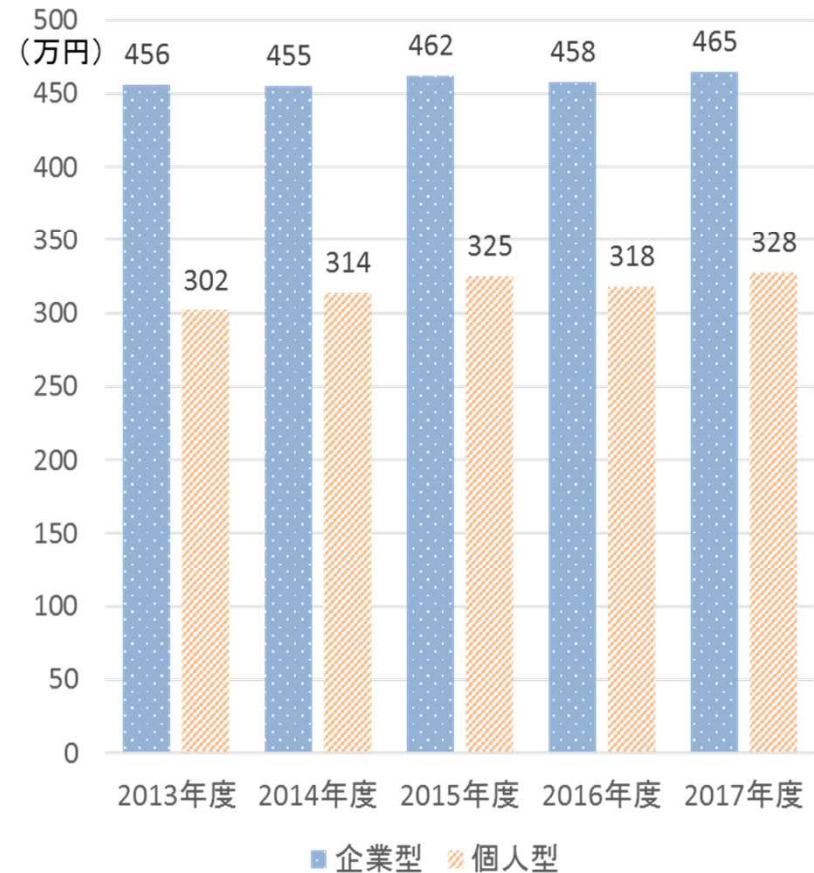
iDeCoの給付額

- 老齢給付において、年金により受給している者の1件当たり給付額は、66万円(2017年度)となっている。
- 一時金により受給している者の1件当たり給付額は、328万円(2017年度)となっている。

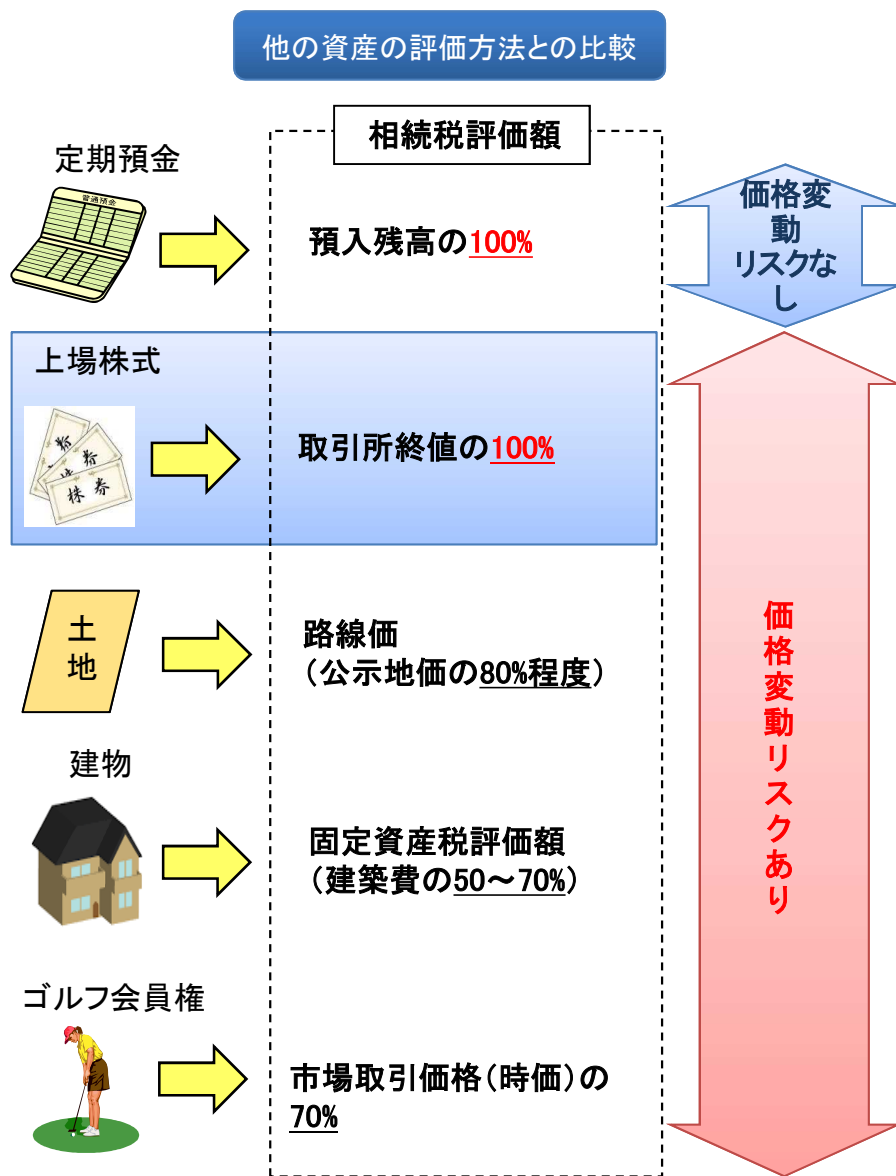
【年金】1件当たり給付額(年額)



【一時金】1件当たり給付額



出所: 確定拠出年金統計資料2002年3月末~2018年3月末(運営管理機関連絡協議会)



- 相続財産となった上場株式等は、原則として相続時点の時価で評価される。現行制度では、相続時の時価と、相続時以前3か月間(相続発生月、その前月、前々月)の各月における終値平均額のうち、最も低い価額で評価。
- 土地・建物については、価格変動リスクを考慮し、評価額から割り引いた額を相続税評価額としている一方、上場株式については、納付期限まで(10か月間)の価格変動リスクがあるにもかかわらず、取引所終値の100%で評価されている。

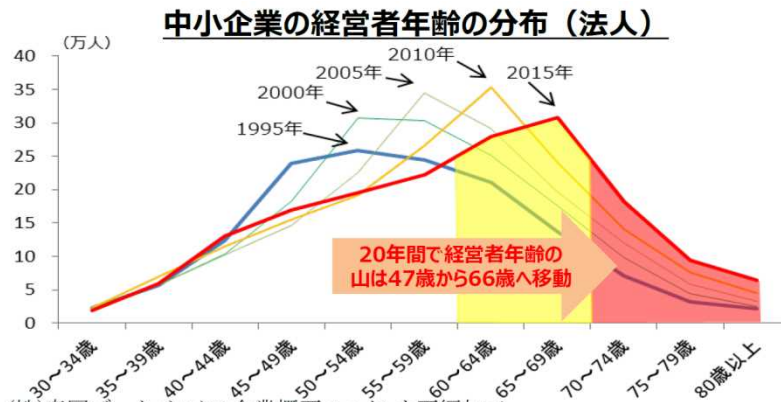
○ こうした評価方法が相続税対策として、高齢者の資産が土地・建物に向かうインセンティブとなっているとの指摘がある。

○ 株式の評価額についても、土地・建物と同様、価格変動リスクを相続税評価額に織り込む必要があるのではないか。

(注)土地等の資産については、実際の取引価格にばらつきがあることや、路線価等の算出頻度が少ないこと等を踏まえ、実際の取引価格より割り引いた額で評価されている。

事業承継①

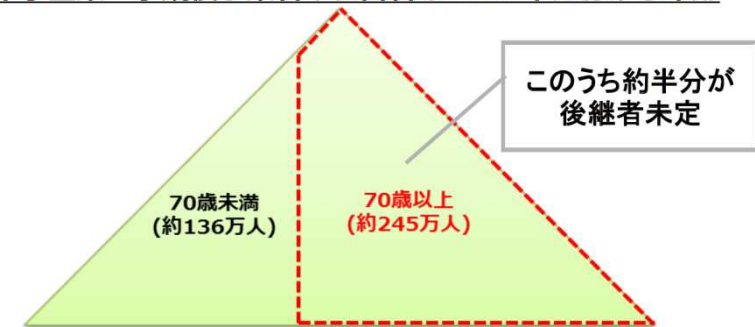
- 今後10年間で200万人を超える中小企業等の経営者が引退時期を迎える中、事業承継は重要な課題
- 事業承継において、後継者がいないことなどが廃業理由の上位に挙げられている一方、事業承継の準備内容としては、株式等の整理・承継が上位に挙げられている。



平成28年度 (株)帝国データバンクの企業概要ファイルを再編加工

(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

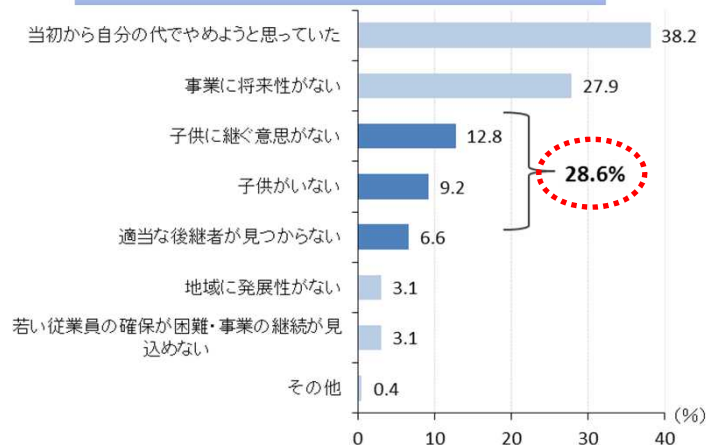
中小企業・小規模事業者の経営者の2025年における年齢



平成28年度総務省「個人企業経済調査」、平成28年度(株)帝国データバンクの企業概要ファイルから推計

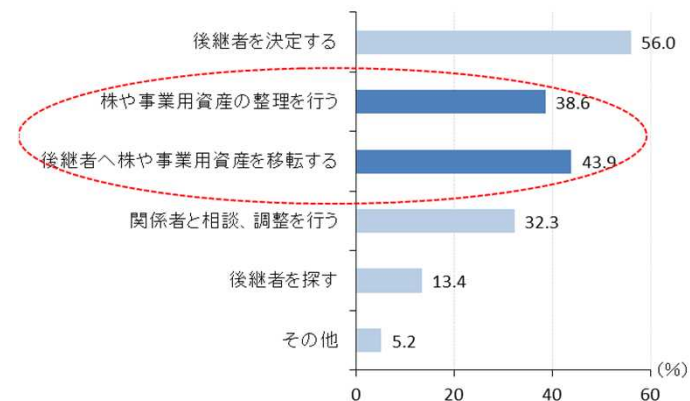
(出典) 未来投資会議構造改革徹底推進会合資料(平成29年11月14日)より抜粋

廃業予定企業の廃業理由



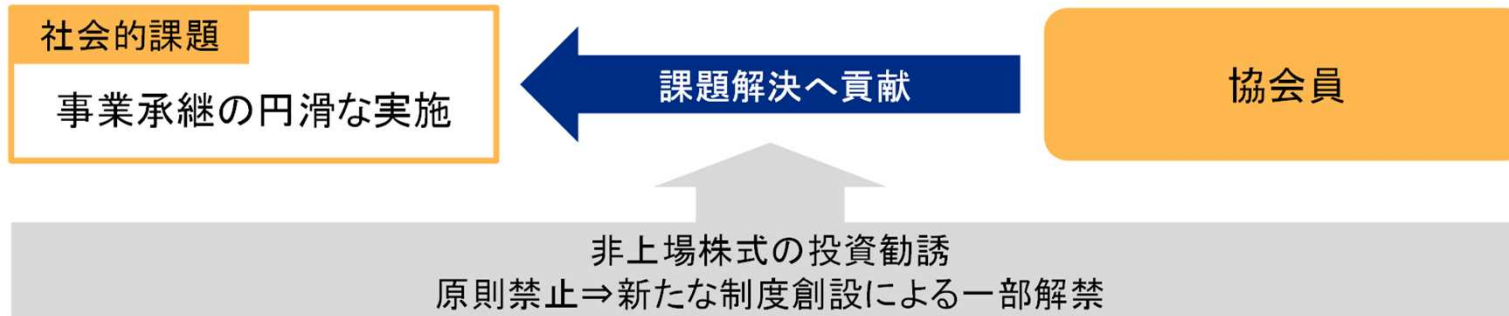
(出典) 中小企業庁委託「中小企業における事業承継に関するアンケート・ヒアリング調査」より、金融庁作成

事業承継の準備内容



(出典) 日本政策金融公庫総合研究所「中小企業の事業承継に関するインターネット調査」より、金融庁作成

店頭有価証券に関する規則の改正(1/2)



改正の内容

- 次の目的を全て達成するために行われる一連の店頭有価証券の売買等に係る投資勧誘を解禁する。
 - 買付者が、発行会社の総株主の**議決権の過半数を取得**すること。
(既に総株主の議決権の過半数を有している買付者が議決権を追加的に取得すること及び買付者の有する議決権の数と他者の有する議決権の数との合計を総株主の議決権の過半数とすることを含む。)
 - 買付者又は当該買付者により指名された者が当該店頭有価証券の**発行会社の代表者に就任**すること。

店頭有価証券に関する規則の改正(2/2)



□ 「経営権の移転等」を取り扱う際の主な要件

発行会社と



買付候補者の属性等について同意

…属性とは、例えば、会社経営の有無や
資力など

顧客へ



- 前頁の“目的、を達成できる見込みがない場合には売買等を行えない旨
- 買付候補者は、**発行会社に対する取引前調査**を行うことができる旨

などを説明

買付候補者と



取引前調査を行った場合には、その**概要を**
協会員に提供するとともに**他の顧客に提供**
することへの同意

協会員自身は



取引前調査の結果の概要を取得した場
合には、**原則、顧客に対し当該概要を提供**
しなければならない

▶ 本件投資勧誘の実施に当たっては、当面は、本協会への事前事後の報告が必要である。

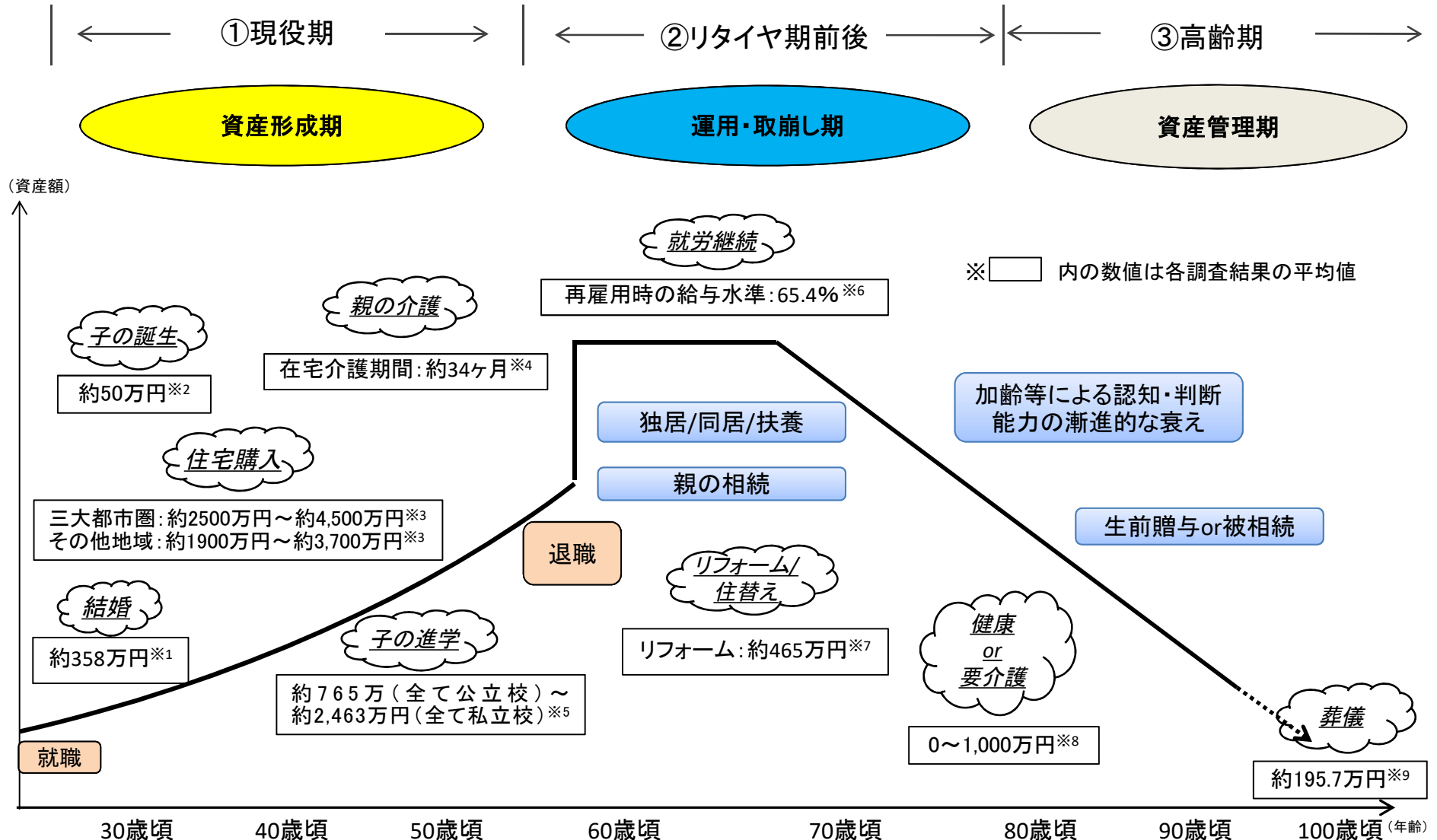
日本証券業協会の高齢顧客投資勧誘ガイドライン

- ✓ 高齢顧客の定義
 - 75歳以上(目安)の顧客
 - ※80歳以上(目安)の顧客に対してはより慎重な勧誘等

- ✓ 勧誘留意商品の選定
 - 役席者の事前承認が必要な商品(勧誘留意商品)とそれ以外の商品の範囲を区分
 - ※国債、社債、公社債投資信託等は事前承認不要

- ✓ 80歳以上の高齢顧客への対応
 - 担当営業員が勧誘留意商品の勧誘を行う場合、原則として翌日以降受注
 - 受注は役席者が行う

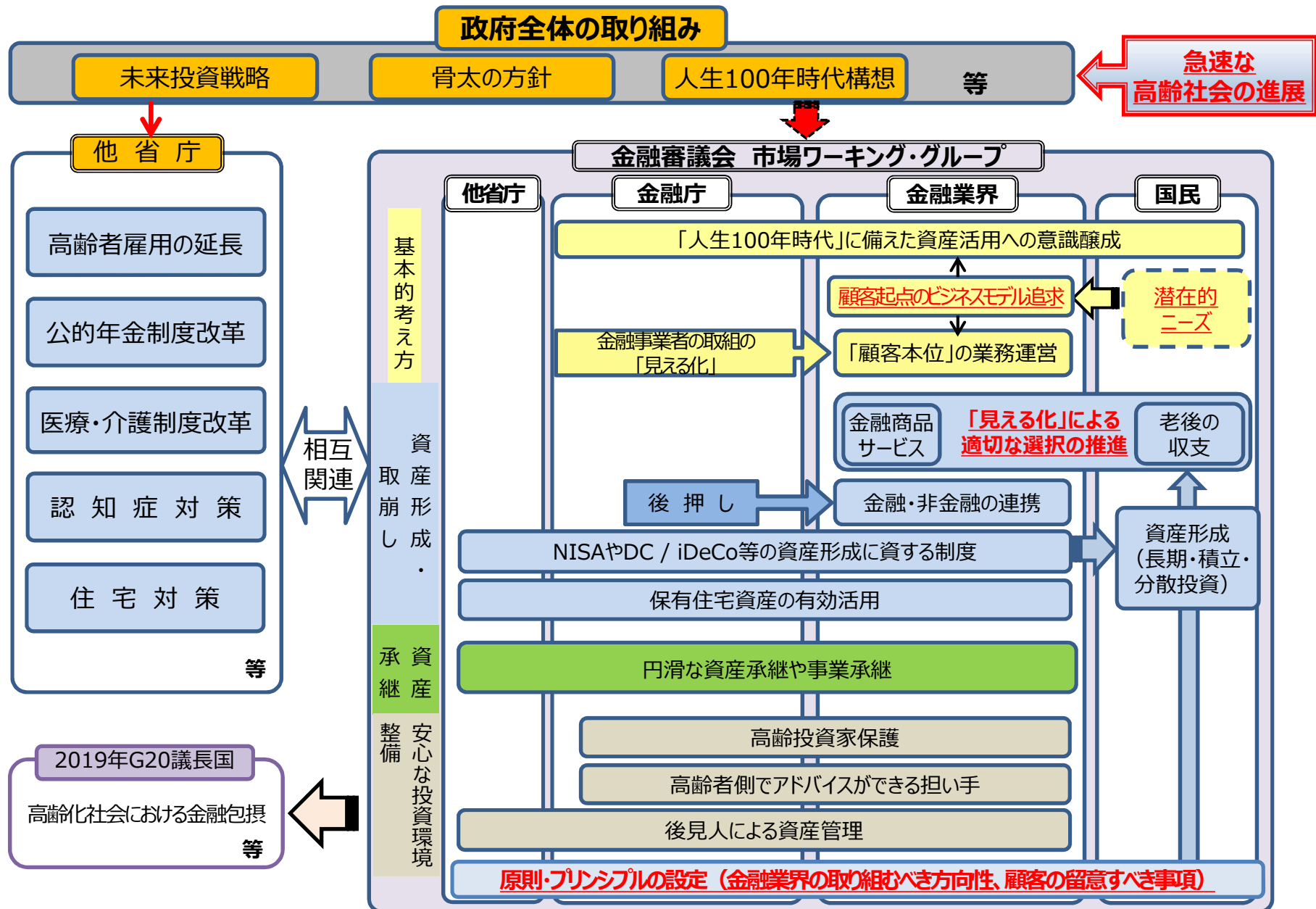
ライフステージに応じて発生する費用等の例



※ [] 内の数値は各調査結果の平均値

(出典) ※1 株式会社 リクルートマーケティングパートナーズ「ゼクシィ結婚トレンド調査2018」
 ※2 公益社団法人 国民健康保険中央会「正常分娩分の平均的な出産費用について(平成28年度)」
 ※3 住宅金融支援機構「2017年度フラット35利用者調査」より土地付注文住宅、注文住宅、建売住宅、マンション、中古戸建及び中古マンションの取得費(建築費・土地取得費含む)の平均値
 ※4 厚生労働省「今後の仕事と家庭の両立支援に関する研究会報告」参考資料
 ※5 文部科学省「平成28年度子どもの学習費調査結果」及び独立行政法人「平成28年度学生生活調査報告書」より金融庁作成
 ※6 厚生労働省「平成29年職種別民間給与実態調査」
 ※7 国土交通省「平成25年住生活総合調査結果」
 ※8 生命保険文化センター「平成27年度生命保険に関する全国実態調査」初期費用80万円+(月額7.9万円×12月×10年)=1,028万円
 ※9 一般財団法人 日本消費者協会「葬儀についてのアンケート調査」

取り組みの全体像のイメージ



「市場構造専門グループ」メンバー名簿

開催実績

- 座長 神田 秀樹 学習院大学大学院法務研究科教授
- 井口 譲二 ニッセイアセットマネジメント(株)チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
- 池尾 和人 立正大学経済学部教授
- 翁 百合 (株)日本総合研究所理事長
- 小林 喜光 (株)三菱ケミカルホールディングス 取締役会長
- 三瓶 裕喜 フィデリティ投信(株) ヘッド・オブ・エンゲージメント
- 高田 創 みずほ総合研究所(株)副理事長 エグゼクティブエコノミスト
- 松山 彰宏 日本経団連 資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

(オブザーバー)

日本取引所グループ 札幌証券取引所 名古屋証券取引所 福岡証券取引所
 経済産業省 日本銀行 日本証券業協会

(敬称略、五十音順)

第1回 5月17日(金)16:30~18:30(120分)

- これまでの議論について
 - ◇東京証券取引所
- 委員からのプレゼンテーション
 - ◇フィデリティ投信 三瓶ヘッド・オブ・エンゲージメント
 - ◇ニッセイアセットマネジメント 井口チーフ・コーポレート・ガバナンス・オフィサー
- ◇日本経団連 松山資本市場部会長(三菱電機(株)取締役)

第2回 5月31日(金)17:30~19:30(120分)

- 機関投資家等からのヒアリング
 - ◇RMBキャピタル 細水パートナー
 - ◇農林中金バリューインベストメンツ 奥野常務取締役(CIO)
 - ◇投資顧問業協会 大場会長

第2節 自動車損害賠償責任保険審議会（別紙1～2参照）

自動車損害賠償責任保険審議会委員名簿

(平成31年1月8日現在)

会 長	藤 田 友 敬	東京大学大学院法学政治学研究科教授
委 員	秋 田 進	一般社団法人日本自動車会議所保険委員会委員長
	甘 利 公 人	上智大学法学部教授
	飯 豊 聡	一般社団法人日本損害保険協会自賠責保険特別委員会委員長
	大 野 澄 子	弁護士
	鈴 木 共 子	NPO法人いのちのミュージアム代表理事
	高 倉 明	全日本自動車産業労働組合総連合会会長
	高 松 伸 幸	全日本交通運輸産業労働組合協議会事務局長
	田 島 優 子	弁護士
	中 林 真 理 子	明治大学商学部教授
	村 山 美 彦	全国共済農業協同組合連合会代表理事専務
	山 本 眞 弓	弁護士
	唯 根 妙 子	一般財団法人日本消費者協会専務理事
	特別委員	江 原 茂
桑 山 雄 次		全国遷延性意識障害者・家族の会代表
長 島 公 之		公益社団法人日本医師会常任理事
野 尻 俊 明		流通経済大学学長
矢 代 隆 義		一般社団法人日本自動車連盟会長

(敬称略・五十音順)

平成31年1月16日
 金融庁

第139回自動車損害賠償責任保険審議会の開催結果について

- 平成31年1月16日午前10時00分から第139回自動車損害賠償責任保険審議会が開催されました。
- 第139回自動車損害賠償責任保険審議会において報告された平成30年度料率検証結果による損害率(※)は、次のとおりです。

(単位：%)

契約年度	平成30年度	平成31年度
前回(平成29年4月) 改定時予定損害率	105.9	
平成30年度検証結果 による損害率	100.9	100.4

(※) 損害率 = (支払保険金 / 収入純保険料) × 100

- 今回は、基準料率の改定は必要ないものとされました。

(参考) 議事要旨及び議事録については、後日公表します。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
 監督局保険課(内線 3375、3342)

第3節 企業会計審議会

I 企業会計審議会の構成

企業会計審議会（会長：徳賀芳弘 京都大学副学長・教授）は、会計を巡る事項、監査基準の設定、その他企業会計制度の整備改善について調査審議等することとされており、その下に、会計部会、監査部会、内部統制部会の各部会が設置されている。（別紙1参照）

II 2018 事務年度の審議状況

1. 企業会計審議会・第43回監査部会（2019年3月28日開催）

2019年1月に報告書を公表した「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」及び各国の監査制度など監査をめぐる国際的な動向について報告が行われた。

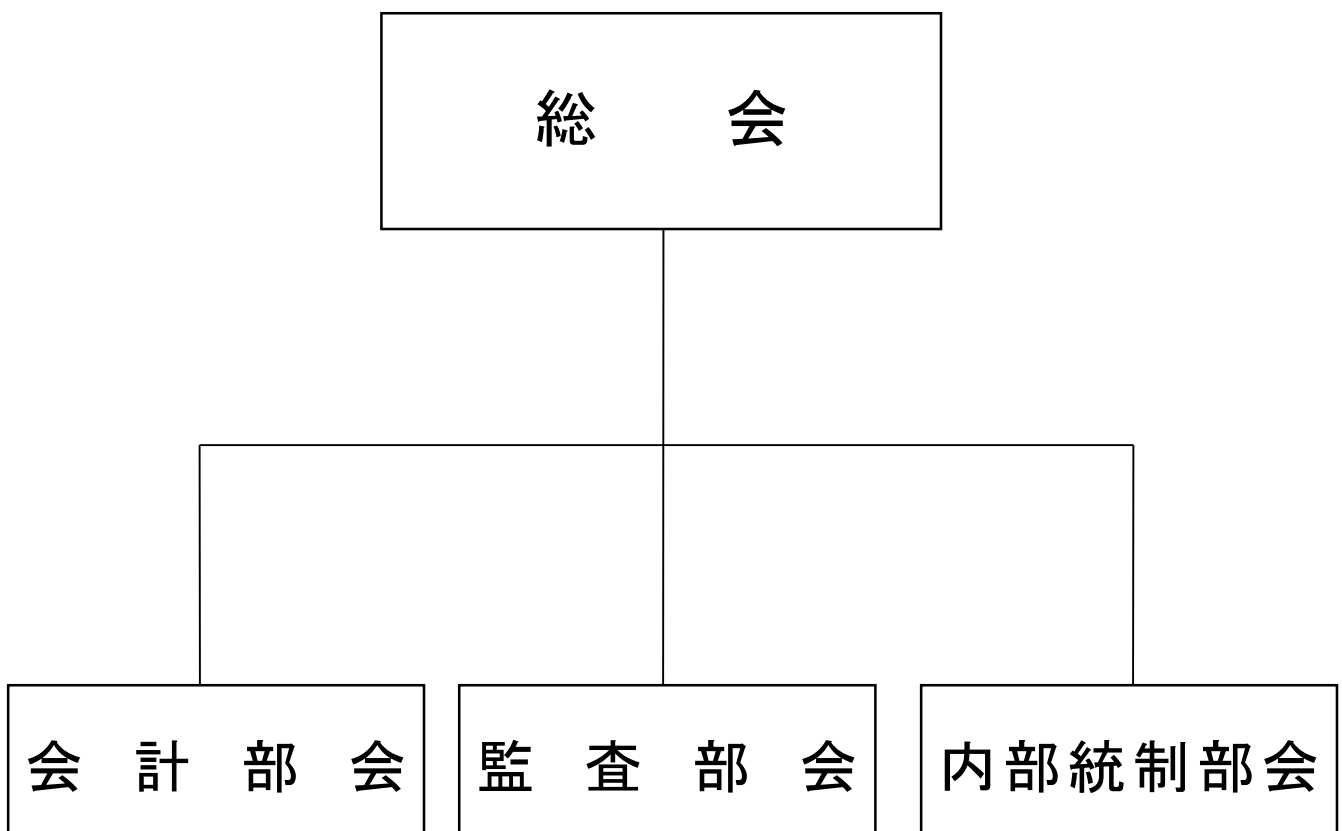
また、監査報告書の記載事項の見直しについて、①2018年7月に改訂された監査基準を踏まえた中間監査報告書・四半期レビュー報告書の記載区分等の見直し、②「会計監査についての情報提供の充実に関する懇談会」を踏まえた、無限定適正意見以外の意見における監査報告書の記載事項及び守秘義務に係る規定の見直し、③有価証券報告書における財務計算に関する書類以外の記載内容等である「その他の記載内容」に対する監査人の対応について、説明が行われ、審議が行われた。

2. 第44回監査部会（2019年5月21日開催）

①中間監査報告書・四半期レビュー報告書の記載区分等の見直し、②無限定適正意見以外の意見における監査報告書の記載事項及び守秘義務に係る規定の見直しについて、引き続き審議が行われ、監査基準等の改訂の公開草案を公表することとされた。また、③「その他の記載内容」について、監査人が採るべき手続の目的及び具体的内容や監査人の責任などの審議が行われ、今後も審議を進めていくこととされた。

これを踏まえ、5月に監査基準、中間監査基準及び四半期レビュー基準の改訂の公開草案を公表した。

企業会計審議会の組織



第4節 金融トラブル連絡調整協議会

I 経緯

金融トラブル連絡調整協議会（座長：神作裕之 東京大学大学院法学政治学研究科教授）は、金融審議会答申（2000年6月）を踏まえ、業態の枠を超えた情報・意見交換等を行い、金融分野における裁判外紛争処理制度の改善につなげることを目的として、消費者団体、学識経験者、業界団体・自主規制機関、関係行政機関等の参加により、同年9月より開催しているものである。（別紙1参照）

II 議論の状況

2000年9月7日の第1回会合以降、これまで57回の協議会を開催してきた。

1. 第56回金融トラブル連絡調整協議会

2019年2月8日、第56回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（30年度上半期）及び「金融機関・業界の業務改善に資する取組み（フィードバックが改善に確実に活かされるための仕組みの構築）と消費者への還元」等について報告・意見交換等を行った。

2. 第57回金融トラブル連絡調整協議会

2019年6月26日、第57回金融トラブル連絡調整協議会が開催された。同協議会では、指定紛争解決機関の業務実施状況（30年度）及び「苦情・紛争の解決に向けた取組み（特に顧客の適合性、商品理解等を踏まえた対応）」等について報告・意見交換等を行った。（別紙2、3参照）

金融トラブル連絡調整協議会委員名簿

令和元年6月26日現在

(消費者行政機関等)

消費者庁消費者教育・地方協力課長
 国民生活センターADR事務局長
 東京都消費生活総合センター所長
 日本司法支援センター本部第一事業部 情報提供課長

尾原 知明
 影山 武
 戸澤 互
 諏訪 要一

(消費者団体)

全国消費者団体連絡会政策スタッフ
 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会常任顧問
 全国消費生活相談員協会主任研究員

大出 友記子
 唯根 妙子
 樋山 昌子

(指定紛争解決機関)

全国銀行協会金融ADR部長
 信託協会事務局長兼信託相談所長
 生命保険協会生命保険相談所事務局長
 日本損害保険協会損害保険相談・紛争解決サポートセンター本部長
 保険オンブズマン専務理事
 日本少額短期保険協会専務理事
 証券・金融商品あっせん相談センター事務局長
 日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター一長

西村 寿一
 高桑 信之
 高橋 正国
 森脇 隆正
 小野 幸則
 小泉 武彦
 三森 肇
 遠藤 清一

(業界団体・自主規制機関)

全国信用金庫協会業務管理部長
 全国信用組合中央協会しんくみ業務相談センター一長
 全国労働金庫協会法務部長
 日本商品先物取引協会相談センター一長
 農林中央金庫総合企画部部長(農漁協系統金融機関代表)
 不動産証券化協会教育推進部長兼苦情相談室長
 日本資金決済業協会事務局長
 日本仮想通貨交換業協会業務部長

染川 幸夫
 湯川 義明
 菅谷 宏行
 原田 孝司
 宇都宮 秀起
 深津 明夫
 橋本 文夫
 長田 佳巳

(弁護士)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所
 東京合同法律事務所

斎藤 輝夫
 坂 勇一 郎

(学識経験者)

【座長】 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 東京大学大学院法学政治学研究科教授
 一般社団法人メディエーターズ代表理事
 上智大学法科大学院教授
 京都大学大学院法学研究科教授

沖野 眞己
 神作 裕之
 田中 圭子
 森下 哲朗
 山田 文

(金融当局)

金融庁企画市場局総務課長
 金融庁総合政策局総合政策課金融サービス利用者相談室長
 金融庁監督局総務課長
 経済産業省経済産業政策局産業資金課課長補佐
 厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課労働金庫業務室室長補佐
 国土交通省土地・建設産業局不動産市場整備課長
 総務省情報流通行政局郵政行政部貯金保険課長
 農林水産省経営局金融調整課経営専門官

長岡 隆
 鈴木 三智男
 堀本 善雄
 高津戸 拓也
 田中 稔
 武藤 祥郎
 佐藤 健治
 鈴木 裕

〔計38名〕

(事務局)

金融庁企画市場局総務課金融トラブル解決制度推進室長

今西 隆浩

〔合計39名〕

(敬称略、順不同)

指定紛争解決機関の苦情処理手続実施状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

1. 苦情処理手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 苦情処理手続件数(当期の状況)						(2) 苦情処理手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)								(3) 苦情処理手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	不開始	解決	移行	不応諾	不調	移送	その他	計	1月未満	1月以上3月未満	3月以上6月未満	6月以上	計
全国銀行協会	182	1,053	増減なし	1,235	1,056	179	0	675	163	0	74	0	144	1,056	481	296	228	51	1,056
信託協会	2	3	▲40%	5	5	0	0	4	1	0	0	0	0	5	0	3	1	1	5
生命保険協会	262	960	▲6%	1,222	964	258	0	565	316	0	3	0	80	964	259	291	305	109	964
日本損害保険協会	1,409	3,547	▲10%	4,956	3,669	1,287	0	3,137	186	1	299	0	46	3,669	896	1,315	689	768	3,668
保険オンブズマン	68	214	▲36%	282	259	23	14	128	31	0	84	0	2	259	90	124	44	1	259
日本少額短期保険協会	13	69	▲4%	82	71	11	0	39	26	0	0	0	6	71	27	29	9	6	71
証券・金融商品 あっせん相談センター	60	1,506	91%	1,566	1,370	196	0	667	703	0	0	0	0	1,370	547	308	459	56	1,370
日本貸金業協会	5	26	▲37%	31	30	1	0	22	3	0	4	0	1	30	22	2	5	1	30
合計	2,001	7,378	2%	9,379	7,424	1,955	14	5,237	1,429	1	464	0	279	7,424	2,322	2,368	1,740	993	7,423

(注1) 各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2) 計数は速報値である。

【凡例】

- 不開始・・・手続が開始される前に苦情が解決したため、手続開始に至らなかったもの。
- 解決・・・手続開始後に苦情が解決したもの。
- 移行・・・苦情処理手続を実施したが、最終的に紛争解決手続へ移行したもの。
- 不応諾・・・金融機関が苦情処理手続に応じなかったもの。
- 不調・・・苦情処理手続を実施したが、申立人の納得が得られなかったもの(移行を除く)。
- 移送・・・指定紛争解決機関が、他の指定紛争解決機関の苦情処理手続に付することが適当と認めたもの。
- その他・・・苦情処理手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

指定紛争解決機関の紛争解決手続実施状況

(平成30年4月1日～平成31年3月31日)

2. 紛争解決手続の実施状況

(単位:件)

(指定紛争解決機関名)	(1) 紛争解決手続件数(当期の状況)						(2) 紛争解決手続の終了事由別の内訳件数(当期の既済事件)										(3) 紛争解決手続(不応諾及び移送を除く。)の所要期間(当期の既済事件)				
	前期の未済件数	当期の受付件数	前年同期比	受付件数計	当期の既済件数	当期の未済件数	成 立		成 立 以 外							計	1月未満	1月以上 3月未満	3月以上 6月未満	6月以上	計
							和解	特別調停	見込みなし	双方の離脱	一方の離脱	不応諾	移送	その他							
全国銀行協会	57	178	39%	235	152	83	53	0	93	0	6	0	0	0	152	0	34	68	50	152	
信託協会	0	1	皆増	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	1	
生命保険協会	215	324	▲14%	539	369	170	22	89	249	0	9	0	0	0	369	6	70	160	133	369	
日本損害保険協会	167	397	▲2%	564	368	196	155	1	190	0	22	0	0	0	368	5	69	182	112	368	
保険オンブズマン	12	25	▲14%	37	29	8	12	1	15	0	1	0	0	0	29	0	17	9	3	29	
日本少額短期保険協会	5	26	24%	31	24	7	0	10	8	3	2	0	0	1	24	3	7	12	2	24	
証券・金融商品 あっせん相談センター	19	704	492%	723	414	309	378	0	33	0	2	0	0	1	414	0	161	250	3	414	
日本貸金業協会	3	10	▲17%	13	11	2	5	0	6	0	0	0	0	0	11	0	2	5	4	11	
合計	478	1,665	53%	2,143	1,368	775	626	101	594	3	42	0	0	2	1,368	14	361	686	307	1,368	

(注1)各指定紛争解決機関からの報告に基づき金融庁で作成。

(注2)計数は速報値である。

【凡例】

- 和 解・・・紛争解決委員が提示する和解案により解決したもの。
- 特別 調 停・・・紛争解決委員が提示する特別調停案(和解案であって、金融機関が原則受け入れなければならないもの)により解決したもの。
- 見込みなし・・・紛争解決委員が、紛争解決手続によっては、和解が成立する見込みがないと判断して終了したものなど。
- 双方の離脱・・・紛争の当事者双方が、紛争解決手続によっては紛争の解決を図ることはしないこととして、合意により終了したもの。
- 一方の離脱・・・紛争の当事者のいずれか一方が、申立ての取下げや手続からの離脱により終了したもの。
- 不 応 諾・・・顧客の不応諾及び金融機関の正当な理由のある不応諾。
- 移 送・・・紛争解決委員が、他の指定紛争解決機関の紛争解決手続に付することが適当と認めたもの。
- そ の 他・・・紛争解決手続が終了しているが、上記のいずれにも分類されないもの。

第5節 仮想通貨交換業等に関する研究会

暗号資産に関しては、マネロン・テロ資金供与対策に関する国際的な要請や、国内交換業者の破綻を受け、暗号資産と法定通貨等の交換業者に対して登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者(みなし業者を含む。)の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書が取りまとめられた。(別紙1～2参照)

趣 旨

- 仮想通貨に関しては、マネーロンダリング・テロ資金供与対策に関する国際的要請がなされたことや、国内で当時世界最大規模の仮想通貨交換業者が破綻したことを受け、2017年4月より、仮想通貨と法定通貨等の交換業者に対し、登録制を導入し、本人確認義務等の導入や説明義務等の一定の利用者保護規定の整備を行った。
- その後、コインチェック株式会社が、不正アクセスを受け、顧客からの預かり資産が外部に流出するという事案が発生したほか、立入検査により、みなし登録業者や登録業者における内部管理態勢等の不備が把握された。また、仮想通貨の価格が乱高下し、仮想通貨が決済手段ではなく投機の対象となっている中、投資者保護が不十分であるとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた仮想通貨の取引や仮想通貨による資金調達など新たな取引が登場しているという動きも見られる。
- こうした状況を受け、仮想通貨交換業等をめぐる諸問題について制度的な対応を検討するため、「仮想通貨交換業等に関する研究会」を設置する。

メンバー等

座長	神田 秀樹	学習院大学大学院法務研究科教授	オブザーバー	奥山 泰全	一般社団法人日本仮想通貨交換業協会会長
メンバー	井上 聡	弁護士(長島・大野・常松法律事務所)		中野 俊彰	一般社団法人信託協会業務委員長
	岩下 直行	京都大学公共政策大学院教授		望月 昭人	一般社団法人全国銀行協会企画委員長
	翁 百合	株式会社日本総合研究所理事長		山内 公明	日本証券業協会常務執行役自主規制本部長
	加藤 貴仁	東京大学大学院法学政治学研究科教授		山崎 哲夫	一般社団法人金融先物取引業協会事務局長
	神作 裕之	東京大学大学院法学政治学研究科教授		高橋 俊章	警察庁刑事局犯罪収益移転防止対策室長
	楠 正憲	Japan Digital Design 株式会社最高技術責任者		内藤 茂雄	消費者庁消費者政策課長
	坂 勇一郎	弁護士(東京合同法律事務所)		竹林 俊憲	法務省大臣官房参事官
	中島 真志	麗澤大学経済学部教授		中澤 亨	財務省大臣官房信用機構課長
	永沢裕美子	Foster Forum 良質な金融商品を育てる会世話人		福本 拓也	経済産業省経済産業政策局産業資金課長
	福田 慎一	東京大学大学院経済学研究科教授		副島 豊	日本銀行決済機構局FinTechセンター長
	三宅 恒治	みずほ総合研究所株式会社金融調査部長			(敬称略・五十音順)
	森下 哲朗	上智大学法科大学院教授			(2018年12月14日時点)

開催状況

第1回	4月10日	仮想通貨(暗号資産)の取引やICO(Initial Coin Offering)の状況等	第7回	10月19日	仮想通貨デリバティブ取引に係る規制のあり方等
第2回	4月27日	仮想通貨(暗号資産)をめぐる国際的な議論・各国の対応の状況等	第8回	11月1日	ICOに係る規制のあり方
第3回	5月22日	仮想通貨(暗号資産)をめぐるプレイヤーの状況等	第9回	11月12日	ウォレット業者・不正な現物取引に係る規制のあり方等
第4回	6月15日	仮想通貨(暗号資産)の分野でグローバルに活動している者からのヒアリング	第10回	11月26日	ICOに係る規制のあり方等
第5回	9月12日	仮想通貨交換業に関する自主規制案の概要等	第11回	12月14日	報告書(案)
第6回	10月3日	仮想通貨交換業に係る規制のあり方等			

顧客の仮想通貨の流出事案が複数発生

価格が乱高下し、仮想通貨が投機の対象になっている、との指摘

事業規模の急拡大に業者の内部管理態勢の整備が追いついていない実態

仮想通貨を用いた新たな取引（証拠金取引やICO）の登場

適正な自己責任

仮想通貨交換業者を巡る課題への対応

◆ 仮想通貨の流出リスク等への対応

- オンラインで秘密鍵を管理する顧客の仮想通貨相当額以上の純資産額及び弁済原資（同種・同量以上の仮想通貨）の保持を義務付け
- 顧客の仮想通貨返還請求権を優先弁済の対象とする仕組みを整備
- 財務書類の開示を義務付け

◆ 業務の適正な遂行の確保

- 取引価格情報の公表を義務付け
- 投機的取引を助長する広告・勧誘を禁止
- 自主規制との連携（自主規制規則に準じた社内規則を策定していない自主規制機関未加入業者の登録拒否・取消し）

◆ 問題がある仮想通貨の取扱い

- 利用者保護や業務の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがある仮想通貨の取扱いを禁止
- 取り扱う仮想通貨の変更を事前届出に見直し

仮想通貨証拠金取引等への対応

◆ 証拠金取引であることを踏まえた対応

- 外国為替証拠金取引（FX取引）と同様に業規制の対象とし、不招請勧誘の禁止などの行為規制を適用
- 仮想通貨の価格変動の実態を踏まえ、適切な証拠金倍率の上限を設定

◆ 仮想通貨の特性等を踏まえた追加的な対応

- 仮想通貨に特有のリスクに関する説明を義務付け
- 最低証拠金を設定

◆ 仮想通貨信用取引への対応

- 仮想通貨証拠金取引と同様の機能・リスクを有することを踏まえ、同様の規制を適用

ICO（Initial Coin Offering）への対応

様々な問題への指摘が多い一方で、将来の可能性への指摘も踏まえつつ、規制を整備

◆ 投資性を有するICOへの対応

- 仮想通貨による出資を募る行為が規制対象となることを明確化
- ICOトークンの流通性の高さや投資家のリスク等を踏まえて、以下のような仕組みを整備
 - ・ 50名以上に勧誘する場合、発行者に公衆縦覧型の発行・継続開示を義務付け
 - ・ 仲介業者を証券会社と同様の業規制の対象とし、発行者の事業・財務状況の審査を義務付け
 - ・ 有価証券と同様の不公正取引規制*を適用
- * インサイダー取引規制は、今後の事例の蓄積等を踏まえて検討
- ・ 非上場株式と同様に一般投資家への勧誘を制限

◆ その他のICOへの対応

- ICOトークンを取り扱う仮想通貨交換業者に、事業の実現可能性等に関する情報提供を義務付け

◆ 仮想通貨の不公正な現物取引への対応

- 不正行為・風説の流布等・不当な価格操作を、行為主体を限定せずに禁止
- 仮想通貨交換業者に、取引審査を義務付けるとともに、未公表情報に基づく利益を図る目的での取引を禁止

◆ 仮想通貨カストディ業務への対応

- 業規制の対象とし、仮想通貨交換業者に適用される顧客の仮想通貨の管理に関する規制を適用

◆ 業規制の導入に伴う経過措置

- 仮想通貨証拠金取引等への業規制の導入に際し、経過措置を設ける場合には、経過期間中の業務内容の追加等を禁止

◆ 法令上の呼称の変更

- 国際的な動向等を踏まえ、「仮想通貨」の呼称を「暗号資産」に変更

第6章 政府全体の施策における金融庁の取組み

第1節 政府の成長戦略等における金融庁の取組み

I 「成長戦略（2019年）」（2019年6月21日閣議決定）

2018事務年度、「未来投資会議」において、Society5.0の実現、全世代型社会保障への改革、地方施策の強化の3つの観点から成長戦略の策定に向けた検討がなされた。特に、金融庁に関わる施策として、フィンテック、コーポレート・ガバナンス、中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域銀行を含む競争政策に関する議論がなされた。下部会合である「構造改革徹底推進会合」や「産官協議会」での議論等も踏まえ、「成長戦略実行計画」「成長戦略フォローアップ」「令和元年度革新的事業活動に関する実行計画」（総称：「成長戦略（2019年）」）が策定された（2019年6月21日閣議決定、金融庁関連の施策については別紙1参照）。

II 「経済財政運営と改革の基本方針2019」（2019年6月21日閣議決定）

経済・財政一体改革を推進し、当面の経済財政運営と改革の基本方針のあり方を示すため、経済財政諮問会議での議論を経て、「経済財政運営と改革の基本方針2019～『令和』新時代：『Society 5.0』への挑戦～」（骨太方針2019）が取りまとめられた（2019年6月21日閣議決定）。金融庁関連の主な施策は以下の通り（抜粋）。

（1）中堅・中小企業・小規模事業者への支援

経営者保証の取扱いについて「経営者保証に関するガイドライン」の特則策定、後継者の保証を不要とする信用保証制度の創設と保証料負担の最大ゼロまでの軽減を行う。地方創生のための銀行の出資規制の見直しを通じ、円滑な事業承継や地域活性化事業の効果的な支援に資する地域金融機関の強化を進める。

（※詳細については、第3部第9章第6節「金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み」を参照）

（2）共助・共生社会づくり

在留外国人について、[中略]銀行口座を円滑に開設できるよう多言語対応の充実や手続きの明確化等を進めるとともに、マネーロンダリング対策を徹底する。

（※詳細については、第2部第6章第2節「政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取組み」を参照）

※「第2章 Society5.0時代にふさわしい仕組みづくり」に記載された金融庁関連の施策については、成長戦略（2019年）と重複するため省略。

Ⅲ 「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」（2018年12月21日閣議決定）

政府は、まち・ひと・しごとの創生に同時かつ一体的に取り組むため、2014年12月に、2015年度を初年度とする5ヵ年の政策目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「まち・ひと・しごと創生総合戦略」を閣議決定し、その後は情勢の推移を踏まえて毎年度必要な見直しを行っている。2018年度においては、「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」が策定された（2018年12月21日閣議決定）。

また、本総合戦略に掲げられた基本目標及びその達成に向けて作成された政策パッケージ・個別施策について、今後の対応方向をとりまとめた「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」が策定された（2019年6月21日閣議決定）。

（※「『まち・ひと・しごと創生総合戦略』（2018改訂版）」及び「まち・ひと・しごと創生基本方針2019」の金融庁関連の主な施策については、別紙2参照。）

Ⅳ 「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2019年6月14日閣議決定）

政府のIT戦略として、国民が安全で安心して暮らせ、豊かさを実感できるデジタル社会を実現することを目指して、「世界最先端デジタル国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（2018年6月15日閣議決定）が改定された（2019年6月14日閣議決定）。2. 金融庁関連の主な施策は以下の通り。

- （1）金融機関における取引でのマイナンバーカード（公的個人認証サービス）の活用促進
- （2）銀行システムのAPI（外部接続口）の公開の促進（オープンAPIの導入）
- （3）事業者における財務・決済プロセス高度化に向けた金融EDIにおける商流情報活用の促進
- （4）イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

◆ FinTechの推進等

✓ イノベーションの進展を踏まえた法制度の見直し

- 「決済」分野について横断化・柔構造化を図り、柔軟で利便性の高いキャッシュレスペイメント手段を実現するため、2020年の通常国会に必要な法案の提出を図る
- 横断的な金融サービス仲介法制の実現に向けた検討を進め、本年中を目途に基本的な考え方を取りまとめ
- 暗号資産を巡る課題等に対応し、資金決済法等の一部改正法を着実に施行し、利用者保護を確保するとともに、ルールの明確化など必要な環境整備を推進

✓ FinTechの実用化等イノベーションの推進

- オープンAPIを提供する銀行の数や銀行と電子決済等代行業者との間の接続状況・接続条件等をフォローアップして必要に応じ公表するとともに、APIを利活用したサービスの好事例の共有等によりAPI連携を推進

✓ 金・商流連携等に向けたインフラの整備

- 2020年までの送金サービスの全面的XML化を実現するため、周知活動や全銀EDIシステムの活用事例の共有等を推進

◆ コーポレート・ガバナンス / 投資促進

✓ コーポレート・ガバナンス

- 投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う

✓ 国民の安定的な資産形成に向けた取組

- 教育現場を含む関係者と連携しながら、金融リテラシー向上に向けた取組を推進
- NISA制度の普及・改善に向けた検討(長期・積立・分散投資を定着させるため、つみたてNISAを積極的に普及)¹

「成長戦略(2019年)」(令和元年6月21日閣議決定)における金融庁関連の主要施策

✓「顧客本位の業務運営」の確立と定着

- 投資信託等の販売会社の好事例や顧客意識調査の結果等を活用し、金融機関の取組の更なる改善を促進

✓金融・資本市場の利便性向上と活性化

- 総合取引所の実現に必要な環境整備に取り組むとともに、東京証券取引所の市場構造のあり方を検討

◆中小企業・小規模事業者の生産性向上

✓円滑な事業承継の支援

- 事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を年内目途に策定後、速やかに運用開始
- 金融仲介の取組状況を評価するKPI(「事業承継時の保証徴求割合(二重徴求、前経営者のみ、後継者のみ、保証徴求なし)」及び「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合」)を設定し、「見える化」を推進

✓地域金融機関による企業支援機能の強化

- 地域企業の生産性向上等に資する適切なアドバイスやファイナンスの提供、経営人材の確保に向けた支援等の取組を促すとともに、地域経済活性化支援機構(REVIC)や日本人材機構の一層の活用を促進
- 地域金融機関による企業の事業承継や事業再生等における支援を目的とする議決権保有制限(いわゆる5%ルール)の見直しについて、健全性の確保等に留意しつつ検討

◆地域のインフラ維持と競争政策

✓地域銀行

- 地域における基盤的サービスを維持するため、特例的に経営統合が認められるよう、特例法を設ける
- 10年間の時限措置とし、2020年の通常国会に特例法の法案提出を図る

『『まち・ひと・しごと創生総合戦略』(2018改訂版)』における
金融庁関連の主な施策(抜粋)

Ⅲ. 今後の施策の方向

3. 政策パッケージ

(1) 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

(ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

D 地域企業の経営体制の改善・人材確保等

② リスク性資金の充実に向けた環境整備

地方に投資を呼び込み、生産性が高く活力に溢れた産業を取り戻すためには、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化が進められるとともに、収益化まで息の長いプロジェクトに十分な資金を供給するため、リスク性資金の充実が重要である。

このため、地域企業が更なる成長を目指し「攻めの経営」に転じることができるよう、金融機関や支援機関等によるローカルベンチマーク等の活用により、地域企業の経営改善・ガバナンスの強化を図る。

また、リスク性資金の充実を図るため、地域金融機関等が設立する地域ファンドがその役割を十分に果たすことが重要であり、これを促進するため、株式会社日本政策投資銀行(以下「DBJ」という。)、株式会社日本政策金融公庫などの政府系金融機関、株式会社地域経済活性化支援機構(以下「REVIC」という。)や中小機構等の政府系機関、さらには地域金融機関等が連携し、地域企業に資本性資金を供給する取組を促すとともに、地域の中核企業等の出資ニーズに応えられるよう、中小機構によるファンドへの出資上限額の引上げによる出資機能の強化を図る。

また、証券会社やプライベートエクイティファンド等に対しても、それぞれの機能をいかした取組を促す。

さらに、中長期的に民間が自律的に資金を供給することを目指し、官民の金融に関わるプレイヤーが、適切に役割分担し、企業側の多様な需要に応えられるような資金供給パターンを数多く作り上げていくよう促す。

④ 事業承継の円滑化、事業再生、経営改善支援、人材確保等

都道府県が地域の支援機関をネットワーク化し、事業承継診断を通じて、経営者に早期・計画的な事業承継の気付きの機会を与えるプッシュ型の支援を行う。さらに、後継者不在の中小企業・小規模事業者に対する事業引継ぎ支援センターの相談対応・マッチング支援を一層強化するとともに、事業引継ぎ支援センターと「地域おこし協力隊」、「プロフェッショナル人材戦略拠点」が連携して外部の経営人材をマッチングするモデル事業に取り組む。さらに、第三者への事業引継ぎ支援を強化するため、中小機構の事業引継ぎ支援データベースへの参画を金融機関や民間仲介業者等に対しても促し、全国大のデータベースを構築する。また、地域特性に応じて、地方公共団体が事業承継の先導的な取組を進める場合に、地方創生推進交付金等により積極的に支援する。事業承継ニーズを抱える中小企業・小規模事業者を取引先とする地域金融機関に対しては、事業引継ぎ支援センターと一層積極的に協力するよう求めていく。

H 総合的な支援体制の改善

② 地域企業を応援するためのパッケージとなるような施策の実施

(1)-(ア)の関係施策を有効に実施していくため、産業・金融・地方公共団体が一体となった総合支援体制の整備・改善を進める。

具体的には、産業・金融両面からの政府の支援等を総合的に実施し、様々なライフステージにある企業の課題解決や生業的な分野¹を含む多様な事業者の起業・持続的な発展に向けた自主的な取組を官民一体で支援する。この際、支援策については、その内容や具体的な活用方法について、企業や地域金融機関、政府系金融機関、地方公共団体への更なる周知を図る。

なお、このような観点から、金融機関等の地域企業を支援する取組をモニタリングするとともに、地方創生に資する特徴的な取組事例を表彰し公表する。

「まち・ひと・しごと創生基本方針 2019」における 金融庁関連の主な施策（抜粋）

V. 各分野の施策の推進

1. 地方にしごとをつくり安心して働けるようにする、これを支える人材を育て活かす

(1) 強靱な地域経済社会システムの確立と地域への人材展開の強化

◎地域経済の主な担い手である中小企業の生産性向上と収益力強化

地域商社に対する銀行の議決権保有制限（いわゆる5%ルール）の規制改革を進めることで、地域金融機関による地域商社事業への資金供給の環境整備を図る。

◎「地域人材支援戦略パッケージ」による新たな経営人材還流の促進

「地域人材支援戦略パッケージ」に集中的に取り組み、地域の中堅・中小企業の経営課題解決に必要な人材マッチングを抜本的に強化する。具体的には、人材支援に関する基盤的事業として、各道府県に設置している「プロフェッショナル人材戦略拠点」における経営相談体制の強化等により、地域企業等の即戦力人材ニーズを掘り起こし、副業・兼業による対応を含めた最適なソリューションを提供する。これに加え、地域金融機関等のノウハウを活用した地域企業に対する経営支援と人材ニーズの発掘を行う先導的な事業の検討を行う

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

(1) 地方創生 SDGs の実現などの持続可能なまちづくり

◎地方創生 SDGs 金融の推進

SDGs の達成に取り組む企業の非財務的価値や ESG（環境・社会・ガバナンス）要素等も評価し、金融市場から資金流入を通じて成長を支援する「SDGs 金融」を進める。あわせて、資金の流れを地域事業者や地域経済に還流させ、地方創生につながる「地方創生 SDGs 金融」の先進的取組事例の調査・検討や、その普及展開を図る。

¹ 家族従事者に依存している個人商店等に見られる、家計を維持することを主に目的とする経営で成り立つ事業分野。

第2節 政府の外国人材の受入れと共生社会の実現に向けた施策における金融庁の取り組み（別紙1～2参照）

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策（金融庁関連箇所抜粋）

平成30年12月25日

II 施策

2 生活者としての外国人に対する支援

(2) 生活サービス環境の整備等

① 医療・保健・福祉サービスの提供環境の整備等

【現状認識・課題】

医療機関を受診する外国人の増加を踏まえ、外国人にとっての医療機関の利便性の向上など、外国人が安心して医療サービス等を受けられる環境の整備を図ることが必要である。他方、外国人に医療費の支払能力がないため医療機関が負担している場合もあることから、外国人が就労する事業所における民間保険及び訪日外国人旅行客を対象とする旅行保険への加入も促進する必要があるほか、予防接種や入国前の健康状態の確認等の感染症対策も進める必要がある。

あわせて、外国人が生活に困窮した際の相談等の福祉サービスに係る環境の整備を進めることも必要である。

【具体的施策】

(略)

- 訪日外国人観光客が、予期せぬ病気や怪我の際に、不安を感じることなく医療等を受け、安全に帰国することができるよう、訪日外国人旅行客自身の適切な費用負担を前提とした旅行保険への加入を促進する。

[観光庁、金融庁、法務省、外務省]

(略)

⑤ 金融・通信サービスの利便性の向上

【現状認識・課題】

外国人が我が国で生活していくに当たっては、家賃や公共料金の支払、賃金の受領等の様々な場面において、金融機関の口座を利用することが必要となることから、外国人が円滑に銀行口座を開設できるようにするための取組を進めていく必要がある。

(略)

【具体的施策】

- 全ての金融機関において、特定技能の在留資格を有する者及び技能実習生が円滑に口座を開設できるよう、要請する。また、多言語対応の充実や、口座開設に当たっての在留カードによる本人確認等の手続の明確化など、銀行取引における外国人の利便性向上に向けた取組を行う。
- こうした取組について、金融機関において、パンフレットの配布等を通じてその内容を積極的に周知するとともに、ガイドラインや規定の整備に取り組む。
[金融庁、法務省、厚生労働省、農林水産省]
- 受入れ企業は特定技能の在留資格を有する者及び技能実習生が金融機関において円滑に口座を開設できるように必要なサポートを行う。 [法務省]

(以下略)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策の充実について (金融庁関連箇所抜粋)

令和元年6月18日
外国人材の受入れ・共生に関する
関係閣僚会議幹事会

2. 共生社会実現のための受入れ環境整備

(3) 生活サービス環境の改善等

○ 金融機関における外国人の口座開設に係る環境整備【新規】

外国人が、金融機関において、円滑に口座を開設できるよう、やさしい日本語を含む14か国語による多言語対応の充実や手続の明確化等の取組を進める。また、特殊詐欺やマネー・ローンダリング等への対策の観点から、在留カードを利用するなどして、金融機関が外国人の在留期間を把握して口座を適切に管理できるようにしたり、口座売買などの犯罪に関与した場合は上陸拒否や国外退去となり得る旨を周知するほか、外国人に対し出国に際して口座の解約を促したりするため、外国人向けパンフレット及び受入れ機関向けパンフレットの作成や、金融機関向けの取組事例集による周知、口座利用の制限や解約の要件を明確化するための普通預金規定の整備等の措置を講じる。あわせて、外国人が無免許・無登録の金融機関を利用しないよう周知する。〔金融庁〕《関連施策番号43、44》

第3節 金融に関する税制

平成31年度税制改正要望にあたり、

- ・ 家計の安定的な資産形成の実現
- ・ 金融のグローバル化への対応
- ・ その他の重要項目

を柱とし、種々の税制改正要望を行った。

この結果、平成31年度税制改正大綱（2018年12月21日閣議決定）において以下の内容が盛り込まれた（別紙1参照）。主要項目は以下のとおり。

1. NISAの利便性向上

NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出され、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品はNISA口座に戻す（移管する）ことはできなかったが、一時的に出国される場合においても、引き続きNISA口座の保有を可能とする（最長5年）措置が講じられた。

2. 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応

過大支払利子税制は、企業が関連者に対して、過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度である。OECDのBEPS（Base Erosion and Profit Shifting）プロジェクトの最終報告書（2015年公表）の勧告を踏まえた見直しが行われたが、我が国の金融マーケットへの影響に配慮して、下記2点の措置が併せて講じられた。

- ①対象となる支払利子の範囲から、利子の受領者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子（国内金融機関からの借入れに係る利子等）を除外。
- ②（持株会社への配慮として、）50%超の資本関係のある内国法人グループ全体（持株会社と子会社等）で調整所得金額を計算。

3. 火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長

損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大しており、異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準である。巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐えうる、十分な残高の確保・維持が必要不可欠なため、火災保険等に係る特例積立率を6%（現行5%）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する措置が講じられた。

平成31年度税制改正について

— 税制改正大綱における金融庁関係の主要項目 —

平成30年12月
金融庁



1. 家計の安定的な資産形成の実現

◆ NISA制度の恒久化 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- NISA制度については、口座数・買付額ともに順調に推移し、家計の安定的な資産形成のツールとして広く定着しつつあるが、時限措置であるため、制度の持続性の確保を求める声が多い。

※1 口座数:約1,197万件、買付額:約14.5兆円(一般・つみたての合計、2018年6月末時点)

※2 「一般NISA」等は2023年まで、「つみたてNISA」は2037年までの時限措置

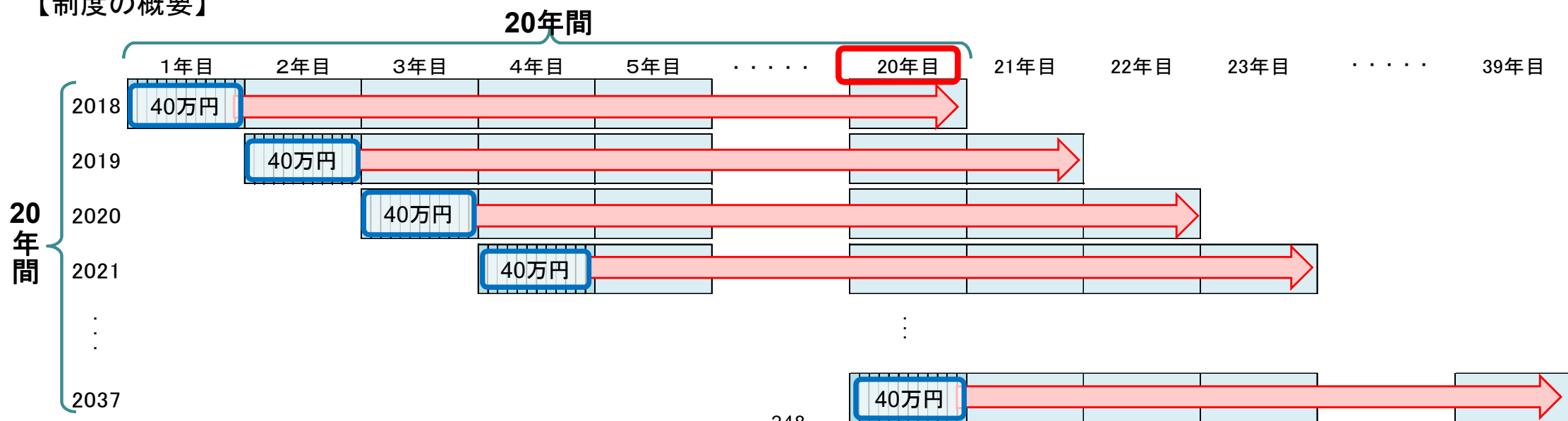
- 特に、「つみたてNISA」については、本年から投資を開始する人は20年間のつみたて期間が確保できる一方、来年以降は、つみたて期間が一年ずつ縮減し、長期の積立投資を奨励する制度であるにもかかわらず、20年のつみたて期間が確保されない。

【大綱の概要(検討事項)】

金融所得に対する課税のあり方について、家計の安定的な資産形成を支援するとともに、所得階層別の所得税負担率の状況も踏まえ、税負担の垂直的な公平性等を確保する観点から、関連する各種制度のあり方を含め、諸外国の制度や市場への影響も踏まえつつ、総合的に検討する。

NISAについては、その政策目的や制度の利用状況を踏まえ、望ましいあり方を検討する。

【制度の概要】



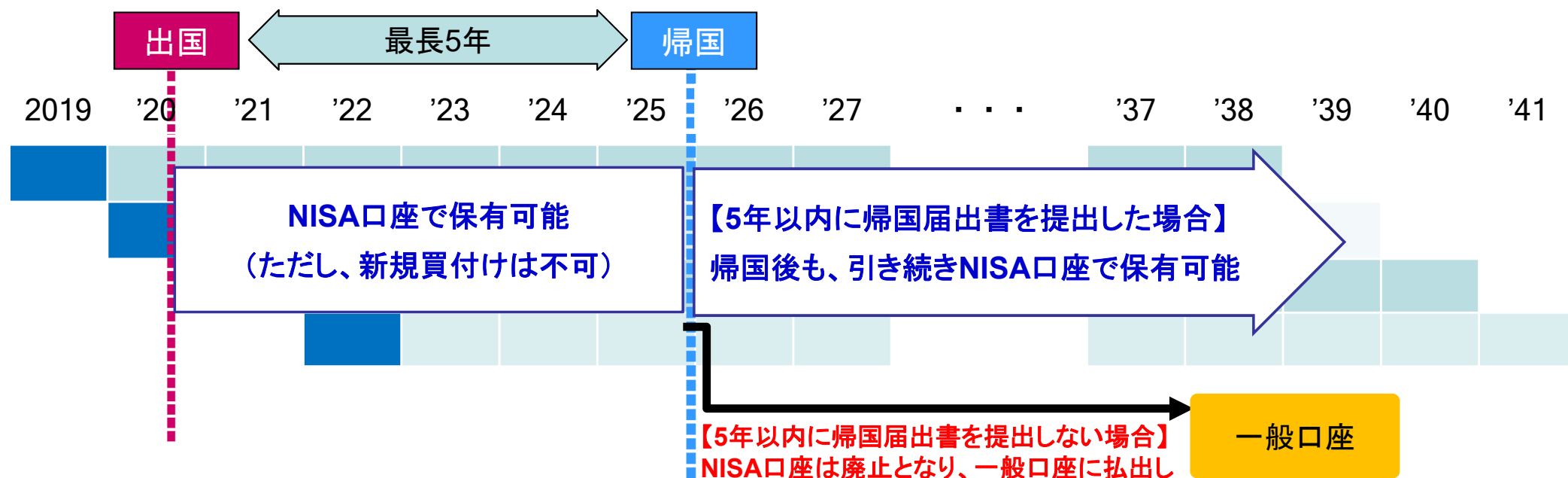
◆ NISA口座保有者の出国に伴う対応 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- NISA口座保有者（一般NISA、つみたてNISA）が海外転勤等により一時的に出国する場合、既にNISA口座で保有している商品は課税口座に払い出されることになる。また、帰国後においても、一旦課税口座に払い出された商品は、NISA口座に戻す（移管する）ことはできない。

【大綱の概要】

- 海外転勤等により一時的に出国する場合においても、引き続きNISA口座での保有を可能とする（最長5年）。
（注1） 出国により非居住者となっている間の新たな買付けはできない。
（注2） 帰国の際には届出書の提出が必要。



◆ 金融所得課税の一体化(金融商品に係る損益通算範囲の拡大)〔金融庁主担、農水省・経産省が共同要望〕

【現状及び問題点】

- 金融商品間の損益通算の範囲については、平成28年1月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたところ。
- しかしながら、デリバティブ取引・預貯金等については、未だ損益通算が認められていない。

【大綱の概要(検討事項)】

デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備し、証券・金融、商品を一括して取り扱う総合取引所の実現にも資する観点から、多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある方策の必要性を踏まえ、検討する。

金融商品に係る課税方式

	インカムゲイン	キャピタルゲイン／ロス
上場株式・公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・公募公社債投信	28年1月～ 源泉分離→申告分離	28年1月～ 非課税→申告分離
デリバティブ取引	申告分離	
預貯金等	源泉分離	—

現在、損益通算が認められている範囲

◆ 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充及び恒久化 [文科省主担、金融庁が共同要望]

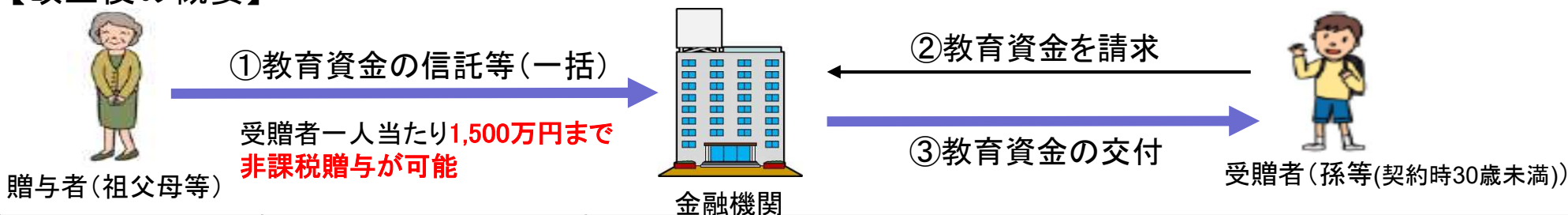
【現状及び問題点】

- 世代間の資産移転を後押しし、贈与された資金が教育資金として有効に活用される仕組みとして、教育資金一括贈与の特例が平成25年4月より導入。本特例は、その創設以来、口座数・設定額ともに順調に推移。
- 他方、依然として個人金融資産の約6割は高齢者世帯に偏重している中、子育て世代の教育費負担は重く、特例の継続(恒久化)を求める声が多い。
- また、金融機関から教育資金を払い出す際に、少額であっても、教育目的であることを証明できる領収証の提出が求められることが利用促進を阻害しているため、事務手続の簡素化を求める声がある。

【大綱の概要】

- 2019年3月末までの時限措置とされている本特例を、2021年3月末まで2年延長する。
- その際、制度趣旨を踏まえ、贈与時の受贈者の合計所得金額が1,000万円超である場合には適用除外とするなど、一定の見直しを行う。

【改正後の概要】



	見直し前	見直し後
受贈者の所得要件	なし	贈与時に合計所得金額が1,000万円以下
教育資金の範囲	年齢を問わず一律に設定	23歳以上は学校等に支払われる費用等に限定(スポーツジム費用等は対象外)
贈与者死亡時の未使用残高	相続財産に加算されない	贈与者の相続開始前3年以内に行われた贈与について、①23歳未満である場合、②学校等に在学している場合、③教育訓練を受けている場合、のいずれかに該当する場合を除き、相続財産に加算
教育資金契約の終了事由	30歳到達時	30歳到達時において現に在学している受贈者については、在学期間終了時又は40歳到達時のいずれか早い日まで適用可能

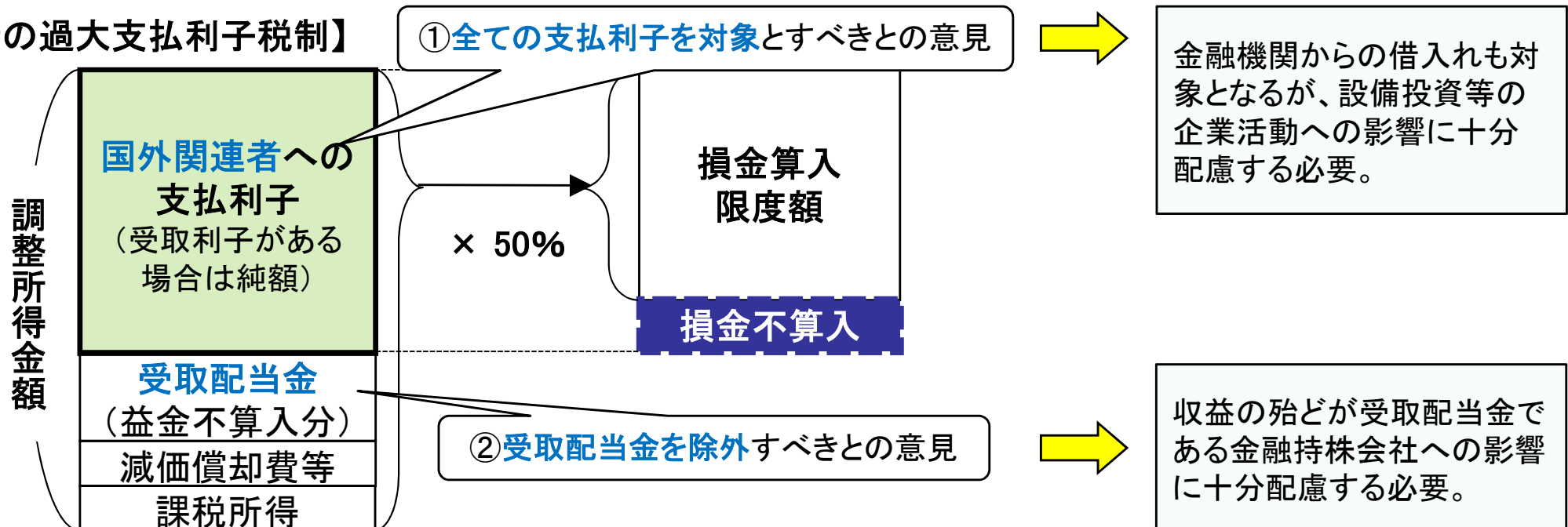
2. 金融のグローバル化への対応

◆ 過大支払利子税制の見直しに伴う金融マーケットへの対応 [金融庁]

【現状及び問題点】

- **過大支払利子税制**は、企業が関連者に対して過大な利子を支払うことにより税負担を圧縮する租税回避を防止する観点から、過大と認められる利子部分を損金不算入（課税）とする制度。
- 2015年、OECDは、**BEPS** (Base Erosion and Profit Shifting) **プロジェクト**に関する最終報告書を公表。過大支払利子税制についてもコモン・アプローチを示しているところ。
- 今後、我が国において、多国籍企業による租税回避の防止という(BEPSの)観点から、過大支払利子税制の見直しを行う場合に、**金融マーケットへの影響**も十分考慮する必要。

【現行の過大支払利子税制】



【大綱の概要】

- 対象となる支払利子の範囲から、利子の受領者において我が国の課税対象所得に含まれる支払利子（国内金融機関からの借入れに係る利子等）を除外する。
- （持株会社への配慮として、）50%超の資本関係のある内国法人グループ全体（持株会社と子会社等）で調整所得金額を計算する。

◆ 外国子会社合算税制(CFC税制)に係る所要の措置 [金融庁]

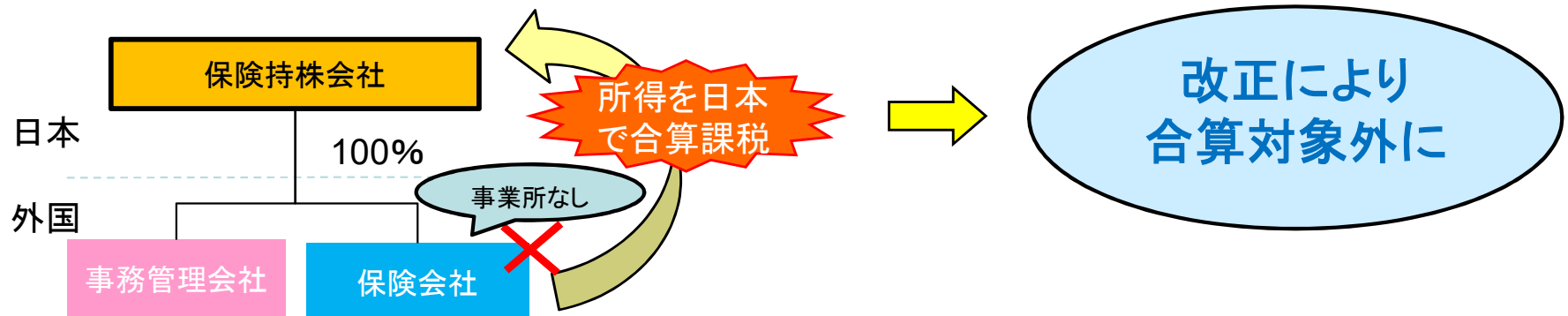
【現状及び問題点】

- 外国子会社合算税制(CFC税制)とは、軽課税地国に所在する外国子会社等(CFC)を用いた租税回避行為を防止する観点から、一定の外国子会社等の所得を合算して、日本で課税する制度。
- 平成29年度税制改正において、現地に事業所等がない場合は合算対象となる改正がなされたが、実質的に現地で事業(保険)を営んでいると認められる場合には、競争上不利にならないよう合算課税の対象から除外される措置がなされているところ。
- しかしながら、実質的に現地で事業(保険)を営んでおり、租税回避目的がないにもかかわらず、未だ措置の対象にならない場合があり、早期是正を望む声がある。

※2018年度より、米国において法人税率が35%から21%へと大幅な引き下げが行われ、特に問題が顕在化

【大綱の概要】

- 外国子会社合算税制における保険委託者特例の見直しを行い、競争上不利とならないよう、一定の要件を満たす保険持株会社の外国子会社の所得を合算対象外とする。



実質的に保険業を営んでいるが保険持株会社の傘下の外国法人の場合、合算の対象

◆ クロスボーダーの債券現先取引(レポ取引)に係る非課税措置の拡充及び恒久化又は延長

[金融庁主担、財務省が共同要望]

【現状及び問題点】

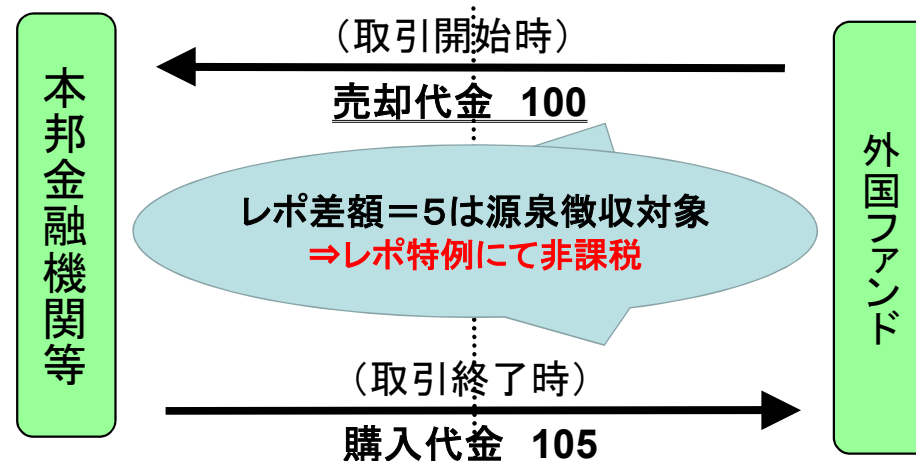
- クロスボーダーのレポ取引(本邦金融機関が外国金融機関に債券を売却し、一定期間後に買戻す取引)については、そのレポ差額について、非課税(レポ特例)とされている。
- 平成29年度税制改正により、**外国ファンド**との間のレポ取引についても非課税措置の対象と認められた(2年間の時限措置、日本国債レポのみが対象)。
- 一方、外国債券を対象とするレポ取引については特例の対象外となっており、**本邦金融機関は、国際的な短期マーケットにおいて外貨流動性の主要な出し手である外国ファンドと、直接取引することが難しい状況。**

【大綱の概要】

- 海外ファンドが国内金融機関等と行う日本国債レポ取引について、受け取る利子等を非課税とする措置を2年間延長する。
- 本措置の適用対象を外国債券(米、ユーロ圏、英、豪州の国債等)へ拡充する。

海外ファンドとの日本国債・外国債レポ取引

(国内金融機関が債券を売却し、一定期間後に買い戻す取引)



3. その他の重要項目

◆生命保険料控除制度の拡充 〔金融庁〕

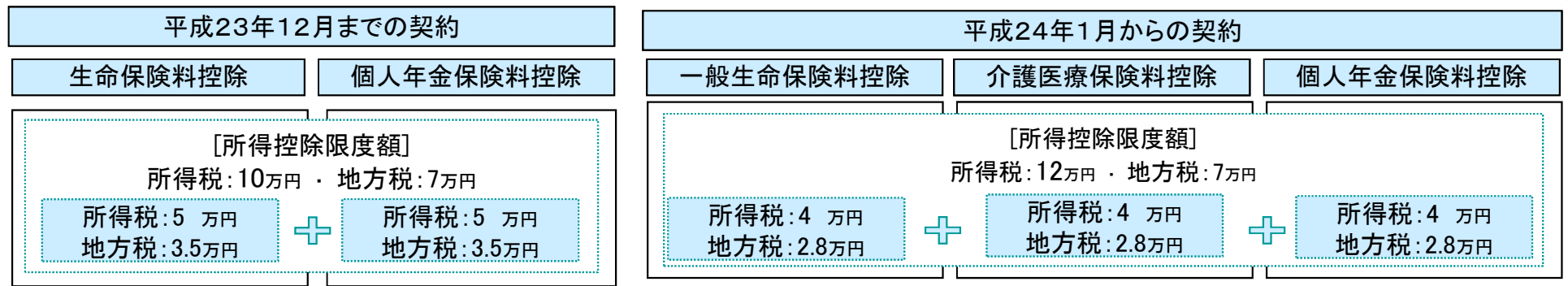
【現状及び問題点】

- 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払った生命保険料のうち、一定の金額の所得控除が可能。
- 国民の自助・自立のための環境整備の観点から、社会保障制度の見直しに応じて、生命保険料控除制度を拡充していくことが必要。

【大綱の概要(検討事項)】

老後の生活など各種のリスクに備える資産形成については、企業年金、個人年金等の年金税制、貯蓄・投資、保険等の金融税制が段階的に整備・拡充されてきたが、働き方の多様化が進展する中で、働き方の違い等によって税制による支援が異なること、各制度それぞれで非課税枠の限度額管理が行われていることといった課題がある。(中略)こうした認識の下、関係する諸制度について、社会保障制度を補完する観点や働き方の違い等によって有利・不利が生じないようにするなど公平な制度を構築する観点から、諸外国の制度も参考に、包括的な見直しを進める。

【現行制度】



【要望する制度】



◆火災保険等に係る異常危険準備金制度の拡充及び延長 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

- 損害保険会社では、大型台風、雪害、洪水等の自然災害への保険金支払いが近年増大⇒ 異常危険準備金の大幅な取崩しを余儀なくされ、残高が低水準。
- 巨大自然災害に対する保険金の支払いに耐える、十分な残高の確保・維持が必要不可欠。

【大綱の概要】

- 火災保険等に係る特例積立率を6%（現行5%）に引き上げた上、その適用期限を3年延長する。

現行

改正後

洗替保証率（現在30%）を超えて積立を行う場合は、本則2%の積立率を適用

30%

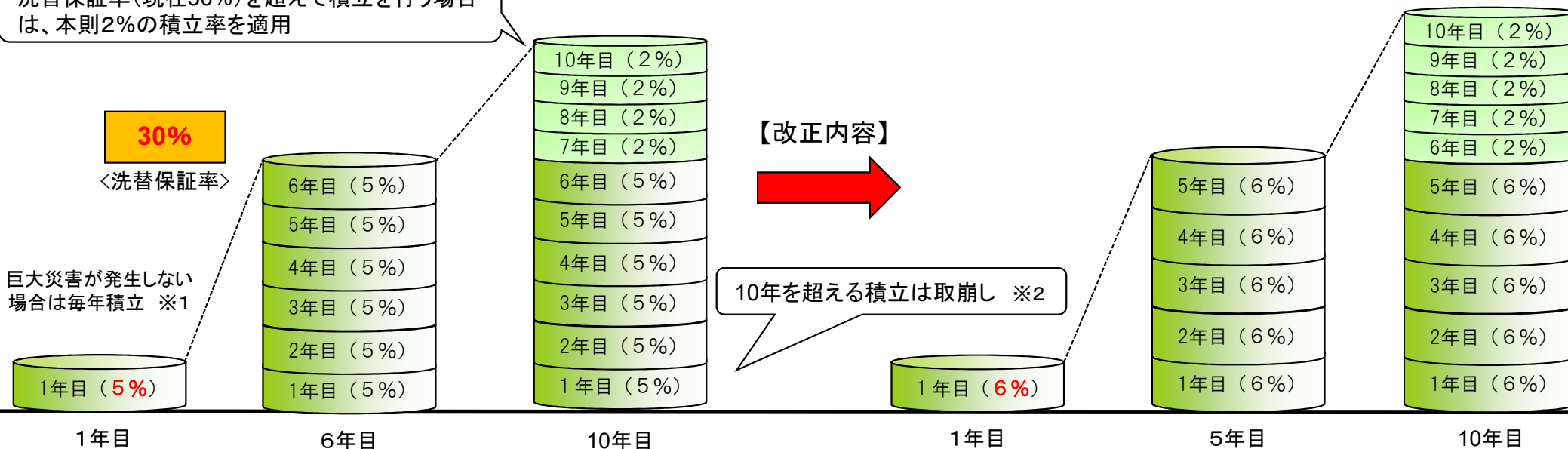
〈洗替保証率〉

巨大自然災害が発生しない場合は毎年積立 ※1

【改正内容】

10年を超える積立は取崩し ※2

積立率6%（経過措置分4%）に上げたうえ延長



※1 支払保険金の総額が正味収入保険料の50%を超える場合、当該超過額を取崩しで支払いに充てる。

※2 ただし、残高が30%に達するまでは取崩し不要。

4. その他の要望項目

◆ 協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の延長 〔金融庁〕

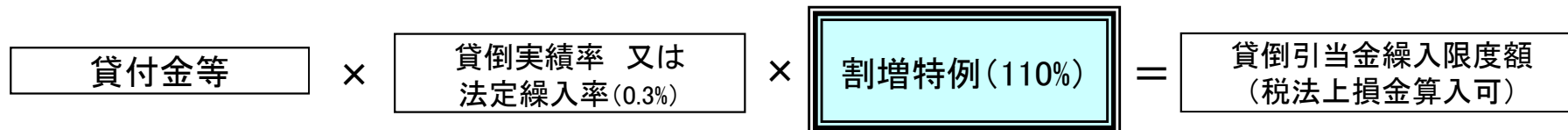
【現状】

- 協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱く、景気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。
- 一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させる手段が乏しい。
- このため、協同組織金融機関の内部留保の充実をとおして、中小企業及び個人への金融仲介機能を果たすという基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割増特例措置が認められている。
⇒ 平成31年3月末で期限切れ

【大綱の概要】

- 貸倒引当金繰入限度額の割増特例については、廃止（ただし、経過措置として、割増率を年2%ずつ段階的に引き下げていくこととする。）。

一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の算出方法



廃止（割増率を年2%ずつ段階的に縮小）

◆ 日本版スクークに係る非課税措置の延長 〔金融庁〕

【現状及び問題点】

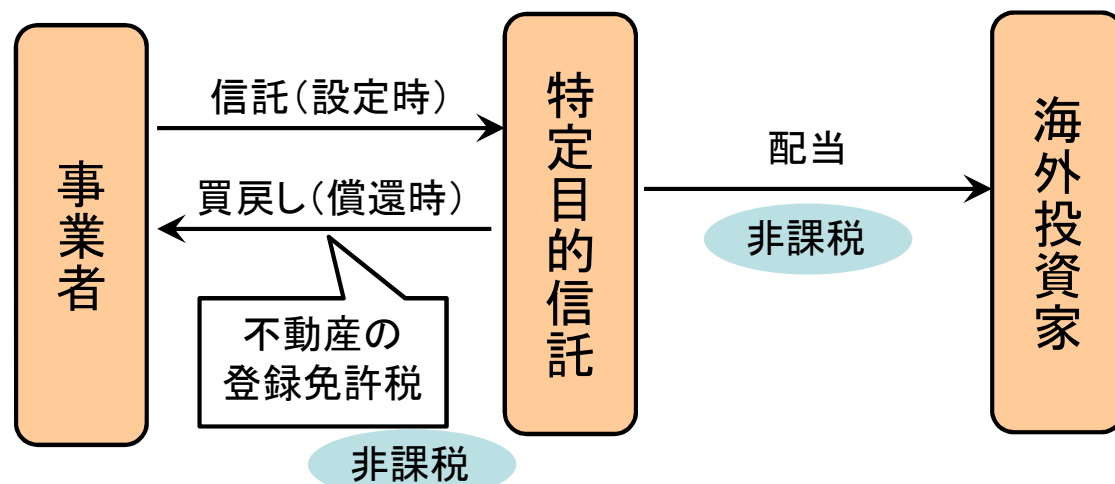
- イスラム投資家による投資を可能にするため、特定目的信託の発行する社債的受益権（日本版スクーク）に関する税制（日本版スクークに係る海外投資家への配当及び信託からの不動産の買戻しに係る登録免許税の非課税化）が、平成23年度の税制改正によって措置された。
- 日本版スクークの発行を促し、イスラム・マネーを我が国に呼び込み日本市場の活性化を図るとともに、イスラム金融・文化に対する理解を内外に示す観点から、これらの非課税措置の継続が重要と考えられるが、これらの非課税措置の適用期限は平成31年3月末とされている。

【大綱の概要】

- 日本版スクークに係る非課税措置を3年延長する。

【現行】

＜日本版スクークに係る非課税措置＞
（平成31年3月末まで）



【要望結果】

登録免許税及び配当に係る
非課税措置の延長

◆ 特定口座の利便性向上 [金融庁]

【現状及び問題点】

○ 中長期の業績向上に向けたインセンティブを付与することを目的に上場会社の役職員等に付与される事後交付型の株式報酬については、平成29年4月以降、損金算入が可能となったことにより、導入する企業が増加。

○ 一方、事後交付型の株式報酬について、現行では一般口座で保有することしかできない。

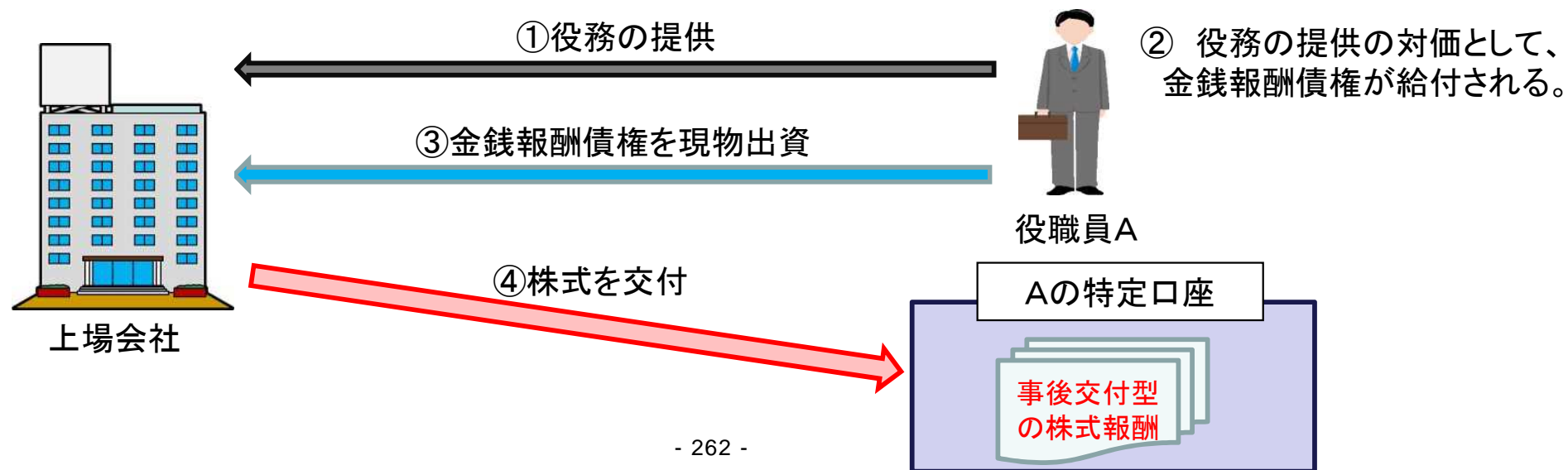
(※)事後交付型の株式報酬:事前に交付する株式数を確定した上で、一定の職務執行期間が終了した後に交付される株式(いわゆる「事後交付型リストラクテッド・ストック」)や、一定の業績連動期間が終了した後に、その間の業績等に応じて交付される株式(いわゆる「パフォーマンス・シェア」)

(※)事後交付型の株式報酬の導入企業:26社(平成30年6月30日時点)

(※)一般口座では、取得価額等は管理されず、顧客自身が自らの計算で「年間取引報告書」を作成し、確定申告する必要。

【大綱の概要】

○ 特定口座に受け入れることができる上場株式等の範囲に、事後交付型の株式報酬として交付される上場株式等を加える。



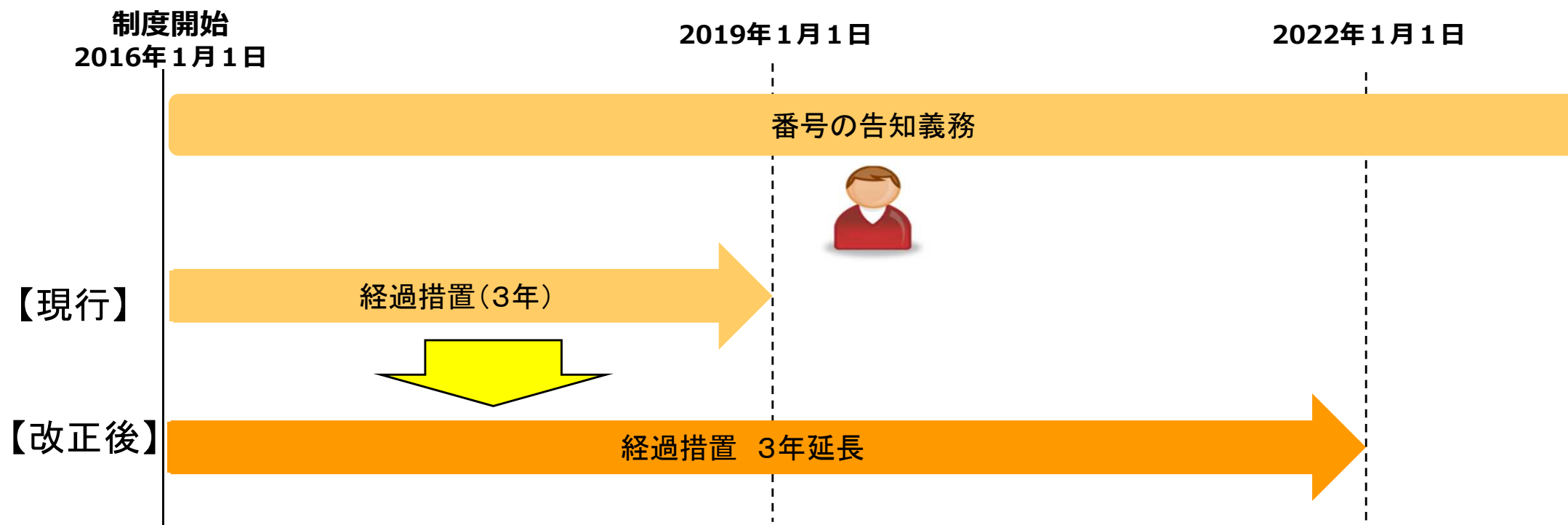
◆ 番号の告知に関する所要の措置 [金融庁]

【現状及び問題点】

- 2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客に係るマイナンバー告知義務について、同日から3年の経過措置が規定されているところ、証券会社等から求めを行っているにもかかわらず、マイナンバー取得割合は、41.4%(2018年6月末)にとどまっており、経過措置期間内の取得が困難な状況。

【大綱の概要】

- 2016年1月1日より前に証券口座を開設した顧客に係るマイナンバーの告知期限を、3年間延長する。



第4節 規制・制度改革等に関する取組み

I 規制・制度改革に関する取組み

1. 概要

政府においては、2018 事務年度も、「規制改革推進会議」やその下に設置された行政手続部会及び5つのWG等において、規制・制度改革に関する議論がすすめられ、「規制改革推進に関する第4次答申」(2018年11月19日)、「規制改革に関する第5次答申」(2019年6月6日)を踏まえ、「農林」「水産」「医療・介護」「保育・雇用」「投資等」「その他の重要課題」及び「行政手続コストの削減」の各重点分野から構成される「規制改革実施計画」が策定された(2019年6月21日閣議決定、以下「2019年実施計画」という)。

なお、同計画に定められた措置については、内閣府が毎年度末にその実施状況に関するフォローアップを行い、その結果を規制改革推進会議に報告するとともに、公表することとされている。

また、広く国民や企業等からの提案を受け付ける目的で2013年3月に開設された「規制改革ホットライン」には、規制改革提案が定期的に寄せられており、金融庁もそれらの提案の是非について随時検討を行った。

2. 2018 事務年度に措置した規制・制度改革事項

(1) 「2018年実施計画」(2018年6月15日閣議決定)に盛り込まれた規制の見直し

- ・ 融資型クラウドファンディング(貸付型クラウドファンディング、P2Pレンディング、ソーシャルレンディングとも呼ばれる。)については、これまで貸付先の匿名化等が行われてきたが、投資者が貸付先に接触しない等の一定の措置を講じることで、貸付先の情報開示が可能となる解釈を公表した。
- ・ 金融商品取引業者等が、その業務の内容について広告等を行う場合、当該業務の内容に関連する協会の名称の記載のみを義務付け対象とすべく、金融商品取引業者等に関する内閣府令の改正を行い、2019年6月5日から施行した。
- ・ 貿易金融に係る信用リスクの計測方法に関し、金融機関の自己資本比率の算定上、貿易関連偶発債務に関わらず、「短期かつ流動性の高い貿易関連取引」を残存期間の下限の適用対象外とすべく、告示(銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準等)の改正を行い、2019年3月31日から施行した。
- ・ 認定経営革新等支援機関における行政手続に関し、申請者の負担軽減のため、2018年7月に、一定の条件を満たす場合には、申請の際に役員構成の記載を省略できるよう手続の簡素化を行った。また、従たる事務所の所在地等の変更について、書面での届出を不要とし、電子メールでの届出を認めることとした。

(2) 「規制改革ホットライン」に寄せられた提案に関する規制の見直し

- ・特定銀行代理業者等や当座預金業務を営む銀行等の休日に係る規制につき、銀行法施行令の一部改正を行った（2018年8月15日公布、同年8月16日施行）。
- ・労務の対価として一定期間の譲渡を制限した株式（譲渡制限付株式）を交付する場合は、（1）交付対象者が発行会社等の役員等に限定されていること、（2）発行する株式の譲渡についての制限に係る期間が設けられていることを条件に、有価証券報告書の提出を不要とし、臨時報告書の提出事由とするための金融商品取引法施行令等の改正を行った（2019年6月21日公布、同年7月1日施行）。
- ・金融再生法等における開示債権と、銀行法等におけるリスク管理債権を一本化するため、銀行法施行規則等の改正案に係るパブリックコメントを実施した（2019年5月）。

3. 2019 事務年度に取り組む規制・制度改革事項

「2019年実施計画」に盛り込まれた以下の事項について、検討を行うこととしている。

(1) 投資等分野

①フィンテックによる多様な金融サービスの提供

- ・資金移動業者の口座への貸金支払
- ・資金移動業の送金上限
- ・前払式支払手段の払戻し
- ・中小零細企業の資金調達の多様化
- ・本人確認手続の効率化

②地方創生のための銀行の出資規制見直し

(2) その他重要課題

- ・総合取引所の実現
- ・各種国家資格等における旧姓使用の範囲拡大

また、規制改革ホットラインに寄せられた提案の是非についても、随時検討を行う。

II 産業競争力強化法に基づく要望・照会への対応

1. 本制度の概要

産業競争力強化法（2014年1月20日施行）において、新事業へチャレンジする事業者を後押しするため、「グレーゾーン解消制度」及び「新事業特例制度」が創設された。

「グレーゾーン解消制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、具体的な事業計画に則し、あらかじめ規制の適用の有無を確認することができる制度であり、「新事業特例制度」は、新しく事業活動を実施しようとする事業者が、一定の要件を満たすことを条件として、企業単位で規制の特例措置を認める制度である。手続きの流れとしては、事業者が事業所管省庁に照会や要望をし、事業所管省庁が規制所管省庁に確認等を求める形となっている（通常照会等を受け付ける前に事前相談が行われる）。

2. 本制度の実績

2018 事務年度においては、金融庁は事業所管省庁として、グレーゾーン解消制度に基づく照会書、企業実証特例制度に基づく要望のいずれも提出を受けなかった。また、規制所管省庁としては、事業所管省庁からのグレーゾーン解消制度に基づく照会 2 件（①金融機関による太陽光発電事業に係る顧客の紹介、②給与前払いサービス）に対応し、回答を公表した。

第5節 コーポレートガバナンスの実効性の向上について

I コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み・進捗状況

1. コーポレートガバナンス改革の深化に向けたこれまでの取組み（別紙1参照）

金融庁においては、成長戦略の一環として、

- ① 2014年2月に機関投資家の行動原則であるスチュワードシップ・コードを策定し、機関投資家に対して、企業と建設的な対話を行い、中長期的視点から投資先企業の持続的成長を促すよう働きかけるとともに、
- ② 2015年6月に上場企業の行動原則であるコーポレートガバナンス・コードを策定し、上場企業に対して、幅広いステークホルダーと適切に協働しつつ、実効的な経営戦略の下、中長期的な資本効率等の改善を図るよう促す取組みを進めてきている。

また、両コードの普及・定着状況をフォローアップするとともに、上場企業のコーポレートガバナンスの更なる充実に向けて、必要な施策を議論・提言することを目的として、「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」（以下、フォローアップ会議という）が設置され、2017年5月には、スチュワードシップ・コードを改訂した。また、2018年6月には、コーポレートガバナンス・コードの改訂と「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定が行われた。

2. コーポレートガバナンス改革の進捗状況（別紙2参照）

両コードを「車の両輪」として、コーポレートガバナンスの強化に向けた取組みが進められてきたところ、以下のような進捗が見られる。

- ① 独立社外取締役を2名以上選任する企業が大きく増加し、東証一部上場企業において9割を超える。
- ② 女性取締役を選任している上場会社は、JPX日経400において5割を超える。
- ③ 個別の議決権行使結果の公表を実施する機関投資家が大きく増加している。
- ④ スチュワードシップ・コードの受入れを表明している企業年金は19基金に増加している。（2018年以降、新たに12基金が受入れを表明）

II コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4））の公表について（別紙3、4参照）

2018年11月より、フォローアップ会議において、スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードの改訂等を踏まえた、機関投資家及び企業の取組状況の検証を行った。その中で、更なる課題として、企業側について、委員構成等により必ずしも指名委員会・報酬委員会の機能が十分発揮されていない例や、企業年金資産に占める政策保有株式が過大となっている例等について指

摘がなされた。また、投資家側についても、企業との対話の中身が依然として形式的なものに留まっている例や、自らの説明責任を果たすことに必ずしも積極的でない例等について指摘がなされた。

こうした議論を踏まえ、2019年4月に、コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性（「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書（4））を取りまとめた。本意見書においては、足下の課題を踏まえたスチュワードシップ・コードの更なる改訂及びコーポレートガバナンス・コードの残された課題について、フォローアップ会議としての検討の方向性を示している。

コーポレートガバナンス改革推進の経緯

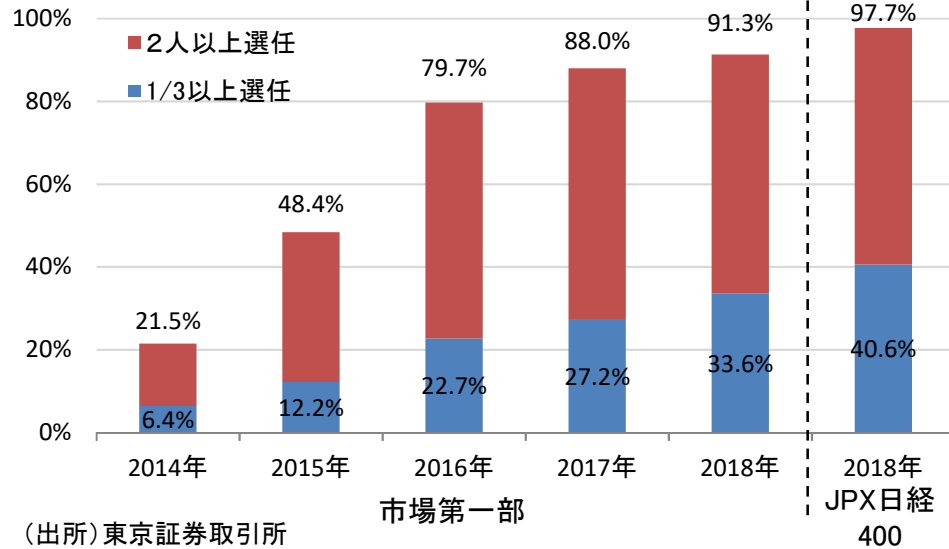
(別紙1)

- 2013年 6月 **「日本再興戦略」**
機関投資家が、対話を通じて企業の中長期的な成長を促すなど、受託者責任を果たすための原則(日本版スチュワードシップ・コード)について検討し、取りまとめる。
- 2014年 2月 **スチュワードシップ・コード策定**
- 6月 **「日本再興戦略」改訂2014**
上場企業のコーポレートガバナンス上の諸原則を記載した「コーポレートガバナンス・コード」を策定する。
- 2015年 6月 **コーポレートガバナンス・コード適用開始**
- 「日本再興戦略」改訂2015**
両コードが車の両輪となって、投資家側と会社側双方から企業の持続的な成長が促されるよう、積極的にその普及・定着を図る必要がある。
- 8月 **「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」設置**
- 2016年 6月 **「日本再興戦略 2016」**
コーポレートガバナンス改革は、引き続き、アベノミクスのトップアジェンダであり、今後は、この改革を「形式」から「実質」へと深化させていくことが最優先課題である。
そのためには、機関投資家サイドからの上場企業に対する働きかけの実効性を高めていくことが有効であり、これにより、中長期的な視点に立った「建設的な対話」の実現を強力に推進していく。
- 2017年 5月 **改訂版スチュワードシップ・コード公表**
- 6月 **「未来投資戦略 2017」**
コーポレートガバナンス改革を「形式」から「実質」へと深化させていくため、引き続き、フォローアップ会議における議論・検討等を通じて、機関投資家・企業による取組みの強化を促していく。
- 12月 **「新しい経済政策パッケージ」**
投資家と企業の対話の際の「ガイダンス」を策定するとともに、必要なコーポレートガバナンス・コードの見直しを行う。
- 2018年 6月 **改訂版コーポレートガバナンス・コード、「投資家と企業の対話ガイドライン」公表**
- 「未来投資戦略 2018」**
環境変化に応じた経営判断、戦略的・計画的な投資、客観性・適時性・透明性あるCEOの選解任、取締役会の多様性確保(ジェンダーや国際性の面を含む)、政策保有株式の縮減、企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮等の課題に係る状況をフォローアップしつつ、投資の流れにおける各主体の機能発揮に向けた方策を検討する。
- 2019年 6月 **「成長戦略(2019年)」**
投資家と企業の対話の実質化を通じコーポレート・ガバナンス改革の実効性を向上させるため、建設的な対話の促進に向けた検討を行い、2020年度内を目途に、スチュワードシップ・コードの更なる改訂を行う。

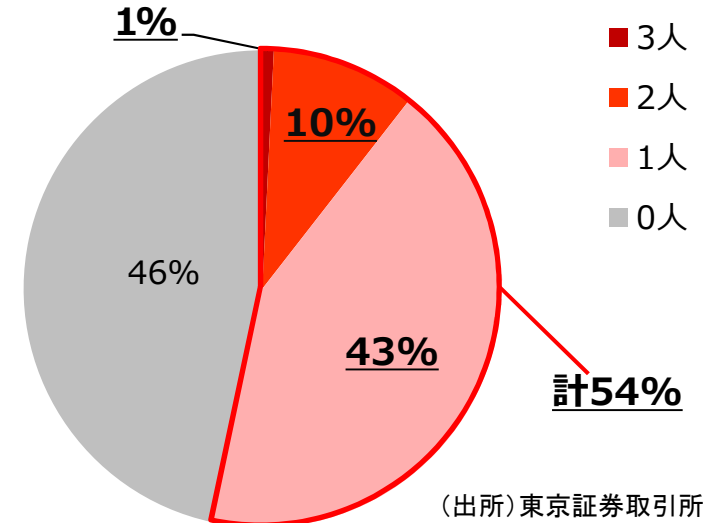
コーポレートガバナンス改革の進捗状況

(別紙2)

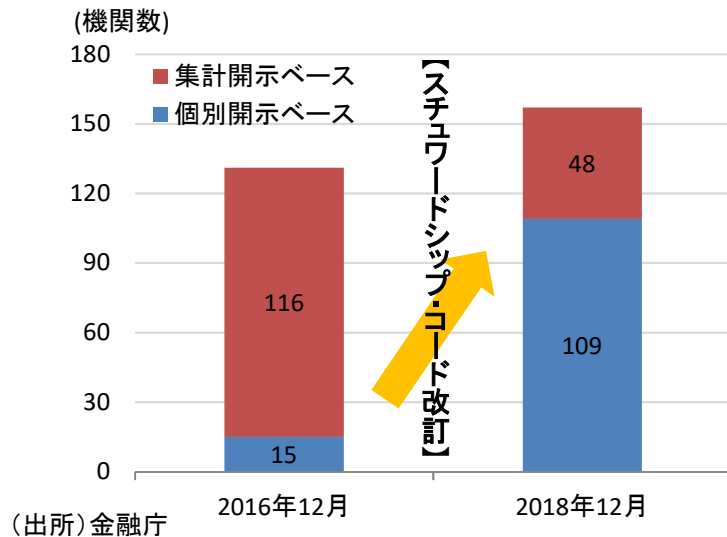
独立社外取締役を選任する 上場会社(市場第一部)の比率推移



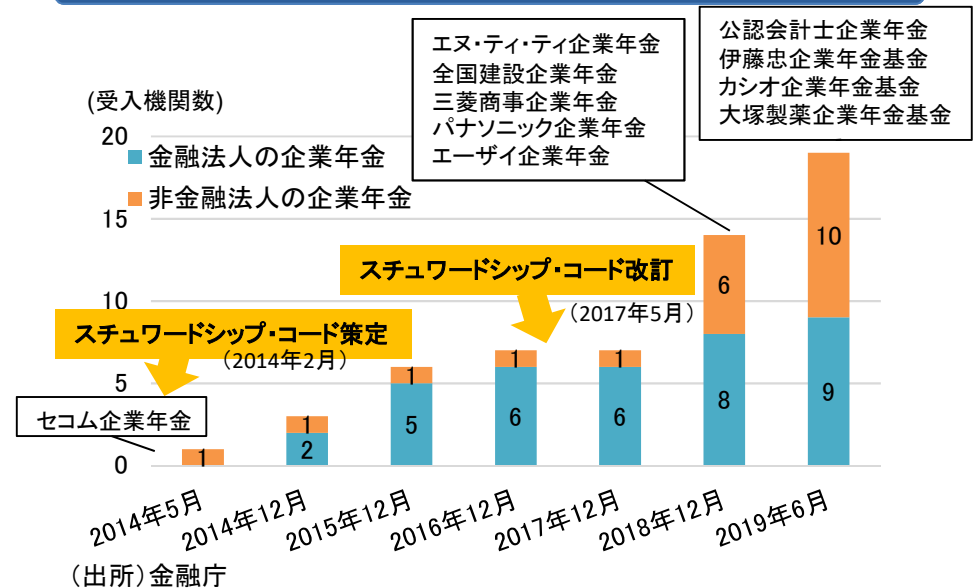
女性取締役を選任する上場会社(JPX日経400) (2018年12月時点)



機関投資家による議決権行使結果の公表状況 (2018年12月時点)

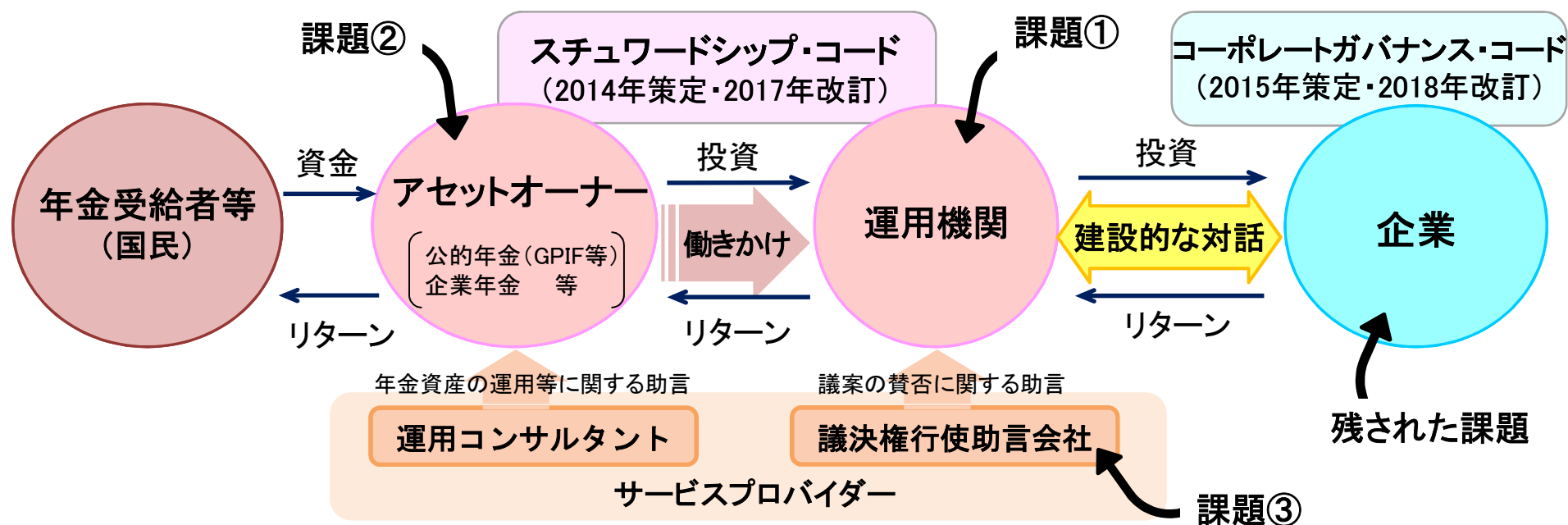


企業年金によるステュワードシップ・コード受入れ



コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性 (別紙3)
 -「ステewardシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)-

- コーポレートガバナンス改革の更なる推進のため、フォローアップ会議において、
- ・ 足下の課題を踏まえた**ステewardシップ・コードの改訂の方向性**
 - ・ コーポレートガバナンス改革において**残された課題**
- を盛り込んだ意見書を取りまとめ(2019年4月24日公表)。



○ステewardシップ・コード

- 課題① **運用機関**: 議決権行使の理由の説明など対話の活動についての開示が不十分
- 課題② **アセットオーナー**: 企業年金のステewardシップ活動の範囲の理解が不十分
- 課題③ **議決権行使助言会社**: 助言の策定に必要な体制整備や企業との意見交換が不十分

○コーポレートガバナンス・コードの残された課題: **監査**の信頼性確保、**グループガバナンス**

コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性

-「ステュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」意見書(4)-

検討課題	ステュワードシップ・コードの更なる改訂に向けた方向性 ／コーポレートガバナンスに関する今後の検討の方向性
<p>運用機関 議決権行使の理由の説明など対話の活動についての開示が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設的な対話の促進に向け、運用機関に対し、個別の議決権行使における「賛否の理由」や、「企業との対話の活動」に関する説明・情報提供の充実を促す
<p>アセットオーナー 企業年金のステュワードシップ活動の範囲の理解が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーと連携しながら、企業年金のステュワードシップ活動を後押し
<p>議決権行使助言会社 助言の策定に必要な体制整備や企業との意見交換が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> 建設的な対話に資する議決権行使の実現に向け、助言会社に対し、十分かつ適切な体制の整備と助言策定プロセスの具体的な公表や企業との意見交換の実施を促す
<p>運用コンサルタント ステュワードシップ活動の意義に対する認識が不十分</p>	<ul style="list-style-type: none"> アセットオーナーのステュワードシップ活動の実質化に向け、運用コンサルタントに対し、利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明の実施を促す
<p>監査の信頼性確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> 内部監査部門が、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会などに対しても直接報告を行うことを促す
<p>グループガバナンス</p>	<ul style="list-style-type: none"> 上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論を踏まえ、一般株主保護の観点からグループガバナンスの在り方に関する検討を推進

平成31年4月24日

コーポレートガバナンス改革の更なる推進に向けた検討の方向性

「スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードのフォローアップ会議」
意見書（4）

I. はじめに

コーポレートガバナンス改革の「形式」から「実質」への深化に向け、2017年5月にスチュワードシップ・コードの改訂が、2018年6月にはコーポレートガバナンス・コードの改訂及び「投資家と企業の対話ガイドライン」の策定がそれぞれ行われた。足下では、多くの機関投資家において個別の議決権行使結果の公表が進んでいるほか、複数の独立社外取締役を選任する企業が9割を超えるなど企業の取組みにも着実な進捗が見られる。

2018年11月より、フォローアップ会議においては、改革の実効性を高めるため、両コード改訂等を踏まえた機関投資家と企業双方の取組みについて検証を行った。その一環として実施した海外機関投資家との意見交換においては、企業の利益追求と密接に関連した企業理念の明確化、従業員の退職後の備えに対する企業の責任、長期的視点での対話の重要性、投資家の期待に対する上場企業の責任等についての示唆を得た。

他方、更なる課題としては、企業側について、

- ・ 指名委員会、報酬委員会が設置されていながらも委員構成の偏り等により必ずしもその機能が十分発揮されておらず、必ずしも企業価値向上の観点から適切な資質を備えた独立社外取締役の選定につなげていない
- ・ 企業年金の運用資産に占める政策保有株式が過大となっている例がある
- ・ 取締役会の活動内容や実効性評価について必ずしも具体的に説明や情報提供がなされていない

等が指摘されている。

また、投資家側について、

- ・ 企業との対話の中身が依然として形式的なものに留まり、中長期的な企業価値向上に十分つなげていない
- ・ 企業開示の充実を求める一方で自らの説明責任を果たすことに必ずしも積極的ではない例がある
- ・ コンプライ・オア・エクスプレインの意義への認識不足等からコードの遵守状況の把握が機械的である

等が指摘されている。

こうした議論を踏まえ、フォローアップ会議としては、今後更にガバナンス改革の実効性向上を働きかけるとともに、本意見書において、次回スチュワードシップ・コード改訂などを見据えた当面の課題について、検討の方向性を示すものである。

Ⅱ. スチュワードシップ

コーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、投資家と企業の対話の質の向上が必要である。運用機関によるスチュワードシップ活動に関する説明や情報提供を一層充実させることが、アセットオーナーに対する説明責任の遂行や企業との相互理解の深化による建設的な対話の促進に資するものと考えられる。

また、議決権行使助言会社や運用コンサルタントなどのサービスプロバイダーが運用機関やアセットオーナーのスチュワードシップ活動の質に大きな影響を及ぼし得ることを踏まえ、サービスプロバイダーによる運用機関や企業年金等への助言やサポートがインベストメント・チェーン全体の機能向上に資するものとなるよう促すことが重要である。

こうした観点から、以下の課題を中心とした検討を更に加速していく必要がある。このほか、集团的エンゲージメントや投資先企業への関与の強化（いわゆるエスカレーション）の意義に関する指摘もあることから、これらについて引き続き検討を深めることとする。

1. 運用機関

運用機関において、自らのスチュワードシップ活動について公表を行う動きが広がっており、ほぼ全ての大手機関投資家を含む 100 を超える機関が個別の議決権行使結果やスチュワードシップ活動報告の公表を開始している。他方で、議決権行使に係る賛否の理由を公表する機関は 20 に留まっており、またスチュワードシップ活動報告の記載内容についても機関毎に大きな差異が見られる状況であることから、運用機関は議決権行使の結果のみに留まらず、それに至るまでの企業との対話活動についての説明や情報提供を充実させるべきである等の指摘がある。さらに、利益相反管理を含む運用機関自身のガバナンス体制の強化が引き続き重要な課題として指摘されている。

建設的な対話の実質化に向けて、アセットオーナーへの説明責任を果たすとともに企業との相互理解を深める観点から、個別の議決権行使に係る賛否の理由や、企業との対話活動及びその結果やコードの各原則の実施状況の自己評価等に関する説明や情報提供の充実を運用機関に促すことが重要である。

なお、運用機関がESG要素等を含むサステナビリティを巡る課題に関する対話を行う場合には、投資戦略と整合的で、企業の持続的な成長と中長期的な企業価値向上に結び付くものとなるよう意識することが期待される。

2. 企業年金等のアセットオーナー

インベストメント・チェーンの機能発揮を促すため、最終受益者の最も近くに位置し、企業との対話の直接の相手方となる運用機関に対して働きかけやモニタリングを行うアセットオーナーの役割が極めて重要である。

こうした観点から、2018年のコーポレートガバナンス・コード改訂におい

て、母体企業による人事・運営面でのサポートを求める原則が追加された。しかし依然として、スチュワードシップ・コードの受入れを行う企業年金は少数に留まっており、その背景として、企業年金の意義や責任に関する認識不足からスチュワードシップ活動の範囲や程度が十分に理解されていない等の指摘がある。

引き続き、経済界をはじめとする幅広いステークホルダーとも連携しながら、企業年金のスチュワードシップ活動を後押しするための取組みを推進することが重要である。

3. サービスプロバイダー

(1) 議決権行使助言会社

2017年のスチュワードシップ・コード改訂において議決権行使助言会社の責務が明確化されたものの、その助言策定プロセスが依然として不透明であり、取締役選任議案等について個々の企業の状況を実質的に判断するために必要な人的・組織的体制が備わっていないのではないか等の指摘がある。

パッシブ運用が広く行われる中で多くの運用機関が議決権行使助言会社を利用している実態を踏まえると、企業の持続的成長に資する議決権行使が行われるためには、個々の企業に関する正確な情報を前提とした助言が運用機関に提供されることが重要である。

こうした観点から、議決権行使助言会社において、十分かつ適切な人的・組織的体制の整備と、それを含む助言策定プロセスの具体的な公表が行われるとともに、企業の開示情報のみに基づくばかりでなく、必要に応じ自ら企業と積極的に意見交換しつつ助言を行うことが期待される。

また、運用機関についても、企業との相互理解を深め、建設的な対話に資するため、議決権行使助言会社の活用の状況について、利用する議決権行使助言会社名や運用機関における助言内容の確認の体制、具体的な活用方法等に関する説明や情報提供を促すことが重要である。

(2) 運用コンサルタント

全体の約3割の企業年金が、運用コンサルタントとの間に年金資産の運用に関するアドバイザリー契約を有するとのデータもある。運用コンサルタントが、顧客に対するその影響力を背景として、コンサルタント業務と併せて自らの投資商品の購入の勧誘を行う例も見られるとの指摘があるほか、運用コンサルタントが運用機関のスチュワードシップ活動を適切に評価していないのではないかと懸念も指摘されている。

運用コンサルタントが、自らが企業年金等のスチュワードシップ活動をサポートする重要な主体の一つであることを明確化した上で、自らの利益相反管理体制の整備やその取組状況についての説明等を行い、こうした取組みを通じて、インベストメント・チェーン全体の機能向上を図ることが重要である。

Ⅲ. コーポレートガバナンス

資本コストを意識した経営や政策保有株式、取締役会の機能発揮等の課題に対応するため改訂されたコーポレートガバナンス・コードを踏まえた企業の取組みを引き続き検証するとともに、フォローアップ会議において以下の課題を含む横断的な検討を行うこととする。

その際、中長期的な企業価値に関し、その具体的な意義・内容について、企業、投資家、さらには学界等を含む有識者の間で、より踏み込んだ検討が必要であるとの指摘もあったことに留意する。

1. 監査に対する信頼性の確保

いわゆる「守りのガバナンス」は、企業の持続的成長と中長期的な企業価値の向上を実現する上で不可欠であり、三様監査（内部監査、監査役等監査、外部監査）の効果的な活用等を通じた監査に対する信頼性の確保は極めて重要なその構成要素であると考えられる。

そのうち内部監査部門については、CEO等のみの指揮命令下となっているケースが大半を占め、経営陣幹部による不正事案等が発生した際に独立した機能が十分に発揮されていないとの指摘がある。

内部監査が一定の独立性をもって有効に機能するよう、独立社外取締役を含む取締役会・監査委員会や監査役会などに対しても直接報告が行われる仕組みの確立を促すことが重要である。

こうした内部監査の問題をはじめ、「守りのガバナンス」の実効性を担保する監査の信頼性確保に向けた取組みについて、企業の機関設計の特性も踏まえつつ検討を進める。

2. グループガバナンスの在り方

我が国のグループ経営について、事業ポートフォリオの見直しを含むグループ全体としての最適な経営資源の配分や、子会社のリスク管理が十分に行われていないのではないかと指摘があるほか、支配株主やそれに準ずる主要株主のいる上場会社（いわゆる上場子会社等）においては支配株主等と一般株主との間に構造的な利益相反リスクがあるため、取締役会の独立性を高める必要があること等が指摘されている。

上場子会社等のガバナンスの問題をはじめとするグループガバナンスの議論において、とりわけ、上場子会社等に関しては、その合理性に関する親会社の説明責任を強化することや、東京証券取引所の独立性基準の見直しも念頭に置いて、支配株主等から独立性がある社外取締役の比率を高めるなど、上場子会社等のガバナンス体制を厳格化することが求められている。

こうした議論も踏まえながら、一般株主保護等の観点からグループガバナンスの在り方に関する検討を進める。

IV. おわりに

今後さらにコーポレートガバナンス改革の実効性を高めるためには、先般の企業内容等の開示に関する内閣府令の改正を踏まえた政策保有株式等に関する開示情報の充実が見込まれる中、運用機関及びサービスプロバイダーがより深く企業を理解して対話することや、アセットオーナーが運用機関に対する働きかけ・モニタリングをより積極的に行うことが極めて重要である。投資家と企業の建設的な対話を通じた中長期的な企業価値の向上を実現するため、おおむね3年毎の見直しが予定されているスチュワードシップ・コードの更なる改訂も視野に入れた議論が更に深められていくことを期待している。

また、コーポレートガバナンスは金融商品取引所における株式市場の構造の在り方と密接な関連を有する。今後、フォローアップ会議において、市場構造の見直しの動向を踏まえ、各市場の性格が明確化されていく中で、それにふさわしいガバナンスの在り方等も念頭に置きつつ、コーポレートガバナンス改革の更なる進展に向けた議論を進める必要がある。

<以 上>

第6節 震災等自然災害への対応

I 東日本大震災への対応

1. 個人債務者の私的整理に関するガイドライン

東日本大震災の被災地域におけるいわゆる「二重債務問題」への政府の対応策を示した「二重債務問題への対応方針」（2011年6月17日）の公表を受け、全国銀行協会を事務局として、金融界、中小企業団体、法曹界及び学識経験者等で構成される研究会が発足し、関係者間の協議を経て、同年7月15日に、民間における個人向けの私的整理による債務免除のルールを定めた「個人債務者の私的整理に関するガイドライン（以下「個人版私的整理ガイドライン」という。）」が取りまとめられた。（別紙1～2参照）同年8月1日には、ガイドラインの運用のため一般社団法人「個人版私的整理ガイドライン運営委員会（現 東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関）」が設立され、同月22日よりガイドラインの適用が開始され、その後も被災者支援に資するよう運用の改善が図られている。

2018事務年度においても、このような民間の取組みを支援するため、債務者が弁護士費用等を負担することなく個人版私的整理ガイドラインを利用できるようにするための国庫補助や周知広報等の必要な対応を行った。

具体的には、個人版私的整理ガイドラインの活用促進に関して、マスメディアを通じた広報（新聞折込チラシ、テレビCM）、被災者向けの相談会の開催などによる周知広報を実施した。

（参考）個人版私的整理ガイドラインの運用状況（2019年6月30日時点）

- ・ 個別の相談件数：5,945件
- ・ 債務整理に向けて準備中：0件
- ・ 成立件数：1,371件

1. 東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構の活用促進

東日本大震災で被災された事業者のいわゆる二重債務問題に関しては、事業者の債務の負担を軽減しつつ、その再生を図るため、東日本大震災事業者再生支援機構及び産業復興相談センター・産業復興機構が設立されており、金融庁としては、金融機関が、これらの機構等の積極的な活用を含め、被災者の事業や生活の再建に向けた支援に継続的に貢献していくよう強く促してきた。

2018年9月26日に公表した「変革期における金融サービスの向上にむけて～金融行政のこれまでの実践と今後の方針（平成30事務年度）」においても、金融機

関に対して、東日本大震災事業者再生支援機構等の活用を含めた、被災事業者等にとって最適な解決策の提案・実行支援を行うよう促した。

(参考)

(2019年6月30日時点)

	岩手産業復興機構	宮城産業復興機構	福島産業復興機構	茨城県産業復興機構	千葉産業復興機構
設立	2011年11月11日	2011年12月27日	2011年12月28日	2011年11月30日	2012年3月28日
買取決定	110先	144先	49先	20先	16先

東日本大震災事業者再生支援機構	
設立	2012年2月22日
支援決定	742先

3. 金融機能強化法（震災特例）の運用状況

金融機能強化法の震災特例に基づき、国が資本参加を行った金融機関等の2018年3月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については同年9月26日に、同年9月期（11金融機関）の経営強化計画の履行状況報告については2019年3月1日に報告内容を公表した。

II 平成28年熊本地震への対応

平成28年熊本地震への対応として、被災地の復興を進めていく観点から、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、自然災害の影響により既往債務の弁済が困難となった被災者（個人債務者）の債務整理を円滑に進めるため、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」（以下、「自然災害債務整理ガイドライン」という。）（注）の周知広報や、REVICと地域金融機関等が連携して設立した「熊本地震事業者再生支援ファンド」及び「九州広域復興支援ファンド」の活用促進を行った。

（注）自然災害の影響により、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、信用情報への登録などを回避しつつ、債務免除等を受けることを可能とすることを定めた民間の自主的なルール（2016年4月より適用開始）。（別紙3～4参照）

被災者が自然災害債務整理ガイドラインに基づき債務整理を行う場合の、弁護士等の登録支援専門家による手続支援に要する経費等を全額国庫補助。

III 平成30年7月豪雨等への対応

平成30年7月豪雨への対応として、発災後速やかに関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮した適時的確な「金融上の措置」を講じるよう要請した。また、7月16日付で、上記要請の周知徹底に加え、既存融資の融資にかかる返済猶予等の貸付条件の変更や、融資手続きの簡便化・迅速化など適時的確な措置の実施を徹底するよう要請した。さらに、被災地に職員を派遣し、被災地の要望等の把握を行った上で、8月8日付で、金融機関に対して可能な限り被災者に配慮した対応を要請した。

また、自然災害債務整理ガイドラインの周知広報やREVICと地域金融機関等が連携して設立した「西日本広域豪雨復興支援ファンド」及び「広島県豪雨災害復興支援ファンド」の活用を促すなど被災者の生活・事業の再建を支援した。

このほか、北海道胆振東部地震をはじめとする自然災害への対応として、関係金融機関等に対し、被災者の便宜を考慮し適時的確に「金融上の措置」を講じるよう要請を行う等の措置を講じた。

金融庁としては、金融機関が被災地における取引先企業のニーズを的確に把握し、きめ細かな対応を行うよう促していくとともに、被災者や被災企業の支援に向けて取り組んでいく。

(参考：2019年6月30日時点)

① 自然災害債務整理ガイドラインの運用状況

- ・登録支援専門家に手続支援を委嘱した件数：1,074件
うち、手続き中の件数：270件
うち、特定調停の申立てに至っている件数：20件
- ・債務整理成立件数：368件

② REVICの熊本地震対応ファンドの取組状況

- ・熊本地震事業再生支援ファンドの実行件数：11件
- ・九州広域復興支援ファンドの実行件数：8件

③ REVICの平成30年7月豪雨対応ファンドの取組状況

- ・西日本広域豪雨復興支援ファンドの実行件数：1件
- ・広島県豪雨災害復興支援ファンドの実行件数：1件

二重債務問題への対応方針

I. 中小企業及び農林水産業等向け対応

旧債務

① 再生に向けた相談窓口の設置と公的な旧債務整理プロセスの拡充・強化

- ・「中小企業再生支援協議会」を核とした相談窓口体制の拡充
⇒ 被災中小企業者の再生を強力に後押し
- ・「中小企業再生ファンド」の新設
⇒ 出資や債権買取り等を含めた支援を実施

② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定等

- ・金融機関が、法的整理によらず、私的に行った債務免除についても無税償却等が可能となる方策を検討
- ・中小の法人企業向けの更なる方策についても検討

③ 再生可能性を判断する間の利子負担の軽減等

- ・津波被災地など①のプロセスにおいて再生可能性の判断をするまでに一定の時間を要する場合、その間、中小企業の旧債務が雪だるま式に増大し、再生を阻害することを避ける方策を検討

※ その他、金融検査マニュアルの運用明確化、農林水産業向け融資制度の周知等

新債務

① 公庫等による融資制度の拡充

- ・「東日本大震災復興特別貸付」の創設
- ・「特別利子補給制度」において最大で無利子化まで可能とする制度の創設
- ・小規模事業者が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」及び「衛経融資」の拡張
- ・農林水産業向け災害復旧資金の融資について、一定期間実質無利子化等を措置
- ・医療・社会福祉施設向け災害復旧資金の融資について、一定期間無利子化等を措置

② 信用保証制度の拡充

- ・「東日本大震災復興緊急保証」の創設

③ リース信用保証制度を始めとした設備導入支援策の検討

④ 原発事故被災者への「特別支援制度」の創設

⑤ 二重債務をできる限り負わずに再出発可能な事業環境の整備

- ・共同利用施設等の復旧について国が支援
- ・中小企業基盤整備機構が仮設工場等を整備し、中小企業等に原則無料貸出し

※ 今後、水産業を始めとした地域関連産業向けを含め、支援の拡充を検討

II. 個人住宅ローン向け対応

旧債務

- ① 住宅金融支援機構における既存ローンの返済猶予等
- ② 個人向けの私的整理ガイドラインの策定
- ③ 住宅再建を目指す方の負担軽減

新債務

- ① 住宅金融支援機構による金利引下げ・返済期間の延長
- ② 災害公営住宅の供給

III. 金融機関向け対応

① 金融機関への資本参加・要件の緩和

- ・「金融機能強化法」及び「信用事業再編強化法」の改正

② 金融機関の無税償却等の弾力化

- ・個人向け私的整理ガイドラインの策定

「個人債務者の私的整理に関するガイドライン」 (平成23年7月15日策定)の概要

1. ガイドラインの位置づけ

平成23年6月に政府が公表した、東日本大震災に係る「二重債務問題への対応方針」を受け、金融・商工団体の関係者、法務・会計の専門家、学識経験者などで構成される「研究会」(事務局:全銀協)において決定された、個人債務者の私的整理に関する民間関係者間の自主的ルール。

2. ガイドラインの内容(概要)

(1) 対象となる債務者

- 震災の影響により、既往債務(旧債務)を弁済することができない又は近い将来に弁済できないことが確実と見込まれる個人の債務者(住宅ローン債務者等の非事業者及び個人事業者)。
- このような債務者が、法的倒産手続による不利益(注1)を回避しつつ、債権者との間の私的な合意(私的整理)により、債務免除等を受けられることができるようにする。

(注1) 法的な制限として、官報掲載、破産手続中の転居・旅行・資格制限、破産管財人による郵便物管理等。その他、信用情報への登録もあるが、これについての登録も行わない。

(2) 対象となる債権者

- 主として金融機関等(銀行、信用金庫、信用組合、農林系金融機関、政府系金融機関、保証会社、貸金業者、リース会社、クレジット会社等)。相当と認められるときは、その他の債権者を含めることとする。

(3) 弁済計画案の内容及び債務免除額

- 弁済計画案の内容(要件)は、債務者の状況(事業者・非事業者の別、将来収入の有無等)に応じて、複数の類型を用意。
- 弁済計画案に記載される主な事項は、①債務者の財産の状況、②債務弁済計画(原則5年以内、事情により延長可。債務免除等の内容を含む。)、③資産の換価・処分の方針等。
事業継続を図る個人事業者については、上記①～③等に加え、震災の状況を踏まえた事業計画(例えば、損益黒字化原則5年、合理的期間の延長可等)の提出を求める(注2)。

(注2) 経営者に対する経営責任は求めない。

- 金融機関(債権者)にとって利用可能とするため、債務免除額は、民事再生手続又は破産手続と同等(注3)(注4)。

(注3) 破産手続等より免除額が多く(=債権者にとって不利に)なれば、債権者は、私的整理を避けて破産申立てを行う恐れ。債権者が敢えて不利なガイドラインを利用するとなると、株主代表訴訟リスクが高まる等の恐れ。

(注4) 被災者である債務者への配慮として、生活再建支援金、義援金等を差押禁止(自由財産)とする立法措置がなされたことからガイドラインにおいても同様の対応。

(4) 手続の流れ

- ①債務者が、債務の減免等を求める相手である債権者(対象債権者)に対して、債務整理を申出(※)。必要書類(財産の状況等)を提出。

※ 申出の時点から、対象債権者は債権回収等を停止(6か月又は弁済計画の成立・不成立のいずれか早い時点まで)

- ②債務者がガイドラインに則り弁済計画案を作成。
- ③第三者機関に登録する専門家(弁護士等)が、弁済計画案がガイドラインに適合していることなどについて報告書を作成(=第三者機関によるチェック)。
- ④債務者が弁済計画案及び報告書を対象債権者に提出・説明等。
- ⑤対象債権者が弁済計画案に対する同意・不同意を表明。
- ⑥対象債権者全員の同意により、弁済計画成立(※)。

※ 協議しても、全員の同意が得られない場合は、弁済計画不成立。

(注5)①、②、④については、第三者機関に登録する弁護士等の支援を受けることも可能。

(5) (連帯)保証人に対する配慮

- 主債務者が通常想定される範囲を超えた災害の影響により主債務を弁済できないことを踏まえ、保証人に対しては、その責任の度合いや生活実態等を考慮して、保証履行を求めることが相当と認められる場合を除き、保証履行を求めないこととする。保証履行を求める場合には、保証人についても弁済計画案を作成し、合理的な範囲で弁済の負担を定める。
- 保証履行を求めることの相当性及び保証人の負担の範囲の合理性については、第三者機関のチェックを受けることとする。

3. その他

- 第三者機関については、全銀協が一般社団法人(「個人版私的整理ガイドライン運営委員会」)を設立し、日弁連等の団体の協力を得て専門家を登

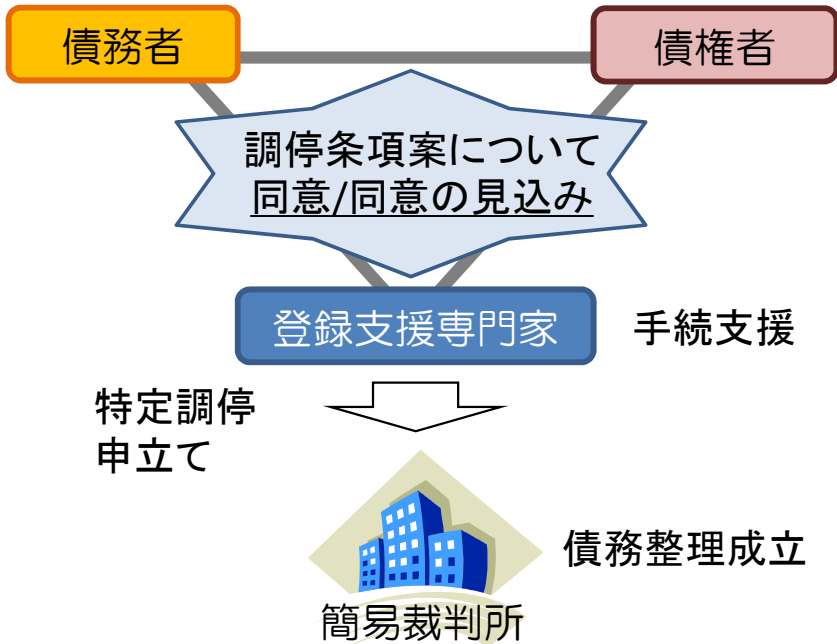
録する。

- 本ガイドラインに基づき策定された弁済計画により行われた債務免除については、原則として債権者及び債務者に課税関係が生じないことを国税庁に確認。
- ガイドラインは、平成 23 年 8 月 22 日から適用開始。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (平成27年12月25日策定、平成28年4月1日適用開始)

■ ガイドラインの概要

- 本ガイドラインは、東日本大震災での経験を踏まえ、全国銀行協会を事務局とする研究会において、平成27年12月に取りまとめられ、平成28年4月より適用が開始された民間の自主的なルール。災害救助法の適用を受けた全国の自然災害による個人の被災者が対象。
- 本ガイドラインにより債権者(金融機関等)との合意に基づき債務整理を行うことで、住宅ローン等の既往債務の弁済が困難となった被災者が、法的な倒産手続による不利益(信用情報への登録など)を回避しつつ、債務免除等を受けることが可能。

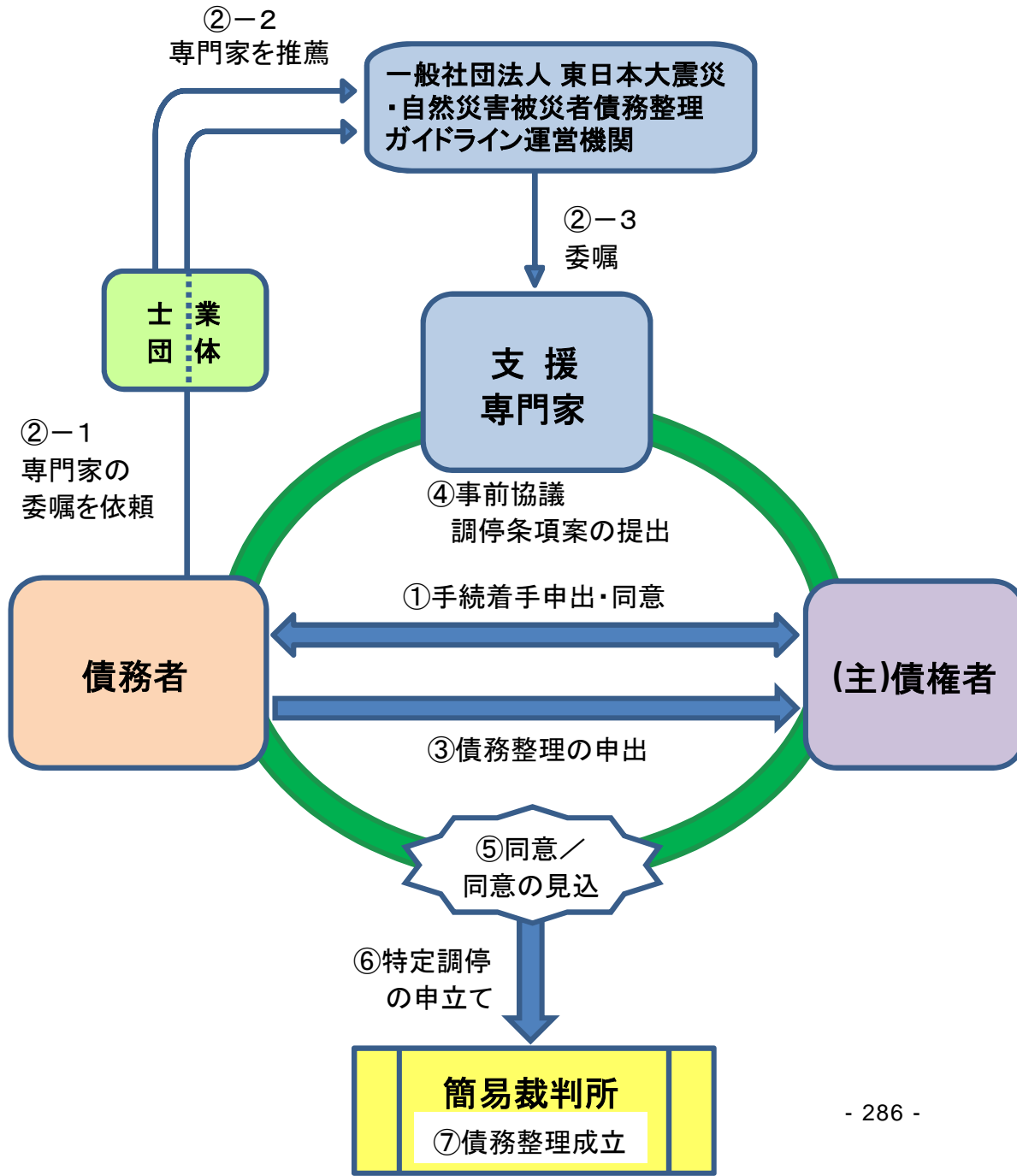


■ ガイドラインによる債務整理のメリット

- 被災者生活再建支援金等に加え、財産の一部(運用上の目安500万円)を、ローンの支払いに充てずに、手元に残すことができる。
- 破産等の手続とは異なり、債務整理をしたことが個人信用情報として登録されないため、その後の新たな借入れに影響が及ばない。
- 国の補助により、弁護士等の「登録支援専門家」による手続支援を無料で受けることができる。

「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」 の債務整理成立までの流れ

(別紙4)



①債務者は、主たる債権者に債務整理の着手の申出を行い、着手への同意を取得。

②着手の同意を得た債務者は、各士業団体(弁護士会等)を通じて運営機関に対し、登録支援専門家※の委嘱を依頼。

※中立かつ公正な立場から手続支援を行う者

③債務者は、全対象債権者に対して、債務整理を書面により申出。

④債務者は、対象債権者と事前協議を行った上で、登録支援専門家を経由して、調停条項案を全対象債権者に提出し、調停条項案を説明。

⑤対象債権者は調停条項案への同意(同意の見込み)又は不同意を書面により回答。

⑥調停条項案に対する全対象債権者の同意(同意の見込み)を得た債務者は、簡易裁判所に対して特定調停を申立て。

⑦特定調停において、債務整理が成立。

第7節 消費者行政に関する取組み

消費者基本計画及び工程表（別紙1参照）には、金融庁所管に係る施策として、以下の施策が盛り込まれている（別紙2参照）。

（注）以下の番号は、消費者基本計画の番号に対応。

3 適正な取引の実現

(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化

- ③ 詐欺的な事案に対する対応
- ④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備
- ⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し
- ⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用
- ⑦ サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備
- ⑧ 暗号資産交換業者についての対応
- ⑰ 金融機関による顧客本位の業務運営の推進

(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り

- ① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進
- ④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応
- ⑩ 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

(2) 消費者教育の推進

- ① 消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進
- ④ 消費者教育に使用される教材等の整備
- ⑥ 学校における消費者教育の推進
- ⑦ 地域における消費者教育の推進
- ⑪ 金融経済教育の推進

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進

- ⑤ 金融ADR制度の円滑な運営
- ⑧ 振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等
- ⑨ 「多重債務問題改善プログラム」の実施
- ⑬ 成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催

6 国や地方の消費者行政の体制整備

(1) 国の組織体制の充実・強化

- ⑧ 消費者からの情報・相談の受付体制の充実

消費者基本計画 工程表

平成 27 年 3 月 24 日
消費者政策会議決定
(平成 28 年 7 月 19 日改定)
(平成 29 年 6 月 21 日改定)
(平成 30 年 7 月 22 日改定)

I 工程表の策定について

消費者基本計画（平成27年3月24日閣議決定）では、消費者を取り巻く環境の変化と課題を踏まえつつ、消費者政策の推進により目指すべき姿を明らかにした上で、消費者政策を推進する上で考慮すべき視点、5年間で取り組むべき施策の内容、計画の効果的な実施について定めている。

このうち、計画の効果的な実施に関しては、消費者基本計画を着実に推進するため、消費者基本計画に基づいて関係府省庁等が講ずべき具体的施策について、消費者基本計画の対象期間中の取組予定を示した工程表を、消費者委員会の意見を聴取した上で、消費者政策会議において策定し、各府省庁等は、工程表に示された施策を着実かつ積極的に進めるものとされている。

II 本工程表の構成

本工程表は、消費者基本計画において示された、目指すべき姿の実現に向けて、誰（どの府省庁等）が、いつまでに、具体的に何を実施するのかを明らかにするとともに、各府省庁等の間で連携が必要な施策については、それらの関係を明確にするため、図示した資料と図に記載されている施策の内容を可能な限り詳細に記載した資料により構成されている。

また、施策の達成度合いを把握するため、消費者基本計画に示されたKPI（重要業績評価指標：Key Performance Indicator）を施策ごとに更に具体化している。さらに、可能な限り、施策の実施による目標を記載している。

本工程表の各施策の項目番号は、消費者基本計画の第4章（5年間で取り組むべき施策の内容）に記載された項目番号に対応している。

また、参考として、「消費者基本計画第2章（消費者を取り巻く環境の変化と課題）の各項目と施策の対応関係」を付している。

なお、計画期間の後半に入っていることを踏まえ、計画期間後に取組を継続することが見込まれる事項についての方向性についても、各項目の参考として記載している。また、高度情報通信社会の進展により、IoT、ビッグデータ、AI等を活用した商品・サービスが出現してきており、政府部内で関係する施策の検討が進められてきている。こうした動きは、消費者を取り巻く環境の大きな変化につながる可能性があることから、今後、以下に掲げる会議等や、それらの成果の活用状況について注視することとする。

※平成30年3月30日付けの消費者委員会の意見において例示された会議

- ・内閣府知的財産戦略推進事務局にて開催する「新たな情報財検討委員会」
- ・総務省情報通信政策研究所にて開催する「AIネットワーク社会推進会議」
- ・国土交通省自動車局保障制度参事官室にて開催する「自動運転における損害賠償責任に関する研究会」
- ・厚生労働省大臣官房厚生科学課にて開催する「保健医療分野におけるAI活用推進懇談会」

Ⅲ 本工程表のフォローアップ

本工程表に記載する施策の実施状況については、消費者基本法に基づき、毎年度、消費者庁が関係府省庁等の協力を得て報告を取りまとめ、政府として国会に提出する。

消費者委員会は、本工程表に記載する施策の実施状況について、K P I も含めて随時確認し、検証・評価・監視を行う。

また、消費者政策会議において、施策の実施状況の検証・評価・監視を行い、消費者委員会の意見を聴取した上で、1年に1回は本工程表を改定し、必要な施策の追加・拡充や整理、実施状況に応じた施策の実施時期の見直し（前倒しを含む。）等を行う。

消費者基本計画（抄）

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	③ 詐欺的な事案に対する対応	<p><無登録業者やファンド事業者等による詐欺的な事案への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・無登録業者等に係る情報収集・分析 ・その結果、必要と認められる場合は、金融商品取引法第187条の規定に基づく調査を実施、金融商品取引法違反行為等が認められたときは、同法第192条の規定に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行うほか、無登録業者等の名称・代表者名・法令違反行為等を公表【金融庁】 								(イ) 無登録業者等に係る情報収集・分析の状況（件数） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出の状況（件数） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分（件数）
		<p><詐欺的商法による新たな消費者被害への対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報や当庁ウェブサイト等による国民への情報提供、注意喚起 ・無登録で金融商品取引業を行っていた者等に対する警告書の発出等【金融庁】 								
<p>(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 無登録業者等に関して寄せられた情報件数：30,985件（2017年度：27,824件） (ロ) 禁止命令等の申立て及び裁判所の禁止命令等の発出件数：2件（2017年度：2件） (ハ) 金融商品取引法違反行為等が認められた適格機関投資家等特例業務届出者のうち、顧客資産の流用等が認められた届出者に対する行政処分件数：0件（2017年度：2件）</p>										
	④ 投資型クラウドファンディングを取り扱う金融商品取引業者等に係る制度の整備	<p>法令改正を踏まえた、投資型クラウドファンディングに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>								投資型クラウドファンディング業者の登録件数
<p>(K P I の現状) ※2018年度 投資型クラウドファンディング業者の登録件数：34社（2017年度：25社）</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑤ 金融商品取引法に基づく適格機関投資家等特例業務（プロ向けファンド）に関する制度の見直し	<p>金融審議会「投資運用等に関するワーキング・グループ」における検討結果を踏まえた制度見直しの検討【金融庁】</p>								プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分の実施状況（件数）	
		<p>法令改正を踏まえた、プロ向けファンドに関する、投資者保護を含めた金融商品取引法の適切な運用【金融庁】</p>									
<p>(K P I の現状) ※2018年度 プロ向けファンド業者に対する業務廃止命令等の行政処分件数：29件（2017年度：87件）</p>											
	⑥ 不動産特定共同事業法の改正に伴う制度整備・運用	改正不動産特定共同事業法に関する政省令の整備・監督指針等の充実【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法の適切な運用【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法の運用状況を踏まえ、必要な対応を検討・実施【国土交通省、金融庁】			改正不動産特定共同事業法に関する制度の整備・運用状況
<p>不動産特定共同事業法の電子取引業務ガイドラインの策定【国土交通省、金融庁】</p>											
<p>(K P I の現状) ※2018年度 2017年12月1日に施行した「不動産特定共同事業法の一部を改正する法律」（平成29年法律第46号）を踏まえ、2018年度には、不動産クラウドファンディングに係る業務管理体制や情報開示に関するガイドラインの策定、対象不動産変更型契約に係る規制の合理化等必要な措置を講じるとともに、改正不特法の事業者・事業関係者向けセミナーを全国4か所で開催するなど制度の活用促進を図った。</p>											

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I	
							2020年度	2021年度	2022年度		
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑦サーバ型電子マネーの利用に係る環境整備	金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」における審議【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	改正資金決済法の施行準備【金融庁】	改正資金決済法（前払式支払手段発行者の苦情処理体制を整備）の適切な運用【金融庁】			サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害発生状況等を踏まえ、必要な対応を実施【金融庁】			法令・事務ガイドラインの運用状況及びサーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等への取組状況
		事務ガイドライン改正等に係る検討【金融庁】	事務ガイドライン改正・適用等【金融庁】	事務ガイドラインの適切な運用、サーバ型電子マネーを販売する店舗における被害防止の促進等【金融庁】							
<p>(K P I の現状)</p> <p>「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第62号）が第190回国会で成立し、2016年6月に公布され、2017年4月に施行された。また、サーバ型電子マネー発行者におけるIDの詐欺被害の防止及び回復に向けた態勢整備等に関し、2016年8月に事務ガイドラインの改正を行った（改正日から適用開始）。</p> <p>事務ガイドラインの改正等を踏まえ、以下の取組等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンビニ等で購入できる手軽さや匿名性などにより悪用されやすいサーバ型電子マネーの発行者主要先に対して、重点的にモニタリングを実施（2017年度：9先、2018年度：9先）。 ・上記主要先に対して、月次で被害発生状況及び返金状況等を確認。 ・返金状況については、2017年下半年期におけるIDの詐欺被害申出金額の合計約14億円のうち、約1.4億円の返金を実行していることを確認（2018年11月1日時点）。 ・さらに、特に被害件数・金額が多い先に対し、2017年（3月、9月）及び2018年（6月、8月、10月）にヒアリングを実施し、より一層の取組を指導。 ・電子マネーに関する消費者被害の項目を追加したガイドブック等を活用し、全国の高校等や地方公共団体への配布、学校や地域で開催される講座等への講師派遣の実施等、注意喚起を実施。 											

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧暗号資産交換業者についての対応	暗号資産交換業者に対する規制の整備【金融庁】			暗号資産交換業について、制度等の周知を含め、利用者保護の観点等から整備された規制の適切な運用【金融庁】	暗号資産市場や暗号資産交換業者の実態を踏まえ、利用者保護の観点から、必要な対応を実施【金融庁】			暗号資産交換業者に対する規制の整備・運用状況	
		<small>※ 資金決済法上は、「仮想通貨」及び「仮想通貨交換業者」と規定されているが、国際的な動向等を踏まえ、本工程表においては、これまでの実績を含む全ての箇所で、基本的に、「暗号資産」及び「暗号資産交換業者」と記載する。</small>			「仮想通貨交換業等に関する研究会」における検討【金融庁】	法案国会提出【金融庁】	必要に応じて関係省庁と連携しながら、暗号資産に関するトラブルについて注意喚起【消費者庁、金融庁】			
<p>(K P I の現状)</p> <p>暗号資産交換業者に対し、マネー・ローディング及びテロ資金供与規制及び利用者保護のための観点からの各種規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律」（2016年5月成立、同年6月公布）及び「仮想通貨交換業者に関する内閣府令」等の関係法令等が2017年4月に施行された。</p> <p>制度等の周知に当たっては、政府広報オンラインやテレビ、ラジオ等を活用し、「仮想通貨交換業」に関する新しい制度が開始されたことを紹介するとともに、暗号資産を利用する際には、財務局等の登録を受けた事業者かどうか確認すべきであるといった注意点を周知した。2018年10月には、暗号資産に関するトラブルが多様化している現状も踏まえ、その内容を更新した。</p> <p>法施行後、金融庁においては、暗号資産交換業者の登録審査・モニタリングや暗号資産市場の動向把握を行うため、専門チームとして「仮想通貨モニタリングチーム」を設置し、体制など形式面のみならず、システムの安全性の検証や利用者への説明態勢の整備状況など、実質的な審査を実施した。その結果、2019年1月11日までに暗号資産交換業者として17社を登録した。また、消費者庁及び警察庁と情報共有等しつつ、無登録業者等に対する照会書や警告書の発出等を行った。</p> <p>現在、暗号資産価格の乱高下や暗号資産の分岐等の動きが見られていること、証拠金を用いた暗号資産取引や暗号資産による資金調達等新たな取引が登場していること、暗号資産に関連する消費者トラブルが増加していること等を踏まえ、金融庁において、登録後であっても暗号資産交換業者における利用者への説明態勢や実際の説明状況等のほか、「架空請求パッケージ」の記載にもあるとおり、法令に基づく本人確認・取引時確認についても、モニタリングを行っている。</p> <p>こうした中、2018年1月に発生した暗号資産交換業者における暗号資産の不正流出事案を踏まえ、同業者に対する立入検査及び行政処分を実施した。また、同業者を除く全ての暗号資産交換業者及び複数の暗号資産交換業者に対し、順次立入検査を実施した上で、問題が認められた業者に対し行政処分を実施した。</p> <p>また、2018年8月、これまで実施した暗号資産交換業者等に対する検査・モニタリングで把握した実態や問題点について、中間的とりまとめ（仮想通貨交換業者等の検査・モニタリング 中間とりまとめ）を公表したほか、同年10月には、一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく認定資金決済事業者協会に認定した。</p>										

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑧暗号資産交換業者についての対応	<p>(K P I の現状 (続き))</p> <p>さらに、2018年3月に設置され、同年4月から12月にかけて11回にわたり開催された「仮想通貨交換業等に関する研究会」において、暗号資産をめぐる諸問題について必要な制度的対応の検討を行い、同年12月に報告書が取りまとめられた。これを踏まえ、金融庁では、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律案」を2019年3月に第198回国会に提出した。</p> <p>利用者保護の観点から、金融庁及び消費者庁において、以下のような取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 金融庁と消費者庁において、警察庁と連携して、利用者に対して、価格変動リスクや詐欺事案等に関して注意喚起を実施（2017年9月29日）し、当該注意喚起の内容を更新（2018年10月19日）。 金融庁において、暗号資産を活用した新たな資金調達手段であるICO（Initial Coin Offering）の増加を踏まえ、利用者に対して、価格下落の可能性や詐欺の可能性等に関する注意喚起を実施（2017年10月27日）。 金融庁及び消費者庁においてウェブサイトの新設（2017年9月29日）。 全国各紙の新聞広告において、政府広報として暗号資産に関する注意喚起を実施（2018年3月17日）。 国民生活センターにおいて改正資金決済法をカリキュラムに含む研修を6回実施（2017年度：5回）。 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 商品・サービスに応じた取引の適正化	⑩金融機関による顧客本位の業務運営の推進	<p>金融事業者の実態把握のためのモニタリング実施。対話によるベストプラクティスへの取組を促す。【金融庁】</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」策定、公表 【金融庁】</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>「顧客本位の業務運営に関する原則」採択後、 成果指標の公表の働き掛け 【金融庁】</p> </div> </div>								
		<p>(K P I の現状) ※2018年度（2018年12月28日時点）</p> <p>(イ) 原則採択事業者数 1,561社</p> <p>(ロ) 自主的なK P I 公表事業者数 467社</p>								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	① 特殊詐欺の取締り、被害防止の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・架空請求や金融商品等取引名目等の特殊詐欺の取締り、特殊詐欺を助長する犯罪の取締り【警察庁】 ・犯行ツール対策の推進【警察庁、総務省】 								特殊詐欺の取締り状況
		<ul style="list-style-type: none"> 特殊詐欺の被害防止のための広報啓発活動の推進【警察庁】 特殊詐欺被害の未然防止に向けた金融機関への注意喚起等【警察庁、金融庁】 金融機関に対する不正利用口座に関する情報提供等【金融庁】 								
<p>(K P I の現状) ※2018年の取締り状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・架空請求詐欺：検挙件数：1,271件、検挙人員：626人（2017年：検挙件数1,034件、検挙人員575人） ・金融商品等取引名目の特殊詐欺：検挙件数：40件、検挙人員：40人（2017年：検挙件数188件、検挙人員77人） 										
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	④ 偽造キャッシュカード等による被害の防止等への対応	<ul style="list-style-type: none"> 金融機関への注意喚起【金融庁、警察庁】 金融機関における取組状況のフォローアップ【金融庁】 ※必要に応じ、調査内容について年次で見直しを行う。 								「偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況」における各種指標等
		<p>(K P I の現状) ※2018年3月末時点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・I Cキャッシュカード対応A T Mが全体のA T Mに占める割合：96.3%（前年比0.3ポイント増） ・生体認証機能付I Cキャッシュカード対応A T Mが全体のA T Mに占める割合：51.7%（前年比1.1ポイント増） ・I Cキャッシュカード導入済金融機関：88.9%（前年比0.4ポイント増） ・生体認証機能付I Cキャッシュカード導入済金融機関：21.0%（前年比0.1ポイント増） ・個人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：99.7%（前年比0.1ポイント増） ・法人向けインターネットバンキングにおける本人認証において可変パスワード導入済金融機関：97.0%（前年比0.2ポイント増） 								

3 適正な取引の実現

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(4) 詐欺等の犯罪の未然防止、取締り	⑩ 「架空請求対策パッケージ」の推進による被害の防止	<ul style="list-style-type: none"> 「パッケージ」の策定、進捗状況の把握・公表【消費者庁、関係省庁】 消費生活センター等から情報提供のなされた電話番号に対する架電の実施【消費者庁】 多様な方法による注意喚起の実施（法務省の名称等をかたる架空請求についての対処方法の周知、国民生活センターによる特設サイトの公開等）【消費者庁、警察庁、金融庁、法務省等】 架空請求を含む特殊詐欺等の捜査過程で押収した名簿を活用した注意喚起の実施【警察庁】 かたられて いる事業者との意見交換を行い、事業者の取組等を公表【消費者 S N Sデータを活用した情報収集を通じ、実在の事業者をかたる架空請求に関し、かたられている側の事業者の取組が把握できた場合に、これらの事業者の取組について、当該事業者の了解を得た上で、消費者庁のウェブサイトにおいて周知【消費者庁】 業界団体（日本フランチャイズチェーン協会、日本資金決済業協会）を通じた、コンビニエンスストア等における取組実施の依頼等【警察庁、金融庁、消費者庁、経済産業省】 								<ul style="list-style-type: none"> (イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数 (ロ) S N S上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数
		<p>(K P I の現状) ※2018年度</p> <ul style="list-style-type: none"> (イ) 支払をした後に寄せられた架空請求に関する消費生活相談件数：1,957件（2017年度：3,003件） (ロ) S N S上の消費者被害・トラブル情報の抽出回数：13回（2017年度：10回） 								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ①消費者教育の総合的、体系的かつ効果的な推進	消費者教育推進会議での議論を踏まえ、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行い、学校、地域、家庭、職域その他様々な場における取組を推進【消費者庁、文部科学省、関係省庁等】					環境教育、食育、法教育、金融経済教育等の関連する他の分野の教育との連携強化のため、関係省庁等連絡会議等を開催【消費者庁、関係省庁等】			消費者市民社会の実現に向けた取組の認知度
	(K P I の現状) 消費生活に関する意識調査で消費者市民社会の認知度を調査(2017年2月～3月実施)。 消費者市民社会という言葉を知っていたと回答した者: 33.2%								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ④消費者教育に使用される教材等の整備	消費者教育ポータルサイトにおいて、最新教材等の積極的な収集・掲載を行い、教材等の選択に役立つ評価等を示すなど、消費者教育の推進のための総合的な情報提供・発信【消費者庁】					消費者教育ポータルサイト掲載情報評価検討委員会を開催し、掲載情報の評価や検討及び課題の解決を実施【消費者庁】			(イ) ポータルサイトのアクセス数 (ロ) 教材等掲載数 (ハ) 教材等の情報提供の在り方に関する検討状況 (ニ) 高校生向け消費者教育教材の提供数
	成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成 作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成 児童養護施設等での消費者教育支援プログラムの検討 (K P I の現状) ※2018年度 (イ) アクセス数: 集計中(2017年度: 10,614,115件) (ロ) 教材等掲載数: 集計中(2017年度: 1,626件) (ハ) 「若年者の消費者教育分科会」を開催し、今後の教材等の消費者教育に関する情報提供の在り方について検討(1回開催)。 (ニ) 高校生向け消費者教育教材の提供数: 学校・地方公共団体・事業者などに「社会への扉」を約32万部提供(2017年度: 約3万部)。								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	【参考】			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進	小・中・高等学校等における消費者教育の推進(学習指導要領の改訂、新学習指導要領の周知・徹底等)【文部科学省】					新学習指導要領に基づく消費者教育の着実な実施【文部科学省】			(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ロ) 大学等における消費者関連(消費者問題に関する啓発・情報提供以外)の取組の割合 (ハ) 担当省庁による支援の状況 (ニ) 消費者教育フェスタの参加者の満足度増加 (ホ) 教材の配布・活用状況(目標: 2020年度に全ての都道府県の全高校等で授業を実施)
	大学・専門学校等における消費者教育の推進(取組状況調査と特色ある取組事例、先進事例や課題等の情報提供及び啓発)【消費者庁、文部科学省】 ・現職教員研修や教員養成課程等における消費者教育に関する取組についての実態把握及び各実施主体への情報提供 ・消費者教育等に関する実践的な学習プログラムの開発に係る実践研究及びその成果の普及 ・大学等における消費者庁からの依頼等に基づく啓発及び情報提供【消費者庁、文部科学省】 若年者の消費者教育分科会における検討・取りまとめ 消費者教育推進会議における審議を踏まえ、取組を推進 副読本や教材などの作成、関係機関が有する情報や知識を活用した教育・啓発事業やセミナーの開催等【消費者庁、金融庁、総務省、関係省庁等】 成年年齢引下げに向けた動きがある中で、成年を境に消費者被害が増加する状況を踏まえ、若年層への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 高等学校における消費者教育の充実のため、高校生向け消費者教育教材を作成 作成した教材の効果的な活用(アクティブ・ラーニングの視点からの授業改善の推進も含めて検討) 教材を使用した授業の実施(試行) 試行の検証を行うとともに、アクションプログラムに基づき、全国での活用を推進 進捗状況のフォローアップを行い、必要な施策を実施 消費者教育推進に向けた人材開発のため、大学等への専門家派遣【消費者庁】 小・中学校における消費者教育の充実のため、教材の検討・作成								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑥学校における消費者教育の推進			<p>大学生相談室等における消費者トラブル対応の強化を図るため、国民生活センターでの研修の機会の活用等を推進【消費者庁】</p> <p>消費生活センター等と連携した学生に対する消費者教育の充実を図るため、大学等関係者が出席する会議等において、消費者教育教材の活用等を推進【文部科学省】</p>						(へ) 国民生活センターにおける教員向け研修の実施状況
			<p>・消費者教育推進会議で提案した「学校における消費者教育の充実に向けて」の周知等</p> <p>・学校と地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、地域におけるコーディネーターの育成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p>	<p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p>					
			<p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】</p>		<p>大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】</p>				
<p>(K P Iの現状)</p> <p>(イ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数(2018年度実績) (前回実績) 小学校: 70人(2017年度: 112人)、中学校: 69人(2017年度: 108人)、 高等学校: 開催せず(2017年度: 開催せず)(2016年度: 55人)</p> <p>(ロ) 学部段階において、社会や経済の仕組み、消費生活の安定・向上に関する知識の獲得・修得を目的とした授業科目を開設している大学の割合: 59.0%(2015年度)(2014年度: 56.2%)</p> <p>(ハ) ※2018年度 ・関係団体と連携した大学での授業の実施: 11大学(2017年度: 10大学)(金融庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,529件の講座を開催。(2017年度: 2,308件)</p> <p>(ニ) 消費者教育フェスタ参加者の満足度: 99.4%(2018年度)(2017年度: 97.9%)</p> <p>(ホ) ※2018年度 各地の高校等において「社会への扉」等を活用した実践的な消費者教育の授業等を実施(集計中) (2017年度: 徳島県内の全高校等において実施(全56校、約6,900人を対象))</p> <p>(ヘ) 教員を対象とした消費者教育講座3回実施(2018年度)(参加者: 105人)</p>									

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進			<p>地方公共団体における消費者教育推進計画の策定及び消費者教育推進地域協議会の設置を支援、促進【消費者庁】</p>	<p>消費者教育推進計画の内容の充実及び消費者教育推進地域協議会の取組の充実の支援・促進【消費者庁、関係省庁等】</p>					(イ) 消費者教育推進計画及び消費者教育推進地域協議会の策定・設置状況 (ロ) 地域における消費者教育推進の実態把握 (ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (ニ) コーディネーター育成状況(目標: 2020年度に全ての都道府県で配置) (ホ) 消費生活サポーター数 (ヘ) 教育委員会における社会教育関連の消費者教育の取組の割合(目標: 2013年度調査結果39.9%からの増加) (ト) 担当省庁による支援の状況 (チ) パンフレットの配布・活用状況
			<p>地域の消費者教育の担い手の連携・協働が図られるよう、消費生活センターの消費者教育の拠点化やコーディネーターの育成、消費生活サポーターの養成等の取組を支援、学校での外部講師としての効果的な活用を推進【消費者庁、文部科学省、金融庁】</p>	<p>地方消費者行政強化交付金の活用により 地方公共団体の取組を支援【消費者庁】</p>					
			<p>教育委員会を通じた地域における消費者教育(取組実態調査の実施等)【文部科学省】</p>						
			<p>関係機関が有する情報や知識を活用した消費者教育用教材等の作成・配布、出前講座の実施、又は地域で開催される講座等への講師派遣などの実施【消費者庁、公正取引委員会、金融庁、総務省、文部科学省、関係省庁等】</p>						
	<p>消費者教育の指導者用啓発資料の作成【文部科学省】</p>			<p>消費者教育の指導者用啓発資料の配布・活用【文部科学省】</p>					
			<p>消費者市民社会の普及のための啓発資料を検討・作成【消費者庁】</p>	<p>普及啓発の実施【消費者庁】</p>					
			<p>大学等及び社会教育における消費者教育の指針の改訂【文部科学省】</p>		<p>大学等及び教育委員会への周知【文部科学省】</p>				

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑦地域における消費者教育の推進	<p>(K P I の現状)</p> <p>(イ) ※2018年度 (2018年度末時点) 消費者教育推進計画策定数：47都道府県、18指定都市 (2016年度：42都道府県) 消費者教育推進地域協議会設置数：47都道府県、18指定都市 (2016年度：44都道府県)</p> <p>(ロ) 2017年度に、都道府県、指定都市及び中核市における計画・協議会の調査を実施。 集計後、消費者教育推進会議・同分科会での活用を予定。また、2018年度には、分科会での検討に向けた準備のため、都道府県等における消費者教育の実施状況について個別にヒアリングを実施。</p> <p>(ハ) 全国の指導主事等を対象とする協議会への参加者人数 (2017年度実績) 小学校：111人 (2016年度：69人)、中学校：108人 (2016年度：71人)、高等学校：開催せず (2016年度：55人)</p> <p>(ニ) ※2018年4月1日時点 コーディネーター配置状況：19都道府県90市区町村等 (2017年4月1日時点：16都道府県82市区町村等)</p> <p>(ホ) ※2018年4月1日時点 消費生活サポーター配置状況：27都道府県141市区町村等 (2017年4月1日時点：30都道府県127市区町村等)</p> <p>(ヘ) 2017年度版：31.6%</p> <p>(ト) ※2018年度 (2019年3月末時点) ・地域で開催される講座等への講師派遣：946回 (2016年度：744回) (金融庁) ・消費者セミナー：83回 (2017年度：92回)、独占禁止法教室：236回 (2017年度：214回)、 一日公正取引委員会：8回 (2017年度：8回) (公正取引委員会) ・各地の消費者教育講座への講師 (職員) 派遣：24回 (2017年度：21回) (消費者庁) ・e-ネットキャラバンとして、2,309件の講座を開催。 (2016年度：1,775件) (総務省)</p> <p>(チ) 消費者市民社会普及のための啓発資料を作成中。</p>								

4 消費者が主役となって選択・行動できる社会の形成

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	[参考]			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(2) 消費者教育の推進 ⑪金融経済教育の推進	<p>・金融経済教育推進会議を通じ、業態横断的な取組を実施</p> <p>・各種国際会議における動向や諸外国の取組を日本の金融経済教育に活用</p> <p>・金融経済教育用教材の作成・配布</p> <p>・学校や地域で開催される講座等への講師派遣</p> <p>・金融サービス利用に伴うトラブル発生の未然防止などに向けた事前相談の実施 【消費者庁、金融庁、文部科学省、関係省庁等】</p>								
	<p>(イ) 関係団体等と連携した金融経済教育の推進状況</p> <p>(ロ) 学校や地域で開催される講座等への講師派遣状況</p>								
	<p>(K P I の現状) ※2018年度</p> <p>(イ) ・シンポジウムの開催：6回 (2017年度：5回) ・関係団体と連携した大学での授業の実施：11大学 (2017年度：10大学) (金融庁)</p> <p>(ロ) 講座等への講師派遣：1,174回 (2017年度：1,251回)</p>								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑤金融ADR制度の円滑な運営	指定紛争解決機関の監督等による金融ADR制度の円滑な実施【金融庁】								指定紛争解決機関の苦情処理手続及び紛争解決手続の実施状況（処理件数）
		金融トラブル連絡調整協議会等の枠組みを活用した指定紛争解決機関等の連携強化【金融庁】								
		(K P I の現状) ※2018年度 苦情処理手続の処理件数：7,377件（2017年度：7,234件） 紛争解決手続の処理件数：1,666件（2017年度：1,091件）								
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑧振り込め詐欺救済法に基づく被害者の救済支援等	振り込め詐欺救済法に基づく返金制度の周知徹底、金融機関による「被害が疑われる者」に対する積極的な連絡等の促進【金融庁、財務省】								被害者への返金の状況
		(K P I の現状) ※2018年度末までの累計 被害者への返金額：155億円（2017年度末までの累計：146億円）								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進	⑨「多重債務問題改善プログラム」の実施	<多重債務問題改善プログラムの実施> ・多重債務問題及び消費者向け金融等に関する懇談会の開催 【消費者庁、金融庁、警察庁、文部科学省、厚生労働省、内閣府、総務省、法務省、財務省、経済産業省】 ※関係省庁が十分連携の上、国、地方公共団体及び関係団体が一体となって以下の施策を推進する。								(イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数 (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数・内容
		・丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化【金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供【厚生労働省、関係省庁等】								
		・多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化【文部科学省、金融庁、消費者庁、関係省庁等】								
		・ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化【警察庁、金融庁、関係省庁等】								
		(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 貸金業者から5件以上無担保無保証借入の残高がある人数：8.9万人（2017年度：8.6万人） (ロ) 多重債務に関する消費生活相談の件数：23,277件（2017年度：26,421件）								

5 消費者の被害救済、利益保護の枠組みの整備

施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
						2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 被害救済、苦情処理及び紛争解決の促進 ⑬成年年齢引下げを見据えた関係府省庁連絡会議の開催				成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議を開催し、関係行政機関相互の密接な連携・協力を確保し、総合的かつ効果的な取組を推進【法務省、金融庁、消費者庁、文部科学省、経済産業省、関係府省庁】 アクションプログラムに基づき、若年者への実践的な消費者教育の実施を推進【消費者庁、文部科学省、法務省、金融庁】 若年者に対する返済能力や支払可能見込額の調査を一層適切に行うため、事業者の自主的な取組状況を把握するための調査を実施し、その調査結果を検証して、得られた優良事例の公表や事業者へのフィードバック等を通じて、効果的な取組を推進【金融庁、経済産業省】 成年年齢引下げに関連して生ずる様々な影響を把握するため、国民への浸透度等の調査を行い、その結果を活用して、効果的な広報・周知の媒体や方法につき検討するとともに、消費者教育をはじめとした環境整備の施策にいかす。【法務省、関係府省庁】				(イ) 成年年齢引下げの国民への浸透の状況 (ロ) 広報・周知の実施状況	
	(K P I の現状) ※2018年度 (イ) 成年年齢引下げに関する世論調査の実施 成年年齢引下げについての認知度 16～22歳：87.4%が「知っていた」 40～59歳：93.2%が「知っていた」 未成年者の契約の取消権の認知度 16～22歳：56.2%が「知っていた」 40～59歳：74.4%が「知っていた」 (ロ) ・成年年齢引下げについて解説したポスター約4,800枚・パンフレット約14万6400枚を全国の高等学校等に配布 ・第1回成年年齢引下げ動画コンテストの開催 ・映画、ドラマとのタイアップポスター合計約4万4300枚配布 ・政府広報と連携し、広報番組やインターネットテレビの発信 ・アクションプログラムの実施に関し、「私法と契約」という項目を設けた高校生向けの法教育教材を作成、全国の高校に配布								

6 国や地方の消費者行政の体制整備

	施策名	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	〔参考〕			K P I
							2020年度	2021年度	2022年度	
(1) 国（独立行政法人を含む。）の組織体制の充実・強化	⑧消費者からの情報の受付体制の充実									各窓口での情報・相談の受付・対応状況
		受付手段の拡充を検討【消費者庁関係省庁】	各府省庁等が設置する、消費者からの情報・相談を受け付ける体制の維持・強化【消費者庁、関係省庁等】							
(K P I の現状) 消費者政策担当課長会議（2018年10月）において、各府省庁における各窓口での情報・相談の受付体制の維持・強化を促し、受付体制の状況を別表3のとおり取りまとめた。										

第8節 障害者施策への対応

I 概要

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体等及び民間事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置などについて定めることによって、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。

障害者差別解消法に基づき、2015年2月24日、障害を理由とする差別の解消に向けた、政府の施策の総合的かつ一体的な実施に関する基本的な考え方を示した「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）が閣議決定された。

障害者差別解消法の施行（2016年4月1日）に当たり、各府省庁においては、基本方針に即して、障害者に対する不当な差別的取扱いの禁止及び合理的配慮の提供等について、各府省庁の職員が適切に対応するために必要な要領（以下「対応要領」という。）及び各府省庁所管の事業者が適切に対応するために必要な指針を定めることとされており、金融庁においても対応要領及び対応指針を制定した。（2016年4月1日施行）

II 対応要領の周知及びアンケート調査等の実施

職員向けの対応要領として制定した金融庁訓令「金融庁における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、全職員を対象とした研修において周知を図った。

また、銀行等に対するアンケート調査のほか、障害者差別解消法施行（2016年4月）後の現状について、各障害者団体へのヒアリングを実施した。当該ヒアリングでの把握事象も含め、障害者に対する利便性向上について、銀行等に対して、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、より積極的な対応を促してきた。保険の契約や請求手続きについても、各社の取組状況等を把握するため、生命保険会社及び損害保険会社に対して、障害者に配慮した取組状況に関するアンケート調査を実施し、その結果も踏まえ、業界団体との意見交換会の機会等を通じ、障害者に対する利便性向上の取組みを促した。

第9節 金融経済教育の取組み

I 経緯・概要

金融経済教育については、2013年4月に公表した金融経済教育研究会報告書を契機として、金融中央広報委員会とも連携しながら、金融庁として、様々な機会において金融経済教育を推進している。

特に、2018事務年度においては、「変革期における金融サービスの向上にむけて ～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～（平成30事務年度）」に基づき、「人生100年時代」という言葉に表される長寿化や、デジタル化の進展、2022年4月より予定されている成年年齢の引下げといった環境変化も踏まえ、金融庁・財務局職員が学校に出向いて行う出張授業を抜本的に拡充するなど、取組みの強化を図った。

関連報告書としては以下のとおり。

- ・金融経済教育研究会報告書（2013年4月30日、金融庁）
- ・高齢社会対策大綱（2018年2月16日閣議決定）
- ・拡大版SDGsアクションプラン2019
（2019年6月21日 持続可能な開発目標（SDGs）推進本部会合決定）
- ・未来投資戦略2019（2019年6月21日、閣議決定）

II 具体的な取組状況

（1）金融経済教育推進会議による取組み

金融経済教育を推進するため、2013年6月、金融広報中央委員会を事務局として、「金融経済教育推進会議」が設置された（有識者、関係団体のほか、金融庁、消費者庁、文部科学省等が参画）。当会議では、金融経済教育研究会報告書において示された「最低限身に付けるべき金融リテラシー（4分野・15項目）」の内容を項目別・年齢層別に具体化・体系化した「金融リテラシー・マップ」を、2014年6月に策定した（2015年6月に改訂）。

2018事務年度は、同会議の枠組みにおいて、金融経済教育への参画を検討する先にとって使い勝手の良い金融界共通の教材を整備する観点から、大学生・社会人等を対象とした教材「コアコンテンツ」を2019年3月22日に策定・公表した。

（2）学校における出張授業の実施

2014年4月以降、大学生に対し、金融庁をはじめとした関係団体が連携して、2014年4月から「金融リテラシー・マップ」に基づいた授業を

オムニバス形式で実施（別紙 1 参照）。

また、2018 事務年度においては、出身校などの学校に出向いて出張授業を行う金融庁職員を庁内から募集した上で、金融庁職員による出張授業を抜本的に拡充し、大学及び高校等を中心に、67 校に対して延べ 103 名の講師派遣を実施した。こうした出張授業においては、各学校のニーズの違いを踏まえつつ、金融サービスを活用しながら豊かな人生を送るために必要となる、計画的な収支管理、将来に向けたライフプランニング、金利などの金融の基礎となる概念、資産形成の重要性などについて、グループワーク等も織り交ぜながら説明した。

（3）高校学習指導要領改訂への対応

2018 年 3 月及び 7 月に、高校学習指導要領及び同解説の改訂が実施されたところ、金融リテラシーに関する社会的要請の高まりを背景に、社会科及び家庭科において、資産形成の観点を含め、金融リテラシーに係る内容が拡充された。当該改訂を踏まえ、教科書における金融リテラシーの記載の拡充を図る観点から、2019 年 2 月に、金融広報中央委員会や関係の業界団体と連携し、教科書会社向けの説明会を実施した。

（4）ガイドブック等の作成・配布

プリペイドカードなどの電子マネーに関する消費者被害及び未公開株取引等に関するトラブルの防止や、資産形成に係る知識の普及に向けて、各種ガイドブックの配布等を行っている。

「金融リテラシー・マップ」の内容や電子マネーに関する消費者被害の項目が記載されたガイドブック「基礎から学べる金融ガイド」、未公開株取引等に関するトラブル防止について解説した『『未公開株』等被害にあわないためのガイドブック」、及び、初心者向けの実践的な投資教材として作成した「つみたて N I S A 早わかりガイドブック」について、全国の高校・大学・地方公共団体等に配布を行った。

また、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成」について、出張授業や各種セミナーにおいて積極的に活用すると同時に、関係団体に対し、職場でのつみたて N I S A や企業型 D C ・ i D e C o のセミナー等における活用を要請した。（別紙 2 参照）

（5）金融経済教育に関するシンポジウムの開催

地域住民を対象に、つみたて N I S A の活用等を通じた安定的な資産形成について理解を深めることを目的とした「人生 100 年時代～人生を楽しむためのお金の話～シンポジウム」を、札幌市、金沢市、高松市、福岡市、熊本市、那覇市の計 6 か所で開催した。

(6) 親子向けワークショップの開催

家庭において金融リテラシーを高める観点から、体験型デジタルコンテンツ等を手掛けるチームラボセールス社に業務委託を行い、小学生の親子を対象に、アクティブラーニング等を体験しながら、お金の知識を学ぶことのできるイベントとして、『『親子で学ぶ！お金の仕組み』ワークショップ』を計4回開催した。

(7) 成年年齢の引下げを契機とした取組み

2022年4月より予定されている成年年齢の引下げに向けて、消費者庁・金融庁・文部科学省・法務省の4省庁が連携して策定した「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」についてのフォローアップを行った。(別紙3参照)

また、当該フォローアップに基づき、法務大臣を座長とする「成年年齢引下げを見据えた環境整備に関する関係府省庁連絡会議」において取りまとめられた工程表の改訂を行った。

(8) 金融知識普及功績者表彰等

金融経済教育に関する活動をより一層推進するため、日本銀行とともに国民の金融に係る知識の普及・向上に功績のあった者及び団体に対してその功績を顕彰している(2018年度 13件)。(別紙4参照)

また、金融広報中央委員会が行う「おかねの作文」コンクール等に対し、作品の審査や金融担当大臣賞の授与等について協力をを行っている。

(9) 後援名義の付与

金融知識の普及・啓発を目的として金融関係団体等が実施する各種講演会・セミナー等の活動に対し、「金融庁後援」名義を付与し、金融知識の普及活動を後押しした(2018事務年度 後援17件、共催1件)。(別紙5参照)

(10) 外部の知見の適切な活用

金融経済教育研究会報告書において、「最低限身に付けるべき金融リテラシー(4分野・15項目)」として「外部の知見の適切な活用」が提示された。金融商品を利用選択するにあたり、予防的・中立的なアドバイスの提供体制を構築するため、2014年5月から、金融庁金融サービス利用者相談室において「事前相談(予防的なガイド)」を開設し、2018事務年度は561件の相談を受け付けた。

大学における連携講義について

金融庁、金融広報中央委員会及び関係団体（※）が連携し、「金融リテラシー・マップ」に基づいた内容の「連携講義」をオムニバス形式で実施。

※ 関係団体：全国銀行協会、日本証券業協会、投資信託協会、
生命保険文化センター、日本損害保険協会、日本FP協会 等

2014 年度：2 大学

（東京家政学院大学、慶應義塾大学法科大学院）

2015 年度：5 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、金沢星稜大学、
県立広島大学、神戸国際大学）

2016 年度：8 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、武蔵野大学、金沢星稜大学、
神戸国際大学、東北学院大学）

2017 年度：10 大学

（東京家政学院大学、青山学院大学、慶應義塾大学、
県立広島大学、東京理科大学、武蔵野大学、
金沢星稜大学、東北学院大学、相山女学院大学、
大学コンソーシアム大阪）

2018 年度 : 11 大学

	大 学 名	科 目 名
前 期	青山学院大学	金融と生活設計
	慶應義塾大学	金融リテラシー ～豊かな生活設計のためのお金の知恵～
	県立広島大学	パーソナルファイナンス論
	東京理科大学	キャリアデザインⅡ 特殊講義 5 (金融リテラシー)
	東京経済大学	生活設計と金融
後 期	明星大学	経営基礎 3
	武蔵野大学	金融リテラシー (金融と人生設計)
	椙山女学園大学	金融リテラシー
	大学コンソーシアム大阪	金融リテラシーを高める —生活設計と金融の基礎知識
	専修大学	特殊講義 (金融リテラシー特論)
	学習院大学	金融リテラシーとライフデザイン

別紙 2

一般社会人やこれから社会人となる大学生、高校生を対象とした金融取引等の基礎的知識に関するガイドブック

「基礎から学べる金融ガイド」

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/teach/kou3.pdf>



未公開株取引等に関するトラブルについて、被害の発生や拡大を防止するため、実例を基に分かりやすく解説した内容のガイドブック

「未公開株」等被害にあわないためのガイドブック

ウェブサイトアドレス

<http://www.fsa.go.jp/common/about/pamphlet/mikoukaikabu.pdf>

あやしい投資勧誘にご注意!

**「未公開株」等
被害にあわないための
ガイドブック**

私がやさしく
解説します!

金融庁
Financial Services Agency

家計の安定的な資産形成を促進するため、初心者向けの実践的な投資教材として作成したガイドブック

「つみたてNISA早わかりガイドブック」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/about/tsumitate/guide/index.html>

新しい制度
つみたてNISA
について、
私がお説明します！

つみたて
NISA
早わかり
ガイドブック

つみたてフニーサ

つみたてNISAで
ちょっとずつ、資産形成を始めてみませんか？

低金利のもとでは、預金だけでは資産は増えません。
確かに、つみたてNISAの対象商品である投資信託には元本割れのリスクがありますが、
ちょっとした工夫で、こうしたリスクを軽減することが期待できます。

積立・分散投資の益率(実績)

投資方法	年率	年平均
国内・先進国・新興国の 株・債券に1/6ずつ投資	79.9%	年平均4.0%
国内の株・債券に 半分ずつ投資	38.0%	年平均1.9%
定期預金	1.32%	年平均0.1%

【出所】金商庁作成
【注】各数値は、毎年1万円を投資した場合の各年末時点での累積リターン。
株式は、各国の代表的な株価指数をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
債券は、各国の国債をもとに、市場規模等に応じ各国のウェイトをかけたもの。
上記は過去の実績であり、将来の投資成果を予測・保証するものではありません。

主に若年勤労世代を対象とした資産形成促進のためのビデオクリップ教材
「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」

ウェブサイトアドレス

<https://www.fsa.go.jp/policy/nisa2/download/index.html>

国民の資産形成促進のためのビデオクリップ教材

金融庁では、国民の安定的な資産形成を促進することを目的として、NISA推進・連絡協議会とともに、厚生労働省その他の関係団体の協力を得て、職場でのセミナー等での活用を念頭に、主として若年勤労世代向けのビデオクリップ教材「未来のあなたのために～人生とお金と資産形成～」を制作しました。



動機篇：
資産形成の重要性



知識篇：
長期・積立・分散投資



制度篇：
非課税制度（つみたてNISAと
iDeCo・企業型DC）

若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム

2018年2月20日

若年者への消費者教育の推進に関する

4省庁関係局長連絡会議決定

(改定：2018年7月12日)

1. 趣旨

民法の成年年齢引下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な消費者教育の方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。成年年齢引下げを見据え、実践的な消費者教育の実施を推進するため、関係省庁が連携し、2018年度から2020年度の3年間を集中強化期間とする「若年者への消費者教育の推進に関するアクションプログラム」を推進する。

2. 実践的な消費者教育の取組の推進

(1) 高等学校等における消費者教育の推進

① 学習指導要領の徹底【文部科学省】

- ・ 学習指導要領の趣旨の周知・徹底を図り、社会科や家庭科を中心に各教科等において充実した消費者教育を推進する（高等学校では、学習指導要領に基づき、公民科において、消費者に関する問題を指導するほか、家庭科において、消費生活の現状と課題や消費者の権利と責任、消費生活と生涯を見通した経済の計画、契約、消費者信用及びそれらをめぐる問題や消費者の自立と支援などを指導する。）。

② 消費者教育教材の開発、手法の高度化【消費者庁・金融庁・法務省・文部科学省】

- ・ 実践的な能力を身に付ける消費者教育教材を活用した授業の実施を推進する。実施に当たっては、消費者庁で2016年度に作成した高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全国の学校に提供し、活用を促す（2017年度は、徳島県内の全高校で「社会への扉」を活用した授業を実施し、その効果を検証しており、2020年度に全国で同様の授業を実施することを目指して働きかけを行う）。（参考1）
- ・ 実践的な消費者教育の推進に当たっては、法務省で行っている法教育の取組と必要な連携を行う。
- ・ アクティブ・ラーニングの視点からの手法等（参加型授業、模擬体験）を用いた消費者教育により、実践的な知識の習得を推進する。

③ 実務経験者の学校教育現場での活用【消費者庁・金融庁・文部科学省】

- ・ 実務経験者（消費生活相談員、弁護士、司法書士、金融経済教育の実務者

等)の有する知識や経験を活用するため、学校での外部講師としての効果的な活用を推進する。

(活用の推進のため、独立行政法人国民生活センター等で研修を行うなどして、消費者教育コーディネーターを育成し、都道府県等への配置を促進する。)(参考2)

④ 教員の養成・研修【消費者庁・文部科学省】

- ・若年者の消費者教育分科会による、大学の教員養成課程、現職教員研修、教員免許更新講習等における消費者教育に関する取組についての取りまとめ(平成30年6月29日)を受けた消費者教育推進会議における審議(平成30年7月9日開催)を踏まえ、別紙のとおり、教員による消費者教育の指導力向上のための取組を推進する。

(2) 大学等における消費者教育の推進

- ① 大学、専門学校等と消費生活センターとの連携、消費者被害防止に関する情報提供、取組の普及啓発等を行う。【消費者庁・文部科学省】
- ② 大学、専門学校等と地元の消費生活センターとの連携を支援し、出前講座等を実施する。【消費者庁】
- ③ 大学における講義実施等を通じた正しい金融知識の普及【金融庁】

(3) その他

- ① 全ての都道府県、政令指定都市において、消費者教育の推進に関する法律に基づく消費者教育推進計画・消費者教育推進地域協議会の策定・設置を目指す。【消費者庁】(参考3)
- ② 大学等及び社会教育における消費者教育の指針を見直し、大学等及び教育委員会に対して周知を行う。【文部科学省】

3. 関係省庁間の連携の推進

実践的な消費者教育の実施を効果的に推進するため、関係省庁は本アクションプログラムに沿って緊密に連携して各種取組を進めていく。

4. 各施策の実施時期とフォローアップ

- (1) 上記の各施策については、いずれも各省庁が直ちに取り組むこととする。
- (2) また、集中強化期間の間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本アクションプログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて消費者教育推進会議の意見を聴く。

(以上)

教員による消費者教育の指導力向上のための 教職課程、免許状更新講習及び教員研修に関する取組

実践的な消費者教育の実施に向け、教員による消費者教育の指導力向上を図るため、教員の養成・研修について、関係省庁（消費者庁、文部科学省、金融庁、法務省）等が連携し、以下の取組を推進する¹。

1. 教職課程における消費者教育の内容の充実

- ・ 公民科及び家庭科の教職課程において、消費者教育に関する内容についての実践的な能力を生徒に対して指導する力が身に付けられるよう、大学に対して促す。（文部科学省）
- ・ 公民科及び家庭科における消費者に関する問題又は消費生活に関する事項について、教職課程で共通的に修得すべき資質能力を示す参考指針の策定等の際に取り扱いを検討する。（文部科学省）

2. 有機的に連携した継続的な体制の構築

- ・ 教職課程における教員養成から現職教員に対する研修等まで有機的に連携した一貫した体制を構築するため、大学と都道府県教育委員会等との間で協議する場として教員育成協議会の活用を、大学並びに都道府県及び指定都市に対して促す。（文部科学省）
- ・ 教員育成協議会に消費者教育について協議する分科会等を設け、地域の消費者行政担当部局を参画させることの検討を促す。（消費者庁、文部科学省）
- ・ 同協議会に参画する地域の消費者行政担当部局を支援するため、消費者教育の知見など必要な情報を提供する。（消費者庁、独立行政法人国民生活センター）

3. 現職教員に対する講習、研修における講座の開設数の増加及び内容の充実

(1) 免許状更新講習に係る取組

① 「必修領域」での消費者教育の取扱い

消費者教育を含む成年年齢の引下げに関する事項については、免許状更新講習の「必修領域」において取り扱うことができることを都道府県教育委員会等及び大学に周知する。（文部科学省）

¹ 本文書中、特に定義のない文言については、消費者教育推進会議「若年者の消費者教育分科会」取りまとめ（平成30年6月29日）中の用語の例による。

- ② 「選択領域」での講座開設数の増加等
免許状更新講習の「選択領域」における消費者教育に係る講習の開設数を増加させ、また、講習内容についても、実践的な消費者教育を指導できる内容となるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 新たな主体による講座開設
全国の教員に講習の機会を提供できるよう独立行政法人国民生活センター等が講習開設者となることを検討し、実施に向けて取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
- (2) 教員研修に係る取組
- ① 研修開設数の増加
中堅教諭等資質向上研修等の教員研修において、消費者教育を扱う研修を積極的に実施するよう、都道府県教育委員会等に対し促す。(文部科学省)
 - ② 独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる研修の実施と都道府県教育委員会等との連携強化
都道府県教育委員会等の意向を汲みつつ、独立行政法人国民生活センターや地域の消費生活センターによる、教員向けの研修の実施に向け取り組む。(消費者庁、独立行政法人国民生活センター)
都道府県教育委員会等が、上記研修を教育委員会の法定研修等としても積極的に位置付けるよう促す。(文部科学省)
 - ③ 教員研修用講義動画の配信
独立行政法人教職員支援機構による、消費者教育に関する教員研修用講義動画の配信など、各地域における研修の充実に向けた、コンテンツの提供及び周知等に取り組む。(文部科学省、独立行政法人教職員支援機構)
 - ④ 学校管理職に対する研修の充実
学校管理職における外部人材の活用や教科間連携の重要性に関する理解のため、研修が適切に行われるよう促す。(文部科学省)

4. 外部人材等の活用及び育成

- (1) 外部人材の活用に向けた働き掛け、情報提供
 - ・ 教職課程、免許状更新講習及び教員研修において、大学及び都道府県教育委員会等が、必要に応じて、外部人材を講師として活用するよう促す。(文部科学省)

- ・ 各種の団体と協議して、教育現場で活用できる外部人材について情報収集を行い、収集した情報をもとに人材バンクを構築する。(消費者庁)
- (2) 消費者教育コーディネーターの業務遂行のための環境整備
- ・ 消費者教育コーディネーター²の質的保証のために、コーディネーターとして適した者の情報収集を行い、例えば認定制度を設けるなどして、認定されたコーディネーターを人材バンクに登録し情報発信する。(消費者庁)
 - ・ コーディネーターの設置に向け、都道府県及び指定都市に対して財源に係る支援を行う。(消費者庁)
 - ・ 独立行政法人国民生活センターにおいて開催するコーディネーター育成講座の内容を充実させ、開催地及び開催回数を増やすことを検討し、実施する。また、独立行政法人国民生活センターの講座の開設や相互の意見の交換の場を設けるなど、コーディネーター自身に対する研鑽の場の提供について検討し、実施する。(消費者庁)
 - ・ 大学及び教育委員会等に対し、外部人材との連携を行うコーディネーターの制度を周知し、活用を促進する。(文部科学省)

² 消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者(消費者教育の推進に関する基本的な方針(平成25年6月28日閣議決定、平成30年3月20日変更)参照)

参考1

「社会への扉」を活用した授業の実施

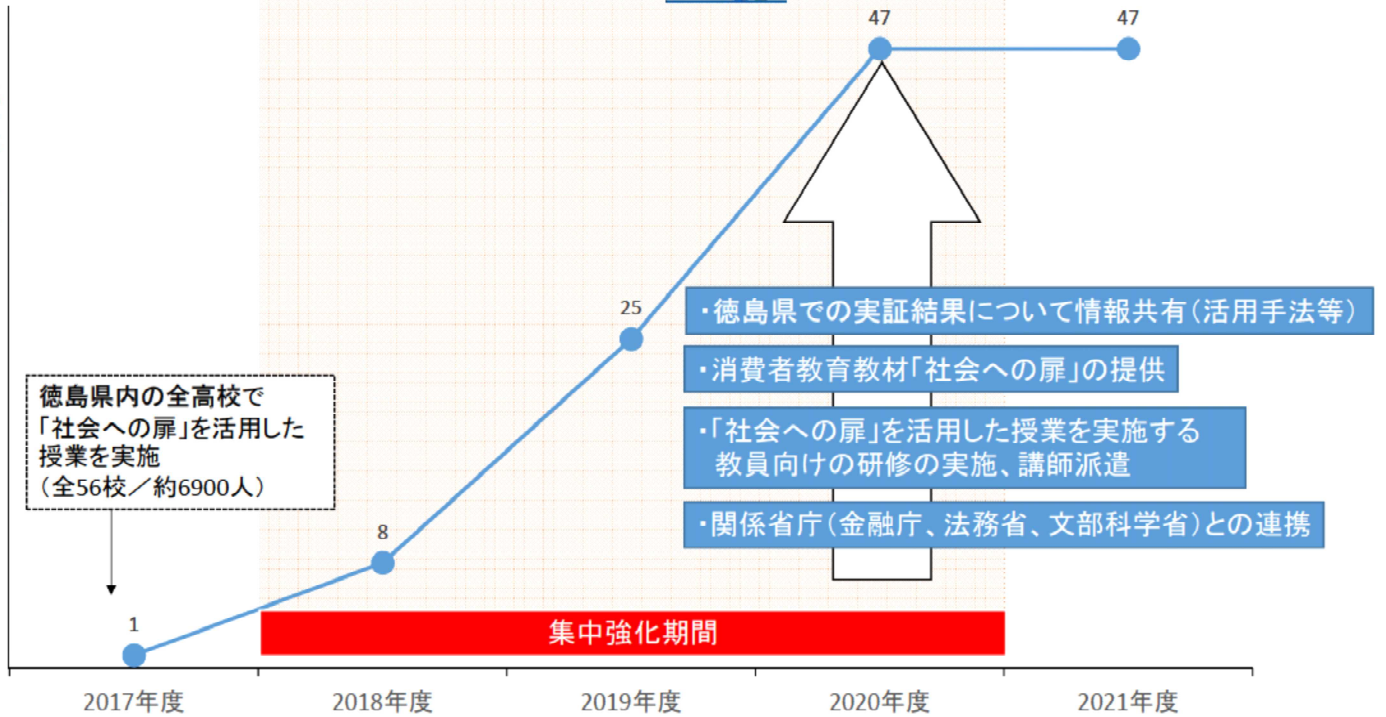
⇒実践的な能力を身に付ける



目標

すべての都道府県で全高校で実施

都道府県数



参考2

消費者教育コーディネーターの育成・配置

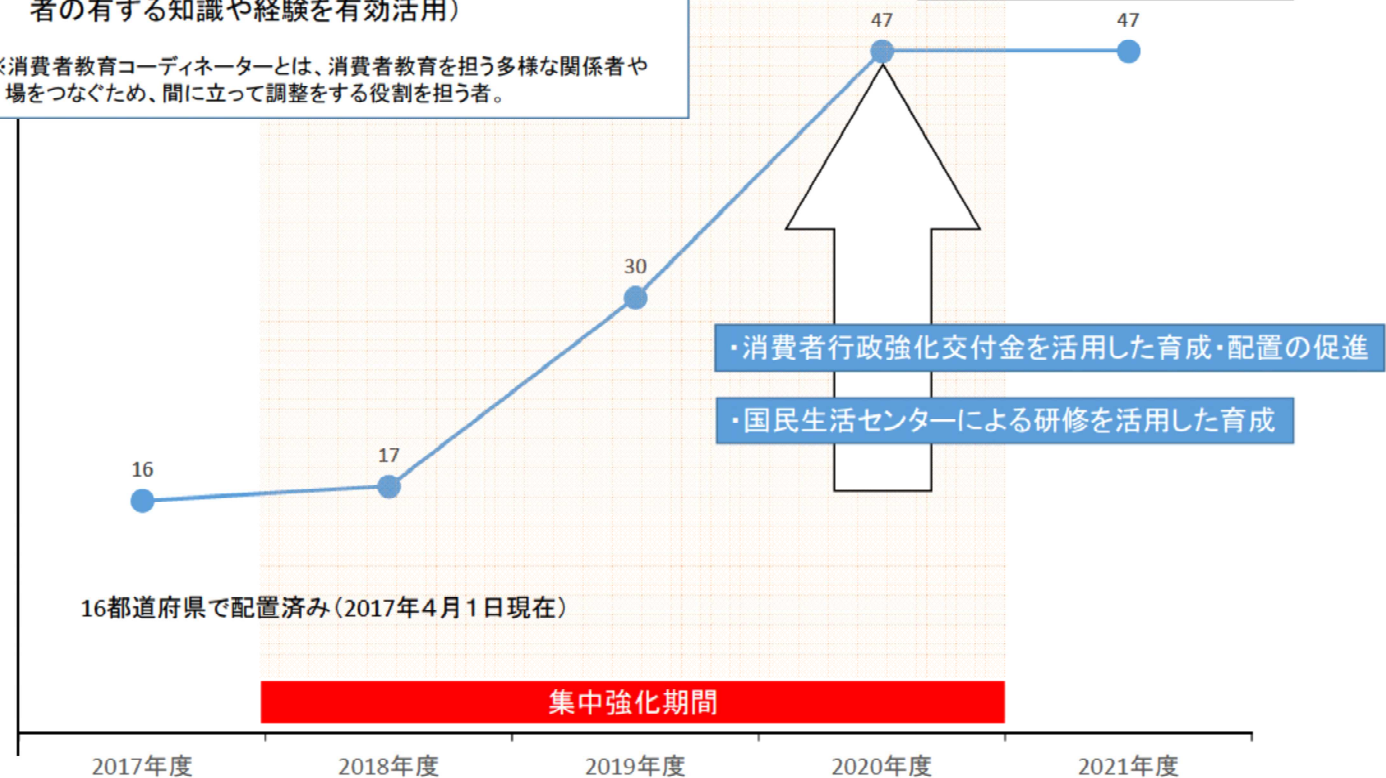
⇒学校教育現場における外部講師の活用(実務経験者の有する知識や経験を有効活用)

※消費者教育コーディネーターとは、消費者教育を担う多様な関係者や場をつなぐため、間に立って調整をする役割を担う者。

目標

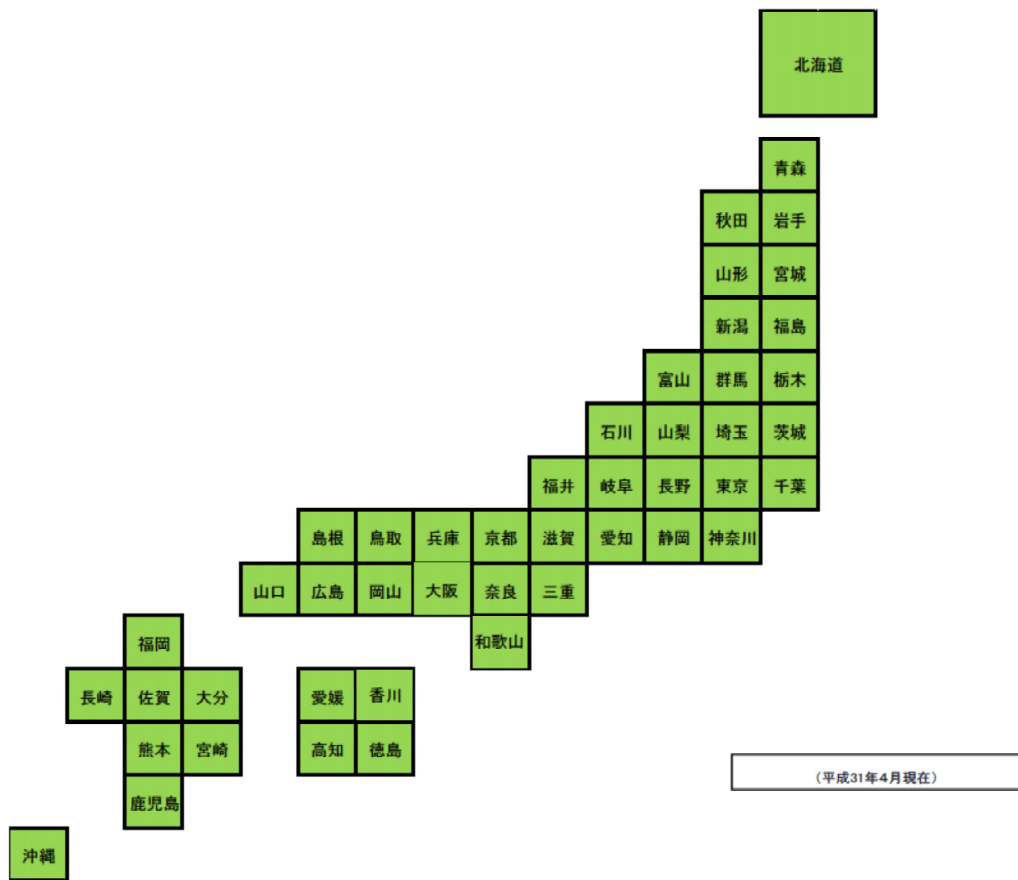
すべての都道府県で配置

都道府県数



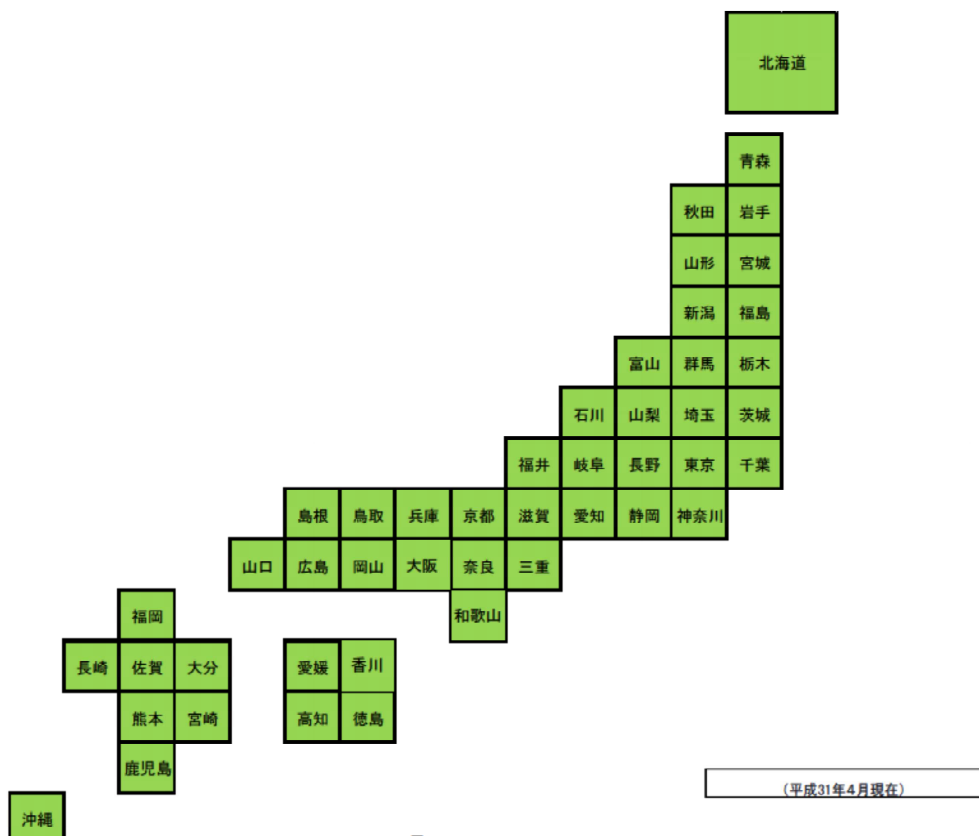
○消費者教育推進計画の策定状況

全ての都道府県で策定済み



○消費者教育推進地域協議会の設置状況

全ての都道府県で設置済み



(別 添)

若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議について

平成30年2月20日

4省庁申し合わせ

改訂：令和元年6月14日

1. 趣旨

民法の成年年齢引き下げに向けた検討が進められていることを踏まえ、若年者の消費者被害の防止・救済のため、また、自主的かつ合理的に社会の一員として行動する自立した消費者の育成のための効果的な方策として、実践的な消費者教育の実施が喫緊の課題となっている。

この取組を推進するにあたり、関係省庁が緊密に連携して取組を推進するため、「若年者への消費者教育の推進に関する4省庁関係局長連絡会議」を設置し、若年者における効果的な消費者教育の実施、関係者の取組推進のための方策等について検討する。

2. 会議構成員

消費者庁	消費者庁次長
文部科学省	生涯学習政策局長 初等中等教育局長
法務省	大臣官房司法法制部長
金融庁	総括審議官

3. 担当課長会議構成員

4省庁関係局長会議の下に、担当課長会議を置く。

消費者庁	消費者教育・地方協力課長
文部科学省	総合教育政策局 教育人材政策課長 男女共同参画共生社会学習・安全課長 初等中等教育局 教育課程課長
法務省	大臣官房司法法制部 司法法制課長
金融庁	総合政策局 総合政策課総合政策監理官

4. 庶務

消費者庁消費者教育・地方協力課において処理する。

2018 年度金融知識普及功績者一覧

〔個人の部〕

(敬称略)

1. いししま なおこ
石島 直子
(宮城県)
 - 長年にわたり、消費生活相談員として、経験と知識を生かした相談活動に従事するとともに、宮城県金融広報アドバイザーとして、旺盛な研究心と時代のニーズを捉えて活躍するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
2. あらい くにあき
新井 邦明
(栃木県)
 - 栃木県金融広報委員会の活動方針に沿い、多数の講義、後援会等を講師として積極的に実践し、県民の金融知識の普及、向上に貢献したほか、学校での講義の実施にあたっては委員会の先頭に立って活動し、他の金融広報アドバイザーの資質向上にも寄与するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
3. おかもと かずひさ
岡本 和久
(東京都)
 - 自らが主催するセミナーやマネー教室のほか、各種団体が主催する資産形成にかかる講演等を多数行ったほか、金融庁主催の「つみため N I S A フェスティバル」で基調講話を行い、資産形成に係る投資知識の普及・啓発活動を推進するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
4. こばやし としゆき
小林 敏之
(新潟県)
 - 長年にわたり、金融広報アドバイザーとして、ファイナンシャル・プランナーの知見や経験を活かし、新潟県を中心に講演活動を実施したほか、高校生を対象とした消費者生活講座では金融トラブルの事例や具体的な対処方法についてわかりやすく解説するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
5. さかくら すみこ
坂倉 寿美子
(三重県)
 - 長年にわたる消費生活相談員の経験を活かし、三重県金融広報委員会の金融広報アドバイザー就任後は、幅広い年齢層を対象に、例年数多くの講座を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

6. だんの 団野 おさむ 修
(大阪府)

7. きむら 木村 みき 美紀
(鳥取県)

8. やました 山下 まりこ 万里子
(香川県)

9. にのみや 二宮 のりこ 典子
(愛媛県)

10. ふじい 藤井 みか 美佳
(佐賀県)

11. あおさき 青崎 ただし 孔
(長崎県)

- 広く一般市民対象に、金融に関する投資詐欺の未然防止のため、長年にわたり、多くの消費者啓発活動が無償かつ長期に実施しており、高齢者に多い投資詐欺や資産形成についての誤った知識によるトラブル等を未然に防止する役割を果たしているなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、自ら積極的に地域・自治体へ働きかけを行い、幅広い年齢層に対し講師を実施している。特に子供向けの金銭教育については、子供達が楽しめるよう常に工夫、改良を重ねて、わかりやすく実践するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- ファイナンシャル・プランナーとしての知見や経験を活かし、香川県全域で分かり易い講習会を実施しており、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、対象者に応じて講演の構成を工夫しながら、積極的に講演を行うなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 金融広報アドバイザーとして、県内各地に積極的に出向き、高齢者の悪質商法被害防止や幼少期の金銭教育などについて活発に講演を行っており、特にソプラノ歌手としての経験を活かし、講演で歌を歌うなど高齢者や幼児にとって楽しくわかりやすい講演を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 長年にわたる消費者生活センターの消費生活相談員としての知見や経験を活かし、金融広報アドバイザーとして、小学生から高齢者までの幅広い年代を対象に、多数かつ長期に、受講生に対し、積極的に講師を務めるなど、金融知識の普及・向上に貢献。
- 長年にわたる消費者生活センターの消費者教育推進員及び元高等学校教員及び校長としての知見や経験を活かして、消費者への啓発活動を積極的に推進し、県内の金融経済教育及び消費者教育の普及・拡大に指導的立場でも貢献するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

12 ありま さよこ
有馬 小夜子
(鹿児島県)

- 長年にわたる消費者生活センターの消費生活相談員としての知見や経験を活かし、金融広報アドバイザー及び広域消費生活非常勤講師として、出前講座や、県民向けイベントへの従事による金融知識の普及啓発を実施するなど、金融知識の普及・向上に貢献。

〔団体の部〕

1. 愛媛県立大洲高等学校
(愛媛県)

- 金融教育研究校としての指定（平成 26・27 年度）、を終えた後も、「時代を生き抜くための魅力ある金融教育の実践」という目標を設定し、金融教育に視点を置いた教科指導など、綿密な計画のもとで効果的な金融教育を展開。学校の教育活動を通して、金融知識の普及・向上に貢献。

別紙 5

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「後援」名義使用承認状況

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2018/7/10	(社)投資信託協会	2018年7月19日	第一回企業型確定拠出年金カンファレンス
2018/7/11	特定非営利活動法人 金融知力普及協会	2019年2月16、 17日	第13回全国高校生金融経済クイズ選手権「エコノミクス甲子園」
2018/8/9	日本証券業協会	2018年10月～ 2019年2月	平成30年度「ゼロからはじめる証券投資セミナー」
2018/11/26	一般社団法人 生命保険協会	2019年5月28日	「人生100年時代に必要なリテラシーと金融業界の役割」シンポジウム
2019/1/9	・特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会東京支部 ・東京都金融広報委員会 ・東京証券取引所 ・財務省関東財務局東京財務事務所	2019年2月9日	くらしとお金のワクワク・1DAYフェスタ
2019/3/14	特定非営利活動法人キッズフリマ	①2019年4月2日～2020年3月中旬 ②2019年9月中旬～2020年2月中旬	①キッズフリーマーケット ②キッズミミックマーケット
2019/3/19	金融広報中央委員会	(小中学校向け)2019年8月9日 (高校大学向け)2019年8月19日	2019年度「先生のための金融教育セミナー」
2019/3/19	公益財団法人 生命保険文化センター	2019年5月16日～11月15日	「第57回中学生作文コンクール」

承認日	主催	開催日(期間)	事業等の名称
2019/3/19	株式会社 日本経済新聞社	2019年4月2日 ～2020年3月31 日	「日経未来投資プログラム」
2019/4/15	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年4月～ 2020年3月	2019年度「くらしとお金のFP 相談室」
2019/4/15	金融広報中央委員会	2019年5月27日 ～2020年3月19 日	①「第52回『おかねの作文』コ ンクール」、 ②「第17回『金融と経済を考 える』高校生小論文コンクール」 ③「第16回金融教育に関する小 論文・実践報告コンクール」
2019/5/17	・一般社団法人投資信託 協会 ・開催地の地方新聞社 ・全国地方新聞社連合会	2019年8月24日 ～2020年2月8 日	投信フォーラム 2019
2019/5/17	株式会社 日本経済新聞社	2019年5月～ 2020年3月	「第20回日経STOCKリーグ」
2019/6/10	全国公民科・社会科教育 研究会	2019年7月30日 ～8月1日	証券・経済セミナー
2019/6/11	日本証券業協会	2019年7月25日 ～11月30日	教員向け金融経済夏期セミナー
2019/6/19	特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会	2019年5月10日 ～2020年3月31 日	第13回「小学生『夢をかなえる』 作文コンクール」
2019/6/25	・一般社団法人投資信託 協会 ・株式会社東京証券取引 所 ・特定非営利活動法人確 定拠出年金教育協会	2019年7月4日	企業型確定拠出年金カンファレ ンス 2019

金融知識普及等を目的として金融機関団体等が開催した
各種事業に対する金融庁の「共催」名義使用承認状況

承認日	主 催	開催日(期間)	事業等の名称
2019/5/17	日本証券業協会	2019年5月～ 2020年3月	2019年度「はじめての資産運用 講座」

第10節 家計の安定的な資産形成に関する取組み

I 顧客本位の業務運営に関する原則

1. 経緯

金融庁は、家計の安定的な資産形成を実現するために、全ての金融事業者が顧客本位の業務運営を行うことが重要であるとの認識の下、2017年3月に「顧客本位の業務運営に関する原則（以下「原則」）」を策定・公表した。

併せて、『「原則」の定着に向けた取組み」を公表し、金融事業者の取組みの「見える化」の促進や当局によるモニタリングの実施など、顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組みを示した。

2. 顧客本位の業務運営の確立と定着に向けた取組み

(1) 原則採択金融事業者・KPI（自主的・共通）設定・公表金融事業者の公表

金融事業者の顧客本位の業務運営に向けた取組みの「見える化」を促進する観点から、原則を採択し、取組方針や顧客本位の業務運営の定着度合いを客観的に評価できるようにするための成果指標（以下「自主的なKPI」）を策定・公表した金融事業者を四半期ごとに金融庁ウェブサイトにて公表した。原則を採択し、取組方針を策定・公表した金融事業者は、2019年6月末現在で1,679社（自主的なKPIを策定・公表している金融事業者は668社）となっている。

また、公表の際には、各金融事業者の販売方針等を踏まえ、その目指す販売等の方向が相当程度端的に示されていると考えられる自主的なKPIを好事例として四半期毎に公表し、各金融事業者のKPIの改善を促した。

さらに、金融機関の取組みの「見える化」を促進するため、2018年6月に、長期的にリスクや手数料等に見合ったリターンがどの程度生じているかを示す、「投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI（①運用損益別顧客比率、②投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン、③投資信託預り残高上位20銘柄のリスク・リターン）」を公表し、投資信託の販売会社に対し、これらの指標に関する自社の数値を公表するよう促してきた。2019年6月末現在で公表している金融事業者は281社となっている。

(2) 公表された取組方針・KPIの傾向分析

金融事業者から公表された取組方針・KPIに関して、傾向分析を行い、それらの好事例を取り纏め、公表することにより、各金融事業者における顧客本位の業務運営の浸透・定着を後押ししてきた（別紙1参照）。

II つみたてNISAの普及・利用促進について

1. 基本的な考え方

資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて取り組むことが基本である。NISA利用者は成人人口の1割程度にとどまるほか、資産形成のための投資の必要性は感じているものの、十分な知識・経験がなかったり、資産が少額であるとして、実際に投資をはじめするための一歩を踏み出せない人も存在するため、こうした人々が少額からの長期・積立・分散投資を始め、適切なポートフォリオを構築していくことを支援することが重要である。

2. 具体的な取組

(1) 職場を通じた広報

現役世代に対し、投資を開始するきっかけを身近な場で得られるような環境を整える観点から、職場を通じた情報提供が拡大されるよう、金融庁・財務局の職員が講師となり、全国各地で地方公共団体等向けのつみたてNISAセミナーを行った。また、本年6月末までに、25都道府県における県庁、市役所、商工会議所等に対し、つみたてNISA説明会実施等の働きかけを行った。また、金融庁職員に対しても、昨年11月と本年4月に資産形成やつみたてNISAに関する説明会を実施した。

(2) インターネットを通じた広報

職場以外の更に幅広い層への普及を行うためには、インターネットを通じた広報を積極的に行うことが効果的である。昨年に決定したつみたてNISA公式キャラクター「つみたてワニーサ」を活用したSNSによる情報発信や、キャラクターグッズを用いた広報を行ったほか、つみたてNISAのプロモーションビデオの公表・作成や、個人ブロガーと金融庁職員による投資初心者向けの対談企画を金融庁ウェブサイトに掲載した。

(3) イベントを通じた広報

投資初心者を含む一般の投資家にとって有益な意見や情報を発信している個人ブロガー等との意見交換の場（つみたてNISA Meet up（本事務年度は11回実施））も引き続き全国で行った。参加者は個人ブログやSNSで会合の様子を発信しており、インターネットを通じ、つみたてNISAに関する情報が拡散されることに貢献している。更に、本年4月には、規模を拡大したつみたてNISAフェスティバルを開催。マスコミやSNSも通じ、つみたてNISAや資産形成に関する議論を発信した。

3. 結果

投資信託協会の「投資信託に関するアンケート調査報告書 -2018年(平成30年)NISA、iDeCo等制度に関する調査」によると、つみたてNISAの認知度は50.0%（前年より13.1ポイント増加）、制度内容の認知率は14.6%（前回より3.8ポイント増加）となった。

NISAの利用状況は、一般NISAとつみたてNISAを併せて、口座開設数が約1,309万口座、買付額が約17兆円（2019年6月末時点）となっている。また、

つみたてNISAの利用状況は、口座開設数約147万口座、買付額が約1,780億円
(2019年6月末時点)となった。

販売会社における比較可能な共通KPIの公表状況

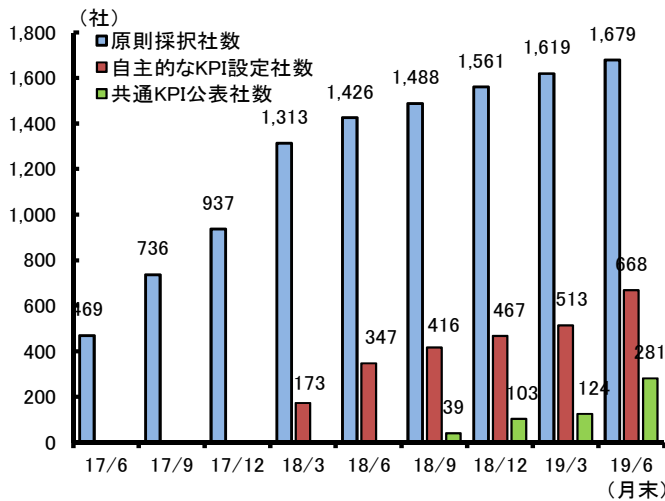
金 融 庁



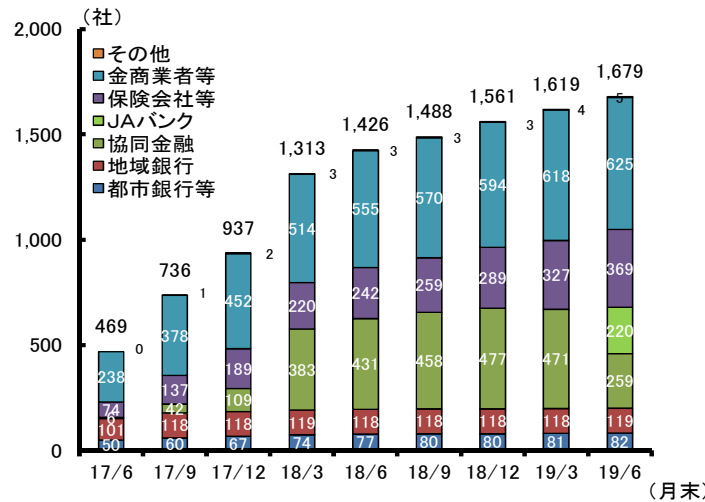
1. 「原則」の採択・KPIの公表状況

- 19年6月末までに「顧客本位の業務運営に関する原則」(以下、「原則」)を採択し、取組方針を公表した金融事業者は、1,679社。そのうち、自主的なKPIは668社が、投資信託の販売会社における比較可能な共通KPI(以下、共通KPI)は281社が公表。
- 特に、共通KPIに関しては、前四半期末時点対比、157社増加したほか、109社が18年3月末基準とあわせた時系列公表。
- 一方、19年6月現在、「原則」採択から一定期間(1年以上)経過しても、取組成果(自主的なKPIや共通KPI)を未公表の事業者は全体の5割。《「原則」採択が目的化している懸念》

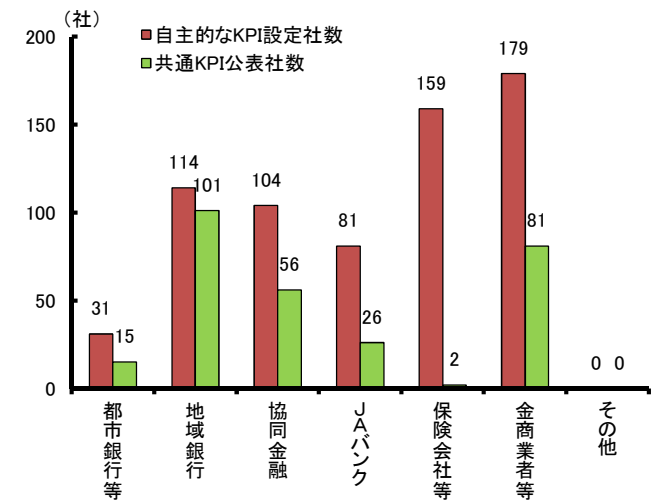
「原則」採択事業者数 及び
自主的なKPI・共通KPI公表事業者数



「原則」採択事業者数の推移 (業態別)



自主的なKPI及び
共通KPI公表事業者数 (業態別)



(注1)「自主的なKPI」設定社数は、取組方針やその実施状況においてKPIを公表している事業者を集計
 (注2)「共通KPI」公表社数は、3項目の共通KPIのうち、1項目以上公表している事業者を集計
 (資料)金融庁

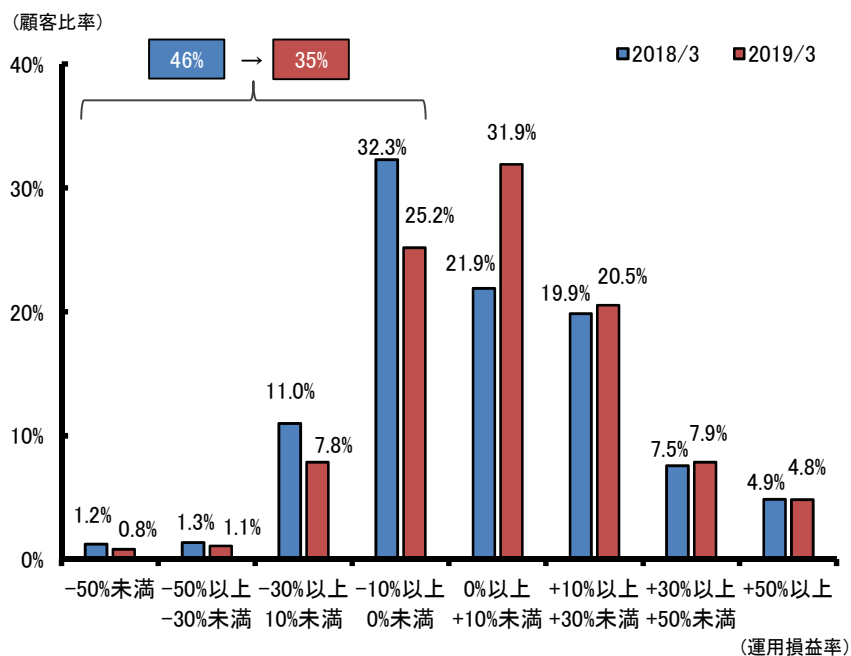
(注1)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同金融は、協同組織金融機関等。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (資料)金融庁

(注1)19年6月末時点
 (注2)都市銀行等には、外国銀行を含む。地域銀行は、地域銀行及びその銀行持株会社。協同金融は、協同組織金融機関等。金業者等は、金融商品取引業者等。その他には、銀行等代理業者、金融会社を含む
 (注3)JA/バンクは、共通KPIの公表単位にバラつき(全国ベース14・県ベース41・個別JA26)があり、共通KPIは個別JA単位での公表のみを集計
 (資料)金融庁

2. 共通KPI – (1)運用損益別顧客比率 ①

- 運用損益別顧客比率のボリュームゾーンが、-10%以上0%未満(18年3月末基準)から、0%以上+10%未満(19年3月末基準)へシフトした結果、運用損益0以上顧客比率の全業態平均は65%(226社平均)と、前年比11%増加。

投資信託の運用損益別顧客比率 (18年3月末・19年3月末基準)



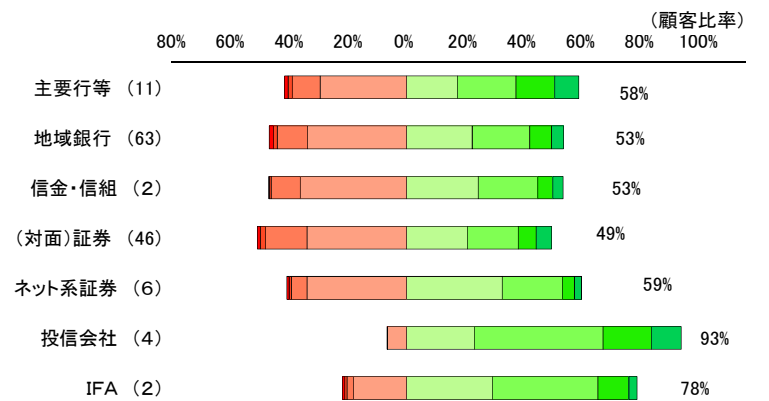
(注1) 18年3月末基準は、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
19年3月末基準は、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(226先)の公表データを集計(単純平均)

(注2) JA/バンクは全国ベースの数値を計上(以下同様)

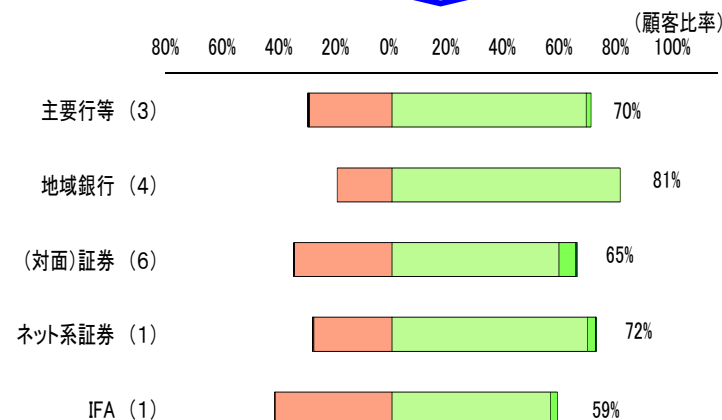
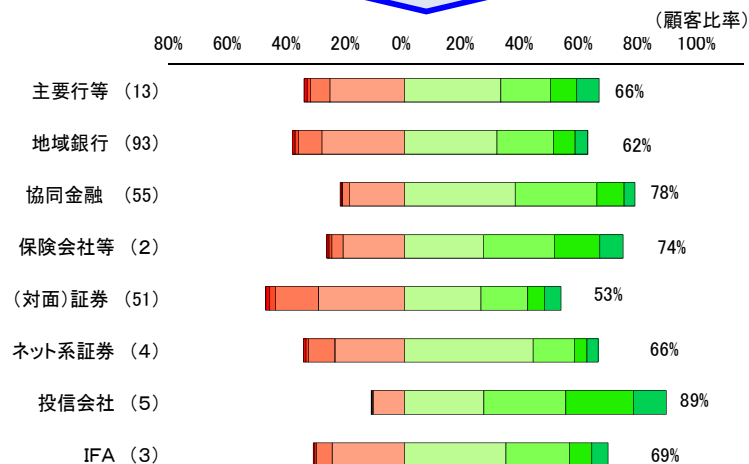
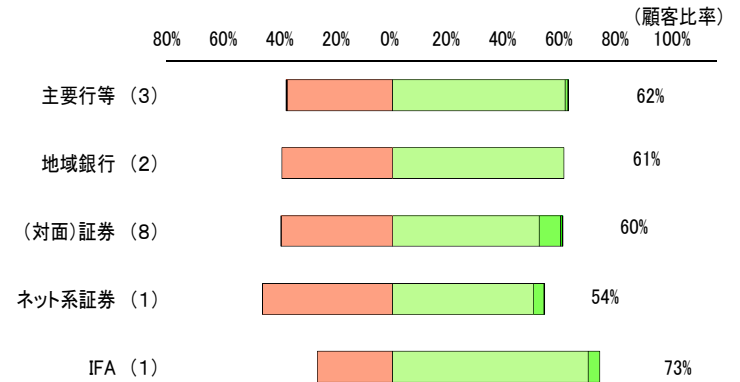
(資料) 金融庁

2. 共通KPI – (1)運用損益別顧客比率 ②

投資信託の運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



ファンドラップ^oの運用損益別顧客比率
(業態別、18年3月末・19年3月末基準)



凡例
■ -50%未満
■ -50%以上-30%未満
■ -30%以上-10%未満
■ -10%以上0%未満
■ 0%以上+10%未満
■ +10%以上+30%未満
■ +30%以上+50%未満
■ +50%以上

凡例
■ -50%未満
■ -50%以上-30%未満
■ -30%以上-10%未満
■ -10%以上0%未満
■ 0%以上+10%未満
■ +10%以上+30%未満
■ +30%以上+50%未満
■ +50%以上

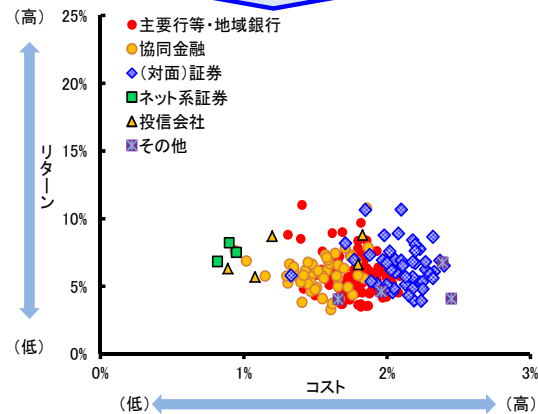
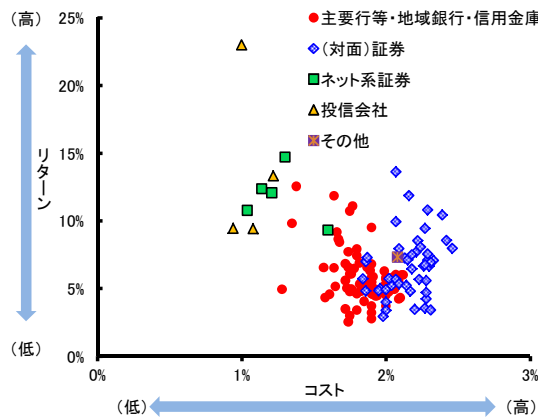
(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(226先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (注4) 協同金融にJAバンクを含む
 (資料) 金融庁

(注1) 上段: 基準日18年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 下段: 基準日19年3月末。19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計(単純平均)
 (注2) 各業態の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (注3) 各業態の右側の()内数値は、公表先数
 (資料) 金融庁

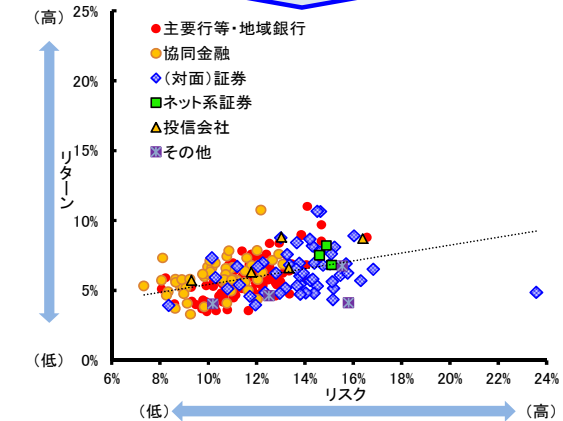
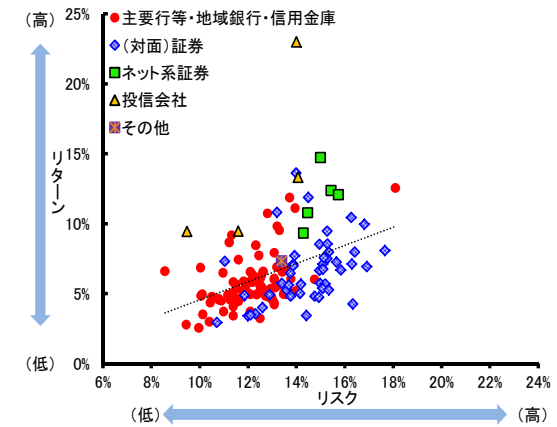
2. 共通KPI – (2)投資信託預り残高上位20銘柄のコスト・リターン/リスク・リターン

業態別の傾向としては、ネット系証券や直販の投信会社では、低コスト・高リスクで高リターンを、協同金融では、低コスト・低リスクで全業態平均的なリターンを確保。

各販売会社における投資信託のコスト・リターン
(18年3月末・19年3月末基準)



各販売会社における投資信託のリスク・リターン
(18年3月末・19年3月末基準)

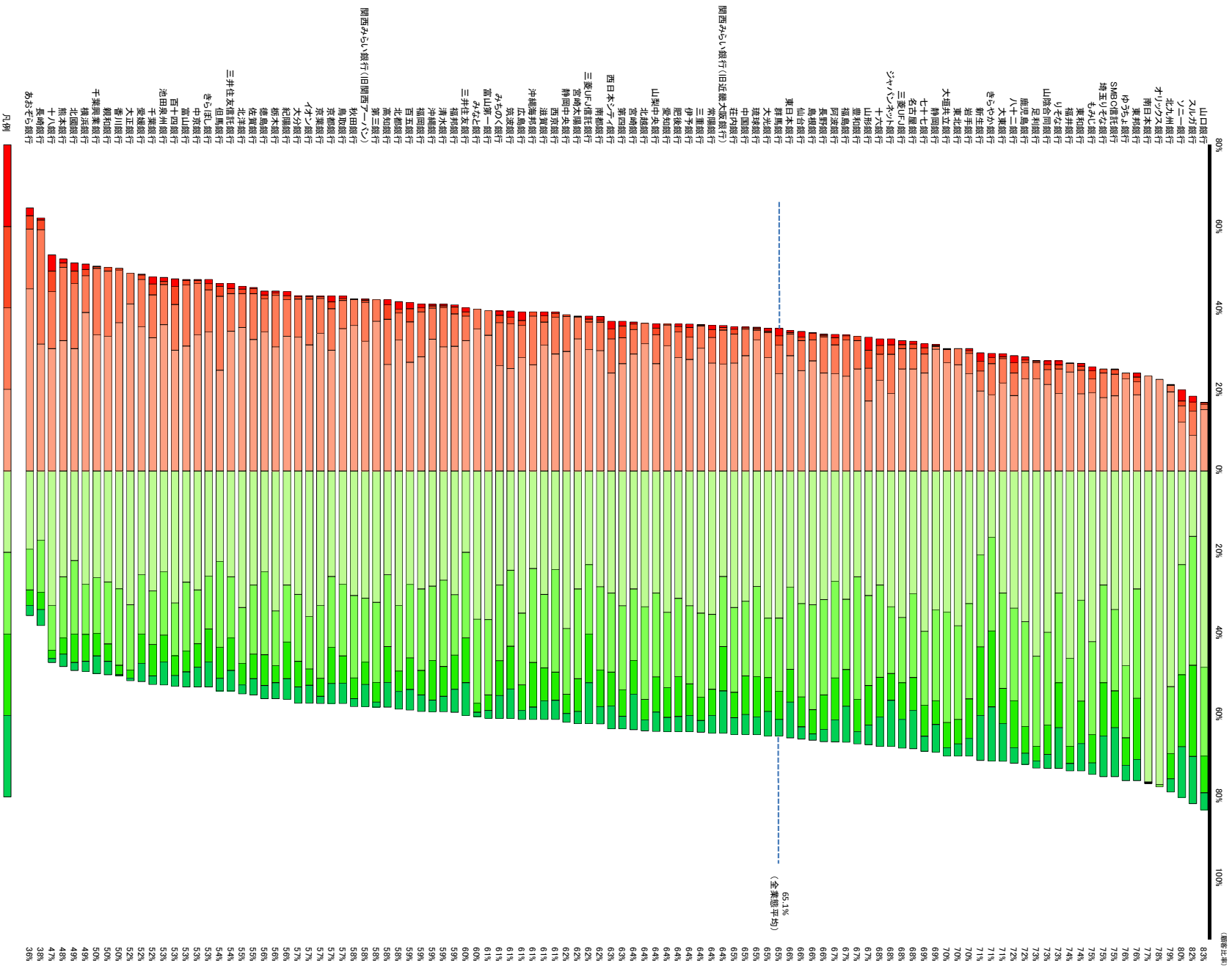


(注1) 上段: 基準日18年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(135先)の公表データを集計(単純平均)
下段: 基準日19年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(222先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) 主要行等には、主要メガ系信託を含み、協同金融にJA/バンクを含む。また、その他はIFA、保険会社等
(注3) コストは、販売手数料率(税込)の1/5と信託報酬率(税込)の合計値
リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

(注1) 上段: 基準日18年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(134先)の公表データを集計(単純平均)
下段: 基準日19年3月末、19年6月末までに金融庁に報告があった金融事業者(222先)の公表データを集計(単純平均)
(注2) 主要行等には、主要メガ系信託を含み、協同金融にJA/バンクを含む。また、その他はIFA、保険会社等
(注3) リスクは、過去5年間の月次リターンの標準偏差(年率換算)
リターンは、過去5年間のトータルリターン(年率換算)
(資料) 金融庁

- 333(注4) 図の点線は回帰直線
(資料) 金融庁

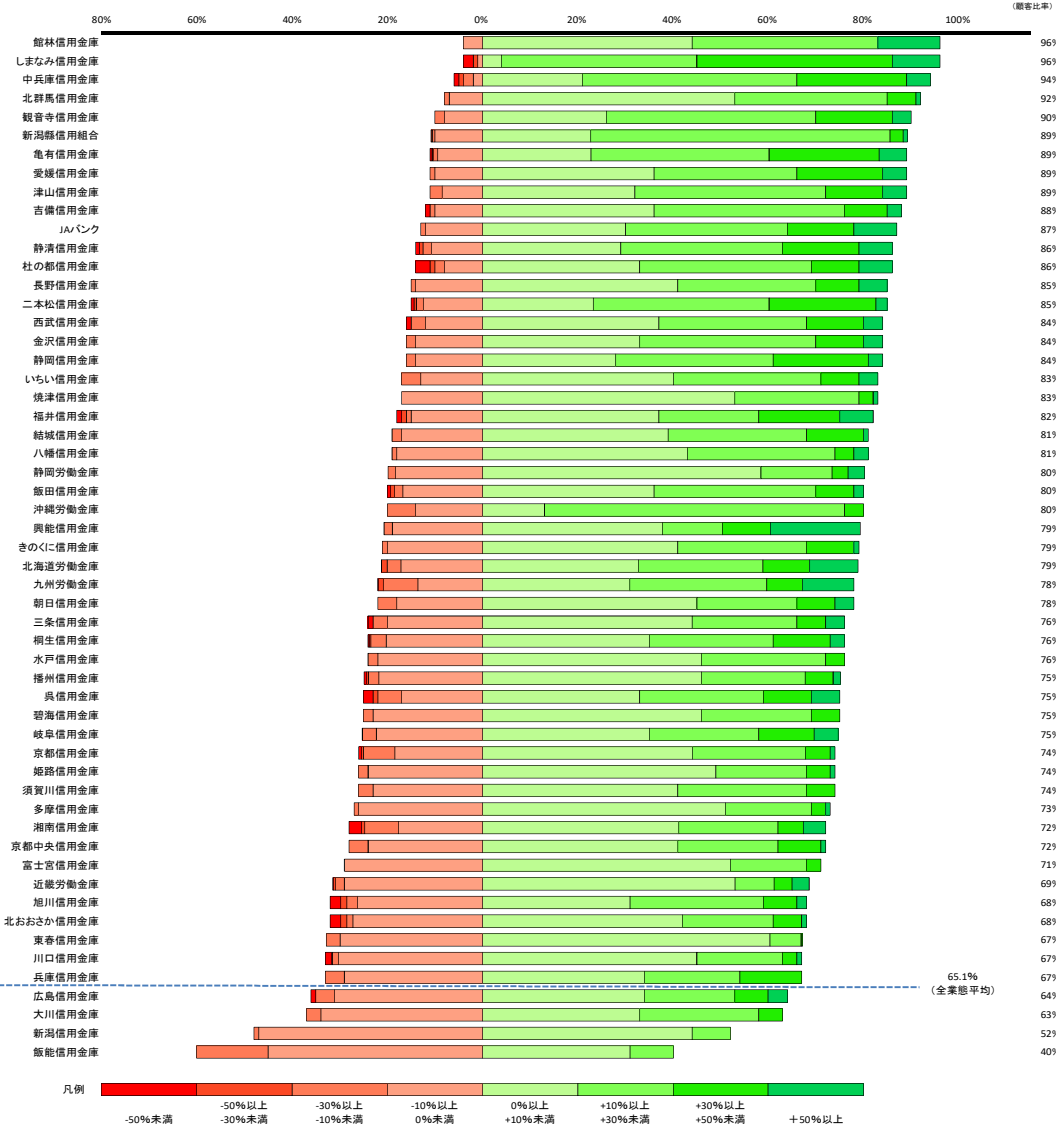
運用損益別顧客比率 (主要行等・地域銀行)
(運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
(注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった主要行・地域銀行(106先)の公表データを集計
(注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
(資料) 金融庁

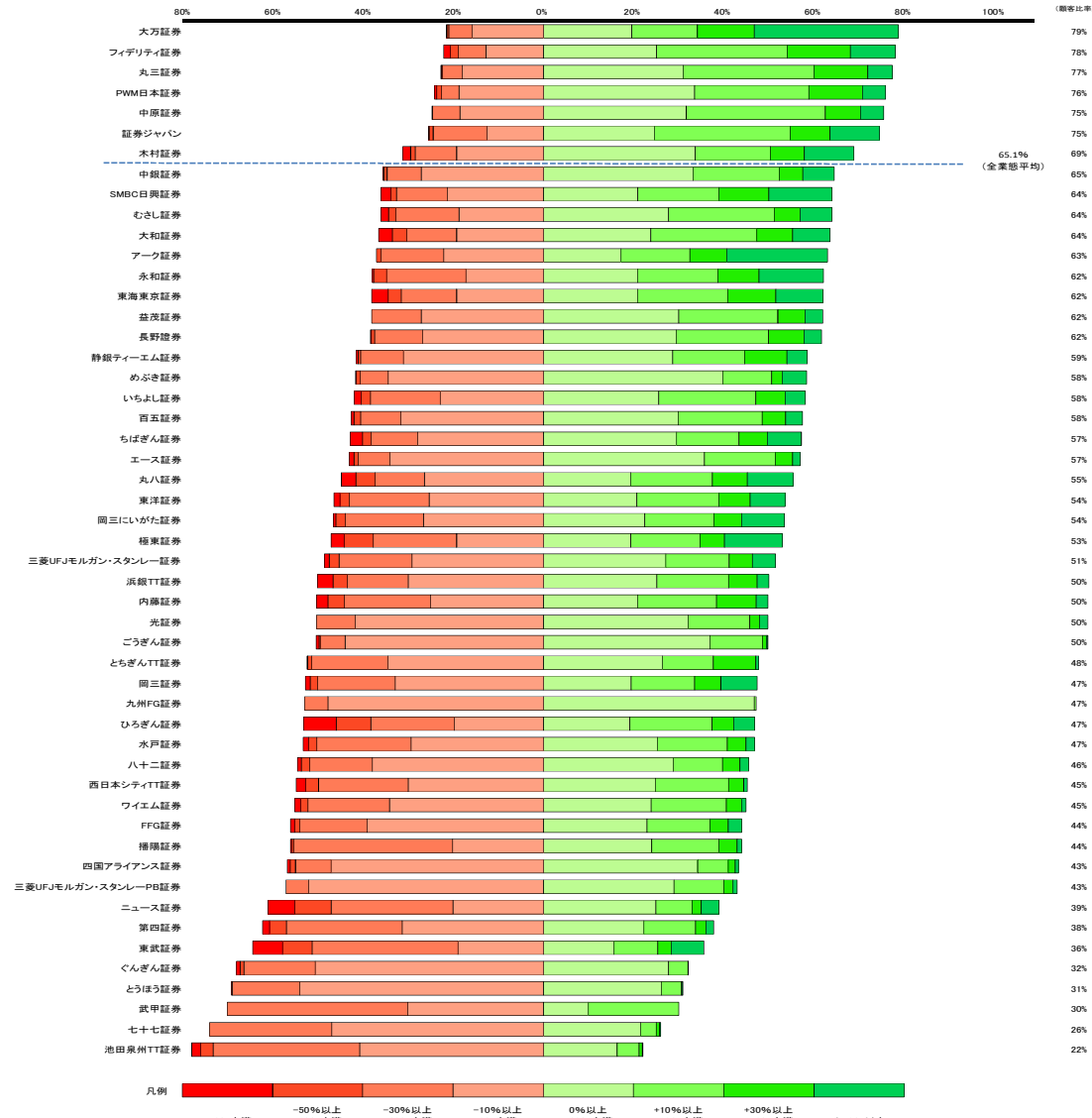
【参考】共通KPI – 運用損益別顧客比率 (投資信託-②)

運用損益別顧客比率 (投資信託) 協同金融 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった協同組織金融機関(55先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

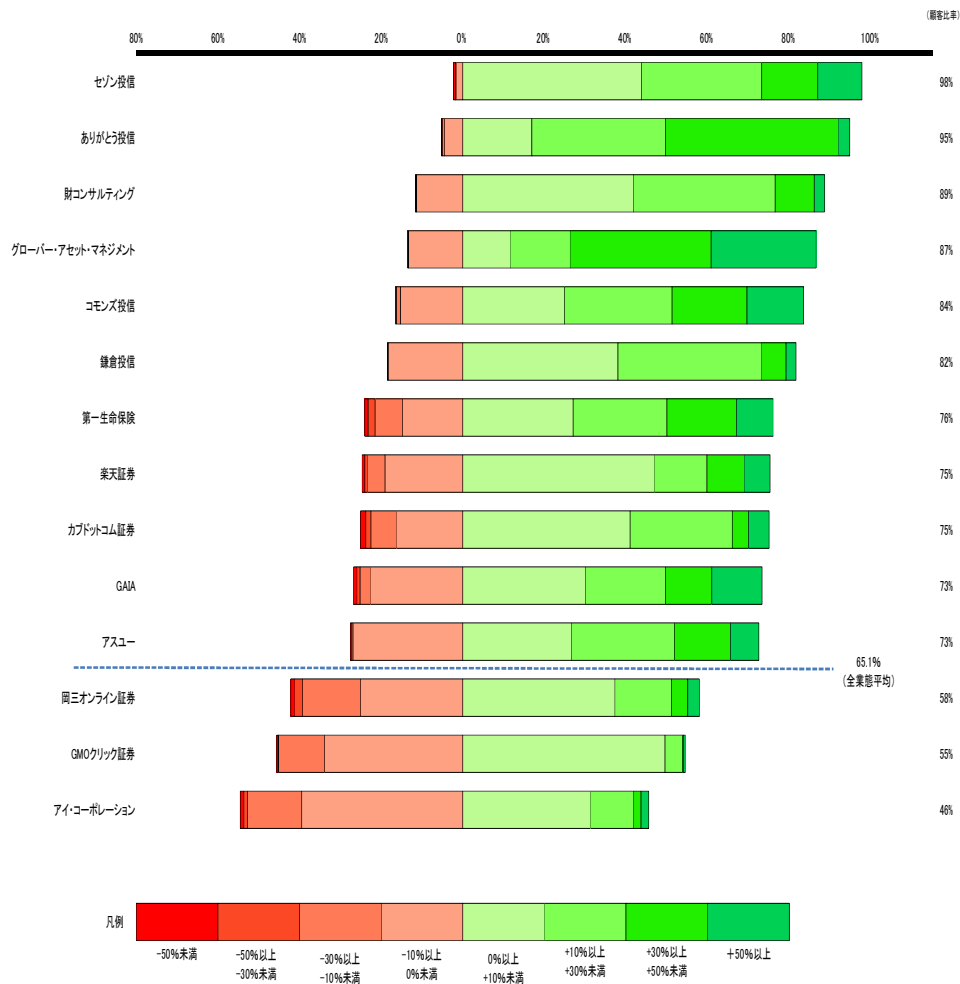
運用損益別顧客比率 (投資信託) 対面証券 (運用損益率0%以上の顧客割合が高い順)



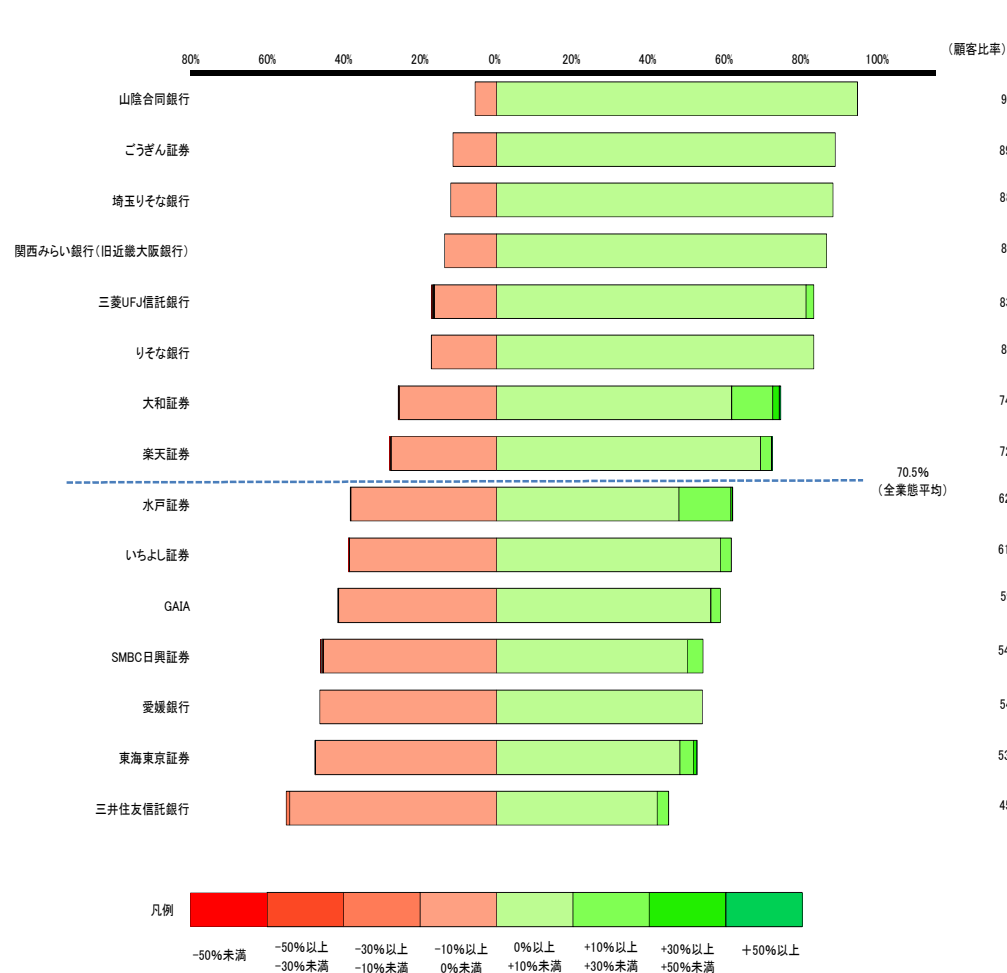
(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった証券会社(51先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

【参考】共通KPI – 運用損益別顧客比率（投資信託③・ファンドラップ）

運用損益別顧客比率（投資信託）その他事業者 （運用損益率0%以上の顧客割合が高い順）



運用損益別顧客比率（ファンドラップ） （運用損益率0%以上の顧客割合が高い順）



(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(14先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

(注1) 基準日は19年3月末
 (注2) 19年6月末までに、金融庁に報告があった金融事業者(15先)の公表データを集計
 (注3) 各社の右端のパーセンテージは、運用損益率0%以上の顧客割合(小数点以下四捨五入)
 (資料) 金融庁

第11節 金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に関する取組み

2015年7月、「金融分野におけるサイバーセキュリティ強化に向けた取組方針」を策定・公表し、官民が一体となって、金融分野のサイバーセキュリティ強化に取り組んできたところ。

こうした中、デジタルイゼーションの加速的な進展、国際的な議論の進展、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「2020年東京大会」という。）の開催など、近年、金融機関を取り巻く状況が変化していること等を踏まえ、2018年10月、同方針をアップデートした。

2018事務年度においては、同方針に基づき、以下について重点的に取り組んだ（注）。

（注）各取組みの詳細は、2019年6月、「金融分野のサイバーセキュリティレポート」として公表。

1. デジタルイゼーションの加速的な進展を踏まえた対応

近年、金融機関を取り巻く環境は、デジタルイゼーションの加速的な進展による伝統的な金融機関のビジネスモデルの変革の動き、非金融のプレイヤーの参入などにより、大きく変化してきている。

こうした状況を踏まえ、2018事務年度においては、デジタルイゼーションの加速的な進展が金融サービスに与える影響等について把握・分析に取り組んだ。具体的には、ITベンダー等の外部有識者へのヒアリングを通じて知見を収集し、その後、大手金融機関等へのヒアリングを実施し、課題・リスク等への対応策等について把握・分析を行った。

ヒアリングの結果、大手金融機関では特にクラウドサービスやRPAなどの分野では相応に活用が進み、また、適切にリスクを管理するため、ノウハウ・専門人材の確保などを進めつつ、基本的には、これまでのサイバーセキュリティのフレームワークに沿ってセキュリティ対策を講じている状況が見られた。

デジタルイゼーションの進展による外部依存度の高まりにより、各社が構築していたセキュリティ対策の外側（サプライチェーン含む）に大きなリスクが生じる可能性があり、外部委託を含め委託内容に応じた適切な対策が求められる。一方で、あらゆるサイバー攻撃を事前に防御することは難しく、侵入されることを前提とした対策が重要である。

こうした共通課題は、業界団体との意見交換等を通じて、金融機関に対してフィードバックした。

2. 国際的な議論への貢献・対応

サイバー攻撃は、容易に国境を跨ぎ、その影響は金融システム全体に波及するおそれがあり、国際的にもサイバーセキュリティの確保は重要課題となっており、我が国も国際的な議論に参加・貢献してきている。

こうした中、G7財務大臣・中央銀行総裁会議では、2015年に「G7サイバーエキスパートグループ」(注)を設置し、サイバーセキュリティに関する議論を重ねてきた。2018年10月には、「脅威ベースのペネトレーションテスト」及び「サードパーティのサイバーリスクマネジメント」に関する基礎的要素を策定・公表した。

2019年6月には、複数の国の金融システムに大きな影響を及ぼすような大規模なサイバー攻撃が発生した際の当局間の情報共有態勢を確認するために、G7各国当局が共同で実施する初の合同演習が実施された。

(注) G7各国の財務省、中央銀行、金融監督当局が参加。

3. 2020年東京大会等への対応

2020年東京大会を見据え、金融分野の連携態勢を整備するため、関係省庁(内閣サイバーセキュリティセンター等)、日本銀行、業界団体、金融ISACやFISC等の関係団体との連携を一層緊密にし、金融分野の危機管理態勢の構築に取り組む必要がある。

このため、金融分野の各関係団体と連携し、大規模インシデントを含むサイバー一事業発生時における相互の情報連携ができるよう、2019年6月、「サイバーセキュリティ対策関係者連携会議」を立ち上げた。

4. 金融機関のサイバーセキュリティ管理態勢の強化

2018事務年度は、サイバーセキュリティ対策を平時の対策・有事の対応の2つの観点から、これまでの実態把握等を通じて把握した業態毎の状況を踏まえ、金融機関等との対話や演習に取り組んだ。

(1) 平時のサイバー対策

ア. 中小金融機関等

これまで、地域金融機関を中心に、証券会社、保険会社等の幅広い業態にわたる200先を超える金融機関に対しサイバーセキュリティ対策に係る実態把握を実施してきた。

2018事務年度においては、地域銀行、信用金庫・信用組合及び証券会社等に対して実態把握を行うとともに、業界全体の底上げを図るために、協同組織中央機関・協同センター等との対話を実施した。また、従来目線である基礎的なサイバーセキュリティ管理態勢の整備(注)を検証するとともに、新たな目線として、セキュリティインシデントの監視・分析状況や脆弱性診断の実施状況などについて踏み込んだ検証を行った。

(注) ①経営陣の取組み、②リスク管理の枠組み、③技術的対策等の対応態勢、④コンティンジェンシープランの整備と演習を通じた実効性確保、⑤サイバーセキュリティに関する監査。

実態把握の結果、地域銀行については前回実態把握時に取組みが遅れていた先を中心に実態把握を実施したが、当時の議論を踏まえて全般的に課題を解消し、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定して進めており、自主的に強化を図っている状況が見られた。一方、脆弱性診断・ペネトレーションテストの実施状況については、金融機関自らが、セキュリティ診断業者に委託するなどして意識的に診断を実施しているのは一部に留まっており、実施基準も定められていないなど、その必要性が十分浸透していない状況であった。

信用金庫・信用組合については、2015年の「取組方針」の公表から既に3年が経過したにもかかわらず、業態内上位であってもリスク評価やインシデント対応といった基礎的態勢は依然として整備途上の段階に留まっていた。こうした状況を踏まえ、2020年東京大会までに適切なサイバーセキュリティ対策を完了させることを目標とし、業界団体等とも連携し、2019年3月までにサイバーセキュリティ対策の土台となるリスク評価・コンティンジェンシープランの策定を完了させるよう要請した。また、アンケートを通じて実施状況を確認するとともに未実施先に対してフォローアップを実施した。さらに、アンケート等を活用し、各信用金庫・信用組合のリスクプロファイルを把握した上で、特に取組みが遅れている先に対して、リスクベースで対象先を増やした実態把握により直接的に取組加速を要請した。こうした取組みを通じて、大部分の信用金庫・信用組合がリスク評価、コンティンジェンシープランの策定を完了したが、サイバーセキュリティ対策の実効性を確保する脆弱性診断・ペネトレーションテストを実施しているのは一部に留まっており、その必要性が浸透していない状況であった。

証券会社等については、中小・地域証券会社、FX業者、PTS業者、投資運用業者等に対して実態把握を行った。経営陣のリスク認識が高い先は、経営陣も積極的に関与して取組計画を策定し、自主的に強化等を図っている。一方、信用金庫・信用組合同様、多くの先ではリスク評価の実施やコンティンジェンシープランの策定といった基礎的態勢は整備途上の段階にある。基幹システムとネットワーク環境とを分離していることに安心して、サイバーセキュリティのリスク評価とその結果明らかになる脅威への対策が停滞している先がみられた。

イ. 大手金融機関

我が国金融システムの中核を担う3メガグループを中心に、これまで定期的な対話を通じて、継続的に議論を重ねてきた。

2018事務年度においては、3メガバンクでは、米大手行の最先端の取組みやグローバルな動向を念頭に、定期的な対話を通じて、サイバー対策のもう一段の高度化の状況を確認した。また、3メガ以外の大手金融機関

(大手証券、大手生損保、ゆうちょ銀行)については、対応能力のもう一段の引き上げを促すために、業界内・他業態との比較分析等を行った。

(2) 有事のサイバー対策

ア. 中小金融機関等

中小金融機関のインシデント対応能力の向上を図るため、2018年10月、3回目となる「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習」(Delta WallⅢ)(注)を実施した。本演習には、昨今の脅威動向を踏まえ、新たな業態としてFX業者、暗号資産(仮想通貨)交換業者を追加し、105社(約1,400名)が参加した。(別紙1参照)

事後評価を重視した本演習を通じて、参加金融機関の多くがコンティンジェンシープラン等の見直しや社内外の情報連携の強化に向けた対応を実施するとしており、演習を通じて対応態勢の改善が図られている。一方、業界全体の傾向として、例えば、インシデント対応における委託先との連携や顧客対応等が不十分な先が多い、インシデント対応に必要な人員が確保できていないといった課題が見られた。

(注) Delta Wall : サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta) + 防御(Wall)。

イ. 大手金融機関

大手金融機関については、G7諸国の当局が連携して実施する合同演習に参画するなど、大規模なインシデントに対する我が国金融システム全体の対応能力の向上に取り組んだ。また、海外大手金融機関のベストプラクティスや国際的な動向を踏まえ、対応能力のより一層の高度化を図る観点から、「TLPT(脅威ベースのペネトレーションテスト)」(注)等の高度な評価手法を活用・促進した。

(注) 金融機関に対する脅威動向の分析を踏まえて作成した攻撃シナリオに基づく実践的な侵入テスト。

5. 情報共有の枠組みの実効性向上

金融機関の取組みを向上させ、金融業界全体のサイバーセキュリティを強化していくためには、金融機関自身の取組みである「自助」、金融庁等の当局の支援である「公助」だけではなく、金融機関同士で情報共有・分析を行う「共助」が非常に有効となる。

これまで、一般社団法人金融ISAC(以下、「金融ISAC」という。)等の情報共有機関を活用した「共助」の意義について、機会を捉えて金融機関に周知してきたところ、金融ISACの加盟金融機関数は着実に増加してきている(2019年5月末時点で正会員382社)。(別紙2参照)

他方、中小金融機関にとっては、金融 ISAC の加盟が地理的・人的・金銭的に難しいとの意見があることも踏まえ、FISC が開催している「サイバーセキュリティワークショップ」に当庁からも講師を派遣し、地域連携の強化に取り組んだ（全国各地で 12 回開催し、241 社（293 名）が参加）。

6. 金融分野の人材育成の強化

金融機関が、実効性のあるサイバーセキュリティ管理態勢を構築するためには、サイバーセキュリティに係るリスクを、組織全体での対応が必要なビジネスリスク・コーポレートリスクとして認識し対策を進めることが極めて重要であり、そのためには経営層の意識改革が不可欠である。

そのため、2018 事務年度においては、財務（支）局とも連携し、金融機関の経営層向けセミナー等を各財務局において開催し、地域金融機関の経営層の意識改革を促した。



◆ 金融庁では、金融業界全体のサイバーセキュリティの底上げを図ることを目的に、昨年10月、3回目の金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習(通称:Delta Wall (※)Ⅲ)を実施

(※)Delta Wall: サイバーセキュリティ対策のカギとなる「自助」、「共助」、「公助」の3つの視点(Delta)+防御(Wall)

参加金融機関数

業態	地銀	第二地銀	外銀	信金	信組	労金	証券	FX	生保	損保	貸金	仮想通貨	合計
参加金融機関数	10	10	2	20	20	4	10	5	5	5	5	9	105

(※)業態別参加者数:延べ約1,400名が参加。うち約9割の金融機関で経営層が参加

Delta Wall の特徴

- システム部門だけでなく、経営層や多くの関係部署(企画部門、広報部門等)も演習に参加できるよう、**自職場参加方式**で実施(⇔会場集合方式)
- 民間**専門家の知見**や**攻撃の実例**を参考にしつつ、金融機関が陥りやすい弱点が浮き彫りとなり、参加者に「**気づき**」を得てもらうことが可能となるようなシナリオを設計
- 単に演習シナリオをクリアすることが目的ではなく、参加金融機関自身がPDCAサイクルを回しつつ、対応能力の向上を図れるよう、具体的な改善策を示すなど、**演習の事後評価(結果評価)を重視**
- 演習の結果判明した一般的な傾向や具体的な弱点項目等は、参加金融機関だけでなく協会等を通じて**業界全体にフィードバック**

演習シナリオの概要

- 共通シナリオだけでなく、業務特性を反映した**業態毎のシナリオ**で実施
- 地銀・第二地銀については、業界の成熟度を踏まえ、より実践的な(シナリオ骨子を事前開示しない)**「ブラインド形式」**を採用

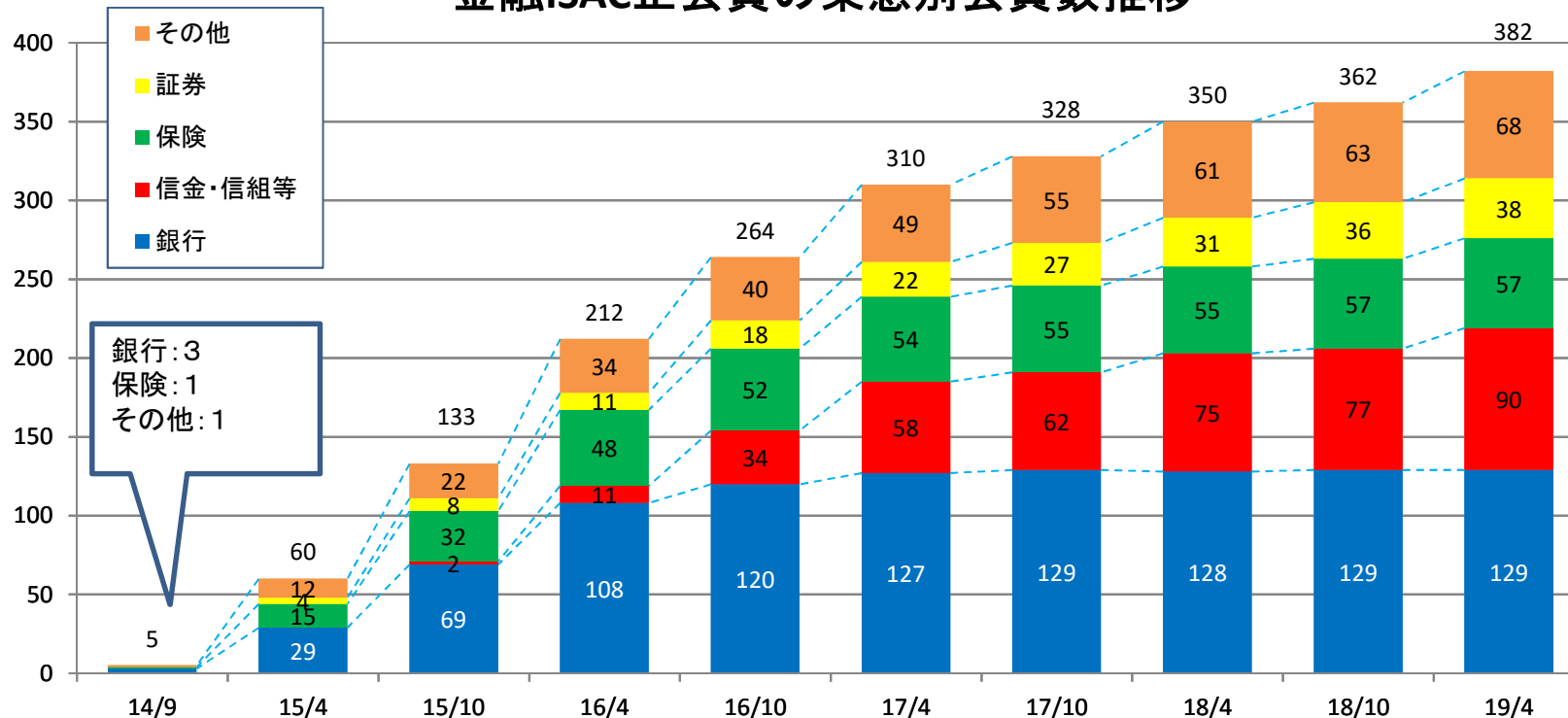
業態別の演習シナリオ				
業態	業態別シナリオ	演習形式	共通シナリオ	演習形式
地方銀行・第二地方銀行	共同利用型システムの試験環境へのマルウェア感染	ブラインドシナリオ形式	-	-
信用金庫・信用組合 ・労働金庫	Webサイトの改ざんによる顧客の外部サイト誘導	オープンシナリオ形式	(共通) 外部不正サイトへの誘導によるマルウェア感染及び、それに起因した顧客情報漏洩	オープンシナリオ形式
証券会社・FX業者・外国銀行・貸金業者	オンラインサービスログインページへのDDoS攻撃	オープンシナリオ形式		
生命保険会社 ・損害保険会社	代理店を跨ぐランサムウェア感染の拡大	オープンシナリオ形式		
仮想通貨交換業者	標的型メール攻撃に起因した顧客情報漏洩	オープンシナリオ形式	-	-



金融ISACへの加盟状況

➤ 参加金融機関は382社(2019年5月31日時点)

金融ISAC正会員の業態別会員数推移



【出典: 金融ISACホームページ(2019年5月31日現在)を元に加工】

✓ サイバーセキュリティ2019 (2019年5月23日サイバーセキュリティ戦略本部)
 金融庁において、金融機関に対し、「金融ISAC」を含む情報共有機関等を通じた情報共有網の拡充を進める。

第 12 節 「明治」150 年関連シンポジウムの開催（別紙 1 参照）

平成 30 年 7 月 27 日

金融庁

「明治 150 年」関連シンポジウムの開催について

平成 30 年(2018 年)は、明治元年(1868 年)から起算して満 150 年に当たります。明治以降、近代国家への第一歩を踏み出した日本は、この時期において、近代化に向けた歩みを進めることで、国の基本的な形を築き上げていきました。近年、人口減少社会の到来や世界経済の不透明感の高まりなど激動の時代を迎えており、近代化に向けた困難に直面していた明治期と重なるところもあることから、この時期に、改めて明治期を振り返り、将来につなげていくことは、意義のあることです。こうした基本的な考え方を踏まえ、各府省庁、地方公共団体、民間団体は、具体的な関連施策に積極的に取り組んでいくこととされています。

この一環として、金融庁は明治時代の金融制度が果たした役割をテーマとしたシンポジウムを開催します。

(開催案内チラシは[こちら](#)をご覧ください。)

1. 日時

平成 30 年 9 月 6 日(木) 14:00~16:40(開場 13:15)

2. 会場

中央合同庁舎 7 号館東館 3 階講堂

3. 定員

400 名(申込先着順)

4. プログラム(予定)

14:00~ 冒頭挨拶等

14:10~ 講演者からの報告

- ▶ 宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
- ▶ 米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
- ▶ 小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」

15:40~ 休憩

15:50~ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答

- ▶ コメンテーター：吉野 直行 氏

16:20~ 参加者との質疑応答

16:40 閉会

5. コメンテーター、講演者

(コメンテーター)

■吉野 直行 氏 (アジア開発銀行研究所所長、慶應義塾大学名誉教授、金融庁金融研究センター顧問)

(講演者)

■宮本 又郎 氏 (大阪大学名誉教授、大阪企業家ミュージアム館長)

■米山 高生 氏 (東京経済大学経営学部教授、一橋大学名誉教授、金融庁金融行政モニター委員)

■小林 延人 氏 (首都大学東京経済経営学部准教授)

6. 申込み方法

- ・ 郵送：御名前、会社、団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。
 - ・ メール：meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先（Eメールアドレス）を明記の上、ご連絡ください。
- ※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます（申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけません。）。

7. 申込み締切日

平成 30 年 8 月 30 日（木）

(参考)

明治 150 年関連施策 特設ページ(<https://www.fsa.go.jp/kouhou/meiji/index.html>)

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

総合政策局総務課調整係

(内線 3760、3146)

参加
無料

「明治150年」 関連シンポジウム



～明治時代の金融制度が果たした役割～

平成30年9月6日(木) 14:00～16:40
(開場 13:15)

- ◆場所：中央合同庁舎7号館東館3階講堂
- ◆定員：400名(申込先着順)

◆プログラム

- 14:00～ 主催者からの開会挨拶
- 14:10～ 講演者からの報告
 - ▶宮本 又郎 氏「江戸から明治へ、商品・証券取引所の展開」
 - ▶米山 高生 氏「明治期の近代化に果たした保険の多様な役割」
 - ▶小林 延人 氏「明治維新时期の金融制度設計と商人の対応」
- 15:40～ 休憩
- 15:50～ コメンテーターによるコメント、講演者からの回答
 - ▶コメンテーター：吉野 直行 氏
- 16:20～ 参加者との質疑応答
- 16:40 閉会

◆コメンテーター、講演者



(コメンテーター)
吉野 直行 氏
・アジア開発銀行研究所所長
・慶應義塾大学名誉教授
・金融庁金融研究センター顧問



(講演者)
宮本 又郎 氏
・大阪大学名誉教授
・大阪企業家ミュージアム館長



(講演者)
米山 高生 氏
・東京経済大学経営学部教授
・一橋大学名誉教授
・金融庁金融行政モニター委員



(講演者)
小林 延人 氏
・首都大学東京経済経営学部准教授



◆会場のご案内

中央合同庁舎7号館東館3階講堂

〒100-8959 東京都千代田区霞が関3丁目2番2号

銀座線虎ノ門駅新連絡口11番出口直結、千代田線霞ヶ関駅A13番出口徒歩5分

※金融庁(西館)ではなく、文部科学省や会計検査院のある建物(東館)ですのでご注意ください。

※専用の駐車場はありません。公共交通機関によりお越しください。



◆お申込方法

- ・郵送: 御名前、会社・団体名等、郵便番号、住所、電話番号をご記入の上、下記のお問い合わせ先までお送りください。
- ・メール: meiji150@fsa.go.jpまで御名前、会社・団体名等、ご連絡先(Eメールアドレス)を明記の上、ご連絡ください。

※申込みは先着順とし、定員を超えた場合には、お断りの連絡を差し上げます(申込みを行った方で連絡がなかった方は、参加いただけます。)

※詳細は、金融庁「明治150年」関連シンポジウムページ (<https://www.fsa.go.jp/news/30/sonota/20180727-2.html>) をご覧ください。

お申込み締切日
平成30年8月30日(木)

参加お申込みに関するお問い合わせ
〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1
中央合同庁舎第7号館
金融庁総合政策局総務課調整係
TEL: 03-3506-6000(内線3710、3146)

第7章 銀行等保有株式取得機構による保有株式の買取り

銀行等保有株式取得機構（以下「機構」という。）は、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成13年法律第131号）」による銀行の株式保有制限（銀行の株式保有をTier 1以下に制限）の導入に伴い、銀行の保有する株式の買取り等の業務を行うことにより、銀行の株式の処分等の円滑を図ることを目的として、2002年に設立された認可法人である。

機構の設立後、2006年9月末までに買い取られた株式については、その後処分が進められていたが、株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、2008年10月15日以降、市場の状況が改善するまで市中売却は凍結していた。機構は、2017年6月30日、当面の間、株式等の新たな買取りの範囲内において保有株式等の処分を行うこともありえる旨の方針を公表し、その後凍結していた売却を再開。2018年度は、760億円（自己株取得に対応するものなどを除く）を処分。

また、2008年9月以降の株式市場の極めて不安定な状況を踏まえ、「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律」の改正により、以下のような措置が取られた。

① 株式買取再開等（平成21年3月9日公布、同年3月10日施行）

2006年9月末までとされていた機構による株式買取期限を2012年3月末まで延長し、株式の買取りを再開した。また、従来、事業法人が保有する銀行株の機構への売却は、銀行による当該事業法人の株式売却後にのみ可能であったが、事業法人による銀行株売却を先行して行えるよう手当てを行った。

これらの措置を踏まえ、機構の借入れの際に付される政府保証枠を「2兆円」から「20兆円」に拡大した（平成20年度第2次補正予算で手当て、21年度以降も継続）。

② 買取対象の拡大（平成21年7月3日公布、同年7月6日施行）

上記株式買取再開にかかる法改正の審議の際、参議院財政金融委員会において「資産の買取り等を含めた多様な措置について、検討を行うこと」との附帯決議がなされたこと、及びその後の経済情勢等を踏まえ、一定の信用力等があることを条件に、金融機関が保有する優先株・優先出資証券、ETF、J-REIT及び事業法人が保有する金融機関の優先株・優先出資証券を、機構の買取対象に追加した。

③ 買取期限の延長（平成24年3月31日公布、同日施行）

東日本大震災の影響や、欧州債務危機を端緒とする世界的な金融資本市場の混乱等が続いている状況に鑑み、経済・株式市場が互いに悪影響を及ぼし、悪化することを防ぐため、機構が株式処分の受け皿として、また、ひいては金融資本市場のセーフティネットとしての役割を果たすことは引き続き重要であること、バーゼルⅢの実施に伴い所要自己資本等が段階的に引き上げられること等から、銀行等の保有株式等の処分のニーズは依然として高いといった事情を踏まえ、機構による株式等の買取期限を、2017年3月末まで5年間延長した。

④ 買取期限の延長（平成28年12月2日公布、同日施行）

少子高齢化や潜在成長力の低迷といった構造要因も背景に、個人消費や民間投資は力強さを欠いた状況にあるほか、世界経済の需要の低迷、成長の減速リスクが存在するなどの金融資本市場をめぐる情勢の変化に対応し、金融機関が株価変動リスクを縮

減し、金融仲介機能を安定的に発揮することができるよう、機構による株式等の買取期限を、2022年3月末まで5年間延長した。

これらの措置を受け、2018事務年度（2018年7月～2019年6月末）において、機構は、798億円（買取再開後の累計14,547億円）の株式等の買取りを行っている。

第3部 金融検査・監督等

第8章 業態横断的な検査・監督をめぐる動き

第1節 検査・監督のあり方の見直し

I 2018 事務年度の取組み

「金融検査・監督の考え方と進め方(検査・監督基本方針)」(2018年6月公表)を踏まえ、金融機関との間でより良い実務に向けた対話を実践するにあたって、その議論の材料となる個々のテーマ・分野ごとのより具体的な「考え方と進め方」を示すため、以下に取り組んだ。

- ・ 資産分類と償却・引当について、よりの確な将来見通しに基づく引当も可能にする枠組みを含め、金融機関の融資に関する検査・監督実務について議論、整理するため、「融資に関する検査・監督実務についての研究会」を2018年6月に設置し、計4回開催した。
- ・ コンプライアンス・リスク管理に関する当庁の基本的な考え方を示した「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方(コンプライアンス・リスク管理基本方針)」を2018年10月に公表した。本方針を踏まえ、コンプライアンス・リスク管理に関する金融機関の取組事例やプラクティスについて実態把握を行うとともに、幅広い情報収集を通じたリスク要因やその程度の把握を行う等、金融機関に対するモニタリングに活用した。
- ・ 金融システムの安定を目標とする検査・監督の今後目指すべき方向性について、金融機関等の関係者と双方向の意見交換を行うための材料として、当庁としての基本的な考え方と進め方を示した、「金融システムの安定を目標とする検査・監督の考え方と進め方(健全性政策基本方針)」を2019年3月に公表したほか、ITガバナンスに関する対話を行う際の論点案や具体的な事例集として「金融機関のITガバナンスに関する対話のための論点・プラクティスの整理」を2019年6月に公表した。

また、こうした新しい検査・監督の考え方や進め方を庁内に浸透させるため、担当職員向けに各種の研修や説明会を実施したほか、モニタリングプロセスの明確化を図り、現場任せ・担当者任せにせず、組織として品質管理を行う観点から、金融機関に対するモニタリングの質や深度、当庁としての対応について、関係幹部を含めた重層的・多角的な内部検証を実施している。

さらに、当庁の思い込み等による悪しき裁量行政に陥らないよう、当庁のモニタリングの状況について第三者による外部評価を実施したほか、当庁幹

部が金融機関を訪問し、当庁のモニタリングに対する意見を直接聴取し、意見交換を行う「訪問ヒアリング」を試行的に実施した。

II 今後の取組み

分野別の「考え方と進め方」を用いて金融機関と対話を行い、そこで得られた具体的な事例等を蓄積・公表し、必要に応じて「考え方と進め方」に反映させるといったPDCAサイクルを実践・定着させ、透明性を高め、金融機関との信頼関係の構築を目指す。さらに、担当職員に対し説明会・各種研修等を実施するといった一連の取組みにより、金融機関ごとの優先課題に重点を置いた、対話重視型の継続的なモニタリングの定着を図る。

また、分野別の「考え方と進め方」の形以外でも、時々的重要な課題に関する今後の課題や着眼点等を公表する等、モニタリングの透明性を高めるための情報発信を行う。

その他、財務局とのより一層の連携強化のため、モニタリングの実施に関して財務局との意見交換の場を設ける等、金融庁・財務局一体としての新しい検査・監督の実現に取り組む。

また、地域銀行の支店長クラスや、社外を含む幅広い役職員との意見交換等を実施する。その際、金融機関と当局との相互理解を深め、実効性ある対話（当局との対話の前提となる心理的安全性の確保を含む）を行う。

さらに、金融庁の関係幹部を含めた内部検証の運営状況を点検するほか、第三者による金融庁のモニタリングに対する外部評価を実施することなどにより、更に取り組むべき課題を明らかにし、こうしたPDCAサイクルを通じて、次年度以降の更なる改善に取り込んでいく。

第2節 金融行政方針に基づく金融モニタリング

I 経緯等

金融庁では、総合政策局・監督局が緊密に連携し、オンサイト・モニタリング（立入検査）とオフサイト・モニタリング（ヒアリングや資料の徴求等）を効果的・効率的に組み合わせることにより、金融機関や金融システムに対するより深度ある実態把握に努めてきている。2018 事務年度は、金融庁全体の方針として、「平成 30 事務年度 実践と方針」を公表し、これに基づきモニタリングを実施した。

II 実践と方針に基づく 2018 事務年度のモニタリング

第1部第2章第1節で記載した通り、「平成 30 事務年度 実践と方針」においては、

- ① デジタライゼーションの加速的な進展への対応
- ② 家計の安定的な資産形成の推進
- ③ 活力ある資本市場の実現と市場の公正性・透明性の確保
- ④ 金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保
- ⑤ 顧客の信頼感・安定感の確保
- ⑥ 世界共通の課題の解決への貢献及び当局間のネットワーク・協力の強化
- ⑦ 金融当局・金融行政運営の改革

の7項目を金融行政の重点施策として取り組むこととしている。

これを踏まえ、金融仲介機能の十分な発揮と金融システムの安定の確保といった観点から、金融モニタリングにおいては、以下の取組みを行った。

1. 預金取扱金融機関

(1) 大手銀行グループ

- 内外経済環境の不確実性が高まる中、金融機関の健全性を維持し、ストレス下においても適切な金融仲介機能が発揮されるよう、経営・ガバナンス態勢の高度化やリスク管理の高度化等に向けた深度ある対話を行った（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

(2) 地域金融機関

- 地域銀行に対するモニタリングについては、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、金融機関ごとに異なる時間軸を意識し、「金融仲介機能の発揮」と「金融システムの安定」の両立を念頭にバランスのとれたモニタリングを実施した。（詳細は第9章第3節「預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング」に記載）。

2. 保険会社

- 法人向け定期保険や外貨建保険など保障以外の機能に着目した保険商品の販売状況等についてモニタリングを実施し、生命保険協会や保険会社と対話を行った。
- 損害保険分野におけるデジタルイゼーションの進展への対応状況や、自然災害リスクの軽減策などリスク管理の高度化に関し実態把握を行った。
- 保険会社のリスクを包括的に捉えた健全性政策の実施の一環として、経済価値ベースの考え方に基づく新たなソルベンシー規制についての影響度調査を実施し、関係者と広範な議論を行った。

3. 金融商品取引業者等

- 大手証券会社については、国内業務における「顧客本位の業務運営」の実践・定着状況等や、それらを支えるガバナンスについて、社外役員を含め、経営陣等と深度ある対話を行うとともに、海外業務の特性を踏まえたリスク管理の強化に向けた取組状況についてもモニタリングを実施。
- ネット系証券会社については、各社のビジネスモデルやシステムリスク管理態勢に焦点を当てたモニタリングを実施。
- 準大手・地域証券会社については、各社の規模・形態等が多様で経営状況や課題等も様々であることを踏まえ、ビジネスモデルや将来展望に係る議論を深めるとともに、経営改善の後押しを進める観点からの対話を実施。

第3節 業態横断的な金融モニタリング

I マクロプルーデンス

金融機関の経営の健全性は、内外の経済や金融・資本市場の動向により影響を受ける。他方、個々の金融機関の行動も、総体として、経済や金融・資本市場全体に大きな影響を及ぼしうる。このため、それぞれの動向を常時把握し、金融システムの安定確保に向けた取組みを行うことが重要である。

金融システムの安定性の観点から、経済・金融市場や金融機関を含む市場参加者の動向、内外環境変化等を適時に把握し金融機関のモニタリングに活用するとともに、金融システムの潜在的リスクや脆弱性をフォワードルッキングに調査・分析した。その上で、当該分析結果を基に、モニタリングを通じて金融機関と対話を行い、金融機関自身によるリスク管理態勢の高度化を促進する等、金融システムの安定性強化に向けた取組みを行った。

II 金融行政上の重要テーマに関する横断的な金融モニタリング

金融行政上の重要テーマについて、業態横断的な目線で各金融機関の取組み状況等の実態把握を行った。

1. フィデューシャリー・デューティー

「顧客本位の業務運営に関する原則」の策定以降、多くの金融機関が同原則を採択して取組方針を策定した。金融機関において真に顧客本位の業務運営が行われ、取組みの「見える化」等を通じて、良質な金融商品・サービスの提供に向けた金融機関間の競争が促されることが重要である。しかし、多くの金融機関は、必ずしも顧客本位でなく収益を優先して需要を掘り起こすプッシュ型のビジネスモデルとなっているとの指摘もある。これを踏まえ、「顧客本位の業務運営」の確立と定着に向けた金融庁及び金融機関の取組みが顧客に適切に届いているのか確認するため、顧客意識調査を実施した。また、販売会社が掲げている顧客本位の取組方針とその実践及び営業現場への浸透状況について、役員・本部及び営業店の販売員に対するヒアリング等により、実態の検証を行った。

2. コンプライアンス・リスク管理上の課題と取組み

2018年10月、「コンプライアンス・リスク管理に関する検査・監督の考え方と進め方（コンプライアンス・リスク管理基本方針）」を公表した。これを受け、コンプライアンス・リスク管理の基本的な考え方及びその重要性について情報発信を行うとともに、金融機関のコンプライアンス・リスク管理に関する実態把握を実施した。

これまでの実態把握においては、多くの金融機関が試行錯誤の過程にあり、かつ、その進捗状況は様々であるものの、コンプライアンス・リスク管理のための検討及び取組みを一定程度進めている様子が窺える結果となった。他方、経営陣を含む多くの役職員が法令等の既存のルールを遵守していれば足りるという発

想にとどまっているおそれのある事例や、経営陣の一部が幅広い観点からコンプライアンス・リスクを捕捉及び把握しようとしていても、その姿勢が本部各部や営業店の役職員にまで浸透していないおそれのある事例等が依然として見られた。各金融機関が持続可能なビジネスモデルを不断に追求しつつ、企業価値の向上につながる（企業価値を高める）コンプライアンス・リスク管理を進めるためには、今後さらなる検討が引き続き必要な状況と考えられる。

このような中、金融機関の経営陣を中心としたコンプライアンス・リスク管理に係る検討をさらに促進するため、上記の実態把握や金融機関に対するモニタリングの過程で得られた事例（基本方針の問題意識を踏まえた取組み事例及び問題事象につながった事例）、そこから抽出される傾向や課題等を取りまとめ、2019年6月に「コンプライアンス・リスク管理に関する傾向と課題」を公表した。

3. 内部監査の高度化

金融機関のガバナンスが有効に機能し、企業価値を高めていくため、これまでも、内部監査部門には、ビジネスモデル、経営戦略及び組織態勢に基づくリスクプロファイルに対応した監査を実施することが期待されてきたところ。

こうした中、新たなテクノロジーの進歩等により、金融機関のビジネス環境が急速に変化していることに加え、ステークホルダーからの要求も従来以上に多様化・高度化しており、内部監査部門には、経営陣をはじめとする組織内に対して、時宜にかなった助言・予測を提供することが期待されている。

こうした変化を受けて、各業態に対するモニタリング結果及び外部有識者から得た知見等も踏まえ、2019年6月に、「金融機関の内部監査の高度化に向けた現状と課題」を公表し、更なる内部監査の高度化を促した。

4. 投資用不動産向け融資

投資用不動産向け融資に関するアンケート調査を実施し、特に一棟建のアパート・マンション（シェアハウスを含む）の土地・建物を一体的に取得するための融資に関する金融機関の管理態勢を横断的に検証した。その取りまとめ結果として、2019年3月に「投資用不動産向け融資に関するアンケート調査結果」を公表したところであるが、足許多くの金融機関で管理態勢の改善が見られるものの、融資対象物件の将来収支や顧客の理解度・財産・収入の確認が自ら十分に行えていないといった課題のある金融機関も認められた。

5. マネー・ローンダリング

国際社会におけるテロの脅威等が高まっており、また、2019年には第4次FATF対日相互審査の実施が予定されるなど、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策（以下、「マネロン・テロ資金供与対策」という。）の高度化が急務となっている。

こうした中、金融庁は、2018年2月に公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下、「ガイドライン」という。）に基づき、ヒアリング等を通じて金融機関等における対応状況等の検証を実施した。

検証に当たっては、ガイドラインに則り、定例で報告を求めている取引実態及びマネロン・テロ資金供与対策の実施状況等に係る定量・定性情報を勘案しながら、リスクに応じたモニタリングを行った。

2019年4月には、ヒアリング等を通じて把握した実態等を踏まえ、ガイドラインの趣旨を明確化し、金融機関等の実効的な態勢整備を促すためにガイドラインの改正を実施した。

主な改正点として、実効性のある継続的な顧客管理を実施するために、全ての顧客へのリスク評価を実施した上で、リスク評価に応じた顧客管理措置が求められることや、ITシステムに用いられるデータについて、網羅性・正確性の観点からの検証が求められること等を明確化している。

また、上記諸施策の内容が、経営陣を含む金融機関等の様々な階層において理解・浸透されることが重要であるとの認識に基づき、業界団体や中央機関等とも連携しながら、業界団体や財務局主催のセミナー等で幅広い階層の役職員に理解を求めするなど、マネロン・テロ資金供与対策の必要性とあり方について働きかけを行う取り組み(アウトリーチ)を実施した。

(注) 上記のモニタリングの結果に関しては、「利用者を中心とした新時代の金融サービス～金融行政のこれまでの実践と今後の方針～(令和元事務年度)」(2019年8月28日公表)を参照。

第4節 早期是正措置・社外流出制限措置について

I 早期是正措置の概要及び運用

1. 早期是正措置の趣旨（別紙1参照）

1998年4月に導入された早期是正措置は、金融機関の経営の健全性を確保するため、自己資本比率という客観的な基準を用い、当該比率が一定の水準を下回った場合、いわゆる業務改善命令、業務停止命令の1形態として、予め定めた是正措置命令を発動するものである（銀行法第26条第2項等）。

また、2019年3月31日より、国際統一基準行（海外営業拠点（支店・現地法人）を有する銀行等をいう。以下同じ。）にあつては、自己資本比率の補完的指標として定めるレバレッジ比率についても、一定の水準を下回る場合、是正措置命令を発動することとした。

早期是正措置の発動により、

- ① 金融機関の経営状況を客観的な指標で捉え、適時に是正措置を講じることにより、金融機関経営の健全性確保と経営破綻の未然防止を図ること、
- ② 是正措置の発動ルールを明確化することにより、行政の透明性確保にも資すること、
- ③ 結果として、金融機関が破綻した場合の破綻処理コストの抑制につながること、

などが期待される。

【参考1】自己資本比率及びレバレッジ比率の算式

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{リスクアセット額}} \quad \text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本額}}{\text{総エクスポージャー額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

	自己資本比率		レバレッジ比率	措置の内容
	国際統一基準行	国内基準行（注）	国際統一基準行のみ	
第1区分	【普通株式等Tier1比率】 : 4.5%未満2.25%以上 【Tier1比率】 : 6%未満3%以上 【総自己資本比率】 : 8%未満4%以上	4%未満2%以上	3%未満1.5%以上	経営改善計画（原則として資本増強に係る措置を含む）の提出及びその実行

第2区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 2.25%未満1.13%以上 【Tier 1比率】 : 3%未満1.5%以上 【総自己資本比率】 : 4%未満2%以上	2%未満1%以上	1.5%未満0.75%以上	資本増強に係る合理的と認められる計画の提出・実行、配当・役員賞与の禁止又はその額の抑制、総資産の圧縮又は抑制等
第2区分の2	【普通株式等Tier 1比率】 : 1.13%未満0%以上 【Tier 1比率】 : 1.5%未満0%以上 【総自己資本比率】 : 2%未満0%以上	1%未満0%以上	0.75%未満0%以上	自己資本の充実、大幅な業務の縮小、合併又は銀行業の廃止等の措置のいずれかを選択した上当該選択に係る措置を実施
第3区分	【普通株式等Tier 1比率】 : 0%未満 【Tier 1比率】 : 0%未満 【総自己資本比率】 : 0%未満	0%未満	0%未満	業務の全部又は一部の停止

(注) 海外営業拠点を有しない銀行・信金等をいう。以下同じ。

2. 発動実績

2018 事務年度における早期是正措置に基づく是正命令の発動実績はなし。

※ 早期是正措置導入後の発動実績の累計

銀行等	14 件
信用金庫	23 件
労働金庫	0 件
信用組合	69 件
系統金融機関	3 件
保険会社	1 件

(注) 労働金庫については厚生労働大臣と金融庁長官の連名で、系統金融機関については農林水産大臣と金融庁長官の連名で、命令が発出される。

II 社外流出制限措置の概要及び運用

1. 社外流出制限措置の趣旨（別紙2参照）

社外流出制限措置は、リーマン・ショック後の世界的な金融危機の教訓を踏まえ、国際的に活動する銀行等について、最低所要自己資本に加え、ストレス期における緩衝剤としての役割を期待して「資本バッファの積み立てを求める規制」を導入することが国際的に合意されたことを受けて、「資本バッファ比率」が一定の水準を下回った場合、早期是正措置同様、自己資本の充実の状況によって必要があると認めるときに発動するものとして、利益に対する一定割合まで配当・賞与の支払い等の社外流出行為を制限するものである（銀行法第26条第2項等）。

【参考1】資本バッファ比率の算式

$$\text{資本バッファ比率} = \frac{\text{資本バッファに係る普通株式等Tier 1資本の額}}{\text{リスクアセット額}}$$

【参考2】措置区分毎の閾値と命令の内容

資本バッファの充実の状況に係る区分	資本バッファ比率	措置の内容	
		社外流出制限割合	
資本バッファ第1区分	2.5%未満	40%	社外流出額の制限に係る内容を含む資本バッファ比率を回復するための合理的と認められる改善計画の提出の求め・実行の命令
資本バッファ第2区分	1.875%未満	60%	
資本バッファ第3区分	1.25%未満	80%	
資本バッファ第4区分	0.625%未満	100%	
資本バッファ第4区分	※早期是正措置における第1区分～第3区分に該当する場合、同時に資本バッファ第4区分にも該当する。 この場合、①早期是正措置と②社外流出制限措置の両方の内容を含む1つの命令を発出することが想定される。		

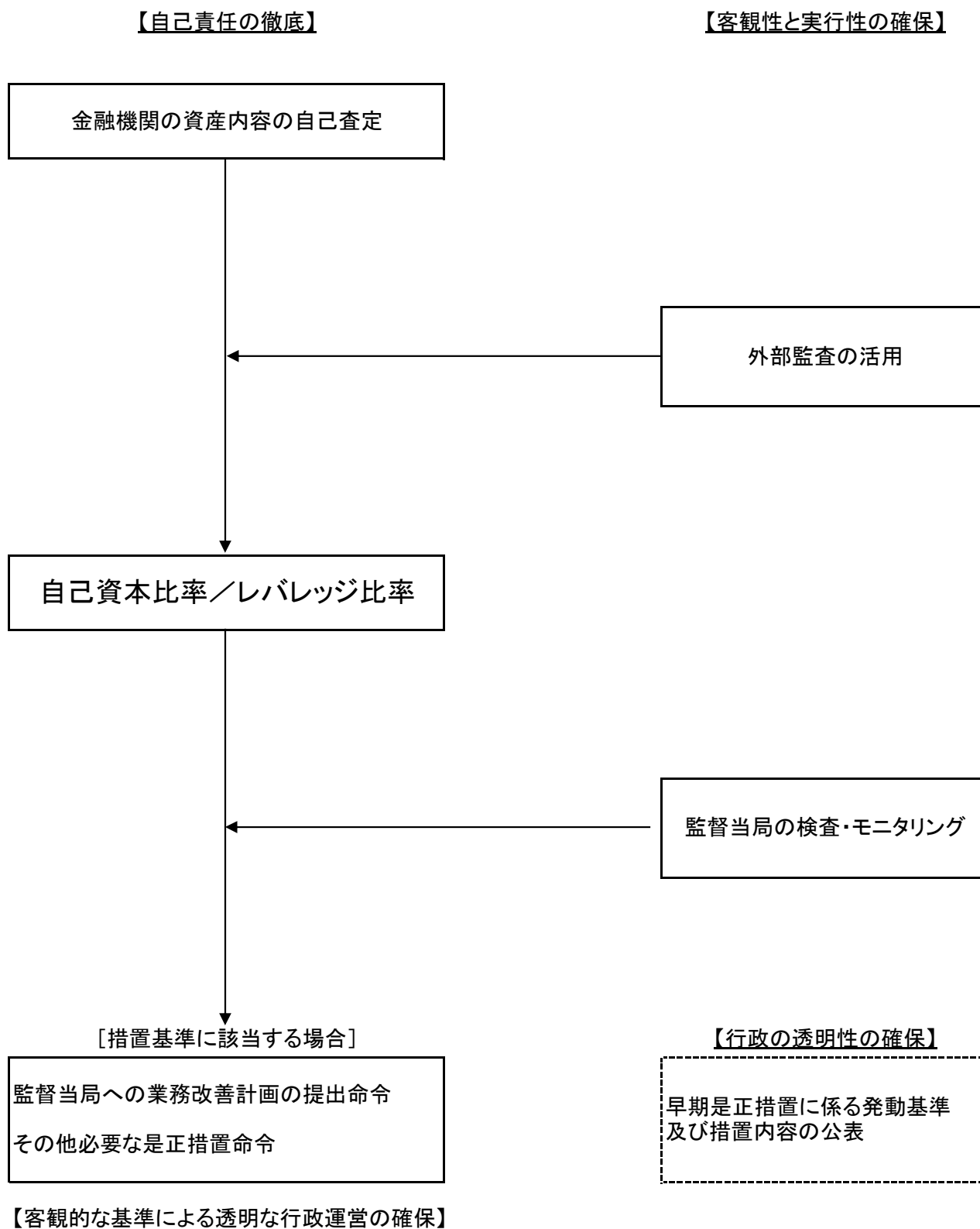
(注1) 上記の数値は、資本保全バッファ2.5%分のみを勘案した例示であり、カウ

ター・シクリカル・バッファーおよびG-SIBs/D-SIBsバッファーは含んでいない。

2. 発動実績

2018 事務年度における社外流出制限措置に基づく命令の発動実績はなし。

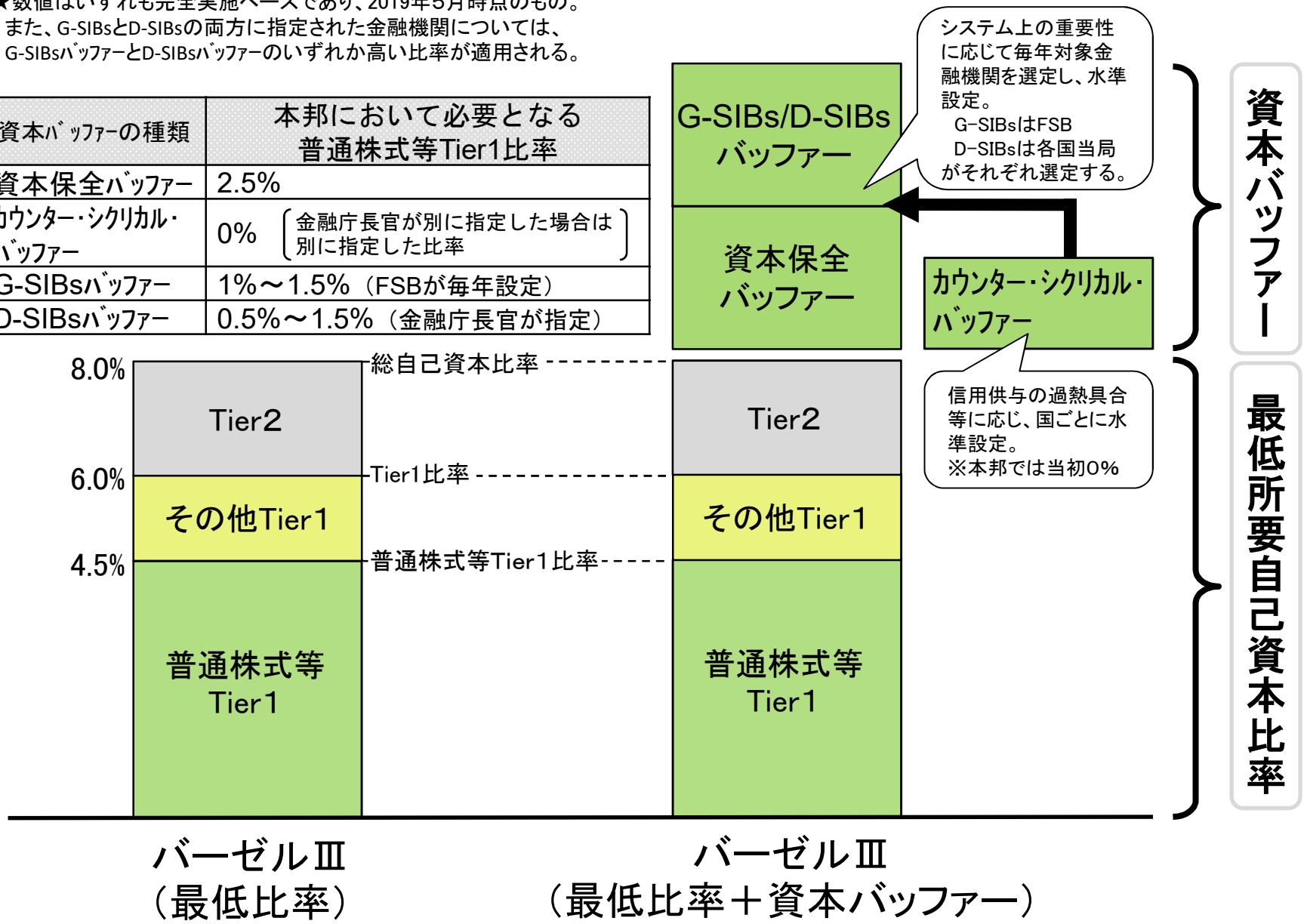
早期是正措置の概念図



「最低所要自己資本比率」と「資本バッファ」

★数値はいずれも完全実施ベースであり、2019年5月時点のもの。
また、G-SIBsとD-SIBsの両方に指定された金融機関については、
G-SIBsバッファとD-SIBsバッファのいずれか高い比率が適用される。

資本バッファの種類	本邦において必要となる 普通株式等Tier1比率
資本保全バッファ	2.5%
カウンター・シクリカル・ バッファ	0% [金融庁長官が別に指定した場合は 別に指定した比率]
G-SIBsバッファ	1%～1.5% (FSBが毎年設定)
D-SIBsバッファ	0.5%～1.5% (金融庁長官が指定)



第5節 金融上の行政処分について

I 行政処分の趣旨（別紙1参照）

当庁では、立入検査、報告徴求等により、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、明確なルールの下、厳正かつ適切な行政処分（注1）を行っているところである。

2007年3月には、こうした行政処分に対する基本原則や、実際に処分を行う際の勘案要素について「金融上の行政処分について」として公表を行った。2008年4月には、「金融サービス業におけるプリンシプル」の公表を踏まえた一部改訂を行い、各金融機関がプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、処分軽減事由として考慮することを明確化した。

II 行政処分の業態別発動状況（別紙2参照）

2018事務年度における行政処分の業態別発動件数（注2）は、以下の通り。

① 銀行等	:	3件	【1件】（注3）
② 協同組織金融機関	:	1件	【0件】
③ 政府系金融機関	:	0件	【0件】
④ 金融商品取引業者等	:	55件	【23件】
⑤ 保険会社等	:	1件	【0件】
⑥ 貸金業者	:	0件	【0件】
⑦ 特定目的会社	:	0件	【0件】
⑧ 前払式支払手段発行者	:	0件	【0件】
⑨ 資金移動業者	:	0件	【0件】
⑩ 仮想通貨交換業者	:	2件	【0件】

（注1）本節でいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等（勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等）をいう。

（注2）本節でいう業態の内訳は、銀行等（主要行等（銀行持株会社を含む）、外国銀行支店等、その他銀行（ゆうちょ銀行を含む）、地域銀行（銀行持株会社を含む）、信託会社、銀行代理業者）、協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫、農水系統）、金融商品取引業者等（第一種金融商品取引業者、第二種金融商品取引業者、投資助言・代理業者、投資運用業者、投資法人、金融商品仲介業者、適格機関投資家等特例業務届出者、証券金融会社、登録金融機関、信用格付業者）、保険会社等（生命保険会社（かんぽ生命を含む）、損害保険会社、保険持株会社、特定保険事業者、少額短期保険業者、少額短期保険持株会社、生命保険募集人、損害保険代理店、少額短期保険募集人（特定少額短期保険募集人を除く）、保険仲立人）、である。

（注3）【 】内の件数は業務停止命令等（本節では、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し等をいう）の件数。

金融上の行政処分について

○ 行政運営の基本的な考え方

- ・ 明確なルールに基づく透明かつ公正な金融行政の徹底
- ・ 利用者保護と市場の公正性の確保に配慮した金融のルールの整備と適切な運用

○ 基本原則

行政運営の基本的な考え方に基づき、金融機関等の業態や規模の如何、外国企業であるか国内企業であるかを問わず、法令に照らして、利用者保護や市場の公正性確保に重大な問題が発生しているという事実が客観的に確認されれば、厳正かつ適切な処分を行っている。

○ 行政処分の公正性・透明性の確保

1. 事前にルールや解釈を明示

- ・ 検査監督上の着眼点や行政処分に関する事務の流れ等を、あらかじめ「監督指針」や「検査マニュアル」として定め、広く周知している。

(例1) 銀行において、預金等の金融商品のリスクや重要事項の提示・説明を行わずに、顧客を誤認させて取引の勧誘・販売を行った事例については、あらかじめ主要行等向け監督指針 Ⅲ-3-3「利用者保護のための情報提供・相談機能」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

(例2) 保険会社において、保険金の不適切な不払い等があった事例でも、あらかじめ保険会社向け監督指針 Ⅱ-3-5-2(※)「保険金等支払管理態勢」、Ⅱ-3-3(※)「保険募集態勢」に明確なチェックポイントが掲げてあった。

※項目番号については、当時のものであり、現在の項目番号と異なる。

- ・ いわゆるノーアクションレター制度において、民間企業等が新規に事業や取引等を具体的に始めようとする際に、当該具体的な行為が不利益処分の対象となるか等について照会を受け、回答を行っている。
また、ノーアクションレター制度を補完するものとして、「一般的な法令解釈に係

る書面照会手続」を導入し、個別事例から離れた一般的抽象的な法令解釈についての照会も可能としている。

(注1)ノーアクションレター制度の利用実績は、平成13年7月の制度導入以降、累計で63件。うち、証券取引法、同施行令に関する照会・公表は7件。

(注2)「一般的な法令解釈に係る書面照会手続」におけるノーアクションレター制度との相違点

- ① 個別具体的事例から離れた一般的抽象的な法令解釈に係る照会を可能とした
- ② 個別事業者に加えて、事業者団体が自ら照会することを可能とした
- ③ 弁護士等(弁護士、公認会計士等、照会事項につき高い専門的知見を有する者)以外の者が代理人になることを可能とした

2. デュープロセスの遵守

- ・ 行政処分を行うにあたっては、行政手続法に則り、聴聞又は弁明の機会の付与を行っている。
- ・ 更に、行政手続法で定める手続きの前段階として、金融機関からの求めに応じ、意見交換を行う手続きを用意している(意見交換制度)。

(注)更に、処分に対しては、行政不服審査法第6条に基づく異議申立てや行政事件訴訟法第8条に基づく処分の取消しの訴えを提起することが可能である。

3. 透明性の確保

- ・ 行政処分については、他の金融機関等における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により対象金融機関等の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除きすべて公表している。
その際には、原因となった事実関係及び根拠となった法令・条文等を必ず明示することにより、予測可能性を高めるよう努力している。
- ・ また、行政処分事例集を取りまとめ、四半期毎に公表している。
- ・ 情報公開法の適用により、毎年多数の情報公開請求に応じている。

○ 行政処分の基準

1. 具体的にどのような処分を行うかの判断については、まず、以下のような点を検証することとしている。

- ① 当該行為の重大性・悪質性
 - ◎ 公益侵害の程度

金融機関が、例えば、顧客の財務内容の適切な開示という観点から著しく不適切な商品を組成・提供し、金融市場に対する信頼性を損なうなど公益を著しく侵害していないか。

◎利用者被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者が被害を受けたかどうか。個々の利用者が受けた被害がどの程度深刻か。

◎行為自体の悪質性

例えば、利用者から多数の苦情を受けているにもかかわらず、引き続き同様の商品を販売し続けるなど、金融機関の行為が悪質であったか。

◎当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、一回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

◎故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

◎組織性の有無

当該行為が現場の営業担当者個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。更に経営陣の関与があったのか。

◎隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

◎反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

②当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

◎代表取締役や取締役会の法令等遵守に関する認識や取組みは十分か。

◎内部監査部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎コンプライアンス部門やリスク管理部門の体制は十分か、また適切に機能しているか。

◎業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か、また、社内教育が十分になされているか。

③軽減事由

以上の他に、行政による対応に先行して、金融機関自身が自主的に利用者保護のために所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

特に、金融機関が、行政当局と共有されたプリンシプルに基づき、自主的な対応を的確に行っている場合は、軽減事由として考慮するものとする。

2. 上記1の諸要因を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味した上で、

①改善に向けた取組みを金融機関の自主性に委ねることが適切かどうか、

②改善に相当の取組みを要し、一定期間業務改善に専念・集中させる必要があるか、

③業務を継続させることが適切かどうか、

等の点について検討を行い、最終的な行政処分の内容を決定している。

○ チェック体制等

- ・ 行政処分の内容を検討するに当たっては、公平性を欠くことがないよう、過去の処分事例等を勘案するのみならず、複数の課室において慎重にチェックする態勢を採っている。
- ・ 庁内に、弁護士等により構成される独立した法令等遵守調査室及び金融庁(職員)の法令等遵守に関する情報の受付窓口を設置。
- ・ 「金融監督の原則と監督部局職員の心得(行動規範)」を策定。

○ 事後のフォローアップ

- ・ 行政処分を行うのは、金融機関の財務の健全性、業務の適切性等の確保が主眼であり、処分そのものが目的ではない。

行政処分に際して、業務改善計画の提出を求めているのは、ガバナンス、リスク管理、コンプライアンス等について、金融機関が自ら抜本的な態勢の改善に取り組む、その効果が将来にわたって持続的に発揮されることを期待しているため。

このような観点から、当庁においては、金融機関の業務改善に向けた取組みをフォローアップし、その改善努力を促すことに注力している。

(以 上)

行政処分件数(平成14年4月～平成30事務年度)

	13事務年度 (14年4月1日～ 6月30日)	14事務年度	15事務年度	16事務年度	17事務年度	18事務年度	19事務年度	20事務年度	21事務年度	22事務年度	23事務年度	24事務年度	25事務年度	26事務年度	27事務年度	28事務年度	29事務年度	30事務年度	合計
主要行等	3	3	11	2	8	5	0	3	6	2	2	0	4	0	0	0	0	0	49
その他銀行	0	1	1	1	0	0	0	1	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	9
外国銀行支店等	0	0	0	9	11	10	1	0	2	1	1	2	1	5	0	0	0	0	43
地域銀行等	0	10	20	18	13	10	2	4	4	1	0	1	0	0	0	0	0	3	86
銀行代理業者	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
信用金庫	0	1	4	2	13	20	9	2	4	4	2	0	0	0	0	0	1	1	63
信用組合	0	0	4	2	2	3	3	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	18
農水系統	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2
労働金庫	0	10	10	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24
政府系金融機関	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0	2
信託会社	0	0	0	0	0	0	1	2	5	8	4	0	0	0	0	0	0	0	20
貸金業者	1	9	10	6	11	11	4	9	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	65
特定目的会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
前払式支払手段発行者	2	0	0	6	3	8	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	21
資金移動業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	3
抵当証券業者	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	—	—	—	2
仮想通貨交換業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	27	2	29
第一種金融商品取引業者	10	22	26	29	139	26	33	23	21	13	33	15	6	6	25	1	5	6	439
第二種金融商品取引業者	0	0	3	2	1	2	0	6	17	9	2	9	11	8	13	10	6	9	108
投資助言・代理業者	2	1	2	2	7	9	13	10	19	22	6	12	18	4	9	6	5	8	155
投資運用業者	0	0	0	1	6	6	5	5	7	3	8	6	8	0	0	2	0	0	57
投資法人	0	0	0	0	1	6	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
金融商品仲介業者	0	0	0	0	2	1	0	2	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	12
債権回収業者等特別業務届出者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1165	37	32	1234
証券金融会社	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
登録金融機関	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
信用格付業者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1
生命保険会社	0	3	4	3	4	1	1	10	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	29
損害保険会社	2	5	2	1	31	17	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	1	0	61
特定保険業者	0	0	0	0	0	3	5	7	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15
少額短期保険業者等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	1	3
生命保険募集人	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
損害保険代理店	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4
合計	20	65	107	90	253	129	80	87	104	70	58	53	49	27	47	1185	83	62	2569
うち業務停止以上	9	20	29	30	91	40	33	26	40	30	23	22	20	8	17	582	24	24	1068

(注1) ここでいう行政処分とは、金融庁及び財務局等から発出・公表を行った不利益処分等(勧告、業務改善命令、是正命令、戒告、計画変更命令、業務改善指示、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令、役員解任命令等)をいう。

(注2) 複数の行政処分(例:業務停止命令と業務改善命令)を同時に行った場合はそれぞれ1件としている。

(注3) 金融商品仲介業者(19年9月以前は証券仲介業者)の件数は、16年4月より証券仲介業者制度が導入されたため、16年4月からの計上となっている。

(注4) 少額短期保険業者等の件数は、18年4月より少額短期保険業者制度が導入されたため、18年4月からの計上となっている。

(注5) 合計欄のうち業務停止以上とは、業務停止命令、登録取消し、許可取消し、認可取消し、業務廃止命令のいずれかをいう。

(注6) 主要行等及び地域銀行等の件数はそれぞれ銀行持株会社に対する行政処分の件数を含む。

(注7) 前払式支払手段発行者のうち22年4月以前の件数は、前払式証券発行者の処分件数。

(注8) 資金移動業者の処分件数は、22年4月より資金決済法が施行されたため、22年4月からの計上となっている。

(注9) 仮想通貨交換業者の処分件数は、29年4月より改正資金決済法が施行されたため、29年4月からの計上となっている。

(注10) 第一種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、証券会社と金融先物取引業者の処分件数の合計。

(注11) 第二種金融商品取引業者のうち19年9月以前の件数は、商品投資販売業者の処分件数。

(注12) 投資助言・代理業者のうち19年9月以前の件数は、投資一任業務を営む者以外の投資顧問業者の処分件数。

(注13) 投資運用業者のうち19年9月以前の件数は、投資信託委託業者及び投資一任業務を営む認可投資顧問業者の処分件数の合計。

第6節 反社会的勢力への対応について

I 経緯

「犯罪に強い社会の実現のための行動計画―「世界一安全な国、日本」の復活を目指して―」（2003年12月犯罪対策閣僚会議）を踏まえ、公共事業からの暴力団排除、企業活動からの暴力団排除等の暴力団の資金源に打撃を与えるための総合的な対策を検討するため、2006年7月21日、関係省庁の申合わせにより暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームが設置された。また、2008年12月には、「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」が策定され、暴力団対策として、暴力団及び周辺者の経済活動からの排除に取り組んでいくこととしているほか、2013年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても「民間取引等からの暴力団排除の推進」等の取組みが盛り込まれている。金融庁としては、関係省庁と連携を図りつつ、上記の目的の具体化に向けて対応を行ってきたところである。

II これまでの対応

1. 暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチーム

2006年6月20日、第7回犯罪対策閣僚会議において暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの設置を指示され、同年7月21日、関係省庁の申し合わせにより設置された（2007年7月、暴力団取締り等総合対策に関するワーキングチームに改称）。

2. 企業活動からの暴力団排除

（1）暴力団資金源等総合対策に関するワーキングチームの下部組織として企業活動からの暴力団排除グループが設置された。同グループにおいて、企業における反社会的勢力による被害を防止するための基本的な理念や具体的な対応に関する「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」（政府指針）の策定に向けた検討を重ねた。2007年6月19日、犯罪対策閣僚会議幹事会における申合わせにより同指針が策定され、同年7月3日、第9回犯罪対策閣僚会議において報告された。

（2）金融庁では、2007年7月、政府指針の周知を図るべく、関係業界団体に対して要請文を発出し、2008年3月、政府指針の内容を踏まえた各業態の監督指針の改正を行った。2013年12月には反社会的勢力との関係遮断に向けた取組み策を公表し、これを踏まえ、2014年6月、反社会的勢力との取引の未然防止等の取組みを推進するための監督指針等の改正を行い、金融取引等からの反社会的勢力の排除に努めている。

（3）金融庁、警察庁及び全国銀行協会等で構成する「反社会的勢力介入排除対策

協議会」や、各都道府県単位で設置される「銀行警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの協議会での検討結果等を踏まえ、全国銀行協会は、暴力団排除条項の参考例を制定した（融資取引：2008年11月、普通預金規定等：2009年9月）。全国信用金庫協会など他の業界団体においても、この取組みを参考として、順次、暴力団排除条項の参考例を提示した。その後、全国銀行協会は、2011年6月に、反社会的勢力の活動実態に即して排除対象をより明確化するために、参考例の一部改正を行った。

また、全国銀行協会は、2010年4月に、反社会的勢力の情報を集約した共有データベースの稼働を開始したほか、2013年11月、会員各行が他社（信販会社等）との提携等により金融サービス（融資等）を提供する場合の反社会的勢力との関係遮断を徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応について」を決定・公表した。また、2017年3月、反社会的勢力との関係遮断等の取組みのさらなる強化に向け、関係省庁等との連携の推進や本人確認を一層強化・徹底するため、「反社会的勢力との関係遮断に向けた対応の強化について」を決定・公表した。その後、2018年1月に、預金保険機構を介して警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースへの接続を開始し、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (4) 金融庁、警察庁及び日本証券業協会等で構成する「証券保安連絡会」や、各都道府県単位で設置されている「証券警察連絡協議会」等を通じて、反社会的勢力の排除に向けた連携を強化している。

これらの連絡会や協議会での検討結果等を踏まえ、日本証券業協会は、2009年3月に、国家公安委員会よりいわゆる暴力団対策法に規定する「不当要求情報管理機関」としての登録を受け、業務を開始した。また、2010年5月に、暴力団排除条項の導入の義務化等を内容とする自主規制規則を制定した。

また、同年4月に、警察庁に対し、保有する暴力団情報を活用できるよう支援を求める旨要望し、警察庁は、同年5月、情報提供を行う枠組みを構築する方針を公表した。その後、2013年1月に、日本証券業協会のシステムと警察庁が保有する暴力団情報に係るデータベースとが接続（同年2月より稼働）され、警察庁へのオンライン照会が可能となった。

- (5) 生命保険協会は、金融庁、警察庁及び法務省等の関係機関との協議を踏まえ、2011年6月、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例を策定・提示し、2012年1月に公表した。また、2013年11月、「反社会的勢力との関係遮断に向けた今後の取組みについて」を決定・公表した。

日本少額短期保険協会、日本損害保険協会においては、金融庁、警察庁等の関係機関との協議を踏まえ、暴力団排除条項を導入した保険約款の規定例等をそれぞれ同年4月、7月に策定・公表した。また、同年11月、日本損害保険協会は、「反社会的勢力の排除に向けた取組みを強化」を決定・公表した。

第7節 指定紛争解決機関

金融機関とのトラブルに関し、迅速・簡便・中立・公正な苦情処理・紛争解決を行うことにより、利用者保護の充実・利用者利便の向上を図ることを目的として、金融商品取引法、銀行法、保険業法等の金融関連法において、「金融ADR制度（金融分野における裁判外紛争解決制度）」が設けられている。

指定紛争解決機関は、金融ADR制度において中核となる機関であり、行政庁がこれを指定・監督することにより、中立性・公正性を確保する枠組みとなっている。

指定紛争解決機関の監督に当たっては、「実践と方針」及び「指定紛争解決機関向けの総合的な監督指針（2013年8月2日策定）」に基づき、紛争解決等業務の運営に係る監督を行うことで、利用者の信頼性向上や、各機関の特性を踏まえた上での運用の整合性確保を図っている。

2019年6月までに、下記の団体を指定紛争解決機関として指定している。

(2019年6月30日現在)

指定日 (業務開始日)	機関名	業務の種別
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人全国銀行協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 銀行業務 ・ 農林中央金庫業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人信託協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 手続対象信託業務 ・ 特定兼営業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人生命保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生命保険業務 ・ 外国生命保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本損害保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人保険オンブズマン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 損害保険業務 ・ 外国損害保険業務 ・ 特定損害保険業務 ・ 保険仲立人保険募集
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	一般社団法人日本少額短期保険協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 少額短期保険業務
2010. 9. 15 (2010. 10. 1)	日本貸金業協会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 貸金業務
2011. 2. 15 (2011. 4. 1)	特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定第一種金融商品取引業務

第9章 預金取扱等金融機関の検査・監督をめぐる動き

第1節 監督指針等

I 主要行等向けの総合的な監督指針等

主要行等向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2005年10月28日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度においても以下のとおり改正を行っている。

- ① 「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正（2018年7月6日）
「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に伴う所要の改正を行ったもの（2018年7月9日より適用）。
- ② 破綻処理準備態勢の整備及び金融機関の報酬体系に係る改正（2018年7月13日）
金融安定理事会（FSB）における議論の進展等を踏まえ、破綻処理準備態勢の整備及び金融機関の報酬体系の留意点等に係る所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
- ③ 「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正（2018年8月15日）
店舗の休日や共同店舗の運営等に係る規制緩和要望を踏まえた「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の改正に伴う所要の改正を行ったもの。（2018年8月16日より適用）。
- ④ 流動性比率規制の一部改正に係る改正（2019年1月31日）
バーゼル銀行監督委員会で合意した流動性比率規制のうち、流動性カバレッジ比率の日次報告基準の見直しに伴う所要の改正を行ったもの（2019年1月31日より適用）。
- ⑤ 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正（2019年2月18日）
国内基準行における金利リスクに係るモニタリング手法について所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
- ⑥ 「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等」の一部改正に係る改正（2019年3月1日）
バーゼル銀行監督委員会が公表した「開示要件（第3の柱）の統合及び強化

「第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準行に対する開示の留意事項等について所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。

- ⑦ 「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等」の一部改正に係る改正（2019年3月15日）

バーゼル規制等の国際合意を踏まえ、レバレッジ比率規制及びT L A C規制に係る所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。

II 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の改正

本監督指針については、2004年5月31日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度の改正内容は、上記のI 主要行等向けの総合的な監督指針等の改正内容の①「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正（2018年7月6日）③「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正（2018年8月15日）④流動性比率規制の見直しに係る改正（2019年1月31日）⑤「金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示」の一部改正に係る改正（2019年2月18日）である。これに加え、以下の改正を行っている。

早期警戒制度の見直しに係る改正（2019年6月28日）

地域金融機関が、将来にわたる健全性を確保し、金融仲介機能を十分に発揮していくため、早め早めの経営改善を促す観点からモニタリングの枠組みの見直しを行ったもの（2019年6月28日より適用）。

第2節 預金取扱等金融機関の概況

I 主要行等の2018年度決算概況（別紙1参照）

II 地域銀行の2018年度決算概況（別紙2参照）

地域銀行の2018年度決算の概況（銀行単体ベース）は、各行決算短信等によれば、以下のとおりである。

- ① 当期純利益は、実質業務純益が資金利益の減少を債券等関係損益の増加及び経費の減少等でカバーし前年同期比で増加したものの、与信関係費用の増加等により前年同期比2,279億円減益の7,686億円となった。
- ② 不良債権額は前年同期比0.3兆円増加の4.8兆円、不良債権比率も前年同期比0.03%増加の1.74%となった。
- ③ 国際統一基準行の総自己資本比率は前年同期比0.17%低下の13.84%、Tier 1比率及び普通株式等Tier 1比率は、いずれも前年同期比0.24%低下の13.37%となった。
国内基準行の自己資本比率は前年同期比0.23%低下の9.47%となった。

III 再編等の状況

1. 銀行業の免許（別紙3参照）

2. 主要行等の再編等（別紙4～6参照）

3. 地域銀行の再編等（別紙7～9参照）

4. 外国銀行の参入

2018年7月以降、新たに銀行業の免許を付与した外国銀行はない（2019年6月末現在、免許を付与されている外国銀行支店は56行）。

5. 外国銀行の退出

2018年7月以降、新たに銀行業を廃止した外国銀行支店はない。

IV 不良債権処理等の推移

1. 不良債権の概念（別紙10～12参照）

（1）金融再生法開示債権

金融機関の不良債権の概念の一つに、金融再生法開示債権がある。これは、金融再生法（金融機能の再生のための緊急措置に関する法律）の規定

に基づき、貸出金、支払承諾見返等の総与信を対象に、債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」及び「正常債権」の4つの区分に分けて開示するものである（主要行については1999年3月期より、地域銀行については1999年9月期より、協同組織金融機関については2000年3月期より、開示が義務付けられた）。このうち「正常債権」以外の3つを「金融再生法開示債権」と呼んでいる。

(2) リスク管理債権

リスク管理債権は、金融再生法開示債権と並ぶ不良債権の概念の一つであり、貸出金を対象に、客観的形式的基準により区分（破綻先債権、延滞債権、3ヶ月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）し、区分された債権毎に各金融機関が開示するものである。このリスク管理債権は、米国証券取引委員会（SEC）と同様の基準に基づくものであり、1998年3月期より各銀行が全銀協統一開示基準等に基づき開示を開始、1999年3月期からは、金融システム改革法に基づく銀行法等の改正により、全預金取扱金融機関に対し、連結ベースでの開示が罰則付きで義務付けられた。

2. 金融再生法開示債権等の現状（別紙13～20参照）

(1) 金融再生法開示債権【全国銀行ベース】

単位: %、兆円)	2002年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2018年 9月期	2019年 3月期
不良債権比率	8.4	1.3	1.1	1.1	1.1
総与信	512.1	585.8	595.3	607.8	612.5
金融再生法 開示債権	43.2	7.7	6.7	6.5	6.7
破産更生 債権	7.4	1.2	1.1	1.1	1.2
危険債権	19.3	4.5	4.0	4.0	4.2
要管理 債権	16.5	2.0	1.6	1.3	1.4
正常債権	468.9	578.1	588.6	601.3	605.7

(2) リスク管理債権残高の推移【全国銀行ベース】

(単位:兆円)

2012年 3月期	2013年 3月期	2014年 3月期	2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期
11.5	11.7	10.0	9.0	8.2	7.6	6.6	6.5

3. 不良債権問題への取組み (別紙 21~22 参照)

不良債権の最終処理は、金融機関の収益力の改善や貸出先企業の経営資源の有効活用などに寄与し、新たな成長分野への資金の供給や資源の移動を促すことにつながるものであり、他の分野の構造改革と合わせてこれを加速することは、日本経済の再生に不可欠なものであった。

これまで、2001年4月の緊急経済対策以来、主要行の破綻懸念先以下債権について、いわゆる「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」等のオフバランス化のルールを設定し、それに則って不良債権の最終処理が着実に進められてきたところである。

(注1) さらに、2002年10月の「金融再生プログラム」においては、主要行の不良債権比率を2004年度末までに半分程度に低下させ、不良債権問題の正常化を図るとともに、構造改革を支えるより強固な金融システムの構築に取り組むこととした。同プログラムに盛り込まれた、主要行の資産査定厳格化、自己査定充実、ガバナンス強化といった目標や、産業と金融の一体再生の取組み等の諸施策を約2年半の間、強力に推進してきた結果、2005年3月期には主要行の不良債権比率は2.9%へと低下し、同プログラムの最も中心的な課題であった主要行の不良債権問題の正常化という目標を達成した。

(注2) なお、2005年10月に策定した「主要行等向けの総合的な監督指針」においては、「2年・3年ルール」「5割・8割ルール」といったこれまでのオフバランス化ルールを取りやめることとする一方、不良債権の早期認知、早期対処のための銀行の不良債権管理についての総合的な着眼点を明確化することとし、不良債権問題の再発防止を図ることとしたところである。

V 預金保険料率の変更

2019年度の預金保険料率については、預金保険機構より、実効料率0.033%を前提として、決済用預金0.045%、一般預金等0.032%、に変更する認可申請がなされ、2019年3月29日、預金保険法に基づき、これを認可した。

(注) 預金保険機構は、「中長期的な預金保険料率のあり方等について」(「預金保険料率に関する検討会」報告書(2015年1月30日公表))を踏まえ、2021年度末に責任準備金が5兆円程度になるように積み立てを行っていくことを当面の積立目標

としており、この積立目標を確実に達成できる水準として、2019年度の預金保険料率を「0.033%」（▲0.001%引下げ）とした。

主要行等の平成31年3月期決算の概要

1. 損益の状況（グループ連結ベース）

- 31年3月期は、国内の低金利環境の継続が資金利益の下押し要因となる中、総じて与信関係費用が増加したことに加え、一部大手銀行グループで特別損益が大幅に悪化したことなどにより、当期純利益は前年同期に比べ▲24.0%の減少。

(単位：億円)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
連結業務粗利益	105,278	102,995	100,209	▲2,787
資金利益	50,158	48,306	47,718	▲588
役務取引等利益	34,351	35,039	34,982	▲57
その他業務利益	8,762	8,064	6,893	▲1,172
うち債券等関係損益*	998	▲96	▲588	▲493
経費	▲68,253	▲68,901	▲68,356	545
連結業務純益	37,913	35,067	32,915	▲2,152
与信関係費用**	▲3,991	53	▲1,702	▲1,755
株式等関係損益	4,888	5,629	5,404	▲225
うち株式等償却*	▲292	▲186	▲849	▲663
親会社株主に帰属する 当期純利益	26,140	27,853	21,334	▲6,519

*債券等関係損益、株式等償却については銀行単体ベース。**与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)	29年3月末	30年3月末	31年3月末
貸出金(末残)***	299.9兆円	296.9兆円	305.2兆円

***貸出金は銀行単体ベースの銀行勘定計。

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は30年3月期に比べ減少、不良債権比率も低下。

(いずれも平成11年3月期の金融再生法に基づく開示以降で最低)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権額	2.9兆円	2.2兆円	2.0兆円
不良債権比率	0.87%	0.66%	0.58%

3. 自己資本比率の状況（グループ連結ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率、Tier1比率、普通株式等Tier1比率は、30年3月期に比べ上昇。

- 国内基準行の自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：4グループ)

(国内基準行：3グループ)

	30年3月期	31年3月期		30年3月期	31年3月期
総自己資本比率	17.63%	17.83%	自己資本比率	11.26%	10.52%
Tier1比率	15.12%	15.39%			
普通株式等Tier1比率	12.94%	13.31%			

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) グループ連結ベースは、みずほFG、三菱UFJFG、三井住友FG、三井住友トラストHD（以上、国際統一基準行）、りそなHD、新生銀行、あおぞら銀行（以上、国内基準行）を対象とする。

(注3) 銀行単体ベースは、みずほ銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、三菱UFJ信託銀行、みずほ信託銀行、三井住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行を対象とする。

地域銀行の平成31年3月期決算の概要

1. 損益の状況（銀行単体ベース）

- 実質業務純益は、債券等関係損益の増加及び経費の減少等により、前年同期に比べ、0.4%の増益。
- 当期純利益は、与信関係費用の増加等により、前年同期に比べ、22.9%の減益。

(単位：億円)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前年同期比
業務粗利益	43,729	42,707	42,233	▲ 474
資金利益	38,419	38,319	37,201	▲ 1,118
役員取引等利益	5,010	5,297	5,281	▲ 16
債券等関係損益	▲ 372	▲ 1,213	▲ 332	881
うち、債券等償却	▲ 14	▲ 20	▲ 31	▲ 11
経費	▲ 30,894	▲ 30,528	▲ 30,011	517
実質業務純益	12,834	12,178	12,221	43
与信関係費用(※)	▲ 861	▲ 1,065	▲ 3,473	▲ 2,408
株式等関係損益	2,136	2,751	2,485	▲ 266
うち、株式等償却	▲ 55	▲ 36	▲ 128	▲ 92
当期純利益	10,002	9,965	7,686	▲ 2,279

※ 与信関係費用について、正の値は益を、負の値は損を表す。

(参考)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
貸出金（末残）	251.0兆円	260.6兆円	269.3兆円

2. 不良債権の状況（銀行単体ベース）

- 不良債権額は30年3月期に比べ増加、不良債権比率も増加。

	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権額	4.8兆円	4.5兆円	4.8兆円
不良債権比率	1.90%	1.71%	1.74%

3. 自己資本比率の状況（銀行単体ベース）

- 国際統一基準行の総自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。
- 国内基準行の自己資本比率は、30年3月期に比べ低下。

(国際統一基準行：11行)

(国内基準行：30年3月期 95行、31年3月期 94行)

	30年3月期	31年3月期
総自己資本比率	14.01%	13.84%
Tier1比率	13.61%	13.37%
普通株式等Tier1比率	13.61%	13.37%

	30年3月期	31年3月期
自己資本比率	9.70%	9.47%

(注1) 記載金額・比率は、四捨五入して表示。

(注2) 29年3月期、30年3月期の集計対象は106行(地方銀行64行、第二地方銀行41行及び埼玉りそな銀行)
31年3月期の集計対象は105行(地方銀行64行、第二地方銀行40行及び埼玉りそな銀行)

(注3) 与信関係費用・不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

平成30年8月10日
金融庁

銀行業の免許について

本日、株式会社ローソン銀行に対し、銀行法第4条第1項の規定に基づく銀行業の免許を付与しました。

- | | | | | | | |
|------|---|---|------------------------------------|-------------------------------|---|-----------------|
| 1. 商 | 号 | : | 株式会社ローソン銀行 | | | |
| 2. 本 | 店 | 所 | 在 | 地 | : | 東京都品川区大崎二丁目1番1号 |
| 3. 資 | 本 | 金 | : | 116億円 | | |
| 4. 株 | 主 | : | 株式会社ローソン (95%)
株式会社三菱UFJ銀行 (5%) | | | |
| 5. 代 | 表 | 者 | : | 代表取締役会長 岩下 正
代表取締役社長 山下 雅史 | | |

お問い合わせ先

金融庁 Tel : 03-3506-6000 (代表)
監督局銀行第一課 (内線 3717、3397)

平成30年9月28日
金融庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「JTCホールディングス株式会社」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商号 : JTCホールディングス株式会社
2. 本店所在地 : 東京都中央区晴海一丁目8番11号
3. 代表者 : 代表取締役社長 渡辺 伸充
4. 資本金 : 設立時 : 500,000,000円
5. 役職員数(予定) : 65名
6. 設立予定日 : 平成30年10月1日

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第一課 (内線 3395、2783)

平成31年3月29日
金融庁

銀行持株会社の認可について

本日、AFSコーポレーション株式会社（イオンフィナンシャルサービス株式会社の子会社）に対し、銀行法第52条の17第1項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社になることを認可しました。

（参考）銀行持株会社の概要

1. 商 号 : AFSコーポレーション株式会社
2. 本店所在地 : 東京都千代田区神田錦町一丁目1番地
3. 代表者 : 代表取締役社長 新井 直弘
4. 資本金 : 20億円
5. 役職員数(予定) : 42名
6. 設立予定日 : 平成31年4月1日
7. 子会社とする銀行 : 株式会社イオン銀行

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第一課 (内線 3717、3388)

平成31年3月29日
金融庁

銀行持株会社の認可について

本日、LDF 設立準備株式会社（KDDI 株式会社の子会社）に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社になることを認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : au フィナンシャルホールディングス株式会社
(平成 31 年 4 月 1 日付で「LDF 設立準備株式会社」から商号変更)
2. 本店所在地 : 東京都中央区日本橋 1 丁目 19 番 1 号
3. 代表者 : 代表取締役社長 勝木 朋彦
4. 資本金 : 200 億円
5. 役職員数 (予定) : 108 名
6. 設立予定日 : 平成 31 年 4 月 1 日
7. 子会社とする銀行 : 株式会社じぶん銀行

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)
監督局 銀行第一課 (内線 3717、3758)

平成 30 年 9 月 25 日
金 融 庁

銀行持株会社の設立認可について

本日、株式会社第四銀行及び株式会社北越銀行に対し、銀行法第 52 条の 17 第 1 項の規定に基づき、銀行を子会社とする持株会社「株式会社第四北越フィナンシャルグループ」の設立を認可しました。

(参考) 銀行持株会社の概要

1. 商 号 : 株式会社第四北越フィナンシャルグループ
2. 本店所在地 : 新潟県長岡市大手通二丁目 2 番地 14
3. 代 表 者 : 代表取締役会長 佐藤 勝弥
代表取締役社長 並木 富士雄
4. 資 本 金 : 300 億円
5. 役職員数(予定) : 249 名
6. 設 立 予 定 日 : 平成 30 年 10 月 1 日

お問い合わせ先

関東財務局 Tel 048-600-1144
金融監督第一課

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 3763、3699)

平成31年3月29日
金 融 庁

銀行の合併認可について

本日、株式会社近畿大阪銀行と株式会社関西アーバン銀行に対し、銀行法第30条第1項の規定に基づき、両行が合併することについて認可しました。

(参考) 合併後の銀行の概要

1. 商 号 : 株式会社関西みらい銀行
2. 本店所在地 : 大阪府大阪市中央区備後町2丁目2番1号
3. 代 表 者 : 代表取締役社長 菅 哲哉
代表取締役兼副社長 三浦 清
代表取締役兼副社長 宇野 保範
4. 資 本 金 : 389 億円
5. 職 員 数 : 4,823 名
6. 合 併 予 定 日 : 平成31年4月1日

お問い合わせ先

近畿財務局 Tel : 06-6949-6369
金融監督第一課

金融庁 Tel : 03-3506-6000(代表)
監督局銀行第二課
(内線 : 3763、3699)

平成 31 年 3 月 31 日
金 融 庁

銀行持株会社に対する子会社取得の認可について

本日、株式会社ふくおかフィナンシャルグループに対して、株式会社十八銀行を子会社とすることについて銀行法第 52 条の 23 第 6 項の規定に基づき認可しました。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)

監督局銀行第二課

(内線 3365、3228)

リスク管理債権、金融再生法に基づく資産査定、自己査定の違い

	リスク管理債権	金融再生法に基づく資産査定	自己査定
目的	ディスクロージャー	ディスクロージャー	適正な償却・引当を行うための準備作業
対象資産	貸出金	総与信（貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返、有価証券の貸付を行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る））	総資産（ただし、当局による集計結果は、総与信ベース）
区分方法	債権の客観的な状況による区分 （＝債権ベース、但し、一部金融機関においては、金融再生法と同様の債務者ベースによる区分を実施） （破綻先債権、延滞債権、3か月以上延滞債権、貸出条件緩和債権）	債務者の状況に基づく区分 （＝債務者ベース） （破産更生等債権、危険債権、要管理債権、正常債権）	債務者の状況に基づき区分（破綻先、実質破綻先、破綻懸念先、要注先、正常先）した上で担保による保全状況等を勘案して、実質的な回収可能性に基づき分類 （Ⅰ～Ⅳ分類）
担保・引当カバー部分の扱い	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保・引当カバー部分も含まれている。	担保のカバー状況は分類において勘案される。

リスク管理債権、再生法開示債権及び自己査定の関係

リスク管理債権	再生法開示債権	自己査定
銀行法等に基づく開示	再生法等に基づく開示	適切な償却・引当を行うための準備作業
対象：貸出金	対象：貸出金、外国為替、未収利息、仮払金、支払承諾見返等	対象：総資産
担保・引当カバー分を含む	担保・引当カバー分を含む	担保のカバー状況は分類において勘案
破綻先債権 未収利息不計上貸出金のうち、更生手続き開始等の事由が生じているもの	破産更生債権及びこれらに準ずる債権 破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権	破綻先 実質破綻先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類 第Ⅲ分類 第Ⅳ分類
延滞債権 未収利息不計上貸出金であって、上記破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払いを猶予したもの以外のもの		
3カ月以上延滞債権 元金又は利息の支払が、約定支払日の翌日を起算日として3カ月以上延滞している貸出債権（破綻先債権、延滞債権に該当するものを除く）	要管理債権 3ヶ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権	要注意先 第Ⅰ分類 第Ⅱ分類
貸出条件緩和債権 経済的困難に陥った債務者の再建又は支援を図り、当該債権の回収を促進すること等を目的に、債務者に有利な一定の譲歩を与える約定条件の改定等を行った貸出債権（上記に該当するものを除く）		
～	～	～
～	～	～

自己査定における債権分類基準

		高い ←	回収の可能性	→	低い	
債務者区分	担保などの分類	(保証協会などの保証)	(預金・国債などの担保)	一般担保(不動産担保等)		担保なし
				相当分額の見込額%	相当分額の見込額%	
不良 ↑ 財務内容 ↓ 健全	破綻先	I				
	実質破綻先	I				
	破綻懸念先	I				
	要管理先	I				
	要注意先	I				
	正常先	I	I	I	I	

IV (第4分類):回収不能債権

III (第3分類):回収に重大な懸念のある債権

II (第2分類):回収に注意を要する債権

I (第1分類):正常債権

破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生している先をいい、例えば、破産、清算、会社整理、会社更生、手形交換所の取引停止処分などの事由により経営破綻に陥っている債務者

実質破綻先 法的・形式的な経営破綻の事実が発生していないものの、深刻な経営難の状態にあり、再建の見通しが無い状態にあると認められるなど実質的に経営破綻に陥っている債務者

破綻懸念先 現状、経営破綻の状況にはないが、経営難の状態にあり、経営改善計画等の進捗状況が芳しくなく、今後、経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者

要注意先 金利減免・棚上げを行っているなど貸出条件に問題のある債務者、元本返済若しくは利息支払いが事実上延滞しているなど履行状況に問題がある債務者のほか、業況が低調ないしは不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者

うち要管理先 要注意先債務者のうち、「3か月以上延滞債権」にかかる債務者又は「貸出条件緩和債権」にかかる債務者

正常先 業況が良好であり、かつ、財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者

令和元年 8 月 30 日
 金融庁

平成 31 年 3 月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）

1. 金融再生法開示債権の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の金融再生法開示債権残高は 6.7 兆円であり、平成 30 年 3 月期の 6.7 兆円と比べ横ばいとなっています。

（参考）平成 31 年 3 月期における金融再生法開示債権の増減要因（単位：兆円）

金融再生法開示債権	+0.0
うち 要管理債権	▲0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+0.4
危険債権以下からの上方遷移	+0.0
(債務者の業況改善+0.0 再建計画の策定等+0.0)	
	(増加要因計 +0.4)
[減少要因] 正常債権化	▲0.5
(債務者の業況改善▲0.5 再建計画の策定等▲0.1)	
危険債権以下への下方遷移	▲0.1
返済等 (*)	▲0.0
	(減少要因計 ▲0.6)
うち 危険債権以下	+0.2
[増加要因] 債務者の業況悪化等に伴う新規発生	+1.5
要管理債権からの下方遷移	+0.1
	(増加要因計 +1.6)
[減少要因] オフバランス化等 (*)	▲1.4
(債権流動化等▲1.0、正常債権化及び要管理債権への上方遷移▲0.4)	
	(減少要因計 ▲1.4)

* 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれます。

（注）銀行に対するアンケート調査により把握したものです。

2. 個別貸倒引当金の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の個別貸倒引当金残高は 1.5 兆円であり、平成 30 年 3 月期の 1.3 兆円と比べ 0.2 兆円の増加となっています。

3. 不良債権処分損の状況

平成 31 年 3 月期の全国銀行の不良債権処分損（不良債権の処理に伴う損失）は、平成 30 年 3 月期の 0.1 兆円の戻り益から 0.4 兆円悪化し、0.3 兆円の損失となっています。

（注）計数は全て、百億円単位を四捨五入して記載しています。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000 (代表)

監督局総務課監督調査室

(内線 2688、3278)

(表 1) 金融再生法開示債権等の推移

(Excel) (PDF : 356KB)

(表 2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(Excel) (PDF : 142KB)

(表 3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表 4) 担保不動産の評価額 (処分可能見込額) と売却実績額の推移

(Excel) (PDF : 27KB)

(表 5) 不良債権処分損等の推移 (全国銀行)

(Excel) (PDF : 49KB)

(表 6) リスク管理債権額等の推移

(Excel) (PDF : 507KB)

(表 7) 自己査定による債務者区分の推移

(Excel) (PDF : 37KB)

(表1) 金融再生法開示債権等の推移

(別紙14)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期		
都府県・ 信託債権	総与債(億円)	3,269,620	2,873,530	2,693,570	2,593,000	2,662,870	2,704,100	2,757,540	2,771,990	2,798,260	2,858,960	2,899,090	2,749,260	2,699,540	2,625,590	2,639,270	2,628,610	2,704,700	2,694,570	2,867,610	2,907,090	3,018,050	3,083,250	3,199,450	3,225,480	3,246,040	3,178,640	3,315,290	3,322,220	3,310,330	3,394,860	3,391,280	
	金融再生法開示債権(億円)	283,850	206,800	138,020	75,600	46,940	39,500	41,440	40,780	38,590	43,420	48,080	51,840	50,310	49,560	48,600	47,790	49,830	49,460	50,970	44,420	40,160	35,100	35,150	31,740	31,490	28,890	28,990	24,220	21,910	18,290	19,630	
	破産更生等債権(億円)	35,290	22,100	14,940	10,580	5,180	4,380	4,050	4,450	4,490	8,240	11,610	10,830	9,290	7,600	6,650	5,600	5,370	5,370	5,640	4,900	3,420	2,990	2,890	3,870	3,900	3,690	3,680	3,650	3,120	2,950	2,670	
	危険債権(億円)	129,790	67,740	53,270	37,470	19,020	16,110	19,550	21,420	17,130	21,420	25,000	29,650	29,120	28,650	26,580	27,280	29,340	29,180	29,140	25,230	23,760	20,520	18,330	16,160	17,940	13,280	13,320	11,850	10,540	10,220	12,230	
	管理債権(億円)	118,770	116,960	69,810	27,550	22,750	19,020	17,850	14,900	16,970	13,760	11,470	11,360	11,900	13,310	15,370	14,920	15,120	14,920	16,180	14,290	12,980	11,590	13,930	11,710	9,650	11,920	11,990	8,720	8,250	5,120	4,730	
	正常債権(億円)	2,985,770	2,666,730	2,555,550	2,517,400	2,615,930	2,664,590	2,716,090	2,731,210	2,759,670	2,815,540	2,851,010	2,697,420	2,649,220	2,576,030	2,590,670	2,580,810	2,654,870	2,645,110	2,816,650	2,862,670	2,977,890	3,048,160	3,164,300	3,193,750	3,214,550	3,149,750	3,286,290	3,298,000	3,288,420	3,376,570	3,371,650	
	不良債権比率(%)	8.7	7.2	5.1	2.9	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.5	1.7	1.9	1.9	1.9	1.8	1.8	1.8	1.8	1.5	1.3	1.1	1.1	1.0	0.9	0.9	0.9	0.7	0.7	0.5	0.5	0.6	
	不良債権処分額(兆円)	7.7	5.1	3.5	2.0	▲0.3		0.3		0.4		1.9		1.0		0.4		0.3		0.2	▲0.3		▲0.0		▲0.2		▲0.2		▲0.2		▲0.2		▲0.1
	実質業務純益(兆円)	4.2	4.1	4.0	3.9	3.9		3.5		3.3		2.7		2.9		3.2		3.2		3.3		2.9		3.0		3.0		2.6		2.1		1.8	
	(9) 都市 債権	総与債(億円)	2,503,960	2,406,670	2,254,850	2,176,790	2,241,680	2,272,530	2,319,430	2,333,780	2,355,220	2,413,270	2,444,980	2,300,590	2,256,270	2,191,390	2,206,870	2,195,810	2,274,270	2,255,940	2,409,040	2,450,010	2,546,870	2,606,160	2,701,620	2,718,050	2,727,740	2,657,520	2,774,690	2,781,430	2,764,610	2,941,140	2,932,290
金融再生法開示債権(億円)		218,120	176,690	118,490	64,630	40,650	33,800	35,090	35,190	33,300	38,440	41,130	42,530	40,630	40,760	40,740	40,740	42,090	42,100	43,150	37,900	34,660	30,650	31,830	29,430	29,420	27,070	27,250	22,960	20,760	17,360	18,390	
破産更生等債権(億円)		25,260	18,500	12,710	9,270	4,580	3,940	3,460	3,740	3,800	6,410	8,930	8,040	6,880	5,800	5,070	4,260	4,130	4,150	4,530	4,090	3,100	2,770	2,710	3,500	3,700	3,520	3,540	3,470	2,950	2,800	2,540	
危険債権(億円)		101,890	58,530	44,600	31,830	17,020	14,340	16,840	18,770	15,230	19,400	21,520	24,460	23,840	23,600	22,080	22,950	24,360	24,290	23,990	21,180	20,290	17,720	16,400	14,950	16,640	12,340	12,680	11,350	10,080	9,760	11,380	
管理債権(億円)		90,980	99,660	61,170	23,530	19,050	15,520	14,800	12,680	14,270	12,630	10,670	10,030	9,910	11,360	13,600	13,530	13,600	13,660	14,630	12,640	11,270	10,170	12,720	10,980	9,090	11,210	11,040	8,150	7,730	4,810	4,480	
正常債権(億円)		2,285,840	2,229,980	2,136,360	2,112,170	2,201,040	2,238,730	2,284,340	2,298,580	2,321,920	2,374,840	2,403,860	2,258,060	2,215,650	2,150,630	2,166,120	2,155,070	2,232,180	2,213,850	2,365,890	2,412,110	2,512,210	2,575,500	2,669,800	2,688,630	2,698,320	2,630,460	2,747,440	2,758,470	2,743,850	2,923,780	2,913,900	
不良債権比率(%)		8.7	7.3	5.3	3.0	1.8	1.5	1.5	1.5	1.4	1.6	1.7	1.8	1.8	1.9	1.8	1.9	1.9	1.8	1.5	1.4	1.2	1.2	1.1	1.1	1.1	1.0	0.8	0.8	0.6	0.6		
不良債権処分額(兆円)		6.2	4.6	3.3	1.9	▲0.3		0.2		0.4		1.6		0.9		0.3		0.2		0.2	▲0.2		0.0		0.2		0.2		▲0.2		▲0.1		▲0.1
実質業務純益(兆円)		3.3	3.4	3.2	3.1	3.1		2.7		2.6		2.3		2.5		2.7		2.7		2.8		2.4		2.6		2.4		2.1		1.6		1.3	
(4) 旧債 債権		総与債(億円)	346,260	74,770	64,970	62,440	71,780	80,780	87,010	92,000	95,750	98,320	90,510	84,440	80,780	77,420	68,920	70,320	71,740	70,720	73,360	69,830	70,120	69,840	71,250	70,610	69,270	69,530	72,890	72,480	73,850	75,880	78,310
	金融再生法開示債権(億円)	27,420	4,360	1,860	1,500	640	490	610	840	930	1,510	2,860	2,920	1,510	4,580	4,070	3,470	4,050	3,740	3,490	2,900	2,450	1,620	990	620	580	520	230	130	150	170	260	
	破産更生等債権(億円)	5,620	490	290	90	10	40	10	100	80	740	1,270	1,620	1,540	1,100	740	610	570	560	460	370	170	90	50	60	50	40	30	30	20	20	20	
	危険債権(億円)	11,300	1,920	1,280	1,260	390	230	400	550	460	460	1,370	840	3,040	3,000	2,910	2,490	3,090	2,950	2,780	2,270	2,030	1,370	780	490	460	420	150	50	80	100	200	
	管理債権(億円)	10,500	1,940	290	150	230	210	200	190	390	310	220	460	470	490	420	370	390	230	260	270	250	160	160	70	60	60	50	50	50	50	30	
	正常債権(億円)	318,840	70,410	63,110	60,940	71,140	80,290	86,400	91,160	94,820	96,810	87,650	81,520	75,730	72,830	64,850	66,850	67,690	66,980	69,870	66,930	67,670	68,220	70,260	69,540	68,690	69,010	72,660	72,350	73,690	75,710	78,050	
	不良債権比率(%)	7.9	5.8	2.9	2.4	0.9	0.6	0.7	0.9	1.0	1.5	3.2	3.5	6.2	5.9	5.9	4.9	5.6	5.3	4.8	4.2	3.5	2.3	1.4	0.9	0.8	0.7	0.3	0.2	0.2	0.2	0.3	
	不良債権処分額(兆円)	0.7	▲0.0	▲0.0	▲0.0	▲0.0		▲0.0		0.0		0.2		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0	▲0.0	▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0		▲0.0	
	実質業務純益(兆円)	0.3	0.1	0.1	0.1	0.1		0.1		0.1		▲0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	
	(2) 債権 債権	総与債(億円)	419,400	392,090	373,750	353,770	349,410	350,790	351,100	346,210	347,290	347,370	363,590	364,240	362,480	356,790	363,480	362,470	358,690	367,910	385,220	387,250	401,070	407,260	426,570	437,270	449,030	451,590	467,710	468,310	471,870	377,840	380,670
金融再生法開示債権(億円)		38,310	25,750	17,670	9,470	5,660	5,210	5,740	4,750	4,360	3,470	4,090	6,400	4,640	4,220	3,780	3,580	3,690	3,630	4,330	3,630	3,060	2,820	2,330	1,700	1,490	1,300	1,510	1,130	990	760	980	
破産更生等債権(億円)		4,410	3,110	1,940	1,230	590	390	580	620	610	1,090	1,410	1,170	880	710	830	740	680	660	650	440	150	130	140	320	150	130	110	160	140	130	120	
危険債権(億円)		16,610	7,290	7,390	4,380	1,610	1,530	2,310	2,100	1,440	1,560	2,110	4,350	2,240	2,050	1,590	1,830	1,880	1,940	2,380	1,790	1,440	1,430	1,150	720	840	530	500	450	380	360	640	
管理債権(億円)		17,300	15,350	8,350	3,860	3,460	3,290	2,850	2,030	2,310	820	580	880	1,520	1,450	1,360	1,020	1,130	1,030	1,300	1,390	1,470	1,260	1,050	650	500	650	900	530	470	270	220	
正常債権(億円)		381,080	366,340	356,070	344,300	343,750	345,580	345,360	341,460	342,930	343,900	359,500	357,840	357,840	352,570	359,690	358,890	355,000	364,290	380,890	383,620	398,020	404,440	424,250	435,580	447,540	450,290	466,200	467,180	470,880	377,080	379,700	
不良債権比率(%)		9.1	6.6	4.7	2.7	1.6	1.5	1.6	1.4	1.3	1.0	1.1	1.8																				

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期
地域銀行	総与債(億円)	1,851,150	1,872,290	1,861,480	1,868,270	1,911,860	1,928,110	1,969,030	1,980,430	2,018,110	2,030,970	2,088,270	2,072,860	2,083,270	2,082,720	2,111,180	2,119,260	2,161,530	2,182,140	2,221,090	2,238,770	2,284,330	2,315,110	2,368,010	2,397,890	2,450,750	2,487,290	2,542,520	2,584,890	2,642,640	2,682,650	2,733,410
	金融再生法開示債権(億円)	148,220	146,600	127,920	103,670	86,780	83,930	78,300	77,930	75,470	79,520	71,500	71,220	66,890	66,100	66,750	68,410	68,400	68,990	68,060	65,140	62,050	59,190	56,280	54,500	52,310	50,260	48,240	46,230	45,050	46,550	47,640
	破産更生等債権(億円)	38,750	35,370	28,580	21,720	18,400	17,640	16,620	16,160	15,690	19,340	22,290	21,410	19,450	18,110	17,260	16,520	14,610	13,990	12,850	11,690	11,130	10,330	9,560	9,260	8,850	8,520	8,300	8,090	7,920	8,400	9,250
	危険債権(億円)	63,360	62,390	58,610	50,900	44,220	43,650	40,980	41,410	40,180	40,490	39,350	39,110	38,160	38,970	39,900	41,480	42,440	43,350	43,600	42,050	39,800	38,400	36,810	35,530	34,310	33,040	31,800	30,250	29,580	29,800	29,480
	要管理債権(億円)	46,110	48,840	40,730	31,050	24,150	22,640	20,690	20,360	19,600	19,690	9,870	10,700	9,280	9,020	9,600	10,410	11,350	11,650	11,610	11,400	11,120	10,450	9,900	9,710	9,150	8,690	8,130	7,890	7,540	8,340	8,920
	正常債権(億円)	1,702,920	1,725,680	1,733,570	1,764,600	1,825,090	1,844,180	1,890,730	1,902,490	1,942,630	1,951,440	2,016,760	2,001,630	2,016,380	2,016,380	2,016,640	2,044,420	2,050,850	2,093,140	2,113,150	2,153,050	2,173,640	2,222,280	2,255,920	2,311,740	2,343,390	2,398,440	2,437,030	2,494,280	2,538,670	2,597,580	2,636,100
不良債権比率(%)	8.0	7.8	6.9	5.5	4.5	4.4	4.0	3.9	3.7	3.9	3.4	3.4	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.2	3.1	2.9	2.7	2.6	2.4	2.3	2.1	2.0	1.9	1.8	1.7	1.7	1.7	
不良債権処分額(兆円)	2.0	1.6	1.9	0.9	0.6		0.8		0.7		1.2		0.7		0.6		0.3		0.4		0.2		0.1				0.1		0.1		0.3	
実質業務純益(兆円)	1.8	1.9	1.9	2.0	2.0		2.0		1.8		1.1		1.8		1.7		1.7		1.7		1.7		1.6		1.6		1.6		1.2		1.2	
(105)	総与債(億円)	1,402,920	1,386,450	1,383,190	1,404,210	1,435,290	1,445,510	1,482,690	1,490,450	1,519,390	1,531,100	1,581,630	1,565,840	1,578,030	1,579,020	1,602,630	1,609,480	1,644,320	1,666,340	1,697,560	1,714,160	1,750,040	1,775,550	1,818,900	1,841,260	1,883,110	1,912,990	1,957,270	1,992,300	2,039,710	2,090,130	2,131,090
	金融再生法開示債権(億円)	107,810	105,890	94,440	76,740	63,830	61,590	58,150	57,700	55,510	57,920	51,380	51,120	48,040	47,550	48,900	49,920	49,820	50,480	49,540	47,600	45,610	43,690	41,920	40,730	39,090	37,370	36,080	34,580	33,710	35,720	36,840
	破産更生等債権(億円)	27,500	24,660	19,990	15,220	12,910	12,550	12,010	11,450	10,920	13,320	14,820	14,200	12,750	12,140	11,860	11,180	9,850	9,610	8,690	7,820	7,420	6,800	6,350	6,210	6,090	5,860	5,750	5,620	5,530	6,030	6,900
	危険債権(億円)	46,410	45,200	43,820	37,840	32,330	31,910	30,440	30,770	29,500	29,590	29,040	28,620	28,110	28,480	29,390	30,400	30,830	31,580	32,000	30,940	29,540	28,490	27,530	26,670	25,590	24,450	23,670	22,420	21,900	22,580	22,360
	要管理債権(億円)	33,900	36,040	30,630	23,670	18,590	17,140	15,710	15,470	15,080	15,010	7,520	8,300	7,180	6,930	7,660	8,330	9,140	9,290	8,850	8,840	8,660	8,400	8,040	7,850	7,420	7,070	6,660	6,540	6,280	7,110	7,580
	正常債権(億円)	1,295,110	1,280,550	1,288,760	1,327,470	1,371,470	1,383,920	1,424,540	1,432,750	1,463,870	1,473,180	1,530,250	1,514,710	1,529,990	1,531,470	1,553,720	1,559,560	1,594,500	1,615,870	1,648,030	1,666,570	1,704,420	1,731,860	1,776,990	1,800,540	1,844,020	1,875,620	1,921,190	1,957,730	2,006,000	2,054,410	2,094,250
不良債権比率(%)	7.7	7.6	6.8	5.5	4.4	4.3	3.9	3.9	3.7	3.8	3.3	3.3	3.0	3.0	3.1	3.1	3.0	3.0	2.9	2.8	2.6	2.5	2.3	2.2	2.1	2.0	1.8	1.7	1.7	1.7		
不良債権処分額(兆円)	1.5	1.1	1.6	0.6	0.4		0.5		0.5		0.8		0.5		0.5		0.2		0.3		0.1		0.1				0.1		0.1		0.3	
実質業務純益(兆円)	1.4	1.4	1.4	1.5	1.5		1.5		1.4		1.0		1.4		1.4		1.3		1.3		1.2		1.3		1.3		1.0		1.0		1.0	
(84)	総与債(億円)	448,230	438,120	427,710	410,000	418,900	423,810	426,200	429,250	436,110	437,320	442,240	442,800	440,780	439,640	444,110	445,400	452,040	449,800	456,740	457,910	466,950	471,610	479,970	486,800	497,310	503,280	513,660	520,530	530,070	519,100	528,240
	金融再生法開示債権(億円)	40,410	38,990	31,950	25,870	22,080	21,380	19,270	19,340	19,070	20,540	19,120	19,000	17,710	17,270	16,630	17,270	17,430	17,310	17,380	16,390	15,330	14,390	13,330	12,700	12,080	11,770	11,060	10,610	10,330	9,860	9,810
	破産更生等債権(億円)	11,250	10,420	8,400	6,380	5,380	5,000	4,490	4,570	4,630	5,870	7,310	7,040	6,570	5,830	5,240	5,160	4,600	4,250	4,020	3,760	3,600	3,380	3,300	2,860	2,570	2,470	2,360	2,260	2,190	2,180	2,180
	危険債権(億円)	16,950	16,580	14,180	12,610	11,470	11,290	10,070	10,100	10,110	10,250	9,700	9,830	9,320	9,710	9,720	10,270	10,840	10,940	10,840	10,300	9,510	9,190	8,610	8,210	8,020	7,880	7,420	7,160	7,030	6,600	6,490
	要管理債権(億円)	12,210	11,990	9,370	6,890	5,220	5,090	4,720	4,670	4,330	4,420	2,120	2,130	1,820	1,740	1,670	1,840	1,990	2,120	2,520	2,330	2,220	1,820	1,680	1,630	1,480	1,410	1,280	1,190	1,110	1,090	1,140
	正常債権(億円)	407,820	399,130	395,750	384,130	396,820	402,430	406,920	409,910	417,030	416,770	423,120	423,790	423,080	422,370	427,480	428,130	434,620	432,490	439,360	441,530	451,620	457,220	466,640	474,100	485,230	491,510	502,600	509,910	519,730	509,230	518,430
不良債権比率(%)	9.0	8.9	7.5	6.3	5.3	5.0	4.5	4.5	4.4	4.7	4.3	4.3	4.0	3.9	3.7	3.9	3.9	3.8	3.8	3.6	3.3	3.1	2.8	2.6	2.4	2.3	2.2	2.0	1.9	1.9		
不良債権処分額(兆円)	0.5	0.5	0.3	0.3	0.2		0.3		0.2		0.4		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.0		0.0		0.0		0.0		0.0	
実質業務純益(兆円)	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4		0.4		0.4		0.0		0.3		0.3		0.3		0.3		0.4		0.3		0.3		0.2		0.2		0.2	
(40)	総与債(億円)	5,120,760	4,745,810	4,555,050	4,461,270	4,574,720	4,632,210	4,726,570	4,752,420	4,816,370	4,889,930	4,987,360	4,822,120	4,782,810	4,708,320	4,750,440	4,747,870	4,866,230	4,876,710	5,088,710	5,145,860	5,302,380	5,398,360	5,567,460	5,623,370	5,696,790	5,665,930	5,857,810	5,907,110	5,952,960	6,077,500	6,124,690
	金融再生法開示債権(億円)	432,070	353,390	265,940	179,270	133,720	123,430	119,740	118,710	114,060	122,940	119,580	123,060	117,200	115,660	115,350	116,200	118,230	118,450	119,030	109,560	102,210	94,280	91,430	86,240	83,800	79,140	77,240	70,450	66,950	64,830	67,270
	破産更生等債権(億円)	74,040	57,470	43,520	32,310	23,580	22,020	20,670	20,620	20,180	27,580	33,900	32,240	28,750	25,710	23,910	22,120	19,990	19,370	18,490	16,590	14,550	13,320	12,450	13,140	12,750	12,210	11,980	11,740	11,040	11,350	11,930
	危険債権(億円)	193,150	130,130	111,880	88,360	63,240	59,750	60,530	62,830	57,310	61,910	64,340	68,760	67,280	67,620	66,480	68,760	71,770	72,520	72,740	67,280	63,560	58,920	55,150	51,690	52,250	46,320	45,130	42,100	40,130	40,020	41,700
	要管理債権(億円)	164,880	165,790	110,550	58,600	46,900	41,660	38,540	35,260	36,570	33,450	21,340	22,060	21,180	22,330	24,970	25,330	26,470	26,570	27,800	25,700	24,110	22,040	23,830	21,410	18,800	20,610	20,130	16,610	15,790	13,460	13,650
	正常債権(億円)	4,688,690	4,392,410	4,289,110	4,282,000	4,441,010	4,508,780	4,																								

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	18年9月期	19年3月期	19年9月期	20年3月期	20年9月期	21年3月期	21年9月期	22年3月期	22年9月期	23年3月期	23年9月期	24年3月期	24年9月期	25年3月期	25年9月期	26年3月期	26年9月期	27年3月期	27年9月期	28年3月期	28年9月期	29年3月期	29年9月期	30年3月期	30年9月期	31年3月期		
協同組織 金融機関	総 与 債 (徳 円)	955,590	945,270	927,430	908,080	902,330	906,780		907,650		921,620		924,700		914,530		915,770		916,290		934,060		946,470		982,850		1,046,680		1,078,190		1,112,930		
	金融再生法開示債権(徳円)	92,350	91,680	80,080	69,780	61,900	57,550		56,630		51,640		50,620		50,930		53,630		53,720		50,980		47,950		43,980		40,640		37,880		35,680		
	破産更生等債権(徳円)	29,920	29,550	26,580	22,350	19,450	18,320		17,800		19,660		18,670		16,670		15,640		14,330		13,160		13,160		11,860		10,620		9,780		9,090		8,570
	危険債権(徳円)	35,970	36,070	33,610	31,040	29,100	28,170		28,780		27,130		27,790		29,750		32,980		34,380		33,140		31,530		31,530		29,180		27,070		25,220		23,770
	要管理債権(徳円)	26,460	26,050	19,900	16,390	13,350	11,060		10,040		4,850		4,150		4,510		5,010		5,000		5,000		4,670		4,560		4,180		3,790		3,570		3,340
	正常債権(徳円)	863,240	853,530	847,320	838,290	840,390	849,210		850,990		869,950		874,040		863,550		862,100		862,520		883,050		883,050		898,460		938,840		1,006,020		1,040,270		1,077,180
	不良債権比率(%)	9.7	9.7	8.6	7.7	6.9	6.3		6.2		5.6		5.5		5.6		5.9		5.9		5.5		5.5		5.1		4.5		3.9		3.5		3.2
不良債権処分額(兆円)	0.9	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5		0.4		0.8		0.6		0.3		0.4		0.3		0.2		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1		0.1	
(422) 実質業務純益(兆円)	0.8	1.3	1.1	1.2	1.3	1.3		1.2		1.1		1.1		1.1		1.0		1.0		1.1		1.1		1.3		1.1		0.6		0.5		0.5	
信用 金庫	総 与 債 (徳 円)	750,180	746,830	728,090	708,680	699,650	702,740		704,580		712,600		712,350		697,100		698,050		697,260		710,240		722,710		746,290		777,030		784,660		796,340		
	金融再生法開示債権(徳円)	75,930	74,170	65,210	56,610	49,930	45,980		45,160		41,460		41,160		41,720		44,170		44,330		42,310		42,310		39,640		36,300		33,500		31,340		29,660
	破産更生等債権(徳円)	23,580	23,500	21,000	17,260	14,990	14,040		13,320		15,030		14,300		12,610		11,940		10,770		9,970		9,970		9,030		8,040		7,360		6,800		6,580
	危険債権(徳円)	30,850	30,210	28,370	26,470	24,500	23,550		24,310		22,940		23,820		25,730		28,430		29,730		28,780		28,780		27,170		25,110		23,310		21,890		20,610
	要管理債権(徳円)	21,510	20,460	15,830	12,880	10,430	8,390		7,540		3,500		3,050		3,380		3,810		3,830		3,560		3,560		3,440		3,160		2,820		2,650		2,480
	正常債権(徳円)	674,250	672,600	662,850	652,070	649,710	656,760		659,400		671,120		671,160		655,360		652,890		652,890		667,920		667,920		683,040		709,980		743,510		753,290		766,640
	不良債権比率(%)	10.1	9.9	9.0	8.0	7.1	6.5		6.4		5.8		5.8		6.0		6.3		6.4		6.0		6.0		5.5		4.9		4.3		4.0		3.7
(260) 信用 組合	総 与 債 (徳 円)	118,580	104,270	100,190	99,670	100,250	99,920		99,010		98,970		98,440		100,440		98,610		99,610		101,120		103,480		112,490		138,270		147,910		154,730		
	金融再生法開示債権(徳円)	15,100	15,980	13,350	11,830	10,710	10,340		10,180		8,900		8,900		8,030		8,370		8,360		7,740		7,440		6,880		6,360		5,770		5,230		
	破産更生等債権(徳円)	5,980	5,700	5,170	4,490	3,950	3,840		4,020		4,170		3,890		3,650		3,440		3,340		2,990		2,630		2,400		2,220		2,060		1,740		
	危険債権(徳円)	4,360	4,960	4,330	4,050	3,990	3,960		3,770		3,470		3,230		3,340		3,820		3,940		3,710		3,710		3,750		3,510		3,220		2,830		2,670
	要管理債権(徳円)	4,760	5,330	3,850	3,290	2,760	2,540		2,400		1,260		990		1,040		1,110		1,080		1,040		1,040		1,050		970		920		880		820
	正常債権(徳円)	103,480	88,270	86,840	87,840	89,520	89,570		88,800		90,050		90,310		92,390		90,220		91,240		93,360		93,360		96,010		105,590		131,910		142,120		149,470
	不良債権比率(%)	12.7	15.3	13.3	11.9	10.7	10.3		10.3		9.0		8.2		8.0		8.5		8.4		7.7		7.2		6.1		4.6		3.9		3.4		
(147) 預金取扱 金融機関	総 与 債 (徳 円)	6,076,350	5,691,090	5,482,480	5,369,350	5,477,050	5,633,340		5,724,020		5,908,990		5,707,510		5,664,980		5,782,000		6,005,000		6,236,450		6,513,930		6,679,640		6,904,490		7,031,150		7,237,620		
	金融再生法開示債権(徳円)	524,420	445,070	346,020	249,040	195,620	177,290		170,680		171,220		167,820		166,280		171,860		172,740		153,190		139,370		127,780		117,870		104,830		102,950		
	破産更生等債権(徳円)	103,960	87,020	70,090	54,660	43,030	38,990		37,980		53,560		47,420		40,570		35,630		32,820		27,710		27,710		24,310		23,370		21,760		20,500		
	危険債権(徳円)	229,120	166,200	145,480	119,400	92,340	88,700		86,100		91,470		95,070		96,230		104,750		107,130		96,700		96,700		86,680		81,430		72,200		65,350		65,470
	要管理債権(徳円)	191,340	191,840	130,440	74,990	60,250	49,600		46,610		26,190		25,330		29,480		31,480		32,800		28,780		28,780		28,390		22,980		23,910		19,360		16,990
	正常債権(徳円)	5,551,930	5,245,940	5,136,430	5,120,290	5,281,410	5,456,030		5,553,290		5,737,720		5,539,650		5,498,630		5,610,110		5,832,210		6,083,220		6,374,500		6,513,930		6,551,830		6,786,590		6,926,270		7,134,590
	不良債権比率(%)	8.6	7.8	6.3	4.6	3.6	3.1		3.0		2.9		2.9		2.9		3.0		2.9		2.5		2.1		1.9		1.7		1.5		1.4		
不良債権処分額(兆円)	10.6	7.4	6.0	3.4	0.8	1.5		1.4		3.9		2.3		1.3		0.9		0.9		0.2		0.2		0.4		0.4		0.4		0.4		0.4	
(536) 実質業務純益(兆円)	6.8	7.3	7.0	7.1	7.1	6.7		6.3		3.9		5.8		6.1		5.9		6.0		5.7		6.1		5.7		4.8		3.8		3.6			

(注) 1. 計数は、不良債権処分額及び実質業務純益については兆円単位、不良債権比率については%で表示。その他については億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。
2. ()内は31年3月期時点の対象金融機関数。
3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行に転換したあおぞら銀行を含む。
4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増減りその銀行を含む。
6. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行を集計したもの。
7. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行及び協同組織金融機関を集計したもの(信農連等は含まない)。ただし、不良債権処分額及び実質業務純益については、信農連等及び商工中金を含む。
8. 一部の銀行においては、再生専門子会社および株式会社保有専門会社の計数を含む。
9. 不良債権処分額及び実質業務純益については9月期(網掛け)は前期の、3月期は通期の計数。
10. 19年9月期～22年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当行公表数値と異なる。

(表2) 全国銀行の金融再生法開示債権の増減要因

(別紙15)

(単位:兆円)

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
金融再生法開示債権	▲ 7.9	▲ 8.7	▲ 8.7	▲ 4.6	▲ 1.4	▲ 0.6	+ 0.6	▲ 0.2	▲ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	▲ 1.7	▲ 1.1	▲ 0.8	▲ 0.7	▲ 1.0	+ 0.0
うち要管理債権	+ 0.1	▲ 5.5	▲ 5.2	▲ 1.2	▲ 0.8	▲ 0.2	▲ 1.5	▲ 0.0	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.4	+ 0.0	▲ 0.5	+ 0.1	▲ 0.4	▲ 0.2
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.7	+ 3.0	+ 2.1	+ 1.5	+ 1.0	+ 1.2	+ 0.9	+ 0.9	+ 0.9	+ 1.0	+ 0.9	+ 0.5	+ 0.9	+ 0.4	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.4
危険債権以下からの上方遷移	+ 1.5	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
債務者の業況改善	+ 0.6	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.3	+ 0.1	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.3	+ 0.0	+ 0.0
再建計画の策定等	+ 0.9	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.1	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0	+ 0.0
正常債権化(*)	▲ 2.3	▲ 3.8	▲ 3.4	▲ 1.5	▲ 1.1	▲ 1.3	▲ 2.3	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.6	▲ 0.7	▲ 0.4	▲ 0.4	▲ 0.7	▲ 0.5
債務者の業況改善	▲ 2.2	▲ 3.3	▲ 1.9	▲ 1.3	▲ 1.0	▲ 1.1	▲ 0.9	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.6	▲ 0.5
再建計画の策定等	▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 1.6	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 1.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1
危険債権以下への下方遷移(*)	▲ 3.1	▲ 3.3	▲ 2.3	▲ 0.9	▲ 0.7	▲ 0.5	▲ 0.4	▲ 0.5	▲ 0.3	▲ 0.3	▲ 0.4	▲ 0.3	▲ 0.2	▲ 0.4	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 0.1
返済等(**)	▲ 0.7	▲ 1.7	▲ 1.9	▲ 0.7	▲ 0.2	+ 0.0	+ 0.2	+ 0.2	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.1	▲ 0.0	+ 0.0	▲ 0.0
うち危険債権以下	▲ 8.0	▲ 3.2	▲ 3.5	▲ 3.4	▲ 0.6	▲ 0.4	+ 2.1	▲ 0.2	▲ 0.6	+ 0.1	▲ 0.1	▲ 1.3	▲ 1.1	▲ 0.3	▲ 0.8	▲ 0.6	+ 0.2
〔増減要因〕																	
債務者の業況悪化等	+ 4.0	+ 3.3	+ 3.1	+ 1.9	+ 2.7	+ 2.7	+ 4.7	+ 3.3	+ 2.8	+ 2.7	+ 2.3	+ 1.4	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.2	+ 1.0	+ 1.5
要管理債権からの下方遷移(*)	+ 3.1	+ 3.3	+ 2.3	+ 0.9	+ 0.7	+ 0.5	+ 0.4	+ 0.5	+ 0.3	+ 0.3	+ 0.4	+ 0.3	+ 0.2	+ 0.4	+ 0.2	+ 0.1	+ 0.1
オフバランス化等(**)	▲ 15.1	▲ 9.8	▲ 8.9	▲ 6.3	▲ 4.0	▲ 3.6	▲ 3.1	▲ 4.1	▲ 3.7	▲ 2.9	▲ 2.7	▲ 2.9	▲ 2.4	▲ 1.9	▲ 2.1	▲ 1.7	▲ 1.4

(注) 1. 計数は、銀行に対するアンケート調査により把握したものの。

2. 31年3月期時点の対象金融機関数は114行。

3. 都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行(埼玉りそな銀行を含む。)を集計。

4. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

* 要管理債権の遷移の他に、要管理先である債務者に対する債権のうち正常債権であるものの遷移を含んでいる。

** 「返済等」「オフバランス化等」には、統計上生じる誤差脱漏が含まれる。

(表3) 金融再生法開示債権の保全状況の推移

(別紙16)

主要行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
	保全額	3.2	2.2	1.5	1.1	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3	
	担保・保証等	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
	引当	2.8	2.0	1.4	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.7	0.5	0.4	0.5	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.2
	(88.7)	(91.5)	(92.9)	(92.5)	(92.5)	(91.0)	(91.1)	(92.1)	(91.5)	(90.3)	(87.9)	(90.6)	(94.4)	(94.4)	(80.6)	(85.4)	(93.6)	(90.5)		
危険債権	債権額	0.4	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.0	0.0	
	保全額	(11.3)	(8.5)	(7.1)	(7.5)	(7.5)	(9.0)	(8.9)	(7.9)	(8.5)	(9.7)	(12.1)	(9.4)	(5.6)	(5.6)	(19.4)	(14.6)	(6.4)	(9.5)	
	担保・保証等	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.1	1.2	
	引当	9.9	5.7	4.7	3.2	1.7	1.6	1.4	1.9	2.2	2.0	2.2	2.2	1.8	1.5	1.5	1.1	0.9	1.0	
	(81.3)	(86.0)	(89.6)	(87.5)	(91.9)	(85.0)	(86.9)	(81.3)	(84.9)	(82.9)	(82.0)	(82.9)	(83.7)	(85.5)	(85.0)	(82.9)	(82.6)	(81.3)		
要管理債権	担保・保証等	5.5	3.1	2.4	1.5	1.0	0.8	0.9	1.1	1.3	1.3	1.4	1.4	1.2	1.0	0.9	0.7	0.6	0.6	
	引当	4.5	2.6	2.2	1.7	0.7	0.8	0.6	0.8	0.9	0.7	0.7	0.8	0.6	0.5	0.6	0.4	0.3	0.4	
		(36.5)	(39.1)	(43.1)	(47.3)	(37.1)	(42.8)	(34.1)	(33.2)	(34.1)	(27.5)	(27.3)	(28.9)	(28.8)	(28.3)	(34.5)	(27.3)	(27.8)	(34.2)	
	債権額	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5	
保全額	6.1	7.0	4.5	1.7	1.3	1.1	0.9	0.6	0.7	1.0	1.0	1.1	0.9	0.9	0.7	0.8	0.5	0.3		
	(53.5)	(60.5)	(64.5)	(61.1)	(59.9)	(63.4)	(56.4)	(56.1)	(59.6)	(64.6)	(69.7)	(71.1)	(67.6)	(65.2)	(69.4)	(69.9)	(66.1)	(61.8)		
担保・保証等	4.5	4.6	2.6	0.9	0.8	0.7	0.5	0.3	0.4	0.6	0.7	0.8	0.6	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2		
	(39.5)	(39.9)	(36.9)	(33.2)	(34.3)	(38.4)	(28.4)	(29.8)	(36.2)	(41.0)	(46.3)	(48.0)	(46.7)	(39.8)	(45.9)	(39.3)	(37.4)	(42.5)		
引当	1.6	2.4	1.9	0.8	0.6	0.4	0.5	0.3	0.3	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	0.2	0.4	0.2	0.1		
	(14.0)	(20.6)	(27.6)	(27.8)	(25.6)	(25.0)	(27.9)	(26.3)	(23.5)	(23.6)	(23.4)	(23.2)	(20.9)	(25.4)	(23.9)	(30.6)	(28.7)	(19.3)		
合計	債権額	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	2.0	
	保全額	19.2	14.8	10.6	5.9	3.6	3.1	2.8	3.6	3.7	3.5	3.7	3.8	3.0	2.7	2.5	2.3	1.7	1.6	
		(71.8)	(73.0)	(77.9)	(79.5)	(77.2)	(77.1)	(75.0)	(79.3)	(81.1)	(79.0)	(79.9)	(80.8)	(79.7)	(78.5)	(82.1)	(79.6)	(78.9)	(79.2)	
	担保・保証等	12.8	9.7	6.3	3.3	2.3	1.9	1.8	2.4	2.4	2.5	2.5	2.7	2.1	1.8	1.6	1.5	1.2	1.0	
	(47.8)	(47.7)	(46.6)	(45.0)	(49.0)	(45.4)	(46.6)	(53.6)	(54.1)	(55.2)	(55.5)	(56.0)	(55.5)	(53.3)	(52.8)	(52.6)	(53.7)	(52.0)		
引当	6.4	5.1	4.3	2.6	1.3	1.3	1.1	1.2	1.2	1.1	1.1	1.2	0.9	0.9	0.9	0.8	0.6	0.5		
	(23.9)	(25.3)	(31.3)	(34.5)	(28.2)	(31.7)	(28.4)	(25.7)	(27.0)	(23.9)	(24.5)	(24.8)	(24.1)	(25.2)	(29.3)	(27.0)	(25.1)	(27.2)		

地域銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
これらに準ずる債権	債権額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	
	保全額	3.9	3.5	2.9	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)	
	担保・保証等	2.4	2.3	1.8	1.4	1.2	1.1	1.0	1.4	1.2	1.1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
	(63.0)	(64.1)	(62.4)	(64.4)	(63.2)	(63.5)	(65.3)	(64.2)	(61.9)	(60.3)	(60.2)	(60.1)	(59.2)	(60.8)	(60.5)	(61.3)	(62.0)	(56.8)		
	引当	1.4	1.3	1.1	0.8	0.7	0.6	0.5	0.8	0.7	0.7	0.6	0.5	0.5	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4
		(37.0)	(35.9)	(37.6)	(35.6)	(36.8)	(36.5)	(34.6)	(35.7)	(38.1)	(39.6)	(39.7)	(39.8)	(40.8)	(39.2)	(39.5)	(38.7)	(37.9)	(43.2)	
危険債権	債権額	6.3	6.2	5.9	5.1	4.4	4.1	4.0	3.9	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9	
	保全額	5.4	5.3	5.0	4.3	3.8	3.5	3.4	3.4	3.2	3.4	3.6	3.7	3.4	3.2	2.9	2.7	2.5	2.5	
		(85.4)	(84.4)	(85.2)	(85.3)	(84.9)	(85.7)	(85.7)	(85.2)	(84.3)	(84.4)	(84.5)	(85.2)	(85.8)	(85.6)	(85.8)	(85.2)	(84.6)	(84.5)	
	担保・保証等	3.7	3.5	3.2	2.8	2.5	2.4	2.4	2.5	2.4	2.6	2.8	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0	1.9	1.8	
	(58.7)	(56.7)	(54.7)	(54.2)	(56.1)	(58.2)	(60.3)	(63.0)	(64.0)	(64.8)	(65.2)	(64.7)	(65.4)	(64.8)	(64.2)	(63.4)	(62.7)	(61.5)		
	引当	1.7	1.7	1.8	1.6	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.8	0.9	0.8	0.8	0.7	0.7	0.6	0.7	
		(26.7)	(27.7)	(30.5)	(31.1)	(28.9)	(27.5)	(25.4)	(22.2)	(20.3)	(19.7)	(19.3)	(20.5)	(20.3)	(20.8)	(21.5)	(21.8)	(21.9)	(23.0)	
要管理債権	債権額	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9	
	保全額	2.9	3.0	2.5	1.8	1.4	1.1	1.0	0.5	0.5	0.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.5	0.4	0.4	0.5	
		(64.0)	(62.4)	(60.6)	(58.6)	(57.1)	(55.4)	(52.4)	(52.1)	(54.3)	(54.8)	(53.4)	(54.6)	(54.4)	(54.2)	(53.4)	(52.6)	(51.6)	(51.2)	
	担保・保証等	2.4	2.3	1.7	1.2	0.9	0.8	0.7	0.4	0.4	0.4	0.4	0.5	0.4	0.4	0.3	0.3	0.3	0.3	
	(51.0)	(47.4)	(42.8)	(38.8)	(37.9)	(36.4)	(34.5)	(35.9)	(38.8)	(40.6)	(38.2)	(39.1)	(38.5)	(39.0)	(38.3)	(38.0)	(37.9)	(34.5)		
	引当	0.6	0.7	0.7	0.6	0.5	0.4	0.4	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2	0.2	0.2	0.1	0.1	0.1	0.1	
		(12.9)	(14.9)	(17.8)	(19.8)	(19.2)	(19.0)	(17.9)	(16.2)	(15.5)	(14.4)	(15.1)	(15.5)	(15.9)	(15.1)	(15.2)	(14.6)	(13.7)	(16.6)	
合計	債権額	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5	7.2	6.7	6.7	6.8	6.8	6.2	5.6	5.2	4.8	4.5	4.8	
	保全額	12.2	11.8	10.3	8.3	7.0	6.3	6.0	6.1	5.7	5.6	5.7	5.6	5.1	4.6	4.3	4.0	3.7	3.9	
		(82.4)	(80.8)	(80.7)	(80.4)	(80.4)	(80.7)	(80.0)	(85.2)	(84.7)	(84.2)	(82.6)	(82.8)	(82.7)	(82.4)	(82.5)	(82.2)	(81.8)	(81.3)	
	担保・保証等	8.5	8.1	6.7	5.4	4.6	4.2	4.1	4.3	4.0	4.0	4.1	4.0	3.7	3.4	3.1	2.8	2.6	2.6	
	(57.3)	(55.4)	(52.6)	(51.7)	(52.5)	(53.5)	(54.6)	(59.7)	(59.9)	(60.2)	(59.6)	(59.4)	(59.5)	(59.4)	(59.1)	(58.8)	(58.4)	(55.5)		
	引当	3.7	3.7	3.6	3.0	2.4	2.1	1.9	1.8	1.7	1.6	1.6	1.6	1.4	1.3	1.2	1.1	1.1	1.2	
		(25.1)	(25.4)	(28.1)	(28.7)	(27.9)	(27.2)	(25.4)	(25.6)	(24.8)	(24.1)	(23.0)	(23.3)	(23.2)	(22.9)	(23.5)	(23.4)	(23.4)	(25.7)	

全国銀行

(単位:兆円、%)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	債権額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2
	保全額	7.4	5.7	4.4	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.8	1.5	1.2	1.3	1.2	1.1	1.2
		(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(99.9)	(100.0)
	担保・保証等	5.5	4.3	3.2	2.4	1.6	1.4	1.4	2.5	2.1	1.7	1.4	1.3	1.0	0.9	0.9	0.8	0.8	0.8
	(75.0)	(74.4)	(72.8)	(73.6)	(69.6)	(68.9)	(71.1)	(74.1)	(71.7)	(68.7)	(67.8)	(69.7)	(67.5)	(68.6)	(66.7)	(68.7)	(70.9)	(64.4)	
引当	1.8	1.5	1.2	0.9	0.7	0.6	0.6	0.9	0.8	0.8	0.6	0.6	0.5	0.4	0.4	0.4	0.4	0.3	0.4
	(25.0)	(25.5)	(27.2)	(26.4)	(30.4)	(31.1)	(28.9)	(25.9)	(28.2)	(31.2)	(32.2)	(30.3)	(32.5)	(31.4)	(33.3)	(31.3)	(29.1)	(35.6)	
危険債権	債権額	19.3	13.0	11.2	8.8	6.3	6.1	5.7	6.4	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2
	保全額	16.1	11.1	9.8	7.6	5.5	5.2	4.9	5.4	5.7	5.6	6.0	6.2	5.4	4.7	4.5	3.8	3.4	3.5
		(83.1)	(85.4)	(87.4)	(86.4)	(87.0)	(85.5)	(86.2)	(83.9)	(85.1)	(84.5)	(84.1)	(84.8)	(85.4)	(85.7)	(85.6)	(84.5)	(84.1)	(83.6)
	担保・保証等	9.7	6.7	5.7	4.3	3.5	3.2	3.3	3.7	4.0	4.1	4.4	4.4	3.9	3.4	3.1	2.8	2.4	2.4
	(50.1)	(51.8)	(50.7)	(48.4)	(55.5)	(53.1)	(58.2)	(57.3)	(59.6)	(62.0)	(61.4)	(60.6)	(61.6)	(62.2)	(59.7)	(61.1)	(60.6)	(57.3)	
引当	6.4	4.4	4.1	3.4	2.0	2.0	1.6	1.7	1.7	1.5	1.6	1.8	1.5	1.3	1.4	1.1	0.9	1.1	
	(33.1)	(33.6)	(36.7)	(38.0)	(31.5)	(32.4)	(27.9)	(26.6)	(25.5)	(22.5)	(22.7)	(24.1)	(23.8)	(23.5)	(25.9)	(23.4)	(23.5)	(26.3)	
要管理債権	債権額	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4
	保全額	9.4	10.2	7.0	3.5	2.7	2.3	2.0	1.2	1.2	1.5	1.7	1.8	1.5	1.4	1.2	1.3	0.9	0.7
		(56.8)	(61.3)	(63.2)	(59.8)	(58.5)	(59.1)	(54.1)	(54.4)	(57.3)	(60.9)	(62.7)	(64.3)	(61.6)	(60.6)	(61.6)	(62.9)	(59.2)	(54.9)
	担保・保証等	7.0	7.0	4.3	2.1	1.7	1.4	1.1	0.7	0.8	1.0	1.1	1.2	1.0	0.9	0.8	0.8	0.6	0.5
	(42.4)	(42.2)	(39.1)	(36.2)	(36.1)	(37.3)	(31.4)	(32.7)	(37.1)	(40.5)	(42.6)	(44.2)	(42.7)	(39.5)	(42.1)	(38.8)	(37.6)	(37.3)	
引当	2.4	3.2	2.7	1.4	1.1	0.8	0.8	0.5	0.4	0.5	0.5	0.6	0.5	0.5	0.4	0.5	0.3	0.2	
	(14.4)	(19.1)	(24.0)	(23.6)	(22.4)	(21.9)	(22.6)	(21.6)	(20.1)	(20.4)	(20.1)	(20.1)	(18.8)	(21.1)	(19.7)	(24.1)	(21.5)	(17.5)	
合計	債権額	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	11.9	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7
	保全額	32.8	27.0	21.1	14.4	10.6	9.5	8.9	9.9	9.8	9.5	9.7	9.8	8.4	7.4	6.9	6.3	5.4	5.4
		(75.9)	(76.5)	(79.4)	(80.2)	(79.3)	(79.5)	(78.3)	(83.2)	(83.7)	(82.6)	(82.0)	(82.3)	(81.8)	(81.0)	(82.5)	(81.2)	(80.8)	(80.7)
	担保・保証等	22.2	18.0	13.2	8.8	6.8	6.1	5.9	6.9	6.9	6.8	6.9	6.9	5.9	5.2	4.8	4.4	3.8	3.7
	(51.4)	(51.0)	(49.5)	(49.0)	(51.2)	(50.8)	(51.9)	(57.7)	(58.5)	(58.8)	(58.3)	(58.2)	(58.0)	(57.1)	(56.8)	(56.5)	(56.9)	(54.5)	
引当	10.6	9.0	7.9	5.6	3.8	3.4	3.0	3.1	3.0	2.8	2.8	2.9	2.4	2.2	2.1	1.9	1.6	1.8	
	(24.5)	(25.5)	(29.9)	(31.2)	(28.1)	(28.8)	(26.4)	(25.5)	(25.2)	(23.8)	(23.7)	(24.2)	(23.9)	(24.0)	(25.6)	(24.8)	(23.9)	(26.2)	

- (注) 1. ()内の計数は保全率。
 2. 主要行の計数は都銀と信託の合計。
 3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 5. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 6. 引当には、個別貸倒引当金、一般貸倒引当金のほか、特定債務者支援引当金等を含む。

(表4) 担保不動産の評価額(処分可能見込額)と売却実績額の推移
(アンケートによる全数調査)

(別紙17)

主要行(7行)

(単位: 億円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	11,019	10,262	12,791	15,904	5,285	4,239	2,085	1,161	2,709	2,963	1,886	1,724	1,447	1,613	1,236	1,015	660	533
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	9,712	8,850	10,471	12,014	3,443	2,497	1,204	849	2,007	2,222	1,370	1,240	1,097	1,129	833	651	406	361
A-B	1,307	1,412	2,320	3,891	1,841	1,742	882	311	703	740	517	484	350	484	404	364	254	173
A/B (%)	113.5	116.0	122.2	132.4	153.5	169.8	173.3	136.7	135.0	133.3	137.7	139.0	131.9	142.9	148.5	155.9	162.5	147.9

地域銀行(105行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	6,202	6,270	8,179	6,916	6,571	5,778	4,785	3,723	5,674	5,080	3,832	2,959	2,780	2,339	2,266	1,953	1,677	1,336
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	6,154	5,674	7,440	5,549	4,419	3,648	2,911	2,586	4,392	4,026	2,786	2,165	1,864	1,433	1,228	1,055	878	721
A-B	48	596	739	1,367	2,152	2,130	1,874	1,137	1,282	1,054	1,046	793	916	906	1,039	898	799	615
A/B (%)	100.8	110.5	109.9	124.6	148.7	158.4	164.4	143.9	129.2	126.2	137.5	136.6	149.1	163.2	184.6	185.1	190.9	185.2

全国銀行(114行)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
実際の売却額 [A]	17,815	16,751	21,322	23,066	11,991	10,039	6,910	5,055	10,351	8,865	6,596	5,340	6,474	5,955	3,514	2,972	2,347	1,869
直前期における評価額 (処分可能見込額) [B]	16,269	14,621	18,060	17,655	7,891	6,151	4,132	3,605	8,057	6,964	4,863	3,925	4,687	3,983	2,069	1,709	1,291	1,082
A-B	1,546	2,130	3,262	5,411	4,099	3,888	2,778	1,450	2,293	1,901	1,733	1,414	1,787	1,971	1,446	1,263	1,057	787
A/B (%)	109.5	114.6	118.1	130.6	152.0	163.2	167.2	140.2	128.5	127.3	135.6	136.0	138.1	149.5	169.9	173.9	181.8	172.8

- (注) 1. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。
 2. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。
 3. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。
 4. ()内は31年3月期時点の対象金融機関数。

(表5) 不良債権処分損等の推移(全国銀行)

(別紙18)

(単位:億円)

	5年3月期	6年3月期	7年3月期	8年3月期	9年3月期	10年3月期	11年3月期	12年3月期	13年3月期	14年3月期	15年3月期
不良債権処分損	16,398	38,722	52,322	133,692 (110,669)	77,634 (62,099)	132,583 (108,188)	136,309 (104,403)	69,441 (53,975)	61,076 (42,898)	97,221 (77,212)	66,584 (51,048)
貸倒引当金繰入額	9,449	11,461	14,021	70,873 (55,758)	34,473 (25,342)	84,025 (65,522)	81,181 (54,901)	25,313 (13,388)	27,319 (13,706)	51,959 (38,062)	31,011 (20,418)
直接償却等	4,235	20,900	28,085	59,802 (54,901)	43,158 (36,756)	39,927 (35,005)	47,093 (42,677)	38,646 (36,094)	30,717 (26,500)	39,745 (34,136)	35,201 (30,376)
貸出金償却	2,044	2,354	7,060	17,213 (15,676)	9,730 (8,495)	8,506 (7,912)	23,772 (22,549)	18,807 (17,335)	25,202 (22,014)	32,042 (27,183)	21,627 (17,737)
バルクセール による売却損等	2,191	18,546	21,025	42,589 (39,225)	33,428 (28,261)	31,421 (27,093)	23,321 (20,128)	19,839 (18,759)	5,516 (4,486)	7,703 (6,953)	13,574 (12,640)
その他	2,714	6,361	10,216	3,017 (10)	3 (1)	8,631 (7,661)	8,035 (6,825)	5,482 (4,493)	3,040 (2,691)	5,517 (5,013)	372 (253)
4年度以降の累計	16,398	55,120	107,442	241,134 (218,111)	318,768 (280,210)	451,351 (388,398)	587,660 (492,801)	657,101 (546,776)	718,177 (589,674)	815,398 (666,886)	881,982 (717,934)
直接償却等の累計	4,235	25,135	53,220	113,022 (108,121)	156,180 (144,877)	196,107 (179,882)	243,200 (222,559)	281,846 (258,653)	312,563 (285,153)	352,308 (319,289)	387,509 (349,665)
リスク管理債権残高	127,746	135,759	125,462	285,043 (218,682)	217,890 (164,406)	297,580 (219,780)	296,270 (202,500)	303,660 (197,720)	325,150 (192,810)	420,280 (276,260)	348,490 (204,330)
貸倒引当金残高	36,983	45,468	55,364	132,930 (103,450)	123,340 (93,880)	178,150 (136,010)	147,970 (92,580)	122,300 (76,780)	115,550 (69,390)	133,530 (86,570)	125,850 (78,970)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	18,670	30,234	42,984	114,270 (90,700)	104,360 (80,770)	159,290 (122,600)	112,320 (68,130)	83,640 (49,820)	72,420 (39,170)	78,860 (46,690)	60,810 (30,020)

(単位:億円)

	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期
不良債権処分損	53,742 (34,607)	28,475 (19,621)	3,629 (▲2,803)	10,460 (2,729)	11,238 (4,110)	30,938 (19,119)	16,821 (9,654)	10,046 (3,912)	5,486 (2,575)	5,754 (2,117)	▲ 753 (▲2,546)
貸倒引当金繰入額	16,157 (4,202)	940 (▲4,262)	▲ 3,722 (▲6,963)	5,239 (537)	2,893 (▲1,573)	15,318 (7,255)	8,028 (3,530)	5,362 (1,115)	2,212 (740)	2,850 (492)	▲ 2,332 (▲3,135)
直接償却等	37,335 (30,472)	27,536 (23,862)	7,020 (3,804)	5,373 (2,369)	8,206 (5,770)	15,328 (11,779)	8,574 (6,078)	4,534 (2,854)	3,147 (1,802)	2,768 (1,591)	1,665 (761)
貸出金償却	25,166 (19,852)	17,114 (14,743)	4,786 (2,344)	3,893 (2,077)	6,275 (4,499)	13,933 (10,797)	7,003 (5,021)	4,086 (2,683)	2,379 (1,325)	2,340 (1,437)	1,375 (680)
バルクセール による売却損等	12,169 (10,621)	10,422 (9,119)	2,235 (1,461)	1,479 (292)	1,931 (1,271)	1,395 (981)	1,571 (1,057)	448 (171)	769 (477)	428 (154)	290 (81)
その他	250 (▲68)	▲ 1 (21)	332 (356)	▲ 152 (▲171)	139 (▲86)	291 (85)	218 (47)	151 (▲57)	127 (33)	136 (34)	▲ 86 (▲172)
4年度以降の累計	935,724 (752,541)	964,199 (772,162)	967,828 (769,359)	978,288 (772,088)	989,526 (776,198)	1,020,464 (795,317)	1,037,285 (804,971)	1,047,331 (808,883)	1,052,817 (811,458)	1,058,571 (813,575)	1,057,818 (811,029)
直接償却等の累計	424,844 (380,137)	452,380 (403,999)	459,400 (407,803)	464,773 (410,172)	472,979 (415,942)	488,307 (427,721)	496,881 (433,799)	501,415 (436,653)	504,562 (438,455)	507,330 (440,046)	508,995 (440,807)
リスク管理債権残高	262,040 (135,670)	175,390 (72,900)	131,090 (45,240)	117,540 (40,040)	111,690 (36,990)	116,100 (45,370)	114,280 (48,190)	112,720 (46,390)	115,310 (47,500)	116,820 (49,350)	100,346 (38,722)
貸倒引当金残高	114,300 (69,030)	85,350 (47,390)	64,380 (32,470)	58,960 (30,200)	52,730 (25,800)	58,650 (30,270)	57,020 (29,630)	53,950 (27,060)	51,030 (26,400)	48,650 (25,140)	41,740 (20,430)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	54,410 (25,750)	43,860 (20,000)	28,760 (8,910)	27,200 (9,590)	22,720 (6,840)	27,090 (10,070)	26,770 (11,220)	23,940 (8,800)	24,310 (9,870)	23,880 (9,480)	20,500 (7,580)

(単位:億円)

	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
不良債権処分損	747 (▲168)	2,694 (1,814)	2,831 (1,965)	▲1,246 (▲2,479)	2,579 (▲890)
貸倒引当金繰入額	▲1,352 (▲1,464)	705 (352)	1,412 (1,056)	▲2,766 (▲3,512)	1,569 (▲1,175)
直接償却等	2,068 (1,332)	1,926 (1,439)	887 (429)	1,360 (931)	1,497 (859)
貸出金償却	1,717 (1,127)	1,270 (921)	585 (231)	1,036 (693)	1,268 (748)
バルクセール による売却損等	351 (205)	656 (518)	301 (198)	323 (239)	229 (111)
その他	32 (▲36)	63 (23)	532 (480)	161 (102)	▲487 (▲574)
4年度以降の累計	1,058,565 (810,861)	1,061,259 (812,675)	1,064,090 (814,640)	1,062,844 (812,161)	1,065,423 (811,271)
直接償却等の累計	511,063 (442,139)	512,989 (443,578)	513,876 (444,007)	515,235 (444,938)	516,732 (445,797)
リスク管理債権残高	89,692 (33,718)	81,990 (30,021)	75,626 (27,734)	65,602 (20,837)	65,443 (18,148)
貸倒引当金残高	37,040 (17,950)	34,880 (17,000)	33,610 (17,060)	28,302 (12,481)	28,044 (10,688)
(うち、個別貸倒 引当金残高)	17,270 (5,630)	18,260 (7,150)	14,670 (4,330)	12,940 (3,282)	15,438 (4,539)

- (注) 1. ()内の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託を集計。
- 7年3月期以前の計数は、都銀・長信銀・信託のみを集計。
 - 8年3月期以降の計数は、都銀・旧長信銀・信託及び地域銀行(15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。)を集計。
 - 10年3月期以降の計数は、北海道拓殖、徳陽シティ、京都共栄、なにわ、福徳、みどりの各行を含まず、11年3月期以降の計数は、国民、幸福、東京相和の各行を含まない。また、12年3月期以降の計数は、なみはや銀行及び新潟中央銀行を含まず、14年3月期以降の計数は、石川銀行及び中部銀行を含まない。
 - 不良債権処分損については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行(現・新生銀行)及び日本債券信用銀行(現・あおぞら銀行)を含まず、12年3月期の計数には日本債券信用銀行を含まない。また、14年3月期は東海銀行(14年1月合併)を含み、15年3月期はあさひ銀行(15年3月再編)を含む。
 - リスク管理債権残高及び貸倒引当金残高については、11年3月期の計数には日本長期信用銀行及び日本債券信用銀行を含まない。
 - 一部の銀行については、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。
 - 貸倒引当金は、個別貸倒引当金の他、一般貸倒引当金等を含む。
 - バルクセールによる売却損等は、バルクセールによる売却損のほか、子会社等に対する支援損や整理回収機構(RCC)への売却損等を含む。
 - 不良債権処分損の「その他」は、特定債務者支援引当金(子会社等へ支援を予定している場合における当該支援損への引当金への繰入額)等を表す。
 - リスク管理債権の金額については、7年3月期以前は破綻先債権、延滞債権の合計額、8年3月期～9年3月期は破綻先債権、延滞債権、金利減免等債権の合計額としている。

(表6) リスク管理債権額等の推移

(別紙19)

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
都銀・ 旧長信 銀・信 託	貸出金	2,932,230	2,638,740	2,475,810	2,360,950	2,426,790	2,446,820	2,494,870	2,620,060	2,449,130	2,393,530	2,452,280	2,593,130	2,735,470	2,889,210	2,955,040	3,000,390	2,970,080	3,052,330
	リスク管理債権	276,260	204,330	135,670	72,900	45,240	40,040	36,990	45,370	48,190	46,390	47,500	49,350	38,720	33,720	30,020	27,730	20,840	18,150
	破綻先債権	15,290	8,670	4,590	2,120	1,410	1,310	1,360	6,170	3,820	2,120	1,660	1,800	710	560	1,370	1,220	1,000	690
	延滞債権	142,240	78,810	61,230	43,210	21,090	20,590	18,670	27,750	32,460	28,900	30,710	31,360	25,020	19,230	19,000	14,520	11,590	12,730
	3ヶ月以上延滞債権	4,560	3,690	2,130	1,370	690	540	510	910	690	1,570	970	740	720	670	640	700	330	190
	貸出条件緩和債権	114,170	113,160	67,720	26,200	22,050	17,310	16,450	10,540	11,210	13,800	14,150	15,440	12,270	13,260	9,010	11,300	7,920	4,540
	貸倒引当金残高	86,570	78,970	69,030	47,390	32,470	30,200	25,800	30,270	29,630	27,060	26,400	25,140	20,430	17,950	17,000	17,060	12,480	10,430
	個別貸倒引当金残高	46,690	30,020	25,750	20,000	8,910	9,590	6,840	10,070	11,220	8,800	9,870	9,480	7,580	5,630	7,150	4,330	3,280	4,500
	(9)																		
都市 銀行	貸出金	2,256,850	2,192,100	2,053,040	1,959,940	2,020,730	2,027,260	2,068,470	2,186,050	2,018,690	1,972,420	2,035,210	2,148,320	2,274,400	2,403,010	2,448,620	2,471,180	2,434,740	2,601,150
	リスク管理債権	211,800	174,480	116,260	62,100	39,070	34,000	32,020	38,870	39,210	39,180	40,390	42,090	33,420	30,450	27,990	26,030	19,720	16,940
	破綻先債権	9,800	7,050	3,370	1,720	1,150	1,140	1,230	4,760	2,980	1,670	1,350	1,510	620	540	1,330	1,190	940	640
	延滞債権	111,020	67,760	51,710	36,580	18,870	18,060	16,520	23,440	26,320	23,920	25,440	25,950	21,530	17,200	17,570	13,790	11,050	11,830
	3ヶ月以上延滞債権	3,360	2,800	2,000	1,310	670	520	490	860	660	1,550	950	720	700	650	620	680	310	190
	貸出条件緩和債権	87,620	96,860	59,170	22,230	18,380	14,280	13,780	9,810	9,250	12,050	12,650	13,900	10,570	12,070	8,460	10,360	7,420	4,290
	貸倒引当金残高	66,440	67,130	59,950	40,770	27,750	25,140	21,480	25,100	25,040	22,950	22,420	21,590	17,610	15,730	15,040	14,730	10,660	9,190
	個別貸倒引当金残高	37,150	25,560	21,940	17,150	7,520	8,070	5,860	8,070	9,190	7,210	7,970	7,640	6,320	4,960	6,760	4,100	3,130	4,140
	(4)																		
旧長 期信 用銀 行	貸出金	275,140	69,440	61,880	60,490	69,870	84,380	93,070	83,620	78,020	67,120	67,870	69,650	68,850	70,040	68,160	70,750	72,630	77,150
	リスク管理債権	26,470	4,270	1,820	1,480	630	600	930	2,810	4,770	3,780	3,780	3,310	2,300	990	580	230	150	260
	破綻先債権	3,670	220	190	30	10	10	10	660	510	170	100	110	70	10	10	10	10	10
	延滞債権	12,370	2,150	1,350	1,300	390	400	550	1,940	3,780	3,190	3,280	2,950	1,980	820	500	170	90	220
	3ヶ月以上延滞債権	1,020	760	80	30	0	0	0	40	20	20	10	10	10	10	10	10	10	0
	貸出条件緩和債権	9,410	1,140	200	120	230	200	370	170	450	400	380	250	240	150	50	40	40	30
	貸倒引当金残高	9,620	4,160	3,400	2,580	1,930	1,690	1,460	2,490	2,180	2,140	1,980	1,700	1,480	1,100	880	800	700	440
	個別貸倒引当金残高	3,690	1,500	1,500	1,050	700	570	490	980	1,020	950	1,030	1,050	850	370	160	110	60	70
	(2)																		
信託 銀行	貸出金	400,240	377,190	360,900	340,510	336,190	335,180	333,330	350,390	352,420	354,000	349,200	375,150	392,220	416,160	438,260	458,460	462,710	374,030
	リスク管理債権	37,990	25,580	17,590	9,320	5,540	5,440	4,040	3,690	4,210	3,420	3,330	3,950	3,000	2,280	1,450	1,480	960	950
	破綻先債権	1,820	1,400	1,030	370	250	160	120	750	320	280	210	180	10	20	20	20	50	40
	延滞債権	18,860	8,890	8,170	5,070	1,830	2,430	1,610	2,370	2,360	1,780	1,990	2,470	1,510	1,210	930	560	450	680
	3ヶ月以上延滞債権	180	130	50	30	20	20	20	10	20	10	10	10	10	10	0	0	0	0
	貸出条件緩和債権	17,130	15,150	8,340	3,850	3,440	2,830	2,290	560	1,510	1,350	1,120	1,290	1,460	1,040	500	900	460	220
	貸倒引当金残高	10,510	7,680	5,680	4,040	2,790	3,370	2,860	2,680	2,410	1,980	2,010	1,850	1,340	1,120	1,070	1,540	1,120	800
	個別貸倒引当金残高	5,850	2,960	2,310	1,800	700	950	490	1,020	1,010	630	880	800	410	290	240	120	100	280
	(3)																		
主要行	貸出金	2,849,060	2,569,300	2,413,940	2,300,450	2,356,920	2,362,440	2,401,800	2,536,440	2,371,110	2,326,410	2,384,410	2,523,470	2,666,620	2,819,170	2,886,880	2,929,640	2,897,450	2,975,180
	リスク管理債権	260,940	200,060	133,850	71,420	44,610	39,440	36,060	42,560	43,420	42,610	43,720	46,040	36,420	32,730	29,440	27,500	20,680	17,890
	破綻先債権	13,100	8,450	4,400	2,090	1,400	1,300	1,350	5,510	3,310	1,950	1,560	1,690	630	560	1,350	1,210	990	680
	延滞債権	134,340	76,650	59,890	41,920	20,700	20,480	18,120	25,810	28,680	25,700	27,430	28,420	23,050	18,410	18,500	14,350	11,500	12,510
	3ヶ月以上延滞債権	3,610	2,930	2,050	1,340	690	540	510	870	670	1,560	960	730	710	660	630	690	320	190
	貸出条件緩和債権	109,880	112,020	67,510	26,070	21,820	17,110	16,070	10,370	10,760	13,400	13,770	15,200	12,030	13,110	8,960	11,260	7,880	4,510
	貸倒引当金残高	80,540	74,810	65,630	44,810	30,540	28,510	24,340	27,780	27,450	24,930	24,420	23,440	18,950	16,850	16,110	16,270	11,780	9,990
	個別貸倒引当金残高	44,340	28,520	24,250	18,950	8,220	9,020	6,350	9,090	10,200	7,850	8,840	8,430	6,730	5,260	7,000	4,220	3,220	4,420
	(7)																		

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
地域 銀行	貸出金	1,800,190	1,831,190	1,823,760	1,831,540	1,875,530	1,926,740	1,977,170	2,050,270	2,048,590	2,079,870	2,131,100	2,191,830	2,255,410	2,338,120	2,420,120	2,510,200	2,605,260	2,693,310	
	リスク管理債権	144,020	144,160	126,370	102,480	85,850	77,500	74,700	70,730	66,090	66,330	67,810	67,470	61,620	55,970	51,970	47,890	44,770	47,300	
	破綻先債権	15,070	13,720	9,180	6,120	4,880	4,340	4,820	9,530	7,370	5,410	3,810	3,130	2,450	1,850	1,690	1,430	1,490	1,670	
	延滞債権	80,720	80,380	75,370	64,320	56,400	52,460	50,280	51,310	49,440	51,320	52,650	52,730	48,050	44,200	41,190	38,330	35,720	36,720	
	3ヶ月以上延滞債権	1,510	1,310	1,020	840	620	690	590	790	750	630	500	390	320	260	270	260	300	370	
	貸出条件緩和債権	46,720	48,740	40,800	31,210	23,950	20,000	19,010	9,100	8,530	8,970	10,850	11,220	10,810	9,670	8,820	7,880	7,250	8,540	
	貸倒引当金残高	46,960	46,880	45,270	37,960	31,910	28,760	26,930	28,380	27,390	26,880	24,620	23,510	21,310	19,090	17,880	16,540	15,820	17,380	
	個別貸倒引当金残高	32,170	30,790	28,660	23,860	19,850	17,610	15,880	17,030	15,550	15,140	14,430	14,390	12,920	11,640	11,100	10,350	9,660	10,920	
	(105) 地方 銀行	貸出金	1,363,180	1,354,950	1,353,970	1,374,920	1,406,130	1,448,150	1,485,930	1,550,650	1,549,770	1,577,000	1,619,600	1,673,740	1,726,410	1,794,440	1,858,230	1,931,230	2,009,320	2,098,540
		リスク管理債権	104,880	104,230	93,350	75,840	63,170	57,580	54,970	50,840	47,470	48,440	49,400	49,130	45,300	41,730	38,850	35,810	33,460	36,560
破綻先債権		10,290	9,170	6,030	4,060	3,340	2,980	3,190	6,170	4,620	3,600	2,500	1,980	1,570	1,220	1,210	1,020	1,080	1,270	
延滞債権		59,110	57,900	55,640	47,130	40,820	38,890	36,690	37,130	35,670	37,170	37,750	38,300	35,080	32,450	30,290	28,130	26,090	27,710	
3ヶ月以上延滞債権		1,210	1,030	790	660	470	540	470	560	530	460	340	330	260	210	220	220	260	320	
貸出条件緩和債権		34,270	36,130	30,890	23,980	18,540	15,170	14,620	6,970	6,650	7,200	8,800	8,520	8,400	7,850	7,130	6,440	6,030	7,250	
貸倒引当金残高		34,870	34,550	35,160	29,380	24,080	21,330	19,730	20,550	19,630	19,520	17,900	17,250	15,840	14,410	13,680	12,780	12,340	14,060	
個別貸倒引当金残高		23,670	22,350	22,100	18,240	14,820	13,200	11,540	12,240	10,960	10,830	10,030	10,250	9,340	8,560	8,250	7,800	7,330	8,780	
(64) 第二 地方 銀行		貸出金	437,010	429,130	419,990	403,400	412,560	419,380	429,430	435,920	434,950	438,980	446,830	451,780	462,070	475,000	492,130	508,010	523,840	521,610
		リスク管理債権	39,140	38,230	31,490	25,590	21,820	19,050	18,840	18,890	17,490	16,690	17,270	17,200	15,220	13,220	11,990	10,990	10,310	9,760
	破綻先債権	4,770	4,470	3,120	2,030	1,520	1,330	1,590	3,290	2,710	1,760	1,260	1,100	850	610	470	400	390	380	
	延滞債権	21,620	21,670	18,970	16,640	15,070	12,990	12,920	13,480	12,950	13,250	14,030	13,590	12,150	10,930	10,040	9,310	8,800	8,240	
	3ヶ月以上延滞債権	300	210	130	130	100	110	100	180	190	140	160	60	50	50	40	30	40	40	
	貸出条件緩和債権	12,450	11,880	9,270	6,790	5,130	4,610	4,240	1,930	1,630	1,530	1,830	2,460	2,170	1,630	1,440	1,250	1,080	1,100	
	貸倒引当金残高	12,090	11,980	9,660	8,220	7,470	7,070	6,810	7,430	7,260	6,840	6,240	5,820	5,090	4,370	3,900	3,500	3,280	3,110	
	個別貸倒引当金残高	8,510	8,290	6,360	5,480	4,850	4,240	4,130	4,660	4,430	4,120	4,190	3,930	3,390	2,930	2,700	2,390	2,230	2,050	
	(40) 全国 銀行	貸出金	4,732,420	4,469,930	4,299,570	4,192,490	4,302,320	4,373,560	4,472,040	4,670,330	4,497,720	4,473,400	4,583,380	4,784,950	4,990,870	5,227,330	5,375,170	5,510,590	5,575,340	5,745,650
		リスク管理債権	420,280	348,490	262,040	175,390	131,090	117,540	111,690	116,100	114,280	112,720	115,310	116,820	100,350	89,690	81,990	75,630	65,600	65,440
破綻先債権		30,360	22,390	13,770	8,240	6,300	5,650	6,180	15,700	11,190	7,530	5,470	4,930	3,160	2,420	3,060	2,650	2,490	2,350	
延滞債権		222,960	159,190	136,600	107,530	77,480	73,340	68,950	79,060	81,900	80,220	83,370	84,100	73,070	63,420	60,190	52,850	47,310	49,450	
3ヶ月以上延滞債権		6,070	5,000	3,150	2,210	1,310	1,230	1,100	1,700	1,440	2,200	1,470	1,130	1,040	920	910	960	630	560	
貸出条件緩和債権		160,890	161,900	108,520	57,400	46,000	37,310	35,460	19,640	19,750	22,770	25,000	26,660	23,070	22,930	17,830	19,170	15,170	13,080	
貸倒引当金残高		133,530	125,850	114,300	85,350	64,380	58,960	52,730	58,650	57,020	53,950	51,030	48,650	41,740	37,040	34,880	33,610	28,300	27,810	
個別貸倒引当金残高		78,860	60,810	54,410	43,860	28,760	27,200	22,720	27,090	26,770	23,940	24,310	23,880	20,500	17,270	18,260	14,670	12,940	15,420	

(単位:億円)

		14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期	
協同 組織 金融 機関	貸出金	1,331,300	1,265,560	1,240,920	1,201,960	1,163,080	1,179,220	1,149,840	1,183,720	1,211,420	1,210,910	1,219,850	1,235,520	1,264,120	1,302,620	1,318,630	1,323,820	1,350,360	1,451,170	
	リスク管理債権	110,210	108,270	96,470	83,020	71,750	66,000	63,250	57,400	57,120	57,280	59,920	60,190	57,750	54,370	50,030	45,780	42,350	39,990	
	破綻先債権	14,810	13,740	10,920	7,980	6,300	5,650	5,390	7,150	6,430	5,120	4,540	4,020	3,200	2,700	2,630	2,390	2,200	2,060	
	延滞債権	61,660	63,090	59,740	53,220	48,700	46,290	45,740	44,280	45,370	46,580	49,280	50,180	49,040	46,340	42,540	38,990	35,890	33,890	
	3ヶ月以上延滞債権	1,090	920	690	450	350	360	400	440	470	310	260	260	190	190	140	130	150	130	
	貸出条件緩和債権	32,650	30,530	25,130	21,360	16,390	13,690	11,710	5,510	4,850	5,260	5,840	5,720	5,320	5,140	4,720	4,280	4,110	3,900	
	貸倒引当金残高	34,030	33,310	31,470	27,190	23,320	21,460	19,900	20,540	21,380	20,130	19,820	18,900	18,440	17,280	16,360	15,140	13,760	12,970	
	(455) 個別貸倒引当金残高	24,890	24,880	23,340	19,980	17,070	15,770	14,630	15,360	15,920	15,150	15,340	14,620	14,250	13,550	12,720	11,600	9,290	9,650	
	(260) 信用 金庫	貸出金	729,130	727,400	711,090	693,800	686,570	690,820	693,960	703,160	704,210	690,090	691,630	691,480	704,550	716,870	740,840	771,630	779,130	790,290
		リスク管理債権	72,990	72,290	63,830	55,470	49,010	45,140	44,360	40,700	40,440	41,010	43,470	43,690	41,690	39,080	35,760	33,010	30,770	29,300
破綻先債権		8,190	7,740	6,040	4,350	3,390	3,230	3,130	4,140	3,710	2,910	2,610	2,260	1,720	1,480	1,350	1,230	1,120	1,030	
延滞債権		42,410	43,510	41,530	37,830	34,890	33,220	33,480	32,850	33,500	34,530	36,850	37,390	36,210	33,950	31,080	28,800	26,880	25,670	
3ヶ月以上延滞債権		640	550	340	240	190	180	210	210	240	180	140	140	80	80	60	60	70	60	
貸出条件緩和債権		21,750	20,490	15,920	13,050	10,530	8,510	7,530	3,500	2,990	3,390	3,870	3,890	3,670	3,570	3,260	2,920	2,700	2,530	
貸倒引当金残高		18,250	18,670	17,170	15,100	13,450	12,560	11,970	12,070	11,890	11,270	11,330	10,950	10,690	10,120	9,480	8,860	8,210	7,840	
(147) 個別貸倒引当金残高		13,240	13,790	12,930	11,360	10,220	9,580	8,980	9,240	8,990	8,500	8,850	8,620	8,390	8,020	7,460	7,030	6,470	6,070	
(147) 信用 組合		貸出金	115,830	98,230	97,430	97,360	98,430	98,440	97,810	97,930	97,560	99,700	98,000	99,070	100,670	103,090	112,290	137,930	147,540	154,300
		リスク管理債権	14,840	15,140	13,160	11,660	10,600	10,240	10,090	8,810	8,050	7,980	8,320	8,320	7,720	7,380	6,860	6,340	5,740	5,230
	破綻先債権	2,050	1,850	1,610	1,290	1,090	1,050	1,180	1,260	1,070	950	780	760	660	550	500	460	400	330	
	延滞債権	7,880	7,990	7,660	7,120	6,730	6,620	6,470	6,260	5,950	5,950	6,410	6,440	5,990	5,780	5,370	4,940	4,440	4,070	
	3ヶ月以上延滞債権	210	230	210	120	100	110	100	120	120	70	60	60	40	50	30	30	30	20	
	貸出条件緩和債権	4,700	5,070	3,680	3,130	2,680	2,460	2,330	1,170	910	1,010	1,070	1,060	1,030	1,000	960	900	870	810	
	貸倒引当金残高	4,330	3,910	3,980	3,500	3,170	3,100	3,080	2,890	2,800	2,810	2,910	2,930	2,790	2,680	2,540	2,450	2,250	2,030	
	(569) 個別貸倒引当金残高	3,380	3,050	3,130	2,780	2,500	2,440	2,400	2,270	2,210	2,240	2,370	2,430	2,320	2,210	2,090	2,010	1,820	1,580	
	(569) 預金 取扱 金融 機関	貸出金	6,063,730	5,735,480	5,540,500	5,394,460	5,465,390	5,552,780	5,621,880	5,854,050	5,709,140	5,684,310	5,803,230	6,020,480	6,254,990	6,529,950	6,693,790	6,834,410	6,925,700	7,196,820
		リスク管理債権	530,490	456,760	358,510	258,400	202,840	183,540	174,940	173,490	171,410	169,990	175,230	177,010	158,090	144,060	132,020	121,410	107,950	105,430
破綻先債権		45,170	36,130	24,690	16,220	12,600	11,300	11,580	22,850	17,630	12,650	10,010	8,950	6,350	5,120	5,690	5,040	4,690	4,410	
延滞債権		284,630	222,280	196,340	160,750	126,190	119,630	114,690	123,340	127,270	126,800	132,640	134,280	122,120	109,760	102,730	91,840	83,200	83,340	
3ヶ月以上延滞債権		7,160	5,920	3,840	2,660	1,660	1,590	1,500	2,140	1,900	2,510	1,730	1,400	1,220	1,110	1,050	1,090	780	690	
貸出条件緩和債権		193,540	192,430	133,640	78,760	62,390	51,000	47,160	25,150	24,590	28,020	30,840	32,380	28,390	28,070	22,550	23,450	19,280	16,980	
貸倒引当金残高		167,560	159,160	145,770	112,540	87,690	80,420	72,630	79,200	78,400	74,080	70,840	67,550	60,180	54,330	51,240	48,750	42,060	40,780	
(569) 個別貸倒引当金残高	103,750	85,690	77,750	63,840	45,830	42,970	37,350	42,450	42,690	39,090	39,640	38,500	34,740	30,820	30,980	26,270	22,230	25,060		

(注) 1. 計数は、億円を四捨五入し、10億円単位にまとめた。

2. ()内は31年3月期時点の対象金融機関数。

3. 旧長信銀の計数は、14年3月期は日本興業銀行を含み、16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。

4. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

5. 地域銀行の計数は、15年3月期以降埼玉りそな銀行を含む。

6. 一部の銀行においては、再生専門子会社及び株式保有専門子会社の計数を含む。

(表7) 自己査定による債務者区分の推移

(別紙20)

主要行(7行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
正常先	250.8	224.5	221.1	222.7	221.6	228.5	231.1	236.3	234.9	230.1	237.7	254.5	273.0	296.1	303.4	308.9	311.7	321.2
要注意先	45.8	40.5	28.2	17.3	14.1	15.8	16.3	18.5	18.3	17.0	15.7	15.2	12.2	9.6	8.7	9.0	7.3	5.8
(要管理債権)	11.3	11.5	7.0	2.7	2.3	1.8	1.7	1.1	1.1	1.5	1.5	1.6	1.3	1.4	1.0	1.2	0.8	0.5
破綻懸念先	12.2	6.6	5.2	3.6	1.9	1.9	1.7	2.4	2.6	2.4	2.6	2.6	2.2	1.8	1.7	1.3	1.0	1.2
破綻先・実質破綻先	3.2	2.2	1.5	1.0	0.5	0.4	0.4	1.0	0.8	0.6	0.5	0.5	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	0.3
要管理～破綻先の合計	26.8	20.2	13.6	7.4	4.6	4.1	3.8	4.5	4.5	4.5	4.6	4.7	3.8	3.4	3.1	2.9	2.2	1.9

地域銀行(105行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
正常先	136.2	141.0	142.7	146.8	152.2	156.4	159.3	162.2	158.9	161.5	165.9	173.3	180.8	190.9	200.3	209.5	219.3	225.6
要注意先	32.9	30.1	26.5	23.7	22.9	24.2	25.2	27.8	30.3	29.9	29.1	27.5	25.9	24.1	23.1	22.0	21.2	22.6
(要管理債権)	4.6	4.9	4.1	3.1	2.4	2.1	2.0	1.0	0.9	1.0	1.1	1.2	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
破綻懸念先	6.4	6.3	5.8	5.1	4.4	4.1	4.0	4.0	3.8	4.0	4.2	4.4	4.0	3.7	3.4	3.2	3.0	2.9
破綻先・実質破綻先	3.9	3.5	2.8	2.2	1.8	1.7	1.6	2.2	1.9	1.7	1.5	1.3	1.1	1.0	0.9	0.8	0.8	0.9
要管理～破綻先の合計	14.8	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.6	7.2	6.6	6.7	6.8	6.9	6.2	5.7	5.2	4.8	4.5	4.8

全国銀行(114行)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
正常先	393.4	371.7	369.5	375.0	380.5	392.7	398.8	405.5	399.9	396.9	409.2	433.9	460.0	493.5	510.1	525.2	538.0	554.1
要注意先	80.2	71.4	55.3	41.4	37.2	40.5	42.0	47.3	49.7	47.8	45.5	43.1	38.4	34.0	32.1	31.2	28.7	28.8
(要管理債権)	16.5	16.6	11.1	5.9	4.7	3.9	3.7	2.1	2.1	2.5	2.6	2.8	2.4	2.4	1.9	2.0	1.6	1.4
破綻懸念先	19.3	13.0	11.2	8.9	6.3	6.1	5.7	6.5	6.7	6.7	7.2	7.3	6.4	5.5	5.2	4.5	4.0	4.2
破綻先・実質破綻先	7.4	5.7	4.3	3.2	2.4	2.1	2.0	3.4	2.9	2.4	2.0	1.9	1.5	1.3	1.3	1.2	1.1	1.2
要管理～破綻先の合計	43.2	35.3	26.6	17.9	13.4	12.0	11.4	12.0	11.7	11.6	11.8	12.0	10.2	9.2	8.4	7.7	6.7	6.7

預金取扱金融機関(569機関)

(単位:兆円)

	14年3月期	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期	21年3月期	22年3月期	23年3月期	24年3月期	25年3月期	26年3月期	27年3月期	28年3月期	29年3月期	30年3月期	31年3月期
正常先	487.3	465.3	459.6	463.7	472.8	481.1	485.1	491.8	482.3	485.3	498.6	525.3	554.2	592.4	610.3	624.5	640.9	656.8
要注意先	100.0	90.5	72.6	57.2	52.3	55.8	57.8	65.2	70.5	68.7	65.7	62.4	56.8	51.6	49.4	48.2	45.4	45.3
(要管理債権)	19.1	19.2	13.0	7.5	6.0	5.0	4.7	2.6	2.5	2.9	3.1	3.3	2.9	2.8	2.3	2.4	2.0	1.7
破綻懸念先	23.8	17.4	15.3	12.5	9.7	9.3	9.0	9.5	9.9	10.0	10.9	11.1	10.1	9.1	8.5	7.5	6.8	6.9
破綻先・実質破綻先	11.2	9.0	7.2	5.6	4.4	4.0	3.9	5.5	5.0	4.2	3.6	3.4	2.9	2.5	2.4	2.3	2.1	2.2
要管理～破綻先の合計	54.2	45.6	35.5	25.6	20.2	18.3	17.5	17.6	17.4	17.1	17.6	17.8	15.9	14.4	13.2	12.2	10.8	10.8

(注) 1. 要管理債権とは、3か月以上延滞が生じ、又は債務者の再建・支援を目的として貸出条件緩和が行われているもの。

2. 主要行の計数は、都銀と信託の合計。

3. 地域銀行の計数は、15年3月期以降増玉りそな銀行を含む。

4. 全国銀行の計数は、都銀・旧長信銀(16年4月に普通銀行へ転換した新生銀行及び18年4月に普通銀行へ転換したあおぞら銀行を含む。)・信託及び地域銀行を集計。

5. 一部の銀行においては、再生専門会社及び株式会社保有専門会社の計数を含む。

6. 預金取扱金融機関の計数は、全国銀行、協同組織金融機関、信連等及び商工中金を集計したもの。ただし、(要管理債権)については、信連等及び商工中金を含まない。

7. 不良債権とは、概して言えば、米国のSEC基準と同様、元利払いや貸出条件に問題が生じている債権(リスク管理債権又は再生法開示債権)であり、上記表中、要管理債権、破綻懸念先債権、破綻先・実質破綻先債権の合計がこれに該当し、要管理債権以外の要注意先に対する債権はこれに該当しない。

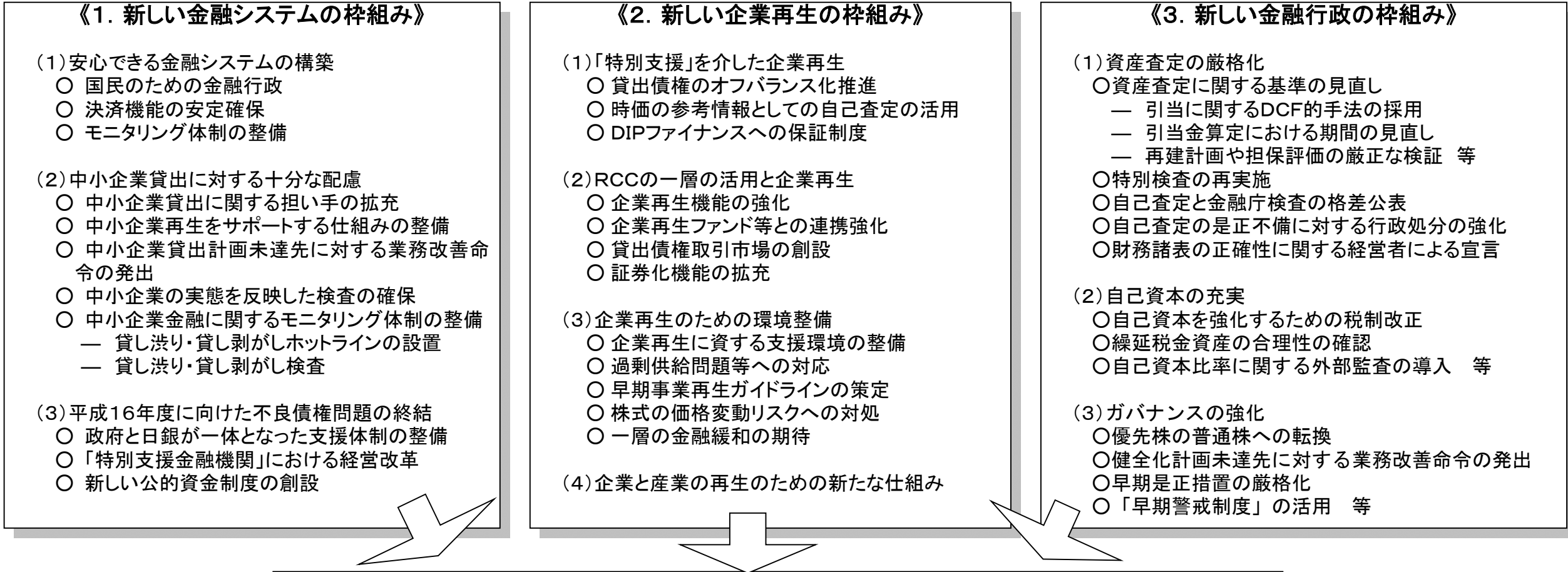
8. ()内は31年3月期時点の対象金融機関数。

金融再生プログラム

—主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生—

平成 14 年 10 月 30 日

○主要行の不良債権問題解決を通じた経済再生	←	不良債権問題の解決と構造改革の推進は「車の両輪」
○「痛み」を最小にしながら経済の活性化をより強力に推進	←	雇用、中小企業対策等とあわせて総合的な対策を実施



— 速やかに実施（平成14年11月29日に作業工程表を公表） —

※中小・地域金融機関の不良債権処理については、平成14年度内を目途にアクションプログラムを策定

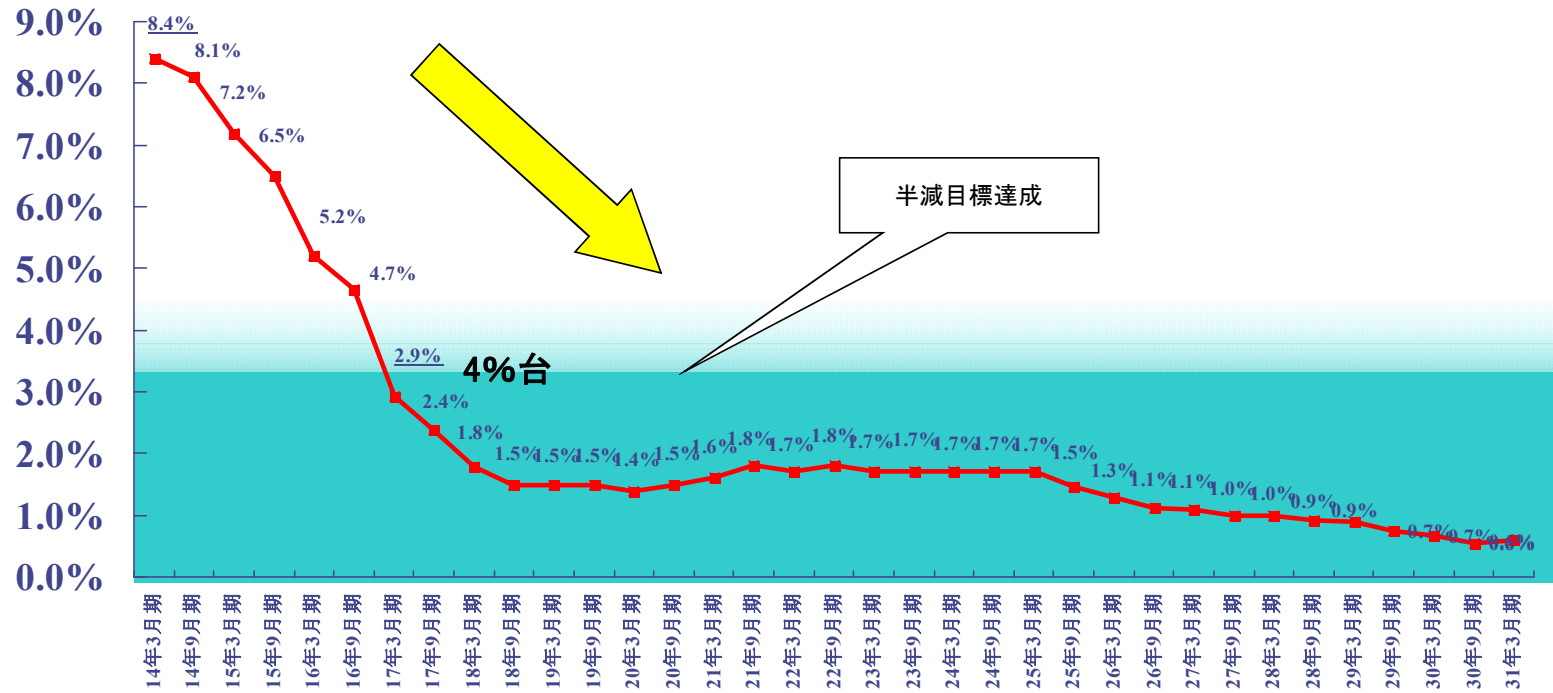
〔基本的考え方〕

日本の金融システムと金融行政に対する信頼を回復し、世界から評価される金融市場を実現

⇒ ◎平成16年度には主要行の不良債権比率を半分程度に低下させ、問題を正常化
◎構造改革を支えるより強固な金融システムの構築を目指す

不良債権比率の推移(主要行)

別紙22



○金融再生プログラム

「平成16年度(17年3月期)には、主要行の不良債権比率を現状(平成14年3月期 8.4%)の半分程度に低下させ、問題の正常化を図る」

○骨太2004

「金融分野においては、平成16年度(平成17年3月)末までに、「金融再生プログラム」の着実な推進により、不良債権問題を終結させる」

*計数は金融再生法開示債権ベース。

第3節 預金取扱等金融機関に対する金融モニタリング（別紙参照）

I 大手銀行グループに対する金融モニタリング

2018 事務年度の大手銀行グループに対するモニタリングについては、内外経済の不確実性が高まる中、収益源の拡大・多様化を企図して海外業務やグループ連携業務を推進する動きが見られることを踏まえ、①グループ・グローバルベースの経営管理態勢の高度化や、RAFやストレステストを通じたリスク管理態勢の高度化、②融資規律の維持やクレジットサイクルの転換を見据えた適切な対応、③機動的なポートフォリオ運営の態勢整備、安定的な外貨調達と外貨流動性管理、政策保有株の着実な縮減、④デジタルライゼーションの進展等、経営環境の変化に柔軟に対応できる経営・ガバナンス態勢の高度化等について深度ある対話を行った。

また、内部管理部門・事業部門責任者等の経営陣や、社外取締役や外部監査人との対話を通じて、金融業を取り巻く環境が変化する中でリスクの変容を早期に把握することに努めたほか、課題の根本原因を追究するため、経営トップや社外取締役等との間で、内部統制機能の発揮状況といったガバナンスの実効性や、リスクテイクの姿勢等の企業文化についても議論を行った。

II 地域銀行に対する金融モニタリング

2018 事務年度の地域銀行に対するモニタリングについては、ビジネスモデルの持続可能性やリスク管理態勢等に関して、金融機関ごとに異なる時間軸を意識し、「金融仲介機能の発揮」と「金融システムの安定」の両立を念頭にバランスのとれたモニタリングを実施した。具体的には、足元の健全性に問題のない多数の地域銀行については、金融仲介機能の発揮によって安定的な収益を上げることができるよう、経営トップとの対話を軸として、金融機関の内外の関係者と幅広く対話を行った。一方で、リスクの顕在化が見られる場合など、短い時間軸での対応が必要な地域銀行については、検査も活用して課題解決に向けた早急な対応を促した。

また、金融機関による金融仲介機能の十分な発揮に向け、金融機関の金融仲介の質の向上に向けた取組みの実態把握の結果や、「金融仲介機能のベンチマーク」等の客観的な指標を活用し、金融機関との間で深度ある対話を行い、顧客企業のニーズを踏まえた取組みを促した。

取引先企業の事業内容や成長可能性等の適切な評価に基づく融資・本業支援（事業性評価）については、2013 事務年度からモニタリングを実施しており、2018 事務年度も、引き続き金融機関における取組状況を把握した。

III 外国銀行に対する金融モニタリング

外国金融機関のプラクティスを我が国の金融システムの発展にも活用すべく、デジタルライゼーションの進展に応じたビジネスの変革状況、サイバーセキュリティ、

マネー・ローンダリング等の日本の金融システムに潜在的影響の大きい課題や内部監査、データガバナンス等の金融機関に共通する統制上の課題に係る対応状況について、外国金融機関の本部・日本拠点と対話を行った。

また、本邦金融機関等向けに販売する商品の動向や当該商品のリスクについて実態把握を行い、販売する商品の適合性について各種委員会によるチェックを行う体制となっていることは確認されたものの、販売商品の種類に偏りが見られたことから、適合性面については引き続き検証が必要である。

グローバルな金融システム上重要な金融機関（G-SIBs）の円滑な破たん処理準備態勢検証の一環として、これら金融機関の海外拠点による日本の顧客との直接の取引状況や、日本拠点から海外拠点への資産の移管状況についても実態把握を行い、最終的には取引残高の大部分が国外で管理されているという結果となり、海外当局との連携の必要性が改めて確認された。

IV 協同組織金融機関に対する金融モニタリング

1. 信用金庫・信用組合等に対する金融モニタリング

2018 事務年度の信用金庫・信用組合に対する金融モニタリングについては、早期に経営課題等を把握し、その改善を図るため、財務局の検査・監督部門が一体となった切れ目のないモニタリングを実施した。

具体的には、各財務局が、継続的なデータ収集・分析やヒアリング等により、所管する信用金庫・信用組合の経営上重要な課題やリスク等を整理するなどのモニタリングを充実させるとともに、リスクプロファイリングを踏まえて、ビジネスモデルや経営管理など、検証項目を絞り込んだ、オン・オフ一体での継続的なモニタリングを実施している。

(1) 信用金庫等に対する金融モニタリング

信用金庫等は、信用金庫法に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（信金中央金庫は、金融庁が検査を実施）している。

2018 事務年度は、65 金庫に対して検査を実施した。

(2) 信用組合等に対する金融モニタリング

信用組合等は、中小企業等協同組合法等に基づき金融庁が所管しており、財務（支）局が検査を実施（全国信用協同組合連合会は、金融庁が検査を実施）している。

2018 事務年度は、23 組合に対して検査を実施した。

(注) 上記 I～IV 1. のモニタリングの結果に関しては、「変革期における金融サービスの向上にむけて（平成 30 事務年度）」（2018 年 9 月 26 日公表）を参照。

2. 労働金庫等に対する金融モニタリング

労働金庫等は、労働金庫法に基づき厚生労働省と金融庁等との共管となっており、厚生労働省と財務（支）局が共同で検査を実施している（労働金庫連合会は、厚生労働省が金融庁と共同で検査を実施し、1の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫については、都道府県も検査を行うこととされており、この場合は、原則として厚生労働省が都道府県及び財務（支）局と共同で検査を実施）。

2018 事務年度は、2 金庫に対して検査を実施した。

労働金庫の検査を行う行政庁

種 類	地 区	
	都道府県の区域を越える	都道府県の区域を越えない
労働金庫	主務大臣	主務大臣 都道府県知事

（注 1） 主務大臣とは、内閣総理大臣及び厚生労働大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

3. 協同組織金融機関の中央機関の機能発揮

会員・組合員企業の経営改善提案や経営分析・モニタリング等の金融仲介機能の発揮に向けた支援に関して、財務局のモニタリング情報を活用して協同組織金融機関の抱える具体的な課題を把握し、その課題に対する取組状況について中央機関と対話を行った。

信金中央金庫においては、有価証券運用のサポートとして提供している運用商品の追加やキャッシュレス決済手段の導入支援等の取組みが進展した。また、全国信用金庫協会においても、バックオフィス事務にかかる諸課題への具体的な取組みと業界関連組織が担うべき役割を整理し、業界関連組織の更なる連携強化を進めることとした。

全国信用協同組合連合会においては、全国信用組合中央協会との一体運営による個別信用組合のサポート体制強化、インターネットバンキングの機能強化などの取組みが進展した。

全国労働金庫協会においては、勤労者の一層の生活向上を図るため、SDGs 行動指針を策定するなどの取組みが進展した。

4. 信用農業協同組合連合会等に対する金融モニタリング

農林中央金庫は、農林中央金庫法に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と金融庁が共同で検査を実施している。

また、信用農業協同組合連合会等は、農業協同組合法等に基づき農林水産省と金融庁等との共管となっており、農林水産省と財務（支）局が共同で検査を実施している。

2018 事務年度は、4 連合会（内訳は、信用農業協同組合連合会 2 連合会、信用漁業協同組合連合会 2 連合会）に対して検査を実施した。

5. 農業協同組合に対する金融モニタリング

農業協同組合は、農業協同組合法に基づき、都道府県知事（都道府県の区域を超える区域を地区とする農業協同組合を除く。）が行政庁となっているが、信用事業を営む農業協同組合に対する検査について、都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣（内閣総理大臣及び農林水産大臣）が必要があると認める場合の行政庁は、主務大臣及び都道府県知事となっている。

2010 年 6 月、農業協同組合に対する金融庁検査について、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策を採る」との閣議決定がなされたことを踏まえ、2011 年 5 月、農林水産省及び金融庁では、農業協同組合法に基づく都道府県からの要請を受けて、都道府県、農林水産省及び金融庁の 3 者が連携して実施する検査が促進されるよう、「農業協同組合法に定める要請検査の実施に係る基準・指針」を共同で策定・公表した。

2018 事務年度は、都道府県からの要請状況及び財務（支）局の検査体制の整備状況等を踏まえつつ、12 組合に対して立入検査を実施した。

信用農業協同組合連合会等の検査を行う行政庁

種 類	地 区		
	都道府県の区域を超える	都道府県の区域と同じ	都道府県の区域の一部
信用農業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
信用漁業協同組合連合会	主務大臣	主務大臣 都道府県知事	都道府県知事
農 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注 2)	都道府県知事 (注 2)
漁 業 協 同 組 合	主務大臣	都道府県知事 (注 2)	都道府県知事 (注 2)

(注 1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び農林水産大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注 2) 都道府県知事の要請があり、かつ、主務大臣が必要と認める場合は、主務大臣及び都道府県知事となる。

2018事務年度における金融モニタリングの実施状況(業態別・地域別)

業態	地域	対象機関数 (2019年6月28日現在)	検査実施機関数
銀行持株会社	全国	25	8
主要行等	全国	31	9
地域銀行	関東	22	4
	近畿	9	0
	北海道	2	0
	東北	15	2
	東海	12	2
	北陸	6	1
	中国	9	1
	四国	8	0
	九州	21	10
	計	104	20
信用金庫	関東	72	26
	近畿	29	10
	北海道	20	3
	東北	27	1
	東海	35	10
	北陸	16	4
	中国	21	4
	四国	10	2
	九州	28	5
	計	258	65
信用組合	関東	52	11
	近畿	21	5
	北海道	7	2
	東北	15	1
	東海	15	0
	北陸	6	1
	中国	10	1
	四国	3	1
	九州	17	1
	計	146	23
外国金融機関等	全国	58	0
生命保険会社	全国	42	1
損害保険会社	全国	52	0
その他金融機関	全国	4	1
政策金融機関等	全国	12	0

1. 本表には、財務局検査を含む。

2. 地域は財務局管轄区域で区分し、本店所在地により分類。

九州には、九州財務局管内、福岡財務支局管内及び沖縄総合事務局管内を含む。

3. 対象機関数は、2019年6月28日現在。

主要行等とは都市銀行、信託銀行(外資系信託銀行を除く)、決済・IT専門銀行、整理回収機構及びゆうちょ銀行をいう。

外国金融機関等とは、外国銀行支店(複数支店を有する外国銀行は1店として計上)、外資系信託銀行をいう。

その他金融機関とは、農林中央金庫、労働金庫連合会、信金中央金庫及び全国信用協同組合連合会をいう。

政策金融機関等には、独立行政法人を含む。

4. 同一年度に複数の検査を実施した場合は、実施機関数1件として計上する。

第4節 自己資本比率規制等

I 自己資本比率規制等（バーゼル規制）の概要（別紙1参照）

バーゼル規制とは、国際的に活動する銀行に適用される銀行の健全性に係る国際基準であり、「最低所要比率」（第1の柱）、「金融機関の自己管理と監督上の検証」（第2の柱）、「市場規律の活用」（第3の柱）という3つの柱から構成される。

我が国では、銀行法14条の2等に基づき経営の健全性を判断するための基準を定めること等により、①自己資本比率規制、②流動性規制、③レバレッジ比率規制（国際統一基準行のみ）を導入している。

II 関連告示等の整備

1. 流動性比率規制に関する「主要行等向けの総合的な監督指針」等の一部改正

流動性レバレッジ比率の日次報告基準の見直しを踏まえ、国際統一基準行に関連する監督指針について、2018年12月にパブリックコメントを実施し、2019年1月に改正を行った（2019年1月期より適用開始）。

2. 金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る第3の柱に関する告示及び監督指針等の一部改正

国内基準行における金利リスクに係るモニタリング手法及び開示に係る告示及び監督指針について、2018年6月にパブリックコメントを実施し、2019年2月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

3. 自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示等の一部改正

バーゼル銀行監督委員会が公表した「開示要件（第3の柱）の統合及び強化－第2フェーズ」を踏まえ、国際統一基準行に関連する告示及び監督指針について、2018年6月にパブリックコメントを実施し、2019年3月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

4. 自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示等の一部改正等

バーゼル銀行監督委員会等が公表した国際合意を踏まえ、レバレッジ比率規制の見直し、ファンド向けエクイティ出資に係る資本賦課の見直し、証券化商品に係る資本賦課の見直し等、T L A C規制の導入に係る告示及び監督指針等について、2018年12月及び2019年1月にパブリックコメントを実施し、2019年3月に改正を行った（2019年3月期より適用開始）。

III 自己資本比率規制のリスク計測手法に係る承認実績（2018事務年度）

- ・信用リスクの内部格付手法（先進的内部格付手法）…1持株会社及び1行（ふくおかフィナンシャルグループ及び福岡銀行）

資本水準の引き上げ
普通株式等Tier1比率、Tier1比率の
最低水準を引き上げ

- 資本の質の向上
- ①普通株式等Tier1に調整項目を適用
 - ②Tier1、Tier2適格要件の厳格化

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスク・アセット}} \geq 8\%$$

- 定量的な流動性規制(最低基準)を導入
- ①流動性カバレッジ比率(ストレス時の預金流出等への対応力を強化)
 - ②安定調達比率(長期の運用資産に対応する長期・安定的な調達手段を確保)

リスク・アセットの計測における過度なばらつきの問題等への対応

補完

プロンクリカリティの緩和
資本流出抑制策(資本バッファ<最低比率を上回る部分>の目標水準に達するまで配当・自社株買い・役員報酬等を抑制)など

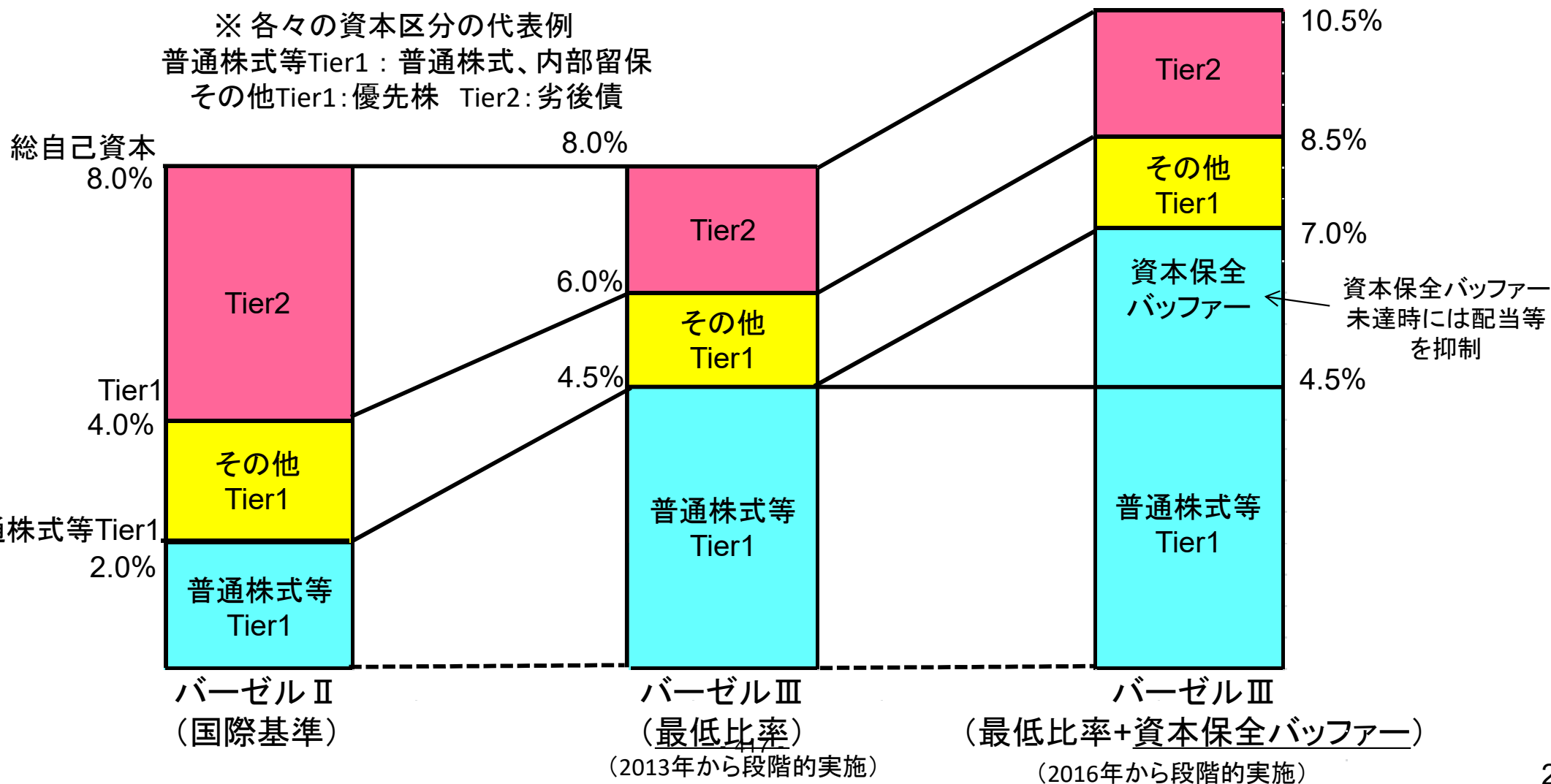
レバレッジ拡大の抑制

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{ノン・リスクベースのエクスポージャー}} \geq 3\%$$

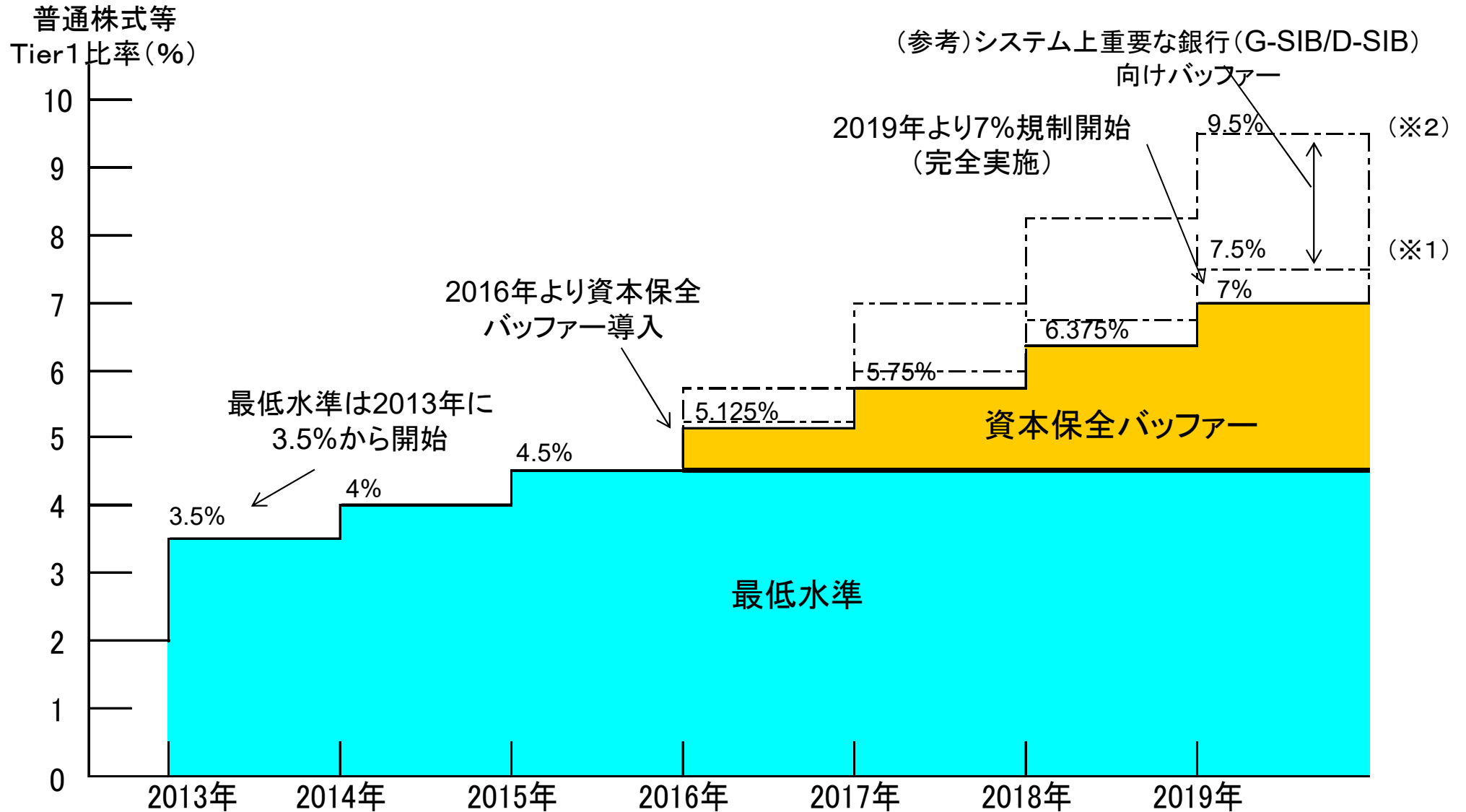
バーゼルⅢにおける自己資本の量の強化

- 銀行の健全性確保の観点から、銀行に対して、十分な自己資本の保有を義務付け。
- バーゼルⅢでは、銀行の健全性を更に高める観点から、自己資本の質の向上、量の強化を企図。

※ 各々の資本区分の代表例
 普通株式等Tier1：普通株式、内部留保
 その他Tier1：優先株 Tier2：劣後債



段階的実施のイメージ(2013年～2019年、普通株式等Tier1比率のみ)



(注1) このほか、カウンターシクリカルな資本バッファ (0~2.5%) が上乗せとして課されうる。これは、貸出等が過剰に増加して

いる時期に、将来の損失発生期に備え、普通株式等Tier1又はその他損失吸収力の高い資本の積立てを求めるもの(現在我が国は0%)。

(注2) G-SIB/D-SIBサーチャージについては、2016年から2019年にかけて、0.5%~2.5%上乗せされる(三菱UFJ:1.5%、三井住友・みずほ:1.0%(以上はG-SIB)、D-SIB各行(三井住友トラスト・農中・大和・野村):0.5%)。

(※1) はサーチャージが0.5%上乗せされた場合。

(※2) はサーチャージが2.5%上乗せされた場合。

バーゼルⅢにおける調整(控除)項目の強化

		バーゼルⅡ	バーゼルⅢ
主な対象	のれん以外の 無形資産	(控除対象外)	全額控除
	前払年金費用	(控除対象外)	全額控除
	連結外金融機関 向け出資	<p style="text-align: center;">下記を控除</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国内預金取扱金融機関への 意図的保有 ・関連会社向け出資 	<p>銀行、証券、保険を含む国内外の金融機関について、</p> <p>①資本嵩上げ目的の持合 → 全額控除</p> <p>②普通株10%以下出資先 → 自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除</p> <p>③普通株10%超出資先 → (i)普通株について自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※、(ii)その他資本について全額控除</p>
	繰延税金資産	主要行につき、Tier1の20%超 相当分を控除	<ul style="list-style-type: none"> ・繰越欠損金については全額控除 ・会計と税務の一時差異に基づくものは、自己の普通株等Tier1部分の10%超相当分を控除※
被控除資本		Tier2	普通株等Tier1

(注) 普通株等Tier1に適用される控除項目は、2014年より20%ずつ段階的に適用。

※ 10%超出資先の普通株出資相当額と一時差異に係る繰延税金資産相当額は、本邦に該当のないモーゲージ・サービシング・ライツと併せて、自己の普通株等Tier1の最大15%までが控除対象外。

自己資本比率規制

$$\text{自己資本比率} = \frac{\text{自己資本}}{\text{リスクアセット(RWA)}} \geq \begin{matrix} 8\% \\ (4\%) \end{matrix}$$

保有資産額にリスクウェイトを乗じて算出。

(例) 大企業向け貸出 × 100% + 中堅企業向け × 85% + 中小企業向け × 75% + 国債 × 0% + ……

信用リスク

貸出先(企業、個人等)の債務不履行リスク

+

市場リスク

市場の動向による保有有価証券等の価格変動リスク

+

オペレーショナルリスク

事務事故、システム障害、不正行為等で損失が生じるリスク

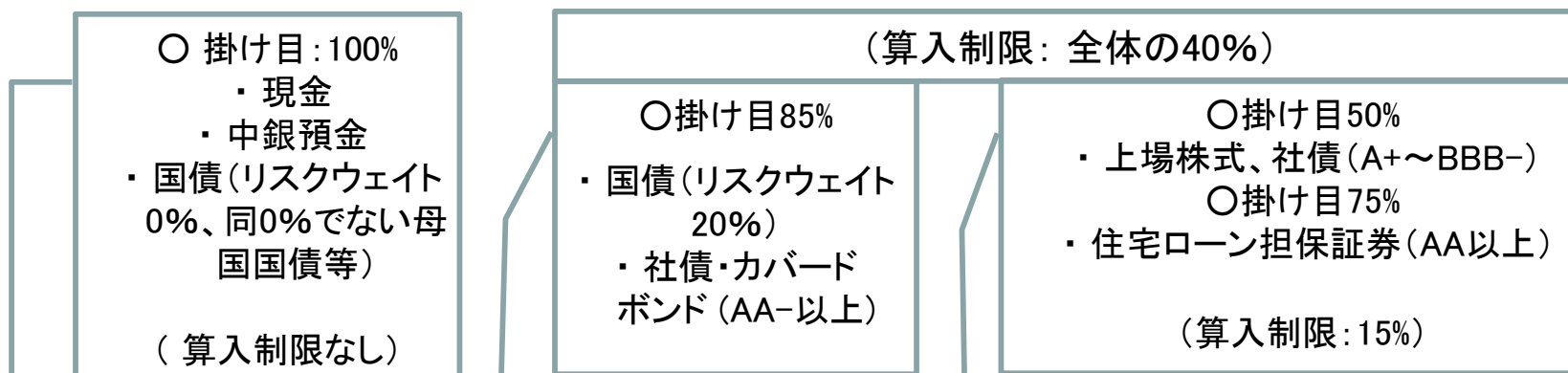
※ リスクの計測手法については、多数の銀行が採用する標準的手法と、一部の銀行が採用する内部モデル手法が存在。ただし、オペレーショナルリスクの計測手法については、今回の見直しで内部モデル手法を廃止し、一本化。

流動性カバレッジ比率 (Liquidity Coverage Ratio : LCR)

(1) 目的: 金融危機の際、多くの銀行が資金繰りに困難を生じた反省に基づき、30日間のストレス下での資金流出に対応できるよう、良質の流動資産を保有することを求めるもの。

(2) 基準の概要

— 2015年から段階的に実施



$$LCR = \frac{\text{レベル1資産} + \text{レベル2A資産} + \text{レベル2B資産}}{\text{30日間のストレス期間の資金流出額}} \geq 100\% \leftarrow 60\% \quad (2019年 \leftarrow 2015年)$$

<主な預金の流出率>

- ・ リテール・中小企業(預金保険対象).....5%(3%*)
- " (預金保険対象外).....10%
- ・ 非金融機関(預金保険対象).....20%
- " (預金保険対象外).....40%
- ・ 金融機関.....100%

*リテール・中小企業預金の流出率は過去の実際の流出率を見て決定する

<与信・流動性ファシリティ等の流出率>

- ・ リテール向け与信・流動性枠.....5%
- ・ 非金融機関向け与信枠.....10%
- ・ 非金融機関向け流動性枠.....30%
- ・ 金融機関向け与信・流動性枠.....40%
- ・ 中銀とのレポ取引.....0%

レバレッジ比率

- 銀行システムにおけるレバレッジの拡大を抑制することが目的
- 簡素な指標とすることで、リスクベースの指標（自己資本比率）を補完

$$\text{レバレッジ比率} = \frac{\text{Tier 1 資本}}{\text{エクスポージャー(オンバランス項目 + オフバランス項目)}} \geq 3\%$$

【本邦におけるこれまでの経緯】

- 2015年3月末 国際統一基準行に対して、開示規制(第3の柱)を導入
- 2019年3月末 国際統一基準行に対して、所要最低比率規制(第1の柱)を導入

【現行のレバレッジ比率規制の概要】

- 国際統一基準行を対象に、連結ベース・単体ベースで3%の最低比率を設定
- 最低比率を下回った場合には、自己資本比率規制と同様の早期是正措置を導入

第5節 資本増強制度の運用状況

I 旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法

1. 資本増強行の経営健全化計画に係るフォローアップ

2018年9月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年12月26日に、2019年3月期の経営健全化計画の履行状況報告については同年6月26日に、報告内容を公表した。(別紙1～2参照)

2. 公的資金の返済状況

2018事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、2017事務年度末時点と同様、旧金融機能安定化法、金融機能早期健全化法、預金保険法に基づく資本増強額(約12.3兆円)に対して、2019年6月末時点で約12.1兆円が返済されており、残額は約0.2兆円となっている(金額はいずれも額面ベース)。なお、既に返済されている約12.1兆円に対し、約1.5兆円の利益(キャピタルゲイン)が発生している。

II 金融機能強化法

1. 資本参加の決定

2018事務年度においては、金融機能強化法に基づく国の資本参加は行われなかった。

2. 資本参加した金融機関等の経営強化計画に係るフォローアップ

金融機能強化法に基づき、国が資本参加を行った金融機関等に対しては、法令の趣旨を踏まえた経営戦略とそれに基づく計画が営業店に浸透しているか、また、具体的な取組等が適切に評価され実行されているかといった点に加え、公的資金の返済原資の積上げと収益化が実現し返済可能性が確保されているかといった観点からモニタリングを実施し、フォローアップを行った。

また、2018年3月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については同年9月26日に、同年9月期(27金融機関)の経営強化計画の履行状況報告については2019年3月1日に、報告内容を公表した。(別紙3～16参照)

3. 経営強化計画等の公表

みちのく銀行、フィデアホールディングス(北都銀行)、東和銀行、三十三フィナンシャルグループ(第三銀行)、高知銀行、宮崎太陽銀行、山梨県民信用組合及びぐんまみらい信用組合(以上、本則)並びにじもとホールディングス(きらやか銀行・仙台銀行)(以上、震災特例)の新たな経営強化計画等について、2018年9月26日に公表した。(別紙17参照)

4. 公的資金の返済状況

2018 事務年度においては、公的資金の返済は行われなかった。

そのため、金融機能強化法に基づく資本参加額（6,893.4 億円）に対して、2018 年6月末時点で残額は4,888.4 億円となっている。

経営健全化計画履行状況報告

平成30年12月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化計画
新生	※318	※162	※370	366	158	374	405	148	320

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	12.83	12.44	12.47	8,141	8,014	8,289	63,427	64,422	66,457

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	10	10	10	2,188	2,208	2,240	27,427	13,452	29,000	31,602	11,921	24,400	73,426	32,687	69,500

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与			平均役員退職慰労金			平均給与月額		
				うち役員報酬			(百万円)			(百万円)			(千円)		
	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画	30/3 実績	30/9 実績	31/3 健全化 計画
新生	167	101	200	167	101	200	32	37	40	-	-	-	479	465	495

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	30年9月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)	30年9月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)
新生	1,288	▲ 678	168	10

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

	(億円)									
	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③ 銀行勘定のみ		不良債権処理損失額 銀行、信託勘定合算	
	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績	30/3 実績	30/9 実績
新生	18	18	36	34	30	24	84	77	▲ 9	17

○剰余金の状況

	(億円)		
	剰余金の状況(30/9期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,720	4,166	2,500

(注) 公的資金注入額ベース

別紙2

経営健全化計画履行状況報告

令和元年6月

○業務純益、経常利益、当期利益の比較

(億円)

	業務純益(注)			経常利益			当期利益		
	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化計画	31/3 実績
新生	※318	※370	※373	366	374	386	405	320	354

(注)業務純益は、一般貸引繰入前の計数。
※クレジットトレーディング関連利益等を含む。

○自己資本比率の状況(連結ベース)

(%)

(参考)

(億円)

	自己資本比率			自己資本計			リスクアセット		
	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	12.83	12.47	11.85	8,141	8,289	7,953	63,427	66,457	67,112

○リストラの状況①(役員数、従業員数等)

	役員数			従業員数			人件費			物件費(機械化費用を除く)			人件費+物件費(参考)		
	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	10	10	10	2,188	2,240	2,150	27,427	29,000	26,763	31,602	24,400	23,488	73,426	69,500	65,684

○リストラの状況②(役員報酬・賞与等)

	役員報酬・賞与(百万円) (注)						平均役員(常勤)報酬・賞与 (百万円)			平均役員退職慰労金 (百万円)			平均給与月額 (千円)		
				うち役員報酬			30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績	30/3 実績	31/3 健全化 計画	31/3 実績
新生	167	200	181	167	200	181	32	40	36	-	-	9	479	495	477

(注)使用人兼務の場合、使用人部分を含む。

○国内貸出・中小企業向け貸出の状況(実勢ベース)

	国内貸出の状況(実勢ベース) (億円)		中小企業向け貸出の状況(実勢ベース) (億円)	
	31年3月期 計画(対前期比)	31年3月期 実績(対前期比)	31年3月期 計画(対前期比)	31年3月期 実績(対前期比)
新生	▲678	2,436	10	235

(注)インパクトローンを除くベース。

○不良債権額(単体ベース)

(億円)

	①破産更生債権及び これらに準ずる債権		②危険債権		③要管理債権		①+②+③		不良債権処理損失額	
	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績	30/3 実績	31/3 実績
新生	18	21	36	61	30	20	84	102	▲9	18

○剰余金の状況

(億円)

	剰余金の状況(31/3期)	【参考】公的資金注入額 (優先株式・普通株式・劣後債・劣後ローン)	【参考】公的資金残高(注)
新生	2,926	4,166	2,500

(注)公的資金注入額ベース。

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成30年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成20年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

（注）山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	4	3	▲ 1	▲ 1	資金利益が有価証券利息配当金の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	27	29	▲ 7	+ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったものの、経費が計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
みちのく	71	80	59	▲ 12	▲ 21	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	62	67	50	▲ 12	▲ 16	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
山梨県民 (信用組合)	16	20	6	▲ 9	▲ 13	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	109	111	105	▲ 4	▲ 5	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
高 知	31	33	24	▲ 6	▲ 9	資金利益が貸出金利息の減少により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	37	46	24	▲ 13	▲ 22	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
宮崎太陽	27	29	18	▲ 9	▲ 11	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
ぐんまみらい (信用組合)	5	7	▲ 0	▲ 5	▲ 7	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
豊 和	28	24	14	▲ 14	▲ 9	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東京厚生 (信用組合)	1.45	1.33	1.42	▲ 0.03	+ 0.09	資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったものの、経費の削減等が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	13	12	21	+ 7	+ 8	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
釧路 (信用組合)	1.96	1.70	0.90	▲ 1.05	▲ 0.79	経費の削減が計画を上回ったものの、資金利益が貸出金利息等の減少により計画を下回ったことから、コア業務純益は計画を下回った。
滋賀県 (信用組合)	1.79	1.31	1.68	▲ 0.10	+ 0.37	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことや、経費の削減が計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	73.55	75.99	▲ 1.22	+ 2.44	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	64.81	64.85	+ 7.18	+ 0.04	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益がその他業務利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	64.33	62.47	71.96	+ 7.63	+ 9.49	経費（機械化関連費用を除く）は計画とほぼ同水準であったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
第 三	60.55	60.40	65.13	+ 4.58	+ 4.73	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が、資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	56.46	56.34	75.43	+ 18.97	+ 19.09	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東 和	59.78	58.27	53.49	▲ 6.29	▲ 4.78	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益がその他業務利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	67.96	67.79	73.00	+ 5.04	+ 5.21	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	63.58	63.56	74.82	+ 11.24	+ 11.26	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
宮崎太陽	62.06	60.72	66.26	+ 4.20	+ 5.54	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	79.59	79.00	97.29	+ 17.70	+ 18.29	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
豊 和	53.02	60.15	66.10	+ 13.08	+ 5.95	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	73.43	74.51	73.64	+ 0.21	▲ 0.87	業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
横浜幸銀 (信用組合)	66.76	69.22	58.39	▲ 8.37	▲ 10.83	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
釧路 (信用組合)	74.01	72.59	78.87	+ 4.86	+ 6.28	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	77.85	80.77	78.47	+ 0.62	▲ 2.30	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,510	1,552	+ 61	+ 42	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	33.20	33.30	33.41	+ 0.21	+ 0.11	
南日本	残高	3,260	3,289	3,317	+ 57	+ 28	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	41.84	41.67	41.77	▲ 0.07	+ 0.10	
みちのく	残高	4,311	4,471	5,106	+ 795	+ 635	エリア営業体制やKeyManを活用した、新規開拓や既存先の取引深耕に向けた推進活動に努め、資金需要の創出に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.34	20.68	24.10	+ 3.76	+ 3.42	
第 三	残高	5,991	6,091	6,374	+ 382	+ 282	コベナンツ活用型融資、ABLなど担保・保証に必要以上に依存しない融資や農林水産分野、医療・介護分野、環境・エネルギー事業分野への貸出の増強を積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.70	30.71	31.42	+ 0.72	+ 0.71	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,821	1,902	1,755	▲ 65	▲ 147	常勤役員の営業店担当制を導入するなど、積極的な営業活動を展開したものの、金融機関同士の競争が激化していることや計画的に不良債権のオフバランス化を実施したことなどにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	43.60	44.10	40.84	▲ 2.76	▲ 3.26	
東 和	残高	6,432	6,822	7,120	+ 688	+ 298	貸出残高は「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	31.25	31.71	30.59	▲ 0.66	▲ 1.12	
高 知	残高	3,586	3,620	3,956	+ 370	+ 336	「こうぎん・ビビッド・ファンド」の活用や、成長分野への積極的な貸出等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	34.44	34.63	35.84	+ 1.40	+ 1.21	
北 都	残高	2,715	2,814	2,902	+ 186	+ 87	事業性評価活動により顧客ニーズの掘り起こしを通じた貸出の推進等に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	20.17	20.27	21.64	+ 1.47	+ 1.37	
宮崎太陽	残高	2,243	2,520	2,529	+ 286	+ 9	貸出残高は事業性融資先への全先訪問等による取引先とのリレーション強化を目的とした営業活動に取り組んだことから、計画を上回った。貸出比率は預金の増加等により総資産が計画を上回ったため、計画を下回った。
	比率	34.94	37.45	36.91	+ 1.97	▲ 0.54	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,004	1,035	1,033	+ 29	▲ 1	既存貸出先・預金先の各上位100先に対し、訪問活動を実施したものの、融資に繋がる情報収集が十分でなく、有効な貸出見込先の確保に至らず、貸出残高は計画を下回った。貸出比率は、総資産が計画を下回ったため、計画を上回った。
	比率	28.65	29.03	29.65	+ 1.00	+ 0.62	
豊 和	残高	2,294	2,489	2,409	+ 115	▲ 80	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	43.39	41.47	+ 0.48	▲ 1.92	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	233	260	+ 37	+ 26	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の効果等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	38.86	42.64	+ 5.19	+ 3.78	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,383	2,902	+ 969	+ 519	広域信用組合であるため各地域に営業本部等（四部一室体制）を設置し、各部署において取引先への訪問頻度を高め、既存取引先から紹介を受けるなど訪問活動の徹底に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	58.99	61.40	+ 4.67	+ 2.41	
釧路 (信用組合)	残高	324	327	318	▲ 5	▲ 8	訪問頻度拡大により、取引先の課題・ニーズに対する解決策の提案に取り組んだほか、担保・保証に依存しない融資の推進等に取り組んだものの、貸出金償却及び債権売却等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	35.99	34.40	▲ 0.92	▲ 1.59	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	418	451	+ 40	+ 33	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	31.46	31.81	+ 0.95	+ 0.35	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.17	14.04	+ 4.93	+ 4.87	マッチング情報を切り口とした提案型営業、外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.61	1.64	+ 0.11	+ 0.03	取引先企業の抱える課題等を把握した上で、本部・営業店が連携して経営に関するアドバイス等を行う経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	10.35	11.66	12.76	+ 2.41	+ 1.10	お客様の事業承継ニーズに応じたサポートや、担保・保証に過度に依存しない私募債や各種ビジネスローン等の推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	2.11	2.17	3.79	+ 1.68	+ 1.62	コベナンツ活用型融資など、担保・保証に必要以上に依存しない融資への取組みや、本部企業支援部が主体となって経営相談に係る取組みを強化するなど積極的な取組みを行ったことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	5.51	6.25	6.74	+ 1.23	+ 0.49	担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等への取組や、外部機関・外部専門家との連携により、経営改善支援及び早期事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	11.72	11.93	27.91	+ 16.19	+ 15.98	外部専門機関等と連携した経営相談等の実施や、経営者保証ガイドライン適用により経営者保証を免除するなど、担保・保証に過度に依存しない融資に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	3.02	3.12	4.73	+ 1.71	+ 1.61	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援のほか、ABL手法等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	9.62	9.98	14.82	+ 5.20	+ 4.84	事業先約一万先に経営課題等を聞き取る訪問活動を展開し、ビジネスマッチング等の経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等との連携による事業再生支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
宮崎太陽	10.13	15.76	16.62	+ 6.49	+ 0.86	「たいようビジネスマッチングサービス」を活用した販路拡大支援や、外部機関との連携による事業承継支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	14.55	18.22	別紙④	+ 11.99	+ 8.32	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力して積極的に取り組み、既存融資取引先の中から特別経営支援資金の融資条件にあった見込先リストを作成し、利用推進を行ったことなどから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.80	8.97	+ 1.74	+ 1.17	外部専門家と連携した経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.60	18.16	+ 4.90	+ 4.56	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組にかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	13.47	15.67	+ 7.85	+ 2.20	経営改善計画の策定やモニタリング指導、テナント先の紹介や外部専門家と連携した経営改善に取り組んだことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.41	3.94	+ 0.75	+ 0.53	担保・保証に依存しない融資や中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携した経営改善支援に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	36.47	38.45	+ 2.39	+ 1.98	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成30年3月期の実施状況の概要

1. 経営改善の目標

1) 資金利益

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	171	160	171	+ 0	+ 11	高配当株式ETFへの投資や国債レボ取引による収益等が寄与し、資金利益は計画を上回った。

2) 一営業店当たり資金量

(単位:億円)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
全国信用協同組合連合会	6,476	7,700	7,562	+ 1,085	▲ 138	当初の想定よりも個別信用組合が有価証券の償還資金を当会預け金に預入する動きが見られず、一営業店当たり資金量は計画を下回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	残高	4,975	8,230	+ 3,255	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	44.07	+ 8.00	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年3月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績		
全国信用協同組合連合会	6.30	13.69	13.69	+ 7.39	特定信用組合において、創業に伴う金融支援のほか、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し、抜本的な経営改善計画の策定等により経営改善や再生支援に取り組んだことから、経営改善支援先割合は計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成30年3月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成23年7月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙7)

平成30年3月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 本店のほか5ヵ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台、山形、庄内、大宮の各地に法人グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 30年4月より、ブロックに1名ずつ「事業性評価アドバイザー」および「現場審査役」を配置し、営業現場の支援を強化 営業店と本部が目線を統一し、顧客目線で経営改善に取り組んでいくための体制を整備するため、「マネジメント サポート マインド(経営課題解決に向けた支援の心構え)」を制定(29年12月) 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施 	
	② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(29年度下期成約件数:67件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(29年度下期協調・紹介融資実績:9件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(29年10月開催)(仙台、きらやか) 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> 「マネジメント サポート マインド」に基づき、営業店と本部が目線を統一して、顧客目線に立った経営改善支援を進めていくため、「経営改善サポート協議会」にて支援方針を検討 事業性評価を通じ、事業内容や成長可能性等を適切に評価することで、積極的にリスクテイクを行う新たな支援手法としての取組みを実施 「ソリューション相談シート」を営業店と本部が共有することで、質の高いサービスを迅速に提供(29年度下期:196件) 地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(30年2月 第5号案件) 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興ミーティングを行い(30年2月)、被災事業者に対する本業支援の実施状況、課題等を本部・被災地域の営業店で共有し取組みを強化 「事業性評価シート」を活用(30年3月末:約1,100先)し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(29年度登録:131件) 本業支援の事例を各営業店で共有することを目的として、本業支援事例集を発刊(29年度紹介件数:76件) 	
被災者向け新規融資	事業性 消費性	6,352先/2,137億円 3,629先/226億円	1,404件/399億円 150件/19億円	38,732件/5,159億円 11,892件/1,277億円	3,640件/891億円 617件/103億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 332先/40億円	643件/200億円 104件/18億円	3,634件/915億円 177件/17億円	1,092件/192億円 75件/9億円
【参考】30/3期の貸出金残高		7,025億円	1兆209億円	1兆6,328億円	5,524億円
産業復興機構の活用		決定27先/検討中 1先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定67先/検討中 1先	決定 7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

(別紙8)

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 信用供与の円滑化のため、従来の「みやしん駅前相談プラザ」に加え、29年4月に開設の「みやしん山田相談プラザ」でも月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を開設し、これまで累計で39件(30年5月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 融資窓口の専用ブースで開催している「しんきん復興支援相談会」について、30年9月まで開催期間を延長 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する顧客の相談等に対応するため、29年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ29年度609件) 																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 外部機関等の専門的なノウハウの活用による経営改善支援として、29年10月の「ネット利活用による販路拡大セミナー」や30年3月の「事業承継セミナー」を開催 29年10月、地方創生に向けた支援の取組みとして、地域外からの転入者の金利を優遇する住宅ローンや地元木材を利用した住宅の金利を優遇するローンなどの取扱いを開始 	<ul style="list-style-type: none"> 29年10月、地域間のビジネスチャンスの創出の機会として、提携する東京東信金の取引先経営者と当金庫の取引先経営者の異業種交流会を開催 29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先21先の出展を支援 29年12月、創業支援融資商品として、最長5年間利子補給付きの「パワーアップ21」の取扱いを開始 	<ul style="list-style-type: none"> 災害復興に係る事業性ローンである「しんきん復興支援資金」について、30年9月まで取扱期間を延長 29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先13先の出展を支援 29年11月より、地域の新たな資金需要の創出等を目的として、日本政策金融公庫との協調融資商品である「創業ダブルサポートローン」の取扱いを開始 	<ul style="list-style-type: none"> 遠隔地に避難する顧客へのきめ細かな対応のため、30年3月、地図情報システムを融合した新渉外支援システムを導入 29年11月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「ビジネスマッチ東北2017」において、取引先5先の出展を支援 インターネットを活用した販路開拓支援として、ネッパン協議会との連携により、29年11月、取引先1先のハンズオン支援を開始 																
被災者向け新規融資	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,196先/177億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">603先/52億円</td> </tr> </table>	事業性	1,196先/177億円	消費性	603先/52億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">2,313先/501億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">608先/54億円</td> </tr> </table>	事業性	2,313先/501億円	消費性	608先/54億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">972先/431億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">1,019先/138億円</td> </tr> </table>	事業性	972先/431億円	消費性	1,019先/138億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">1,508先/602億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">441先/64億円</td> </tr> </table>	事業性	1,508先/602億円	消費性	441先/64億円
事業性	1,196先/177億円																			
消費性	603先/52億円																			
事業性	2,313先/501億円																			
消費性	608先/54億円																			
事業性	972先/431億円																			
消費性	1,019先/138億円																			
事業性	1,508先/602億円																			
消費性	441先/64億円																			
被災者向け条件変更	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">175先/90億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">75先/6億円</td> </tr> </table>	事業性	175先/90億円	消費性	75先/6億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">123先/61億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">295先/11億円</td> </tr> </table>	事業性	123先/61億円	消費性	295先/11億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">228先/105億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">108先/13億円</td> </tr> </table>	事業性	228先/105億円	消費性	108先/13億円	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">事業性</td> <td style="text-align: center;">452先/268億円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">消費性</td> <td style="text-align: center;">466先/38億円</td> </tr> </table>	事業性	452先/268億円	消費性	466先/38億円
事業性	175先/90億円																			
消費性	75先/6億円																			
事業性	123先/61億円																			
消費性	295先/11億円																			
事業性	228先/105億円																			
消費性	108先/13億円																			
事業性	452先/268億円																			
消費性	466先/38億円																			
【参考】30/3期の貸出金残高	295億円	454億円	653億円	864億円																
産業復興機構の活用	決定24件	決定28件	決定34件/検討中6件	決定5件																
東日本大震災事業者再生支援機構の活用	決定46件	決定27件	決定57件/検討中15件	決定5件																
個人版私的整理ガイドラインの活用	成立11件	成立26件	成立39件	成立2件																

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成30年3月期の履行状況の概要

(別紙9)

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> より多くの顧客ニーズに応えるべく、29年度も引き続き休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施(23年4月以降の相談受付:9,760件) 	<ul style="list-style-type: none"> 29年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談会を毎月実施(29年度:105件) 	<ul style="list-style-type: none"> 後継者問題に悩む小規模事業者・中小企業経営者の支援を強化するために、事業承継・M&Aマッチングサイト運営会社とビジネスマッチング契約を締結し、事業者の相談・支援に係る取組を強化 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 顧問契約を締結している中小企業診断士や福島県産業復興相談センター等の専門家を派遣し、経営改善支援を実施(29年度:15先) 29年10月、キャリア支援機構との連携により、当組合の取引先事業者向けに、人材確保に向けたセミナーを開催 被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱期間を31年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先の経営者交流会「うるしの実クラブ」の活動の一つとして、30年1月、会員同士のビジネスマッチング交流会を開催(104社・151名参加) 29年1月に全国8信組とともに設立したファンド「信用組合共同農業未来投資事業有限責任組合」より、30年3月、IT企業による農業参入した認定農業者へ、30百万円の投資を実行 顧問契約する中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローまでトータルサポートする創業支援資金「フロンティア」を引き続き提供(29年度:14件) 	<ul style="list-style-type: none"> 29年11月、地元商工会が開催した「西那須野創業塾」に、当信用組合の融資部と地域支援部職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 30年2月、地元在住の勤労者で、これまではローンを受けられなかった者も対象に含めた保証会社に頼らない消費者ローン「ハッスルトゥルー」の取扱いを開始 30年2月、顧客企業に対してライフステージに応じたコンサルティング機能の強化や中期計画の策定支援、モニタリング支援への取組に関する協力強化のために、TKC関東信越会と覚書を締結 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	613先/207億円 286先/45億円	177先/298億円 67先/10億円	3,458件(457先)/353億円 134件(84先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	495件/142億円 194件/16億円	211先/230億円 68先/8億円	3,101件/347億円 163件/21億円
【参考】 30/3期の貸出金残高		389億円	1,056億円	395億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定8先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成30年5月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年6月末時点)

金融機能強化法の本則に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 30 年 9 月期）」の概要

(注) 山梨県民信用組合、ぐんまみらい信用組合、東京厚生信用組合、横浜幸銀信用組合、

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
本則（平成 20 年改正法）に基づき資本参加を行った金融機関		
福邦銀行	21年 3月31日	60億円
南日本銀行		150億円
みちのく銀行	21年 9月30日	200億円
第三銀行		300億円
山梨県民信用組合		450億円
東和銀行	21年12月28日	350億円
高知銀行		150億円
北都銀行	22年 3月31日	100億円
宮崎太陽銀行		130億円
ぐんまみらい信用組合	24年12月28日	250億円
豊和銀行	26年 3月31日	160億円
東京厚生信用組合		50億円
横浜幸銀信用組合		190億円
釧路信用組合	26年12月12日	80億円
滋賀県信用組合		90億円
全国信用協同組合連合会	27年12月22日	106億円
全国信用協同組合連合会	28年12月27日	62.4億円
全国信用協同組合連合会	29年12月22日	100億円

釧路信用組合及び滋賀県信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取り、北都銀行はフィデアホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

(別紙11)

1. 経営改善の目標

1) コア業務純益

(単位: 億円)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	5	2	1	▲ 1	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
南日本	36	13	12	▲ 11	▲ 0	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
みちのく	59	25	19	▲ 21	▲ 6	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
第 三	50	30	28	+ 6	▲ 2	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
東 和	105	29	39	▲ 25	+ 10	資金利益が有価証券利息配当金の増加等により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
高 知	24	9	7	▲ 9	▲ 1	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。
北 都	24	8	11	▲ 0	+ 3	資金利益が有価証券利息配当金の増加により計画を上回ったこと等から、コア業務純益は計画を上回った。
宮崎太陽	18	4	5	▲ 7	+ 1	資金利益が貸出金利息の増加により計画を上回ったことから、コア業務純益は計画を上回った。
豊 和	28	15	6	▲ 15	▲ 8	資金利益が貸出金利息の減少等により計画を下回ったこと等から、コア業務純益は計画を下回った。

注)「始期比」は、30年9月期(半期)の実績を2倍にし、「計画始期の水準」(通期)と比較

2) 業務粗利益経費率 (OHR)

(単位:%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	77.21	72.95	78.28	+ 1.07	+ 5.33	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
南日本	57.67	65.73	67.76	+ 10.09	+ 2.03	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
みちのく	71.96	73.85	71.61	▲ 0.35	▲ 2.24	経費（機械化関連費用を除く）は計画を上回ったものの、業務粗利益が国債等関係損益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
第 三	65.13	64.24	63.82	▲ 1.31	▲ 0.42	業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったものの、経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことから、OHRは計画を下回った。
東 和	53.49	70.46	64.32	+ 10.83	▲ 6.14	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加等により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
高 知	73.00	71.83	73.35	+ 0.35	+ 1.52	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。
北 都	74.82	76.37	72.06	▲ 2.76	▲ 4.31	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったことや、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
宮崎太陽	66.26	73.03	71.77	+ 5.51	▲ 1.26	経費（機械化関連費用を除く）が次期システム移行に伴い計画を上回ったものの、業務粗利益が資金利益の増加により計画を上回ったことから、OHRは計画を下回った。
豊 和	53.02	55.42	67.23	+ 14.21	+ 11.81	経費（機械化関連費用を除く）が計画を下回ったものの、業務粗利益が資金利益の減少等により計画を下回ったことから、OHRは計画を上回った。

2. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小企業向け貸出残高・比率

(単位:億円、%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)	
		計画	実績				
福 邦	残高	1,491	1,515	1,556	+ 65	+ 41	事業性評価に基づく融資や課題解決型提案営業等に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	33.20	33.39	33.03	▲ 0.17	▲ 0.36	
南日本	残高	3,260	3,304	3,361	+ 101	+ 57	顧客の事業性の把握及び理解に基づく貸出を中心に、地元への融資に積極的に取り組んだことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	41.84	41.77	41.70	▲ 0.14	▲ 0.07	
みちのく	残高	5,106	5,145	5,223	+ 117	+ 78	Keyman活用による法人営業活動強化やミドルリスク層へのアプローチ強化に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	24.10	23.59	23.97	▲ 0.13	+ 0.38	
第 三	残高	6,374	6,384	6,384	+ 10	+ 0	リレーションシート等を活用した事業性評価に基づく融資やリレーション強化とソリューション提供を通じて地元三重県・愛知県の貸出金の増強に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	31.42	31.45	31.52	+ 0.10	+ 0.07	
山梨県民 (信用組合)	残高	1,755	1,755	1,718	▲ 37	▲ 37	本部の取組方針を明確にするなどにより、貸出金の増強に取り組んだものの、金融機関同士の競争が続いていることや大口貸出先等に対する追加融資の抑制等の影響により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.84	40.79	39.89	▲ 0.95	▲ 0.90	
東 和	残高	7,120	7,210	7,263	+ 143	+ 53	「TOWAお客様応援活動」を通じた本業支援に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.59	30.98	31.03	+ 0.44	+ 0.05	
高 知	残高	3,956	3,958	3,960	+ 4	+ 2	医療・福祉分野等の成長分野に対する一層のリレーション強化などによって、取引先の資金需要や各種相談にきめ細かく取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	35.84	36.20	36.73	+ 0.89	+ 0.53	
北 都	残高	2,902	2,914	2,927	+ 25	+ 13	再生可能エネルギー向け融資に加え、一万先訪問活動により顧客接点が拡大したことから、貸出残高は計画を上回ったものの、総資産が同残高以上に増加したことから、貸出比率は計画を下回った。
	比率	21.64	21.65	21.21	▲ 0.43	▲ 0.44	
宮崎太陽	残高	2,529	2,532	2,553	+ 24	+ 21	事業内容や成長可能性等を適切に評価する事業性評価により、取引先の資金ニーズへの対応に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	36.91	36.49	36.83	▲ 0.07	+ 0.34	
ぐんまみらい (信用組合)	残高	1,033	1,049	1,047	+ 13	▲ 1	中小規模事業者等へのプロパー貸出を主体として取り組んできたものの、案件の掘り起こしが不十分で伸ばせなかったことや地方公共団体貸付残高の大幅な伸びなどにより、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	29.65	30.33	29.49	▲ 0.16	▲ 0.84	
豊 和	残高	2,294	2,540	2,439	+ 145	▲ 101	取引先の資金ニーズの掘り起こしや経営改善支援活動に伴う資金供給に取り組んだものの、営業力が不十分であったこと等により、貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	40.99	43.70	41.60	+ 0.61	▲ 2.10	
東京厚生 (信用組合)	残高	223	236	259	+ 36	+ 22	営業推進本部を軸とする営業推進体制・営業店サポート体制等の強化や店舗別推進体制の再構築と各店の特性に合った業務運営等の諸施策の効果等により、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	37.45	39.17	42.63	+ 5.18	+ 3.46	
横浜幸銀 (信用組合)	残高	1,932	2,448	3,119	+ 1,186	+ 671	営業本部及び営業店において、取引先への訪問頻度を増やしメイン化を図るとともに、その人縁・地縁を活かした新規顧客の開拓を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	56.73	59.23	63.87	+ 7.14	+ 4.64	
釧路 (信用組合)	残高	324	328	324	+ 0	▲ 3	データベースを活用した融資推進対象先への訪問営業活動の強化、理事長・役員によるトップセールスの強化等に取り組んだものの、貸出金償却等の影響により貸出残高・比率ともに計画を下回った。
	比率	35.32	35.92	34.72	▲ 0.60	▲ 1.20	
滋賀県 (信用組合)	残高	411	421	474	+ 62	+ 53	融資推進店舗を選定し、外部人材を含めた人員を重点的に配置し、事業性融資先の開拓等を行ったことから、貸出残高・比率ともに計画を上回った。
	比率	30.86	31.58	32.20	+ 1.34	+ 0.62	

2) 経営改善支援先割合

(単位:%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	計画比	コメント (実績と計画の比較)
		計画	実績			
福 邦	9.11	9.19	10.89	+ 1.78	+ 1.70	マッチング情報を切り口とした提案型営業、外部支援機関との連携による経営相談支援や、ライフステージに応じた取引先支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
南日本	1.53	1.84	2.03	+ 0.50	+ 0.19	取引先企業の抱える課題等を把握した上で、本部・営業店が連携して経営に関するアドバイス等を行う経営相談支援や、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携等による事業再生支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
みちのく	7.05	7.17	10.04	+ 2.99	+ 2.87	自治体や各種支援機関との連携や、コンサルティングメニューの拡充、プロダクトサービスの強化に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
第 三	4.98	5.94	6.79	+ 1.81	+ 0.85	本部・営業店が一体となって経営改善計画の策定支援やソリューション提案等の経営相談支援のほか、提携先を活用し多様な事業承継ニーズに対するソリューション提案などの事業承継支援に取り組んだことから、計画を上回った。
山梨県民 (信用組合)	6.74	6.86	7.52	+ 0.78	+ 0.66	総合相談センターを中心とした成長分野への貸出推進に向けた取組や担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等への取組のほか、外部機関・外部専門家との連携により、経営改善支援等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
東 和	27.91	27.51	28.68	+ 0.77	+ 1.17	原則、無担保でスピーディな対応が可能な「BIZ-クイック」などを取り扱うとともに、ABL等の積極的な活用により担保・保証に過度に依存しない融資の促進に取り組んだことから、計画を上回った。
高 知	4.73	4.78	6.94	+ 2.21	+ 2.16	「営業サポート情報システム」によるビジネスマッチングや、商談会支援のほか、ABL手法等を活用した担保・保証に過度に依存しない融資等に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
北 都	14.82	14.83	15.31	+ 0.49	+ 0.48	女性及び若者、シニア層、移住者の方に焦点を当てた取組み実施により創業・新事業開拓支援先数が増加したことから、計画を上回った。
宮崎太陽	0.71	0.84	1.31	+ 0.60	+ 0.47	事業性評価による担保・保証に過度に依存しない融資等や、外部機関との連携による創業・新事業開拓支援に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
ぐんまみらい (信用組合)	26.54	28.27	38.74	+ 12.20	+ 10.47	支援先の経営課題の分析・把握等について外部専門家と連携・協力したほか、特別経営支援資金等の推奨により担保又は保証に過度に依存しない融資に取り組んだことから、計画を上回った。
豊 和	7.23	7.82	9.35	+ 2.12	+ 1.53	外部専門家と連携した経営改善計画の策定支援など取引先の経営相談支援や、担保・保証に過度に依存しない融資を推進したことから、計画を上回った。
東京厚生 (信用組合)	13.26	13.26	14.86	+ 1.60	+ 1.60	事業支援室が主体となり、支援先の経営課題の把握・分析、経営改善の取組みにかかる企画立案、経営改善計画の策定支援などについて、外部の専門家等の協力を得て取り組んだことから、計画を上回った。
横浜幸銀 (信用組合)	7.82	13.99	17.28	+ 9.46	+ 3.29	経営支援部が主体となって、経営改善計画の策定やモニタリング指導、テナントの紹介や外部専門家と連携した経営改善への取組みなど、支援先の実態に即した取組を行ったことから、計画を上回った。
釧路 (信用組合)	3.19	3.48	4.01	+ 0.82	+ 0.53	経営改善支援先を指定し、中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生に取り組んだほか、取引先の売掛債権を弁済原資とするローンの活用など担保・保証に過度に依存しない融資推進に積極的に取り組んだことから、計画を上回った。
滋賀県 (信用組合)	36.06	36.62	40.06	+ 4.00	+ 3.44	事業再生の専担組織による支援先の経営分析・把握、中小企業再生支援協議会等の外部機関との連携による事業再生支援など、本部と営業店が連携して取り組んだことから、計画を上回った。

金融機能強化法(平成20年改正法)に基づく協同組織金融機能強化方針 平成30年9月期の実施状況の概要

1. 中小企業金融の円滑化の目標

1) 中小規模事業者等向け貸出の残高及び比率

(単位: 億円、%)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
			実績		
全国信用協同 組合連合会	残高	4,975	8,607	+ 3,632	特定信用組合(資本支援を行った11信用組合)において、既存先の資金ニーズの発掘、新規事業先の開拓、融資提案型営業の推進又は成長分野への融資推進等、地域金融の円滑化に積極的に取り組んだことから、貸出残高・比率ともに計画始期を上回った。
	比率	36.07	45.19	+ 9.12	

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

2) 経営改善支援先割合

(単位: %)

	計画始期の水準	30年9月期		始期比	コメント (実績と計画の比較)
			実績		
全国信用協同組合 連合会	6.30		14.37	+ 8.07	特定信用組合において、創業支援や新事業の開拓支援のほか、事業再生が必要となった取引先に対し、中小企業再生支援協議会等の外部機関と連携し事業再生支援などに取り組んだことから、計画始期を上回った。

※全国信用協同組合連合会の数値は、資本支援を行った11信用組合の合算値

金融機能強化法の震災特例に基づき資本参加を行った金融機関における 「経営強化計画の履行状況（平成 30 年 9 月期）」の概要

金融機関名	資本参加	
	時 期	金 額
震災特例（平成 23 年 7 月施行）に基づき資本参加を行った金融機関		
仙台銀行	23年 9月30日	300億円
筑波銀行		350億円
相双五城信用組合	24年 1月18日	160億円
いわき信用組合		200億円
宮古信用金庫	24年 2月20日	100億円
気仙沼信用金庫		150億円
石巻信用金庫		180億円
あぶくま信用金庫		200億円
那須信用組合	24年 3月30日	70億円
東北銀行	24年 9月28日	100億円
きらやか銀行	24年12月28日	300億円

（注）相双五城信用組合、いわき信用組合及び那須信用組合は全国信用協同組合連合会からの信託受益権の買取りにより、宮古信用金庫、気仙沼信用金庫、石巻信用金庫及びあぶくま信用金庫は信金中央金庫からの信託受益権の買取りにより、きらやか銀行は、じもとホールディングス（持株会社）が発行する優先株式の引受けにより、それぞれ資本参加。

金融機能強化法(震災特例)を活用した4地域銀行の経営強化計画

(別紙14)

平成30年9月期の履行状況の概要

	じもとホールディングス		筑波銀行(茨城県土浦市)	東北銀行(岩手県盛岡市)
	仙台銀行 (宮城県仙台市)	きらやか銀行 (山形県山形市)		
資本参加額 (資本参加時期)	300億円(23年9月)	300億円(24年12月)	350億円(23年9月)	100億円(24年9月)

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 本店のほか5カ所に分室を設置している「地元企業応援部」に復興融資担当者や事業再生担当者が常駐し、被災者の復興相談等にきめ細やかに対応 	<ul style="list-style-type: none"> 仙山圏の仲介機能を拡充するとともに、本業支援推進態勢を強化するため、仙台、山形に法人営業グループを設置 	<ul style="list-style-type: none"> 30年4月より、ブロックに1名ずつ「事業性評価アドバイザー」および「現場審査役」を配置し、営業現場の支援を強化 30年4月より、正しいプロセスを踏んだ顧客目線の営業活動を一層強化するためにプロセス評価・目標を導入 	<ul style="list-style-type: none"> 「地域応援部」、「支店統括部」、「資産運用コンサルティング部」が各営業店と連携し、各種ソリューションの提供や経営改善支援等の本業支援への本部サポートを強化 地域の事業者にきめ細かい支援を実施するため、各営業店の取り巻く環境を勘案した「店別営業戦略」に基づいた営業推進を実施 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> グループ統一ツールである「じもとホールディングスビジネスマッチング情報」の活用による仙山圏でのビジネスマッチングの実施(30年度上期成約件数:35件)(仙台、きらやか) 両行の協調融資等による被災企業への積極的な支援(30年度上期協調・紹介融資実績:6件)(仙台、きらやか) 復興支援に向けた共同イベント等の開催による被災者支援の継続(30年10月開催)(仙台、きらやか) 被災企業等の経営改善計画の策定支援や訪問活動、コンサルタント等の外部機関と連携した事業再生支援(仙台) 店舗が再開していない津波被災地(石巻市)等での顧客利便性を確保するため、巡回型移動店舗による営業(仙台) 	<ul style="list-style-type: none"> 「経営改善サポート協議会」を開催し(30年6月)、条件変更を長期にわたり継続するなど経営課題を抱える先について、企業のライフステージに応じた経営支援に関する方針を営業店・本部一体となって検討 「2018筑波銀行ビジネス交流商談会」を開催(30年10月)し、地域資源の発信及び茨城県の枠を超えた広域マッチングの場を提供 「ソリューション相談シート」を営業店と本部が共有することで、質の高いサービスを迅速に提供(30年度上期:189件) 地域経済の活性化を目的とした「つくば地域活性化ファンド」による資金供給支援(第8号案件) 	<ul style="list-style-type: none"> 震災復興推進本部活動報告書を作成し、復旧・復興資金の実行実績や被災地域の現状等、定期的なモニタリングを継続 財務改善や資金繰り改善を図るための短期継続融資への取組強化(30年11月末:722億円) 「事業性評価シート」を活用(30年9月末:1,193先)し、企業を事業特性や成長可能性など多方面から評価することで、担保や保証に依存しない融資を推進 営業活動の中で把握した企業情報を行内イントラネットを活用し共有化することで、ビジネスマッチング等の支援を実施(30年度上期登録:51件) 		
被災者向け新規融資	事業性 消費性	6,721先/2,259億円 3,792先/231億円	1,412件/402億円 150件/19億円	41,503件/5,601億円 12,659件/1,468億円	3,675件/897億円 634件/107億円
被災者向け条件変更	事業性 消費性	248先/152億円 338先/40億円	643件/200億円 104件/18億円	3,646件/917億円 177件/17億円	1,093件/192億円 75件/9億円
【参考】30/9期の貸出金残高		7,146億円	1兆100億円	1兆6,287億円	5,665億円
産業復興機構の活用		決定28先	—	決定12先	決定57先
東日本大震災事業者再生支援機構の活用		決定67先/検討中 1件	決定 7先	決定26先	決定55先
個人版私的整理ガイドラインの活用		成立42件/検討中 2件	成立 4件	—	成立18件

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した4信用金庫の経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

	宮古(岩手県宮古市)	気仙沼(宮城県気仙沼市)	石巻(宮城県石巻市)	あぶくま(福島県南相馬市)
資本参加額 (資本参加時期)	100億円(24年2月) 【国85億円、信金中金15億円】	150億円(24年2月) 【国130億円、信金中金20億円】	180億円(24年2月) 【国157億円、信金中金23億円】	200億円(24年2月) 【国175億円、信金中金25億円】

※ 国は、信金中央金庫(信金中金)から、4信用金庫が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 信用供与の円滑化のため、従来の「みやしん駅前相談プラザ」に加え、29年4月に開設の「みやしん山田相談プラザ」でも月1回の休日相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先の課題の多様化に対応するため、適切な専門家に相談できる「相談ブース」を本店に開設し、これまで累計で61先(30年11月末)の相談を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 30年8月から、宮城県商工会連合会の「宮城県よろず支援拠点」と連携し、新設した総合相談センターにおいて、毎月2回経営相談会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 避難する顧客の相談等に対応するため、30年度も定期的な移動相談会を開催(常設相談所と合わせ30年11月末現在:517件) 																
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 30年4月、岩手県や県内金融機関等とともに地域企業が有する特許等の知的財産権を評価し、融資や経営支援に取り組むための連携組織「岩手県知財金融推進コンソーシアム」に参画 30年度から、プロパーローン「みやしん絆」について、事業性評価シートの作成を通じて取引先の実態把握を強化 	<ul style="list-style-type: none"> 30年4月、(株)日本政策金融公庫との連携による創業者向け協調融資制度「YELL(エール)」の取扱いを開始 30年8月、新たなビジネス創出、地域活性化のきっかけ作りの機会として、稚内信用金庫取引先と当金庫取引先との経営者交流会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> 29年度に引き続き、30年度も連携協定を締結する石巻市、東松島市及び女川町と「いしのまきイノベーション企業家塾」を共催 被災した事業者への支援のため、災害復興に係る事業性ローン「しんきん復興支援資金」の取扱期間を31年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> 30年4月から、テレビ会議システム端末を順次店舗窓口を設置し、お客様の要望・相談に応じて、本部の専門知識を有する職員と連携して対応 30年9月、顧客の販路開拓・拡大支援として、「2018”よい仕事おこし”フェア」において、取引先2先の出展を支援 																
被災者向け 新規融資	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>1,287先/187億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>622先/54億円</td> </tr> </table>	事業性	1,287先/187億円	消費性	622先/54億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>2,434先/522億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>648先/56億円</td> </tr> </table>	事業性	2,434先/522億円	消費性	648先/56億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>972先/445億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>1,020先/139億円</td> </tr> </table>	事業性	972先/445億円	消費性	1,020先/139億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>1,612先/637億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>462先/67億円</td> </tr> </table>	事業性	1,612先/637億円	消費性	462先/67億円
事業性	1,287先/187億円																			
消費性	622先/54億円																			
事業性	2,434先/522億円																			
消費性	648先/56億円																			
事業性	972先/445億円																			
消費性	1,020先/139億円																			
事業性	1,612先/637億円																			
消費性	462先/67億円																			
被災者向け 条件変更	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>181先/90億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>75先/6億円</td> </tr> </table>	事業性	181先/90億円	消費性	75先/6億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>123先/61億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>295先/11億円</td> </tr> </table>	事業性	123先/61億円	消費性	295先/11億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>229先/105億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>108先/13億円</td> </tr> </table>	事業性	229先/105億円	消費性	108先/13億円	<table border="1"> <tr> <td style="background-color: yellow;">事業性</td> <td>468先/273億円</td> </tr> <tr> <td style="background-color: yellow;">消費性</td> <td>473先/38億円</td> </tr> </table>	事業性	468先/273億円	消費性	473先/38億円
事業性	181先/90億円																			
消費性	75先/6億円																			
事業性	123先/61億円																			
消費性	295先/11億円																			
事業性	229先/105億円																			
消費性	108先/13億円																			
事業性	468先/273億円																			
消費性	473先/38億円																			
【参考】 30/9期の貸出金残高	296億円	445億円	666億円	882億円																
産業復興機構の活用	決定24件	決定28件	決定35件	決定5件																
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用	決定46件	決定27件	決定58件	決定5件																
個人版私的整理 ガイドラインの活用	成立11件	成立26件	成立39件	成立2件																

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)

金融機能強化法(震災特例)を活用した3信用組合の経営強化計画 平成30年9月期の履行状況の概要

	相双五城(福島県相馬市)	いわき(福島県いわき市)	那須(栃木県那須塩原市)
資本参加額 (資本参加時期)	160億円(24年1月) 【国139億円、全信組連21億円】	200億円(24年1月) 【国175億円、全信組連25億円】	70億円(24年3月) 【国54億円、全信組連16億円】

※ 国は、全国信用協同組合連合会(全信組連)から、3信用組合が発行した優先出資に係る信託受益権を買い取る方式により資本参加

被災地域における東日本大震災からの復興に資する方策の進捗状況(主なもの)

① 実施体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> より多くの顧客ニーズに応えるべく、30年度も相談所を継続開設しているほか、休日融資相談会及び夜間融資相談会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 30年度も継続して、顧問契約を締結している中小企業診断士等の外部専門家2名による中小企業・小規模事業者の経営課題解決に向けた相談を毎月実施(30年11月末現在:67件) 	<ul style="list-style-type: none"> 30年12月、那須塩原市及び第一勧業信用組合と相互の発展及び地方創生の実現に資することを目的として、包括連携協定を締結 	
② 具体的な取組み	<ul style="list-style-type: none"> 顧問契約を締結している中小企業診断士「経営改善支援コーディネーター」を支援対象先に派遣し、経営改善支援活動を実施(30年11月末現在:8先) 被災者の資金ニーズに応えるため、復興支援融資商品「そうごしんくみ復興特別資金」及び「そうごしんくみ復興アパートローン」の取扱期間を31年3月末まで延長 	<ul style="list-style-type: none"> 取引先事業者に対して後継者の有無等に関する調査を実施するほか、廃業を予定している先に対し、「福島県事業引継ぎ支援センター」と連携したM&A等のマッチング支援を推進 顧問契約を締結している中小企業診断士等が事業計画策定から融資後のフォローまでトータルサポートする創業・新事業支援資金「フロンティア」を引き続き提供(30年11月末現在:7件) 	<ul style="list-style-type: none"> それぞれ地元商工会が開催した、30年7月の「創業支援塾」、10月及び11月の「西那須野創業塾」に、融資部と地域支援部の職員が講師として参加し、地域経済の活性化等に貢献 「融資専門担当者(チームHOT)」の「特別貸出FS」活動の実施による、地域の中小零細事業者への円滑な信用供与、再生支援、経営支援への積極的な取組 30年11月、日本政策金融公庫との協調融資商品「創業サポートローン・ハスルトウギャザー」の取扱いを開始 	
被災者向け 新規融資	事業性 消費性	616先/209億円 290先/45億円	177先/316億円 67先/10億円	3,612件(457先)/376億円 137件(84先)/3億円
被災者向け 条件変更	事業性 消費性	533件/152億円 195件/16億円	211先/230億円 68先/8億円	3,260件/362億円 172件/22億円
【参考】 30/9期の貸出金残高		390億円	1,074億円	401億円
産業復興機構の活用		決定5件	決定4先	—
東日本大震災事業者 再生支援機構の活用		決定3先	決定8先	決定3先
個人版私的整理 ガイドラインの活用		成立2件	成立3件	—

※ 計数は平成30年11月末時点(ただし、産業復興機構、東日本大震災事業者再生支援機構及び個人版私的整理ガイドラインに係る計数は平成30年12月末時点)

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要①【みちのく銀行・第三銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
みちのく銀行 (21年9月) [200億円]	コア業務純益	59	63	3	○創業から事業再生まで一貫した支援体制の構築 - 創業・新事業支援を強化するため、「創業支援室」を新設(30年4月) - セグメント別営業の再構築を行うことで、ミドルリスク層に対する支援体制を強化 - 事業承継に係る課題解決のため、業務提携先と連携の強化等のサポート体制を構築 - 営業利益改善支援活動(戦略ミーティングを軸とした法人営業、法人ソリューションサービスの拡充など) - みちのくサービサーの設立 ○ライフプラン実現に向けたコンサルティングの実践 - 専門的知識・スキルを持ったスタッフを70名以上配置、休日営業拠点を5ヶ所から16ヶ所に拡充 ○デジタル技術を通じた業務効率化と店舗の統廃合 - 新システム導入により、従来型業務を15%削減 - 戦略的な出店と店舗の統廃合を実施 ○KPI(経営改善の目標を達成するための評価指標) - 主要戦略に基づいた施策の効果を評価するKPIを設定
	業務粗利益経費率	71.96	70.02	▲ 1.94	
	中小企業向け貸出残高	5,106	5,356	250	
	同 貸出比率	24.10	24.23	0.13	
	経営改善支援先割合	7.05	9.60	2.55	
第三銀行 (21年9月) [300億円]	コア業務純益	50	64	13	○リレーシヨンの構築とソリューションの提供 - 事業性評価に基づく融資や本業支援の強化 - 経営改善計画策定先等のミドルリスク先への経営改善支援 - 三重県中南部地域活性化推進プロジェクトへの取組 ○経営の効率化・最適化 - 三重銀行との経営統合や営業戦略を踏まえた効率的で強力な営業体制の構築 - 将来的な合併を踏まえた店舗ネットワークの最適化や店舗の効率化 ○人材力の強化 - 高いコンサルティング力を有する人材育成 - 預り資産の販売や融資推進に関する研修の充実 - 働き方の改革等による組織の活性化 ○内部管理態勢の強化と地域社会への貢献 - コンプライアンス態勢の強化 - CSRの取組強化
	業務粗利益経費率	65.13	63.08	▲ 2.05	
	中小企業向け貸出残高	6,374	6,524	150	
	同 貸出比率	31.42	31.69	0.27	
	経営改善支援先割合	4.98	6.02	1.04	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要②【東和銀行・高知銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
東和銀行 (21年12月) [350億円]	コア業務純益	105	106	0.4	○本業支援 ー ゆうちょ銀行との地域経済活性化ファンドを活用したエクイティ性資金の供与 ー リレバン推進部お客様応接室の機能を強化し、ビジネスマッチングや提案活動を強化 ー リレバン推進部にコンサルティング室を新設し、事業承継・M&Aなど専門性の高い支援業務の強化を図る ー 経営者保証ガイドラインの積極適用 ○経営改善支援・事業再生支援 ー ミドルリスク層の事業内容を理解した上で、短期継続融資やリファイナンスといった手段を活用 ー 審査管理部企業支援室の機能強化 ○資産形成支援 ー 外部専門機関との協働による顧客本位の投信業務プロジェクト ー 資産形成プロモーターの養成 ○KPI(重要業績評価指標)の設定 ー お客様応援活動の強化・深化に向けた諸施策の実効性の担保と進捗度合いの計測のため、KPIを設定
	業務粗利益経費率	53.49	53.48	▲ 0.01	
	中小企業向け貸出残高	7,120	7,660	540	
	同 貸出比率	30.59	31.82	1.23	
	経営改善支援先割合	27.91	28.67	0.76	
高知銀行 (21年12月) [150億円]	コア業務純益	24	24	0.05	○BPR効果の最大化と営業基盤の強化 ー BPRにより事務負担を軽減させ、創出される時間・力を営業活動の質と量の向上に充て、営業人員を増強 ー 業務効率化を目的とした顧客情報管理システムの高度化や、行内データベースの統合管理などの更なるIT化促進の検討 ○事業性評価に基づく融資の増強 ー 取引先ごとの課題に応じたコンサルティングや、ソリューション提供のためのプラットフォームの構築 ー 顧客セグメンテーションに基づくソリューションや融資等の提案による付加価値を提供 ー 課題解決に向けたプロセスに対する独自ベンチマークの設定と営業店の業績評価への反映 ○個人取引の強化 ー ライフステージに応じた金融商品の提供 ○顧客接点の拡大と店舗間連携の強化 ー 営業区域の特性に応じた店舗機能への特化
	業務粗利益経費率	73.00	70.03	▲ 2.97	
	中小企業向け貸出残高	3,956	4,003	47	
	同 貸出比率	35.84	36.35	0.51	
	経営改善支援先割合	4.73	5.00	0.27	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要③【北都銀行・宮崎太陽銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
北都銀行 (22年3月) [100億円]	コア業務純益	24	24	0.5	<p>○お客さま本位の徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> 「一万先訪問活動」の徹底と浸透 事業性評価活動を通じたコンサルティング営業の強化 中小企業の経営力向上へ向けた支援 <p>○地域貢献力の向上</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方創生への取組強化 再生可能エネルギー分野の取組強化 真の経営改善、事業再生支援に向けた適切なソリューションの提供 <p>○経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 強固な有価証券ポートフォリオの構築 働き方改革の推進 営業店事務の省力化を中心とした業務効率化 収益管理態勢の高度化により、営業店の収益に関する意識向上
	業務粗利益経費率	74.82	73.21	▲ 1.61	
	中小企業向け貸出残高	2,902	2,986	84	
	同 貸出比率	21.64	21.79	0.15	
	経営改善支援先割合	14.82	14.90	0.08	
宮崎太陽銀行 (22年3月) [130億円]	コア業務純益	18	18	0.1	<p>○ファイナンス以外での価値あるサービス提供に有用なお客さま自身の事業運営課題認識の収集</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業内容の情報に基づいた融資関連情報以外のサービス提供 事業運営上の課題認識をデータベース化し、事業性評価手法として資金供給や本業支援等に多面的に活用 <p>○販路開拓支援における潜在的な排除の克服</p> <ul style="list-style-type: none"> 「本業サポートWith」による販路開拓支援を開始 隣県第二地銀と販路開拓支援の業務フロー・専用データベースシステムの共同化を行う業務提携 <p>○地域経済活性化に向けた経営資源の傾斜配分</p> <ul style="list-style-type: none"> 預り資産や個人ローン推進の本部集中化 <p>○ビジネスモデル変革に不足するインフラ整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 有用情報収集対応データベースシステム整備
	業務粗利益経費率	66.26	65.57	▲ 0.69	
	中小企業向け貸出残高	2,529	2,934	405	
	同 貸出比率	36.91	39.75	2.84	
	経営改善支援先割合	0.71	0.95	0.24	

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要④【仙台銀行・きらやか銀行】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

銀行名 (時期) [資本参加額]	新計画における新たな取組み
仙台銀行 (23年9月) [300億円]	<p>○本業支援の取組強化策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 業務提携先の活用研修や商談会参加型研修等を通じて、企画提案力を向上させ、多様化する経営課題に対応できる人材を育成 － ビジネスマッチングやM&A等の好事例を行内提供し本業支援のノウハウの共有と高度化を図る － ビジネスマッチング情報をリニューアルし、取引先へ継続的に情報提供を行うことでビジネスマッチングの裾野を更に拡大 － 事業ニーズに応じて業務提携先等の県内各種相談機関と外部連携 <p>○実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援充実を図る － 本業支援室に被災企業へのコンサルティング活動を行う企画室を統合し、被災企業の多様な相談等にさらにきめ細やかに対応する体制を構築 <p>○復興に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> － きらやか銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、協調融資やビジネスマッチングを実施 － 現場訪問を通じて支援先の事業計画の進捗状況や計画課題の把握に継続的に努め、資金繰りや計画改善なども含めた様々な相談に対応 <p>○経済活性化に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 外部専門家等と連携し、取引先への帯同訪問などにより経営課題を把握し解決に向けて専門的な伴走型の支援を実施 － 引き続き中小企業再生支援協議会等と連携した事業再生計画の策定支援、外部機関との連携によるDDSの実施、再生ファンドや「個人版私的整理ガイドライン」の活用促進 － 創業期企業への本業支援を通じて、新たな産業の育成などに取組み地域経済の活性化を図る
きらやか銀行 (24年12月) [300億円]	<p>○本業支援の取組強化策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地域経済の中心を担いながらも、「本当に本業支援を必要としている先」へ経営資源を集中する、『中小企業成長戦略』を推進し、取引先の資金繰り安定を図る「財務の本業支援」と、取引先の課題解決・成長を図るための「成長の為の本業支援」を実施 － 取引先従業員資産形成など、福利厚生充実の取組みを実施 <p>○実施体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> － 引き続きじもとHDに設置した「本業支援戦略部」を中心に事業コーディネーターによる支援充実を図る － コンサルティング機能を有する「きらやかコンサルティング&パートナーズ㈱」を設立し、銀行の枠にとられない最適なソリューションを提供 － 「本業支援本部」を新設し営業戦略の企画立案を一本化するとともに、事業再生支援部門を統合したことにより経営改善ノウハウを取込みライフサイクルに合わせた支援体制を強化 <p>○復興に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 仙台銀行と定期的に情報交換会を実施し、宮城県内の情報を一元管理したうえで、協調融資やビジネスマッチングを実施 － 法人営業グループが中心となって、仙台地区店舗における法人営業担当者との帯同訪問や新規開拓トレーニーの実施等により、新規創業を積極的に支援 <p>○経済活性化に資する方策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 小規模企業や創業間もない企業の売上増強をサポートする本業支援として「日報型コンサルティング」に取組み、専担者による日次アドバイスを実施し、定期面談により目標達成を支援 － 特に経営改善支援を要すると判断した先には、税理士及び会計士等とも協同し、本支店一体となった改善支援及び管理を実施 － 企業向け人材育成のための体系的なカリキュラムに基づく「きらやか人材育成プログラム」を制定し、取引先企業の人材育成に資するセミナー等を提供

金融機能強化法に基づく新たな「経営強化計画」の概要⑤【山梨県民信用組合・ぐんまみらい信用組合】

(平成30年9月26日(水)公表)

(単位：億円、%)

信用組合名 (時期) [資本参加額]	経営改善の目標 信用供与の円滑化の目標	計画始期 (30/3期)	計画終期 (33/3期)	始期比	新計画における新たな取組み
山梨県民 信用組合 (21年9月) [450億円]	コア業務純益	6	20	13	<p>○中小規模事業者等向けの信用供与円滑化の方策</p> <ul style="list-style-type: none"> － 中小規模事業者等への訪問営業を徹底 － 総合相談センターを中心とした成長分野への貸出推進 － 専担部署による経営改善計画策定のサポート <p>○創業又は新事業開拓、事業承継に係る支援等</p> <ul style="list-style-type: none"> － 総合相談センターをコンサルタント機能発揮の拠点として創業・新規事業を支援し、新規顧客獲得と補助金申請支援を更に強化 － 取引先への情報提供や専門家の無料相談会等の斡旋やセミナーによる事業承継支援 <p>○担保又は保証に過度に依存しない融資の促進等</p> <ul style="list-style-type: none"> － 動産担保融資に関する研修、本部職員同行訪問等によるOJTの実施 － 『経営者保証に関するガイドラインの適用マニュアル』の趣旨を踏まえた対応 <p>○経営改善支援への取組強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 外部機関、外部専門家と連携したきめ細かな経営改善支援及び早期事業再生支援の実施 － 本部と営業店間の緊密な連携と意思疎通による実効性の高い経営改善支援体制の構築
	業務粗利益経費率	75.43	53.88	▲ 21.55	
	中小企業向け貸出残高	1,755	1,783	27	
	同 貸出比率	40.84	40.92	0.08	
	経営改善支援先割合	6.74	7.44	0.70	
ぐんまみらい 信用組合 (24年12月) [250億円]	コア業務純益	▲ 0	8	8	<p>○地域性・店舗特性に配慮した融資営業の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 群馬県を主要産業分布に応じた4つの地域に分類する「4ブロック制」を導入 － 4ブロック内の各営業店は地域特性に配慮した営業推進策を策定 <p>○中小規模事業者の経営改善支援への取組み</p> <ul style="list-style-type: none"> － 支援先の経営課題の解決・経営目標実現の方策の提案や、経営改善計画策定の支援 <p>○経営者保証に関するガイドラインの活用</p> <ul style="list-style-type: none"> － 地域経済活性化支援機構の特定支援など「経営者保証に関するガイドライン」を有効活用 <p>○経営改善等支援の取組みの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> － 定量・定性分析、事業性評価、経営改善支援などをテーマとした研修による職員のスキルアップ － 外部機関等へ派遣され専門知識を習得した職員による、職員向け勉強会により当組合の事業性評価力を向上 － 信用保証協会等外部機関と連携した創業支援、経営改善・再生支援
	業務粗利益経費率	97.29	74.40	▲ 22.89	
	中小企業向け貸出残高	1,033	1,128	94	
	同 貸出比率	29.65	32.39	2.74	
	経営改善支援先割合	26.54	44.42	17.88	

第6節 金融仲介機能の質の改善等に向けた取組み

I 金融仲介の改善に向けた検討会議

金融行政について民間の有識者の有益な意見や批判を継続的に反映させる取組みの一環として「金融仲介の改善に向けた検討会議」を2015年12月18日に設置し、同会議において、産業・企業の生産性向上や新陳代謝の促進への貢献、担保・保証依存の融資姿勢からの転換、金融当局に求められる役割など金融仲介のあるべき姿等について、継続して議論を行っている。

2018事務年度における開催状況と主なテーマは以下のとおり、

- ① 第15回（2018年11月13日開催）
 - ・2018事務年度における地域金融行政の進め方について
- ② 第16回（2018年1月21日開催）
 - ・金融仲介の発揮状況に関する「見える化」の進め方について
 - ・企業アンケート調査について（2017年度調査の振り返りと2018年度調査の方針）
 - ・金融庁における地域銀行のモニタリング態勢の変更について
- ③ 第17回（2019年2月26日開催）
 - ・早期警戒制度の見直しについて
- ④ 第18回（2019年5月31日開催）
 - ・金融仲介に係る今事務年度の取組みについて

II 企業アンケート調査

顧客企業による金融機関の評価を明らかにするため、金融庁では、2015年度より地域銀行をメインバンクとする企業に対してアンケート調査を実施している。2018年度では、前年度の調査で一定の改善の兆しが窺われた「金融機関による顧客企業の事業内容等の理解や顧客と向き合う意識・取組姿勢」の次のステップとして、「銀行から顧客企業への経営課題や評価の情報のフィードバック」とそれに関する「顧客企業の認識との一致」の状況等を確認する観点から、約3万社に対しアンケート調査への協力を依頼し、9,371社から回答を得た（回答率約3割、地域銀行1行あたりの平均回答社数135社）。

主な調査結果は以下のとおり。

- ① 地域金融機関の事業性評価の進展により、経営課題について納得感のある分析や対応を行っていると考えられる企業は約半数に上る
- ② これらの企業の9割弱が、当該金融機関との取引継続を強く希望している

こうした結果からは、金融機関が金融仲介機能を発揮していく上で、取引先企業の経営課題等に耳を傾け、企業と向き合うことはもとより、自身の分析結果を伝え、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関にとっても安定的な顧客基盤の確保につながっていくことが窺われる。(別紙1)

Ⅲ 金融仲介の取組みの「見える化」と「探究型対話」

1. 金融仲介の取組みの「見える化」

「未来投資戦略2018」に記載された「金融仲介の取組状況を客観的に評価できる指標群(KPI)」の素案について、比較可能性や客観性確保の観点から、統一された定義とすることに加え、安易な計数作りにつながらないこと、金融仲介の質の向上を実態として促すこと等の観点を重視して検討を進めた。

2. 地域金融機関との深度ある「対話」の構築・実践

地域企業のほか、地方自治体や商工会議所・商工会等の支援関係者との対話等を通じて、地域の関係者との関係を構築しつつ、地域の実態把握を進める「地域生産性向上支援チーム」を組成し、2つのエリアにそれぞれチームを長期間派遣した。

一つのチームは、まずは探究すべき点の明確化と具体的なプロセスの基盤づくりを目的として、特定の地域銀行の協力を得て、主に地域金融機関との金融仲介機能の発揮を軸としたビジネスモデルに関する探究型対話の試行的実践を行った。具体的には、当該銀行の経営理念等を深く理解することから始め、既成の答えありきや答探しの議論ではなく、当該銀行の経営戦略をもとに創発的な対話を行うために、頭取から本部各部門、営業店まで様々な階層の者とフラットな関係で対話を行った。

また、もう一つのチームでは、上記のような地域金融機関との探究型対話の質を高め、地域金融機関にとっての新たな「気づき」に資することができるよう、東北地区において、主に関係者との対話を通じた情報収集や、地域の産業構造や金融環境の実態調査・分析を実施した。

(注) 金融仲介に係る具体的な取組内容については、「金融仲介機能の発揮に向けたプログレスレポート」(2019年8月28日公表)を参照。

Ⅳ 経営者保証に関するガイドラインの活用促進

経営者保証に関するガイドラインの積極的な活用により、中小企業等の経営者による思い切った事業展開や円滑な事業承継、創業を志す者の起業への取組みの意欲の増進が図られることによって、中小企業等の活力が一層引き出され、ひいては、日本経済の活性化に資することが期待されている。当庁としては、金融機関等によ

るガイドラインの積極的な活用を通じ、ガイドラインが融資慣行として浸透・定着することが重要であるとの認識の下、以下のような取組みを実施した。

- ① 「成長戦略（2019年）」（2019年6月21日閣議決定）において事業承継時に焦点を当てた「経営者保証に関するガイドライン」の特則を策定するとともに、金融機関における金融仲介機能の取組状況を客観的に評価できる指標群（KPI）を設定し2019年度下期以降の状況の公表を促す旨を記載。
- ② 民間金融機関におけるガイドラインの活用実績の集計結果を公表（2019年1月、2019年6月）。（別紙2参照）
- ③ 経営戦略におけるガイドラインの位置付け等について、地域銀行全体の現状を把握することで、経営トップを含めた金融機関との対話に繋げ、ひいては更なるガイドラインの活用を促すため、地域銀行全行にアンケート調査を実施し、その結果を公表（2019年4月）。
<https://www.fsa.go.jp/news/30/ginkou/20190411/01.pdf>
- ④ 年末に行っている金融業界団体との意見交換会及び事業者の資金需要が高まる年度末の機会に合わせて、金融機関に、中小企業等の顧客に対し、積極的にガイドラインの周知を行うとともに、ガイドラインの更なる活用に努めること等を要請（2018年12月、2019年2月）（別紙3参照）
- ⑤ 地域経済活性化支援機構において、経営者保証付債権等を買取り、ガイドラインに沿った整理を行う特定支援業務について、2014年10月の業務開始以降、2019年6月末までに、100件の支援を実施

V 金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム

各財務（支）局（沖縄総合事務局を含む。）において、「金融機関と地域との連携のあり方」をテーマとして「金融仲介の質の向上に向けたシンポジウム」を開催（2019年2～3月）した。本シンポジウムでは、有識者や専門家による講演及び、有識者と地域関係者（地元企業経営者等）によるパネルディスカッションを通じて、地域金融機関における組織的・継続的な地域企業への支援に向けた取組みを促した。

VI 認定支援機関による経営支援

2012年8月末に、「中小企業経営力強化支援法」の施行に伴い、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を改正し、財務、会計等の専門的知識を有する者（商工会・商工会議所、税理士や金融機関等）を経営革新等支援機関として国が認定し、認定を受けた経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）が、中小企業業者等に対し、経営状況の分析（運転資金の確保や業務効率化等）、事業計画策定及び実施に係る指導・助言等の支援を行う制度を構築してきた。

認定支援機関の認定後の経営支援能力を維持・確保する観点から「中小企業等

経営強化法」を改正し、認定支援機関の認定期間に5年の有効期間を設け、期間満了後に改めて業務遂行能力を確認する更新制度が導入された（2018年7月9日施行）。また、制度の趣旨、目的を踏まえ、認定支援機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するため、「認定経営革新支援機関の監督の基本的な指針」を策定した（2018年12月27日施行）。なお、2019年6月30日現在で、32,852件の認定支援機関（うち金融機関496件）を認定している。

Ⅶ 地域経済活性化支援機構（REVIC）等の積極的な活用

地域金融機関の取引先企業に対する経営課題の解決策の策定及び実行支援といった企業支援機能の強化に向け、REVIC及び日本人材機構を積極的に活用するよう、業界団体との意見交換会や金融機関との対話等を通じて促した。

Ⅷ 金融の円滑化に向けた取組み

1. 中小企業金融の現状

（1）資金繰り等に関する中小企業の判断

中小企業の資金繰りに関する判断の指標である日銀短観の「資金繰り判断D.I.」（D.I.＝「楽である」と回答した社数構成比－「苦しい」と回答した社数構成比）をみると、2019年6月期では+17（対前年同月比+4）となっている。（別紙4参照）

（2）融資残高等

2019年6月の民間金融機関の法人向け融資残高についてみると、中小企業向けが対前年同月比2.5%の増加、中堅・大企業向けが同3.4%の増加となっている。（別紙5参照）

2. 対応

このような現下の状況のもと、地域や中小企業等も含めた経済の好循環の更なる拡大を実現するために、金融機関による適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮がより一層重要となってくることから、中小企業金融をはじめとした金融の円滑化に向けて、以下のとおり各種施策を講じてきた。

（1）中小企業金融等のきめ細かな実態把握

ア. 貸付条件の変更等の実施状況

2018年4月から2019年3月末までの間に金融機関が実行した貸付条件の変更等の割合は、中小企業向け貸付及び住宅ローンの双方で、審査中の案件を除き、9割を超える水準となっており、全体として、金融機関の

条件変更等の取組みは着実に進められている。(別紙6参照)

なお、貸付条件の変更等の実行率は全体で95%を超える水準で推移しており、条件変更等の取組みは金融機関に定着してきたことを鑑み、年次で求めていた「貸付条件の変更等の割合」の報告については、2018年度の計数の報告をもって一旦休止し、本件報告を取り止めたことにより金融機関に定着している金融円滑化の取組みに変化が生じた場合、あるいは経済情勢の急激な変化により金融円滑化への取組みを強化する必要がある場合等には、再度、当該報告・開示を依頼することとした。

イ. 「金融円滑化ホットライン」等における情報の受け付け

金融サービス利用者相談室、「中小企業等金融円滑化相談窓口」及び「金融円滑化ホットライン」により、中小企業など借手の方々からの情報を直接受け付け、金融機関に対する検査・監督に活用している。特に、「貸し渋り・貸し剥がし」等に関する情報のうち、情報提供者が金融機関側への申出内容の提示に同意している情報については、当該金融機関に対し事実確認等のヒアリングを実施している。

(2) 金融機関に対する要請及び中小企業等への周知・広報

ア. 金融機関トップへの直接の要請

金融担当大臣と金融機関トップとの意見交換の機会に、金融機関に対して、適切かつ積極的な金融仲介機能を発揮し、中小企業等に対して円滑な資金供給を図るという金融機関本来の使命を十分に発揮していくよう要請した。具体的には、2018年12月10日に全銀協、地銀協、第二地銀協、全信協、全信中協、政府系金融機関等の代表を招き、金融担当大臣、経済産業副大臣等から要請するとともに、融資動向等についての意見交換を行った。

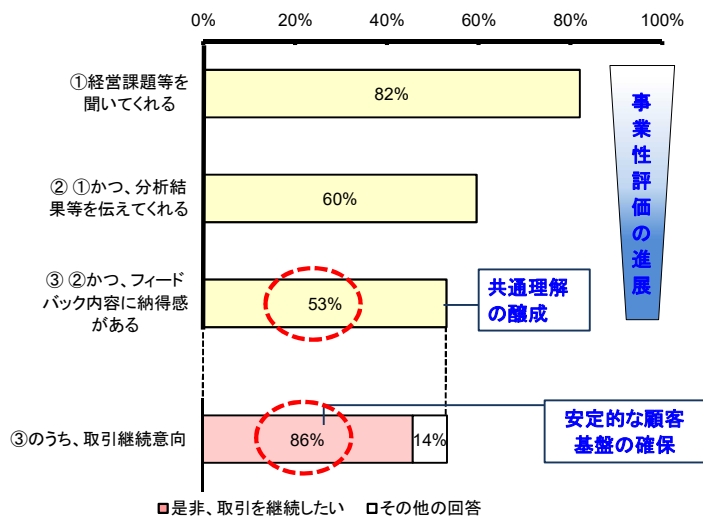
イ. 文書による要請

2018年12月10日及び2019年2月28日に、金融機関に対し、中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化に一層努めるよう要請する文書を発出した。

- 金融仲介機能の発揮については一定の進展。「企業アンケート調査」によれば、「自社の経営課題につき地域金融機関が納得感のある分析や対応を行っている」と考える企業が約半数(53%)（「金融仲介機能のベンチマーク」からも、事業性評価に基づく融資の進展が見て取れる）
 - また、このうちの9割弱(86%)の企業が、金融機関との取引継続を強く希望。企業の経営課題に耳を傾け、企業との間で認識を一致させて共通理解の醸成を進めていくことが、金融機関の安定的な顧客基盤の確保にも寄与
 - 金融機関による融資以外のサービス提供を望む企業は少なくない(※)が、実際に金融機関から経営改善支援サービスの提案を受けた企業は約3割(融資等の提案を受けた企業は約6割)。地域金融機関による、企業ニーズのくみ取りとこれに応じた各種サービス提供を期待
- (※)過去1年間で金融機関からの「融資を必要としなかった」とする企業のうち、7割超が融資以外の「サービス提供」を受けたいと回答

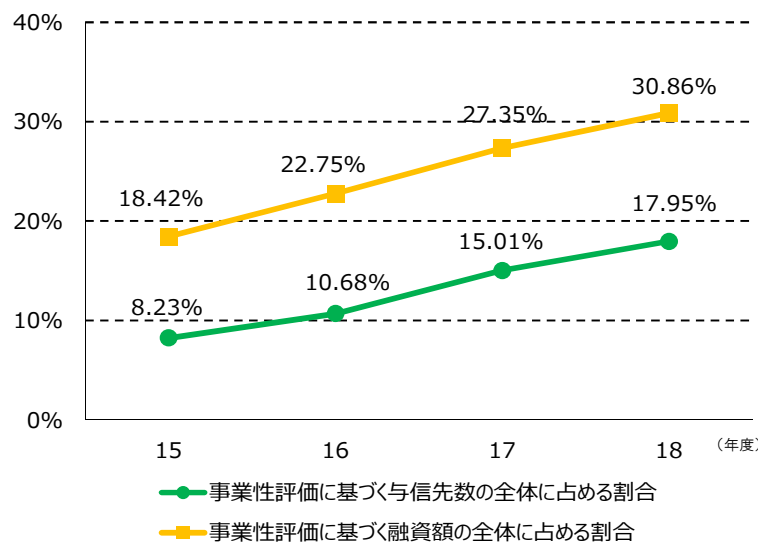
事業性評価の進展状況

平成30年度 企業アンケート調査の結果



※)なお、③以外の先のうち、「是非、取引を継続したい」と回答した者は約6割。

(参考)金融仲介機能のベンチマーク
(事業性評価に基づく与信先数・融資額の全体に占める割合の推移)

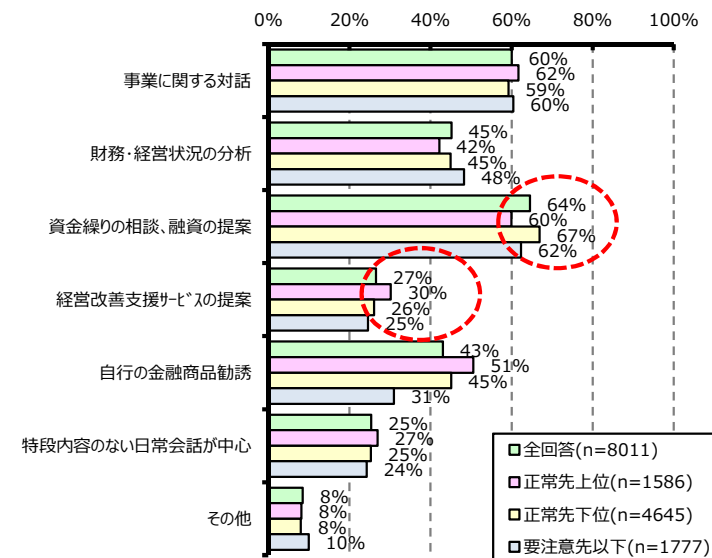


(注)メインバンクについて集計(n=8,057)
(資料)金融庁

(注)16/3期~19/3期の4期間において463全ての計数の確認ができる地域銀行について集計(n=88)。
(資料)金融庁

地域金融機関の取組課題 (平成30年度企業アンケート調査結果より)

Q.過去1年間について、取引金融機関の担当者は、貴社を訪問した際、どのようなことをしてくれましたか。
(複数回答可)



(注)メインバンクについて集計
(資料)金融庁

民間金融機関(※1)における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
① 新規に無保証で融資した件数 (ABLを活用し、無保証で融資したものは除く)	288,347	279,453	320,287	313,347
② 経営者保証の代替的な融資手法(※2)を活用した件数	354	379	348	467
③ 保証契約を解除した件数(※3)	31,132	31,394	33,534	33,284
④ 合計【④ = ①+②+③】	319,833	311,226	354,169	347,098

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑤ 保証金額を減額した件数	9,305	10,173	5,584	5,648

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑥ メイン行(※4)としてガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	135	163	101	151

	平成29年度		平成30年度	
	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑦ 新規融資件数	1,735,157	1,713,598	1,678,234	1,650,677
⑧ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合【⑧ = (①+②)÷⑦】	16.6%	16.3%	19.1%	19.0%
	16.5%		19.1%	

【代表者の交代時における対応】

	平成29年4月～9月	平成29年10月～30年3月	平成30年4月～9月	平成30年10月～31年3月
⑨ 旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新経営者との保証契約を締結しなかった件数	2,699 (9.6%)	2,551 (10.0%)	2,869 (10.6%)	2,455 (9.6%)
⑩ 旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数	9,273 (33.1%)	9,177 (36.0%)	10,983 (40.7%)	10,442 (41.0%)
⑪ 旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数	5,200 (18.6%)	4,588 (18.0%)	7,923 (29.4%)	8,029 (31.5%)
⑫ 旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数	10,845 (38.7%)	9,164 (36.0%)	5,196 (19.3%)	4,551 (17.9%)

※1 「民間金融機関」とは、主要行等9行、その他銀行22行、地域銀行105行、信用金庫260金庫(信金中央金庫を含む)、信用組合147組合(全国信用組合連合会を含む)の合計543機関。
 ※2 「経営者保証の代替的な融資手法」とは、停止条件付保証契約、解除条件付保証契約及びABLをいう。
 ※3 「保証契約を解除した件数」とは、「特定債務保証の解除をした場合」又は「根保証の期限到来前に解除をした場合」又は「根保証の期限到来時に期限延長等をしなかった場合」をいう。
 ※4 メイン行の判定については、各金融機関の基準に拠る。
 (注)【代表者の交代時における対応】とは、旧経営者が保証を提供している先において、代表者交代手続きが行われた場合の件数を記載(過去の実績についても同じ)。

年末における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、海外経済の不確実性や金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に進められてきておりますが、当庁としては、年末、更には、それ以降の中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末金融の円滑化について、周知徹底方の要請があったところです。

ついては、貴協会傘下金融機関に対し、下記を周知徹底方宜しくお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた賃金・最低賃金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 本年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。

- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業承継引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うこと。あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 上記（1）から（5）までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

年度末等における中小企業・小規模事業者に対する金融の円滑化について

足元の景気は、緩やかに回復しています。先行きについては、雇用・所得環境の改善が続くなかで、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されますが、通商問題の動向が世界経済に与える影響や、中国経済の先行き、海外経済の動向と政策に関する不確実性、金融資本市場の変動の影響に留意する必要があります。

このような現下の状況のもと、地域経済も含めた経済の好循環の更なる拡大の実現に向けて、金融機関においては、より一層、金融仲介機能を発揮し、成長分野等への積極的な資金供給や経営改善・体質強化等の支援に取り組むことが重要です。

金融機関による金融の円滑化への取組みは着実に行われてきておりますが、当庁としては、年度末、更にはそれ以降の、中小企業・小規模事業者の資金繰りに万全を期す必要があると考えております。

なお、本年 4 月 27 日から 5 月 6 日にかけての 10 連休（以下、「10 連休」）に際しても、中小・小規模事業者からの相談等にきめ細かく応じるなど、適切に対応する必要があります。

また、金融機関は、円滑な資金供給にとどまらず、それぞれの借り手の経営課題に応じた適切な解決策を提案し、その実行を支援していくことが求められています。

今般、別添（写）のとおり、中小企業庁長官からも、中小企業・小規模事業者に対する年度末等における金融の円滑化について、周知徹底の要請があったところです。

については、貴協会傘下金融機関に対し、下記の周知徹底をお願いいたします。

記

- (1) 中小企業・小規模事業者の資金繰りに支障が生じないように、中小企業・小規模事業者から相談があった場合は、その実情に応じてきめ細かく対応し、適切かつ積極的な金融仲介機能の発揮に努めること。

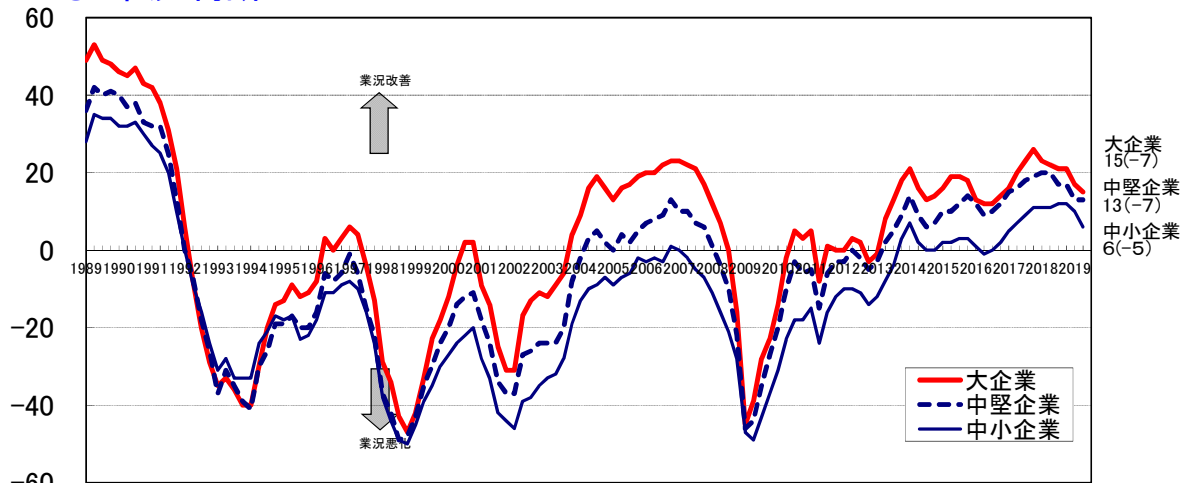
とりわけ、政府において持続的な経済成長に向けた貸金・最低貸金の引上げを推進していることを踏まえた資金需要に、適切に対応すること。

- (2) 昨年4月から新たな信用補完制度の運用が始まったことも踏まえ、信用保証を含め、担保・保証や財務内容等の過去の実績に必要以上に依存することなく、今まで以上に、事業の内容及びその業界の状況等を踏まえた融資やコンサルティングを行い、企業や産業の成長を支援すること。
- (3) 必要に応じ、地域経済活性化支援機構、日本人材機構、中小企業再生支援協議会、事業承継引継ぎ支援センター等の外部機関や外部専門家とも連携しつつ、コンサルティング機能を十分に発揮し、それぞれの借り手の真の意味での経営改善が図られるよう積極的に支援（円滑な事業承継に向けた支援を含む）を行うこと。
- (4) 「経営者保証に関するガイドライン」が融資慣行として浸透・定着していくために、中小企業・小規模事業者等の顧客に対し、積極的に本ガイドラインの周知を行うとともに、活用状況について自主的な開示の推進を検討すること。
あわせて、事業承継時に新・旧経営者から二重で個人保証を徴求している割合が高いといった実態を踏まえ、事業承継時を含め、本ガイドラインの更なる活用に努めること。
- (5) 近年、大規模な自然災害が複数発生していることに鑑み、被災者の生活・事業の再建に向けて、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」等の活用に向けた周知・広報・利用相談を含め、被災事業者・個人の状況やニーズに応じたきめ細かな対応を行うこと。
- (6) 10連休に際し、中小企業・小規模事業者に対し、窓口等の営業予定やこれを踏まえた資金計画の必要性等を周知徹底するほか、決済期日の変更等に起因する一時的な資金需要には原則として応じるなど、適切・柔軟に対応すること。
- (7) 上記(1)から(6)までの取組みについて、営業現場の第一線まで浸透させ、組織全体として、積極的に取り組むこと。

以 上

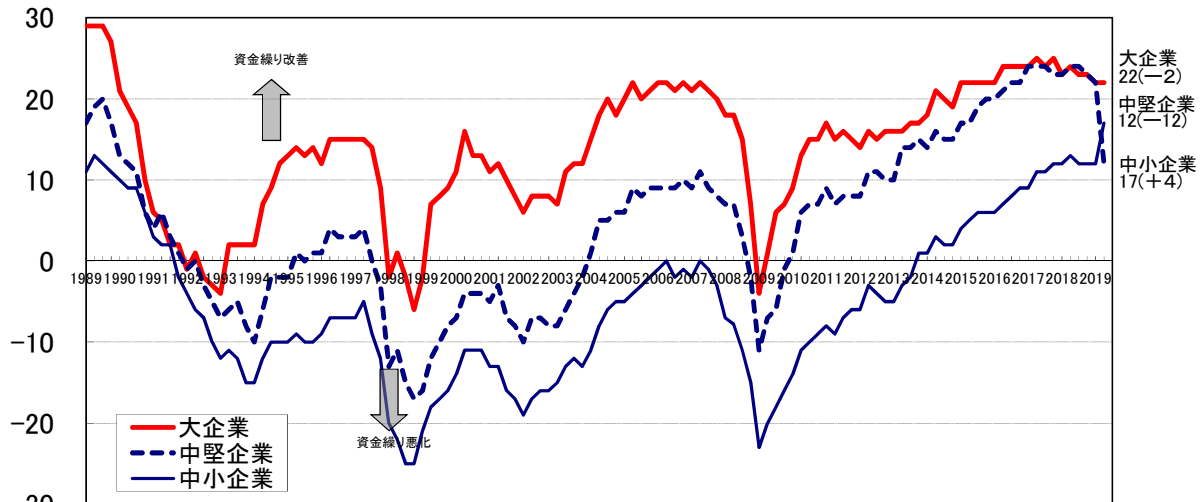
日銀短観D. I. の推移

○ 業況判断



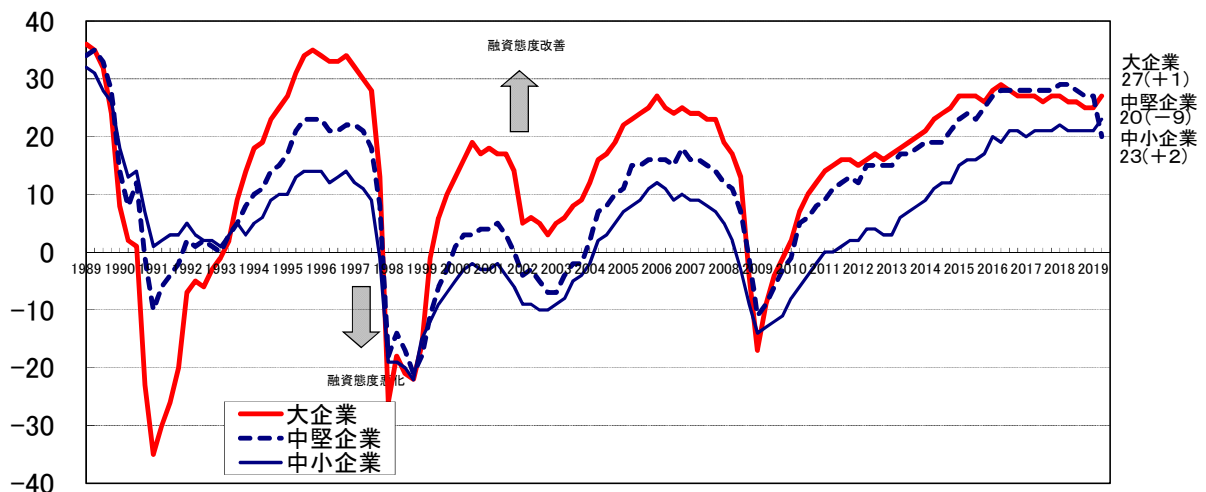
※業況判断D.I.は、「良い」の社数構成比から「悪い」の社数構成比を引いて算出。

○ 資金繰り判断



※資金繰り判断D.I.は、「楽である」の社数構成比から「苦しい」の社数構成比を引いて算出。

○ 金融機関の貸出態度判断



※金融機関の貸出態度判断D.I.は、「緩い」の社数構成比から「厳しい」の社数構成比を引いて算出。

(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査」

(注) 数字は2019年3月調査時点。(カッコ内の数字は前回調査(2018年12月)との比較)

(別紙5)

法人向け貸出残高の推移(国内銀行)表

(単位:兆円,%)

月末	法人向け全体 貸出残高	前年同月比		前年同月比		
		前年同月比	中小企業向け	前年同月比	中堅・大企業向け	
2017.01	301.6	2.7	187.9	3.3	113.8	1.8
2017.02	302.1	3.4	187.8	4.1	114.3	2.2
2017.03	306.2	3.3	193.6	4.2	112.6	1.7
2017.04	303.2	3.7	191.9	4.7	111.3	2.2
2017.05	302.3	3.9	190.9	5.2	111.4	1.8
2017.06	303.9	4.1	192.6	5.2	111.3	2.3
2017.07	304.0	3.9	192.7	4.4	111.3	2.9
2017.08	303.3	3.7	192.5	4.7	110.8	2.1
2017.09	307.3	3.5	196.1	5.2	111.1	0.7
2017.10	305.4	3.6	194.0	5.0	111.5	1.2
2017.11	307.0	3.1	194.8	5.0	112.2	0.1
2017.12	311.7	2.8	198.5	4.6	113.1	▲ 0.2
2018.01	309.7	2.7	196.7	4.7	113.0	▲ 0.7
2018.02	309.1	2.3	196.8	4.8	112.3	▲ 1.8
2018.03	312.4	2.0	201.2	3.9	111.2	▲ 1.2
2018.04	311.9	2.9	198.7	3.6	113.2	1.7
2018.05	310.1	2.6	197.1	3.3	113.0	1.4
2018.06	313.6	3.2	200.0	3.9	113.6	2.0
2018.07	313.7	3.2	198.7	3.1	114.9	3.2
2018.08	313.8	3.5	198.2	3.0	115.5	4.3
2018.09	318.1	3.5	201.7	2.9	116.4	4.7
2018.10	315.6	3.3	199.4	2.8	116.2	4.2
2018.11	318.3	3.7	200.6	2.9	117.7	4.9
2018.12	322.0	3.3	203.9	2.7	118.2	4.4
2019.01	319.8	3.2	201.5	2.4	118.2	4.6
2019.02	319.3	3.3	201.1	2.2	118.2	5.3
2019.03	323.8	3.7	205.9	2.3	117.9	6.0
2019.04	323.9	3.8	205.4	3.4	118.5	4.7
2019.05	320.4	3.3	202.7	2.9	117.7	4.1
2019.06	322.4	2.8	204.9	2.5	117.4	3.4

(出典)日本銀行「預金・現金・貸出金」

○法人向け貸出残高は「貸出先別貸出金」の「貸出金」から「地方公共団体」「個人」「海外円借款等」を除いた計数(個人企業を含む)。

○「中小企業」:資本金3億円(卸売業は1億円、小売業、飲食店、サービス業は5,000万円)以下、または常用従業員300人(卸売業、サービス業は100人、小売業、飲食店は50人)以下の企業(法人および個人企業)。

金融機関における貸付条件の変更等の状況

◆ 貸付条件の変更等の状況(平成30年4月～31年3月末)

(単位:件)

	申込み	実行 (A)	謝絶 (B)	実行率 [A/(A+B)]
【中小企業者向け貸付】 金融機関合計(1326)	740,452	721,814	12,149	98.3%
【住宅ローン】 金融機関合計(1326)	25,406	22,155	1,503	93.6%

(注)上記金融機関(1326)は、銀行(138)、信用金庫(260)、信用組合(147)、労働金庫(14)、系統金融機関(767)の合計。

第7節 偽造・盗難キャッシュカード問題等への対応

I 被害及び補償の状況（別紙1参照）

「偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預貯金者の保護等に関する法律」（預貯金者保護法）の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード等による被害の発生状況等を四半期ごとに取りまとめ、公表している。

最近の被害発生状況及び補償状況を見ると、以下のとおりとなっている。

- ① 偽造キャッシュカードによる被害発生件数は、2016年度は306件、2017年度は396件、2018年度は260件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、97.3%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ② 盗難キャッシュカードによる被害発生件数は、2016年度は3,915件、2017年度は10,520件、2018年度は12,987件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、56.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ③ 盗難通帳による被害発生件数は、2016年度は59件、2017年度は56件、2018年度は40件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、66.7%（件数ベース）を金融機関が補償している。
- ④ インターネットバンキングにおける被害発生件数は、2016年度は763件、2017年度は367件、2018年度は343件となっている。2018年度に発生した被害に対する補償については、処理方針決定済みの被害のうち、76.2%（件数ベース）を金融機関が補償している。

II 金融機関における対応状況

預貯金者保護法の施行状況等を把握するため、偽造キャッシュカード問題等に対する金融機関の対応状況についてアンケート調査を実施し、各年度に一度公表している。2018年度は、各預金取扱金融機関の2018年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計した（2018年9月21日に概要を公表）。（別紙2参照）

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害発生件数及び被害額は、ワンタイムパスワードの導入策等の対策が進んだことにより、近年、減少傾向にあるものの、顧客のIDやパスワードを不正に入手する手口が変化しており、顧客本人が意図しない不正な取引が依然として発生している。このような状況を踏まえ、非対面取引における不正送金被害について、警察庁と連携して動向を把握するとともに、金融機関に対する被害状況のヒアリングなどにより、セキュリティ対策の向上等の対応を促した。

偽造キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

(別紙1)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均 被害額 (万円)	処理方針決定済			調査・ 検討中等
												計	補償	補償 しない	
12年度	-	-	1	18	-	-	-	-	1	18	1,857	1	1	-	-
13年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
14年度	2	9	4	5	1	3	1	1	8	19	245	7	6	1	1
15年度	68	251	30	60	6	10	4	8	108	331	307	107	101	6	1
16年度	338	830	92	150	10	20	28	61	468	1,063	227	465	440	25	3
17年度	569	640	199	202	36	51	107	86	911	980	107	909	888	21	2
18年度	341	282	242	256	30	20	26	16	639	577	90	622	602	20	17
19年度	326	147	141	116	212	157	25	14	704	436	61	679	655	24	25
20年度	196	96	166	114	36	34	37	44	435	290	66	425	413	12	10
21年度	230	118	41	16	12	5	24	29	307	170	55	292	273	19	15
22年度	211	157	48	85	1	0	13	5	273	249	91	260	243	17	13
23年度	354	215	91	84	8	16	32	26	485	342	70	483	459	24	2
24年度	663	465	139	142	33	29	74	68	909	705	77	904	862	42	5
25年度	297	85	12	3	1	0	3	1	313	90	28	313	294	19	-
26年度	265	116	32	21	1	0	6	4	304	142	46	301	289	12	3
27年度	337	134	24	24	13	9	9	6	383	175	45	367	360	7	16
28年度	269	104	29	7	5	3	3	2	306	117	38	305	300	5	1
4月～6月	68	15	7	0	-	-	-	-	75	16	22	75	72	3	-
7月～9月	82	27	5	2	1	0	1	1	89	32	36	89	88	1	-
10月～12月	63	27	8	2	3	2	2	0	76	33	43	76	75	1	-
1月～3月	56	33	9	1	1	0	-	-	66	35	54	65	65	-	1
29年度	324	81	52	25	2	1	18	22	396	131	33	391	384	7	5
4月～6月	81	19	7	2	-	-	1	0	89	22	25	89	87	2	-
7月～9月	85	19	12	1	-	-	3	2	100	23	23	100	98	2	-
10月～12月	95	31	27	21	2	1	14	19	138	73	53	135	135	-	3
1月～3月	63	10	6	0	-	-	-	-	69	11	16	67	64	3	2
30年度	219	60	20	13	2	7	19	8	260	90	34	221	215	6	39
4月～6月	50	6	-	-	-	-	2	1	52	7	14	52	52	-	-
7月～9月	75	21	4	0	-	-	7	5	86	27	32	83	80	3	3
10月～12月	57	16	8	8	1	1	6	2	72	29	40	61	59	2	11
1月～3月	37	15	8	4	1	5	4	0	50	26	52	25	24	1	25
計	5,009	3,798	1,363	1,352	409	372	429	412	7,210	5,936	82	7,052	6,785	267	158
構成比	69.5%	64.0%	18.9%	22.8%	5.7%	6.3%	6.0%	6.9%	100.0%	100.0%		100.0%	96.2%	3.8%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等96.4%(4,775件/4,953件)、地方銀行96.5%(1,252件/1,297件)、第二地方銀行96.2%(381件/396件)、信金等92.9%(377件/406件)。

盗難キャッシュカードによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)				
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	計	処理方針決定済			調査・検討中等
													補償		補償しない	
													全額	75%又は一部		
17年2月～3月	154	187	184	202	23	24	107	97	468	512	109	466	260	69	137	2
17年度	3,070	2,359	1,806	1,238	388	251	894	518	6,158	4,367	70	6,141	3,297	799	2,045	17
18年度	3,998	1,661	1,825	1,055	389	172	715	347	6,927	3,237	46	6,899	3,342	969	2,588	28
19年度	3,468	1,363	1,162	623	200	84	497	227	5,327	2,299	43	5,327	2,131	854	2,342	-
20年度	3,512	1,581	1,002	529	171	111	444	211	5,129	2,433	47	5,128	1,820	908	2,400	1
21年度	4,236	1,879	1,074	647	208	130	533	301	6,051	2,958	48	6,049	1,774	1,518	2,757	2
22年度	4,463	2,430	1,174	878	290	200	703	486	6,630	3,995	60	6,628	1,667	2,087	2,874	2
23年度	3,716	1,818	925	643	208	140	533	338	5,382	2,941	54	5,380	1,232	1,452	2,696	2
24年度	2,892	1,239	623	399	110	75	311	187	3,936	1,902	48	3,934	819	847	2,268	2
25年度	2,791	1,204	472	290	66	34	208	129	3,537	1,659	46	3,532	604	703	2,225	5
26年度	2,387	1,053	418	223	74	55	205	162	3,084	1,494	48	3,076	580	604	1,892	8
27年度	2,128	1,123	477	361	95	36	230	230	2,930	1,751	59	2,914	594	742	1,578	16
28年度	2,812	1,865	581	446	97	76	425	351	3,915	2,739	69	3,904	563	1,266	2,075	11
4月～6月	629	400	132	91	21	16	71	56	853	564	66	853	151	226	476	-
7月～9月	647	388	157	127	21	12	65	64	890	592	66	890	129	284	477	-
10月～12月	694	483	129	110	23	17	109	95	955	706	74	953	125	279	549	2
1月～3月	842	593	163	116	32	30	180	135	1,217	875	71	1,208	158	477	573	9
29年度	6,825	4,537	1,610	1,301	383	311	1,702	1,171	10,520	7,322	69	10,470	1,218	5,083	4,169	50
4月～6月	1,268	823	322	318	60	61	305	219	1,955	1,423	72	1,949	250	894	805	6
7月～9月	1,532	960	353	272	89	58	388	295	2,362	1,587	67	2,351	328	1,082	941	11
10月～12月	1,954	1,381	464	347	119	107	482	312	3,019	2,149	71	3,009	281	1,536	1,192	10
1月～3月	2,071	1,371	471	363	115	84	527	343	3,184	2,162	67	3,161	359	1,571	1,231	23
30年度	8,179	5,710	2,186	1,651	381	239	2,241	1,431	12,987	9,033	69	10,626	893	5,136	4,597	2,361
4月～6月	1,805	1,288	415	350	92	65	488	322	2,800	2,027	72	2,776	248	1,258	1,270	24
7月～9月	1,985	1,386	500	355	99	64	513	334	3,097	2,141	69	3,001	287	1,494	1,220	96
10月～12月	2,388	1,711	703	540	89	53	580	371	3,760	2,677	71	3,361	269	1,849	1,243	399
1月～3月	2,001	1,323	568	405	101	56	660	402	3,330	2,187	65	1,488	89	535	864	1,842
計	54,631	30,015	15,519	10,493	3,083	1,945	9,748	6,193	82,981	48,648	58	80,474	20,794	23,037	36,643	2,507
構成比	65.8%	61.7%	18.7%	21.6%	3.7%	4.0%	11.7%	12.7%	100.0%	100.0%		100.0%	25.8%	28.6%	45.5%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成24年4月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等46.4%(24,687件/53,171件)、地方銀行74.0%(11,040件/14,909件)、第二地方銀行65.9%(1,989件/3,017件)、信金等65.2%(6,115件/9,377件)。

盗難通帳による預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
15年度	234	891	325	798	38	112	77	158	674	1,961	290	673	165	508	1
16年度	73	195	148	123	19	44	65	63	305	426	139	305	60	245	-
17年度	100	909	132	85	13	11	39	34	284	1,040	366	284	65	219	-
18年度	82	140	124	108	14	13	37	32	257	294	114	218	60	158	39
19年度	175	336	72	65	15	14	29	52	291	468	160	221	115	106	70
20年度	192	276	59	29	9	9	15	17	275	332	121	263	148	115	12
21年度	140	197	71	54	9	3	25	15	245	271	110	227	107	120	18
22年度	153	165	65	46	8	4	19	13	245	229	93	235	130	105	10
23年度	103	148	62	42	10	7	12	14	187	214	114	184	111	73	3
24年度	81	76	51	73	7	1	11	11	150	163	109	149	94	55	1
25年度	82	52	30	23	5	3	16	13	133	92	69	133	90	43	-
26年度	66	52	23	13	3	0	13	24	105	90	85	103	62	41	2
27年度	47	40	18	7	7	10	11	6	83	64	77	83	31	52	-
28年度	37	19	16	5	-	-	6	2	59	27	47	56	36	20	3
4月～6月	6	2	5	1	-	-	2	0	13	5	38	12	6	6	1
7月～9月	5	1	2	0	-	-	2	1	9	3	36	9	6	3	-
10月～12月	17	9	8	3	-	-	2	0	27	13	49	25	21	4	2
1月～3月	9	6	1	0	-	-	-	-	10	6	62	10	3	7	-
29年度	31	21	14	9	1	0	10	2	56	34	60	51	29	22	5
4月～6月	12	8	5	4	1	0	4	1	22	15	70	21	13	8	1
7月～9月	8	3	6	2	-	-	-	-	14	6	49	13	8	5	1
10月～12月	7	6	2	0	-	-	4	0	13	7	59	10	5	5	3
1月～3月	4	2	1	0	-	-	2	0	7	4	57	7	3	4	-
30年度	24	15	6	2	3	0	7	3	40	22	56	33	22	11	7
4月～6月	7	2	1	0	1	0	3	3	12	5	47	12	10	2	-
7月～9月	9	1	3	2	1	0	2	0	15	4	30	15	9	6	-
10月～12月	4	2	1	0	-	-	1	0	6	2	49	3	2	1	3
1月～3月	4	8	1	0	1	0	1	0	7	9	133	3	1	2	4
計	1,620	3,539	1,216	1,489	161	238	392	467	3,389	5,734	169	3,218	1,325	1,893	171
構成比	47.8%	61.7%	35.9%	26.0%	4.8%	4.2%	11.6%	8.2%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	41.2%	58.8%	100.0%

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等45.7%(711件/1,557件)、地方銀行33.9%(388件/1,146件)、第二地方銀行45.3%(67件/148件)、信金等43.3%(159件/367件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況・補償状況)

(単位:件、百万円)

業態 時期	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			補償の状況(件)			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	処理方針決定済			調査・検討中等
												計	補償	補償しない	
17年2月～3月	-	-	1	0	-	-	-	-	1	0	0	1	-	1	-
17年度	34	34	10	58	2	2	3	9	49	105	214	49	38	11	-
18年度	86	104	8	4	2	0	5	20	101	129	128	100	69	31	1
19年度	226	185	5	4	1	0	1	0	233	191	81	233	190	43	-
20年度	127	129	5	5	1	3	3	2	136	141	104	130	88	42	6
21年度	53	22	6	89	3	3	-	-	62	116	187	52	28	24	10
22年度	64	65	7	19	3	2	4	0	78	88	113	73	48	25	5
23年度	90	172	39	99	10	52	23	71	162	395	244	161	109	52	1
24年度	142	141	6	8	-	-	1	1	149	151	101	149	104	45	-
25年度	1,871	1,942	67	190	14	76	4	4	1,956	2,213	113	1,950	1,777	173	6
26年度	1,123	1,240	141	408	23	150	122	414	1,409	2,213	157	1,402	1,177	225	7
27年度	1,179	1,442	191	343	25	129	166	546	1,561	2,461	157	1,552	1,311	241	9
28年度	571	617	115	307	15	79	62	139	763	1,142	149	754	637	117	9
4月～6月	256	226	18	24	-	-	11	8	285	259	91	283	235	48	2
7月～9月	84	115	26	102	2	7	10	14	122	239	196	120	95	25	2
10月～12月	166	209	39	111	9	53	28	100	242	474	196	240	217	23	2
1月～3月	65	66	32	68	4	17	13	15	114	168	147	111	90	21	3
29年度	213	438	96	366	14	59	44	175	367	1,039	283	348	277	71	19
4月～6月	63	135	19	100	6	20	14	70	102	327	321	94	70	24	8
7月～9月	56	145	29	44	2	23	8	9	95	222	234	94	85	9	1
10月～12月	37	49	27	153	2	8	14	21	80	232	291	75	58	17	5
1月～3月	57	106	21	67	4	7	8	74	90	256	284	85	64	21	5
30年度	252	416	58	137	9	23	24	44	343	622	181	244	186	58	99
4月～6月	84	157	30	102	3	7	9	28	126	296	235	118	99	19	8
7月～9月	37	38	10	7	5	13	7	10	59	69	117	54	41	13	5
10月～12月	28	25	12	6	-	-	6	4	46	36	79	32	19	13	14
1月～3月	103	202	6	21	1	3	2	0	112	227	202	40	27	13	72
計	6,031	6,954	755	2,042	122	584	462	1,430	7,370	11,012	149	7,198	6,039	1,159	172
構成比	81.8%	63.2%	10.2%	18.5%	1.7%	5.3%	6.3%	13.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	83.9%	16.1%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

(注3)各業態別補償率は、次のとおり。主要行等84.3%(4,996件/5,929件)、地方銀行84.1%(593件/705件)、第二地方銀行65.8%(73件/111件)、信金等83.2%(377件/453件)。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(個人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計			
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)	
個人	23年度	87	153	29	47	1	1	10	8	127	210	165	
	24年度	140	136	5	4	-	-	1	1	146	142	97	
	25年度	1,809	1,868	49	91	4	9	3	1	1,865	1,971	105	
	26年度	1,092	1,113	105	181	7	11	45	92	1,249	1,398	112	
	27年度	1,125	1,039	173	277	16	33	91	128	1,405	1,479	105	
	28年度	541	586	91	124	12	41	33	41	677	793	117	
	4月～6月	235	201	17	20	-	-	10	6	262	228	87	
	7月～9月	84	115	21	34	2	7	6	8	113	165	146	
	10月～12月	160	206	27	34	8	32	10	20	205	293	143	
	1月～3月	62	63	26	34	2	1	7	5	97	105	108	
	29年度	200	369	82	170	7	13	22	22	311	576	185	
	4月～6月	58	130	15	37	3	6	4	3	80	177	222	
	7月～9月	49	84	27	31	-	-	5	5	81	120	149	
	10月～12月	36	47	20	37	-	-	8	10	64	95	148	
	1月～3月	57	106	20	65	4	7	5	3	86	182	212	
	30年度	248	410	52	128	6	13	22	26	328	579	176	
	4月～6月	82	154	30	102	1	0	7	10	120	268	223	
	7月～9月	36	35	9	7	5	13	7	10	57	65	115	
	10月～12月	27	24	9	1	-	-	6	4	42	31	75	
	1月～3月	103	202	4	17	-	-	2	0	109	220	201	
	計		5,242	5,678	586	1,026	53	125	227	322	6,108	7,152	117
	構成比		85.8%	79.4%	9.6%	14.4%	0.9%	1.8%	3.7%	4.5%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

インターネット・バンキングによる預金等不正払戻し(被害発生状況)(法人)

(単位:件、百万円)

時期	業態	主要行等		地方銀行		第二地方銀行		信金等		計		
		件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	平均被害額(万円)
法人	23年度	3	18	10	51	9	51	13	63	35	184	528
	24年度	2	5	1	3	-	-	-	-	3	9	309
	25年度	62	74	18	99	10	66	1	2	91	242	266
	26年度	31	126	36	226	16	139	77	321	160	814	509
	27年度	54	403	18	65	9	95	75	417	156	981	629
	28年度	30	30	24	182	3	38	29	98	86	349	406
	4月～6月	21	25	1	3	-	-	1	2	23	31	135
	7月～9月	-	-	5	67	-	-	4	6	9	74	827
	10月～12月	6	2	12	77	1	21	18	79	37	180	488
	1月～3月	3	2	6	33	2	16	6	9	17	62	369
	29年度	13	68	14	195	7	45	22	153	56	462	826
	4月～6月	5	4	4	63	3	14	10	67	22	149	679
	7月～9月	7	61	2	12	2	23	3	3	14	101	726
	10月～12月	1	2	7	116	2	8	6	11	16	137	860
	1月～3月	-	-	1	2	-	-	3	71	4	73	1,838
	30年度	4	6	6	8	3	9	2	17	15	42	283
	4月～6月	2	3	-	-	2	6	2	17	6	27	459
	7月～9月	1	2	1	0	-	-	-	-	2	3	157
	10月～12月	1	0	3	4	-	-	-	-	4	4	119
	1月～3月	-	-	2	4	1	3	-	-	3	7	233
計		199	733	127	833	59	445	219	1,074	602	3,086	512
構成比		33.1%	23.8%	21.1%	27.0%	9.5%	14.4%	36.4%	34.8%	100.0%	100.0%	

(注1)「主要行等」とは地方銀行(埼玉りそな銀行を含む)及び第二地方銀行以外の銀行(平成19年10月以降は、ゆうちょ銀行を含む)、「信金等」とは信用金庫、信用組合、労働金庫及び信連・信漁連等。

(注2)「時期」とは被害の発生した年度(又は四半期)を示す。

偽造キャッシュカード問題等に対する対応状況(平成30年3月末)

○ 本調査結果は各預金取扱金融機関の平成30年3月末時点でのATM及びインターネットバンキングにおける認証方法等の状況について、アンケート形式による調査を実施・集計し、その概要を公表するものである。

[表に関する説明]

- ・主要行等とは、いわゆる主要行及び新生銀行、あおぞら銀行を指す。
- ・埼玉りそな銀行については、地方銀行に含む。
- ・その他の銀行とは、主要行等、地方銀行及び第二地方銀行以外の銀行(ゆうちょ銀行含む)を指す。
- ・ATMとはATM、CD及びこれに類する機能を有する機器を指す。
- ・パーセントは小数第二位を四捨五入。
- ・集計は、各金融機関からの有効回答数を基に行っている。
- ・速報ベースであるため、精査により計数が修正されることがあり得る。

[対象金融機関数]

主要行等…9行、地銀…65行、第二地銀41行、その他の銀行…79行
信用金庫…261、信用組合…148、労働金庫…13、農漁協等…789

[調査結果]

1. 基本情報

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	ATM設置台数④	キャッシュカード発行枚数⑤
主要行等	9	8	8	24,541	107,164
地銀	65	65	65	36,955	110,983
第二地銀	41	41	41	11,106	29,304
その他の銀行	16	21	31	59,459	202,816
信用金庫	261	259	259	19,735	51,703
信用組合	128	68	65	2,288	5,100
労働金庫	13	13	13	1,765	8,855
計	533	475	482	155,849	515,925
農漁協等	787	787	684	12,505	23,383
総計	1,320	1,262	1,166	168,354	539,308

2. キャッシュカードに関すること

(ICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	ICキャッシュカード導入済み金融機関数⑥		ICキャッシュカード対応ATM台数⑦		ICキャッシュカード発行枚数⑧	
			⑥/①		⑦/④		⑧/⑤
主要行等	9	6	66.7%	24,338	99.2%	42,022	39.2%
地銀	65	65	100.0%	36,184	97.9%	31,786	28.6%
第二地銀	41	39	95.1%	9,524	85.8%	7,633	26.0%
その他の銀行	16	7	43.8%	59,453	100.0%	78,101	38.5%
信用金庫	261	212	81.2%	17,435	88.3%	10,860	21.0%
信用組合	128	46	35.9%	1,022	44.7%	622	12.2%
労働金庫	13	13	100.0%	1,765	100.0%	25	0.3%
計	533	388	72.8%	149,721	96.1%	171,049	33.2%
農漁協等	787	785	99.7%	12,399	99.2%	11,494	49.2%
総計	1,320	1,173	88.9%	162,120	96.3%	182,543	33.8%

(生体認証機能付きICキャッシュカードの導入状況等)

(単位:台、千枚)

業態	キャッシュカード発行金融機関数①	生体認証キャッシュカード導入済み金融機関数⑨		生体認証キャッシュカード対応ATM台数⑩		生体認証キャッシュカード発行枚数⑪	
			⑨/①		⑩/④		⑪/⑤
主要行等	9	5	55.6%	21,760	88.7%	32,864	30.7%
地銀	65	50	76.9%	24,544	66.4%	15,360	13.8%
第二地銀	41	9	22.0%	2,905	26.2%	810	2.8%
その他の銀行	16	3	18.8%	28,870	48.6%	61,062	30.1%
信用金庫	261	78	29.9%	6,627	33.6%	2,391	4.6%
信用組合	128	11	8.6%	360	15.7%	210	4.1%
労働金庫	13	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
計	533	156	29.3%	85,066	54.6%	112,697	21.8%
農漁協等	787	121	15.4%	1,966	15.7%	15	0.1%
総計	1,320	277	21.0%	87,032	51.7%	112,712	20.9%

3. インターネットバンキングに関すること

(取引時における本人認証の状況(個人向け))

業態	個人向けインターネットバンキング実施金融機関数②	可変パスワード導入済み金融機関数⑫	
			⑫/②
主要行等	8	8	100.0%
地銀	65	65	100.0%
第二地銀	41	41	100.0%
その他の銀行	21	19	90.5%
信用金庫	259	259	100.0%
信用組合	68	66	97.1%
労働金庫	13	13	100.0%
計	475	471	99.2%
農漁協等	787	787	100.0%
総計	1,262	1,258	99.7%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑬		パスワード生成機⑭		電子メール⑮	
		⑬/②		⑭/②		⑮/②
主要行等	5	62.5%	7	87.5%	3	37.5%
地銀	35	53.8%	49	75.4%	29	44.6%
第二地銀	20	48.8%	25	61.0%	19	46.3%
その他の銀行	12	57.1%	13	61.9%	4	19.0%
信用金庫	180	69.5%	231	89.2%	2	0.8%
信用組合	5	7.4%	64	94.1%	35	51.5%
労働金庫	13	100.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	270	56.8%	402	84.6%	92	19.4%
農漁協等	0	0.0%	787	100.0%	787	100.0%
総計	270	21.4%	1,189	94.2%	879	69.7%

(取引時における本人認証の状況(法人向け))

業態	法人向けインターネットバンキング実施金融機関数③	可変パスワード導入済み金融機関数⑰		(可変パスワード導入未済の金融機関のうち)電子証明書導入済み金融機関数⑱	
			⑰/③		⑱/③
主要行等	8	8	100.0%	0	0.0%
地銀	65	65	100.0%	0	0.0%
第二地銀	41	36	87.8%	5	12.2%
その他の銀行	31	23	74.2%	5	16.1%
信用金庫	259	245	94.6%	13	5.0%
信用組合	65	57	87.7%	5	7.7%
労働金庫	13	13	100.0%	0	0.0%
計	482	447	92.7%	28	5.8%
農漁協等	684	684	100.0%	0	0.0%
総計	1,166	1,131	97.0%	28	2.4%

業態	導入している可変パスワードの種類(複数回答可)					
	乱数表⑲		パスワード生成機⑳		電子メール㉑	
		⑲/③		⑲/③		⑲/③
主要行等	1	12.5%	8	100.0%	1	12.5%
地銀	16	24.6%	56	86.2%	12	18.5%
第二地銀	8	19.5%	27	65.9%	5	12.2%
その他の銀行	5	16.1%	19	61.3%	1	3.2%
信用金庫	176	68.0%	148	57.1%	2	0.8%
信用組合	3	4.6%	55	84.6%	12	18.5%
労働金庫	0	0.0%	13	100.0%	0	0.0%
計	209	43.4%	326	67.6%	33	6.8%
農漁協等	0	0.0%	684	100.0%	1	0.1%
総計	209	17.9%	1,010	86.6%	34	2.9%

第8節 振り込め詐欺等への対応

I 金融庁における取組状況

金融庁では、振り込め詐欺等の預金口座を利用した悪質な事例が大きな社会問題となっていることを踏まえ、預金口座の不正利用に関する情報について、情報入手前から同意を得ている場合には、明らかに信憑性を欠くと認められる場合を除き、当該口座が開設されている金融機関及び警察当局への情報提供を速やかに実施することとしており、その情報提供件数等について、四半期毎に公表を行っている。

金融庁及び全国の財務局等において、金融機関及び警察当局へ情報提供を行った件数は、2016年度は492件、2017年度は541件、2018年度は291件であり、調査を開始した2003年9月以降2019年3月末までの累計は44,418件となっている。

なお、振り込め詐欺等の特殊詐欺被害は、認知件数及び被害額共に依然高水準で推移しているため、被害防止の観点から、業界団体を通じて、金融機関のより踏み込んだ窓口対応等の取組みを促した。

II 金融機関における取組状況

預金口座の不正利用と思われる情報があった場合には、金融機関において、直ちに調査を行い、本人確認の徹底や、必要に応じて預金取引停止、預金口座解約といった対応を迅速にとっていくことが肝要である。

金融庁及び全国の財務局等が提供した情報のうち、金融機関において利用停止したのは、2016年度は236件、2017年度は264件、2018年度は115件、強制解約等をしたのは、2016年度は208件、2017年度は142件、2018年度は128件であり、調査を開始した2003年9月以降2019年3月末までの累計は、利用停止が24,124件、強制解約等が15,777件となっている。

第9節 銀行カードローンへの対応

銀行カードローンについては、ここ数年の間に見られた融資残高の増加から、過剰な貸付けが行われているのではないかといった批判・指摘等がなされてきたところ、各銀行では、全銀協の「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ（2017年3月）」を踏まえた取組みが進められている。

金融庁においても、これまで、多重債務の発生抑制等の観点から、銀行業界全体の業務運営の適正化を推進するため、カードローンホットラインの開設(2017年9月)や、カードローンの残高の多い銀行を中心とした立入検査(2018年1月公表)等の取組みを実施してきた。

2018事務年度においては、検査実施先以外の銀行の実態把握及び検査実施先における業務運営の改善状況の確認を実施し、その結果を公表した(2018年8月、別紙1参照)。また、その後の各銀行における業務運営の改善状況について、2019年3月に調査票を発出してフォローアップを行った。

銀行カードローンの実態調査結果

主なポイント



平成30年8月
金融庁

実態調査の背景

- 貸金業法改正による規制の強化等により、2006年以降、貸金業者による消費者向け貸付残高は大幅に減少。一方、銀行カードローンは、近年残高が増加し、過剰な貸付けが行われているのではないかと批判。
- 2017年3月、全国銀行協会は「銀行による消費者向け貸付けに係る申し合わせ」を行い、各銀行では、これを踏まえた業務運営の見直しを検討・実施。
- 金融庁は、銀行カードローンの業務運営の詳細な実態把握を進めるとともに、融資審査の厳格化等、業務運営の適正化をスピード感を持って推進するため、2017年9月以降、残高の多い先を中心とする12行を対象に検査を実施（残高全体の約6割をカバー）。
本年1月26日に検査結果を「中間とりまとめ」として公表。
- さらに、本年3月、銀行カードローンの取扱いのある銀行のうち、検査実施先以外の全銀行（108行）に対し、調査票を発出し、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた本年2月末時点の業務運営の見直し状況を調査。
 - 【主な着眼点】
 - ① 過剰な貸付けを防止するための融資審査態勢（年収証明書の取得、融資上限枠の設定などが構築されているか
 - ② 保証会社の審査に過度に依存していないか
 - ③ 融資実行後も定期的に顧客の状況変化を把握しているか
 - ④ 配慮に欠けた広告宣伝を行っていないか
 - ⑤ 支店や行員に対する業績評価体系
- 併せて、検査実施先12行についても、直近の業務運営の改善状況を改めて調査。

主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ①

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	今後の監督上の対応
年収証明書の取得基準	<ul style="list-style-type: none"> 約6割の銀行が100～500万円超 	<ul style="list-style-type: none"> 約9割が貸金業法と同水準の50万円超(※1)又はより厳格な水準に引下げ <p>(※1) 新規融資実行時の融資極度額</p>	<ul style="list-style-type: none"> 貸金業法上の水準を超えている銀行について、必要な改善を促す
融資上限枠(年収債務比率)	<ul style="list-style-type: none"> 約5割の銀行が融資上限枠を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 上限枠設定行は約9割に増加 うち約7割が他行・貸金業者からの借入額を含め年収の1/2以下に上限枠を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 上限枠を未設定、他行借入額等を勘案していない等、対応が不十分な銀行について、必要な改善を促す
保証会社審査への関与	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の銀行が、保証会社と定期的にコミュニケーション 内容は保証料改定に関わるものなど、限定的 	<ul style="list-style-type: none"> 約8割5分が、保証会社と定期的にコミュニケーション 内容でも充実に向けた動き <ol style="list-style-type: none"> 借入額等と代弁率の相関分析 保証審査方針の協議 保証審査への銀行取引情報の活用 保証審査基準の追加 	<ul style="list-style-type: none"> 保証会社とのコミュニケーション、保証審査への関与の充実に向けて、必要な改善を促す

主な調査結果(検査実施先以外)と今後の監督上の対応 ②

	申し合わせ以前	申し合わせ以降	今後の監督上の対応
途上管理	<ul style="list-style-type: none"> 貸付後に年収証明書定期的に取得する銀行は無し 	<ul style="list-style-type: none"> 約3割の銀行が、年収証明書の再取得や給振口座情報などにより、顧客の収入状況等の把握を検討中 	<ul style="list-style-type: none"> 年収証明書の再取得に係るベストプラクティスを収集し、横展開 相談対応の充実や、返済猶予等の救済措置の適切な実施を奨励
広告・宣伝	<ul style="list-style-type: none"> 約7割の銀行で不適切文言(「年収証明書不要」等) 約4割がテレビCMを実施 約3分の1がアフィリエイト広告を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 全行で不適切文言を削除 CM実施は約2割に減少、全行が貸金業の自主規制(※2)と同水準 アフィリエイト広告実施は3割弱に減少。うち、約9割が広告の掲載状況を定期的にモニタリング 	<ul style="list-style-type: none"> アフィリエイト広告のモニタリングを実施していない銀行に対しては、必要な改善を促す
業績評価体系	<ul style="list-style-type: none"> 約2割の銀行が営業店担当者の数値目標を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を設定している銀行は約1割に減少 	<ul style="list-style-type: none"> 数値目標を設定している銀行に対し、必要な改善を促す
その他	<ul style="list-style-type: none"> 9割超の銀行がフリーローンを提供するも、カードローンと同様の業務の見直しは約5割にとどまる 約半数の銀行が「おまとめローン」を提供するも、他行の返済状況の確認等実施は、約7割にとどまる 		<ul style="list-style-type: none"> フリーローン、おまとめローンについても、多重債務発生抑制の観点から必要な改善を促す

(※2) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない 等

(参考) 検査実施先12行の業務運営 - 直近の改善状況

	申し合わせ以前	検査実施時点	直近の状況
年収証明書の取得基準	融資額が200～500万円超(12行)	貸金業法と同水準の50万円超に引下げ(12行中11行)	全12行が50万円超に引下げ
融資上限枠	各銀行で区々(例:年収と同額まで、他行融資を勘案しないなど)	他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで(12行中7行)	10行が他行等からの借入額を含め年収の2分の1まで
保証会社審査への依存	返済能力審査を保証会社に依存(12行中9行)	銀行自ら審査モデルを整備するなどの動き(9行中6行)	11行が自行審査モデルの整備や自行取引情報の活用などの動き
途上管理	銀行自らは途上管理を実施せず(12行中8行)	銀行自らが能動的に収入・勤務先の変動を確認するなどの動き(8行中3行)	9行が年収証明書を再取得するなどの途上管理に着手
	顧客からの相談窓口で返済期間の猶予等に対応(12行中5行)		10行が専用の相談窓口を設置するなどの顧客相談対応を拡充
広告・宣伝	「年収証明書不要」等の不適切な文言(12行)	広告・宣伝の不適切な文言を削除(全12行)	
	テレビCMの制限なし(12行中5行)	テレビCMは貸金業の自主規制ガイドライン(注)と同水準(全12行) (注) 午前7時～9時、午後5時～10時は原則として放送を行わない等	
営業店・行員に対する業績評価体系	カードローンの不適切な契約を招きかねない問題事例等は見られず(全12行)		
	カードローンと他の消費者ローンの同時販売を奨励(12行中1行)		全12行が同時販売奨励を行わず

総 括

- 銀行カードローンの業務運営については、全体として、「申し合わせ」や「中間とりまとめ」を踏まえた融資審査態勢の見直しや広告宣伝の見直し等、業務運営の改善に向けた取組みが進んでいる。
保証会社審査への依存についても、年収や借入額と代弁率の関係の分析の実施や銀行取引情報の活用等により、保証会社審査に関与する動きが進んでいる。関与の充実に向けて、取組みを促していく。
- 他方、融資実行後の途上管理については、年収証明書の再取得等の動きが見られるが、取組みの進んでいない銀行が多く、進展を注視していく必要がある。
- 今後とも、多重債務発生の抑制の観点から、各行の業務運営が適切に行われているか、引き続きモニタリングしていくとともに、今回の調査で取組みが不十分と認められた点については、ベストプラクティスの収集・共有や対話等を通じて具体的な改善を促し、業界全体の業務運営水準の引上げに向けた取組みにつなげていく。

(注) 顧客の借入状況の把握にあたって重要となる信用情報機関の登録情報については、精度にばらつきがあるとの課題が認められており、当庁の「信用情報のあり方PT」において、関係機関とも連携のうえ、具体的な対応策等について検討を進めている。

第10章 信託会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 信託会社等に関する総合的な監督指針

本監督指針については、2004年12月の信託業法の改正を踏まえ策定されており、信託会社等の監督事務に関し、その基本的考え方、免許・登録審査に際しての留意事項、業務運営の状況に関して報告・改善を求める場合の留意事項等を総合的にまとめたものである。

第2節 信託会社等の新規参入（別紙1参照）

第3節 信託会社等に対する金融モニタリング

信託会社は、信託業法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2018事務年度は、2社に対して検査を実施した。

第4節 類似商号への対応

信託業法は、信託会社に対してその商号に「信託」という文字の使用を義務付けるとともに、一般公衆の誤認防止を図るため、銀行や証券会社などと同様、信託会社でない者に対してその商号中に信託会社であると誤認させるおそれのある文字の使用を禁じており（信託業法第14条第2項）、違反者には30万円以下の罰金が課せられる（信託業法第97条第3号）。

しかし、一方で、信託業法の改正により金融機関以外の者による信託業への参入が認められ、信託への関心が高まっている昨今、貸金業の登録を受けていない業者がその商号に「信託」という文字を使用して顧客を信用させ、貸付けを行おうとする例が見受けられるところである。

このような例をはじめ、商号に信託会社であると誤認させるおそれのある文字を使用している業者に対して、金融庁及び財務局は、主に次のような対応を取るとともに、金融庁ホームページ等において注意喚起を行っている。

- ① 文書による警告や捜査当局への連絡などを行う。
- ② 財務局登録を詐称する貸金業無登録業者については、金融庁及び財務局のホームページに当該業者の一覧表を掲載しているところであるが、このうち、商号に「信託」を使用している業者については、一覧表の「備考」欄に信託業法（商号規制）違反である旨を記載する。

また、貸金業無登録業者も含め、商号に「信託」を使用している業者の情報を一般に提供するため、金融庁及び財務局のホームページに「商号に「信託」の文字を使用している無免許・無登録業者一覧」を別途掲載する。

信託会社等の新規参入状況

2019年6月30日現在

	免許・登録等件数											
	計	関東	近畿	北海道	東北	東海	北陸	中国	四国	九州	福岡	沖縄
信託会社	25 (1)	20 (1)	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
運用型信託会社（免許制）	9 (1)	9 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
運用型外国信託会社（免許制）（注1）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理型信託会社（登録制）	16	11	4	0	0	1	0	0	0	0	0	0
管理型外国信託会社（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
同一会社集団（特定信託業者）（届出制）（注2）	36 (7)	32 (7)	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0
特定大学技術移転事業承認事業者（承認TLO）（登録制）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
自己信託	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
信託契約代理業者（登録制）	324 (25)	113 (8)	37 (1)	13 (2)	28 (4)	40 (2)	23 (1)	24 (3)	16 (1)	16 (2)	13 (1)	1
うち みなし信託契約代理業者	129	44	15	2	11	17	8	7	9	9	6	1
計	387 (33)	167 (16)	44 (1)	13 (2)	28 (4)	42 (2)	23 (1)	24 (3)	16 (1)	16 (2)	13 (1)	1

(注1) 外国信託会社は金融庁直轄

(注2) 括弧書きは、2018年7月1日から2019年6月30日までに免許・登録・届出を行った信託会社等の件数

(注3) グループ企業内信託の件数は信託契約数（受託者総数は【12】社）

第11章 保険会社等の検査・監督をめぐる動き

第1節 保険会社向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2005年8月12日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところ。なお、2018事務年度においては改正を行っていない。

第2節 保険会社の概況

I 2019年3月期決算状況（別紙1～2参照）

II 再編等の状況（別紙3～7参照）

1. 概要

保険業界を取り巻く環境が大きく変化する中、利用者利便の向上や経営基盤の安定化等を図るため、生・損保会社において新規参入等の動きがみられる。

なお、2019年6月末現在における会社数は、生命保険会社41社、外国生命保険会社1社、損害保険会社33社、外国損害保険会社21社、免許特定法人1社、保険持株会社14社である。

2. 主要会社の再編等

（1）2018年7月以降、以下のような再編が行われた。

再編前保険会社名	再編後保険会社名	再編日
スコール・グローバル・ライフ・エスイー	スコール・エスイー	2019年4月1日

3. 新規参入について

（1）2018年7月以降、以下のとおり保険業の免許を付与した。

保険会社等名	免許日	免許の種類
はなさく生命保険株式会社	2019年2月1日	生命保険業
ペット&ファミリー損害保険株式会社	2019年4月1日	損害保険業
Swiss Re Asia Pte. Ltd.	2019年6月19日	損害保険業
レスキュー損害保険株式会社	2019年6月28日	損害保険業
さくら損害保険株式会社	2019年6月28日	損害保険業

（2）2018年7月以降、以下のとおり保険持株会社の認可を行った。

保険持株会社名	認可日	認可の種類
アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社	2019年3月26日	保険持株会社

生命保険会社の平成31年3月期決算の概要

(単位: 億円、%、ポイント)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
基礎収益	467,162	460,856	475,482	14,625
保険料等収入	351,829	337,796	352,542	14,746
資産運用収益	78,101	81,711	77,628	▲ 4,082
基礎費用	433,265	425,023	437,769	12,746
保険金等支払金	290,004	289,200	285,566	▲ 3,634
資産運用費用	3,515	3,519	3,748	229
事業費	47,266	47,514	48,794	1,279
基礎利益	33,896	35,833	37,713	1,879
キャピタル損益	▲ 2,330	▲ 798	▲ 4,382	▲ 3,584
臨時損益	▲ 4,967	▲ 5,839	▲ 3,165	2,674
危険準備金繰入額	2,197	2,496	2,298	▲ 197
経常利益	26,598	29,195	30,164	969
特別損益	▲ 5,536	▲ 5,939	▲ 4,675	1,264
価格変動準備金繰入額	5,366	6,802	4,232	▲ 2,569
当期純利益(純剰余)	13,947	15,843	17,464	1,621
総資産	3,755,105	3,812,751	3,877,945	65,194
有価証券含み損益	432,306	444,828	487,735	42,906
公表逆ざや額	▲ 1,073	▲ 994	▲ 923	71
ソルベンシー・マージン比率	964.8	967.5	999.1	31.6

【参考】[個人保険+個人年金ベース]

				前期比
新契約高+転換純増(兆円)	79	62	72	9
解約失効高(兆円)	45	45	50	5
保有契約高(兆円)	970	958	953	▲ 5
年換算保険料(億円)				
新契約ベース	33,048	26,501	29,869	3,367
うち第三分野	6,736	6,959	7,790	831
保有契約ベース	274,832	278,752	286,759	8,007
うち第三分野	62,286	65,317	68,504	3,187

(注1) 逆ざや額 = (基礎利益上の運用収支等の利回り - 平均予定利率) × 一般勘定責任準備金

(注2) ソルベンシー・マージン比率は、全社加重平均。

(注3) 有価証券含み損益は、一般勘定の売買目的以外の有価証券等のうち時価のあるもの。

(注4) 算出会社は41社。かんぽ生命含む。

損害保険会社の平成31年3月期決算の概要

(単位：億円、%、ポイント)

	29年3月期	30年3月期	31年3月期	前期比
正味収入保険料	85,145	84,115	85,951	1,835
正味支払保険金	48,884	46,943	54,196	7,252
経常利益	8,919	8,457	8,856	398
特別損益	▲ 528	▲ 35	▲ 15	20
当期利益	6,538	6,919	6,915	▲ 4
総資産	322,207	328,099	320,455	▲ 7,643
有価証券 含み損益	54,297	59,325	52,029	▲ 7,295
ソルベンシー・ マージン比率	742.3	760.0	752.7	▲ 7.3

(注1) 29年3月期は51社ベース。30年3月期は52社ベース。31年3月期は51社ベース。

(注2) ソルベンシー・マージン比率については、全社加重平均である。

生命保険会社一覧表（2019年6月30日現在42社）

	会社名
生命保険会社(41社)	アクサ生命保険株式会社
	アクサダイレクト生命保険株式会社
	朝日生命保険相互会社
	アフラック生命保険株式会社
	アリアンツ生命保険株式会社
	SBI生命保険株式会社
	エヌエヌ生命保険株式会社
	FWD富士生命保険株式会社
	オリックス生命保険株式会社
	カーディフ生命保険株式会社
	株式会社かんぼ生命保険
	クレディ・アグリコル生命保険株式会社
	ジブラルタ生命保険株式会社
	住友生命保険相互会社
	ソニー生命保険株式会社
	ソニーライフ・エイゴン生命保険株式会社
	損保ジャパン日本興亜ひまわり生命保険株式会社
	第一生命保険株式会社
	第一フロンティア生命保険株式会社
	大同生命保険株式会社
	太陽生命保険株式会社
	T&Dフィナンシャル生命保険株式会社
	東京海上日動あんしん生命保険株式会社
	日本生命保険相互会社
	ネオファースト生命保険株式会社
	はなさく生命保険株式会社
	フコクしんらい生命保険株式会社
	富国生命保険相互会社
	プルデンシャル ジブラルタ ファイナンシャル生命保険株式会社
	プルデンシャル生命保険株式会社
	マスマチュアル生命保険株式会社
	マニユライフ生命保険株式会社
	三井住友海上あいおい生命保険株式会社
	三井住友海上プライマリー生命保険株式会社
	三井生命保険株式会社
	みどり生命保険株式会社
	明治安田生命保険相互会社
	メットライフ生命保険株式会社
	メディケア生命保険株式会社
	ライフネット生命保険株式会社
	楽天生命保険株式会社
外国生命保険会社(1社)	チューリッヒ・ライフ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド

損害保険会社一覧表
(2019年6月30日現在55社)

	会 社 名
損害保険会社 (33社)	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	アイペット損害保険株式会社
	アクサ損害保険株式会社
	アニコム損害保険株式会社
	アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
	アリアンツ火災海上保険株式会社
	イーデザイン損害保険株式会社
	A I G 損害保険株式会社
	a u 損害保険株式会社
	エイチ・エス損害保険株式会社
	S B I 損害保険株式会社
	カーディフ損害保険株式会社
	共栄火災海上保険株式会社
	さくら損害保険株式会社
	ジェイアイ傷害火災保険株式会社
	セコム損害保険株式会社
	セゾン自動車火災保険株式会社
	ソニー損害保険株式会社
	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
	そんぽ24損害保険株式会社
	大同火災海上保険株式会社
	C h u b b 損害保険株式会社
	東京海上日動火災保険株式会社
	トーア再保険株式会社
	日新火災海上保険株式会社
	日本地震再保険株式会社
	日立キャピタル損害保険株式会社
	ペット&ファミリー損害保険株式会社
	三井住友海上火災保険株式会社
	三井ダイレクト損害保険株式会社
	明治安田損害保険株式会社
	楽天損害保険株式会社
	レスキュー損害保険株式会社
外国損害保険会社等 (21社)	アールジーイー・リインシュアランス・カンパニー
	アシュアランスフォアニング・ガード・イエンシディグ
	アトラディウス・クレジット・イ・カウシヨン・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
	エイチディーアイ・グローバル・エスイー
	現代海上火災保険株式会社
	コンパニー・フランセーズ・ダシュランス・プール・ル・コムル・ス・エクステリユール
	ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
	ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
	ザ・ユナイテッド・キングダム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド
	ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
	スイス・リー・インターナショナル・エスイー
	スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
	スコール・エスイー
	スター・インデムニティー・アンド・ライアビリティ・カンパニー
	スティームシップ・ミューチュアル・アンダーライティング・アソシエーション・リミテッド
	チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
	トランスアトランティック・リインシュアランス・カンパニー
	ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルングス・ゲゼルシャフト・アクツィエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン
	ユーラーヘルメス・エスイー
	Swiss Re Asia Pte. Ltd.
免許特定法人 (1社)	ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ

保 険 持 株 会 社 一 覧 表

(2019年6月30日現在14社)

	保険持株会社名
(14社)	アクサ・ホールディングス・ジャパン株式会社
	アニコム ホールディングス株式会社
	アフラック・ホールディングス・エルエルシー
	AIG ジャパン・ホールディングス株式会社
	SBIインシュアランスグループ株式会社
	MS&ADインシュアランスグループホールディングス株式会社
	ソニーフィナンシャルホールディングス株式会社
	SOMPOホールディングス株式会社
	第一生命ホールディングス株式会社
	株式会社T&Dホールディングス
	東京海上ホールディングス株式会社
	日本郵政株式会社
	プルデンシャル・ホールディング・オブ・ジャパン株式会社
	楽天インシュアランスホールディングス株式会社

生命保険会社の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年6月末現在
生命保険会社	39社	38社	38社	40社	41社	41社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併 + 東京海上日動あんしん (2014年10月) <u>▲東京海上日動あんしん</u> ▲東京海上日動フィナンシャル + アクサジャパンホールディング (2014年10月)(注1) ※合併 + アクサ (2014年10月) <u>▲アクサジャパンホールディング</u> ▲アクサ	※合併 + オリックス (2015年7月) <u>▲オリックス</u> ▲ハートフォード	※再編(注2) + 第一生命 (2016年10月) ▲第一生命 (2016年10月)	※現地法人化 + 日本法人化準備生命 (2017年12月)(注3) + カーディフ生命 (2017年12月)	※新設 + はなさく生命 (2019年2月)	
外国生命保険会社	3社	3社	3社	3社	1社	1社
+ 免許 ▲ 廃止					▲アメリカン ファミリー ライフ ア シュアランス カンパニー オブ コ ロンバス ▲カーディフ・アシュアランス・ヴィ	
合計	42社	41社	41社	43社	42社	42社

※合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

- (注1) 2014年10月のアクサの合併等については、同日付(2014年10月1日)で、①持株会社であるアクサジャパンホールディングに免許を付与、
 ②アクサジャパンホールディングを存続会社とし、アクサ生命を吸収合併、③アクサ生命への商号変更を行っている。
 (注2) 第一生命の再編については、①2016年8月3日付で、第一生命分割準備株式会社に生命保険業の免許を付与。
 ②2016年10月1日付で、第一生命保険株式会社は国内生命保険事業を、第一生命分割準備株式会社に継承するとともに
 ③同日付で、第一生命分割準備株式会社は第一生命保険株式会社に商号変更。
 (注3)2017年12月1日付で日本法人化準備生命保険株式会社に生命保険業免許を付与。2018年4月2日付でアフラック生命保険株式会社に商号変更。

損害保険会社の推移

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度6月末現在
国内社 (法第3条免許)	30社	30社	30社	30社	30社	33社
+ 免許 ▲ 廃止	※合併(2014年9月) +損害保険ジャパン日本興亜 ▲損害保険ジャパン ▲日本興亜損害保険			+カーディフ損害保険株式会社 (2017年12月) ※合併(2018年1月) +AIG損害保険株式会社 ▲AIU損害保険株式会社 ▲富士火災海上保険株式会社		+ペット&ファミリー損害保険株式 会社 (2019年4月) +レスキュー損害保険株式会社 (2019年6月) +さくら損害保険株式会社 (2019年6月)
外国社 (法第185条免許)	22社	22社	21社	23社	23社	22社
+ 免許 ▲ 廃止	▲アメリカン・ホーム・アシュアラン ス・カンパニー(2014年4月) +ユーラーヘルメス・ヨーロッパ・エ スイー(2014年6月) ▲ユーラーヘルメス・ドイツラン ト・アクティエンゲゼルシャフト (2014年7月)		▲フェデラル・インシュアランス・カ ンパニー (2016年6月) +コンパニア・エスパニョーラ・デ・ク レディト・イ・カウシヨン・エセ・アー (2016年9月) ▲アトラディウス・クレジット・イン シュアランス・エヌ・ヴィ(2016年12 月)	+スコール・グローバル・ライフ・エ スイー (2017年4月) +スティームシップ・ミューチュアル・ アンダーライティング・アソシエー ション・リミテッド (2017年12月)	+スコール・エスイー(2019年2月) ▲カーディフ・アシュアランス・リス ク・ディヴェール(2018年4月)	+Swiss Re Asia Pte. Ltd. (2019年6月) ▲スコール・グローバル・ライフ・エ スイー (2019年4月) ▲アキシュラチオニ・ゼネラリ・エ ス・ピー・アイ (2019年4月)
合計	52社	52社	51社	53社	53社	55社

(注) 合併会社のうち、下線のある会社が存続会社。

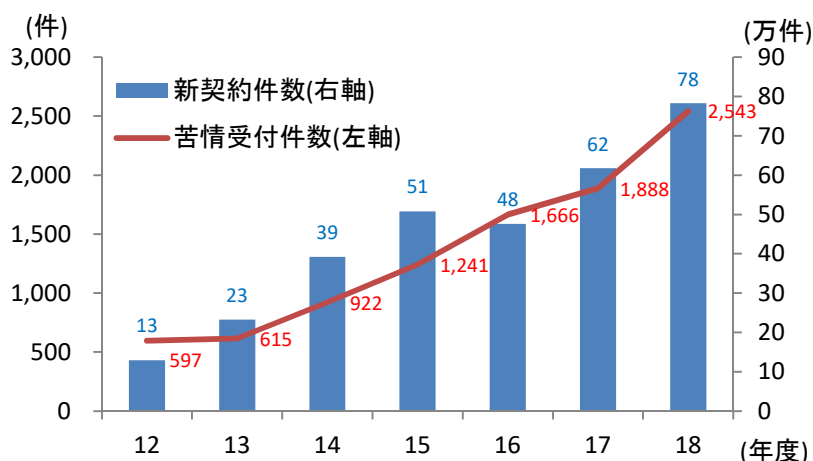
第3節 保険会社に対する金融モニタリング

I 顧客本位の業務運営の定着

生命保険分野においては、長寿化やライフスタイルの変化に伴う保険ニーズの変化に応じて、健康増進型保険等の保険商品・サービスを提供する動きが広がっている。他方、近年、法人向け定期保険や外貨建保険等、保障以外の機能に着目した保険商品を積極的に開発・販売する動きも見られるが、こうした保険商品やその販売状況を見ると、改善すべき問題点が認められている。

- 法人向け定期保険については、付加保険料の設定において、合理的な理由なく契約後期の予定事業費を増加させている等の問題が認められた会社に対して、個別に是正を求めるとともに、募集時に保険本来の機能ではない部分が過度に強調されていた恐れがあったことから、生命保険協会とも議論を重ね、適切な販売の徹底を求めた。
- 外貨建保険については、販売量の増加に伴い、元本割れ等のリスクの説明を受けていなかったといった苦情が多数発生したため、各社や生命保険協会と対話を行い、販売時の情報提供の充実を促したところであるが、依然として、高齢者をはじめとする、商品の複雑な仕組みを十分に理解していない顧客に販売したこと起因する苦情が多く認められている状況にある（図表1）。

図表1 外貨建保険・年金件数、苦情受付件数(新契約関係)



(資料)生命保険協会より、金融庁作成

- 乗合代理店に支払う手数料について、比較推奨に偏りが生じないよう、代理店の役務やサービスの質を的確に反映し、顧客に適切に説明できる合理的なものとしていくことが重要との観点でモニタリングを継続してきた。代理店手数料体系の見直しや開示を行うなどの取組みが見られた一方で、依然として比較推奨を歪めかねないインセンティブ報酬を支払っている事例等も認められており、引き続

き改善を促していく必要がある。

II 持続可能なビジネスモデルの構築

(デジタルライゼーションの進展への対応)

損害保険分野においては、テレマティクス技術を用いた自動車保険商品やサービス、スマートフォン上で簡易に加入できる短期間の保険商品等の新しい商品の発売が活発に行われており、各社においては、持続可能なビジネスモデルを構築する上で、デジタルライゼーションの進展への対応が重要な経営上の課題となっている。

こうした中、大手損害保険会社を中心に、デジタル技術を活用した新商品の開発や付帯サービスの充実による顧客価値向上、社内業務の品質向上・効率化等の様々な取組みが進められている。また、デジタル戦略の専担部署を設置し、スタートアップ企業等と共同研究を行う社、いわゆるプラットフォーマーやデジタル企業等の分析や協業の取組みを進めている社もある。

他方、デジタル戦略を進めていく上で、中核となる専門人材の獲得・育成や、保険金支払業務等の保険会社固有の業務にどのように応用し、更なる顧客価値の向上等を図っていくかが課題である。

(リスク管理の高度化の促進)

保険会社を取り巻くリスクが変化する中、各社においては、現行の規制の枠組みや慣行に留まらず、ERMの一環として、経済価値ベースの考え方を取り入れたリスク管理の高度化に取り組んでおり、金融庁としても、こうした取組みを促してきた。

こうした中、昨年度は大規模自然災害の連続発生により支払保険金が過去最高となったこと等を踏まえ(図表2)、各社における再保険手配等のリスク軽減策等の実態を確認した。

自然災害リスクの保有・出再方針の決定に当たっては、ERMの一環として、異常危険準備金等の自己資本水準、再保険手配によるリスク量のコントロール、これらのコストを踏まえたリターン、という3つのバランス等を踏まえた経営レベルでの多面的な論議が必要である。この点について、大手損害保険会社では、巨大災害への備えと期間損益の双方を考慮し再保険を手配している一方で、その他の損害保険会社の中には、十分な経営レベルの論議を経ないまま、期間損益を重視して再保険を手配し、巨大災害には異常危険準備金を充当する方針としている社も認められたことから、対話を通じて自然災害リスク管理の高度化を促した。

図表2 過去の風水災等による支払保険金(1970年以降)

順位	災害名	支払件数	支払保険金
1	平成30年台風21号	857,284件	10,678億円
2	平成3年台風19号	607,324件	5,680億円
3	平成16年台風18号	427,954件	3,874億円
4	平成26年2月雪害	326,591件	3,224億円
5	平成11年台風18号	306,359件	3,147億円
6	平成30年台風24号	412,707件	3,061億円
7	平成30年7月豪雨	55,320件	1,956億円
8	平成27年台風15号	225,523件	1,642億円
9	平成10年台風7号	181,278件	1,599億円
10	平成16年台風23号	144,364件	1,380億円

(注)2019年3月末現在
 (資料)日本損害保険協会より金融庁作成

さらに、世界的にサイバー攻撃が増加する中、これらの損害を補償するサイバー保険の引受リスク管理態勢について、サイレント・サイバーリスクを含むリスク評価手法等を中心に実態把握したところ、大手損害保険会社では独自に保有リスク量の計測を開始している一方で、その他の損害保険会社の中には具体的な対応が行われていない社が認められた。

(資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討)

こうしたモニタリングに加えて、国際的な議論も踏まえつつ、保険会社のリスクを包括的に捉えた実効的かつフォワードルッキングな健全性政策を実施していくことが必要であり、その一環として、経済価値ベースの考え方に基づく新たなソルベンシー規制についての影響度調査を実施したほか、目指すべき健全性政策について関係者と広範な議論を行った。

(注) モニタリング結果の詳細に関しては、2019年8月28日に公表された「利用者を中心とした新時代の金融サービス」を参照。

第4節 保険会社に係る財務基準等

I 経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議

経済価値ベースのソルベンシー規制は、資産・負債の一体的な経済価値ベースの評価を通じ、保険会社の財務状況を的確に把握しようとする枠組みであり、保険会社のリスク管理の高度化にも資するものである。このため、金融庁では、現下の経済環境における様々な意図せざる影響にも配慮しつつ、国際資本基準（ICS）に遅れないタイミングでの導入を念頭に、関係者と広範な議論を行ってきた。

今般、その一環として、国際的な議論も踏まえた国内規制の方向性について検討するため、2019年5月、外部有識者による「経済価値ベースのソルベンシー規制等に関する有識者会議」を設置した。

II 経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関する影響度調査（フィールドテスト）

資産・負債の経済価値ベースによる評価・監督手法の検討の一環として、2018年6月から12月にかけて、全保険会社を対象とした「経済価値ベースの評価・監督手法の検討に関するフィールドテスト」を実施し、2019年6月、その結果を公表した。（別紙1参照）また、当該フィールドテストで把握した課題や国際的な議論の動向を踏まえ、同年6月より新たなフィールドテストを実施するとともに、来年以降も毎年実施する旨も併せて公表した。

第5節 保険商品審査態勢について

保険商品については、多様化する国民の保険ニーズに的確に応えるものであるとともに、保険契約者等にとって簡潔で分かりやすい商品内容となることが重要である。

このため、商品審査において保険会社等との間で双方向の協議を十分に行うことを目的として、審査の予見性、効率性、迅速性等の向上を図るために、保険会社の商品部長との意見交換（2018年9月）、公益社団法人日本アクチュアリー会との意見交換（2019年2月、3月）を行ったほか、商品審査を通じて当局と申請会社との間で共有するに至った問題認識等を記載した「商品審査事例集」を策定し、公表した（2019年3月、6月）。

第6節 少額短期保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

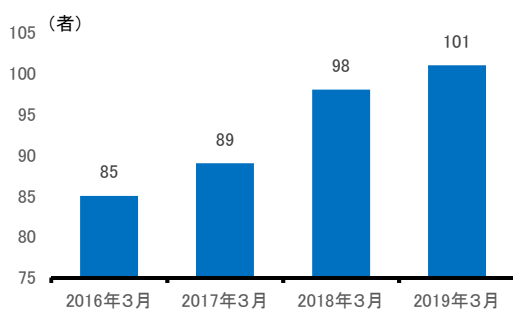
少額短期保険業者の概況

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）が2006年4月1日に施行され、従前、保険業法の規制の外にあった、特定の者を相手方として引受けを行う、いわゆる「根拠法のない共済」が原則として保険業法の規制対象となった。併せて、これら「根拠法のない共済」及び新規参入業者の受け皿として、保険会社と比べて取り扱う保険金額が少額であり、保険期間が短いもののみを取り扱う少額短期保険業制度が創設された。

制度創設から13年が経過し、少額短期保険業者数が大幅に増加するとともにその規模や特性、取扱商品も多様化してきており、2018年度決算の集計をみると、契約件数、収入保険料、当期純利益のいずれも増加している。なお、同事務年度においては、新規に5業者を登録したことから、2019年6月末現在の業者数は、102業者となった。

なお、少額短期保険業者に対する監督は、金融庁長官から各財務局長等に委任されているところ、事業規模、取り扱っている商品や募集形態等の特性を踏まえ、顧客保護の観点から、各業者の経営管理態勢、財務の健全性及び業務の適切性等に関し、各財務局等を通じて必要な指導・監督を行った。その際、経営管理態勢及び財務の健全性等を中心にモニタリングを行い、実態を把握した。その中で、経営管理態勢、法令等遵守態勢などに重大な問題が認められ、その結果として多数の法令違反や不備が確認された業者（1者）に対し、保険業法第272条の25第1項の規定に基づき、業務改善命令を発出した。

少額短期保険業者数推移



2019年3月期 決算概要

	2019年3月期	2018年3月期	増減（比）
契約件数	11,797千件	9,854千件	+19.7%
収入保険料	1,032億円	924億円	+11.6%
当期純利益	34億円	30億円	+14.1%

少額短期保険業者登録一覧

(別紙1)

(令和元年6月30日現在:102業者)

所管財務局	登録番号	登録日	商号
北海道財務局	北海道財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	常口セーフティ少額短期保険株式会社
	北海道財務局長 (少額短期保険)第2号	平成28年4月26日	ライフエイド少額短期保険株式会社
東北財務局	東北財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年1月31日	日本アニマル倶楽部株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年3月31日	フローラル共済株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年6月5日	東日本少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第6号	平成26年1月7日	ユーミーL A少額短期保険株式会社
	東北財務局長 (少額短期保険)第7号	平成27年12月1日	ネットライフ火災少額短期保険株式会社
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第1号	平成18年10月27日	S B I リスタ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第3号	平成19年6月21日	エクセルエイド少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第5号	平成19年10月25日	ジャパン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第6号	平成19年11月14日	イオン少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第8号	平成19年11月22日	S B I いきいき少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第10号	平成19年12月10日	東京海上ミレア少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第11号	平成19年12月28日	株式会社あそしあ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第12号	平成20年2月4日	株式会社宅建ファミリー共済
	関東財務局長 (少額短期保険)第14号	平成20年2月5日	ぜんち共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第15号	平成20年3月17日	アスモ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第16号	平成20年3月17日	全管協少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第17号	平成20年3月19日	さくら少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第18号	平成20年3月19日	株式会社メモリード・ライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第21号	平成20年3月21日	富士少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第22号	平成20年3月21日	A ライフ株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第23号	平成20年3月25日	C h u b b 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第24号	平成20年3月26日	ペットメディカルサポート株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第25号	平成20年3月31日	楽天少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第26号	平成20年3月31日	あすか少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第27号	平成20年3月31日	エヌシーシー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第28号	平成20年5月20日	A B C 少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第29号	平成20年5月29日	特定非営利活動法人アピリティクラブたすけあい
	関東財務局長 (少額短期保険)第30号	平成20年5月30日	ジック少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第31号	平成20年5月30日	株式会社クローバー少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第33号	平成20年6月30日	ユニバーサル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第34号	平成20年7月10日	株式会社住宅保障共済会

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第35号	平成20年8月29日	ヒューマンライフ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第36号	平成20年8月29日	プレミアム少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第37号	平成20年9月1日	旭化成ホームズ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第38号	平成20年9月24日	医師が考えた少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第39号	平成20年9月24日	まごころ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第40号	平成20年10月22日	日本共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第41号	平成20年10月31日	L A S H I C少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第43号	平成20年12月10日	株式会社貫賞少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第44号	平成20年12月12日	JMM少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第46号	平成21年1月20日	e - N e t少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第47号	平成21年1月23日	アイアル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第49号	平成21年2月16日	ベッツベスト少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第50号	平成21年3月16日	株式会社サン・ライフ・ファミリー
	関東財務局長 (少額短期保険)第51号	平成21年3月24日	株式会社ビバビードメディカルライフ
	関東財務局長 (少額短期保険)第52号	平成21年3月24日	あんしん少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第53号	平成21年4月20日	日本費用補償少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第55号	平成21年12月21日	株式会社F I S
	関東財務局長 (少額短期保険)第56号	平成23年3月14日	ふくろう少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第57号	平成23年6月20日	AWPチケットガード少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第59号	平成23年6月28日	プラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第60号	平成24年3月27日	ワーカーズ・コレクティブ共済株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第61号	平成24年12月20日	日本ペットプラス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第63号	平成25年5月29日	チューリッヒ少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第64号	平成25年10月22日	株式会社エポス少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第65号	平成26年2月20日	トライアングル少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第66号	平成26年9月18日	少額短期保険ハウスガード株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第67号	平成27年3月26日	全日ラビー少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第68号	平成27年5月13日	セクスイハイム不動産少額短期保険株式会社
関東財務局長 (少額短期保険)第69号	平成28年3月14日	住まいぶらす少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第70号	平成28年4月1日	健康年齢少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第71号	平成28年4月21日	マスト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第72号	平成28年10月12日	イズミ少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第73号	平成28年10月27日	マイホームプラス少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第74号	平成29年2月15日	住生活少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第75号	平成29年3月9日	ペットファースト少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第76号	平成29年6月1日	エール少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第77号	平成29年7月6日	リボン少額短期保険株式会社	
関東財務局長 (少額短期保険)第78号	平成29年7月12日	メディカル少額短期保険株式会社	

所管財務局	登録番号	登録日	商号
関東財務局	関東財務局長 (少額短期保険)第79号	平成29年7月21日	プリベント少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第80号	平成29年7月24日	株式会社ホープ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第81号	平成29年8月30日	株式会社ヤマダ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第82号	平成29年8月30日	J I D少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第84号	平成29年11月27日	N e x t少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第85号	平成29年12月1日	U S E N少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第86号	平成30年1月19日	株式会社リロ少額短期保険
	関東財務局長 (少額短期保険)第87号	平成30年6月25日	株式会社 j u s t I n C a s e
	関東財務局長 (少額短期保険)第88号	平成30年10月31日	東急少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第89号	平成31年2月26日	Mysurance株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第90号	令和元年5月7日	フェリクス少額短期保険株式会社
	関東財務局長 (少額短期保険)第91号	令和元年6月28日	あおぞら少額短期保険株式会社
東海財務局	東海財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年6月16日	株式会社学校安全共済会
	東海財務局長 (少額短期保険)第5号	平成31年2月7日	Z u t t o R i d e少額短期保険株式会社
近畿財務局	近畿財務局長 (少額短期保険)第1号	平成19年7月25日	アクア少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第2号	平成19年12月12日	エイ・ワン少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第3号	平成20年2月25日	S B I日本少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第5号	平成20年11月13日	株式会社SANKO少額短期保険
	近畿財務局長 (少額短期保険)第6号	平成20年11月28日	セーフティージャパン・リスクマネジメント株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第7号	平成22年10月18日	エタニティ少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第8号	平成24年6月1日	エスエスアイ富士菱株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第10号	平成26年3月24日	東京海上ウエスト少額短期保険株式会社
	近畿財務局長 (少額短期保険)第11号	平成26年6月20日	みらい少額短期保険株式会社
中国財務局	中国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月27日	エス・シー少額短期保険株式会社
	中国財務局長 (少額短期保険)第2号	平成20年7月14日	株式会社FPC
四国財務局	四国財務局長 (少額短期保険)第1号	平成21年9月2日	あおい少額短期保険株式会社
福岡財務支局	福岡財務支局長 (少額短期保険)第1号	平成20年3月31日	ベル少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第2号	平成20年5月30日	フェニックス少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第3号	平成26年7月16日	イーベット少額短期保険株式会社
	福岡財務支局長 (少額短期保険)第5号	平成27年3月4日	日本ワイド少額短期保険株式会社
沖縄総合事務局	沖縄総合事務局 (少額短期保険)第1号	平成20年5月30日	レキオス少額短期保険株式会社

第7節 認可特定保険業者の検査・監督をめぐる動き（別紙1参照）

認可特定保険業者の概況

前節のとおり、「保険業法等の一部を改正する法律」（平成17年法律第38号）（以下、「改正法」という。）の成立を受け、少額短期保険業制度が創設されたが、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行っていた者については、経過措置として特定保険業という枠組みを設け、届出を行うことで2008年3月31日まで各財務局等の監督下で業務を継続しながら、保険業法の規制に適合するよう対応を求めた。しかしながら、改正法施行前から「根拠法のない共済」を行ってきた団体の中には、保険業法の規制に適合することが直ちに容易ではない者も存在していた。

また、これとは別に、共済事業を行っていた特例民法法人（公益法人）については、改正法において、当分の間、当該共済事業を引き続き特定保険業として実施できると規定された。しかしながら、2008年の公益法人制度改革により、特例民法法人は、2013年11月末までに一般社団法人等に移行することとされ、一般社団法人等への移行後は、保険業法の適用を受けることとなり、現在行っている特定保険業が継続できなくなった。

このような状況を受けて、「保険業法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（平成22年法律第51号）により、改正法の公布の際現に特定保険業を行っていた者のうち、一定の要件に該当する者については、2011年5月13日から当分の間、行政庁の認可を受けて、特定保険業を行うことができるようになった。

認可特定保険業者の所管行政庁は、特例民法法人であった者については特例民法法人であったときの主務官庁、それ以外の者については内閣総理大臣（権限は、内閣総理大臣から金融庁長官が委任を受け、各財務局長等に再委任されている。）と規定されている。

認可特定保険業者の認可については、2013年11月に申請期限を迎え、財務局所管業者は7法人となった。2018事務年度においては、認可特定保険業者の規模・特性を踏まえながら業務の適切性等に関し、指導・監督を行った。

認可特定保険業者一覧
(財務局等所管分)

(別紙1)

(令和元年6月30日現在:7法人)

所管財務局等	認可日	名称
関東財務局	平成24年1月27日	一般社団法人 すみれ
	平成24年12月21日	一般社団法人 全国保険医休業保障共済会
	平成25年10月21日	一般社団法人 あんしん認可特定保険
	平成25年12月12日	一般社団法人 ぜんかれん共済会
	平成25年12月12日	一般社団法人 JMC厚生会
東海財務局	平成24年5月24日	一般社団法人 三重ふれあい互助会
近畿財務局	平成24年6月25日	一般社団法人 兵庫県知的障害者施設利用者互助会

2018年フィールドテストの結果概要 及び2019年の方向性について

2019年6月 金融庁

1. 目的及び内容

目的	実施内容
<p>1. 標準的な手法の確立のため、経済価値ベースの保険負債等の計算についての各社の対応状況、実務上の問題点、および本試行の仕様に基づく定量的な影響等を把握すること</p>	<p>a. ICS(*1) の2018年フィールドテストのMAV(*2)手法をベースにしたESR(*3)を計算</p> <p>b. 以下の点を定性質問票で回答</p> <ul style="list-style-type: none"> i. ESR規制導入における実務上の問題点 ii. 計算方法の改善要望 iii. 内部モデルのガバナンス態勢 等
<p>2. 本試行の仕様に基づく結果を用いて、フォワードルッキングな分析に基づき財務状況を把握すること</p>	<p>a. 経済前提(円金利、米ドル金利、株式・不動産、為替)に対するESRの感応度を計算</p> <p>b. 内部モデルで計算したESRと本試行の仕様に基づくESRの差異を分析</p>

(*1) Insurance Capital Standardの略

(*2) Market Adjusted Valuationの略

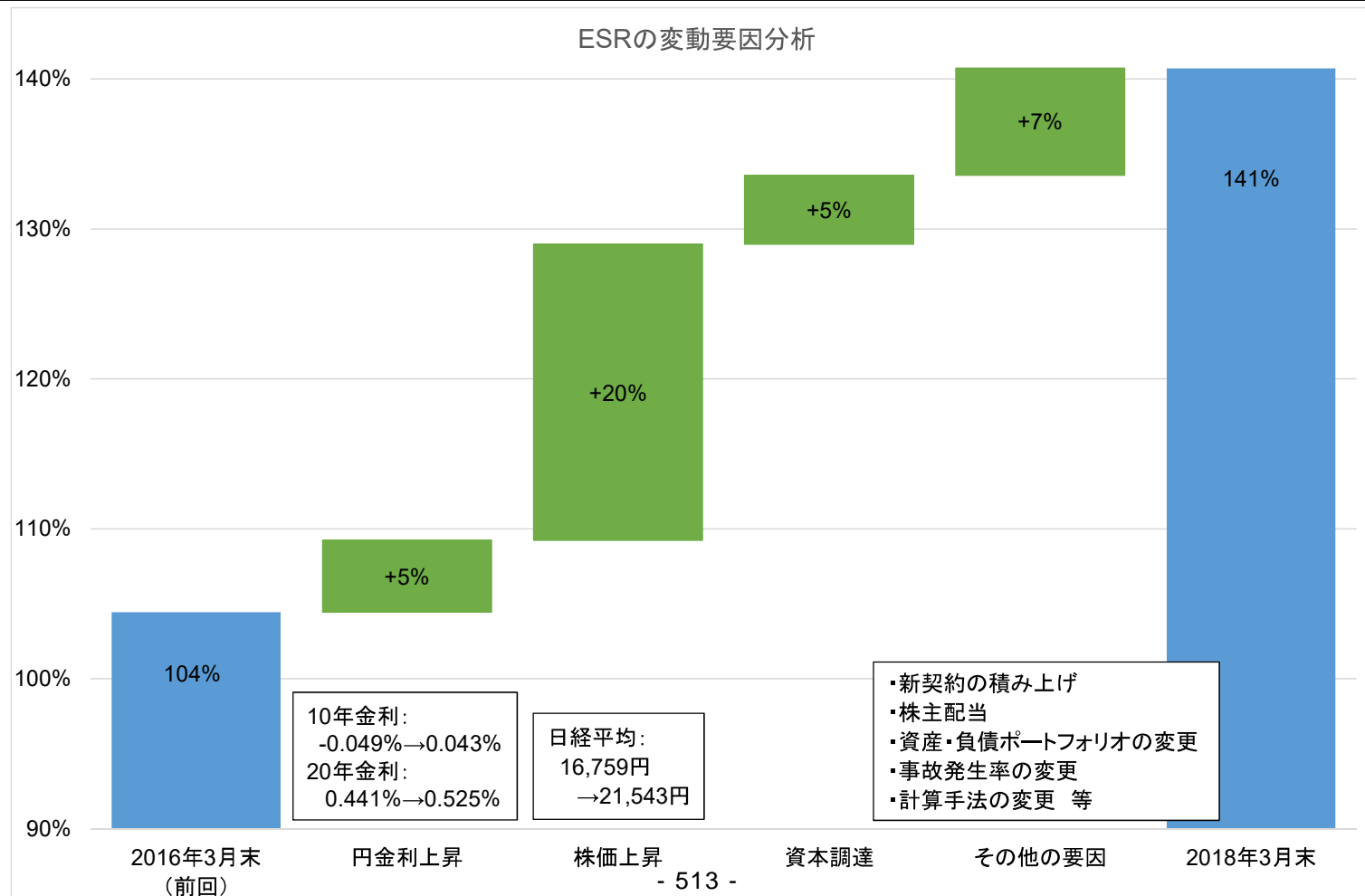
(*3) Economic Solvency Ratioの略(経済価値ベースのソルベンシー比率)。
経済価値ベースの適格資本を所要資本で除した値

対象会社等

- 対象会社: 国内全保険会社(生保:41社、損保:51社)
- 単体ベースおよび(最上位の)連結ベース
- 計算基準日:2018年3月末
 - 実務上対応が困難な社は、2017年3月末を計算基準日とし、経済前提のみ2018年3月末に更新
- 実施期間:2018年6月29日～2018年12月20日

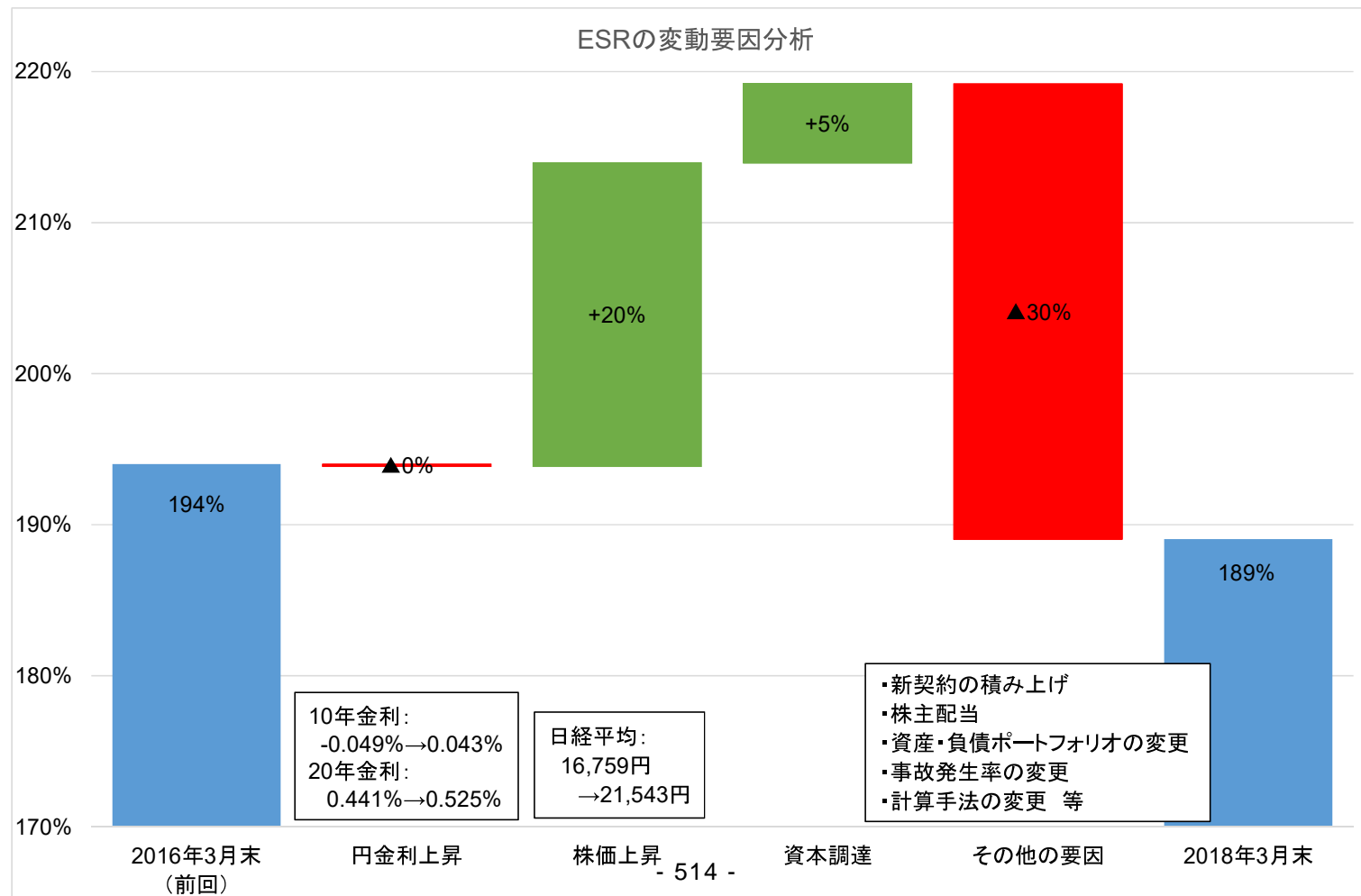
2. 結果概要 - ①生保

- 単体ベースの全社平均ESR(41社平均)は141%(前回対比+37pt)であった。
 - 連結ベースの平均ESR(生保を主とする13グループ)は169%であった。
- 主な変動要因の一つは株価の上昇と考えられる。
 - その他の要因として新契約の積み上げや計算手法の変更等が考えられるが、要因ごとの変動は不明。なお、円金利・株価を要因とする変動は、前回の感応度の結果から推定した。



2. 結果概要 - ②損保

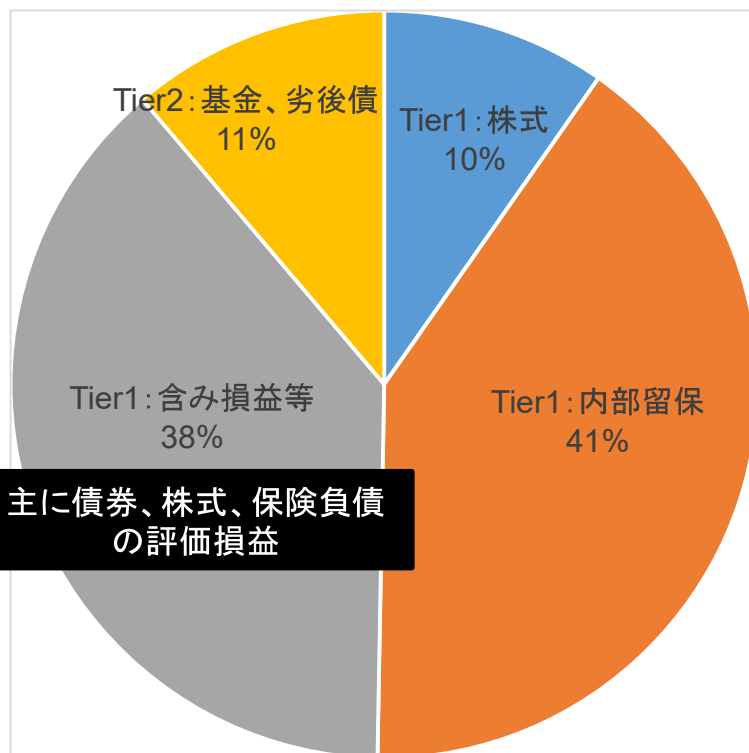
- 単体ベースの全社平均ESR(51社平均)は189%(前回対比▲5pt)であった。
 - 連結ベースの平均ESR(損保を主とする8グループ)は277%であった。
- 主な変動要因は、株価の上昇に伴う増加、計算手法の変更に伴う減少等と考えられる。
 - その他の要因のうち、最も大きな変動要因は計算方法の変更(所要資本における税効果の一部否認)と推定されるが、それ以外の変動要因は不明。なお、円金利・株価を要因とする変動は、前回の感応度の結果から推定した。



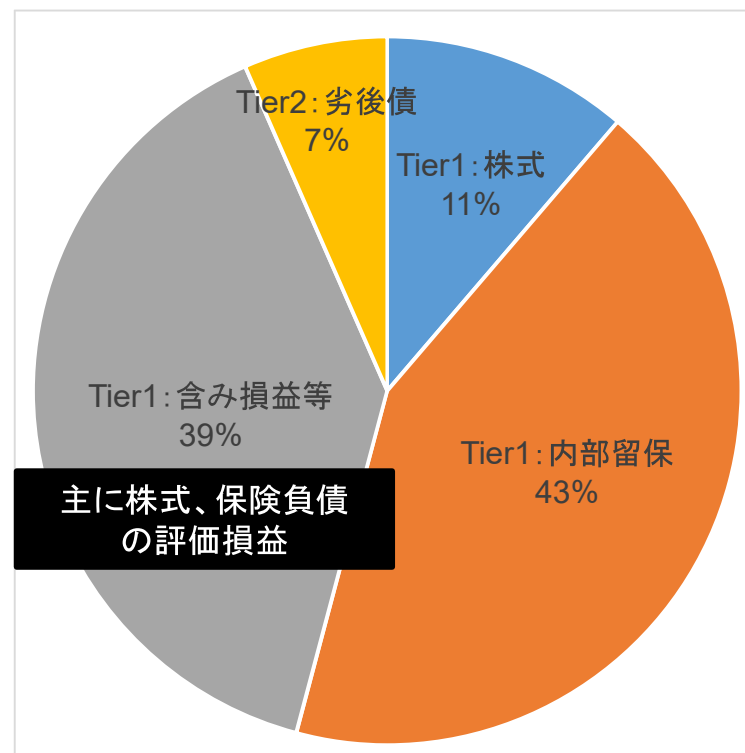
3. 結果詳細 - ①適格資本(ESRの分子)の内訳

- 生保の適格資本の総額(単体ベース:41社平均)は、株価の上昇等を要因に増加した(前回対比+26%)。適格資本の内訳(下図参照)は、前回から大きな変化はなかった。
 - 内訳に大きな変化がなかった理由としては、株価の上昇に伴い含み益が増加する一方で株式の売却に伴い含み益の一部が内部留保へ振替られたこと、資本調達が増加したこと等が考えられる。
- 損保の適格資本の総額(単体ベース:51社平均)も、株価の上昇等を要因に増加した(前回対比+20%)。その内訳(下図参照)は、生保とほぼ同様であった。

生保(単体ベース:41社平均)

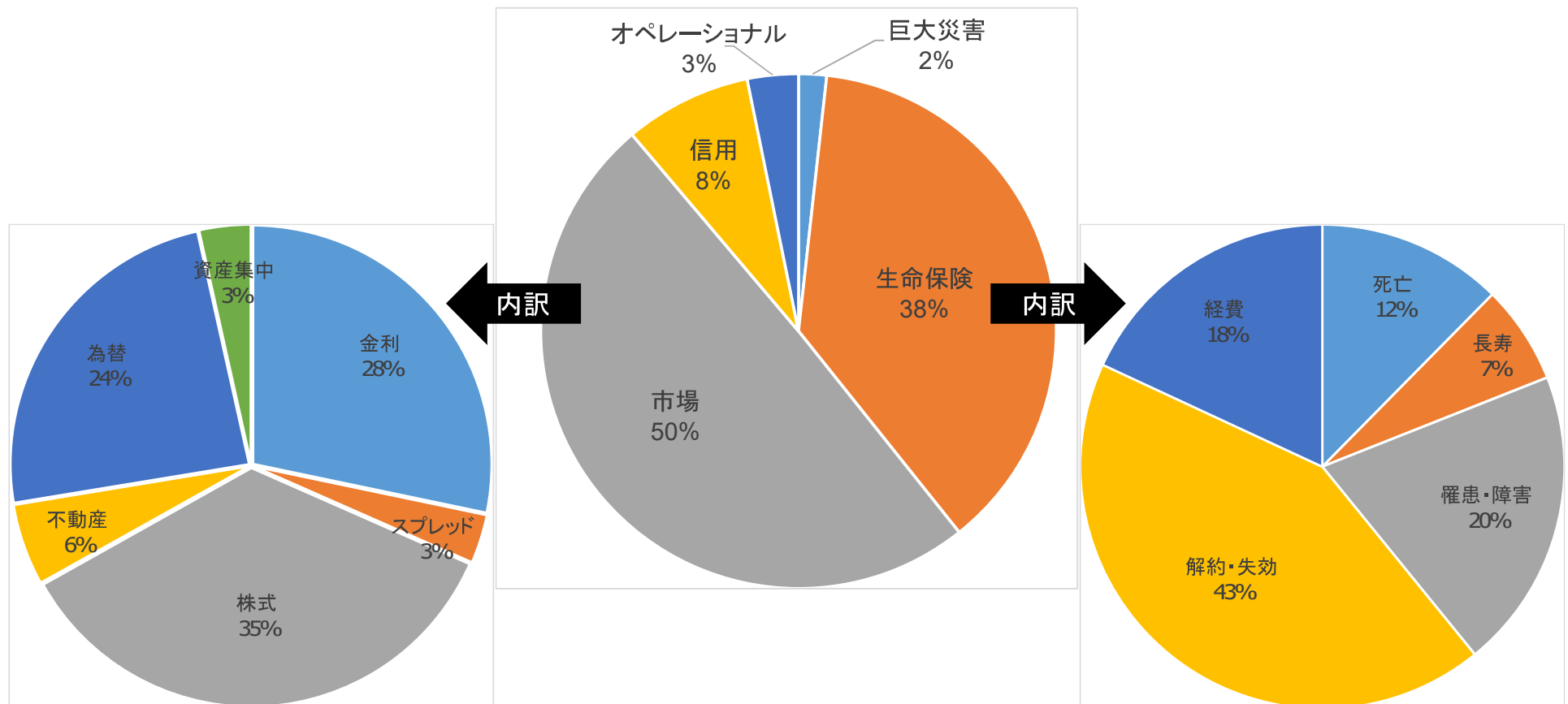


損保(単体ベース:51社平均)



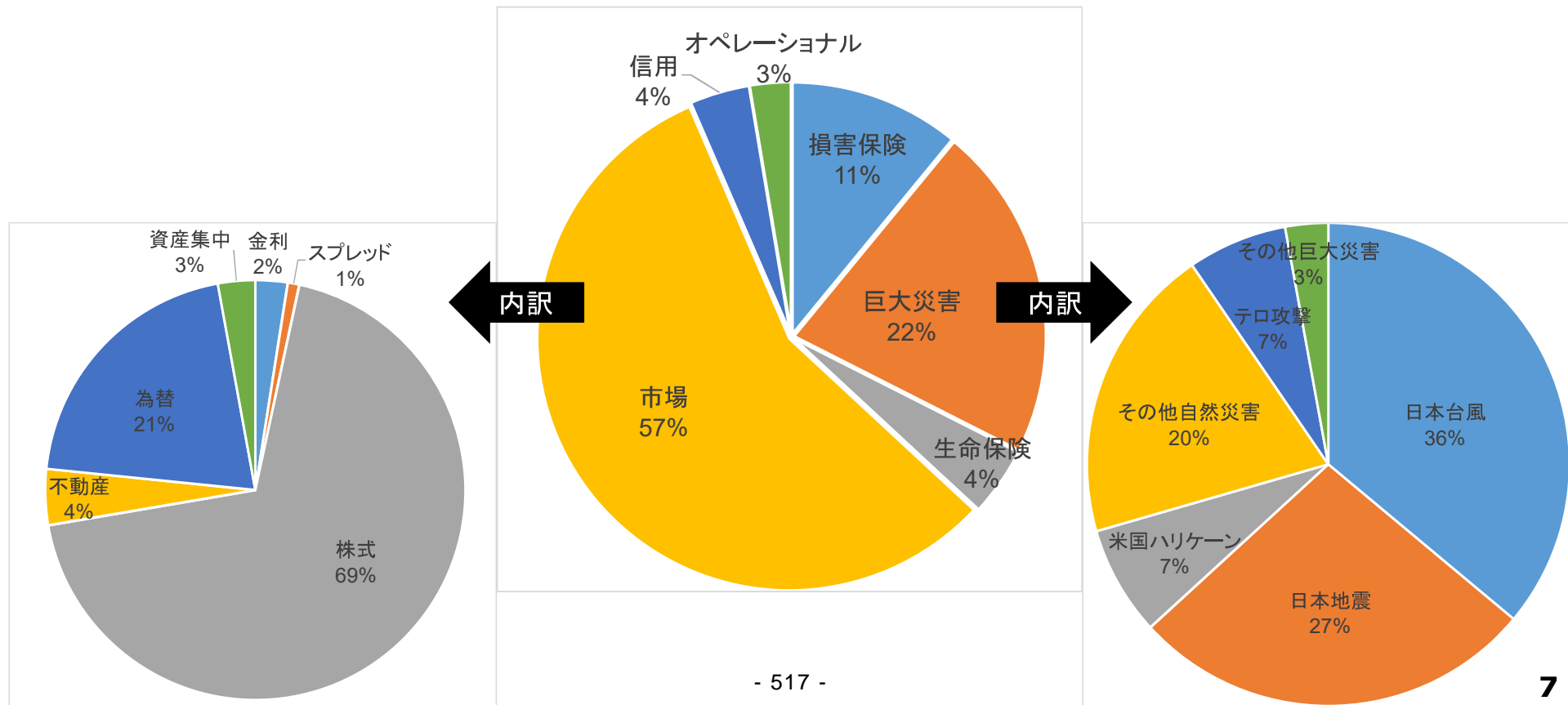
3. 結果詳細 - ②所要資本(ESRの分母)の内訳(生保)

- 所要資本の総額(単体ベース:41社平均)は、計算手法の変更等を要因に減少した(前回対比▲6%)。
- 各リスクの所要資本(内訳は下図参照)では、市場リスク(うち金利・為替リスク)が大きく減少した(前回対比▲24%)。
 - 市場・信用リスクのうち、株式・金利・為替リスクが太宗を占める社が多かったが、一部の社では金利・信用リスクが突出していた。
 - 保障性商品中心の社は、相対的に生命保険リスク(特に、解約・失効リスク)が大きかった。



3. 結果詳細 - ③所要資本(ESRの分母)の内訳(損保)

- 所要資本の総額(単体ベース:51社平均)は、計算手法の変更等を要因に増加した(前回対比+23%)。
- 各リスクの所要資本(内訳は下図参照)では、損害保険リスクが大きく減少し(前回対比▲31%)、市場リスク(うち株式・為替リスク)が大きく増加した(前回対比+26%)。
 - 株式リスク、巨大災害リスクが太宗を占める社が多かったが、一部の社では、損害保険リスク、資産集中リスク、為替リスクが突出していた。
 - 自然災害リスクの一部を海外子会社で引き受けているため、単体ベースのデータでは海外の自然災害リスクを十分に捉えられない社があった。



3. 結果詳細 - ④経済前提に対する感応度分析

- 生保は円金利、株価、為替、損保は株価において、平均ESRが100%となる水準が計算された。
 - 損保の平均ESRは、株価を除き、十分なストレスをかけても100%となるまで低下しなかった。
- 生保においては、円金利、株価、為替に対して複合的にストレスが生じるシナリオも、別途想定する必要がありと考えられる。

生保(単体ベース:41社平均)

平均ESRが100%となる水準

シナリオ	平均ESR	円金利	
		10年	20年
2018年3月末	141%	0.043%	0.525%
低下シナリオ (▲47bps)	100%	-0.431%	0.051%

シナリオ	平均ESR	日経平均
2018年3月末	141%	21,454円
下落シナリオ (▲39%)	100%	13,142円

シナリオ	平均ESR	為替 (米ドル)
2018年3月末	141%	106円
円高シナリオ (▲51%)	100%	52円

損保(単体ベース:51社平均)

平均ESRが100%となる水準

シナリオ	平均ESR	円金利	
		10年	20年
2018年3月末	189%	0.043%	0.525%
低下シナリオ	100%	N/A	N/A

シナリオ	平均ESR	日経平均
2018年3月末	189%	21,454円
下落シナリオ (▲69%)	100%	6,576円

シナリオ	平均ESR	為替 (米ドル)
2018年3月末	189%	106円
円高シナリオ	100%	N/A

3. 結果詳細 - ⑤内部モデルとの差異分析

生保

- 生命保険リスクは、主にリスク係数の違いにより、内部モデルの方が楽観的な社が多かった。
 - 一部の社は、内部モデルでは、大量解約リスクまたは経費リスクを対象外としていた。
- 市場・信用リスクは、主に金利リスクのストレス水準等の違いにより、内部モデルの方が保守的な社が多かった。
 - 一部の社は、内部モデルでは、信用・スプレッド・資産集中リスクにおいて、以下の仕様としていた。
 - ✓ 無格付のエクスポージャーに内部格付を用いる。
 - ✓ エクスポージャーに国債を含める。
 - ✓ グループ内再保険エクスポージャーを除外する。

損保

- 損害保険リスクは、主にリスク係数の違いにより、内部モデルの方が楽観的な社が多かった。
- 巨大災害リスクは、自然災害リスクの計算で内部モデルが許容されていることから、内部モデルとほぼ同水準であった。
- 市場・信用リスクは、主に株式リスク、金利リスクのストレス水準等の違いにより、内部モデルの方が保守的な社が多かった。
 - 一部の社は、内部モデルでは、以下の仕様としていた。
 - ✓ 子会社株式のリスクは、株式リスクとしてではなく、個社を頂点とする連結ベースで計算する。
 - ✓ 資産集中リスクにおいて、グループ内再保険エクスポージャーを除外する。

3. 結果詳細 - ⑥ESR規制に対する主なコメント

- 規制全般について、以下のコメントがあった。
 - 意図せざる影響を回避する制度設計とすべき
 - 早期是正措置は柔軟にすべき
 - 規制導入時の経過措置を検討すべき
 - 国際規制と国内規制の整合性に配慮すべき
- 本試行の計算手法について、生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオが日本の実態を反映していないので修正すべきというコメントが多かった。
- 所要資本の計算においては、内部モデルの活用を認めるべきというコメントが多かった。
 - 内部モデルを活用しない社に配慮して、国内の自然災害リスクの計算には、標準的なモデルを指定すべきというコメントもあった。

3. 結果詳細 - ⑦モデルガバナンス

生保

- 本試行の保険負債は、将来キャッシュフローの前提条件や計算式が原則ベースでしか規定されていないため、各社の計算方法に幅が生じていた。
- 特に長期の保険負債を抱える生保については、保険負債の妥当性検証態勢が重要となるが、多くの社で計算担当から独立した検証を行っており、半数以上の社で外部専門家を活用していた。
- 一方で、検証方法や妥当性の根拠について、詳細な回答は得られなかった。
(回答例) 知見のある上位者が検証している、外部専門家が検証している、保険計理人の収支分析と同様の手法である、直近データを利用している、3年平均としている等

損保

- 本試行においては、自然災害リスクの計算に自然災害リスクモデルの活用が求められており、その妥当性検証態勢が重要となる。
- 自社モデルを開発し高度な検証態勢を整備している社があった一方で、主に外部ベンダーモデルを活用しており、検証態勢は検討中という社もあった。

4. 2019年フィールドテストの方向性

- 国内全保険会社に対して、ICSの2019年フィールドテストに準拠した形で実施
- 本試行で把握した課題を踏まえ、国内独自の項目を追加

本試行で把握した課題	2019年フィールドテストの方向性
1. 前回試行からの変動要因が詳細に把握できなかった。	● 規定のフォーマットに基づく変動要因分析を各社で実施し提出
2. 生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオを修正すべきというコメントが多かった。	● 生命保険リスクおよび損害保険リスクのリスク係数・ストレスシナリオの検討のための実績データを収集
3. 保険負債の検証方法や妥当性の根拠について、詳細な回答は得られなかった。	● 規定の記載項目を含む保険負債の検証レポートを各社で作成し提出

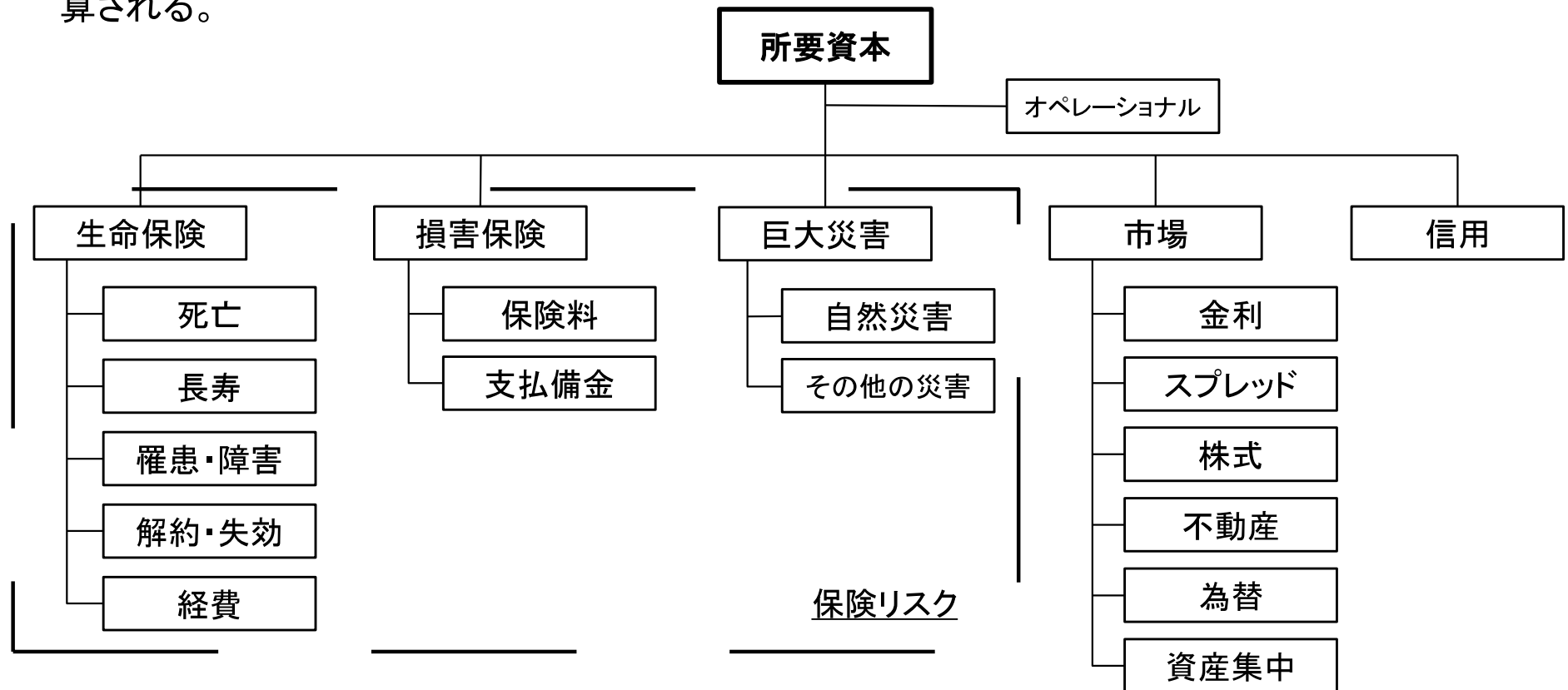
(参考)適格資本と所要資本の概要

適格資本(ESRの分子)

- 適格資本は、適格性(損失吸収能力、劣後性、損失吸収への利用可能性、永続性、利息・配当支払の強制性等)に基づき、Tier 1資本とTier 2資本に分類される。

所要資本(ESRの分母)

- 所要資本は、下図の各リスクカテゴリーの所要資本を、分散効果を反映して統合した額として計算される。



(参考)所要資本の定義

リスクカテゴリー		定義(以下の要素に起因する適格資本の減少)
生命保険	死亡	死亡率の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	長寿	死亡率の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	罹患・障害	罹患率・障害発生率等の水準、トレンドおよびボラティリティの予期せぬ変化
	解約・失効	解約率・失効率・更新率等の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	経費	保険負債に含まれる経費の予期せぬ変化
損害保険	保険料	将来の保険事故に係る発生時期、頻度および規模の予期せぬ変化
	支払備金	既発生 of 保険事故に係る将来支払の予期せぬ変化
巨大災害		低頻度で大規模な保険事故の発生の予期せぬ変化
市場	金利	金利の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	スプレッド	無リスク金利を超過するスプレッドの水準またはボラティリティの予期せぬ変化
	株式	株価の水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	不動産	不動産価格の水準およびボラティリティ、不動産投資キャッシュフローの額および発生時期の予期せぬ変化
	為替	為替レート水準およびボラティリティの予期せぬ変化
	資産集中	資産ポートフォリオの分散の欠如
信用		債務者のデフォルトおよび信用力の悪化の予期せぬ変化
オペレーショナル		内部プロセス、役職員、システムが不適切または有効に機能しないこと、または外部事象を含む業務運営上の事象

第12章 金融商品取引業者等の監督をめぐる動き

第1節 金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

本監督指針については、2007年9月30日に策定した後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時、改正を行ってきたところであり、2018事務年度においても以下のとおり改正等を行っている。

1. 破綻処理準備態勢の整備に係る改正（2018年7月13日）
金融安定理事会（FSB）における議論の進展等を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
2. 金融機関の報酬体系に係る改正（2018年7月13日）
2018年3月にFSBが「健全な報酬慣行に関する原則及び実施基準の補完的ガイダンスーミスコンダクトリスクに対処するための報酬手法の利用ー」を最終化、公表したことに伴い、所要の改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
3. ファンドの募集等を行う者及びファンドの運用を行なう者へのモニタリングに係る改正（2018年7月13日）
適格機関投資家等特例業務届出者に対し事業報告書の提出が義務付けられたことに伴い、既に様式が改正されていた金融商品取引業者等に関する事業報告書と合わせて、ファンドに関する基礎的な情報が把握可能になったため、モニタリング調査表の提出を求める項目を削除する改正を行ったもの（2018年7月13日より適用）。
4. 開示要件（第3の柱）に係る改正（2019年3月1日）
2017年3月にバーゼル銀行監督委員会より公表された「開示要件（第3の柱）の統合及び強化ー第2フェーズ」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
5. 私設取引システム（PTS：Proprietary Trading System）における信用取引取扱い開始に係る改正（2019年3月18日）
PTSにおいて禁止されている信用取引の取扱い開始について、PTS信用取引禁止の解除等の改正を行ったもの（2019年4月1日より適用）
6. レバレッジ比率規制に係る改正（2019年3月15日）
2017年12月バーゼル銀行監督委員会から公表された「バーゼルⅢ最終化合意」を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）

7. T L A C規制等に係る改正（2019年3月15日）
金融安定理事会による「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（2015年11月公表）及びバーゼル銀行監督委員会による最終規則文書「T L A C保有」（2016年10月公表）を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年3月31日より適用）。
8. 店頭外国為替証拠金取引（店頭F X取引）に係る改正（2019年3月25日）
店頭F X取引を行う業者に対し、決済リスク管理強化等の観点から、所要の改正を行ったもの（2020年1月1日より適用）
9. 店頭外国為替証拠金取引（店頭F X取引）に係る改正（2019年6月18日）
店頭F X取引を行う業者に対し、取引データの保存及び金融商品取引業協会への報告体制の整備を求めため、所要の改正を行ったもの（2021年4月1日より適用）
10. レポ・証券貸借取引に係る改正（2019年6月10日）
金融安定理事会によるレポ・証券貸借取引に係る諸提言を踏まえ、所要の改正を行ったもの（2019年7月1日より適用）

第2節 金融商品取引業者等に対する金融モニタリング

金融商品取引業者等は、①金融仲介機能の適切な発揮に向けた不断の努力により、我が国の金融・資本市場に対する信認を高め、さらには我が国経済の発展に貢献していくこと、②国民のニーズに適った金融商品・サービスを提供することにより、その安定的な資産形成を支援することが求められている。

このような認識の下、金融商品取引業者等について、ビジネス動向・収益構造等の把握を行うとともに、法令等を踏まえた業務運営を行っているか等投資者保護上の観点から、証券取引等監視委員会と連携しつつ、モニタリングを実施した。

第3節 第一種金融商品取引業

I 第一種金融商品取引業者の概況

1. 第一種金融商品取引業者の数の推移（別紙1参照）

(1) 第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者は、2018年7月以降、13社が新規に登録を受けている。

一方、金融商品取引業の廃止等に伴い、第一種金融商品取引業者10社が金融商品取引法第29条の登録を抹消されている。

これらの結果、2019年6月末現在における第一種金融商品取引業者数は298社となっている。

なお、第一種金融商品取引業のうち有価証券関連業を行う者（金融商品取引法第28条第1項第1号に掲げる行為に係る業務の登録を受けた者に限る）については、271社となっている。

① 新規参入第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	登録の状 況	登録年月日
t s u m i k i証券株式会社	○	新規登録	2018年7月31日
ユニバーサルバンク株式会社 (※)	○	新規登録	2018年9月18日
日本インスティテューショナル証券株式会社	○	新規登録	2018年9月19日
モルガン・スタンレー・インベストメント・マネジメント株式会社	○	変更登録	2018年11月15日
ブライト・アセット株式会社	○	新規登録	2018年12月11日
株式会社ユニコーン (※)	○	新規登録	2018年12月26日
株式会社SBIネオモバイル証券	○	新規登録	2019年2月26日
十六TT証券株式会社	○	新規登録	2019年3月27日
アバディーン・スタンダード・インベストメンツ株式会社	○	変更登録	2019年6月11日
L I N E証券株式会社	○	新規登録	2019年6月24日
N A B証券株式会社	○	新規登録	2019年6月28日
S B I CapitalBase 株式会社 (※)	○	新規登録	2019年6月28日
キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社	○	変更登録	2019年6月28日

※第一種少額電子募集取扱業者。

② 金融商品取引業の廃止等（金融商品取引法第 29 条の登録の抹消を伴うもの）
又は変更登録（第一種金融商品取引業の廃止）した第一種金融商品取引業者

第一種金融商品取引業者名	有価証券 関連業	廃止等 の状況	廃止等年月日
日本アジア証券株式会社	○	合併消滅	2018年7月1日
J C証券株式会社	○	登録取消	2018年7月24日
ステート・ストリート・グローバル・マーケッツ証券株式会社	○	廃止	2018年7月30日
B i n a r y株式会社	—	廃止	2018年8月10日
アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社	○	廃止	2018年11月1日
日興アセットマネジメント株式会社	○	事業譲渡	2018年11月1日
NNインベストメント・パートナーズ株式会社	○	廃止	2018年12月28日
ウィズダムツリー・ジャパン株式会社	○	廃止	2019年1月31日
日の出証券株式会社	○	合併消滅	2019年2月12日
竹松証券株式会社	○	事業譲渡	2019年5月20日

(2) 特別金融商品取引業者

2019年6月末現在、金融商品取引法第57条の2第1項に基づく特別金融商品取引業者に該当する旨の届出を行っている第一種金融商品取引業者は、21社となっている。

特別金融商品取引業者

SMBC日興証券(株)	クレディ・スイス証券(株)
ゴールドマン・サックス証券(株)	J Pモルガン証券(株)
シティグループ証券(株)	大和証券(株)
ドイツ証券(株)	東海東京証券株式会社
野村證券(株)	バークレイズ証券(株)
BNPパリバ証券(株)	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)
みずほ証券(株)	モルガン・スタンレーMUF G証券(株)
メリルリンチ日本証券(株)	UBS証券(株)
(株)SBI証券	野村ファイナンシャル・プロダクツ・サービス(株)
ナティクス日本証券(株)	ソシエテ・ジェネラル証券(株)
楽天証券(株)	

(3) 指定親会社

2019年6月末現在、特別金融商品取引業者の親会社のうち、金融商品取引法第57条の12第1項に基づく指定を受けている指定親会社は、野村ホールディングス(株)及び(株)大和証券グループ本社の2社となっている。

2. 国内証券会社の2018年度決算概要(別紙2~3参照)

国内証券会社250社の2018年度決算(単体)は、大型上場案件等により引受手数料収入が増加した一方、不透明な市場環境のもと、投資マインドの冷え込みが見られ、株式売買委託手数料収入や投信関連手数料収入が落ち込んだことなどから、前年同期比で、多くの会社が減収・減益となった。

営業収益は、前年同期比4,107億円減の3兆6,660億円(同10%減)、販売費・一般管理費は、同1,579億円減の2兆7,269億円(同5%減)、経常損益は、同3,286億円減の4,241億円(同44%減)、当期損益は、同2,401億円減の2,840億円(同46%減)となった。

II 第一種金融商品取引業者に対する行政処分

第一種金融商品取引業者に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処してきている。

2018年7月以降の第一種金融商品取引業者に対する行政処分の状況については、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社(5件)に対し行政処分を行っており、その内訳は次のとおりとなっている。

- ① 登録の取消 1件
- ② 業務停止命令及び業務改善命令 0件
- ③ 業務改善命令 4件
- ④ 資産の国内保有命令及び業務改善命令 0件
- ⑤ 資産の国内保有命令 0件

なお、行政処分に至った法令違反等の内容は、「情報管理に係る不十分な経営管理態勢・内部管理態勢」、「空売り規制違反」、「売買管理態勢の不備」等となっている。

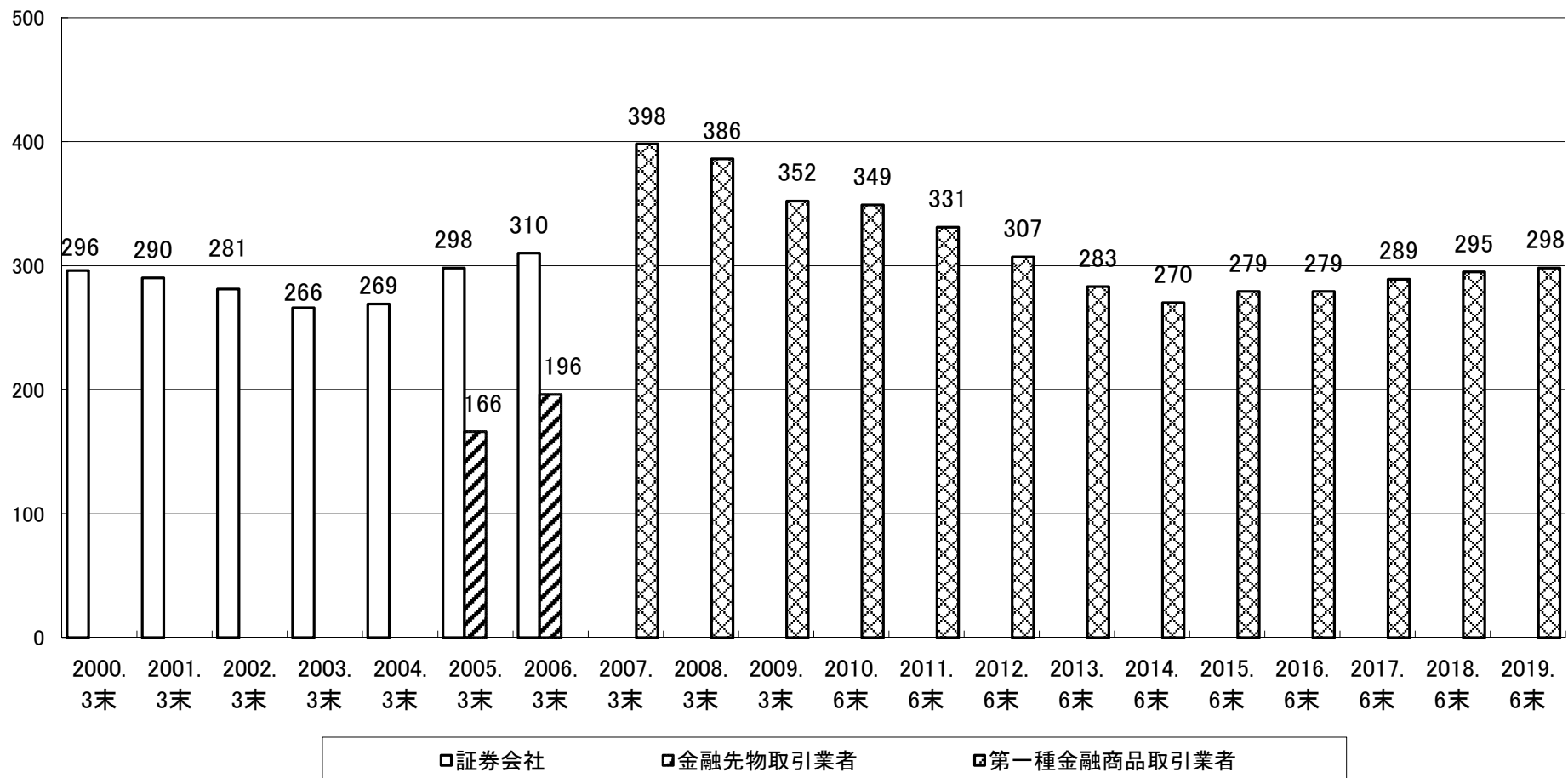
III 投資者保護基金について

金融システム改革に伴う証券取引法の改正(1998年12月1日施行)において、顧客資産の分別保管の義務化とともに、証券会社の破綻の際のセーフティネットとして、投資者保護基金制度を創設し、全ての証券会社(金融商品取引法施行後は、有価証券関連業を行う第一種金融商品取引業者)に投資者保護基金への加入を義務付けた。

基金制度創設当初より、国内系証券会社（235 社）を中心に設立された日本投資者保護基金と外資系証券会社（46 社）を中心に設立された証券投資者保護基金が存在していたが、2002 年 7 月 1 日に統合し、日本投資者保護基金に一本化され今日に至っている（2019 年 6 月末時点 266 社、同年 3 月末時点基金規模約 583 億円）。（別紙 4 参照）

金融商品取引業者(第一種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



注：2007年3月末までの数値は証券会社と改正金融先物取引法における金融先物取引業者の数。

国内証券会社の2018年度決算概況

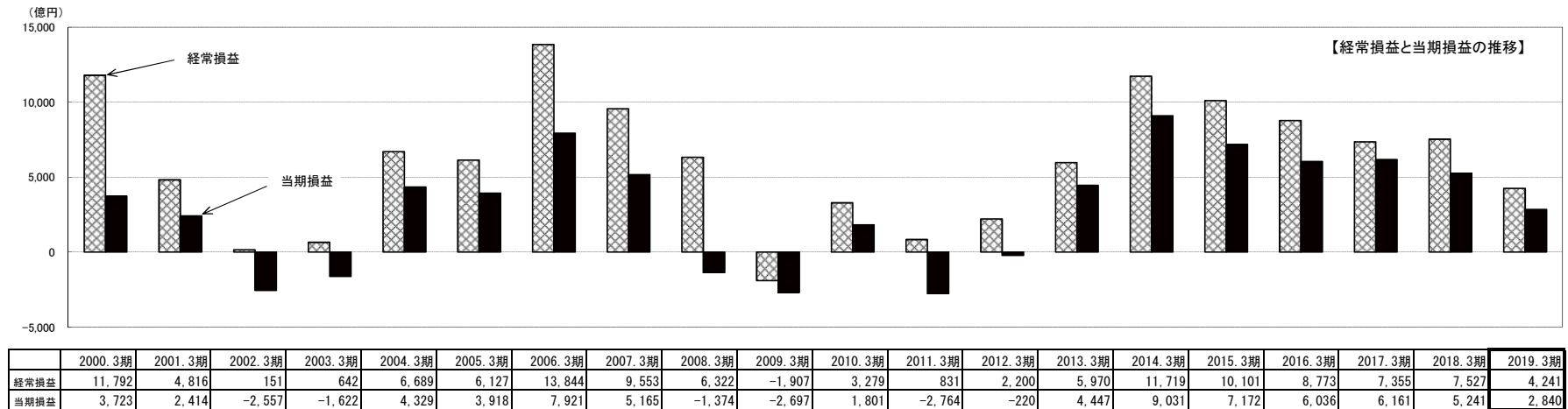
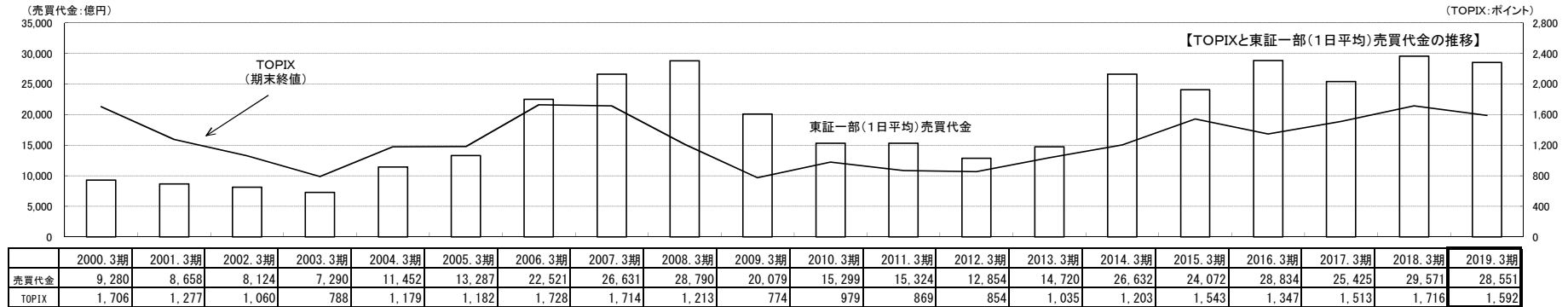
(単位:億円)

	2018年度 (A)	2017年度 (B)	(A)/(B)
会 社 数	250社	249社	—
営 業 収 益	36,660	40,767	90%
受 入 手 数 料	19,864	22,365	89%
委 託 手 数 料	5,111	6,433	79%
引 受 け ・ 売 出 し 手 数 料	1,847	1,385	133%
募 集 ・ 売 出 し の 取 扱 手 数 料	2,314	3,322	70%
ト レー デ ィ ン グ 損 益	7,433	10,053	74%
金 融 収 益	8,647	7,756	111%
販 売 費 ・ 一 般 管 理 費	27,269	28,848	95%
取 引 関 係 費	6,813	7,545	90%
人 件 費	10,089	10,689	94%
経 常 損 益	4,241	7,527	56%
当 期 損 益	2,840	5,241	54%

(注)日本証券業協会調べ。

株式市況と証券会社の損益の推移

(別紙3)



(注) 日本証券業協会調べ。国内証券会社の合計。

投資者保護基金の概要

名称	日本投資者保護基金						
会員数	<p>会員証券会社数 (2019年6月30日現在)</p> <table> <tr> <td>国内証券会社</td> <td>256社</td> </tr> <tr> <td>外国証券会社</td> <td>10社</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>266社</td> </tr> </table>	国内証券会社	256社	外国証券会社	10社	計	266社
国内証券会社	256社						
外国証券会社	10社						
計	266社						
役員	理事長 大久保 良夫						
基金規模	2019年3月31日現在 約583億円						
補償実績	<ul style="list-style-type: none"> ・ 南証券の破産に伴うもの(2000年3月)－ 補償額 約59億円(うち破産管財人からの返還額 約24億円) ・ ミナミ・ハイイールドボンド補償金請求訴訟敗訴に伴うもの(2007年6月)－ 補償額 約2億円 (2007年10月)－ 補償額 約0.6億円 ・ 丸大証券に対する登録取消処分及び破産に伴うもの(2012年3月)－ 補償額 約1.7億円 						
参考	国内系の日本投資者保護基金と外資系の証券投資者保護基金が平成14年7月1日に統合したことに伴い、現在、金融商品取引法に定める投資者保護基金は、日本投資者保護基金のみである。						

第4節 第二種金融商品取引業

I 第二種金融商品取引業者の概況（別紙1参照）

第二種金融商品取引業者は、いわゆる集団投資スキーム（ファンド）持分の販売、信託受益権の販売、投資信託の直接販売等を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2019年6月末現在における第二種金融商品取引業者は1,207社となっている。

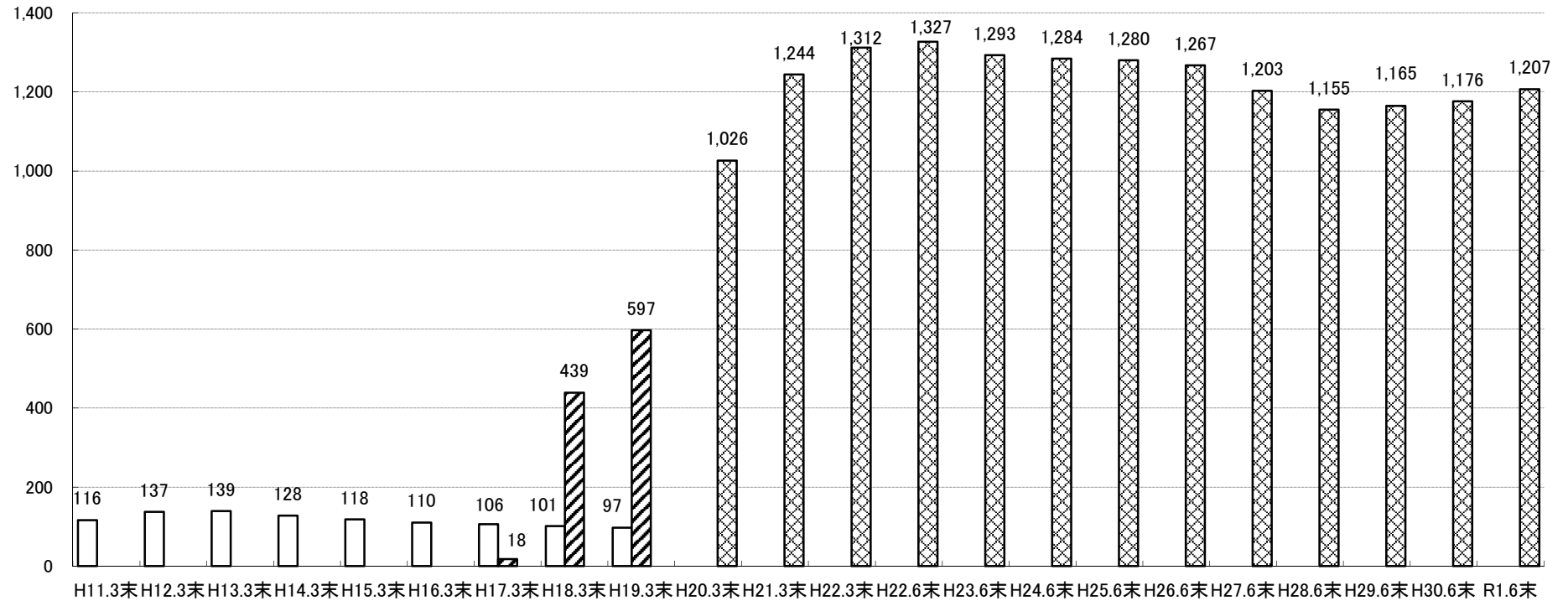
II 第二種金融商品取引業者に対する行政処分

2018年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、4社に対して行政処分を行っており、その内訳は登録取消しが2件（業務改善命令を含む。）、業務停止命令が2件（業務改善命令を含む。）及び業務改善命令が1件となっている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「金融商品取引契約の締結又はその勧誘に関して、虚偽の表示をする行為」等となっている。

金融商品取引業者(第二種金融商品取引業)数の推移

(業者数)



□商品投資販売業者 ▨信託受益権販売業者 ▩第二種金融商品取引業者

注:平成19年3月末までの数値は商品投資販売業者と信託受益権販売業者の数。

第5節 投資助言・代理業

I 投資助言・代理業者の概況（別紙1参照）

投資助言・代理業者は、投資顧問契約に基づく助言や、投資顧問契約又は投資一任契約の締結の代理又は媒介を業として行う者であり、金融庁及び財務局が監督している。

2019年6月末時点では、投資助言・代理業者数は988社となっている。

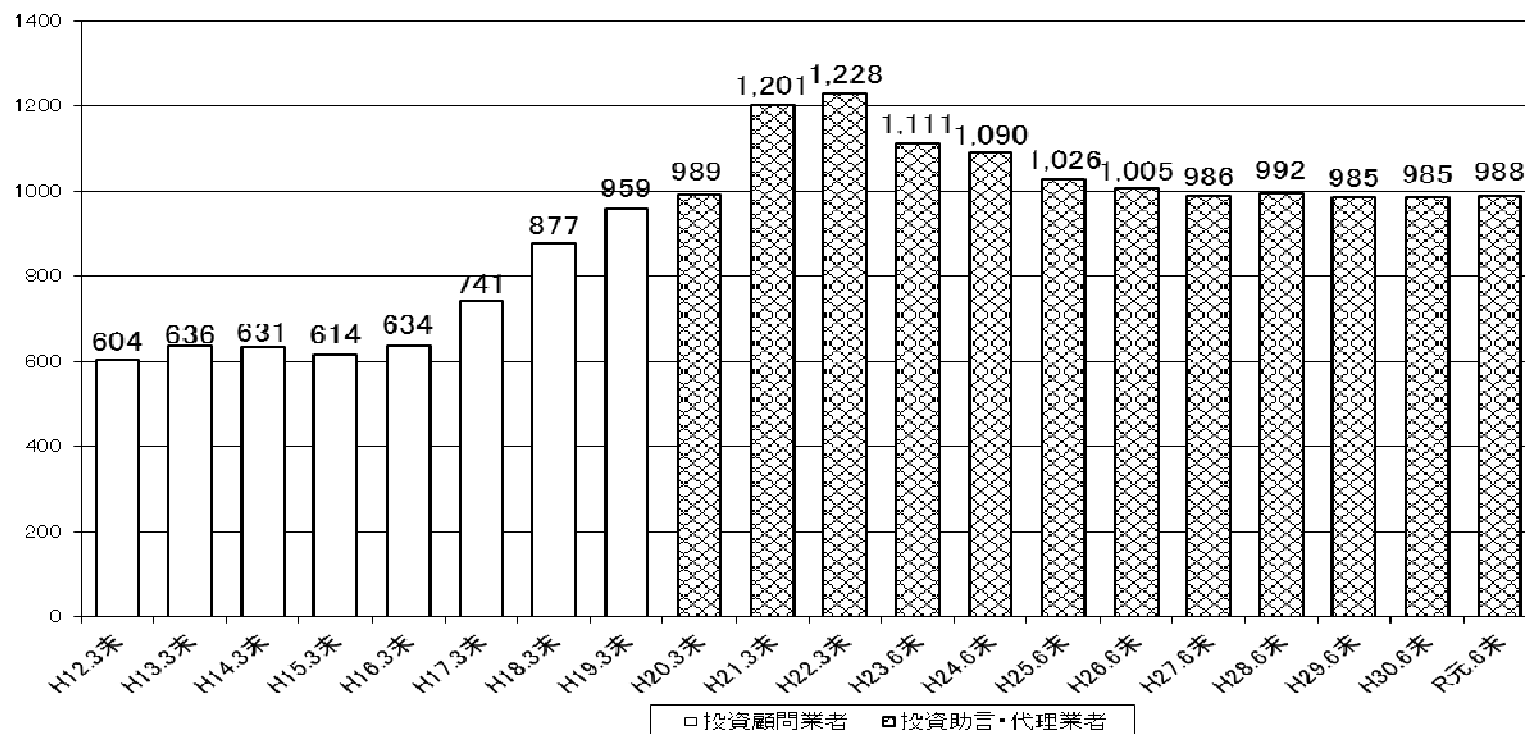
II 投資助言・代理業者に対する行政処分

2018年7月以降、証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、5社に対して行政処分を行っており、その内訳は、登録取消しが3件、一部業務停止命令が2件（いずれも業務改善命令を含む。）となっている。

なお、行政処分に至った違法行為の内容は、「重要な事項につき虚偽の説明又は誤解を生ぜしめるべき表示により勧誘を行っている事例」や、「無登録業者に対する名義貸しを行っている事例」等となっている。

金融商品取引業者(投資助言・代理業)数の推移

(業者数)



注:平成19年3月末までの数値は助言業のみを行う投資顧問業者の数。

第6節 投資運用業

I 投資運用業者の推移

投資運用業者は、投資信託委託業者、投資法人資産運用業者、投資一任業者及び自己運用業者の4類型に分類される。

2019年6月末現在の投資運用業者数は383社（投資信託委託業者107社、投資法人資産運用業者90社、投資一任業者300社、自己運用業者42社）となっている。（別紙1参照）

（注）重複して業務を行っている投資運用業者がいるため、その内訳である投資信託委託業者数、投資法人資産運用業者数、投資一任業者数及び自己運用業者数を合計した数値は、投資運用業者数と同一にはならない。

II 投資法人の推移

2019年6月末現在の登録投資法人は103社（不動産系97社、インフラ系6社）となっている。

このうち、上場不動産投資法人（いわゆるJ-REIT）63社の運用資産残高の合計は、2019年6月末で19兆3,076億円（前年比7.8%増）となっている。

2018年7月以降、4件のIPOを伴う新規上場があった。（別紙2参照）

III 運用資産の推移

2018年度の投資信託については、資金流入により純資産残高は増加している。

投資信託については、純資産残高は2019年6月末で公募投信113兆6,078億円（前年1.7%増）（株式投信101兆8,654億円（同2.7%増）、公社債投信11兆7,424億円（同6.7%減））、私募投信93兆2,671億円（同8.5%増）（株式投信89兆5,603億円（同8.8%増）、公社債投信3兆7,068億円（同0.3%増））となっている。（別紙3参照）

投資一任契約の資産残高については、2019年3月末で302兆3,371億円（同17.6%増、一般社団法人日本投資顧問業協会会員合計）となっている。

自己運用業者が運用するファンドの総資産額は、5,906億円となっている（2018年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計）。

IV 資産運用業の高度化

（1）金融行政上の課題

資産運用業の高度化は、我が国の資本市場の活性化や国民の安定的な資産形成を実現する上で極めて重要であり、資産運用の高度化につながる環境整備へ

の取組みを進めるとともに投資運用業者におけるより高度な業務運営態勢等を確立することにより、資産運用業の高度化を目指すことが必要である。

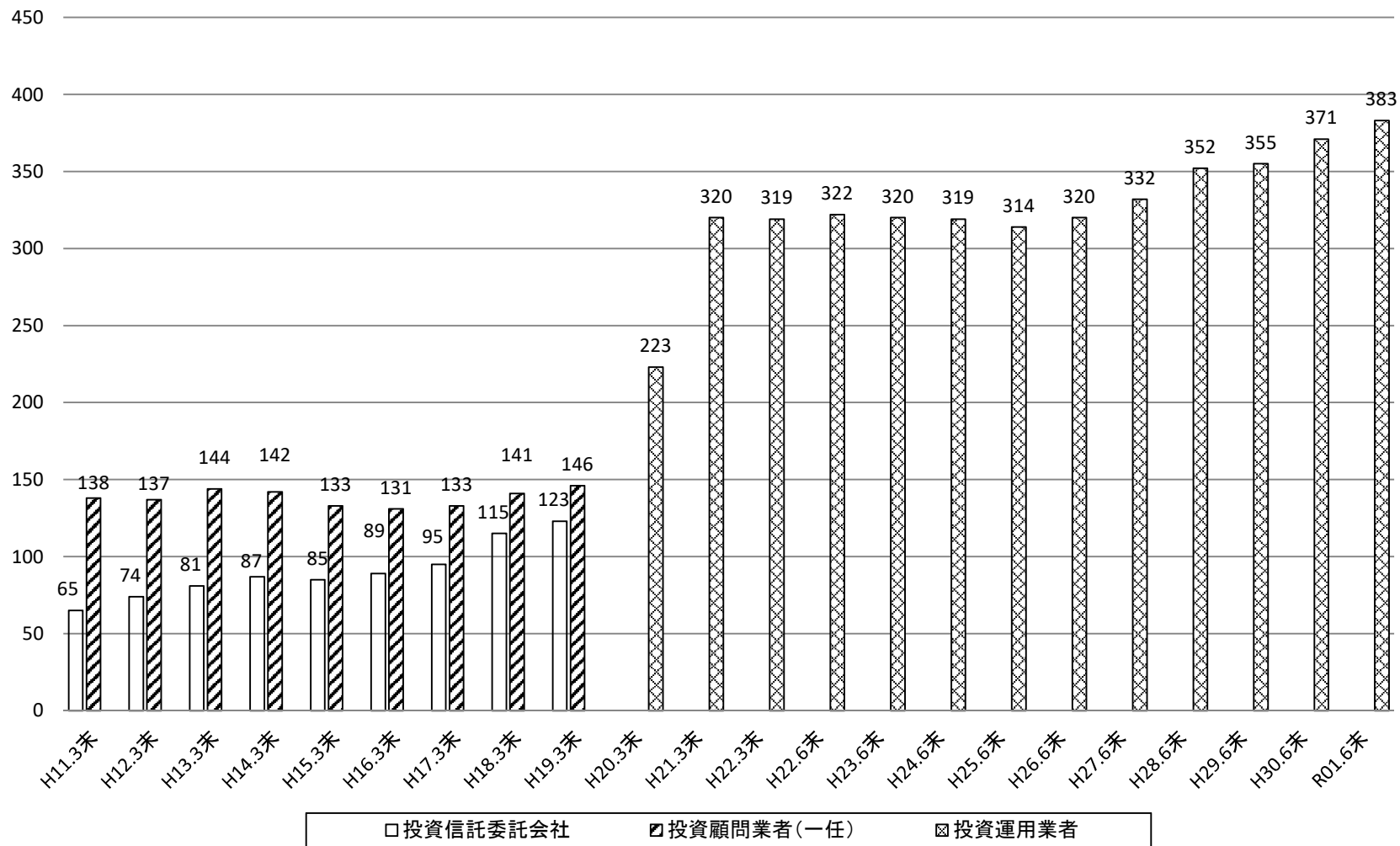
(2) 資産運用業の高度化に向けた取組み

日本の大手金融グループに所属する主要投資運用業者等を中心に、「資産運用業の高度化」の実態を把握するため、投資分類別の運用残高や収益構成についてデータを収集し、主要投資運用業者等のビジネス構造の分析を実施した。

また、大手金融グループ内における運用会社の役割と課題、位置付け、経営資源の投入状況を確認するとともに、投資運用業者等の経営陣自らが、「運用の高度化」を進めるに当たって認識し、解決すべき課題について対話を実施した。

(業者数)

金融商品取引業者(投資運用業)数の推移



投資法人の新規上場について

	投資法人名	上場日	資産運用会社
1	タカラレーベン不動産投資法人	2018年7月27日	タカラPAG不動産投資顧問株式会社
2	伊藤忠アドバンス・ロジスティクス投資法人	2018年9月7日	伊藤忠リート・マネジメント株式会社
3	エスコンジャパンリート投資法人	2019年2月13日	株式会社エスコンアセットマネジメント
4	サンケイリアルエステート投資法人	2019年3月12日	株式会社サンケイビル・アセットマネジメント

投資信託の純資産総額の推移

(単位:億円)

年(月)末	株式投信		公社債投信			合 計	
		うち私募投信		うち私募投信	うちMMF		うち私募投信
昭和 40年	9,082	—	2,275	—	—	11,357	—
45年	6,551	—	6,033	—	—	12,584	—
50年	19,345	—	14,280	—	—	33,625	—
55年	40,293	—	20,226	—	—	60,519	—
56年	40,063	—	32,231	—	—	72,294	—
57年	47,818	—	45,458	—	—	93,276	—
58年	61,513	—	79,372	—	—	140,885	—
59年	80,127	—	102,851	—	—	182,978	—
60年	103,787	—	95,936	—	—	199,722	—
61年	191,183	—	129,570	—	—	320,753	—
62年	306,143	—	123,001	—	—	429,144	—
63年	392,525	—	136,448	—	—	528,973	—
平成 元年	455,494	—	130,999	—	—	586,493	—
2年	350,722	—	109,218	—	—	459,940	—
3年	285,624	—	135,001	—	—	414,738	—
4年	211,031	—	221,975	—	54,137	433,006	—
5年	195,475	—	311,900	—	110,781	507,375	—
6年	174,515	—	259,568	—	91,731	434,083	—
7年	146,817	—	332,755	—	120,018	479,572	—
8年	127,798	—	358,883	—	142,191	486,681	—
9年	99,866	—	306,630	—	115,631	406,495	—
10年	114,961	—	312,432	—	142,799	427,393	—
11年	169,372	12,408	359,604	3,032	167,908	528,978	15,440
12年	177,962	31,856	352,960	5,073	109,710	530,922	36,929
13年	199,458	50,403	314,417	10,664	77,228	513,875	61,067
14年	228,422	64,693	205,551	9,119	55,215	433,973	73,812
15年	307,282	93,889	170,918	9,955	43,502	478,200	103,844
16年	420,817	146,464	145,113	9,498	36,062	565,930	155,962
17年	655,529	247,239	154,378	9,190	30,202	809,907	256,429
18年	878,447	321,869	140,700	8,002	26,931	1,019,147	329,871
19年	1,021,912	354,068	136,001	6,239	29,171	1,157,913	360,307
20年	658,101	249,679	118,922	5,879	26,128	777,023	255,558
21年	792,200	289,763	119,029	6,914	24,561	911,229	296,677
22年	823,766	299,120	119,701	7,145	22,295	943,467	306,265
23年	746,999	279,380	111,702	6,047	20,289	858,701	285,427
24年	842,117	312,977	116,706	5,208	18,470	958,823	318,185
25年	1,046,462	396,188	172,901	7,943	19,259	1,219,363	404,131
26年	1,222,836	451,882	180,916	16,825	19,758	1,403,752	468,707
27年	1,411,086	593,704	186,214	26,034	16,428	1,597,300	619,738
28年	1,529,740	699,513	177,519	41,330	655	1,707,259	740,843
29年	1,787,380	813,055	180,146	42,552	0	1,967,526	855,607
30年	1,794,265	858,754	152,907	36,826	0	1,947,172	895,580
31年 1月	1,839,688	858,973	152,076	37,043	0	1,991,764	896,016
2月	1,871,744	863,185	154,258	36,752	0	2,026,002	899,937
3月	1,896,754	881,562	152,456	36,878	0	2,049,210	918,440
4月	1,921,404	885,404	154,337	36,610	0	2,075,741	922,014
令和元年 5月	1,871,163	883,747	154,214	36,496	0	2,025,377	920,243
6月	1,914,257	895,603	154,492	37,068	0	2,068,749	932,671

第7節 登録金融機関、取引所取引許可業者、金融商品仲介業者、高速取引行為者

I 登録金融機関の概況

2019年6月末現在における登録金融機関数は、1,007社となっている。(別紙1参照)

登録金融機関に対する行政処分については、金融商品取引の公正性の確保や投資者保護等の観点から、検査等を通じて法令違反等が認められた場合には、法令に則り厳正に対処している。

なお、2018年7月以降の登録金融機関に対する行政処分の実績はない。

II 取引所取引許可業者の概況

2019年6月末現在における取引所取引許可業者数は、2社となっている。

なお、2018年7月以降の取引所取引許可業者に対する行政処分の実績はない。

III 金融商品仲介業者の概況

2019年6月末現在における金融商品仲介業者数は、891業者となっている。(別紙1参照)

なお、2018年7月以降の金融商品仲介業者に対する行政処分の実績はない。

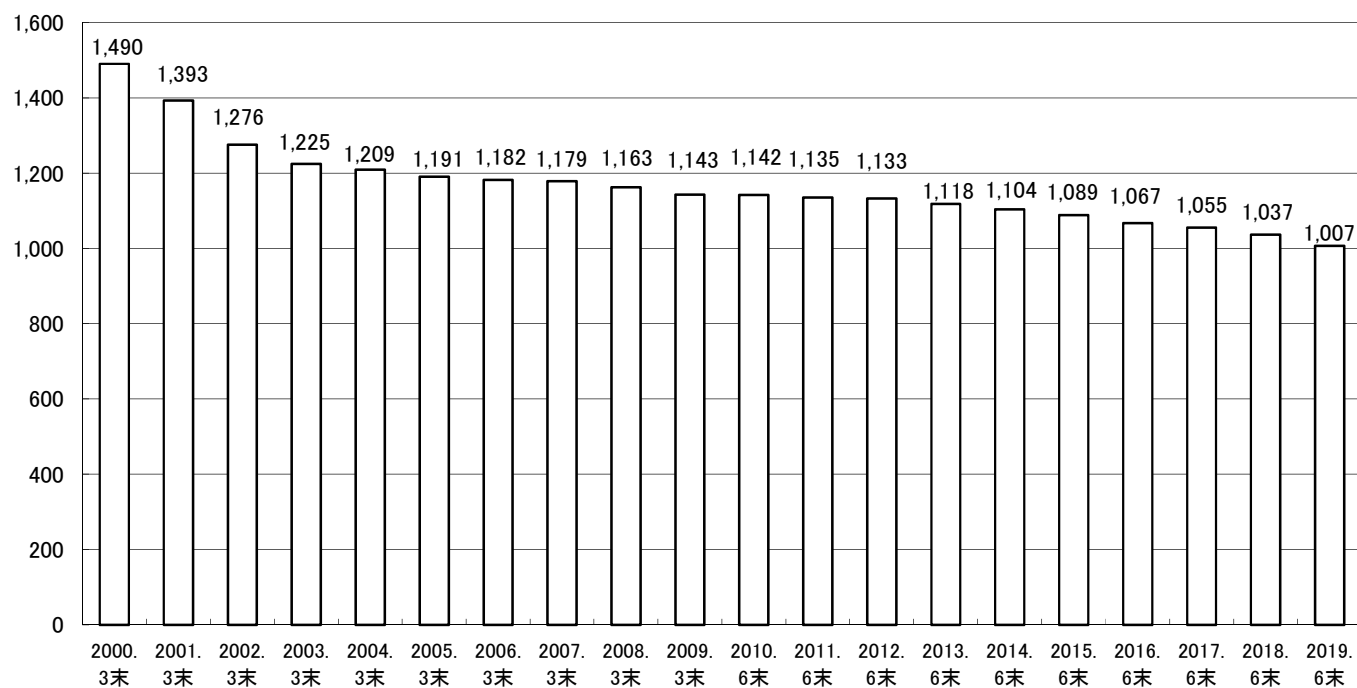
IV 高速取引行為者の概況

2019年6月末現在における高速取引行為者数は、44者となっている。

なお、2018年7月以降の高速取引行為者に対する行政処分の実績はない。

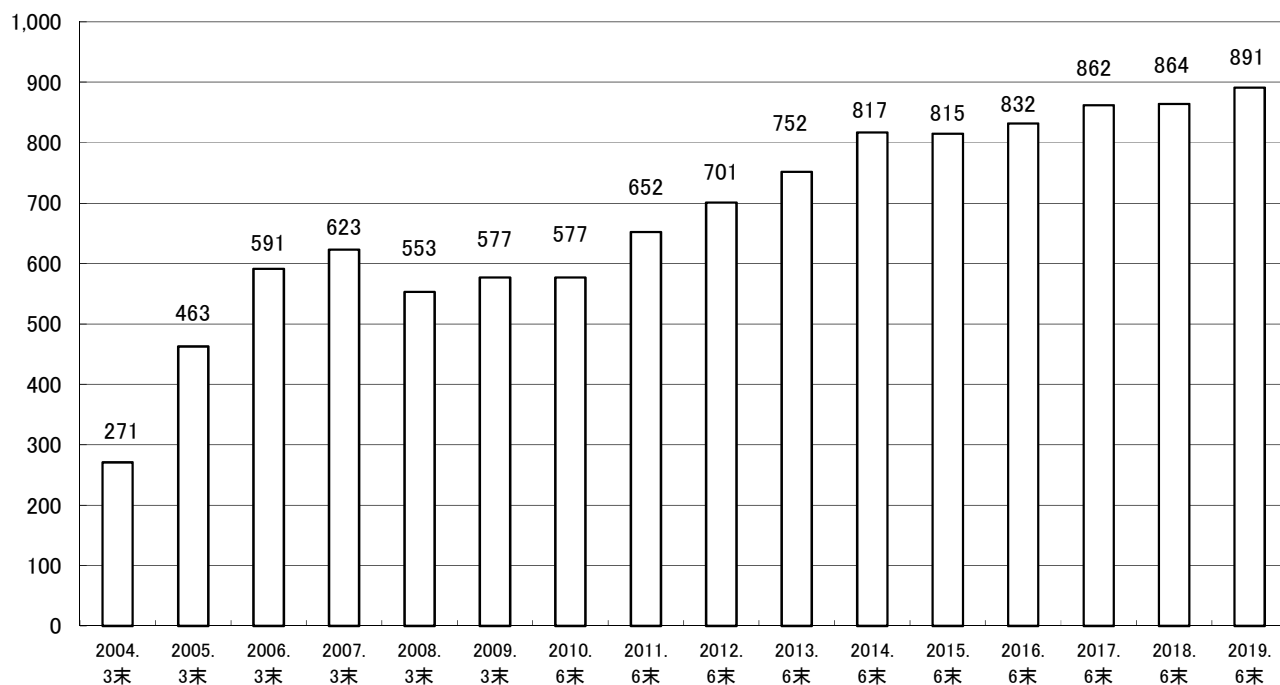
登録金融機関数の推移

(業者数)



金融商品仲介業者数の推移

(業者数)



注:2007年3月末までは証券仲介業者の数。

第8節 信用格付業者

I 信用格付業者の概況（別紙1参照）

信用格付業者は、信用格付を付与し、かつ、提供し又は閲覧に供する行為を業として行う者であり、金融庁が監督している。

2019年6月末現在における信用格付業者は7社となっている。

II 信用格付業者の特定関係法人

2019年6月末現在、金融商品取引業等に関する内閣府令第116条の3第2項に基づき金融庁長官による指定を受けた信用格付業者の関係法人（特定関係法人）は、43法人となっている。

金融庁長官の指定を受けた信用格付業者の関係法人の概要（2019年6月末現在）

信用格付業者名	対象となる関係法人
ムーディーズ・ジャパン株式会社	17 法人
S & Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	12 法人
フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	14 法人

信用格付業者登録一覧

(別紙1)

(令和元年6月末現在 7社)

登録番号	登録年月日	業者名	本店所在地
金融庁長官(格付)第1号	平成22年9月30日	株式会社日本格付研究所	東京都中央区銀座五丁目15番8号時事通信ビル
金融庁長官(格付)第2号	平成22年9月30日	ムーディーズ・ジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第3号	平成22年9月30日	ムーディーズSFジャパン株式会社	東京都港区愛宕二丁目5番1号愛宕グリーンヒルズMORIタワー20階
金融庁長官(格付)第5号	平成22年9月30日	S&Pグローバル・レーティング・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル
金融庁長官(格付)第6号	平成22年9月30日	株式会社格付投資情報センター	東京都千代田区神田錦町三丁目22番地
金融庁長官(格付)第7号	平成22年12月17日	フィッチ・レーティングス・ジャパン株式会社	東京都千代田区麹町四丁目8番地麹町クリスタルシティ東館3階
金融庁長官(格付)第8号	平成24年1月31日	S&PグローバルSFジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号丸の内北口ビル

第9節 適格機関投資家等特例業務届出者

I 適格機関投資家等特例業務届出者の概況

適格機関投資家等特例業務届出者は、集団投資スキーム持分の自己募集やその財産の自己運用のうち、適格機関投資家（いわゆるプロ投資家）が1名以上及びそれ以外の者49名以下の投資家を相手に業務を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。また、特例投資運用業者は、金融商品取引法施行前に募集が完了した集団投資スキームの財産の自己運用を行う者であり、金融庁及び財務（支）局に届出をしている。

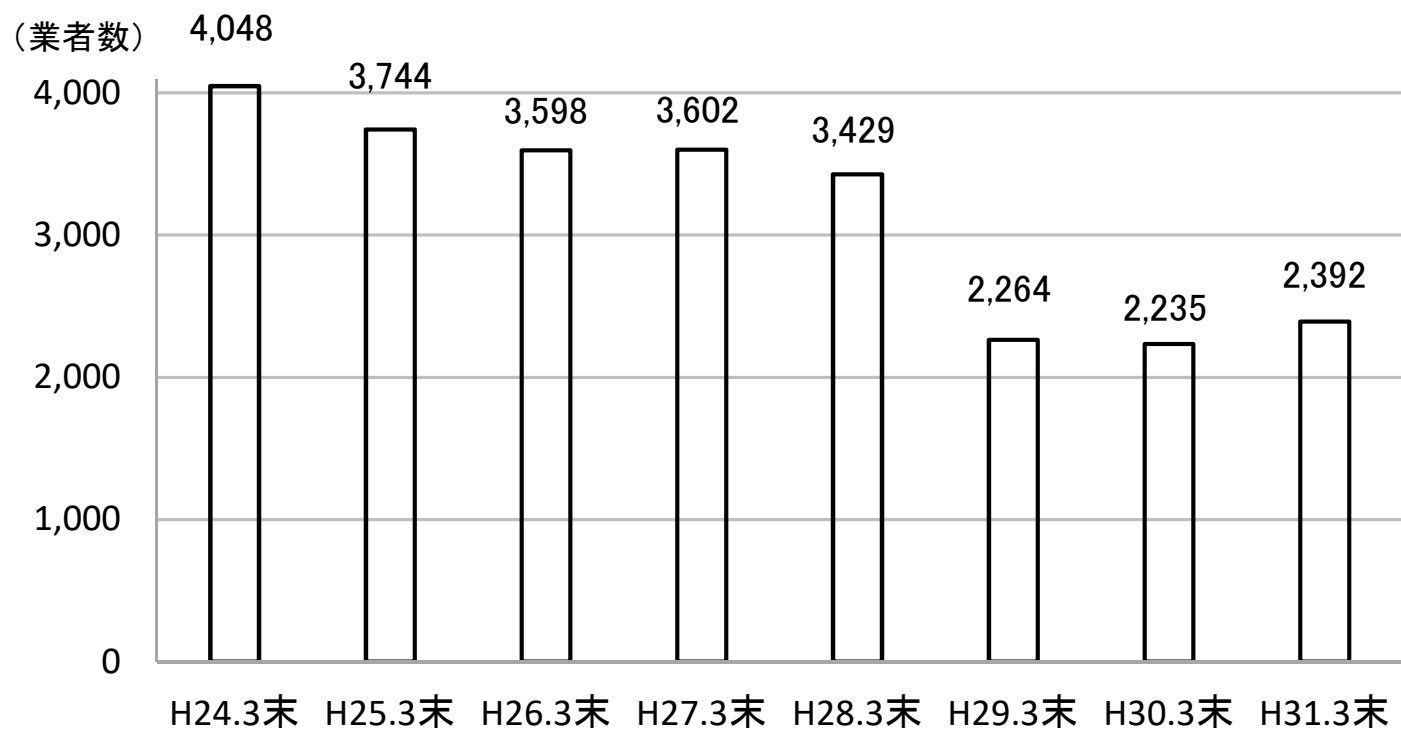
2019年3月末現在、これらの届出業者は2,392者（業務廃止命令発出先584者を除く）である。（別紙1参照）

II 適格機関投資家等特例業務届出者に対する行政処分等について

2018年7月以降、財務（支）局への事業報告書の提出状況や証券取引等監視委員会の検査結果等に基づき、18件の行政処分（うち業務廃止命令14件）を行っている。

なお、行政処分に至った違法行為等の内容は、「業務改善命令に違反している状況」、「事業報告書を提出していない状況」、「投資者保護上問題のある業務運営」等となっている。

適格機関投資家等特例業務届出者数の推移



(注)H29.3以降は、業務廃止命令発出先を除いている。

第10節 集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

集団投資スキームとは、金融商品取引法第2条第2項第5号、6号に基づく権利を有する者から金銭を集め、何らかの事業・投資を行い、収益を出資者に分配する仕組みのこと。

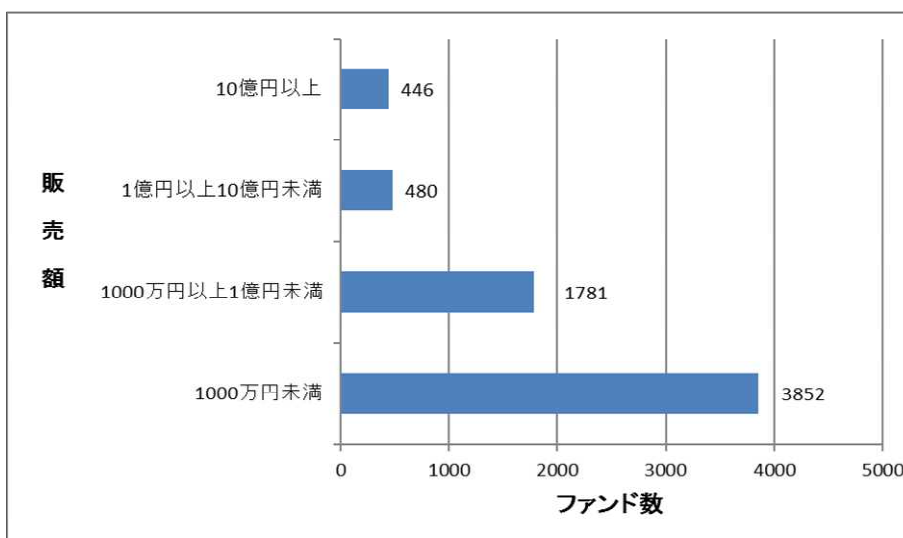
金融商品取引業者及び適格機関投資家等特例業務届出者における集団投資スキーム持分の販売・運用状況は、販売額3兆8,068億円、運用額31兆9,027億円となっている。(2018年度中に決算期が到来した業者の事業報告書を基に集計。(別紙1参照))

集団投資スキーム持分の販売・運用状況について

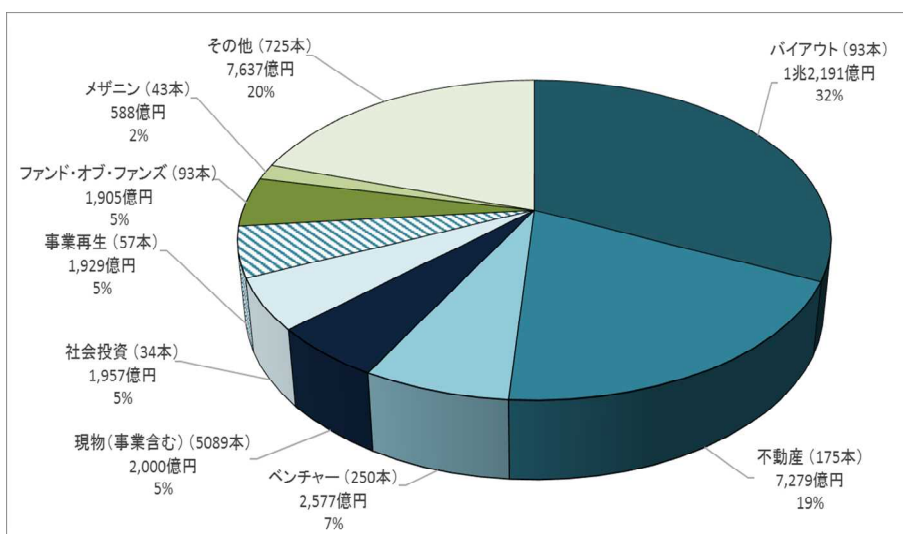
○ 集団投資スキーム持分の本数・販売額・運用財産額

	集団投資スキーム持分	
		うちプロ向けファンド
販売本数	6,559本	785本
販売額合計	3兆8,068億円	2兆3,462億円
運用本数	8,386本	3,157本
運用財産額合計	31兆9,027億円	19兆1,801億円

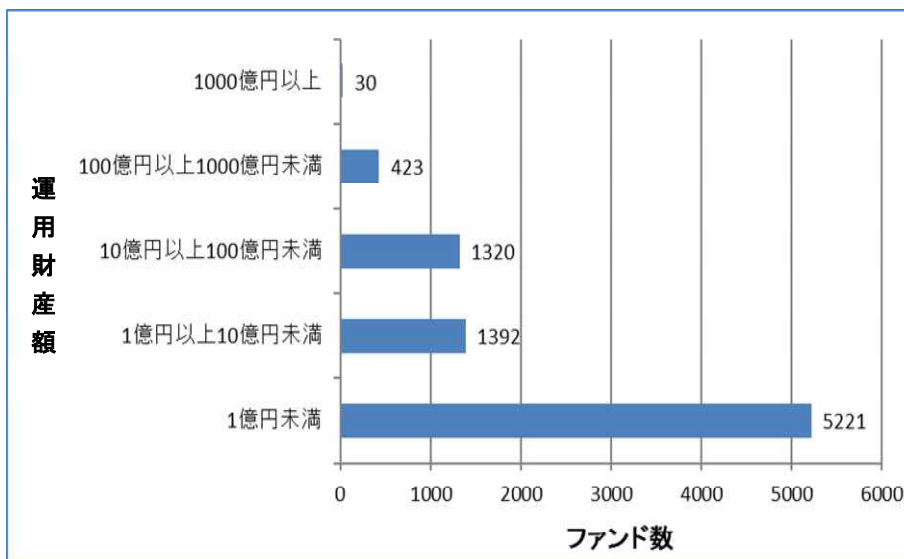
○ 販売額別ファンド本数



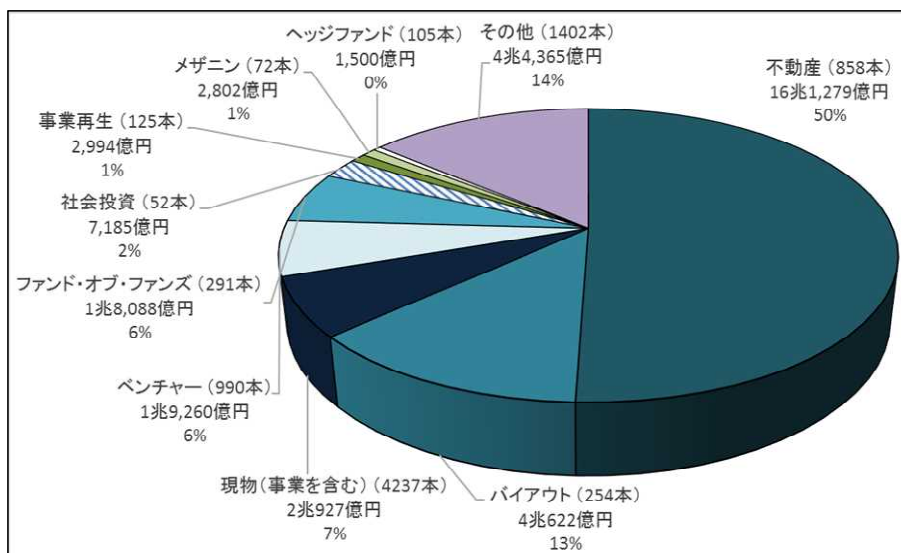
○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の販売額等



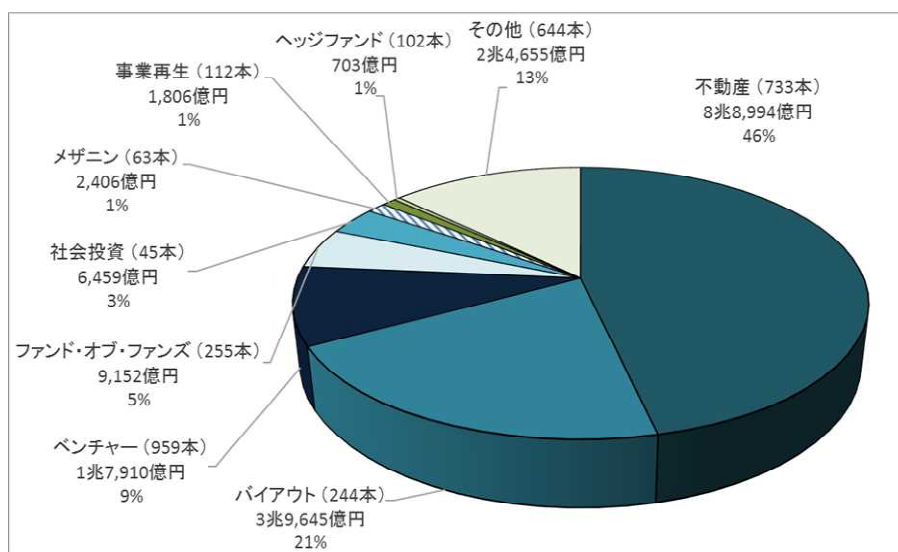
○ 運用財産額別ファンド本数



○ 集団投資スキーム持分の商品分類別の運用財産額等



○ プロ向けファンドの商品分類別の運用財産額等



第11節 認定投資者保護団体

認定投資者保護団体制度とは、苦情解決・あっせん業務の業態横断的な取組みを更に促進するため、金融商品取引法上の自主規制機関以外の民間団体が行う苦情解決・あっせん業務について、行政がこれを認定すること等により民間団体の業務の信頼性を確保する制度である。

金融商品取引法第79条の7の規定に基づき、2019年6月30日現在、下記の団体を認定投資者保護団体として認定している。

(2019年6月30日現在)

認定日	団体名	所在地
2010年1月19日	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相 談センター	東京都中央区日本橋茅場町2-1 - 1

第12節 詐欺的投資勧誘等の問題に対する対応状況について

I 相談件数の状況等

2018 事務年度において、金融庁金融サービス利用者相談室に寄せられた詐欺的投資勧誘等に関する相談件数は 699 件（前事務年度 567 件）となっており、そのうち 471 件が被害後の相談となっている。

相談者を年代別で見ると、年齢のわかるもののうち、60 代以上が約 30%、20 代から 40 代が約 59%となっている。

詐欺的な投資勧誘等に係る相談を分野別で見ると、前事務年度に引き続き、FX 取引、未公開株、集団投資スキーム（ファンド）に関するものが多く寄せられているほか、暗号資産（仮想通貨）や ICO に関するものが多く認められた。

また、多くが無登録業者が関与するものであり、その中には金融庁の職員を装った投資勧誘等も発生している。

II 対応

金融庁は、詐欺的な投資勧誘の問題について、従来から、他省庁、証券取引等監視委員会等とも連携しつつ、以下のような対応に取り組んできた。

- ① 金融庁ウェブサイト等を通じた注意喚起
- ② 登録業者に関する問題事例について、検査・監督を通じた厳正な対応
- ③ 無登録業者に関する問題事例について、当該業者への警告書の発出及びその旨のウェブサイト上での公表、警察当局との連携

（注）このほか、証券取引等監視委員会においては、金融商品取引法違反行為を行う無登録業者に対して、金融商品取引法第 192 条に基づく裁判所への禁止命令等の申立てを行っている。

- ④ 「集団投資スキーム（ファンド）連絡協議会」等を通じた関係行政機関等との連携の強化

第13章 その他の金融業の検査・監督をめぐる動き

第1節 事務ガイドライン第三分冊

事務ガイドライン第三分冊においては、前払式支払手段発行者、不動産特定共同事業者、特定目的会社・特定目的信託、電子債権記録機関、指定信用情報機関、資金移動業者、登録講習機関、暗号資産交換業者等について、行政の統一的な監督業務の運営を図るための法令解釈や事務手続き等について記載している。

第2節 貸金業者等の検査・監督をめぐる動き

I 貸金業者の概況

2010年6月18日に完全施行された「貸金業法」については、貸金業者の業務の適正化を図り、多重債務問題の解決を講じる観点から、従前の「貸金業の規制等に関する法律」に、総量規制の導入による借りすぎの抑止、行為規制や参入規制、指定信用情報機関制度の創設等の改正を行ったものである。

また、「貸金業者向けの総合的な監督指針」については、2007年11月7日に策定された後、環境の変化や新たな問題に的確に対応するために、随時改正を行ってきたところであるが、2018年度においては、改元に伴う改正を行った。

前述の貸金業法の改正から10年が経過し、貸金業者の登録業者数は、11,832業者(2007年3月末時点)から1,716業者(2019年3月末時点)に、貸付金残高も43兆6,727億円(2007年3月末時点)から23兆5,084億円(2018年3月末時点)に、それぞれ大幅に減少しているが、最近では、フィンテックを活用した新たなビジネスとして、ビッグデータや人工知能などのIT技術をマーケティングや与信審査に活用する業者や、スマートフォン等を利用したオンライン完結型の貸付けサービスを提供する業者など、新しい多彩なアイデアを持った新規参入業者の動きもみられる。

(貸金業者の登録業者数の推移)

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
財務(支)局長登録	285	285	281
都道府県知事登録	1,580	1,485	1,435
合計	1,865	1,770	1,716

II 貸金業者に対する金融モニタリング

財務(支)局長登録の貸金業者は、貸金業法に基づき、財務(支)局が検査を実施しており、2018事務年度は、15業者に対して検査を実施した。

Ⅲ 貸金業務取扱主任者資格試験の実施状況（別紙 1 参照）

貸金業務取扱主任者資格試験事務を行う指定試験機関として、2009 年 6 月 18 日に日本貸金業協会を指定している。同資格試験は、毎年少なくとも 1 回行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 34 第 1 項）、2018 事務年度においては、2018 年 11 月 18 日に実施した。

Ⅳ 貸金業務取扱主任者の登録状況

貸金業務取扱主任者の登録に関する事務については、日本貸金業協会に委任しており、2009 年 10 月 5 日より登録申請の受付を開始している。

なお、2019 年 6 月末現在、25,889 人に対して貸金業務取扱主任者の登録を行っている。

Ⅴ 登録講習機関の講習実施状況

貸金業務取扱主任者の登録講習については、2010 年 9 月 30 日に日本貸金業協会を登録講習機関として登録し、当協会は、2011 年 1 月から登録講習を実施している。

同講習は毎年 1 回以上行うこととされ（貸金業法施行規則第 26 条の 63 第 1 号）、2018 事務年度は、計 37 回実施している。

Ⅵ 指定信用情報機関の概況

指定信用情報機関制度については、貸金業法の第 3 段階施行（2009 年 6 月 18 日）により、多重債務問題解決の重要な柱の一つである過剰貸付規制を実効性あるものとするため、貸金業者が個々の借り手の総借入残高を把握できる仕組みとして創設された。

なお、貸金業法に基づく信用情報提供等業務を行う者として、2019 年 6 月末時点で次の事業者を指定している。

指定日	商号	主たる営業所の所在地
2010 年 3 月 11 日	株式会社シー・アイ・シー	東京都新宿区西新宿一丁目 23 番 7 号
	株式会社日本信用情報機構	東京都台東区北上野一丁目 10 番 14 号 住友不動産上野ビル 5 号館

貸金業務取扱主任者の資格試験実施状況及び申請状況

(単位:人、%)

	第1回試験 (平成21年8月30日実施)	第2回試験 (平成21年11月22日実施)	第3回試験 (平成21年12月20日実施)	第4回試験 (平成22年2月28日実施)	第5回試験 (平成22年11月21日実施)	第6回試験 (平成23年11月20日実施)	第7回試験 (平成24年11月18日実施)	第8回試験 (平成25年11月17日実施)	第9回試験 (平成26年11月16日実施)	第10回試験 (平成27年11月15日実施)	第11回試験 (平成28年11月20日実施)	第12回試験 (平成29年11月19日実施)	第13回試験 (平成30年11月18日実施)	合計
受験申込者数	46,306	17,780	16,254	9,908	13,547	12,300	11,520	11,021	11,549	11,585	11,639	11,680	11,420	196,509
受験者数	44,708	16,597	12,101	8,867	12,081	10,966	10,088	9,571	10,169	10,186	10,139	10,214	9,958	175,645
合格者数	31,340	10,818	7,919	5,474	3,979	2,393	2,599	2,688	2,493	3,178	3,095	3,317	3,132	82,425
合格率	70.1	65.2	65.4	61.7	32.9	21.8	25.8	28.1	24.5	31.2	30.5	32.5	31.5	46.9
申請者数	22,435	7,494	4,311	3,397	2,406	1,395	1,526	1,530	1,435	1,658	1,506	1,676	-	50,769
申請率	71.6	69.3	54.4	62.1	60.5	58.3	58.7	56.9	57.6	52.2	48.7	50.5	-	61.6

第3節 前払式支払手段発行者・資金移動業者・暗号資産交換業者の検査・監督をめぐる動き

I 前払式支払手段発行者の概況

2010年4月1日に施行された「資金決済に関する法律」（以下、「資金決済法」という。）においては、「前払式証票の規制等に関する法律」（資金決済法の施行に伴い廃止。以下、「旧法」という。）において規制対象としていた紙型・磁気型・IC型の商品券やプリペイドカード等に加え、旧法において規制の対象としていなかった、いわゆるサーバ型の前払式支払手段（発行者がコンピュータのサーバ等に金額等を記録する前払式支払手段をいう。）についても規制の対象とされた。

前払式支払手段の種類は、前払式支払手段発行者及び発行者の密接関係者に対してのみ使用することができる自家型前払式支払手段と、それ以外の第三者型前払式支払手段に区分される。また、前払式支払手段の発行者は、自家型前払式支払手段のみを発行する法人又は個人である自家型発行者（届出制）と、第三者型前払式支払手段を発行する法人である第三者型発行者（登録制）に区分される。

（前払式支払手段発行者数の推移）

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末
自家型発行者	880	935	966
第三者型発行者	997	974	952
合計	1,877	1,909	1,918

II 前払式支払手段発行者に対する金融モニタリング

前払式支払手段発行者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2018事務年度は、41業者に対して検査を実施した。

III 前払式支払手段の払戻手続

資金決済法においては、前払式支払手段発行者が、前払式支払手段の発行の業務の全部又は一部を廃止した場合には、前払式支払手段の保有者に対して払戻しを実施することが義務付けられている。

前払式支払手段発行者が、この払戻しを行おうとするときは、当該払戻しをする旨や60日を下らない一定の期間内に申出すべきこと等の事項について、日刊新聞紙等による公告及び営業所・加盟店等への掲示により、前払式支払手段の利用者への周知を行わなければならないとされている。

金融庁及び財務（支）局は、利用者の一層の保護を図る観点から、金融庁ウェブサイトには払戻しに関する情報として「商品券（プリペイドカード）の払戻しについ

て」（資金決済法に基づく払戻手続実施中の商品券の発行者等一覧を含む。）を掲載している。また、「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 5 前払支払手段発行者関係」においては、利用者保護の観点から前払式支払手段発行者が講じることが望ましい措置として、60 日より可能な限り長い払戻申出期間を設定すること等を着眼点としている。

払戻手続については、資金決済法施行日から 2019 年 6 月末までに 1,576 件実施されている。

IV 前払式支払手段の発行保証金の還付手続

資金決済法においては、旧法と同様に、発行された前払式支払手段の基準日（3 月末と 9 月末）における未使用残高が 1,000 万円を超える前払式支払手段発行者については、未使用残高の 2 分の 1 以上の発行保証金の供託等が義務付けられている。

前払式支払手段発行者について破産手続開始の申立て等が行われた場合であって、前払式支払手段の保有者の利益の保護を図るために必要があると認められるときは、財務（支）局によって発行保証金の還付手続が実施されることとなる。

発行保証金の還付手続については、旧法施行日（1990 年 10 月 1 日）から 2019 年 6 月末までに 52 件実施されている。

（2017 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
実績なし		

（2018 事務年度に発行保証金の還付手続を開始した前払式支払手段の発行者）

発行者の名称	所管財務局	配当を実施した事務年度
協同組合下田クレジット	東海財務局	2018 事務年度
(株) ケフィア事業振興会	関東財務局	配当未実施（2019 事務年度中実施予定）

V 資金移動業者の概況

金融審議会金融分科会第二部会決済に関するワーキング・グループ報告（2009 年 1 月 14 日）において、「為替取引には安全性、信頼性が求められるが、情報通信技術の発達により銀行以外の者が為替取引を適切に提供できる環境が生じているとも考えられる。また、インターネット取引の普及等により、主として個人が利用する少額の決済について、より安価で、便利な為替取引の提供を求めるニーズが高まっているとも考えられる。預金の受入れや融資等の運用を行わない為替取引については、銀行以外の者が行うこと（為替取引に関する制度の柔軟化）を認めることとし、このための制度設計を行うことが適当と考えられる。」とされた。

この報告を受けて、資金決済法においては、従来銀行等のみに認められてきた為

替取引を少額の取引（100万円に相当する額以下の資金の移動に係る為替取引）に限定して銀行等以外の者でも行えるように資金移動業が創設され、2010年4月1日より施行された。

創設当初から9年が経過し、海外送金、インターネット上や、モバイル端末を利用した送金など資金移動サービスの内容は多様化しており、グローバルに資金移動サービスを展開する業者や、ECビジネスを展開するIT企業など様々な業界からの参入が相次いでいる。

資金移動業者数は、2011年3月末の11業者から2019年6月末現在の64業者と増加するとともに、2015年度から2017年度までの年間送金件数及び年間取扱額のいずれも増加している。

(年間取扱額及び年間送金件数の推移)

	2015年度	2016年度	2017年度
年間送金件数	26百万件	42百万件	84百万件
年間取扱額	5,479億円	7,481億円	10,877億円

VI 資金移動業者に対する金融モニタリング

資金移動業者は、資金決済法に基づき、財務（支）局が検査を実施しており、2018事務年度は、8業者に対して検査を実施した。

VII 暗号資産交換業者の概況

金融審議会「決済業務等の高度化に関するワーキング・グループ」において、暗号資産に関する制度の在り方について審議・検討が行われ、2015年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、暗号資産と法定通貨の交換業者について登録制を導入し、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与規制に加え、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「情報通信技術の進展等の環境変化に対応するための銀行法等の一部を改正する法律案」が第190回国会で成立（2016年6月公布、2017年4月1日施行）。

その後、国内交換業者において顧客からの預り資産の外部流出事案が発生したほか、立入検査により、暗号資産交換業者（みなし業者を含む。）の内部管理態勢等の不備が把握された。また、暗号資産の価格が乱高下し、暗号資産が決済手段ではなく投機の対象となっているとの指摘も聞かれる。さらに、証拠金を用いた暗号資産の取引や暗号資産による資金調達等の新たな取引が登場している。

こうした状況を受け、暗号資産交換業等を巡る諸問題について制度的な対応を検討するため、2018年3月に「仮想通貨交換業等に関する研究会」が設置され、同年4月以降11回にわたり開催されるとともに、同年12月に報告書がとりまとめられ

た。

これを踏まえ、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備等を盛り込んだ「情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律」が成立（2019年6月公布）。

2019年6月末現在の暗号資産交換業者数は19業者となっている。

一般社団法人日本仮想通貨交換業協会を資金決済法に基づく自主規制機関に認定した（2018年10月）。認定後は、業務計画の進捗状況や自主規制機能の発揮状況等に対するモニタリング（体制整備の促進等）、定期的な意見交換会の実施（2018年12月、2019年4月及び6月）等を通じ、無登録業者への対応等における自主規制機関との連携体制の構築を行った。

G20議長国として、暗号資産に係る各国国際機関等での議論を主導し、各国当局や国際機関の参加の下、暗号資産ラウンドテーブル（2018年9月）を実施する等、国際的な連携を強化した。また、各国当局との面会等の機会を通じた我が国の知見の共有、海外当局との監督上の連携を行った。

VIII 暗号資産交換業者に対する金融モニタリング

暗号資産交換業者に対しては、資金決済法に基づき、暗号資産流出事案も踏まえ、金融庁及び財務局が順次立入検査を実施しており、2018事務年度は、暗号資産交換業者4業者に対して検査を実施した。また、その結果等に基づき、2社に対して行政処分（業務改善命令）を行っており、行政処分に至った法令違法等の内容は、「流出事案に係る顧客被害に対する対応」等となっている。

新規登録申請業者に関しては、登録審査プロセスの透明性を高めるため、質問票等の公表（2018年10月）、審査の時間的目標等の公表（2019年1月）を行った。多様かつ多数の申請業者に対し、業務運営体制の実効性について厳正な審査を実施した結果、新たに3社を登録した。

第4節 S P C等の監督をめぐる動き

I S P C等の概況

「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律」（以下、「旧法」という。）は、金融制度調査会答申（1997年6月）において、資金調達手段の多様化を図る上での環境整備を行う必要性が提言されたことを受けて、1998年6月に成立し、同年9月に施行された。旧法の目的は、①特定目的会社（以下、「S P C」という。）が業として特定資産の流動化を行う制度を確立し、特定資産の流動化に係る業務の適正な運営を確保すること、②特定資産の流動化の一環として発行される各種の証券の購入者等の保護を図ることにより、一般投資家による投資を容易にすること等である。その後、金融審議会での21世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備の観点からの検討を踏まえ、2000年5月に改正が行われ、「資産の流動化に関する法律」（以下、「新法」という。）が同年11月から施行された。2006年5月には会社法の施行に伴い、旧法に基づく特定目的会社（特例旧特定目的会社）にも、原則として新法が適用されることとなった。2011年5月には資産流動化計画の変更届出義務の緩和等の措置を講じるための改正が行われ、同年11月に施行された。

（S P Cの登録・届出件数）

	2017年3月末	2018年3月末	2019年3月末	2019年6月末
新法S P C	696社	728社	755社	761社
旧法S P C	—	—	—	—

（注1）業務開始届出書及び廃業届出書の受理日を基準として集計。

（注2）新法S P Cとは、2000年11月以降、新法に基づき設立されたS P Cをいい、旧法S P Cとは、特例旧特定目的会社をいう。

II 資産の流動化の状況

（億円）

	2016年9月末	2017年9月末	2018年9月末
資産対応証券の発行残高等	79,301	82,394	87,770
(1) 新法S P C	79,240	82,333	87,770
(2) 旧法S P C	61	61	0
① 不動産	31,513	32,362	36,251
② 不動産の信託受益権	35,363	37,977	40,628
③ 指名金銭債権	6,353	5,833	3,504
④ 指名金銭債権の信託受益権	2,656	2,015	1,227
⑤ その他	3,416	4,207	6,160

（注1）毎年9月末を基準として、それ以前に終了した事業年度に係る事業報告書を集計。数値については、一千万円の位を四捨五入。

（注2）①～⑤は、流動化対象資産別に見た内訳

第5節 不動産特定共同事業者の監督をめぐる動き

不動産特定共同事業者の概況

「不動産特定共同事業法」は、1991年頃を中心に、経営基盤の脆弱な業者が不動産特定共同事業を行い倒産して、深刻な投資家被害を招いた事例が発生したため、こうした被害を未然に防ぎ、投資家保護を図りつつ不動産特定共同事業の健全な発達を促すことを目的として制定された。

2013年12月には、倒産隔離が図られたSPCスキームを活用した不動産特定共同事業の実施を可能とするための改正法が施行された。

2017年12月には、小口資金による空き家・空き店舗等の再生を通じた地方創生の推進、観光等の成長分野における良質な不動産ストックの形成の促進を図るため、①小規模な不動産特定共同事業に係る特例の創設、②クラウドファンディングに対応するための環境整備、③プロ投資家向け事業の規制の見直し等を行う改正法が施行された。

2019年5月には、小規模不動産特定共同事業の活用を促進するため、「小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定するための基準等」（令和元年5月16日金融庁・国土交通省告示第一号）を定めるとともに、小規模不動産特定共同事業に関する実務についての講習を指定した。（令和元年5月29日金融庁・国土交通省告示第二号）

「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 7 不動産特定共同事業関係」については、不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令が2019年4月15日から施行されることに伴う所要の改正を行った（2019年4月15日より適用）。

不動産特定共同事業者の数は、2019年6月30日現在142社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣許可業者が70社、国土交通大臣許可業者が1社、都道府県知事許可業者が72社であるほか、みなし業者の届出を行っている業者は5社ある。また、倒産隔離型の不動産特定共同事業（特例事業）を行う特例事業者の届出数は2019年6月30日現在66件である。

小規模不動産特定共同事業者の数は、2019年6月30日現在8社であり、このうち金融庁長官・国土交通大臣登録業者が3社、都道府県知事登録業者が5社である。

第6節 確定拠出年金運営管理機関の監督をめぐる動き

確定拠出年金運営管理機関の概況

確定拠出年金制度は、少子高齢化の進展、雇用の流動化等社会経済情勢の変化に鑑み、厚生年金基金、国民年金基金等の年金制度に加えて、本人若しくは事業主が拠出した掛金を加入者等（当該本人又は当該事業主の従業員等）が自己の責任において運用の指図を行い、高齢期においてその結果に基づいた給付を受けることができる公的年金に上乘せする年金制度として、2001年6月に確定拠出年金法が成立し、同年10月施行された。

確定拠出年金法において、個人に関する記録の保存、運用の方法の選定及び提示等の業務を行う者は、確定拠出年金運営管理機関として厚生労働大臣及び内閣総理大臣の登録を受けなければならないとともに、両大臣が必要な監督を行うこととされている。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に、金融庁長官の権限の一部は財務局長等に委任されている。

なお、2019年6月末現在の確定拠出年金運営管理機関の登録数は218法人となっている。（別紙1参照）

確定拠出年金運営管理機関登録数の推移

	会社数					
	うち銀行	うち協同組織金融機関 (※)	うち保険会社	うち証券会社	その他	
2009年6月末	200	75	89	12	5	19
2010年6月末	198	75	87	12	5	19
2011年6月末	198	75	87	12	5	19
2012年6月末	196	73	86	12	6	19
2013年6月末	197	73	85	12	6	21
2014年6月末	198	73	83	12	7	23
2015年6月末	198	74	83	11	7	23
2016年6月末	198	75	83	11	7	22
2017年6月末	207	76	84	11	10	26
2018年6月末	216	76	84	11	13	32
2019年6月末	219	76	83	11	14	35

※信用金庫、信用組合、労働金庫、農協等

第7節 電子債権記録機関の監督をめぐる動き

電子債権記録機関の概況

「電子記録債権法」は、電子記録債権の安全を確保することによって事業者の資金調達の円滑化等を図る観点から、電子債権記録機関が調製する記録原簿への電子記録の発生、譲渡等を要件とする電子記録債権について定めるとともに、電子債権記録機関の業務、監督等について必要な事項を定めている。

この法律が、2007年6月20日に成立し、2008年12月1日に施行されたことに併せて、同日付で「事務ガイドライン第三分冊：金融会社関係 12 電子債権記録機関関係」を作成し、電子債権記録機関の監督上の評価項目や監督に係る事務処理上の留意点について定めた。

2017年4月には、金融審議会「決済業務の高度化に関するワーキンググループ」報告書（2015年12月）において、「記録機関の間での電子記録債権の移動を可能とするための制度整備を行うこと」と提言されたことを受け、記録機関間で電子記録債権を移動するための手続等を規定した改正法が施行された。

電子債権記録機関は、2019年6月末現在5社となっている。

電子債権記録機関名	指定日
日本電子債権機構株式会社	2009年6月24日
SMB C電子債権記録株式会社	2010年6月30日
みずほ電子債権記録株式会社	2010年9月30日
株式会社全銀電子債権ネットワーク	2013年1月25日
T r a n z a x 電子債権株式会社	2016年7月7日

第8節 電子決済等代行業者の監督をめぐる動き

金融審議会「金融制度ワーキング・グループ」において、オープンイノベーション（連携・協働による革新）を進めていくための制度整備について審議・検討が行われ、2016年12月に報告書が取りまとめられた。

これを受け、電子決済等代行業者に対する登録制を導入し、利用者保護の観点からの規制を盛り込んだ「銀行法等の一部を改正する法律（平成29年法律第49号）」が第193回国会で成立（2017年6月2日公布、2018年6月1日施行）。

また、登録後の電子決済等代行業者に係るモニタリングの枠組みを定めるため「主要行等向けの総合的な監督指針」の一部改正案のパブリックコメントを実施した。

2019年6月末現在の電子決済等代行業者数は57業者となっている。（別紙1参照）

電子決済等代行業者登録一覧

(別紙1)

【全業者数：57】

令和元年6月30日現在

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
北海道財務局	北海道財務局長（電代）第1号	平成31年1月10日	株式会社イークラフトマン
関東財務局	関東財務局長（電代）第1号	平成30年9月10日	フリー株式会社
	関東財務局長（電代）第2号	平成30年9月10日	SBI Ripple Asia株式会社
	関東財務局長（電代）第3号	平成30年10月1日	株式会社マネーフォワード
	関東財務局長（電代）第4号	平成30年10月12日	株式会社ネストエッグ
	関東財務局長（電代）第5号	平成30年11月5日	アイ・ティ・リアライズ株式会社
	関東財務局長（電代）第6号	平成30年11月5日	株式会社イーコンテクト
	関東財務局長（電代）第7号	平成30年11月21日	株式会社Zaim
	関東財務局長（電代）第8号	平成30年12月11日	ソリマチ株式会社
	関東財務局長（電代）第9号	平成30年12月20日	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第10号	平成30年12月20日	LINE Pay株式会社
	関東財務局長（電代）第11号	平成30年12月20日	弥生株式会社
	関東財務局長（電代）第12号	平成30年12月27日	マネーツリー株式会社
	関東財務局長（電代）第13号	平成30年12月27日	株式会社エムティーアイ
	関東財務局長（電代）第14号	平成30年12月27日	NCore株式会社
	関東財務局長（電代）第15号	平成30年12月27日	SBペイメントサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第16号	平成31年1月10日	楽天証券株式会社
	関東財務局長（電代）第17号	平成31年1月10日	ヴェルク株式会社
	関東財務局長（電代）第18号	平成31年1月16日	カブドットコム証券株式会社
	関東財務局長（電代）第19号	平成31年1月16日	株式会社スマイルワークス
	関東財務局長（電代）第20号	平成31年1月28日	株式会社オービックビジネスコンサルタント
	関東財務局長（電代）第21号	平成31年1月28日	SMBC日興証券株式会社
	関東財務局長（電代）第22号	平成31年1月28日	Miroku Webcash International株式会社
	関東財務局長（電代）第23号	平成31年1月28日	株式会社NTTドコモ
	関東財務局長（電代）第24号	平成31年1月30日	株式会社BearTail
	関東財務局長（電代）第25号	平成31年1月30日	ペリトランス株式会社
	関東財務局長（電代）第26号	平成31年1月30日	SMBCファイナンスサービス株式会社
	関東財務局長（電代）第27号	平成31年2月12日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ
	関東財務局長（電代）第28号	平成31年2月12日	楽天銀行株式会社
	関東財務局長（電代）第29号	平成31年2月25日	テレコムクレジット株式会社
	関東財務局長（電代）第30号	平成31年2月25日	三菱UFJファクター株式会社
	関東財務局長（電代）第31号	平成31年2月25日	PAY株式会社
	関東財務局長（電代）第32号	平成31年2月25日	KDDI株式会社
	関東財務局長（電代）第33号	平成31年3月7日	第一三共ビジネスアソシエ株式会社
	関東財務局長（電代）第34号	平成31年3月7日	SAISON Office合同会社
	関東財務局長（電代）第35号	平成31年3月18日	株式会社インフォーマット
	関東財務局長（電代）第36号	平成31年3月18日	GMOイブシロン株式会社
	関東財務局長（電代）第37号	平成31年3月28日	クラウドキャスト株式会社
	関東財務局長（電代）第38号	平成31年4月1日	SBIビジネス・ソリューションズ株式会社
	関東財務局長（電代）第39号	平成31年4月12日	ビープラッツ株式会社
	関東財務局長（電代）第40号	平成31年4月19日	株式会社SXF
	関東財務局長（電代）第41号	平成31年4月23日	エメラダ株式会社
	関東財務局長（電代）第42号	令和元年5月13日	三菱UFJニコス株式会社
	関東財務局長（電代）第43号	令和元年5月15日	三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社
	関東財務局長（電代）第44号	令和元年5月28日	NTTファイナンス株式会社
	関東財務局長（電代）第45号	令和元年5月28日	マネータップ株式会社
	関東財務局長（電代）第46号	令和元年6月3日	株式会社ミロク情報サービス
	関東財務局長（電代）第47号	令和元年6月28日	株式会社スタイル・エッジ

所管	登録番号	登録年月日	電子決済等代行業者名
東海財務局	東海財務局長（電代）第1号	平成31年1月25日	株式会社ミライコミュニケーションネットワーク
	東海財務局長（電代）第2号	平成31年4月3日	株式会社グローバルワイズ
	東海財務局長（電代）第3号	令和元年5月8日	株式会社電算システム
近畿財務局	近畿財務局長（電代）第1号	平成31年2月15日	三井住友カード株式会社
	近畿財務局長（電代）第2号	平成31年4月12日	ダイキンアカウンティングソリューションズ株式会社
	近畿財務局長（電代）第3号	令和元年6月4日	株式会社アプラス
福岡財務支局	福岡財務支局長（電代）第1号	平成30年12月12日	iBankマーケティング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第2号	平成31年4月19日	ドレミング株式会社
	福岡財務支局長（電代）第3号	令和元年5月13日	株式会社スタイル・エッジLABO

第9節 その他の金融機関等に対する金融モニタリング

I 信用保証協会に対する金融モニタリング

信用保証協会は、信用保証協会法に基づき経済産業省と金融庁等との共管となっており、経済産業局、都道府県・市町村及び財務（支）局が共同で検査を実施している。

2018 事務年度は、2 協会に対して検査を実施した。

信用保証協会の検査を行う行政庁

種 類	区 域	市町村の区域を越える	市町村の区域を越えない
	信用保証協会	主務大臣・都道府県知事	主務大臣・市町村長

(注1) 主務大臣とは、内閣総理大臣及び経済産業大臣。内閣総理大臣の権限は金融庁長官に委任され、更に財務（支）局長に委任されている。

(注2) 都道府県の区域を越える信用保証協会は存在しない（2019年3月末現在）。

II 政策金融機関等に対する金融モニタリング

金融庁は、各主務大臣からリスク管理分野の検査権限を委任されている政策金融機関等に対し、2003 事務年度から検査を実施している。2015 年 10 月には、福祉医療機構、農林漁業信用基金、中小企業基盤整備機構及び奄美群島振興開発基金に対するリスク管理分野の検査権限が、各主務大臣から金融庁長官に委任された。

政策金融機関等に対しては、金融庁が入手している経営情報等を分析するほか、各機関の特性を踏まえ、特定の検証項目について、オンサイト・オフサイトの手法を効率的に組み合わせた金融モニタリングを実施することとしている。

第14章 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

I 本制度導入の経緯

政府は、2001年3月27日に閣議決定された「行政機関による法令適用事前確認手続の導入について」において、「平成13年度から、IT・金融等新規産業や新商品・サービスの創出が活発に行われる分野について、民間企業等がある行為を行うに際し、法令に抵触するかどうかについての予見可能性を高めるため、当該行為について特定の法令の規定との関係を事前に照会できるようにするとともに、行政の公正性を確保し、透明性の向上を図るため、当該照会内容と行政機関の回答を公表する」こととした。

金融庁では、当該閣議決定を受けて、「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を策定し、2001年7月16日より、金融庁の所管する法令について、「法令適用事前確認手続」制度（ノーアクションレター制度）の運用を開始し、その後、数度に渡る細則の改正を通じて、本制度の改善を図っている。

本制度は、民間企業等が、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、金融庁所管法令の適用対象となるかどうかを、あらかじめ確認できる制度である。民間企業等は照会案件に係る法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室の長は原則30日以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

金融庁では、2018事務年度において、対象となる照会に対して1件の回答を行っており、制度導入からの回答の累計は64件となっている。

III 利用上の留意点

本制度に基づく照会に対する金融庁の回答は、照会書に記載された事実を所与の前提として、対象法令との関係のみについて、照会された時点における見解を示すものである。

したがって、前提事実が異なる場合や、関係法令が変更されるような場合には、異なる見解が示される場合もありうるし、また、当然のことながら、当該回答が、捜査機関の判断や司法判断を拘束するものではない。

第15章 一般的な法令解釈に係る書面照会手続

I 本照会手続導入の経緯

金融庁では、金融改革プログラムにおいて、金融行政の透明性・予測可能性の向上に関する取組みの一つとして、「外部からの照会に対する一般的な法令解釈についての考え方の公表」を掲げ、ノーアクションレター制度（法令適用事前確認手続）を補完するものとして、2005年3月31日に、各業態の事務ガイドライン及び監督指針を改正して、金融庁が法令解釈等に係る一般的な照会を受けた場合において、書面による回答を行い、照会及び回答内容を公表する際の手続等を明確化し、同年4月1日より運用を開始した。

本手続は、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者等が、金融庁所管法令に係る一般的な法令解釈について照会できる制度である。事業者等は法令を所管する担当課室長に対して書面で照会し、照会を受けた担当課室長は原則2ヶ月以内に書面で回答することとなっている。

II 回答実績

制度導入からの累計は6件（2018事務年度における照会は0件）。

III 利用上の留意点

1. ノーアクションレター制度との関係

ノーアクションレター制度の利用が可能な個別具体的な事案に関する照会については、本照会手続の対象としていない。

2. 回答の効力

本照会手続に基づく回答は、あくまでも照会時点における照会対象法令に関する一般的な解釈を示すものであり、個別事案に関する法令適用の有無を回答するものではない。また、もとより、捜査機関の判断や司法判断を拘束しうるものではない。

第16章 疑わしい取引の届出制度

I 疑わしい取引の届出制度

「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯罪収益移転防止法」という。）の規定により、金融機関等は、顧客から收受した財産が犯罪収益若しくは、テロ資金である疑いがある場合又は顧客がその取引でマネー・ローンダリングを行っているのではないかと疑われる場合には、速やかに行政庁に届出を行わなければならない義務が課されている。

疑わしい取引に関する情報は、主務大臣を通じて国家公安委員会に集約されたのち、整理・分析が行われ、犯罪捜査等に資すると判断された情報については捜査機関等に提供されている。

このような仕組みは「疑わしい取引の届出制度」と呼ばれており、マネー・ローンダリング対策の柱として、我が国のみならず諸外国でも同種の制度が設けられている。（別紙1～2参照）

II 疑わしい取引の届出に関する概況

1. 届出の状況

2018年1月から12月までの1年間に、金融機関等から417,465件（前年比17,422件増）※の疑わしい取引の届出が行われた。

※「平成30年 警察庁 犯罪収益移転防止対策室 犯罪収益移転防止に関する年次報告書」より

2. 研修会の開催

警察庁との共催により、2018年10月から11月にかけて、各財務（支）局等において、金融機関等の疑わしい取引の届出担当者を対象に、疑わしい取引の届出制度についての理解を深めるため研修会を開催した。

3. 疑わしい取引の参考事例の改訂

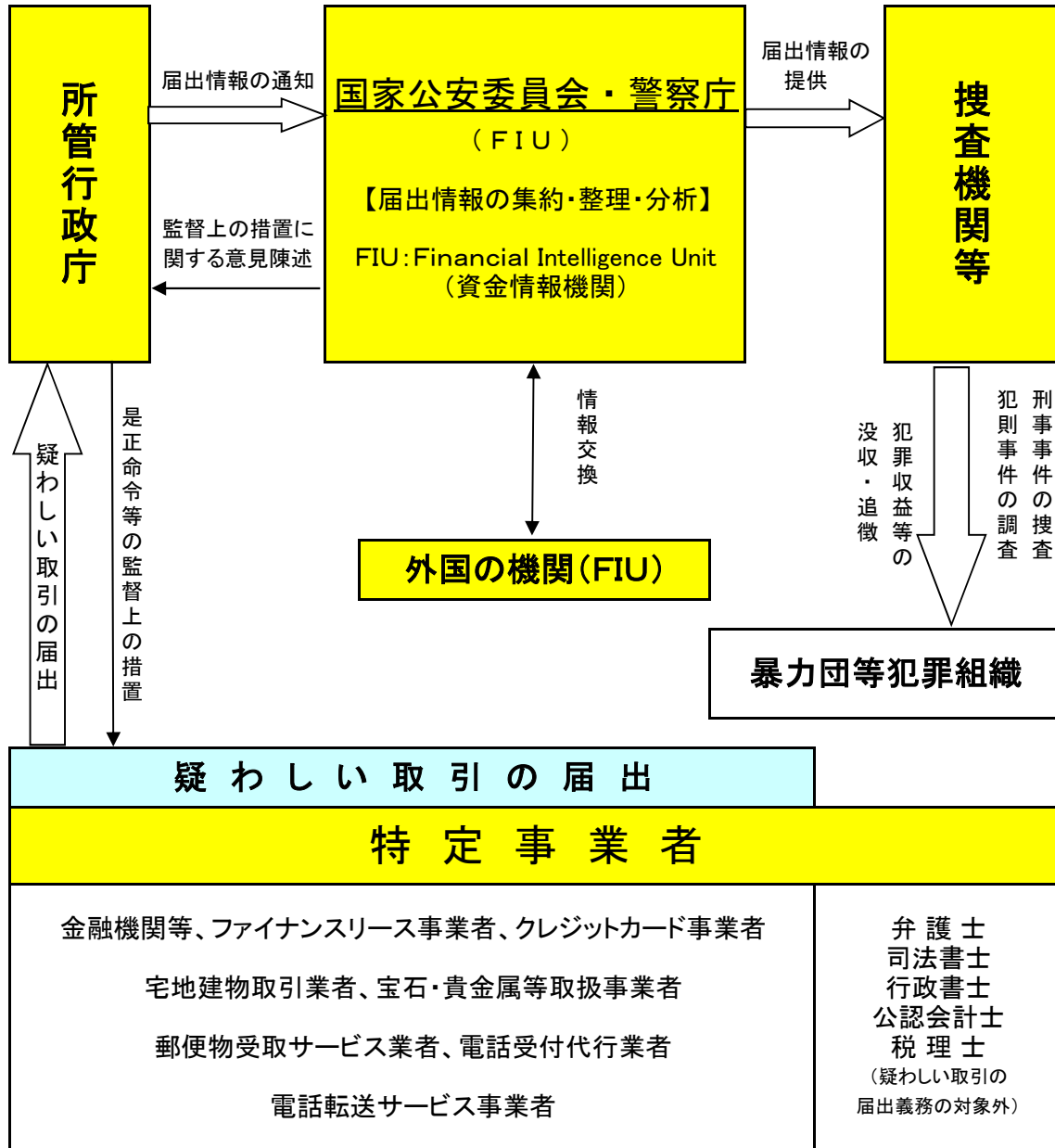
当庁では、金融機関等が届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示した参考事例を公表している。

2019年4月、国家公安委員会が公表する犯罪収益移転危険度調査書がリスクの特定・評価を行った仮想通貨交換業者が取扱う仮想通貨取引や国際テロリスト等に係る取引事例、IPアドレスを用いた取引事例、及びFATF発出の報告書やガイダンス等に沿った事案に係る取引事例を追加するなど、金融機関の取引手法の変更に合わせて、所要の改訂を行った。

4. 疑わしい取引の届出等の徹底の要請

FATF声明の公表など様々な機会を捉え、関係省庁と連携のうえ、金融機関等に対し、犯罪収益移転防止法に基づく顧客等の取引時確認義務、疑わしい取引の届出義務の履行を徹底するよう繰り返し要請を行っている。

疑わしい取引の届出制度の概念図



平成31年4月1日更新
金融庁

疑わしい取引の参考事例

- [預金取扱い金融機関](#)
- [保険会社](#)
- [金融商品取引業者](#)
- [仮想通貨交換業者](#)

※ 預金取扱い金融機関、保険会社、金融商品取引業者、仮想通貨交換業者以外の特定事業者（「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第2条第2項第1号から第35号（第32号を除く）までに掲げる特定事業者）においては、預金取扱い金融機関、保険会社、金融商品取引業者又は仮想通貨交換業者の参考事例に準じた取扱いをするものとする。

疑わしい取引の参考事例（預金取扱い金融機関）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、入出金（有価証券の売買、送金及び両替を含む。以下同じ。）を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な

取引、送金や自己宛小切手によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敢えて現金による入出金を行う取引。

- (2) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金又は小切手による入出金の総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。
- (3) 多量の少額通貨（外貨を含む。）により入金又は両替を行う取引。
- (4) 夜間金庫への多額の現金の預入れ又は急激な利用額の増加に係る取引。

第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した入出金。
- (2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した入出金。
- (3) 住所と異なる連絡先にキャッシュカード等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した入出金。
- (4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した入出金。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。
- (5) 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した入出金。
- (6) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (7) 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (8) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (9) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる口座開設取引。
- (10) 同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合。

第3 口座の利用形態に着目した事例

- (1) 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。
- (2) 多額の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。
- (3) 口座から現金で払戻しをし、直後に払い戻した現金を送金する取引（伝票の処理上現金扱いとする場合も含む。）。特に、払い戻した口座の名義と異なる名義を送金依頼人として送金を行う場合。
- (4) 多数の者に頻繁に送金を行う口座に係る取引。特に、送金を行う直前に多額の入金が行われる場合。
- (5) 多数の者から頻繁に送金を受ける口座に係る取引。特に、送金を受けた直後に当該口座から多額の送金又は出金を行う場合。
- (6) 匿名又は架空名義と思われる名義での送金を受ける口座に係る取引。
- (7) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の入出金が行われる口座に係る取引。
- (8) 経済合理性から見て異常な取引。例えば、預入れ額が多額であるにもかかわらず、合理的な理由もなく、利回りの高い商品を拒む場合。
- (9) 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。
- (10) 異なる名義の複数の口座からの入出金が、同一の時間帯又は同一の現金自動支払機を用いて頻繁に行われるなどの第三者による口座の管理等が疑われる取引。
- (11) 口座開設時に確認した事業規模等と照らし、給与振込額等が不自然な取引。

第4 債券等の売買の形態に着目した事例

- (1) 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- (2) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。

- (3) 現金又は小切手による多額の債券の買付けにおいて、合理的な理由もなく、保護預り制度を利用せず、本券受渡しを求める顧客に係る取引。

第5 保護預り・貸金庫に着目した事例

- (1) 保護預り及び信託取引の真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- (2) 貸金庫の真の利用者を隠匿している可能性に着目した事例については、「第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- (3) 頻繁な貸金庫の利用。

第6 外国との取引に着目した事例

- (1) 他国（本邦内非居住者を含む。以下同じ。）への送金にあたり、虚偽の疑いがある情報又は不明瞭な情報を提供する顧客に係る取引。特に、送金先、送金目的、送金原資等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- (2) 短期間のうちに頻繁に行われる他国への送金で、送金総額が多額にわたる取引。
- (3) 経済合理性のない目的のために他国へ多額の送金を行う取引。
- (4) 経済合理性のない多額の送金を他国から受ける取引。
- (5) 多額の旅行小切手又は送金小切手（外貨建てを含む。）を頻繁に作成又は使用する取引。
- (6) 多額の信用状の発行に係る取引。特に、輸出（生産）国、輸入数量、輸入価格等について合理的な理由があると認められない情報を提供する顧客に係る取引。
- (7) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客が行う取引。
- (8) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）との間で顧客が行う取引。
- (9) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された顧客に係る取引。

- (10) 輸出先の国の技術水準に適合しない製品の輸出が疑われる取引。
- (11) 貿易書類や取引電文上の氏名、法人名、住所、最終目的地等情報が矛盾した取引。
- (12) 小規模な会社が、事業内容等に照らし、不自然な技術的専門性の高い製品等を輸出する取引。
- (13) 貿易書類上の商品名等の記載内容が具体的でない取引。
- (14) 人身取引リスクの高い国・地域に対し、親族と思われる者へ繰り返し少額の送金を行っている取引。

第7 融資及びその返済に着目した事例

- (1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- (2) 融資対象先である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

第8 その他の事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- (2) 複数人で同時に来店し、別々の店頭窓口担当者に多額の現金取引や外国為替取引を依頼する一見の顧客に係る取引。
- (3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (4) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。

- (6) 自行職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- (7) 自行職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (8) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- (9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (10) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (12) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (13) 口座開設時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者への送金取引。
- (14) 送金先、送金目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (15) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (16) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (17) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (18) 技能実習生等外国人の取引を含め、代理人が本人の同意を得ずに給与受取目的の口座開設取引を行っている疑いが認められる場合。
- (19) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

疑わしい取引の参考事例（保険会社）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、保険料を支払う契約者に係る取引。特に、契約者の収入、資産等に見合わない高額の保険料を支払う場合。
- (2) 多額の保険金支払い又は保険料払戻しであるにもかかわらず、現金又は小切手による支払いを求める顧客に係る取引。
- (3) 短期間のうちに行われる複数の保険契約に対する保険料支払いで、現金又は小切手による支払い総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。
- (4) 多量の少額通貨（外貨を含む。）により保険料が支払われる取引。

第2 真の契約者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 架空名義又は借名で締結したとの疑いが生じた保険契約に係る取引。

- (2) 契約者である法人の実体がないとの疑いが生じた保険契約に係る取引。
- (3) 住所と異なる連絡先に保険証券等の証書類の送付を希望する契約者に係る取引。
- (4) 多数の保険契約を締結していることが判明した契約者に係る取引。
- (5) 多額の保険料支払いを内容とする保険契約を締結しようとする申込者に係る取引。特に、保険料の支払方法が年払い又は一時払いの場合。
- (6) 当該支店に保険契約の申込みをする明らかな理由がない顧客に係る取引。
- (7) 名義・住所共に異なる契約者による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (8) 国内居住の契約者であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (9) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (10) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる契約の申込み。
- (11) 同一の携帯電話番号が複数の契約者の連絡先として登録されている場合。

第3 契約締結後の事情に着目した事例

- (1) 経済合理性から見て異常な取引。例えば、不自然に早期の解約が行われる場合。
- (2) 突然、保険料の支払方法を少額の月払いから年払い又は一時払いへ変更した契約者に係る取引。
- (3) 突然、多額の保険料の支払いが必要となる高額保険へ変更した契約者に係る取引。
- (4) 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。

第4 債券等の売買に着目した事例

- (1) 大量の債券等を持ち込み、現金受渡しを条件とする売却取引。
- (2) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により債券等の売買の決済が行われた取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- (1) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域において、保険金の受取りを希望する保険金受取人又は解約返戻金の受取りを希望する契約者に係る取引。
- (2) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く契約者に係る取引。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された契約者に係る取引。

第6 融資に係る事例

- (1) 延滞していた融資の返済を予定外に行う取引。
- (2) 融資の相手方である顧客以外の第三者が保有する資産を担保とする融資の申込み。

第7 その他の取引に係る事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な保険料の支払いを行う場合。
- (2) 企業や団体を契約者とする場合で、不自然に高額な保険料を払い込む又は早期の解約が行われる、個々の被保険者の加入意思の確認が困難な保険契約。
- (3) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (4) 契約者が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む契約者に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。

- (5) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (6) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- (7) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (8) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- (9) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (10) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (11) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる契約者に係る取引。
- (12) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (13) 契約締結時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に係る取引。
- (14) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (15) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (16) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (17) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (18) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

疑わしい取引の参考事例（金融商品取引業者）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当するか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）又は小切手により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引。
- (2) 短期間のうちに頻繁に行われる株式、債券、投資信託等への投資で、現金又は小切手による取引総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。
- (3) 多量の小額通貨（外貨を含む。）により、株式、債券、投資信託等への投資を行う取引。

第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- (2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。

- (3) 住所と異なる連絡先に取引報告書等の証書類の送付を希望する顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- (4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- (5) 当該支店で取引をすることについて明らかな理由がない顧客に係る口座を使用した株式、債券の売買、投資信託等への投資。
- (6) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引
- (7) 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (8) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (9) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる口座開設取引
- (10) 同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合。

第3 投資の形態に着目した事例

- (1) 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の投資が行われる口座に係る取引。
- (2) 他の証券会社等からの合理的理由のない大量の自己名義、他人名義の株式の入庫（移管）に係る取引。
- (3) 他の証券会社等から合理的理由なく頻繁に株式を入庫（移管）し、売却・出庫（移管）を繰り返す取引。
- (4) 第三者振出しの小切手又は第三者からの送金により決済が行われた取引。
- (5) 契約締結時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。

第4 保護預りに係る事例

- (1) 保護預り契約締結時の状況等に着目した事例については、「第2 真の取引者を隠匿している可能性に着目した事例」に準じる。
- (2) 多額の株式又は債券の買付け後、合理的な理由もなく、他の証券会社等への移管を行う顧客に係る取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- (1) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。
- (2) 売却代金の振込銀行口座に資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第6 有価証券の発行関連業務に着目した事例

- (1) 表面上の経営者とは別に経営に関与している者の存在が疑われる会社による有価証券の発行。
- (2) 主要株主・役員・常任代理人・大口債権者・主要取引先・アレンジャー等のいずれかに、暴力団員、暴力団関係者等が関与すると疑われる有価証券の発行。
- (3) 有価証券の発行によって調達しようとする資金の用途と業務との関係が不自然な会社による有価証券の発行。
- (4) 前回の有価証券の発行後に行われた業務内容の変更又は新規事業が、これまでの事業との関連性が認められないなどの疑義がある会社による有価証券の発行。
- (5) 増資前の発行済み株式数、売上高及び資産規模等に対して大幅な（極端な）増資の規模となる有価証券の発行。
- (6) 短期間のうちに繰り返し行われる大規模な額の有価証券の発行。

- (7) 役員・会計監査人が頻繁に入れ替わる会社又は辞任若しくは解任が不自然な形で行われた会社による有価証券の発行。
- (8) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域を登記先又は拠点としているファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- (9) 実質的な投資者、引受け原資その他の経済的な実態が不透明なファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- (10) 表面上は複数の割当先であるが、実質的には同一であると疑われる者やファンド等が割当先となっている第三者割当増資等の有価証券の発行。
- (11) 投資事業組合が第三者割当先となっている有価証券について、大量に入庫を行う行為。

第7 その他の取引に係る事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- (2) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。
- (3) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (4) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (5) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- (6) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条（犯罪収益等隠匿）又は第11条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (7) 偽造通貨、偽造証券、盗難通貨又は盗難証券により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨又は証券が偽造され、又は盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。

- (8) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (9) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (10) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (11) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (12) 口座開設時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に対する投資。
- (13) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (14) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (15) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。
- (16) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (17) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

疑わしい取引の参考事例（仮想通貨交換業者）

（全般的な注意）

以下の事例は、金融機関等が「犯罪による収益の移転防止に関する法律」第8条に規定する疑わしい取引の届出義務を履行するに当たり、疑わしい取引に該当する可能性のある取引として特に注意を払うべき取引の類型を例示したものであり、個別具体的な取引が疑わしい取引に該当す

るか否かについては、金融機関等において、顧客の属性、取引時の状況その他保有している当該取引に係る具体的な情報を最新の内容に保ちながら総合的に勘案して判断する必要がある。

したがって、これらの事例は、金融機関等が日常の取引の過程で疑わしい取引を発見又は抽出する際の参考となるものであるが、これらの事例に形式的に合致するものがすべて疑わしい取引に該当するものではない一方、これに該当しない取引であっても、金融機関等が疑わしい取引に該当すると判断したものは届出の対象となることに注意を要する。

第1 現金の使用形態に着目した事例

- (1) 多額の現金（外貨を含む。以下同じ。）により、仮想通貨の売買を行う取引。特に、顧客の収入、資産等に見合わない高額な取引、送金によるのが相当と認められる場合にもかかわらず敢えて現金による仮想通貨の売買を行う取引。
- (2) 短期間のうちに頻繁に行われる取引で、現金による仮想通貨の売買の総額が多額である場合。敷居値を若干下回る取引が認められる場合も同様とする。
- (3) 多量の少額通貨（外貨を含む。）により仮想通貨の購入を行う取引。

第2 真の口座保有者を隠匿している可能性に着目した事例

- (1) 架空名義口座又は借名口座であるとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は仮想通貨の入出金、仮想通貨の売買や、他の仮想通貨との交換。
- (2) 口座名義人である法人の実体がないとの疑いが生じた口座を使用した金銭又は仮想通貨の入出金、仮想通貨の売買や、他の仮想通貨との交換。
- (3) 住所と異なる連絡先に取引関係文書等の送付を希望する顧客又は通知を不要とする顧客に係る口座を使用した金銭又は仮想通貨の入出金、仮想通貨の売買や、他の仮想通貨との交換。
- (4) 多数の口座を保有していることが判明した顧客に係る口座を使用した金銭又は仮想通貨の入出金、仮想通貨の売買や、他の仮想通貨との交換。屋号付名義等を利用して異なる名義で多数の口座を保有している顧客の場合を含む。
- (5) 当該業者との対面での取引や当該仮想通貨自動交換機で取引をすることについて明らかな理由がない顧客による金銭又は仮想通貨の入出金、仮想通貨の売買や、他の仮想通貨との交換。

- (6) 顧客が口座への仮想通貨の入金を行うにあたって、匿名化技術を用いた取引。
- (7) 名義・住所共に異なる顧客による取引にもかかわらず、同一の IP アドレスからアクセスされている取引。
- (8) 国内居住の顧客であるにもかかわらず、ログイン時の IP アドレスが国外であることや、ブラウザ言語が外国語であることに合理性が認められない取引。
- (9) IP アドレスの追跡を困難にした取引。
- (10) 取引時確認で取得した住所と操作している電子計算機の IP アドレス等とが異なる口座開設取引。
- (11) 同一の携帯電話番号が複数の口座・顧客の連絡先として登録されている場合。

第3 口座の利用形態に着目した事例

- (1) 口座開設後、短期間で多額又は頻繁な金銭又は仮想通貨の入出金が行われ、その後、解約又は取引が休止した口座に係る取引。
- (2) 多額の金銭又は仮想通貨の入出金が頻繁に行われる口座に係る取引。
- (3) 多数のアドレスに頻繁に仮想通貨の送金を行う口座に係る取引。特に、仮想通貨の出金を行う直前に多額の仮想通貨の入金が行われる場合。
- (4) 多数のアドレスから頻繁に仮想通貨の送金を受ける口座に係る取引。特に、仮想通貨の送金を受けた直後に当該口座から多額の仮想通貨の出金を行う場合。
- (5) 匿名又は架空名義と思われる名義での金銭又は仮想通貨の送金を受ける口座に係る取引。
- (6) 通常は資金の動きがないにもかかわらず、突如多額の金銭又は仮想通貨の入出金が行われる口座に係る取引。
- (7) 口座開設時に確認した取引を行う目的、職業又は事業の内容等に照らし、不自然な態様・頻度で行われる取引。

第4 取引の形態に着目した事例

- (1) 通常は取引がないにもかかわらず、突如多額の仮想通貨の売買又は他の仮想通貨との交換が行われる口座に係る取引。
- (2) 現金受渡しを条件とする、大量の仮想通貨の売却取引。
- (3) 本人が保有していることが疑われるほど大量な仮想通貨に係る取引。
- (4) 短期間のうちに頻繁に行われる、現金受渡しを条件とした仮想通貨の売却取引。
- (5) 金銭の入金又は売却代金の振込銀行口座に第三者名義の銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。

第5 外国との取引に着目した事例

- (1) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く顧客に係る取引。
- (2) 金銭の入金又は売却代金の振込銀行口座に資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く銀行口座を指定しようとする顧客に係る取引。
- (3) 資金洗浄・テロ資金供与対策に非協力的な国・地域又は不正薬物の仕出国・地域に拠点を置く者（法人を含む。）から紹介された顧客に係る取引。

第6 その他の事例

- (1) 公務員や会社員がその収入に見合わない高額な取引を行う場合。
- (2) 複数人で同時に来店し、一人当たりの仮想通貨の売買金額が取引時確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
- (3) 同一顧客が同一日又は近接する日に数回に分けて同一又は近隣の店舗若しくは仮想通貨自動交換機に来店し、取引時確認の対象となる金額（法定又は自社ルール）をわずかに下回るように分散して行う場合。
- (4) 取引時確認が完了する前に行われたにもかかわらず、顧客が非協力的で取引時確認が完了できない取引。例えば、後日提出されることになっていた取引時確認に係る書類が提出されない場合。代理人が非協力的な場合も同様とする。

- (5) 顧客が自己のために活動しているか否かにつき疑いがあるため、実質的支配者その他の真の受益者の確認を求めたにもかかわらず、その説明や資料提出を拒む顧客に係る取引。代理人によって行われる取引であって、本人以外の者が利益を受けている疑いが生じた場合も同様とする。
- (6) 法人である顧客の実質的支配者その他の真の受益者が犯罪収益に関係している可能性がある取引。例えば、実質的支配者である法人の実体がないとの疑いが生じた場合。
- (7) 自社職員又はその関係者によって行われる取引であって、当該取引により利益を受ける者が不明な取引。
- (8) 自社職員が組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第 10 条（犯罪収益等隠匿）又は第 11 条（犯罪収益等收受）の罪を犯している疑いがあると認められる取引。
- (9) 偽造通貨、盗難通貨又は盗難仮想通貨により入金が行われた取引で、当該取引の相手方が、当該通貨が偽造され若しくは盗まれた又は当該仮想通貨が盗まれたものであることを知っている疑いがあると認められる場合。
- (10) 取引の秘密を不自然に強調する顧客及び届出を行わないように依頼、強要、買収等を図った顧客に係る取引。
- (11) 暴力団員、暴力団関係者等に係る取引。
- (12) 職員の知識、経験等から見て、不自然な態様の取引又は不自然な態度、動向等が認められる顧客に係る取引。
- (13) 資金の源泉や最終的な用途について合理的な理由があると認められない非営利団体との取引。
- (14) 口座開設時に確認した非営利団体の活動内容等と合理的な関係が認められない国・地域又は第三者に係る取引。
- (15) 取引を行う目的等について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (16) 財産や取引の原資について合理的な理由があると認められない外国 PEP との取引。
- (17) 腐敗度が高いとされている国・地域の外国 PEP との取引。

- (18) 国連腐敗防止条約や OECD 外国公務員贈賄防止条約等の腐敗防止に係る国際条約に署名・批准していない国・地域又は腐敗防止に係る国際条約に基づく活動に非協力的な国・地域に拠点を置く外国 PEP との取引。
- (19) 顧客が仮想通貨の入金元又は出金先として用いるアドレスが、ブロックチェーン上における仮想通貨取引の全部又は一部を匿名化している場合。
- (20) 顧客が仮想通貨の入金元又は出金先として用いるアドレスとの間で頻繁に取引が発生しているなど、当該アドレスとの強い関連性が疑われる別のアドレスが、仮想通貨取引の全部又は一部を匿名化している場合。
- (21) ブロックチェーン上で多数のアドレスから入金を受ける又は多数のアドレスに出金を行うアドレスを持つ顧客との取引。
- (22) 公的機関など外部から、犯罪収益に関係している可能性があるとして照会や通報があった取引。

第17章 課徴金納付命令

I 課徴金制度について

1. 経緯等

証券市場への信頼を害する違法行為又は公認会計士・監査法人による虚偽証明に対して、行政として適切な対応を行う観点から、規制の実効性確保のための新たな手段として、平成17年4月（公認会計士法については20年4月）から、行政上の措置として違反者に対して金銭的負担を課す課徴金制度を導入した。

(注) 制度の対象とする違反行為

(1) 金融商品取引法

① 不公正取引

(インサイダー取引、相場操縦(仮装・馴合売買、違法な安定操作取引等)、風説の流布・偽計)

② 情報伝達・取引推奨行為

③ 有価証券届出書等の不提出・虚偽記載等（発行開示義務違反）

④ 有価証券報告書等の不提出・虚偽記載等（継続開示義務違反）

⑤ 公開買付開始公告の不実施、公開買付届出書等の虚偽記載等

⑥ 大量保有報告書等の不提出・虚偽記載等

⑦ プロ向け市場等における特定証券等情報の不提供等、虚偽等及び発行者等情報の虚偽等

⑧ 虚偽開示書類等の提出等を容易にすべき行為等

(2) 公認会計士法

ア. 公認会計士

① 公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 公認会計士が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

イ. 監査法人

① 監査法人の社員が、故意に、虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

② 監査法人の社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽、錯誤又は脱漏のある財務書類を重大な虚偽、錯誤及び脱漏のないものとして証明

金融庁では、これら課徴金制度の運用を行うための体制整備として、17年4月1日付で、審判官を発令するとともに、総務企画局総務課に審判手続室を設置した(30年7月1日付で総合政策局総務課に設置)。

2. 課徴金納付命令までの手続（別紙1参照）

II 課徴金納付命令等の状況（別紙2参照）

1. 課徴金納付命令の実績

(1) 金融商品取引法

事務年度	不公正取引	開示書類の 虚偽記載等	合計
17 事務年度～ 25 事務年度	210 件	88 件	298 件
26 事務年度	40 件 ※	8 件	48 件 ※
27 事務年度	32 件	6 件	38 件
28 事務年度	47 件	4 件	51 件
29 事務年度	28 件	3 件	31 件
30 事務年度	37 件	10 件	47 件

※ 令和元年6月14日付で取消が確定した課徴金納付命令1件（平成26年12月26日決定）を含む。

(2) 公認会計士法

事務年度	公認会計士	監査法人	合計
27 事務年度	0 件	1 件	1 件

2. 審判期日等の実績

(1) (株)モルフォ役員による内部者取引（平成28(判)35）

29年 2月27日 開始決定
 30年 3月28日 第1回審判期日
 30年 6月 1日 第2回審判期日
 30年 7月12日 第3回審判期日
 30年12月20日 課徴金納付命令

(2) (株)モルフォ社員による内部者取引（平成28(判)39）

29年 2月27日 開始決定
 30年 6月 1日 第1回審判期日
 30年 7月12日 第2回審判期日
 30年12月20日 課徴金納付命令

- (3) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 40)
- 29 年 2 月 27 日 開始決定
 - 30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
 - 30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
 - 30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令
- (4) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 41)
- 29 年 2 月 27 日 開始決定
 - 30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
 - 30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
 - 30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令
- (5) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 42)
- 29 年 2 月 27 日 開始決定
 - 30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
 - 30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
 - 30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令
- (6) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 43)
- 29 年 2 月 27 日 開始決定
 - 30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
 - 30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
 - 30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令
- (7) (株)モルフォ社員による内部者取引 (平成 28(判) 44)
- 29 年 2 月 27 日 開始決定
 - 30 年 6 月 1 日 第 1 回審判期日
 - 30 年 7 月 12 日 第 2 回審判期日
 - 30 年 12 月 20 日 課徴金納付命令
- (8) (株)シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成 29(判) 16)
- 29 年 12 月 11 日 開始決定
 - 30 年 11 月 12 日 審判期日
 - 31 年 3 月 25 日 課徴金納付命令
- (9) (株)スリーエフとの契約締結交渉者の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成 30(判) 15)
- 30 年 11 月 29 日 開始決定

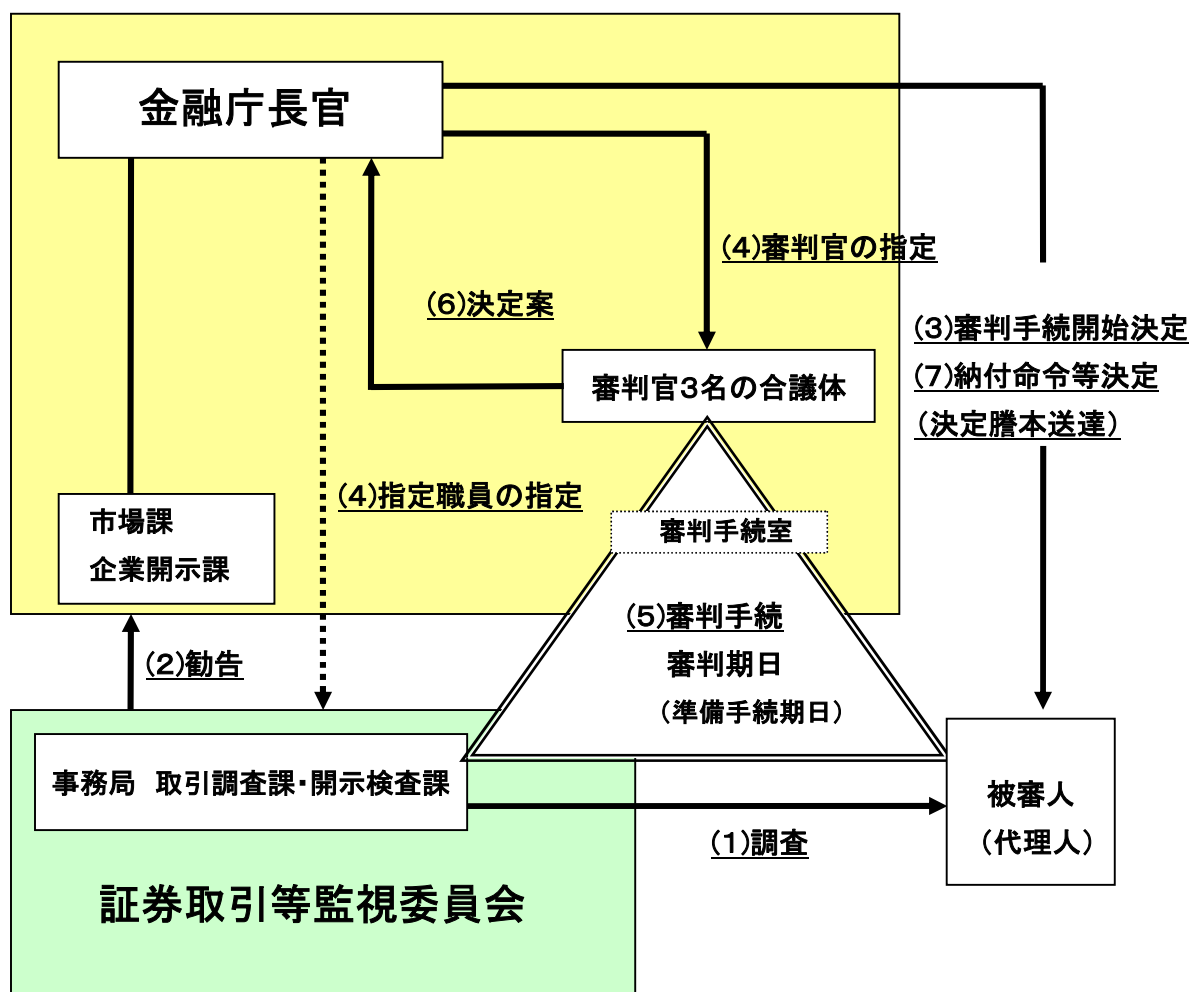
31年 1月21日 審判期日
31年 3月25日 課徴金納付命令

(10) (株)トラス株式に係る相場操縦（平成30(判)17)

30年12月11日 開始決定
31年 2月 1日 審判期日
31年 4月18日 課徴金納付命令

(注) これまでに審判期日が開催され、30事務年度中に審判手続（審判期日）が終了したものの。

調査から課徴金納付命令までの流れ

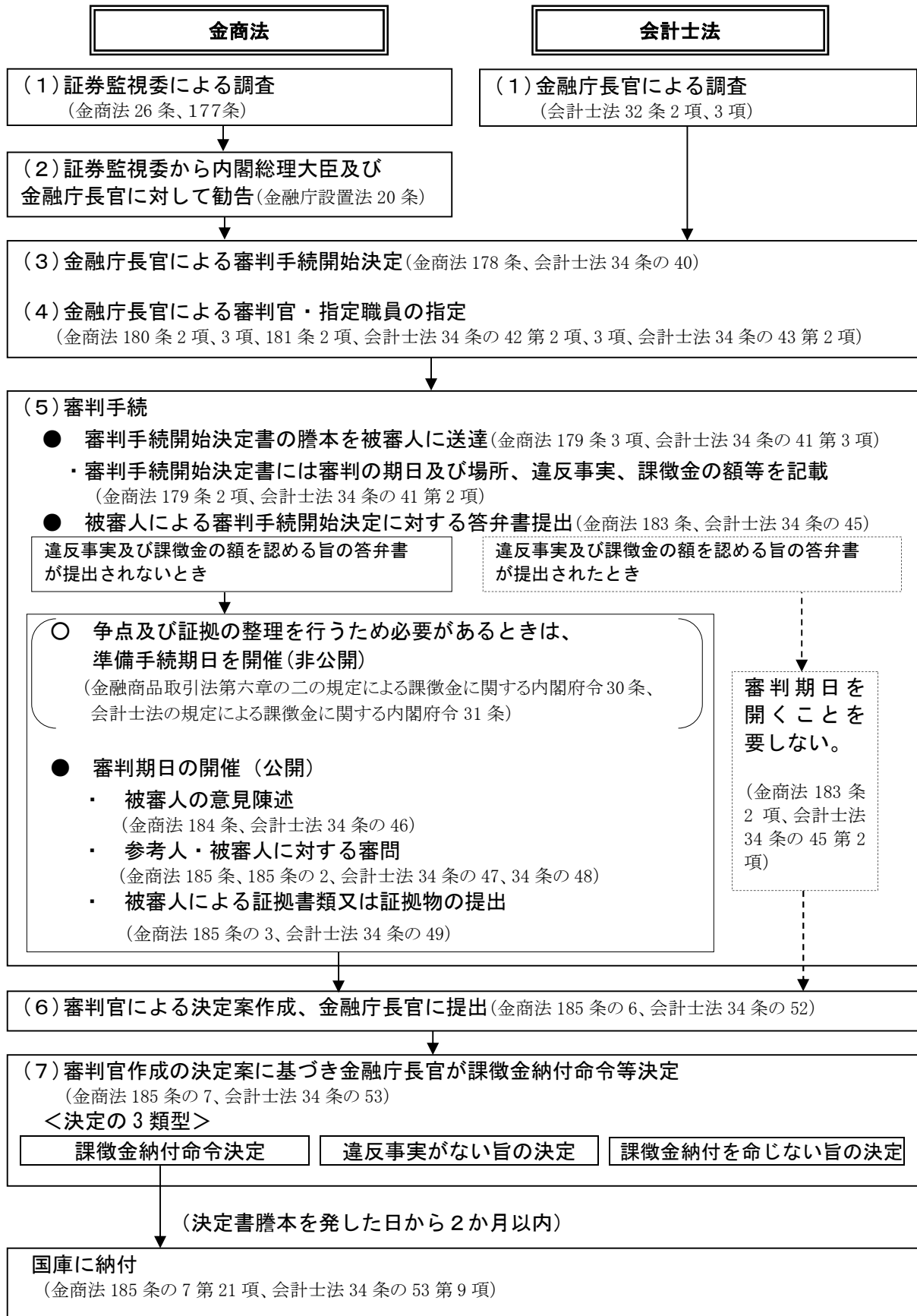


(注) 指定職員は、審判手続で違反事実等の存在を主張・立証する者として金融庁長官により職員の中から指定され、準備書面の提出や証拠の申出等を行います。

※ 公認会計士法違反及び金融商品取引法違反の一部については、企業開示課が必要な調査を行い、証券取引等監視委員会による調査・勧告は行われません（この場合の指定職員は、金融庁職員から指定されます。）。

※ 番号は、次の「課徴金制度に係る手続等の流れ」の番号に対応します。

課徴金制度に係る手続等の流れ



○課徴金納付命令決定の取消しの訴えを提起する場合は、決定の効力が生じた日から 30 日以内に裁判所に提起しなければならない(金商法 185 条の 18、会計士法 34 条の 63)

※(1)(3)(4)(6)(7)は、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている(金商法 194 条の 7、会計士法 49 条の 4)
 ※金商法は金融商品取引法、会計士法は公認会計士法、証券監視委は証券取引等監視委員会の略

別紙 2

課徴金納付命令の実績

(平成30事務年度)

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
1	長期国債先物に係る相場操縦 (平成30年度第8号)	長期国債先物につき、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、同取引が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び申込みをした。	三菱UFJモルガン・スタンレー証券㈱	平成30年6月29日 (勧告) 平成30年7月2日 (開始決定)	平成30年7月30日	2億1837万円
2	㈱ユアテックの役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第5号)	重要事実(㈱ユアテックの剰余金の配当について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年6月19日 (勧告) 平成30年6月20日 (開始決定)	平成30年8月6日	60万円
3	公開買付者の親会社役員からの情報受領者による㈱USEN株式に係る内部者取引 (平成30年度第6号)	公開買付け等事実(㈱U-NEXTの子会社の業務執行を決定する機関が、㈱USENの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、㈱U-NEXTの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱USEN株式を買い付けた。	個人	平成30年6月19日 (勧告) 平成30年6月20日 (開始決定)	平成30年8月6日	281万円
4	五洋インテックス㈱による有価証券報告書の虚偽記載 (平成30年度第7号)	太陽光発電事業に係る商材及びタブレット端末の架空取引により売上を過大に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出した。	五洋インテックス㈱	平成30年6月29日	平成30年8月6日	600万円
5	日本金属㈱役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第9号)	重要事実(日本金属㈱の業績予想値について、公表されていた直近の予想値に比較して、同社が新たに算出した予想値において、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年8月31日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	平成30年10月18日	252万円
6	ポケットカード㈱社員による公開買付けの実施に関する事実に係る推奨行為 (平成30年度第10号)	公開買付け等事実(㈱GITの業務執行を決定する機関が、ポケットカード㈱株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年8月31日 (勧告) 平成30年9月3日 (開始決定)	平成30年10月18日	194万円
7	第一稀元素化学工業株式会社外6銘柄に係る特殊見せ玉を用いた偽計 (平成30年度第12号)	第一稀元素化学工業㈱株式ほか6銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成30年10月5日 (勧告) 平成30年10月10日 (開始決定)	平成30年11月15日	73万円
8	㈱モルフォ役員による内部者取引 (平成28年度第35号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、㈱モルフォ株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	133万円
9	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第39号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	5万円
10	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第40号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	9万円
11	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第41号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	11万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
12	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第42号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	4万円
13	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第43号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会への自らの拠出金を増額し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	2万円
14	㈱モルフォ社員による内部者取引 (平成28年度第44号)	重要事実(㈱モルフォの業務執行を決定する機関が、㈱デンソーとの業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、㈱モルフォ従業員持株会に入会し、当該事実の公表前に、同社従業員持株会会員と共同してなされた買付けを通じ、自己の計算において、同社株式を買付けた。	個人	平成29年2月24日 (勧告) 平成29年2月27日 (開始決定)	平成30年12月20日	2万円
15	㈱UKCホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第13号)	連結子会社における液晶テレビ用パネルの販売取引において、貸倒引当金の過少計上を行ったほか、架空取引によるより売上を過大に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱UKCホールディングス	平成30年10月23日 (勧告) 平成30年10月25日 (開始決定)	平成30年12月20日	1800万円
16	㈱省電舎ホールディングスに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第14号)	連結子会社が行った発電施設に係る建設工事や販売取引等に関して売上の過大計上等を行ったほか、当社の海外事業における損失の計上時期の先送りにより費用を過少に計上し、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	㈱省電舎ホールディングス	平成30年11月20日 (勧告) 平成30年11月22日 (開始決定)	平成31年1月28日	3442万円
17	㈱ノエビアホールディングスとの契約締結者の役員による重要事実に係る推奨行為 (平成30年度第16号)	重要事実(㈱ノエビアホールディングスの業務執行を決定する機関が自己の株式の取得を行うことについての決定をしたこと等)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、同社株式の買付けをさせることにより利益を得させる目的をもって、同社株式の買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年11月27日 (勧告) 平成30年11月29日 (開始決定)	平成31年1月28日	28万円
18	㈱ソフトフロント株式外1銘柄に係る相場操縦 (平成30年度第18号)	㈱ソフトフロントほか1銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成30年12月11日 (勧告) 平成30年12月14日 (開始決定)	平成31年1月28日	79万5000円
19	昭光通商㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第19号)	連結子会社における炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うなどし、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	昭光通商㈱	平成30年12月14日 (勧告) 平成30年12月18日 (開始決定)	平成31年1月28日	2400万円
20	㈱ストリームにおける有価証券届出書の訂正届出書の提出義務違反 (平成30年度第20号)	有価証券届出書を提出した後、当該有価証券届出書について届出の効力が生ずる前に訂正届出書を提出しなければならなかったにもかかわらず、当該訂正届出書を提出しないで、新株予約権証券の第三者割当を行った。	㈱ストリーム	平成30年12月18日 (勧告) 平成30年12月20日 (開始決定)	平成31年1月28日	1391万円
21	트레이ダーズホールディングス㈱に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第21号)	関連会社の完全子会社化に伴い生じたのれんの減損損失の計上を行わなかったこと等により、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	トレーダーズホールディングス㈱	平成30年12月18日 (勧告) 平成30年12月20日 (開始決定)	平成31年1月28日	1億3170万円
22	ワイエスフード㈱との契約締結交渉者の役員から伝達を受けた者による内部者取引 (平成30年度第22号)	重要事実(ワイエスフード㈱の業務執行を決定する機関が、㈱餃子計画と業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について、同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、ワイエスフード㈱株式を買付けた。	法人	平成30年12月21日 (勧告) 平成30年12月27日 (開始決定)	平成31年2月21日	193万円
23	オイシックスドット大地㈱社員による重要事実に係る推奨行為 (平成30年度第23号)	重要事実(オイシックスドット大地㈱の業務執行を決定する機関が、㈱NTTドコモとの業務上の提携を行うことについての決定をしたことほか)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に利益を得させる目的をもって、オイシックスドット大地㈱株式の買付けをすることを勧めた。	個人	平成30年12月21日 (勧告) 平成30年12月27日 (開始決定)	平成31年2月21日	12万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
24	夢展望株との契約締結者の社員から伝達を受けた者による内部者取引 (平成30年度第25号)	重要事実(夢展望株の決算値について、全事業年度の実績値に比較して、投資者の投資判断に及ぼす影響が重要なものとなる差異が生じたこと)について、同社との契約締結者の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成31年1月11日 (勧告) 平成31年1月17日 (開始決定)	平成31年2月21日	95万円
25	株シーズ・ホールディングス役員からの情報受領者による内部者取引 (平成29年度第16号)	重要事実(株シーズ・ホールディングスの業務執行を決定する機関が、ジョンソン・エンド・ジョンソンのグループ企業との業務上の提携を行うことについての決定をしたこと)について株シーズ・ホールディングスの役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成29年12月8日 (勧告) 平成29年12月11日 (開始決定)	平成31年3月25日	223万円
26	株スリーエフとの契約締結交渉者の社員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第15号)	重要事実(株スリーエフの業務執行を決定する機関が、会社の分割を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を買い付けた。	個人	平成30年11月27日 (勧告) 平成30年11月29日 (開始決定)	平成31年3月25日	113万円
27	東邦金属株に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第26号)	炭化ケイ素等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、貸倒引当金の計上を適正に行わず、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	東邦金属株	平成31年1月18日 (勧告) 平成31年1月22日 (開始決定)	平成31年3月25日	1200万円
28	神栄株に係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第27号)	連結子会社における服飾雑貨製品等の架空取引により、売上の過大計上を行うとともに、滞留売掛金に対する貸倒引当金を計上せず、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	神栄株	平成31年1月22日 (勧告) 平成31年1月24日 (開始決定)	平成31年3月25日	1200万円
29	株トラスト株式に係る相場操縦 (平成30年度第17号)	株トラストの株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成30年12月7日 (勧告) 平成30年12月11日 (開始決定)	平成31年4月18日	1300万円
30	ダイベア株株式に係る相場操縦 (平成30年度第24号)	ダイベア株の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、同株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における同株式の相場を変動させるべき一連の売買をした。	個人	平成31年1月11日 (勧告) 平成31年1月17日 (開始決定)	平成31年4月18日	273万円
31	株ディー・エル・イーに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成30年度第28号)	映像(TVアニメ等)の企画・制作事業において、売上の過大計上等、不適正な処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出し、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させた。	株ディー・エル・イー	平成31年2月13日 (勧告) 平成31年2月15日 (開始決定)	平成31年4月18日	1億3540万円
32	株アサツディ・ケイ社員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第38号)	公開買付け等事実(BCPE Madison Cayman, L. P.の業務執行を決定する機関が、株アサツディ・ケイの株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について、同社の社員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式の買い付けを行った。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	平成31年4月18日	24万円
33	株エストラスト役員からの情報受領者による内部者取引 (平成30年度第39号)	公開買付け等事実(西部瓦斯株の業務執行を決定する機関が、株エストラスト株式の公開買付けを行うことについての決定をしたこと)について同社の役員から伝達を受けながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式の買い付けを行った。	個人	平成31年3月15日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	平成31年4月18日	309万円
34	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第29号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	191万円
35	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第30号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	18万円
36	タカタ株社員による内部者取引 (平成30年度第31号)	重要事実(タカタ株の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ株株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	18万円

No.	事 件 名	違反行為の態様	被 審 人	勧告・開始決定	課徴金納付命令	課徴金額
37	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第32号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	110万円
38	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第33号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	142万円
39	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第34号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、キー・セイフティー・システムズ社に対し事業譲渡を行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、タカタ㈱株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	15万円
40	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第35号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	156万円
41	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第36号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	47万円
42	タカタ㈱社員による内部者取引 (平成30年度第37号)	重要事実(タカタ㈱の業務執行を決定する機関が、民事再生手続開始の申立てを行うことについての決定をしたこと)について、職務に関し知りながら、当該事実の公表前に、自己の計算において、同社株式を売り付けた。	個人	平成31年3月1日 (勧告) 平成31年3月19日 (開始決定)	令和元年5月30日	76万円
43	㈱リブセンス株式会社外2銘柄に係る偽計 (平成31年度第1号)	㈱リブセンスほか2銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月3日 (開始決定)	令和元年5月30日	36万円
44	㈱ウィルグループ株式会社外4銘柄に係る偽計 (平成31年度第2号)	㈱ウィルグループほか4銘柄につき、虚偽の発注状況を作成し、第三者に錯誤を生じさせて、第三者に当該虚偽の発注状況を前提にした投資判断をさせ、もって、有価証券の売買のため、偽計を用い、各有価証券の価格に影響を与えた。	個人	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月3日 (開始決定)	令和元年5月30日	96万円
45	㈱RS Technologiesに係る有価証券報告書等の虚偽記載 (平成31年度第3号)	多結晶ダイヤモンドパウダーの架空取引により、売上の過大計上や貸倒引当金の不計上といった不適正な会計処理を行い、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出した。	㈱RS Technologies	平成31年3月29日 (勧告) 平成31年4月2日 (開始決定)	令和元年5月30日	600万円
46	エルナー㈱株式会社外2銘柄に係る相場操縦 (平成31年度第4号)	エルナー㈱ほか2銘柄の株式につき、その売買を誘引する目的をもって、各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をした。	個人	平成31年4月5日 (勧告) 平成31年4月9日 (開始決定)	令和元年5月30日	184万5000円
47	長期国債先物に係る相場操縦 (平成31年度第5号)	長期国債先物につき、市場デリバティブ取引を誘引する目的をもって、同取引が繁盛であると誤解させ、かつ、市場における本件国債先物の相場を変動させるべき一連の市場デリバティブ取引及び委託をした。	シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド	平成31年3月26日 (勧告) 平成31年4月24日 (開始決定)	令和元年6月6日	1億3337万円

第18章 金融モニタリングの透明性・実効性の向上等のための方策

第1節 意見申出制度（別紙1～2参照）

第2節 外部専門家によるモニタリングの品質に関する評価（別紙3参照）

第3節 金融モニタリング情報の収集について

I 概要

金融庁及び財務局等では、金融機関の業務の健全かつ適切な運営の確保に関して、より一層深度あるモニタリングを行う観点から、「金融モニタリング情報収集窓口」を設置し、預金取扱等金融機関の預金・融資取引や投資信託・保険商品等の販売時の顧客説明、保険会社等の募集手続きや保険金等支払をはじめ、利用者からの苦情対応、顧客情報管理、法令遵守等のリスク管理態勢、経営管理等に関する情報を広く収集している。

II 情報の収集状況

1. 収集件数

2018 事務年度の総収集件数は 429 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 226 件（52.7%）、保険会社等に関する情報が 162 件（37.8%）、仮想通貨交換業者や貸金業者等に関する情報が 41 件（9.6%）であった。

なお、2017 事務年度の総収集件数は 385 件であり、内訳は、預金取扱等金融機関に関する情報が 195 件、保険会社等に関する情報が 156 件であった。

2. 業態別の主な情報

(1) 預金取扱等金融機関

- ① 口座開設時や預金引き出し時の金融機関の対応
- ② 融資条件の顧客への説明
- ③ 高齢者へのリスク性商品の販売

などについて、利用者からの情報をはじめ、関係者からの情報が寄せられた。

(2) 保険会社等

- ① 生命保険募集人や損害保険代理店による募集
- ② 保険契約解約申出時の対応
- ③ 保険金や給付金の支払い事務

などについて、利用者からの情報をはじめ、関係者からの情報が寄せられた。

「意見申出制度」について

目的と趣旨

金融庁では、金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施してきましたが、金融検査をはじめとするモニタリングが、オン・オフ一体となった継続的な形態に変化していることに対応する観点、本制度の活用の一層の促進を図る観点から、本制度の対象範囲をオン・オフのモニタリング全般に拡大することとしました。

本制度は、モニタリング担当官と被モニタリング金融機関とが十分な議論を尽くした上でも認識が相違した項目がある場合に、被モニタリング金融機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被モニタリング金融機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

対象となるモニタリング

金融検査に限らず、金融庁、財務局、福岡財務支局及び沖縄総合事務局の実施するすべてのモニタリングが対象となります。

対象項目

モニタリングにおける検証項目のうち、十分に議論を尽くした上でも認識が相違した項目とし、新たな論点及び主張は対象としません。

意見申出期限

意見相違項目の確認を行った日の翌日を起算日として14日以内（期限が土休日に当たる場合は、その翌営業日）を期限とします。

（注）郵送の場合は、提出期限内の消印日付のあるものを有効とします。

意見申出書の提出方法

モニタリングの際に確認された意見相違項目について、別紙2に事実関係及び自己の認識を明記し、事実関係等に係る資料のほか、必要に応じ会計監査人等の意見書を添付し、別紙1により代表者名において総括審議官宛に提出してください。

なお、モニタリング担当官又は本店所在地を管轄する財務局等経由で提出することができます。

意見相違項目の審理

意見申出が行われた項目は、モニタリングの検証項目に関する分野から選任した意見申出審理委員を中心に外部の専門家を交えて審理を行います。

審理結果の通知

申出項目の審理結果は、書面により通知します。

意見申出様式

(別紙1) 意見申出書 (PDF版) (WORD版)

(別紙2) モニタリング金融機関と検査官(モニタリング担当官)との認識の相違点 (PDF版) (WORD版)

お問い合わせ先

金融庁総合政策局リスク分析総括課意見申出係

Tel 03-3506-6000(代表)(内線2657、2426)

意見申出実績（検査実施日ベース）

○ 申出機関数

（2019年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
1999～2015 事務年度	22	11	2	5	2	42
2016 事務年度	0	0	0	0	0	0
2017 事務年度	1	0	0	0	0	1
2018 事務年度	0	0	0	0	0	0
計	23	11	2	5	2	43

平成 30 年 7 月 3 日
金融庁

「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」 報告書の公表について

金融庁では、平成 29 年度金融行政方針において、モニタリングを始めとする検査・監督業務などの金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしたところです。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

金融庁としては、今般実施した外部評価にて寄せられた意見を踏まえ、組織として品質管理する仕組みの強化、検査・監督に携わる一人ひとりの職員の専門分野におけるスキル・知識の高度化、対話力の向上等に取り組み、新しい検査・監督を定着させ、また、検査・監督の品質の向上につなげていきます。

なお、具体的な取組みの方向性については、パブリックコメントを受けて修正した検査・監督基本方針の本文中や、検査・監督基本方針のパブリックコメントにおいて寄せられた意見に対して示した金融庁の考え方（「4. 対話における留意事項、創意工夫の尊重」「8. 検査・監督の品質管理」「9. 当局の組織・人材・情報インフラ」等）の中において、今般の評価結果も踏まえて、記載しているところです。

報告書概要については別添 1 (PDF:134KB) を、報告書については別添 2 (PDF:1,206KB) をご覧下さい。

また、検査・監督基本方針に対する「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」(PDF:412KB) をご覧下さい。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000(代表)
検査局総務課
(内線 2529、2925)

令和元年6月28日
金融庁

**「モニタリングの実施状況等に係るコンサルティング業務」
報告書等の公表について**

金融庁では、検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）等において、モニタリングを始めとする検査・監督等の金融行政の質の向上のため、業務改善とガバナンスに通暁した専門家による外部評価を実施することとしております。

これを踏まえ、今般、プロティビティ合同会社に委託し、金融機関等へのヒアリング等を通じたモニタリングに関する評価を実施し、その結果が報告書として取りまとめられました。

本報告書の提言を踏まえ、金融庁としては、今後、別紙（PDF：63KB）の改善の方向性を実施し、検査・監督等の金融行政の質の向上に努めてまいります。

報告書概要については別添1（PDF：265KB）を、報告書については別添2（PDF：7,593KB）をご覧ください。

お問い合わせ先

金融庁 Tel 03-3506-6000（代表）
総合政策局リスク分析総括課
（内線 2567、2426）

第4部 国際関係の動き

第19章 概括

第1節 国際的な議論への貢献

G20 議長国として、金融市場の分断回避、金融技術革新、高齢化と金融包摂を金融セクター関連の主要課題（プライオリティ）として設定し、具体的な提案や各国との調整を行い、関連国際会議の議長を務めるなどした上で、2019年6月の財務大臣・中央銀行総裁会議（於：福岡）及び首脳会合（サミット）（於：大阪）に成果を提出した。このような国際的な議論に貢献するための体制整備として、G20 準備室を設立するとともに、金融庁参与にカルアナ前国際決済銀行（B I S）総裁を任命し、有益なアドバイスを得た（2018年8月）。

また、2019年3月に、経済協力開発機構（O E C D）の保険・私的年金委員会の新議長に、金融庁の参与が就任した。

金融分野におけるG20の主な成果

（金融市場の分断回避）

- 近年、各国間の規制の齟齬や重複が原因となって世界の金融市場が分断されることに対する懸念が高まる中、金融システムの安定性や金融仲介機能の効率性への負の影響を回避するため、我が国は、G20 議長国として、G20 で初めてこの問題を取り上げ、「金融市場の分断回避」をプライオリティの一つとして設定した。
- 金融庁は、金融安定理事会（F S B）市場の分断ワークショップの担当議長及びI O S C Oクロスボーダー規制タスクフォース作業部会の共同議長に就任し、議論を主導した。
- F S Bにおいて、我が国は、市場分断の拡大を防ぐための実務的なプロセスやアプローチについて議論することを提言。これを受け、報告書¹がとりまとめられるとともに、今後、①デリバティブ市場における「意図せざる分断」について対応を検討、②資本や流動性の困り込みの問題についてのワークショップを開催（2019年秋予定）、③規制分断の拡大を抑制するために考えられる国際連携のメカニズムを検討、④規制の影響評価作業に市場分断の視点を追加することとなった。
- I O S C Oにおいて、金融庁は、各国規制の重複を避けるという観点から Deference（他国規制への依拠）に関する評価プロセスの運用改善に焦点を当てることを提言。報告書²においても、本プロセスの明確化・効率化に関するグッドプラクティスを検討していく等の提案が示された。
- G20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20 サミットでは、規制・監督上の協力を通じて金融市場の分断に対処することが合意されるとともに、こうした作業が歓迎された。

（金融技術革新）

- 暗号資産について、我が国の知見・経験を活かして国際的な議論を推進し、さらに、暗号資産の基礎となる分散型技術について、その便益が十分発揮できるような適切なガバナンスのあり方を検討するため、我が国はG20 議長国として、暗号資産を含む「金融技術革新」に関わる問題をプライオリティの一つとして設定した。
- 暗号資産については、F S Bにおいて、我が国の提案を受け、暗号資産関連当局の一覧が作成された。これは、クロスボーダー取引に対応するための国際的な連携に資するものである。また、I O S C Oにおいて、金融庁は作業部会の共同議長として議論を主導し、当局者用の手引書（市中協議文書）が作成された。当文書は、暗号資産にかかる消費者・投資家保護等に関する初の国際的な成果であり、我が国の資金決済法等の

¹FSB Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

² Market Fragmentation & Cross-border Regulation
(<https://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCO629.pdf>)

一部改正法の内容も盛り込まれている。

○顧客間で直接の金融取引を可能とする分散型金融技術については、金融システムの安定・規制・ガバナンスにもたらす影響や、当局が技術者等の広範な関係者との対話を強化する重要性を指摘するFSBの報告書³がG20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びG20 サミットにおいて歓迎された。

○金融庁は、2019年6月、G20 技術革新にかかるハイレベルセミナーを開催し、当局、金融機関、技術者コミュニティ、学界等、様々な分野の専門家による、マルチステークホルダー型アプローチで、技術革新が金融セクターにもたらす機会とリスクや分散型金融システムのガバナンスについて議論した。

(高齢化と金融包摂)

○高齢化は途上国を含め全世界で急速に進展しており、従来の金融サービスでは対応できない新たな課題をもたらしていることから、我が国は、G20 議長国として「高齢化と金融包摂」をプライオリティの一つとして設定した。

○金融庁は、GPF I (金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ) の議長に就任し、議論を主導した。

○GPF Iにおいて、我が国は、ファイナンシャル・ジェロントロジーや金融リテラシー向上の重要性の指摘や、つみたてNISAの取組みの紹介等を行い、議論に貢献した。GPF Iは、OECDと共同で、「カスタマイズ (高齢者の多様なニーズへの対応)」「デジタルと金融のリテラシーの強化」「生涯のフィナンシャルプランニングのサポート」等、高齢化と金融包摂に関し世界各国の参考となる8つの優先的な政策課題を提示した「G20 福岡ポリシー・プライオリティ」を策定した。本文書はG20 財務大臣・中央銀行総裁会議及びサミットにおいて承認された。

○2019年6月には、G20「高齢化と金融包摂」ハイレベルシンポジウムを開催し、多様な分野の知見を結集した。

³ Decentralised financial technologies
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060619.pdf>)

第2節 国際的な当局間のネットワーク・協力の強化

金融庁は、先進国や新興国等との当局間のネットワーク・協力の強化について、我が国と相手国双方の経済・金融の発展と安定に資するものであることが重要との考え方に基づき取り組んできた。この成果が本邦金融機関の進出等の形でも見られるところ。今後は、これらの協力関係の維持・拡充に加えて、本邦金融機関等との対話を踏まえつつ、より幅広い国等との協力関係の構築・深化に戦略的に取り組むことが重要である。

I 米欧

米欧当局と、金融規制・監督の協力について、精力的に対話を実施した⁴。

英国のEU離脱（ブレグジット）については、様々なレベルで欧州・英国当局と想定されるリスクについて意見交換を行いつつ、英国以外の欧州域内での営業認可取得等、本邦金融機関が円滑に業務を継続できるよう働きかけた。

II 中国

2017事務年度に引き続き、この1年間で日中金融協力は更に大幅に前進した。

第一に、ハイレベルでの交流が大幅に強化された。具体的には、2018年8月に北京で開催された第7回日中財務対話（麻生大臣と劉昆財政部長が共同議長）に金融行政当局が初めて参加し、日中金融協力を強化することに合意した。併せて、銀行保険監督管理委員会、証券監督管理委員会の両主席とそれぞれ会談し、金融協力について意見交換を行った（2018年8月）。

第二に、日中首脳会談の際に金融庁と中国証券監督管理委員会が日中証券市場協力に合意・署名した（2018年10月）。当該合意に基づく具体的な成果は以下のとおり。

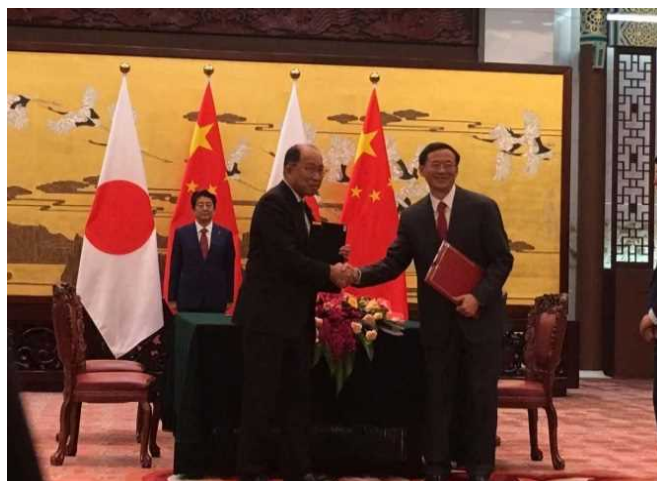
- ・ 本邦証券会社の中国市場参入が実現（2019年3月）
- ・ 第一回日中証券市場フォーラムを中国・上海で開催（2019年4月）
- ・ 日中ETF相互上場が実現（2019年6月）

さらに、我が国の金融協力のプラットフォームとして官民が一堂に会する中国金

⁴日常的な担当者間の情報共有や多国間のフォーラムでの連携に加え、米国規制に関し、ボルカールールについて域外適用範囲の限定や規定の明確化の改善の要望や、外国銀行規制について支店への流動性規制の導入の是非についての見解の表明を行うレターを日銀と共同で発出（2018年10月、2019年6月）。店頭デリバティブ取引については、米国CFTCとの間で、取引執行義務の重複適用を避けるため、日本の規制に服している電子取引基盤は米国当局への業者登録なしに米国人へのサービスの提供が可能となる枠組みを整備（2019年7月）。全米保険監督官協会（NAIC）と第10回定期会合を東京で開催（2019年1月）し、金融分野の我が国のG20主要テーマのほか、日米の規制監督動向、保険監督者国際機構（IAIS）における重要論点等について意見交換を実施。EUとは、非中央清算の店頭デリバティブ取引に関する証拠金にかかる日EUの規制を同等と評価することで、当該取引に日EUの規制が重複適用されず、いずれかの規制への準拠を許容する枠組みを整備（2019年4月）。日英首脳会談（2019年1月）や日仏首脳会談（2019年6月）では、金融サービスに関して、我が国のG20主要テーマ等について協力することに合意した。

融研究会を立ち上げ、中国金融の最新動向や本邦金融機関の具体的課題等について議論を行った（2018年10月、2019年1月、6月）。

日中首脳会談における「日中証券市場協力」の署名・合意



日中ETFの相互上場の早期実現に向けた日本取引所グループと上海証券取引所による調印式



Ⅲ アジア新興国等に対する技術協力

金融庁は、アジア新興国等に対する技術協力について、本邦金融機関の進出支援の観点も踏まえつつ、相手国のニーズに寄り添ったプログラム実施を通じて金融制度整備や金融当局の能力向上等に取り組んだ。

特に、ミャンマーにおいては、資本市場の支援について2018年1月に策定された「資本市場活性化支援計画」の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログレスレポート」を策定して緬計画財務副大臣等へ手交（2018年9月）し、これらに基づく技術協力等を実施した。また、2018年6月に策定された「保険セクター支援計画」に基づき、緬保険市場の外資開放も見据えた、支援・協議を行ったほか、緬計画財務大臣と面会（2019年3月）。こうした機会等を通じ保険会社を含む本邦金融機関の進出支援等を推進した。

ミャンマー資本市場活性化支援計画プログレスレポートの手交



また、中長期的な視点に立った当局間交流の強化や、新興国における知日派の育成を目的として運営している金融連携センター⁵について、プログラムの改良を続けている。2018年度のプログラムでは、講義形式の研修だけでなく、研究員の要望に沿い、金融庁職員や研究員同士の双方向の意見交換の場を増やした。また、過去に金融連携センターで受け入れた研究員（卒業生）を再招聘し（ホームカミングプログラム）、プログラムで得た知見の業務への活用状況等について現役生や金融庁職員に講義を行う等、卒業生と金融庁職員や現役生とのネットワークを強化した。さらに、卒業生同士のネットワークを強化するため、ブラジル等の海外でも卒業生の同窓会を実施した。

⁵グローバル金融連携センター（GLOPAC）及び前身のAFPAC。新興国当局等の職員を研究員として我が国に招聘し、各研究員の関心事項に応じた研修プログラムを提供しており、既に100名超の受入実績がある。

第20章 金融に関する国際的な議論

2008年の秋以降本格化した世界的な金融危機を受け、2008年11月に第1回G20首脳会合（サミット）がワシントンで開催された。その後、G20やFSBをはじめとする国際的な基準設定主体において、危機の再発防止に向けた規制改革が議論されてきた。金融庁は、こうした金融に関する国際的な議論に積極的に参画している。

国際的な議論の枠組み



G20・金融安定理事会（FSB）・バーゼル銀行監督委員会（BCBS）のメンバー

国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	国・機関	G20	FSB	BCBS	
アジア・オセアニア			アルゼンチン			サウジアラビア			○	○	○	
日本	⑦	○	○	欧州			南アフリカ			○	○	○
中国	○	○	○	英国	⑦	○	○	基準設定主体				
韓国	○	○	○	ドイツ	⑦	○	○	バーゼル銀行監督委員会（BCBS）		○	—	
オーストラリア	○	○	○	フランス	⑦	○	○	証券監督者国際機構（IOSCO）		○		
インドネシア	○	○	○	イタリア	⑦	○	○	保険監督者国際機構（IAIS）		○		
インド	○	○	○	ロシア	○	○	○	国際会計基準審議会（IASB）		○		
トルコ	○	○	○	スイス		○	○	グローバル金融システム委員会		○		
香港		○	○	オランダ		○	○	BIS 決済・市場インフラ委員会（CPMI）		○		
シンガポール		○	○	スペイン		○	○	国際機関				
米州			ベルギー				○	国際決済銀行（BIS）		○		
米国	⑦	○	○	ルクセンブルク			○	欧州中央銀行（ECB）		○	○	
カナダ	⑦	○	○	スウェーデン			○	国際通貨基金（IMF）		○		
ブラジル	○	○	○	欧州委員会（EC）	○	○		世界銀行（WB）		○		
メキシコ	○	○	○	中東・アフリカ			経済協力開発機構（OECD）				○	

（※1）G20メンバーのうち、「⑦」としているのはG7メンバー。

（※2）証券監督者国際機構（IOSCO）・保険監督者国際機構（IAIS）には、それぞれ、上記のほか100以上のメンバーが参加。

第1節 G20

I 沿革

2008年9月のリーマン・ショックに代表される金融危機をきっかけに、危機対応や規制・監督の改革等を議論するため、G7を超えた新興国を含む首脳レベルによる会合として同年11月に第1回G20首脳会合（ワシントン・サミット）が開催された。以来、G20は、国際経済協力に関する「第1のフォーラム」として定例化されている。近年では、年1回の首脳会合（サミット）と、年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されており、幅広い政策課題について議論が行われているが、金融規制関係は引き続き主要議題の1つとされている。

II 主な議論

2018年11月にブエノスアイレス（アルゼンチン）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制・金融技術革新（暗号資産含む）・金融包摂に関して以下の事項が合意された。

① 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強じんな金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の課題の完全、適時かつ統合的な実施及び最終化、及びそれらの影響の評価に引き続きコミットしている。我々は、金融システムにおいて生じつつあるリスク及び脆弱性を引き続き監視し、必要に応じ対処するとともに、継続的な規制・監督上の協力を通じて分断に対処する。我々は、強じんなノンバンク金融仲介の実現に関する継続した進捗に期待する。

② 金融技術革新（暗号資産含む）

我々は、金融活動作業部会（FATF）基準に沿ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策のため、暗号資産を規制し、必要に応じて他の対応を検討する。

③ 金融包摂

我々は、国ごとの事情を考慮しつつ、デジタル金融サービスを促進するための自発的な政策提言を提供する「G20 金融包摂の政策ガイド」、及び金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I）の作業計画及び構造を合理化するプロセスを示した「金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I）ロードマップ」を支持する。

2019年6月に大阪（日本）で開催されたG20サミットにおいては、金融規制・金融技術革新（暗号資産含む）・金融包摂に関して以下の事項が合意された。

① 金融規制

合意された国際基準に基づく、開かれた、強じんな金融システムは、持続可能な成長を支えるために極めて重要である。我々は、合意された金融規制改革の完全、適時かつ整合的な実施に引き続きコミットしている。我々は、FSBに対して、その影響を引き続き評価するよう求める。我々は、金融安定性に対する脆弱性と生じつつあるリスクについて、引き続き注視し、マクロ・プルーデンスの手段を含め、必要に応じ対処する。ノンバンク金融仲介が金融システムに歓迎される多様性を与える一方、我々は引き続き、関連する金融安定リスクを、適切に特定、注視、対処する。我々は、市場の分断についての取組を歓迎し、その意図せざる、悪影響に対して、規制・監督上の協力等により対処する。我々は、コルレス銀行関係の解消の原因及び結果について、引き続き監視し、対処する。サステナブル・ファイナンスの動員及び金融包摂の強化は、世界の成長にとって重要である。我々は、こうした分野における民間部門の参加と透明性を歓迎する。

② 金融技術革新（暗号資産含む）

技術革新は、金融システム及びより広い経済に重要な便益をもたらし得る。暗号資産は、現時点でグローバル金融システムの安定に脅威をもたらしていないが、我々は、注意深く進展を監視するとともに、既存の及び生じつつあるリスクに警戒を続ける。我々は、FSBと他の基準設定主体による進行中の作業を歓迎するとともに、追加的な多国間での、必要に応じた対応にかかる助言を求める。我々は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与への対策のため、最近改訂された、仮想資産や関連業者に対するFATF基準を適用するとのコミットメントを再確認する。我々は、FATFの解釈ノート及びガイダンスの採択を歓迎する。我々はまた、分散型金融技術のあり得る影響、及び当局が他のステークホルダーとどのように関与できるかについてのFSBの作業を歓迎する。我々は、サイバーの強じん性を高める努力を強化し続ける。

③ 金融包摂

高齢化を含む人口動態の変化は、全てのG20構成国に対して課題と機会をもたらす。こうした変化は、財政・金融政策、金融セクター政策、労働市場政策及びその他の構造政策にわたる政策行動を必要とする。高齢化社会における金融包摂を強化するため、我々は、「高齢化と金融包摂のためのG20 福岡ポリシー・プライオリティ」を承認する。

参考：G7

日本、米国、英国、ドイツ、フランス、イタリア、カナダの7ヵ国間で、経済成長の促進や為替相場の安定等を図るための政策協調の場として1986年に設立が合意された。同年9月に第1回G7首脳会合（サミット）が開催され、近年は年1回の首脳

会合（サミット）と年数回の財務大臣・中央銀行総裁会議が開催されている。マクロ経済政策のサーベイランス、国際通貨システムに関する議論のほか、開発や新興市場国など幅広い政策課題について議論が行われている。

第2節 金融安定理事会（FSB）

I 沿革

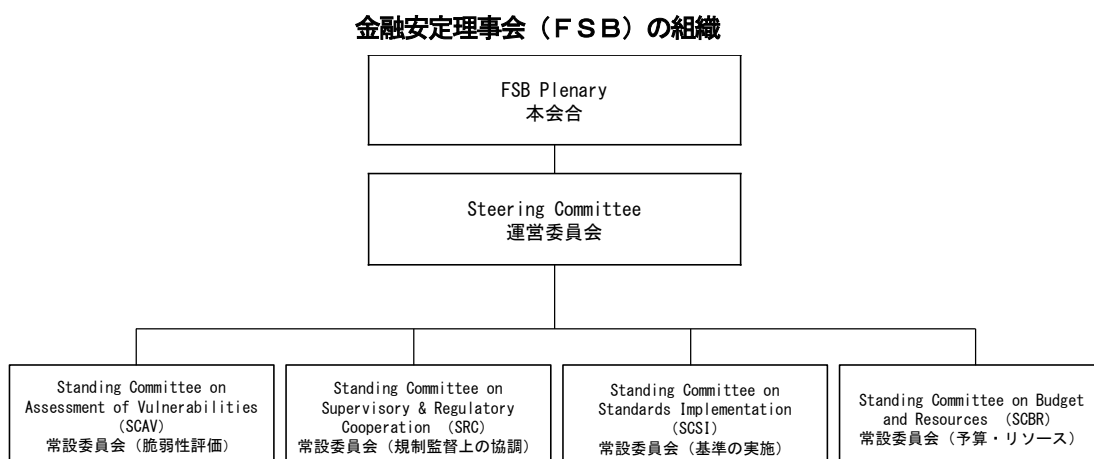
1997年に発生したアジア通貨危機の際、一国における金融危機が容易に各国に伝染（contagion）した経験を踏まえ、1999年2月のG7における合意に基づき、金融監督の国際的な協調体制を強化する観点から金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum）が設立された。

その後、リーマン・ショックを契機に、FSFのメンバーをG20メンバーの財務省・中央銀行・監督当局や国際機関などに拡大し、2009年に金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）が設立された。

FSBの任務は、各基準設定主体における作業を調整し、金融安定に係る国際的な課題を議論することである。

II 組織

すべてのメンバーによる意思決定会合である本会合（Plenary）の下に、作業全体の方向性等を決定する運営委員会（SC：Steering Committee）と複数の常設委員会（Standing Committee）が設置されている。各国はそれぞれ1～3の代表権（本会合の議席数）を有しており、日本からは金融庁のほか、財務省、日本銀行が参加している。



また、FSBは、金融システムの脆弱性や金融システムの安定化に向けた取組みについて、メンバー当局と非メンバー当局との意見交換を促す観点から、①アジア、②アメリカ、③欧州、④中東・北アフリカ、⑤サブサハラアフリカ、⑥C I S諸国、の6つの地域諮問グループ（RCG）を設置している。

FSBは、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有している。2013年には、組織基盤強化のため、スイス法上の非営利法人として法人格を取得した。

Ⅲ 主な議論

1. 金融規制改革の影響評価

FSBは、金融危機後に合意された一連の金融規制改革がどのような影響をもたらしているかを評価するため、2015年以降、毎年、G20サミットに向けて、「金融規制改革の実施と影響に関する年次報告書」を公表しており、2018年11月のG20サミットで、第4次年次報告書を公表。

加えて、FSBでは、金融規制改革が意図していた成果を達成できているか、また、対処すべき意図せざる影響をもたらしていないかについて分析する際に参照すべき基準点を提示するため、2017年7月に「G20金融規制改革の実施後の影響の評価のための枠組み」を策定・公表。本枠組みに沿って、以下のような取組みが行われている。

- 2018年11月のG20サミットで、「店頭デリバティブについて中央清算を行うインセンティブ」を公表
- 2018年11月のG20サミットに向け、金融規制改革の金融仲介機能への影響を評価する観点から、「金融規制改革のインフラ投資への影響の評価」を公表
- 2019年6月に「中小企業金融への規制の影響評価」の市中協議を開始
- 2019年より「Too-big-to-fail (T B T F) 問題への対処にかかる規制改革の影響評価」の作業を開始

2. 市場分断の回避

世界金融危機以降、G20は、金融規制改革を進め、国際共通ルールに合意し、持続的な経済成長の基盤である「開かれた強靱な金融システム」の維持・強化を目指してきたが、一方で、各国における取組みが金融市場を分断させるリスクを懸念する声が高まっている。こうした中、金融市場の分断が、危機時に流動性の低下等を通じ金融システムの安定性を脅かすことや、金融仲介機能の効率性を損なうことを回避する取組みの必要性について日本から問題提起を行い、日本議長国下のG20財務トラックの優先課題の一つに「市場分断の回避」を設定。FSBおよびIOSCOにG20から作業を委嘱するとともに、両フォーラムで担当議長・共同議長として日本が作業を主導し、G20財務大臣・中央銀行総裁会議において報告書⁶が歓迎された。

3. 技術革新

⁶ FSB Report on Market Fragmentation
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P040619-2.pdf>)

[暗号資産]

暗号資産のクロスボーダー取引に対応するためには、国際的な連携が必要との日本からの提案を受け、2019年4月、FSBが各国当局・国際機関の所掌及び窓口をリスト化した暗号資産当局者台帳を作成・公表した。

また、暗号資産にかかるこれまでの取組みとギャップについて、SRC及びSCAVで議論が行われ、報告書⁷がG20財務大臣・中央銀行総裁会議において歓迎された。

さらに、G20大阪サミットでは、暗号資産に関し、

- ・注意深く進展を監視すること、
 - ・生じつつあるリスクにも警戒を続けること、
 - ・FSB その他の基準設定主体に、必要な対応の助言を求めること
- を、首脳宣言において新たに合意した。

[分散型金融技術]

分散型台帳技術（DLT）やP2Pプラットフォームなどの分散型金融技術が広く普及していった場合に、金融安定性や規制、ガバナンスにどのような影響が生じるかについて、FIN（Financial Innovation Network）の下に分散型金融技術に係るワークストリームを設置して議論が行われ、報告書⁸がG20財務大臣・中央銀行総裁会議において歓迎された。

4. 金融機関の実効的な破綻処理

FSBでは、傘下の破綻処理運営グループ（ReSG: Resolution Steering Group）において、2011年11月に策定された「金融機関の実効的な破綻処理の枠組みの主要な特性」（Key Attributes）に沿った秩序ある破綻処理制度の整備や、整備された制度に基づく円滑な破綻処理の実施について議論が行われている。

また、ReSG傘下のクロスボーダー危機管理グループ（CBCM: Cross Border Crisis Management Group）において、銀行の破綻処理の実効性を向上するための検討作業が進められており、2017年7月に内部TLAC要件の実施に係るガイダンス及び、金融機関破綻時の金融市場インフラへのアクセスの継続に係るガイダンスが公表された。また、2018年6月、バイルイン実行に関するプリンシプル及び、実行可能な破綻処理計画の資金調達戦略に関する要素が公表された。なお、保険会社やFMIについても、ReSGの傘下部会であるiCBCMやfmCBCMにおいて、Key Attributesに沿った実効的な破綻処理枠組みの構築に向けての検討が進められている。

⁷ Crypto-assets: Work underway, regulatory approaches and potential gaps
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P310519.pdf>)

⁸ Decentralised financial technologies
(<https://www.fsb.org/wp-content/uploads/P060619.pdf>)

5. 金利指標改革

LIBOR等の金利指標の不正操作に関する問題を受け、2013年7月にIOSCOより、金融指標全般について指標決定過程の透明性や経済実態の反映を求める「金融指標に関する原則」の最終報告書が公表された。また、G20の要請を受け、2014年7月にFSB報告書「主要な金利指標の改革」が公表され、TIBOR・LIBOR・EURIBORの3指標を主な対象として、より実取引に裏打ちされた形で指標の算出が行われるようにするための改革（IBORs改革）を進めるとともに、銀行の信用リスクを含まないリスク・フリーに近い指標（リスク・フリー・レート）の特定・活用を並行的に推進する「マルチプル・レート・アプローチ」が提言された。

上記の報告書を踏まえ、TIBORについては、全銀協TIBOR運営機関が、2014年12月以降3回の市中協議を経て、2017年2月、改革案を最終化し、同年7月24日、改革を実施した。同改革においては、TIBORの信頼性・透明性が維持・向上されるよう、各リファレンス・バンクがレート呈示を行う際のウォーターフォール構造（優先順位）を定め、実取引に依拠した呈示プロセスを統一・明確化した。

また、2019年5月、全銀協TIBOR運営機関が日本円TIBORとユーロ円TIBORの統合等に向け、第1回市中協議を実施しその結果を公表するなど、TIBORの信頼性・透明性の更なる向上に向けた取組みが進展している。

リスク・フリー・レートについては、日本銀行が事務局を務める「リスク・フリー・レートに関する勉強会」において検討が行われ、2016年12月、日本円のリスク・フリー・レートとして、日本銀行が算出・公表している無担保コールO/N物レート（TONA）が特定された。また、2018年4月、TONAの利用拡大に向けて、同勉強会により、TONAを原資産とする日本円OIS（Overnight Index Swap）の活用事例集が公表された。

LIBORが2021年末以降に公表停止される可能性に備え、リスク・フリー・レートをはじめとする各種代替指標の特定・構築と、当該指標への移行に向けた対応が国際的に加速している。本邦においても、2018年8月には「日本円金利指標に関する検討委員会」が立ち上がり、他の主要通貨の検討状況にも留意しつつ、円LIBORを参照する貸出や債券等の金融商品について、日本円金利指標の適切な選択と利用に向けた検討を進め、2019年6月には市中協議が開始された。

こうした内外の動きを踏まえ、本邦市場における取引慣行・目的に照らした適切な円金利指標の選択が可能となるよう、環境整備に努めている。

6. ミスコンダクト対応

金融機関の市場におけるミスコンダクト（不正行為）が、システミック・リスクにつながり得るほか、市場に対する信頼を低下させているとして、FSB等においてその対応について議論が実施されている。G20との関係では、報酬に係るワーキ

ング・グループ（CMCG）、IOSCOによる市場に係るミスコンダクト分析等につき、FSBによる金融セクターにおけるミスコンダクトリスク低減に取り組むこととし、定期的に進捗報告されている。

CMCGでは、ミスコンダクトと報酬の関連についてストックテイク等が行われてきた。2018年11月にミスコンダクトリスクに対処するための報酬ツールに関する各国の報告枠組みを統合的にするため「ミスコンダクトに対処するための報酬ツールの使用に関する監督当局のデータ収集に関する勧告」が公表された。

7. レポ・証券貸借

レポ・証券貸借取引に関する最低ヘアカット規制（担保に水準以上の掛け目の設定を義務付け）、現金担保の再投資規制、市場の透明性を高めるための国際的なデータ収集や情報開示等のあり方等について、FSBは、2013年8月に政策提言を公表。その後、バンク・ノンバンク間のレポ・証券貸借取引に係る最低ヘアカット規制の細目、ノンバンク・ノンバンク間の最低ヘアカット規制の細目について、2014年10月、2015年11月に政策提言を公表。これらの提言は、2017年以降各国における実施が求められている。

また、レポ・証券貸借取引の国際的なデータ収集と集計に関してもその細目について、政策提言を2015年11月に公表。各国において2018年末まで（2019年1月から）の実施が求められている。

本邦では、現金担保の再投資規制等に関する提言について、2019年7月より各国に先駆けて適用を開始するところ。また、レポ・証券貸借取引のデータ収集と集計に関しても、2019年1月より日本銀行と協働のもと開始している。

なお、2018年5月の香港会合にて、担当作業部会を再始動させた上で、提言実施の遅延状況を調査した結果、2015年に最終化された上記提言について、各国による実施が遅延していることや、とくにレポ取引の最低ヘアカット規制について「銀行-ノンバンク間取引」への適用がバーゼルⅢの実施延期（2022年から）に伴い遅れる状況を鑑み、実施スケジュールの見直しを行うこととなった。

8. 気候変動が金融に与える影響

2015年12月、FSBにより、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）が設立された。TCFDは民間主導の取組みであり、2017年7月には、気候関連の自主的な開示枠組みに関する提言（TCFD提言）を公表した。

その後、TCFDは、企業によるTCFD提言に基づく開示状況をとりまとめた報告書を、2018年9月及び2019年6月に公表した。

9. FSBピアレビュー

FSBの基準の実施に関する常設委（SCSI）では、毎年テーマを選定し、全

FSBメンバー国における当該テーマに係る取組み状況のレビューを行っているところ。2019年4月に「銀行の破綻処理計画に関するピアレビュー」が公表され、2019年5月に「取引主体識別子の導入に関するピアレビュー」が公表された。

10. コルレス銀行業務からの撤退の問題について

AML/CFT対策に係るコスト負担への懸念等から、国際的な銀行が途上国等の銀行とのコルレス契約を解消する動きが、金融包摂上の観点から問題化しているところ。

FSBは、2015年のG20サミットにおいて承認されたコルレス銀行業務からの撤退問題に係るFSBのアクションプランの実施に向け、2016年2月にコルレス銀行調整グループ(CBCG: Correspondent Banking Coordination Group)を設置。本グループでは、コルレス銀行業務の縮小の問題に対応し、BCBS、CPMI、FATF等と連携しながら、データの収集及び分析、当局による規制期待の明確化等のトピックについて、それぞれの作業部会を設置して検討を進めている。2019年6月には、各国の取組みに係る第6回進捗報告書が公表された。

また、各国銀行のコルレス銀行業務からの撤退が、送金業者の銀行アクセスを困難にしているとの問題意識から、FSBは、2018年3月に報告書「送金業者の銀行アクセスに関するストックテイク」を公表し、19の提言を示した。2019年6月には、この提言に対する各国の取組みに係る進捗状況報告書を公表し、G20に提出した。

第3節 バーゼル銀行監督委員会（BCBS）

I 沿革

バーゼル銀行監督委員会（BCBS：Basel Committee on Banking Supervision）（以下「バーゼル委員会」という）は、ヘルシュタット銀行（西ドイツ）破綻に伴う国際金融市場の混乱を受けて、1974年に、G10の中央銀行総裁の合意によって発足した。1975年2月に第1回会合を開催。

バーゼル委員会の任務は、銀行監督に関する共通の基準・指針を策定する観点から、①国際的に活動する銀行の自己資本比率規制など国際的な基準の設定、②銀行監督をめぐる諸問題に関する話し合いの場の提供、である。

バーゼル委員会の会合は、主としてバーゼル（スイス）にある国際決済銀行（BIS）本部において原則年3回開催されており、日本から金融庁・日本銀行が参加している。バーゼル委員会の議長は、2019年3月からスペイン中央銀行のパブロ・エルナンデス・デコス総裁が務めている。

II 組織

バーゼル委員会は、現在、日本、アルゼンチン、オーストラリア、ベルギー、ブラジル、カナダ、中国、EU、フランス、ドイツ、香港、インド、インドネシア、イタリア、韓国、ルクセンブルク、メキシコ、オランダ、ロシア、サウジアラビア、シンガポール、南アフリカ、スペイン、スウェーデン、スイス、トルコ、英国、米国の28の国・地域の45の銀行監督当局及び中央銀行によって構成されている。

バーゼル委員会は、バーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内に事務局を有しているが、BISとは独立した存在として位置付けられている。

バーゼル委員会の下には、政策企画部会（PDG：Policy Development Group）、監督・基準実施部会（SIG：Supervision and Implementation Group）、会計専門家部会（AEG：Accounting Expert Group）、マクロ健全性監督部会（MPG：Macprudential Supervision Group）などが設置されている。さらに、その下には各分野を専門的に検討する作業部会が設けられている。

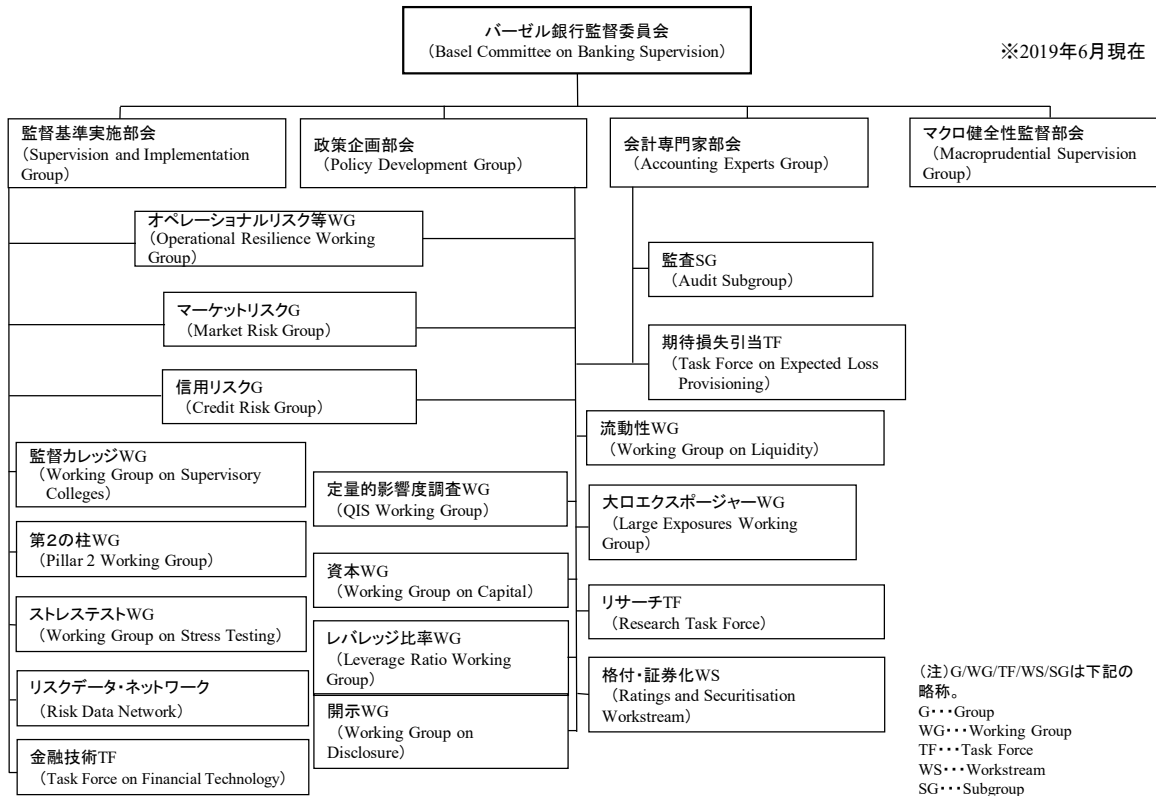
各部会・作業部会は、バーゼル委員会から付託されたマンデートに従って議論を行い、結果はバーゼル委員会に報告・議論される。また、特に重要な案件に関しては、バーゼル委員会の上位機関である中央銀行総裁・銀行監督当局長官グループ（GHOS：Group of Governors and Heads of Supervision）会合で議論されることになっている。

バーゼル委員会は、法的には国際的な監督権限を有しておらず、その合意文書等も法的拘束力を有するものではない。しかしながら、バーゼル委員会が公表している監督上の基準・指針等は、各国の監督当局が自国内においてより実効性の高い銀行監督を行うとともに、クロスボーダーで活動する銀行が円滑に業務を行えるよう、各国の規制を国際的に整合性のあるものにするための環境整備に資するものとして、世界各

国において幅広く取り入れられている。

なお、バーゼル委員会の目的、主たる運営手続については、バーゼル委員会の憲章（チャーター）で定められている。

バーゼル銀行監督委員会（BCBS）の組織



Ⅲ 主な議論

2008年9月のリーマン・ショックを契機として、国際的な金融規制改革において、国際的に活動する銀行に対する新たな基準の設定が中核的課題とされ、自己資本の質・量の強化（2010年合意）や流動性規制の導入・開示規制の見直し等（2013年以降合意）が進められてきた。こうした規制改革の一環として、2017年12月、バーゼルⅢが最終化され、リスクアセットの過度なバラつきを軽減するためのリスク計測手法等の見直しが完了した。

（バーゼルⅢの最終化に係る主要項目）

1. 信用リスクの見直し

（1）標準的手法の見直し

バーゼル委員会は、様々な国や規模の金融機関に利用される信用リスクに関す

る標準的手法について、規制の簡素さを維持しつつも、外部格付や担保水準に応じてよりきめ細かなリスクウェイトを適用するなど、規制のリスク感応度を向上させる見直しを行った。なお、当該見直しは、全体的な資本賦課水準の引き上げを目的とするものではない。

(2) 内部モデル手法の見直し

大手行は、一般に銀行独自の内部モデルを用いたリスク計測結果に基づき自己資本比率を算出しているが(内部モデル手法)、その結果にはばらつきが見られる。バーゼル委員会は、G20の指示を受けて、銀行の自己資本比率規制の簡素さや比較可能性を向上させるべく見直しを行った。具体的には、モデル化になじまない資産に対する内部モデルの利用を制限すると同時に、引き続き内部モデルを利用できる場合でも、リスクパラメータ(インプット)に対する下限(フロア)を修正する等の見直しを行った。

2. 信用評価調整(CVA)リスクの計測手法の見直し

2010年に公表されたバーゼルⅢにおいて、取引相手方の信用力をデリバティブ取引の評価額に反映させる、信用評価調整(CVA:credit valuation adjustment)の時価変動リスクに対する資本賦課が導入された。

バーゼルⅢの最終化に際して、CVAリスクの計測について、各金融機関のデリバティブ取引の規模・特性等をふまえた2つの計測手法および1つの簡便法が用意された。

3. オペレーショナル・リスクの計測手法の見直し

バーゼル委員会は、オペレーショナル・リスクの計測手法に関し、内部モデル手法である先進的計測手法(AMA)及び従来の標準的手法である基礎的手法(BIA)・粗利益配分手法(TSA)に代えて、銀行のビジネス規模指標をベースとし、損失実績も勘案する新しい標準的手法(SMA)に一本化した。

4. 資本フロアの導入

バーゼル委員会は、リスクアセットの比較可能性を高めることを目的として、内部モデル手法に基づき算出したリスクアセットの合計額が、標準的手法に基づく算出結果を大幅に下回らないよう、一定のフロア(72.5%)を設定した。新たなフロアは、2022年から2027年の5年間で段階的に導入される予定。また、フロア適用前後におけるリスクアセットの増加率の上限を25%とする移行措置が各国裁量で導入可とされている(2027年に終了)。

5. レバレッジ比率規制の見直し

銀行の抱えるリスクに応じて資本を求める（リスク・ベースの）自己資本比率を補完する簡易な指標として、銀行システムにおける過大なレバレッジの積み上がりを抑制するためのレバレッジ比率規制の導入が進められている（開示は 2015 年 1 月から開始）。

バーゼルⅢの最終化に際して、G-SIBsに対する自己資本水準の上乗せが求められることとなったほか、①デリバティブ取引、②有価証券の未決済取引、③オフバランスシート項目、④中銀預金のレバレッジ・エクスポージャーの定義の見直し等が行われた。

（マーケット・リスク規制の抜本的な見直し）

2016 年 1 月、バーゼル委員会は、金融危機を踏まえた規制改革の一環として、バーゼルⅢにおけるマーケット・リスク規制の規則文書（「マーケット・リスクの最低所要自己資本」）を公表。

2017 年 12 月、金融機関が、規則文書で示された内容を実施していくために必要なシステム・インフラの開発を行う時間と、バーゼル委員会が規則文書に係る特定の課題に対応するための時間を確保するため、規制の実施時期を 2019 年 1 月から 2022 年 1 月に延期。

2018 年 3 月に開始した市中協議の結果を踏まえた最終文書が 2019 年 1 月の GHOS 会合に提出され、承認された。

（ソブリンリスクの取扱い）

現行の自己資本比率規制上、自国通貨建ての国債は、格付にかかわらず、信用リスクをゼロにすることが各国の裁量により可能となっている。また、国債は、大口信用供与規制（銀行が保有する特定の債務者グループ向け債権を、基準自己資本（Tier 1）の 25%（G-SIBs 間取引は 15%）までとする規制）の適用対象外となっている。

これに対し、一部のユーロ圏諸国は、こうした取扱いが自国銀行による欧州周縁国の国債の保有を容易にし、ユーロ圏の債務・銀行危機を深刻化させたとして、規制の見直しを主張していた。

こうした議論を踏まえ、2015 年 1 月の GHOS 会合において、バーゼル委員会が、ソブリンリスクの自己資本比率規制上の取扱いについて、予断を持たず、「注意深く、包括的に、時間をかけて（careful, holistic and gradual）」検討を進めることとされていたところ、2017 年 12 月、バーゼル委員会は、現行の規制上の取扱いを変更するコンセンサスが形成されなかったため、検討を完了し、現行の規制上の取扱いを維持することを決定した。併せて、これまでの検討において提起された潜在的な考え方（アイデア）を紹介したディスカッションペーパーを公表した。

2018年11月に開催されたバーゼル委員会において、ディスカッションペーパーに市中から寄せられたコメントを確認した。

(システム上重要な銀行に対する対応)

2010年11月にG20ソウル・サミットへ提出・公表されたFSB報告書「システム上重要な金融機関がもたらすモラルハザードの抑制」において、グローバルなシステム上重要な金融機関(G-SIFIs: Global Systemically Important Financial Institutions)への規制・監督上の措置の検討を進めることとされた。

これを受け、バーゼル委員会では、グローバルなシステム上重要な銀行(G-SIBs: Global Systemically Important Banks)の①選定手法、②追加的資本上乗せ規制などが検討され、2011年11月に規則文書が公表された(2013年7月、本規則文書を更新した文書が公表)。

これに基づき、FSBからG-SIBsのリストが毎年公表され、本リストに基づいたG-SIBsに対する追加的資本上乗せが適用されている(資本上乗せは2016年から段階的に実施されており、2019年3月から完全実施)。

G-SIBsの選定手法は、システム上の重要性に係る計測手法の発展等を踏まえ、3年ごとに見直すこととされており、2017年3月、見直し提案に係る市中協議文書が、制度導入後初めて公表され、2018年7月に最終化された。

参考：東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP）

東アジア・オセアニア中央銀行役員会議（EMEAP: Executives' Meeting of East Asia and Pacific Central Banks）は、1991年、日本銀行の提唱により、同地域の中央銀行関係者が金融政策運営などについての情報・意見交換を行う場として発足した。メンバーは、日本・中国・韓国・香港・オーストラリア・ニュージーランド・インドネシア・マレーシア・フィリピン・シンガポール・タイの11か国（現在の議長国はインドネシア）である。

1996年以降、総裁会議及び金融市場、決済システム、銀行監督、ITの各分野の実務家会合が定期的開催されており、銀行監督部会（EMEAP-WGBS）には金融庁も参加している。また、2012年より、監督当局の長が参加する総裁・長官会議（EMEAP-GHOS）も年1回開催されている。

銀行監督分野の実務家によって構成されるEMEAP-WGBSは年2回開催されており、現在、2年間の任期でフィリピン中央銀行議長の下、日本（金融庁・日本銀行）及びマレーシア中央銀行が共同副議長を務めている。



第4節 証券監督者国際機構（IOSCO）

I 沿革

証券監督者国際機構（IOSCO：International Organization of Securities Commissions）は、世界各国・地域の証券監督当局、証券取引所等から構成される国際的な機関である。加盟機関の総数は、普通会员（Ordinary Member：証券規制当局）、準会員（Associate Member：その他当局）及び協力会員（Affiliate Member：自主規制機関等）あわせて226機関（2019年6月現在）となっている。IOSCOの本部署は、マドリード（スペイン）に置かれている。

日本は、1988年11月のメルボルン（オーストラリア）における第13回年次総会で、当時の大蔵省が普通会员としてIOSCOに加盟した。現在は、金融庁が、2000年7月の発足と同時にそれまでの金融監督庁（準会員）及び大蔵省（普通会员）の加盟地位を承継するかたちで、普通会员となっている。その他、1993年10月のメキシコ・シティー（メキシコ）における第18回年次総会で証券取引等監視委員会が準会員として加盟したほか、商品先物取引を所掌している経済産業省及び農林水産省が普通会员、日本取引所グループ及び日本証券業協会が協力会員となっている。

IOSCOは毎年1回年次総会を開催しており、2017年5月にモンテゴベイ（ジャマイカ）、2018年5月にブダペスト（ハンガリー）、2019年5月にシドニー（オーストラリア）で開催された。次回は、2020年にドバイ（アラブ首長国連邦）で開催される予定である。なお、我が国においても、1994年10月に東京で第19回年次総会が開催されている。

IOSCOは、以下の3つを目的としている。

- ① 投資家保護、市場の公正性・効率性・透明性の確保、システムック・リスクへの対処のために、証券分野の規制・監督等に関する国際基準の策定・実施等を行うこと
- ② 投資家保護や、証券市場への信頼性向上のために、当局間において、情報交換や、監督・不公正取引の監視における協力をを行うこと
- ③ 各国における市場の発展支援、市場インフラの強化、規制の適切な実施のために、各メンバーの経験を共有すること

IOSCOは、「証券規制の目的と原則」をはじめとする証券市場規制に係る国際原則、指針や基準等を定めている。これらは基本的にメンバーを法的に拘束するものではないが、メンバーはこれらを踏まえて自ら行動し、原則の遵守等に取り組むことが促されている。

その他、メンバー間の情報交換協力を促進するため策定されたIOSCO多国間情報交換枠組み（以下「IOSCO・MMoU」という。）については、2010年6月の代表委員会決議により、2013年1月までにすべてのメンバーがIOSCO・MMoUへ署名（将来的な署名約束を含む）することが義務付けられ、各メンバーはIOSCO・MMoUに規定されている情報交換協力が実施できるような法制を整備することが求められている（なお、当庁は、2008年2月にIOSCO・MMoUに

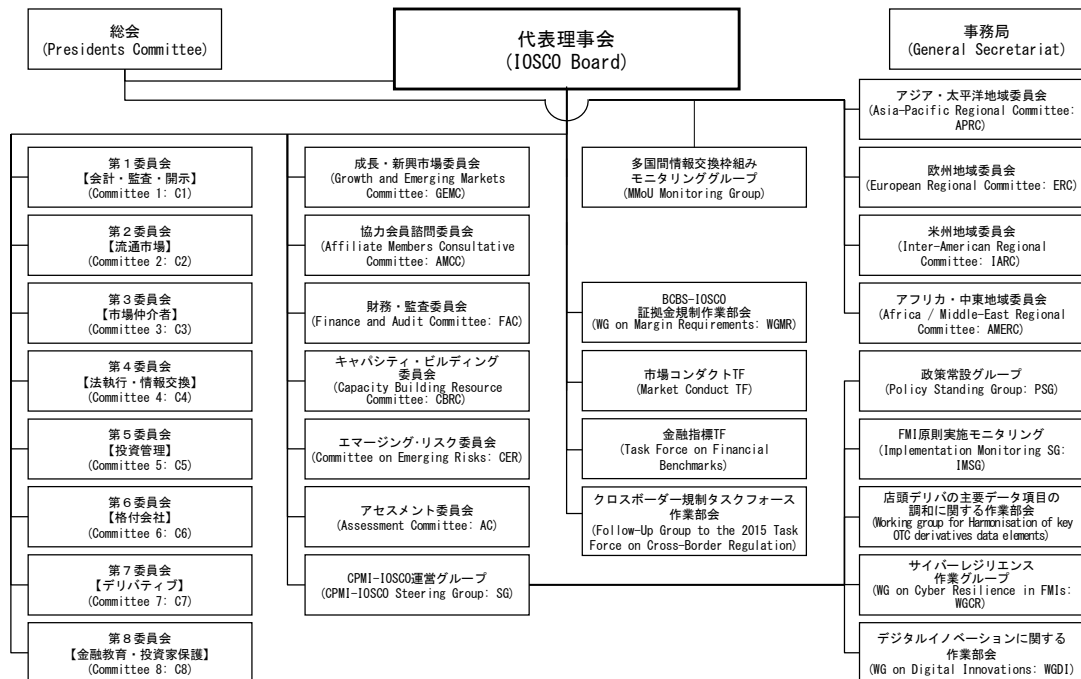
署名)。

II 組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) の組織

証券監督者国際機構 (IOSCO) 組織図

(2019年6月現在)



1. 総会 (Presidents Committee)

総会は、すべての普通会员の代表者で構成され、年1回、年次総会時に開催される。

2. 代表理事会 (IOSCO Board)

代表理事会は、2012年5月の北京総会において、既存の理事会や専門委員会等を統合して設立された会議体である。証券分野における国際的な規制上の課題への対処や、予算の承認等、IOSCOのガバナンス確保、証券分野における能力開発等に関する検討・調整を行うこととしており、その下に各種の委員会や作業部会が設置されている（主な委員会等の活動状況についてはⅢ参照）。

代表理事会は、当庁を含む34当局で構成されている。現在の議長は、香港証券先物委員会（SFC）のオルダーCEOである。副議長は、ベルギー金融サービス市場局（FSMA）のセルベール委員長と、アラブ首長国連邦証券・金融商品機構（SCA）のザビCEOの2名が務めている。いずれの任期も、2020年の総会までとされている。

3. 地域委員会 (Regional Committee)

代表委員会の下には、アジア・太平洋地域委員会、米州地域委員会、ヨーロッパ地域委員会、アフリカ・中東地域委員会の4つの地域委員会が置かれており、それぞれの地域固有の問題が議論されている。我が国はアジア・太平洋地域委員会 (APRC: Asia Pacific Regional Committee) に属しており、同委員会は、年2回開催されている。APRCは31当局から構成されており、2018年5月より、当庁の水口審議官が前議長 (氷見野金融国際審議官) を引き継ぐ形で議長に就任した (任期2年)。

我が国は、代表理事会、アジア・太平洋地域委員会及びその他の委員会等のメンバーとして、国際的な証券規制の原則の策定等に積極的に参画・貢献している。

III 主な議論

1. 概要

IOSCOは近年、証券規制に関する国際基準設定主体としての役割の維持、法執行に関するクロスボーダーの協力の改善 (IOSCO・MMoUの推進) に取り組んでおり、G20サミットのマンデートを受け、暗号資産の取引プラットフォーム、市場の分断など、証券分野の規制上の個別課題を検討する作業や、IOSCOメンバーの監督や法執行の分野での国際協力の水準を高める作業等に重点を置いて活動している。

2. 会計・監査・開示に関する委員会 (Committee 1)

会計・監査・開示に関する委員会は、会計基準、監査基準及び開示制度に関する諸課題について検討を行っている。会計及び監査分野では、国際会計基準 (IFRS) の適用上の課題等に関する知見の共有、各国上場企業の監査委員会と外部監査人との関与・連携、国際監査基準 (ISA) 等の基準設定主体のガバナンス等についての議論を行っている。開示分野では、上場企業による投資家向け開示情報の質及び透明性を高める観点等から議論を行っている。なお、2018年10月より、当庁の園田企業開示課国際会計調整室長がCommittee1の議長を務めている。

3. 流通市場に関する委員会 (Committee 2)

流通市場に関する委員会は、証券等の流通市場に関する諸課題について検討を行っている。2018年8月には、「取引施設における過度な価格変動の管理と取引秩序の維持に向けたメカニズム」と題する最終報告書、2019年5月には、「暗号資産交換業者に関する論点、リスク、及び規制に係る重要な考慮事項」と題する市中協議

文書を公表した。

4. 市場仲介者に関する委員会 (Committee 3)

市場仲介者に関する委員会は、証券会社等の市場仲介者の金融商品販売態勢や規制・監督の現状等を各国調査し、調査報告書の公表や、必要に応じて、市場仲介者・監督当局に向けた国際的な原則の策定を行っている。2018年9月には、「OTC レバレッジ商品に係るリテール投資家保護のための政策手段」と題する最終報告書及び「株式による資金調達過程における利益相反及びコンダクトリスクに関するガイダンス」と題する最終報告書を公表した。

5. 法執行・情報交換に関する委員会 (Committee 4)

法執行・情報交換に関する委員会は、国際的な証券犯罪に対応するための各国当局間の情報交換や法執行面での協力のあり方について議論を行っている。現在、ITの発展等を踏まえた法執行面での課題や、効果的な不公正取引の抑止の手段などについて議論を行っている。

また、Committee 4と同時に開催されるIOSCO・MMoU及び強化されたMMoU (Enhanced MMoU: EMMoU) の審査グループ (SG) において、MMoU及びEMMoU署名申請当局の審査を行っている。

6. 投資管理に関する委員会 (Committee 5)

投資管理に関する委員会は、集団投資スキーム等の資産運用業界の諸課題、資産運用業界におけるシステミック・リスクに対応する規制のあり方等について検討を行っている。2018年11月には、「投資ファンドのレバレッジ評価枠組みに関する提案」と題する市中協議文書を公表した。

7. 格付会社に関する委員会 (Committee 6)

格付会社に関する委員会は、格付会社の規制・監督に関する諸課題について検討を行っている。

8. デリバティブ市場に関する委員会 (Committee 7)

デリバティブ市場に関する委員会は従来、商品デリバティブ市場を担当する部会であったが、2017年10月から新たにデリバティブ市場を担当する部会となり、デリバティブ市場の透明性の向上等について検討を行っている。

9. 金融教育及び投資家保護に関する委員会 (Committee 8)

金融教育及び投資家保護に関する委員会は、2013年6月に新設された委員会で、投資家教育の促進及び金融リテラシーの向上、並びに投資家保護に係るIOSCOの役割や戦略的取組み等について検討を行っている。2017年より毎年同委員会主催のリテール投資家向け啓発キャンペーン『世界投資者週間』が世界各地で開催され、2018年10月、そのオープニングセレモニーが2年連続で東京で開催された。また、2019年4月には「行動インサイトの投資者保護への活用に関する報告書」と題する最終報告書を公表した。

10. エマージング・リスク委員会（CER）

エマージング・リスク委員会（CER）は、エマージング・リスクや証券市場の状況について議論するとともに、証券当局がシステムック・リスクの発見や監視等を行うための手法等について検討している。

11. アセスメント委員会（Assessment Committee）

アセスメント委員会はIOSCOにおいて策定された原則・国際基準の実施等に関する議論を行っている。

12. 証券分野における情報交換枠組みの構築

クロスボーダー取引が増大する等、各国証券市場の一体化が進んでいる中で、証券市場及び証券取引を適切に規制・監督するためには、各国証券規制当局間の情報交換が不可欠である。

日本は、これまで中国証券監督管理委員会（CSRC）（1997年）、シンガポール通貨監督庁（MAS）（2001年）、米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）（2002年）、オーストラリア証券投資委員会（ASIC）（2004年）、香港証券先物委員会（SFC）（2005年）並びにニュージーランド証券委員会（2006年）との間で、証券分野における情報交換枠組みに署名している。また、2006年1月には米国証券取引委員会（SEC）及び米国商品先物取引委員会（CFTC）との情報交換枠組みについて金融先物をその対象に加える改訂を行った。更に、欧州証券市場監督局（ESMA）とは、格付会社に関する当局間の協力のための書簡の交換（2011年）及び清算機関に関する覚書への署名（2015年）、欧州の証券監督当局29当局とは、クロスボーダーで活動するファンド業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2013年）、米国商品先物取引委員会（CFTC）とは、クロスボーダーで活動する規制業者に対する監督協力に関する覚書への署名（2014年）をそれぞれ行った。

13. 多国間情報交換枠組み

これら二当局間の情報交換枠組みに加えて、2006年5月、IOSCO・MMoUに署名するための申請を行い、IOSCOによる審査を経て、2008年2月に署名当局となった。2019年6月末現在、123の証券当局がIOSCO・MMoUに署名している。

その後、新たな規制・執行上の課題が生じていることから、2012年以降、IOSCO・MMoUを強化するための改訂が議論され、2017年3月にEMMoUが策定された。2019年6月末現在、11の証券当局がEMMoUに署名している。

外国の証券当局との間でこのような情報交換枠組みを構築することにより、インサイダー取引や相場操縦のような不公正取引に関する情報や証券監督上必要となる情報等を必要に応じて相互に提供することが可能となり、我が国及び署名相手国の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することとなる。

欧州では2018年5月に新たな個人情報保護法（欧州一般データ保護規則。以下「GDPR」）が施行。GDPRの下でも、引き続き、IOSCO加盟当局間での円滑な情報交換を可能とするため、IOSCOに加盟する欧州証券当局と非欧州証券当局の間で、各国の個人情報保護制度を考慮しつつ、行政的取極を策定（当庁も起草チームに参加）。当庁は2019年4月26日に署名を行った。

なお、MMoUに基づきその署名当局間の情報交換を円滑に実施する上での各課題・懸念等について定期的な協議を行うMMoUモニタリング・グループの議長を、2018年5月から当庁の水口審議官が務めている（任期2年）。

14. ICOに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年1月に「IOSCO代表理事会表明：ICOs（Initial Coin Offerings）に関する懸念」を公表し、注意喚起等を行った。加えて、IOSCOは「ICO協議ネットワーク」を設立して、各IOSCO加盟当局が各国・地域の取組みや対応を議論し、クロスボーダー事例を含む懸念事案についての情報共有を行っている。また、同年5月代表理事会において、IOSCOメンバーサイト上で情報共有を行う枠組みの設置が提案され、現在、検討が進行中。

15. サステナブル・ファイナンスに関するIOSCOメンバー間の情報共有枠組み

IOSCOは、2018年5月の代表理事会において、サステナブル・ファイナンスに関する取組みについてIOSCOメンバー間で情報共有・意見交換するための枠組みの設置を決定。

2018年10月に、各国の情報や知見の共有を目的として、サステナブル・ファイナンスネットワークの設置を正式に決定し、各国の取組み状況に関する情報収集や関係者との意見交換を実施している。

第5節 決済・市場インフラ委員会（CPMI）等〔店頭デリバティブ市場改革〕

I 沿革

2009年のピッツバーグ・サミット首脳宣言においては、以下の事項を行うことについて合意がなされた。

- (1) 標準化された店頭デリバティブ取引の、①適当な場合における取引所又は電子取引基盤（ETP）を通じた取引、②中央清算機関（CCP）を通じた決済
- (2) 店頭デリバティブ取引の取引情報蓄積機関（TR）への報告

また、2011年のカンヌ・サミットにおいては、BCBS-IOSCOに対して、2012年6月までに清算集中されない店頭デリバティブ取引に関する証拠金に係る基準（証拠金規制）を市中協議用に策定することが求められた。

これらを受けて、IOSCO等の国際基準設定主体で国際原則の策定等がなされ、各国においても規制が整備・実施されている最中であるが、米国・欧州によるクロスボーダー取引への規制の適用を背景に市場分断のリスクが顕在化していることから、各国規制の調和や実施の調整等が課題となっている。2019年6月に、FSBおよびIOSCO各々からG20財務大臣中央銀行総裁会議に提出された市場の分断に関する報告書には、店頭デリバティブ市場における事例が取り上げられている。

また、FSB SRC/ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOは、2015年4月のG20財務大臣・中央銀行総裁会合にCCPに関する作業計画を共同で提出。当該計画に基づいて、CCPの強靭性、再建、破綻、清算集中に係る相互依存性の分析等について作業が行われてきている。さらに、デリバティブの中央清算促進のインセンティブに対して、金融危機後の各種規制改革がもたらす影響を評価するため、FSB、BCBS、CPMI、IOSCOの下でDerivatives Assessment Teamが組成され、2018年11月のG20サミットに作業結果が報告された。

II 主な議論

1. 決済・市場インフラ委員会（CPMI-IOSCO）

G20の提言を踏まえ、IOSCOとBISの決済・市場インフラ委員会（CPMI: Committee on Payments and Market Infrastructures、2014年9月に支払・決済システム委員会（CPSS: Committee on Payment and Settlement Systems）から改称）が共同で、資金決済システム、証券決済システム及び清算機関に係る既存の国際基準の包括的な見直しを実施し、2012年4月にこれらを1つにまとめた「金融市場インフラのための原則」（FMI原則）を公表した。その後CPMI-IOSCOは、FMI原則の実施状況のモニタリングやFMIに対する規制のあり方について継続的な議論を行っている。

(1) 政策常設グループ (PSG)

金融市場インフラの規制のあり方について議論するグループ。近年では主にCCPの強靱性（ガバナンス、ストレステスト、財務資源、証拠金等）及び再建に関する議論を行っている。2019年6月にCCPにおける参加者破たん時のデフォルト処理オークションに関する市中協議文書が公表された。

(2) 実施モニタリング・グループ (IMSG)

FMI原則の各国実施を促進するため、FMI原則28法域において、実施状況を定期的に評価・モニタリングするグループとして設置されたグループ。2019年1月と5月には、スイス（PS、CCP、CSD/SSS、TR）および米国（PS、CSD/SSS）に関するレベル2評価報告書を公表している。

(3) 店頭デリバティブの主要データ項目の調和グループ (HG)

2014年9月、FSBより、店頭デリバティブの取引参加者により各取引情報蓄積機関（TR）へ報告された情報の国際的な集約を可能とするため、①UTI（固有取引識別子）及びUPI（固有商品識別子）の開発と導入、②取引報告データのグローバルな調和に向けたガイダンスの策定、が提言された。この提言に基づき、CPMI-IOSCOは当該作業部会を2014年11月に立ち上げ、(1)UTI、(2)UPIについて技術ガイダンスの策定作業及び(3)その他重要データ項目（CDE: Critical Data Elements）について技術ガイダンスとガバナンス（実施を効果的に行うための体制や役割等）の策定作業を進めてきた。

これまでに、UTI・UPI・CDEの技術ガイダンスに関する作業が終了し、それらの最終文書が各々2017年2月、同年9月、2018年4月に公表された。現在はCDEのガバナンスに関する議論が進行中である。

なお本作業部会は、2019年6月でのマンデートの終了に伴い、CDEガバナンス文書公表後、後述のFSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）に統合され、識別子全体の運営を行う予定。

2. FSB固有取引識別子・固有商品識別子ガバナンスに関する作業部会（GUUG）

当該作業グループ（GUUG）は、CPMI-IOSCOで検討されたUTI・UPI技術ガイダンスの実施を効果的に行うため、ガバナンスの枠組みの検討を行う作業グループとして2016年3月にFSBの傘下へ設置された。2018年1月にUTIガバナンスの最終文書が公表され、現在はUPIガバナンスに関する作業を行っている。上述のCDEガバナンス報告書公表後は、識別子全体の運営を行う予定。

3. FSB店頭デリバティブ作業グループ（ODWG）

2009年のピッツバーグ・サミットにおける合意に基づき、各国が取り組んでいる店頭デリバティブ市場改革の進捗を管理する目的で設立された。定期的に改革の進捗状況を纏めたプロGRESSレポートを公表している。

直近では第13次報告書及び取引報告における法的障害への対応に関する報告書を2018年11月に公表した。

4. BCBS-IOSCO 証拠金規制作業部会（WGMR）

CCPで清算されない店頭デリバティブ取引については、システミック・リスクを低減するとともに、CCPへの証拠金拠出を回避するインセンティブを抑制することを通じてCCPの利用を促進するという観点から、BCBSとIOSCOが共同作業部会（WGMR）を設置して、規制の在り方を検討している。これまで2012年7月（第1次）及び2013年2月（第2次）の2度にわたり市中協議文書を公表し、2013年9月に最終報告書を公表、2015年3月に最終報告書の改訂を公表した。現在も作業部会等において、マージン規制の着実な実施に向けて議論が続けられている。

5. その他

（1）清算集中に係る相互依存性分析グループ（SGCCI）

FSB SRC、FSB ReSG、BCBS、CPMI、IOSCOが策定したCCPに関する作業計画に基づいて、清算集中に係る相互依存性の分析作業を行っている。世界26の主要CCPからデータを収集し、CCPと清算参加者等との間の相互依存性について分析を行い、2017年7月に第1回報告書、2018年8月に第2回報告書を公表した。

（2）取引主体識別子（LEI）

LEIとは、金融取引等を行う主体を識別するための国際的な番号で、世界的な金融危機後、金融取引の実態を効率的・効果的に把握する目的から、2011年のG20カンヌ・サミット首脳宣言により導入が合意され、利用が進められてきたものである。

2013年1月、当局からなる規制監視委員会（ROC）が発足。2014年6月には中央業務機関を運営する組織としてグローバルLEI財団が設立され（グローバルLEI財団の設立者はFSB、設立準拠法はスイス法）、その後は、LEIの利用拡大の検討、符番されたLEIの更新、LEI参照データ項目の検討など実務的な議論を継続している。なお、FSBは、2019年5月に、LEIの導入に関する

るピアレビュー報告書を公表し、更なるL E I 利用に向けた提案を行っている。

第6節 保険監督者国際機構（IAIS）

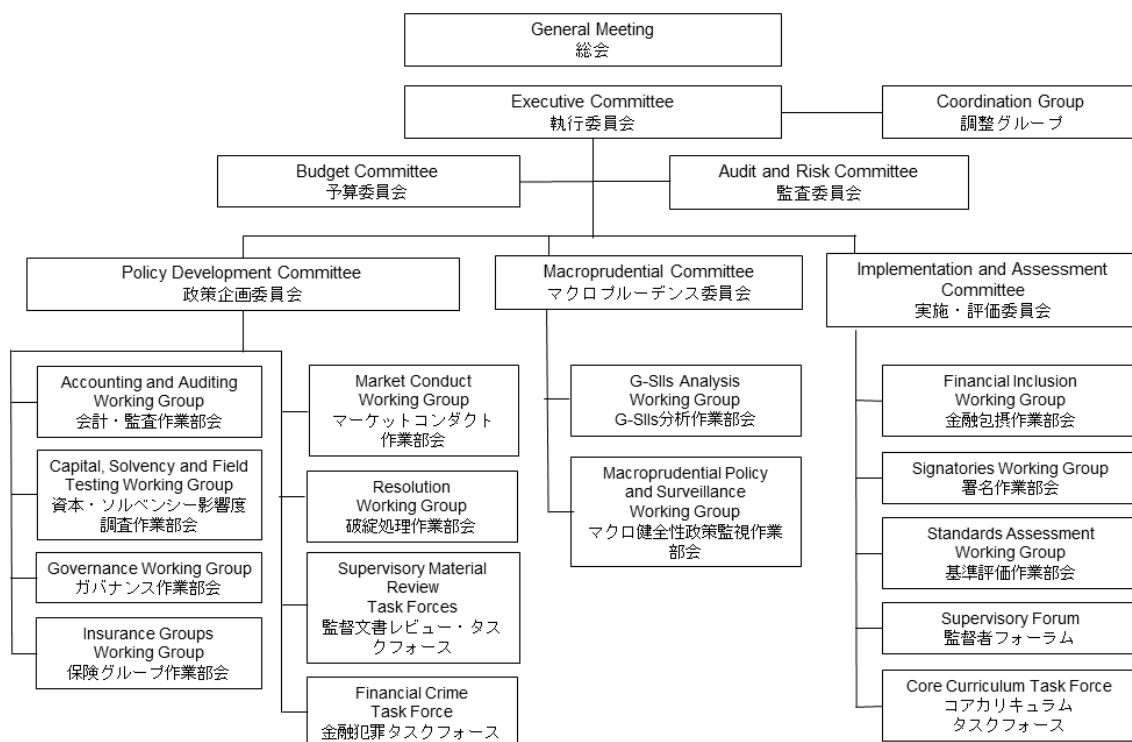
I 沿革

保険監督者国際機構（IAIS：International Association of Insurance Supervisors）は、1994年に設立され、世界の各国・地域の保険監督当局等約200機関（メンバー）で構成されており、日本は、1998年よりメンバーとして参加している。

IAISは、①効果的かつ国際的に統合的な保険監督の促進による、保険契約者の利益及び保護に資する公正で安全かつ安定的な保険市場の発展と維持、②国際的な金融安定化への貢献、を目的に設立された。事務局はバーゼル（スイス）の国際決済銀行（BIS）内にある。

II 組織

保険監督者国際機構（IAIS）の組織



1. 総会

IAISの全てのメンバーで構成されており、毎年1回、年次総会が開催される。

2. 執行委員会

新たな監督原則、基準、指針等の採択をはじめとした、主要な決定を行う最高意思決定機関であり、地域構成のバランスを考慮した32の国・地域（北米：7、西欧：

7、アジア：7、オセアニア：1、ラテンアメリカ：2、アフリカ南部：2、北アフリカ・中東：2、中東欧：2、オフショア：2)のメンバーから構成されている。現在の議長は、英国健全性監督機構（PRA）のサポルタ理事であり、副議長は、当庁の太田国際政策管理官、米国全米保険監督官協会（NAIC）のアルトマイヤ一副会長、南アフリカ中央銀行のボゲルサン監督局長の3名が務めている。

3. 政策企画委員会

執行委員会の下、監督基準の策定等を所掌している。政策企画委員会の下には、ソルベンシー、破綻処理、会計・監査、ガバナンスなど個別分野ごとに作業部会が設置されており、それぞれ監督原則、基準、指針の策定にあたっている。

4. マクロ・プルーデンス委員会

執行委員会の下、システミック・リスクへの対応に関する業務を所掌している。マクロ・プルーデンス委員会の下には、グローバルなシステム上重要な保険会社（G-SIIs: Global Systemically Important Insurers）の選定に係る分析作業、グローバルな保険市場に関する報告書の作成を行う作業部会が設置されている。

5. その他の委員会等

各国における監督基準の実施、実施状況の評価に関する議論を行う実施・評価委員会のほか、クロスボーダー監督上の諸問題、監督実務について意見交換を行う上級監督者フォーラムなどが設置されている。

III 主な議論

1. IAIGsの監督のための共通枠組み（ComFrame）の検討

IAISは、金融危機を踏まえた対応として、2010年より「国際的に活動する保険グループ（IAIGs）」の監督のための共通枠組み（ComFrame: Common Framework for the Supervision of Internationally Active Insurance Groups）を検討しており、2014年にドラフト版を公表している^(※)。2017年以降、ComFrameを保険基本原則（ICP: Insurance Core Principles）に統合しつつ、アップデートする作業が行われており、2019年11月の年次総会で最終版が採択される見込みとなっている。

(※) IAIGsを判断するベンチマークとして、「3以上の法域において保険料収入があるかつ海外保険料収入10%以上を前提に、総資産500億ドル以上、または、保険料収入100億ドル以上の規模を有する保険グループ」という基

準が示されている。

2. I A I G sに適用される「国際資本基準」(ICS)の検討

I A I Sは2013年よりI A I G sに適用する国際資本基準(ICS: Insurance Capital Standard)の検討を開始しており、2017年7月にはICS Version 1.0(拡大フィールドテストのための国際資本基準)、2018年7月にICS Version 2.0(監督に用いる基準としての国際資本基準)に関する市中協議文書を公表した。I A I Sは、2019年11月の年次総会で同基準を最終化させ、2020年から5年間をモニタリング期間と位置付けて、監督カレッジ等の場で利用する予定である。

3. システミック・リスクへの対応

FSB及びI A I Sは、2013年7月にグローバルなシステム上重要な保険会社(G-S I I s)の選定手法及び政策措置を公表し、G-S I I sのリストを公表してきた(これまで日本社がリストに含まれたことはない)。一方、I A I Sは、2018年11月、市中協議文書(「保険セクターのシステミック・リスクに対する包括的枠組み」)を公表し、保険会社の「活動」に着目したシステミック・リスク評価手法(ABA: Activity-Based Approach)を踏まえて、保険分野におけるシステミック・リスクへの対処のあり方を見直す方針を示している。I A I Sは、2019年11月の年次総会で「包括的枠組み」を最終化させる予定である。

参考：アジア保険監督者フォーラム(AFIR)

アジア保険監督者フォーラム(AFIR: Asian Forum of Insurance Regulators)は、アジアを中心とする保険監督当局の間の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として2005年に発足した。

金融庁はAFIRの発足以来参画しており、近年では2018年6月の年次総会(於:香港)、2019年5月の年次総会(於:マカオ)にそれぞれ当庁から国際政策管理官が参加し、他国当局と定期的な意見交換を行っている。

第7節 金融活動作業部会（FATF）

I 沿革

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）は、マネー・ローンダリング対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降は、G7財務大臣声明を受けてテロ資金対策にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に現在39か国・2地域機関。FATFは、条約に基づく恒久的な国際機関ではなく、政府間の合意に基づき、その活動内容と存続の要否が見直される。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する国際基準（FATF勧告）の策定及び見直し
- ② FATFメンバー間におけるFATF勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策の拡大・向上
- ④ FATF非メンバー国・地域におけるFATF勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手口及び傾向に関する研究

「総会」に相当するFATF全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。

FATFは、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF勧告は、①マネー・ローンダリング対策等の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、双方をカバーする新「40の勧告」が2012年2月のFATF全体会合において採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施されている。日本に対する相互審査は2019年10月から11月に行われ、2020年6月のFATF全体会合で審査結果が採択される予定である。

第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査されることとなる。

現在、金融庁内の体制を整え、民間金融機関等における取組みを促すなど、第4次相互審査への対応を進めているところである。

II 主な議論

FATFは、暗号資産がマネー・ローンダリング及びテロ資金供与の手段として悪用される脅威等についても、各国の経験を踏まえて議論を行っている。

2018年10月、FATFは勧告を改定し、暗号（仮想通貨）資産を扱う事業者（暗号資産交換業者、ウォレット業者等）が、FATF勧告の対象に含まれることを明確化。具体的には、暗号資産を扱う事業者について、①これらをAML/CFT目的で規制し、②登録制又は免許制とし、③FATF勧告上の義務を遵守させることが必要とされた。FATFはさらに、同勧告の適用に際してAML/CFT等の具体的な義務を明確化するため、FATF勧告の解釈ノートを作成し、同年6月のFATF全体会合にて合意・採択し、G20サミットに報告された。

第8節 その他の主体

I 経済協力開発機構（OECD）

1. コーポレート・ガバナンス委員会

（1）沿革

OECD加盟国・非加盟国に対する普及活動として、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則に基づくピアレビューの実施、世界各地でのラウンドテーブル開催等を行っている。2016年11月より、同委員会の議長を神田真人 財務省主計局次長 兼 金融庁総合政策局が務めている。

（2）主な議論

OECDコーポレート・ガバナンス原則（1999年制定、2004年、2015年改訂）は、コーポレート・ガバナンスの国際標準として、各国の政策立案を支援する指針を提供するものであり、世界銀行の「国際基準の遵守状況に関する報告書」の評価基準や、FSBが指定する「健全な金融システムのための主要基準」の1つに位置付けられる。

本原則は、OECDのコーポレート・ガバナンス委員会が所管している。同委員会は、世界的な金融危機以降の状況変化等を反映すべく、OECD非加盟国の参加も得ながら、2013年秋より、約10年ぶりとなるOECDコーポレート・ガバナンス原則の改訂作業を開始。2015年11月のG20サミットに提出され、「G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則」として承認された。

主な改訂内容は以下のとおりである。

- ① 機関投資家の運用資産増加、資本市場構造の複雑化に鑑み、機関投資家による議決権行使の実績の開示や議決権行使助言会社などによる利益相反管理を明記。
- ② 金融危機の教訓を踏まえ、リスク管理に係る取締役会の役割を拡充するとともに、役員報酬の決定に対する株主関与を強化。
- ③ 近年の動向を踏まえ、クロスボーダー上場企業に対する規制、非財務情報の開示、関連当事者間取引の適切な管理等の新たな論点を追加。

改訂原則の普及・実施のため、同原則の各国における実施状況を評価するための方法（メソドロジー）（2006年策定）も、2017年3月に改訂・公表された。また、OECDによるテーマ別ピアレビューのテーマとして、“Flexibility and Proportionality”（比例性と柔軟性）が実施され、日本は重点審査国の一つとして参加、2018年11月に報告書が公表された。

また、2019年6月にG20財務大臣・中央銀行総裁会合の開催に合わせ、OEC

Dとの共催で、コーポレート・ガバナンスに関するセミナーを実施した。セミナーでは、G20/OECDコーポレート・ガバナンス原則について各国・国際機関による取組みを共有した後、パッシブ投資の増加やIPOの減少、新興国の台頭といった市場の構造変化にどのように対応するか議論し、国際的なコーポレート・ガバナンスの分野での議論を主導した。

2. 保険・私的年金委員会（IPPC）

（1）沿革

健全な保険・私的年金システムを構築する観点から、保険・私的年金に関する最新の動向についてデータ収集・情報交換を行うとともに、新たな政策課題について意見交換や政策提言を行うため、1961年9月に設立された。2019年3月より、当庁の河合美宏参与（東大客員教授、京大特命教授）が同委員会の議長を務めている。

（2）主な議論

会合には、OECD加盟国等の政府代表に加え、民間保険業界の代表も参加し、官民交えた議論が行われている。最近では、FinTechやAI、サイバー保険、規制当局の組織構造、医療・介護保険、災害リスクといった分野の課題について議論がなされている。

参考：アジア保険・退職貯蓄ラウンドテーブル

OECDの保険・私的年金委員会（IPPC）が、各国当局、民間セクター、国際機関、学会関係者の対話の場として、毎年開催している。第1回会合は東京（2016年4月）、第2回会合はバンコク（2017年9月）、第3回会合（2018年4月）は東京で開催された（当庁、OECD、アジア開発銀行研究所（ADB I）による共催）。第4回会合（2019年3月）はミャンマー・ネピドーで開催され、高齢化社会における私的年金の役割、アジアにおける自然災害リスクと保険、新興国における再保険の役割等について議論が行われた。

II 国際通貨基金（IMF）

1. 金融部門評価プログラム（FSAP）

金融部門評価プログラム（F S A P : Financial Sector Assessment Program）は、IMFが加盟国の金融部門の安定性を評価するプログラム。①ストレステスト等による金融部門の安定性の評価、②金融規制・監督等に係る国際基準の遵守状況の評価、③金融危機対応能力の評価の三本柱で構成。2016年後半から2017年前半にかけて第3回対日審査が行われ、報告書はIMF理事会の議論を経て2017年7月に公表された。2018年対日4条協議報告書において、第3回F S A P報告書の勧告のフォローアップが実施された。なお、日本の第1回F S A P報告書は2003年、第2回は2012年に公表されている。

（※1）2010年9月、IMF理事会は、重要な金融部門を有する国（日本等25ヶ国）につきF S A Pを5年毎に実施することを決定。2013年には対象を29ヶ国に拡大。

（※2）第3回F S A P報告書の主な内容

問題意識

金融機関は、低成長と低金利、及びその根底にある少子高齢化から来る逆風に直面。多くの金融機関及び生命保険会社は、国内での投資・与信が伸び悩み、収益確保のためにリスクを十分に理解していない海外証券投資・不動産投資といった新たな分野の業務を拡大している。こうした金融機関の直面する新たな課題に対応するためには金融監督の更なる深化・進展が必要。

主な提言

- ① 金融機関の新たな課題・リスクに対応するための金融監督の枠組みの強化
 - リスク・ベースの健全性監督の体制整備
 - 銀行・保険業界におけるコーポレート・ガバナンスの強化
 - 各銀行のリスク特性をより反映した資本水準を銀行に求めること
 - 保険業界に経済価値に基づいた健全性の評価制度を導入していくための取り組みを進めること
- ② マクロ経済や人口動態が金融機関に与える影響について金融機関と深度ある対話を行うこと、及び金融機関の存続可能性に関する懸念が見いだされた場合に迅速な対応を行うこと
 - 金融機関における手数料サービス等への移行の検討の推奨
 - 地域金融機関の統合の有効性の指摘
- ③ 危機管理・破綻処理の枠組みの更なる強化

Ⅲ 金融サービス利用者保護国際組織（F i n C o N e t）

1. 沿革

FinCoNetは、金融サービス利用者保護に関する情報・意見交換のために、金融消費者保護に関する監督当局間の非公式ネットワークとして、2003年に設立。

愛、英、中、加、仏、豪、西、日など24カ国のメンバーの他、オブザーバーとして6機関（IAIS、コンシューマー・インターナショナル、欧州委員会、OECD、OGAP、世銀）等が加盟。議長は、Lucie Tedesco氏（加金融サービス利用者保護庁長官）が、事務局はOECDが務める。

FinCoNetの目的は、主に、銀行取引及び信用供与（Banking and Credit）に焦点を当て、金融サービスに係る利用者保護規制当局間で、監督上のリスク・課題を認識するとともに、監督手法や監督上のベスト・プラクティス等を共有し、金融サービス利用者保護を強化することである。

FinCoNetの全メンバーを集めた上で年次総会（年間の予算・方針等に係る重要な意思決定を議論）及び関連セミナー（一定のトピックについて、FinCoNet加盟国当局の他、業界・学会等も招待し幅広い参加者で議論。）を、1年に1回、メンバー国持ち回りで開催している（2017年に、東京で年次総会等を開催）。これら年次総会等の他に、執行評議会（予算執行・運営等を議論。）や各議題に応じた常設委員会が開催されている。当庁の幹部は、執行評議会メンバーに選任されている。

2. 主な議論

現在、各議題に応じて、6つの常設委員会（SC：Standing Committee）が設置されており、当庁はSC3、SC4及びSC6のメンバーである。

委員会	参加国	作業内容
第1常設委員会（SC1） 監督ツールボックス	加（議長）、豪、蘭、葡、南阿、諾、沙	金融消費者保護の問題に対する各国の監督上の政策手法（監督ツール）を比較可能な形で検索可能な「道具箱」を構築し、一般向け公表。今後、コンテンツをアップデート予定。
第2常設委員会（SC2） 短期かつ高金利の消費者金融のデジタル化	愛（議長）、豪、伯、加、中、独、尼、葡、英	デジタル化された短期かつ高金利の消費者金融やペイデーローンに対する金融サービス利用者保護上のリスク・問題認識及び監督上の対応。2017年11月に各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を、2019年2月に監督上のガイドラインを公表した。
第3常設委員会（SC3） モバイル技術・技術革新	葡（議長）、日、伯、加、中、英、南阿、豪、尼、モーリシャス	オンライン・モバイル送金等に係るセキュリティ・リスクに係る課題への規制・監督上の対応。各国の現状及び監督上の対応についてまとめた最終報告書を2018年1月に公表した。
第4常設委員会（SC4） フィンテックへの対応	西（議長）、日、豪、伯、独、加、尼、葡、南阿、露、モーリシャス	IT技術の発展等が金融サービス利用者保護に与える影響として、そのリスク・監督上の課題及び監督上の対応について議論を進めている。各国が認識するリスク・監督上の課題及び対応状況についてまとめた報告書を2018年11月に公表した
第5常設委員会（SC5） 金融商品に関する広告	露（共同議長）、加（共同議長）、南阿、葡、西、豪、蘭、中	2018年3月に初会合を開催。金融商品（特に、消費者金融等）に係る広告や販売・勧誘等の際の行為規制、情報提供・開示のあり方等に係る問題意識及び監督上の対応について、調査・議論を実施。
第6常設委員会（SC6）	豪（議長）、	2018年3月に初会合を開催。金融機関に対して、顧客本位な金

顧客本意の金融商品、サービス等の提供	日、葡、加、伊、秘、西、伯、独、露、仏	融商品の設計を促す監督上のプラクティスや各種ツール等について、調査・議論を実施。
--------------------	---------------------	------------------------------------------

第21章 当局間の連携・協力等

第1節 経済連携協定

経済連携協定（EPA：Economic Partnership Agreement）は、経済関係の深い二国間及び地域内における国境を越えた物品・人・サービス・資本・情報の移動の自由化を促進し、経済活動全般の連携の強化あるいは一体化を実現することを目的としている。従来、自由貿易体制の維持・強化の役割は主に世界貿易機関（WTO：World Trade Organization）が担ってきたが、多国間での利害調整が複雑化しているため、近年、多くの国が多角的貿易体制を補完すべく、特定の二国間及び地域内における貿易自由化交渉に取り組んでいる。

経済連携協定（EPA）等の締結・交渉状況

相手先国	締結・交渉の状況
(発効済)	
シンガポール	2001年1月交渉開始／2002年1月署名／2002年11月発効 2006年6月再交渉開始／2007年9月発効
メキシコ	2002年11月交渉開始／2004年9月署名／2005年4月発効 2008年9月再交渉開始／2012年4月発効
マレーシア	2004年1月交渉開始／2005年12月署名／2006年7月発効
チリ	2006年2月交渉開始／2006年9月大筋合意／2007年3月署名／2007年9月発効
タイ	2004年2月交渉開始／2005年2月大筋合意／2007年4月署名／2007年11月発効
インドネシア	2005年7月交渉開始／2006年11月大筋合意 2007年8月署名／2008年7月発効
ブルネイ	2006年6月交渉開始／2006年12月大筋合意／2007年6月署名／2008年7月発効
ASEAN（包括）	2005年4月交渉開始／2007年8月大筋合意／2008年4月署名／2008年12月一部を発効
フィリピン	2004年2月交渉開始／2004年11月大筋合意 2006年9月署名／2008年12月発効
スイス	2007年5月交渉開始／2008年9月大筋合意／2009年2月署名／2009年9月発効
ベトナム	2007年1月交渉開始／2008年9月大筋合意／2008年12月署名／2009年10月発効
インド	2007年1月交渉開始／2010年9月大筋合意／2011年2月署名／2011年8月発効
ペルー	2009年5月交渉開始／2010年11月大筋合意／2011年5月署名／2012年3月発効
オーストラリア	2007年4月交渉開始／2014年4月大筋合意／2014年7月署名／2015年1月発効
モンゴル	2012年6月交渉開始／2014年7月大筋合意／2015年2月署名／2016年6月発効
(交渉中)	
ASEAN（投資・サービス）	2010年10月交渉開始／2017年11月最終合意／2019年2月署名
環太平洋パートナーシップ（TPP/TPP11）協定	TPP: 2010年3月交渉開始（日本は2013年7月の交渉から参加）／2016年2月署名 TPP11: 2017年11月大筋合意／2018年3月署名／2018年12月発効
コロンビア	2012年7月交渉開始
カナダ	2012年11月交渉開始
日中韓	2013年3月交渉開始
EU	2013年4月交渉開始／2017年7月大筋合意／2018年7月署名／2019年2月発効
東アジア地域包括的経済連携（RCEP）	2013年5月交渉開始
サービスの貿易に関する新たな協定（TiSA）	2013年6月交渉開始
トルコ	2014年12月交渉開始
(交渉中断)	
韓国	2003年12月交渉開始／2004年11月以降交渉中断

I 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定／環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（TPP11）

関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった新しい分野のルールを構築する包括的協定。金融サービスについても1章が割かれている。2010年3月に交渉開始。日本（2013年7月に交渉参加）、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、メキシコ及びカナダの12か国が参加し2016年2月に署名。

2017年1月、米国がTPPを離脱する大統領令に署名し、TPPから離脱。これを受け米国を除く11か国は、協定の早期発効に向けて同年5月にベトナム（ハノイ）においてTPP閣僚会合を開催。会合後の閣僚声明では、米国の参加を促進する方策も含めた今後の選択肢の検討を同年11月のAPEC首脳会合までに完了させること等が盛り込まれた。本声明を踏まえ、同年11月にベトナム（ダナン）で開催されたTPP閣僚会合において、11カ国によるTPP（TPP11）が大筋合意に至り、2018年3月にはチリ（サンティアゴ）にて同協定の署名が行われた。

同協定の発効には署名国の内6カ国が国内手続きを終えていることが必要であり、日本では196回通常国会において同協定が承認され、関連法案も成立した。同協定は、我が国を含む6か国が国内手続を完了したことにより、同年12月30日に発効した。

II 日EU・EPA

TPP/TPP11同様、関税・非関税分野の自由化や、知的財産、電子商取引といった分野のルールを規律。2013年3月交渉開始。2017年12月に首脳間において交渉妥結を確認、2018年7月に署名された。日本及びEUの双方が国内手続を完了したことにより、2019年2月1日に発効した。

III その他経済連携協定（EPA）交渉等

現在、8つの協定交渉が進行している。交渉状況はそれぞれ以下のとおり。

1. サービスの貿易に関する新たな協定（TISA: Trade in Services Agreement）

1995年のWTOの発足に伴い、「サービス貿易に関する一般協定（GATS: General Agreement on Trade in Services）」が発効されたが、発行から長期間が経ち、さらなる自由化の必要性が増していることから、22（現在は23）カ国・地域が2013年6月に交渉開始。

2. 東アジア地域包括的経済連携（RCEP: Regional Comprehensive Economic

Partnership)

2013年5月に交渉開始。現在の交渉参加国は、日本、ASEAN10ヶ国、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド。

3. 日中韓FTA

2013年3月に交渉開始。

4. 日トルコEPA

2014年12月に交渉開始。

5. 日カナダEPA

2012年11月に交渉開始。

6. 日コロンビアEPA

2012年7月に交渉開始。

7. 日ASEAN EPA (AJCEP: ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership)

物品貿易等については2008年12月から順次発効。2010年10月から、投資・サービスの交渉を行っており、2017年11月、閣僚レベルで交渉終結を確認し、2019年4月までに署名が完了した。日本及びASEANにおいて、発効に向けた国内手続が進められている。

IV 世界貿易機関(WTO)による貿易政策検討制度(TPRB)審査

WTO加盟国の貿易政策及び貿易慣行について一層の透明性を確保し、理解を深めることにより、多角的貿易体制が一層円滑に機能することに資することを目的として実施されており、金融サービスも対象に含まれる。2年に1度対日審査が行われており、直近は2017年3月に対面会合が行われた。その後、頻度が3年に1度となり、次回対日審査は、2020年3月に行われる予定。

第2節 アジア地域ファンド・パスポート（ARFP）

ARFP（Asia Region Funds Passport）は、APEC加盟国のうち参加を表明した国が、投資家保護上の要件を満たしたファンド（投資信託等）について、相互に販売を容易にすることを目的に、規制の共通化を図るための枠組みである。

2010年以降、ARFPのルールを検討が行われてきたところ、2016年4月、日本、オーストラリア、韓国及びニュージーランドの4カ国が、同年6月、タイが、ARFPの協力覚書（MOC）に署名を行い、MOCが発効した。これを受け、各参加国は、国内制度の整備に取り組んできた。

我が国は、2017年12月にアジア地域ファンド・パスポートの登録のための手続きを示したガイドライン「アジア地域ファンド・パスポートの創設及び実施にかかる協力覚書に基づく、輸出ファンドの登録申請及び輸入ファンドの認証申請の手続等に関する実施要領」（Implementation Guidelines）を公表し、国内での制度整備を完了。2018年2月にタイが、2018年9月にオーストラリアがこれに続いて国内での制度整備を完了し、2019年2月、日本を含む当該3カ国において、ARFPの登録申請受付が開始された。

2016年6月に設置された、ARFPの円滑な実施を目的とした合同委員会（Joint Committee）は、2018事務年度においては、2018年9月にオークランド、2019年5月にソウルにおいて合同委員会対面会合を行った。

第3節 当局間協議

金融庁は、2018 事務年度においては、英国等の国・地域の金融当局との間で二国間協議等を実施し、金融規制や経済情勢等に関する意見交換を行った。また、ドイツ連邦金融監督庁（B a F i n）との間で監督協力に係る書簡交換を実施した。日中首脳会談の際には、金融庁と中国証券監督管理委員会が日中証券市場協力を合意・署名した。

I 米国

金融庁と全米保険監督官協会（N A I C）は、2014 年以降、日米両国の保険監督上の相互理解及び連携強化を目的として、定期的な意見交換を行っている。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019 年 1 月 23 日	東京	総合政策局審議官	全米保険監督官協会会長
2018 年 4 月 4 日	東京	金融国際審議官	全米保険監督官協会会長

II 欧州委員会（EC）

欧州委員会（EC）の金融安定・金融サービス・資本市場同盟総局（F I S M A）と金融庁との間で、1985 年以來、1～2 年に 1 回程度のペースで日EUハイレベル金融協議を開催。ホストは通例、日本・EUが交互に務める。金融規制等について定期的な意見交換を行う。日EU・EPA発効により、次回 2019 年会合から、日EU合同金融規制フォーラムとして開催される予定。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2017 年 10 月 3 日	ブリュッセル	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長
2016 年 1 月 20 日	東京	金融国際審議官	金融安定・金融サービス・資本市場同盟（FISMA）総局長

III 英国

英当局と財務省・金融庁との間で、2018 年以來、1～2 年に 1 回程度のペースで日英財務協議を開催。ホストは通例、日本・英国が交互に務める。経済・金融に係る幅広いテーマについて定期的な意見交換を行う。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018 年 12 月 11 日	ロンドン	審議官（国際担当）	英財務省国際EU局長、金融サービス局長
2018 年 1 月 24 日	東京	金融国際審議官	英財務省国際EU局長、金融サービス局長

IV 中国

2018年10月の日中首脳会談での合意に基づき、日中証券市場協力の強化を議論する枠組みとして、2019年4月、上海で第1回日中資本市場フォーラムを開催。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年4月22日	上海	長官	証券監督管理委員会副主席

V 台湾

2014年11月、台湾金融監督管理委員会（FSC）の黄副主任委員より、金融庁に対し、両国の銀行監督等について意見交換を定期的に行いたいとの提案があり、日台金融協議を設置。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2018年10月25日	東京	総合政策局審議官	副主任委員
2017年11月17日	台北	総務企画局審議官	銀行局長

VI ミャンマー

2019年3月、財務・金融分野における日緬協力を更に推し進めるため、ネピドーにて日緬の財務・金融当局を含む関係者が一堂に会して、緬への支援策の進捗状況及び課題等について包括的に議論するため、二国間協議を実施。

開催日	開催地	金融庁参加者	先方参加者
2019年3月6日	ネピドー	総合政策局参事官	計画財務副大臣

第4節 金融技術協力

I 概要

金融庁は、アジア等の新興市場国に対し、各国の金融インフラの発展状況に応じて、①ソフト面のインフラ整備、②ハード面のインフラ整備、③行政運営の知見・経験の共有といった支援を行い、地域全体の市場機能の向上や成長に貢献している。

具体的には、アジア等の新興市場国の金融当局との間で金融技術協力の枠組を構築した上で、研修開催やハイレベル面会等を通じて技術協力を実施し、金融制度の整備や金融当局の能力向上を支援している。

II 活動実績

金融庁はこれまでにミャンマー、ベトナム、インドネシア、タイ等の7か国15当局との間で金融技術協力に係る覚書締結（書簡交換）を実施し、金融技術協力の枠組を構築した上で、日系金融機関等の意見も幅広く聴取しつつ、長期専門家の派遣や先方関心事項に対応した現地金融当局職員対象の研修開催等、各国への技術支援を実施している。

2018 事務年度では、対象国のニーズに応じ、例えば以下のような技術支援を実施。

- ① ミャンマーでは、健全かつ公正な資本市場の育成及び保険市場の健全な発展を目的にミャンマー計画財務省にそれぞれの分野の長期専門家を継続派遣している。資本市場の支援について2018年1月に策定された「資本市場活性化支援計画」の進捗状況及び今後の支援策をまとめた「プログ्रेसレポート」を策定して計画財務副大臣等へ手交（2018年9月）し、これらに基づく技術協力等を実施した。また、同国保険セクターについて2018年6月にロードマップとしての「ミャンマー保険セクター支援計画」を官民挙げて作成し、計画財務副大臣へ手交した上、同計画に基づく技術協力を実施した。
- ② ベトナムでは、当局間のハイレベルでの意見交換に加えて、ベトナム政府や市場関係者向けに、株式市場の役割や公正・透明な株式市場実現に向けた課題に関する講演を実施。
- ③ インドネシアでは、継続的なハイレベル間の会談の実施により両金融当局間の信頼関係を強化。また、財務・金融当局間の協議において、フィンテックに関する取組等について意見交換を実施。
- ④ タイでは、中央銀行に対し銀行監督や電子決済に関するセミナーを実施。

また、アジア等の新興市場国の銀行・証券・保険監督当局の職員を招聘し、それぞれの分野における日本の規制・監督制度や取組み等の一般的な内容について幅広く講義を行う「銀行・証券・保険監督者セミナー」を実施している。

第5節 グローバル金融連携センター（GLOPAC）

I 概要

2014年4月に設置したアジア金融連携センター（AFPAC: Asian Financial Partnership Center）を、2016年4月にグローバル金融連携センター（GLOPAC: Global Financial Partnership Center）に改組した。支援地域については、アジアのみならず、中東やアフリカ、中南米等も対象に追加した。GLOPACでは、支援対象地域の金融当局者を研究員として日本に招聘し、研修プログラムの提供等を通じて各国金融当局との関係を強化している。また、強固な協力関係を構築した上で、研修プログラムを終了した研究員とのネットワークを維持・強化している。

II 活動実績

2014年7月以降、32の国・地域^(※)の金融当局者を招聘し、計126名の研究員・インターン生がAFPAC及びGLOPACのプログラムを修了した（2019年6月現在）。

長期滞在の研究員については、概ね2～3ヶ月間の滞在期間中、金融庁の組織・業務概要や金融規制の枠組み、検査・監督実務等に関する基本的な講義を提供し、その後、各研究員のニーズや関心に応じて、当庁職員によるテーマ別研修や意見交換等を行っている。さらに、研究員に対し、外部関係機関等を訪問する機会も提供している。

研究員は、母国の金融システムの現状や課題、GLOPACの研修プログラムを通じて学んだ内容や今後の課題等について、庁内で報告会を行う。一部の研究員については、国内で開催される国際シンポジウム等において発表することもある。

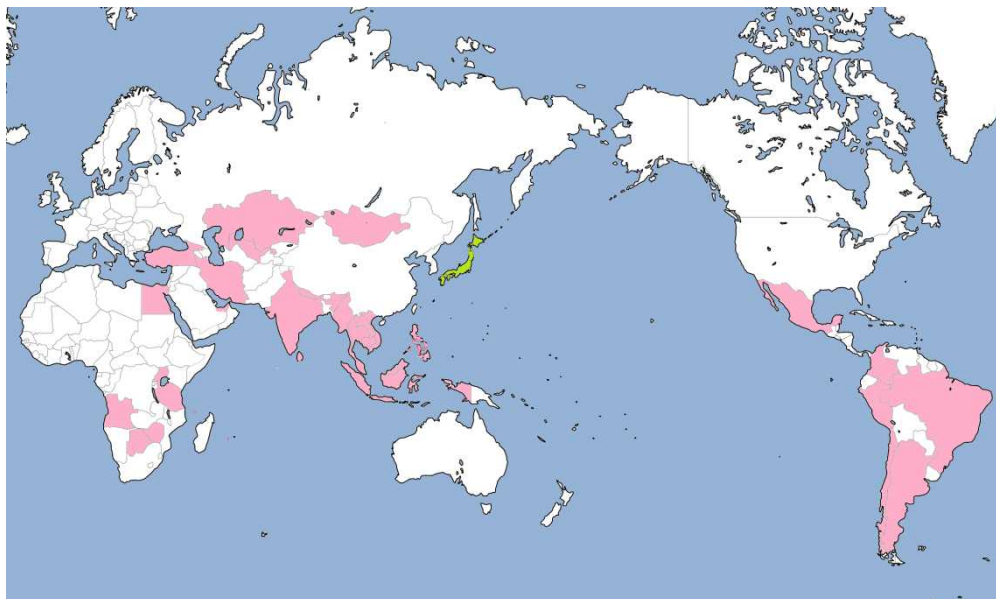
また、プログラムを修了した研究員（卒業生）との継続的なネットワーク構築・強化のため、以下、5つの施策を通じ、卒業生のフォローアップを行っている。

- ① 卒業生を日本に再招聘し、現役生や当庁職員との意見交換の実施
- ② 当庁職員が現地に出張し、卒業生との意見交換を行う同窓会の実施
- ③ 当庁職員が外国出張する際、卒業生とのフォローアップ面談の実施
- ④ GLOPACが発行するニュースレターの送付
- ⑤ 当庁等が主催する国際シンポジウムに卒業生をパネリストとして招聘

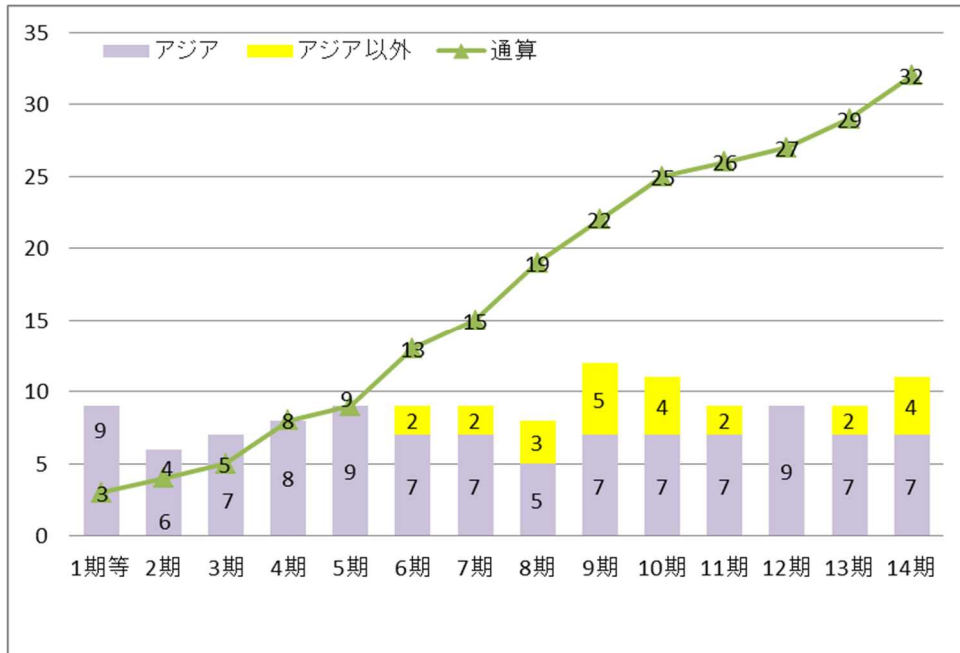
(※) アルゼンチン、アンゴラ、イラン、インド、インドネシア、ウガンダ、ウズベキスタン、エジプト、カザフスタン、カンボジア、コロンビア、ジョージア、ジンバブエ、スリランカ、タイ、タンザニア、チリ、ドバイ、トルコ、ネパール、フィリピン、ブラジル、ベトナム、ペルー、ボツワナ、マレーシア、ミャンマー、メキシコ、モルディブ、モンゴル、ラオス、UAE。

	受入期間	人数	出身国 (人数)
第1期	2014年7月29日 ～11月28日	3	ベトナム (1) モンゴル (2)
第2期	2014年10月21日 ～2015年2月6日	6	タイ (2) ベトナム (1) モンゴル (1) ミャンマー (1) タイ (1)
第3期	2015年3月3日 ～5月29日	7	カンボジア (1) ベトナム (1) ベトナム (2) モンゴル (2) タイ (1)
第4期	2015年7月28日 ～10月9日	8	カンボジア (1) インド (1) ラオス (1) スリランカ (1) タイ (1) ベトナム (1) モンゴル (2)
第5期	2015年10月14日 ～2016年1月15日	6	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム各 (1) モンゴル (2)
第6期	2016年2月29日 ～5月31日	9	タイ (2) カンボジア (1) ベトナム (1) モンゴル (2) ドバイ (1) フィリピン (1) マレーシア (1)
第7期	2016年7月26日 ～9月30日	8	イラン (1) カンボジア (1) タイ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) インド (1) ペルー (1) モンゴル (1)
第8期	2016年10月13日 ～2017年1月13日	6	ベトナム (1) ブラジル (1) メキシコ (1)、インドネシア (2) ミヤ ンマー (1)
第9期	2017年2月22日～ 5月19日	9	インド (1) エジプト (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) タンザニア (1) ベトナム (1) ボツワナ (1) ラオス (1)
第10期	2018年7月25日～ 9月29日	11	アルゼンチン (1) イラン (1) インド (1) インドネシア (1) タイ (1) チリ (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1) ラオ ス (1) UAE (1)
第11期	2018年10月11日～ 12月20日	8	インドネシア (1) ウズベキスタン (1) タイ (1) トルコ (1) フィ リピン (1) ボツワナ (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第12期	2018年4月4日～6 月22日	9	インド (1) インドネシア (1) カザフスタン (1) カンボジア (1) タイ (1) ネパール (1) ベトナム (1) ミャンマー (1) モンゴル (1)
第13期	2018年7月24日～ 9月28日	9	アンゴラ (1)、インドネシア (1)、カザフスタン (1)、ジョージア (1)、タイ (1)、フィリピン (1)、ブラジル (1)、ミャンマー (1)、 モンゴル (1)
第14期	2018年10月16日～ 12月26日	9	アルゼンチン (1)、インドネシア (1)、エジプト (1)、コロンビア (1)、ジンバブエ (1)、ベトナム (1)、ミャンマー (1)、モルディ ブ (1)、モンゴル (1)
	インターン (数週間) 国内大学院に留学中の者	15	インド (1)、ウガンダ (1) ウズベキスタン (1) カンボジア (1) タ イ (7) フィリピン (2) ブラジル (1) ベトナム (1)
	短期研修 (数日間)	3	ベトナム (3)

金融連携センターにおける新興国当局職員の受入状況



金融連携センターにおける参加者の出身国・地域の数の推移



第22章 その他の課題

第1節 新たな課題に関する国際的な動き

I サイバーセキュリティ

1. G7

G7は、金融機関に対するサイバー攻撃の脅威が増し、金融システムの安定にも影響を与えかねないことを踏まえ、米国、英国を共同議長として2015年6月にG7サイバーエキスパートグループを設置した。

エキスパートグループでは、金融セクターにおけるサイバーセキュリティの現状分析や、G7各国間の連携を模索することを目的として活動を行っており、2016年10月、金融機関がサイバーセキュリティ対策を講ずる上で、重要と考えられる「基礎的な要素」を公表。2017年10月には、「基礎的な要素」に示されたプラクティスの適切な実施・評価を行うという点に焦点をあてた「金融セクターのサイバーセキュリティの効果的な評価に関する基礎的要素」を公表。2018年10月には、「脅威ベースのペネトレーションテストに関するG7の基礎的要素」、「金融セクターにおけるサードパーティのサイバーリスクマネジメントに関するG7の基礎的要素」を公表した。また、2019年6月には、サイバー合同演習を実施した。

現在、エキスパートグループでは、他の分野（エネルギー・通信）との協調、セキュリティの脆弱性などについての議論が行われている。

2. G20

ドイツ議長下の2017年3月G20財務大臣・中央銀行総裁会合の共同宣言をうけて、FSBは、サイバーセキュリティ関連の規制・監督上の取組みの公表情報を収集し、ストックテイク報告書としてとりまとめ、2017年10月にG20に提出、公表。

アルゼンチン議長下では、FSBが、当局間の情報共有等を目的に、サイバー用語集をとりまとめ、2018年11月にG20に提出、公表。

日本議長下では、FSBが、金融機関のサイバーインシデントに対するレスポンス及びリカバリーについて、2年間の作業を開始。2019年6月に進捗報告書をG20に提出、公表。

3. IOSCO

各委員会の横断的な検討の結果として、2016年4月に「証券市場におけるサイバーセキュリティ」と題する報告書を公表した。本レポートにおいて、①サイバーセキュリティ及びフィンテックの注視、②情報共有プラットフォームの開発及び保守、③年次円卓会合開催及び④机上訓練の主導をマニフェストとする、組織の設置が提言

された。かかる提言を踏まえ、2017年10月のIOSCO代表理事会において、新たにサイバーリスクに係る検討を行うタスクフォースの設置が決議された。

4. CPMI-IOSCO

2014年、CPMIとIOSCOは、清算機関等の金融市場インフラ（FMI）に対するサイバー強靱性のガイダンスを策定することを主なマニフェストとするサイバーセキュリティに関する作業部会（WGCR）を設置し、2016年6月に「金融市場インフラのためのサイバー攻撃耐性に係るガイダンス（サイバーガイダンス）」を公表した。本ガイダンスは、サイバーリスク以外の他のオペレーショナル・リスク等を含むFMI原則を補完するものとされており、ガバナンス、リスクの特定、サイバー攻撃の防御、対応及び復旧といった主要なリスク管理項目等を示している。現在、WGCRは、本ガイダンスの普及とFMIにおけるサイバーセキュリティ強化に向けたモニタリング等の取組みを行っている。

II 持続可能な開発目標（SDGs）

経済・金融システムの持続可能性を確保するためには、国内外の様々な社会的課題の解決を通じて金融・資本市場がリターンを確保し、企業が中長期的な価値を向上させることが重要である。我が国政府はSDGs推進本部を設置し、官民連携でSDGsを推進してきた。SDGsは、企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生を増大を目指すという金融行政の目的にも合致している。

2017年末、金融とSDGsとの関係や、SDGs推進に向けて金融庁が果たすべき役割を検討するため、庁内に部局横断的な「SDGs取組戦略PT」を設置した。2018年初めより、有識者やSDGs/ESGに積極的な取組みを行う事業会社・金融機関等にヒアリングを実施した。SDGsは、本来的には企業・投資家・金融機関といった各経済主体が自主的に取り組むべきものであるが、何らかの要因でそうした動きが妨げられて外部不経済が発生している場合には、経済全体としての最適な均衡の実現に向け、当局として対応を促すことも必要である。金融庁としては、SDGsを推進する上で、中長期的な投融資リターンや企業価値の向上につながる形で実現されるよう各経済主体の自主的な対応を引き出すことを基本的な方向性としている。PTでは、こうした考え方や、金融庁がこれまで取り組んできた施策をSDGsという新たな視点から整理し、政府のSDGs推進本部幹事会や、金融庁がオブザーバーとして参画している環境省ESG金融懇談会、そのフォローアップ会議体であるESG金融ハイレベル・パネルの場で説明・公表し、関係省庁と連携しながら、SDGs推進に向けた議論を深めている。

また、SDGs推進の一環として、TCFDによる提言の普及・浸透に向け、我が国企業の取組みを促しており、2019年2月には、日本取引所グループとの共催によるTCFDシンポジウムを開催した。同年5月には、企業と投資家が一堂に会し、望ましい開示のあり方等について議論する民間主体のTCFDコンソーシアムが発足し、経

済産業省及び環境省と共にサポートしている。

さらに、国内外におけるサステナブル・ファイナンスへの関心の高まりを受け、2019年3月には、チーフ・サステナブル・ファイナンス・オフィサーを任命し、国際会合等の場において、我が国の取組みや意見を積極的に発信している。また、ISO（国際標準化機構）で、サステナブル・ファイナンスに関する国際標準規格の策定に向けた専門委員会（TC322）が設置されたことに伴い、我が国でも、2019年4月に、対応方針を検討するためのTC322国内委員会（事務局：日本規格協会）が設置され、当庁も参画している。その他、2018年以降、引き続き、サステナブル・ファイナンスにかかる金融監督当局や中央銀行間の国際的なネットワークであるSIF（Sustainable Insurance Forum）やNGFS（Network for Greening the Financial System）に参画している。

このほか、海外における取組みや国際的な議論の動向を踏まえながら、気候関連リスクについて、金融監督やモニタリングの枠組みとの関係も含め、どのように取組み、対応していくかを検討していくため、庁内に「サステナブル・ファイナンスに関する金融監督・モニタリング対応検討プロジェクトチーム」を設置し、海外金融機関における先進的な取組み等について実態把握を進めた。

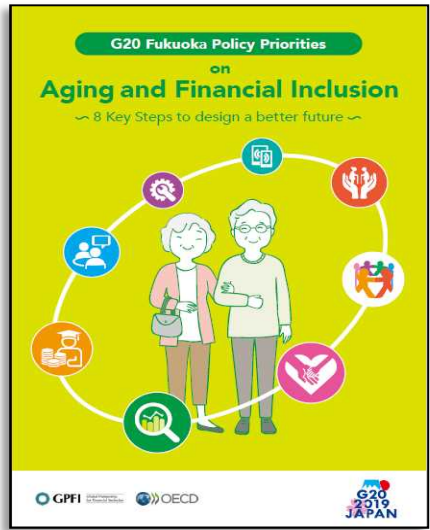
Ⅲ 誰もが金融サービスを当たり前利用できる状況（金融包摂）

2009年のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、途上国における金融アクセス支援を目的とした、G20金融包摂専門家グループの創設が決定。貧困層への金融アクセス支援と、中小企業のための官民連携による新たな資金支援スキームの検討を行うことが表明された。その後、G20金融包摂専門家グループの活動を引き継ぐ形で、2010年のソウル・サミットにおいて金融包摂のためのグローバル・パートナーシップ（GPF I：Global Partnership for Financial Inclusion）が発足。2014年には金融包摂のための行動計画（FIAP：Financial Inclusion Action Plan）が策定（以後、3年毎に改訂）され、2017年に改訂された。2018年12月、日本はGPF Iの議長に就任し、高齢化先進国として、「高齢化と金融包摂」をテーマに設定、積極的に議論を主導。同テーマの下、GPF IはOECDと共同で、国際社会が直面する高齢化の課題と対応について、「高齢化と金融包摂のためのG20福岡ポリシー・プライオリティ」を策定した。同報告書は2019年6月に開催されたG20サミットにおいて承認された。また、同月には、同報告書を基に「G20高齢化と金融包摂ハイレベルシンポジウム（GPF Iフォーラム）を東京で主催。国内外の有識者を招き、活発な意見交換を行った。

高齢化と金融包摂のための

G20福岡ポリシー・プライオリティ

（原題：G20 Fukuoka Policy Priorities on Aging and Financial Inclusion）



第2節 米国トランプ政権の金融規制改革

米財務省は、既存の金融規制の検証を指示した大統領令を踏まえ、金融規制の見直しに関する報告書（「経済的な機会を創る金融システム」）を4つ公表（銀行関連、資本市場関連、資産運用・保険関連、ノンバンク金融機関・フィンテック）。2018年7月、同報告書（銀行関連）に基づき、米5当局（米国通貨監督庁（OCC）、連邦準備銀行（FRB）、連邦預金保険公社（FDIC）、米国証券取引委員会（SEC）、商品先物取引委員会（CFTC））が「ボルカールール」の一部を緩和する改正案について意見公募を実施したことを受け、当庁は日本銀行と連名で域外適用の撤廃、更なる規制の緩和・明確化等を要望するレターを同年10月に発出した。

第3節 英国のEU離脱（Brexit）

英国・EU間の離脱交渉は、依然として先行きが不透明な状況が続いている。日本政府は、「英国のEU離脱に関する政府タスクフォース」を開催し、各業界の状況、取組み等を踏まえ、必要な対応の検討を行っている。当庁は、それらの検討も踏まえつつ、日本の金融機関が円滑に対応できるよう、各種会合や面会の機会を捉えて英国・欧州当局に働きかけを行った。

巻末資料 1

最近の主な金融関連立法

提出年	法律名	主な内容	公布日	施行日
2019年 198国会 (常会)	金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律の一部を改正する法律	預金保険機構の金融機能早期健全化勘定に属する剰余金を活用するため、金融機能早期健全化業務の終了の日前における国庫納付について定めるとともに、金融機能早期健全化勘定から金融再生勘定への繰入れをすることができることとしたもの。	R1.5.24	R1.5.24
2019年 198国会 (常会)	情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応するための資金決済に関する法律等の一部を改正する法律	近時の情報通信技術の進展に伴う金融取引の多様化に対応し、金融の機能に対する信頼の向上及び利用者等の保護等を図るため、暗号資産交換業者に関する規制の整備、暗号資産を用いたデリバティブ取引や資金調達取引に関する規制の整備、顧客に関する情報をその同意を得て第三者に提供する業務等の金融機関の業務への追加、店頭デリバティブ取引における証拠金の清算に係る規定の整備等の措置を講ずるもの。	R1.6.7	公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日。

巻末資料2

この1年の監督指針及び事務ガイドラインの改正等（2018事務年度）

主要行等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2018年7月6日 (2018年7月9日適用)	「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正
2018年7月13日 (2018年7月13日適用)	破綻処理準備態勢の整備及び金融機関の報酬体系に係る改正
2018年8月15日 (2018年8月16日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正
2019年1月31日 (2019年1月31日適用)	流動性比率規制の一部改正に係る改正
2019年2月18日 (2019年3月31日適用)	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正
2019年3月1日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正に係る改正
2019年3月15日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」等の一部改正等に係る改正

中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2018年7月6日 (2018年7月9日適用)	「産業競争力強化法等の一部を改正する法律」の施行に係る改正

2018年8月15日 (2018年8月16日適用)	「銀行法施行令等の一部を改正する政令」等の施行に係る改正
2019年1月31日 (2019年1月31日適用)	流動性比率規制の一部改正に係る改正
2019年2月18日 (2019年3月31日適用)	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正
2019年6月28日 (2019年6月28日適用)	早期警戒制度の見直しに係る改正

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2018年7月13日 (2018年7月13日適用)	破綻処理準備態勢の整備、金融機関の報酬体系、ファンドの募集等を行う者及びファンドの運用を行なう者へのモニタリングに係る改正
2019年3月1日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正に係る改正
2019年3月15日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」等の一部改正等に係る改正
2019年3月18日 (2019年4月1日適用)	私設取引システム（PTS：Proprietary Trading System）における信用取引取扱い開始に係る改正
2019年3月25日 (2020年1月1日適用)	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に係る改正（店頭外国為替証拠金取引）
2019年6月18日 (2021年4月1日適用)	「金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」に係る改正（店頭外国為替証拠金取引）
2019年6月10日 (2019年7月1日適用)	レポ・証券貸借取引に係る改正

事務ガイドライン 第三分冊:金融会社関係

公表日	改正・策定内容
2019年3月29日 (2019年3月29日適用)	一般社団法人全国銀行協会全国銀行個人信用情報センターによる貸付自粛制度の開始に伴う改正 (指定信用情報機関関係)
2019年4月15日 (2019年4月15日適用)	「不動産特定共同事業法施行規則の一部を改正する命令」の施行に伴う改正 (不動産特定共同事業関係)

系統金融機関向けの総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2018年11月20日 (2018年11月20日適用)	系統金融機関等の所有不動産の有効活用等に係る改正
2019年1月31日 (2019年1月31日適用)	流動性比率規制の一部改正に係る改正
2019年2月18日 (2019年3月31日適用)	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正
2019年3月15日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第1の柱・第3の柱）に関する告示」等の一部改正等に係る改正する政令等」等の施行に係る改正（2017年3月24日）
2019年3月22日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正等に係る改正
2019年4月22日 (2019年4月22日適用)	決算状況等の報告に係る参考様式の改正について

漁協系統信用事業における総合的な監督指針

公表日	改正・策定内容
2018年11月20日 (2018年11月20日適用)	系統金融機関等の所有不動産の有効活用等に係る改正
2019年2月18日 (2019年3月31日適用)	金利リスクのモニタリング手法等の見直しに係る改正
2019年3月22日 (2019年3月31日適用)	「自己資本比率規制（第3の柱）に関する告示」の一部改正等に係る改正
2019年4月22日 (2019年4月22日適用)	決算状況等の報告に係る参考様式の改正について

金融庁の所在地等

2019年6月30日現在

金融庁

〒100-8967 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

証券取引等監視委員会

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)

公認会計士・監査審査会

〒100-8905 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館
電話番号 03-3506-6000 (代表)



(地下鉄)

- ・ 丸ノ内線・千代田線「霞ヶ関」駅又は「国会議事堂前」駅で下車徒歩5分
- ・ 日比谷線「霞ヶ関」駅で下車徒歩5分
- ・ 銀座線「虎ノ門」駅で下車徒歩5分

<http://www.fsa.go.jp/>
Financial Services Agency